

平成24年9月3日 開会

平成24年9月25日 閉会

平成24年9月定例会

美作市議会会議録

平成24年第5回9月定例会目次

◎ 第1日（9月3日開会）

1. 議事日程	1
2. 出席議員	2
3. 欠席議員	2
4. 会議録署名議員	2
5. 出席説明員	3
6. 出席事務局職員	3
開会	4
散会	33

◎ 第2日（9月5日再開）

1. 議事日程	35
2. 出席議員	35
3. 欠席議員	35
4. 出席説明員	35
5. 出席事務局職員	35
開議	36
延会	77

◎ 第3日（9月6日再開）

1. 議事日程	79
2. 出席議員	79
3. 欠席議員	79
4. 出席説明員	79
5. 出席事務局職員	79
開議	80
延会	133

◎ 第4日（9月7日再開）

1. 議事日程	135
2. 出席議員	135
3. 欠席議員	135
4. 出席説明員	135
5. 出席事務局職員	135
開議	136
延会	176

◎ 第5日（9月10日再開）

1. 議事日程	177
2. 出席議員	177
3. 欠席議員	177
4. 出席説明員	177
5. 出席事務局職員	177
開 議	178
延 会	220

◎ 第6日（9月11日再開）

1. 議事日程	221
2. 出席議員	221
3. 欠席議員	221
4. 出席説明員	221
5. 出席事務局職員	221
開 議	222
閉 会	282

◎ 第7日（9月25日再開）

1. 議事日程	283
2. 出席議員	283
3. 欠席議員	283
4. 出席説明員	283
5. 出席事務局職員	283
開 議	284
閉 会	315

◎ その他資料

一般質問	317
------	-----

平成24年9月3日

(第 1 号)

1. 議 事 日 程 (初日)

(平成24年第5回美作市議会9月定例会)

平成24年9月3日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 委員長報告 (産業建設委員長)
- 日程第6 美作クリーンセンター建設特別委員会委員長の中間報告について
- 日程第7 発議第8号 決算特別委員会の設置について
- 日程第8 発議第9号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について
- 日程第9 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第10 報告第5号 専決処分の報告について (損害賠償額の決定)
- 報告第6号 専決処分の報告について (損害賠償額の決定)
- 報告第7号 専決処分の報告について (損害賠償額の決定)
- 報告第8号 専決処分の報告について (損害賠償額の決定)
- 報告第9号 専決処分の報告について (損害賠償額の決定)
- 報告第10号 出資法人等の経営状況について
- ・美作市土地開発公社
 - ・(有)特産館みまさか
 - ・(有)大原農業振興センター
 - ・東粟倉特産物販売(有)
 - ・東粟倉工房(株)
 - ・作東バレンタインホテル
 - ・(財)バレンタインパーク作東振興公社
- 報告第11号 平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第11 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて (平成24年度美作市一般会計補正予算 (第2号))
- 日程第12 議案第68号 美作市消防庁舎土地購入契約の締結について
- 日程第13 認定第1号 平成23年度美作市一般会計決算の認定について
- 認定第2号 平成23年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 認定第3号 平成23年度美作市介護保険特別会計決算の認定について
- 認定第4号 平成23年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について
- 認定第5号 平成23年度美作市土地取得特別会計決算の認定について
- 認定第6号 平成23年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について
- 認定第7号 平成23年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について

- 認定第8号 平成23年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について
- 認定第9号 平成23年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について
- 認定第10号 平成23年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について
- 認定第11号 平成23年度美作市武蔵の里特別会計決算の認定について
- 認定第12号 平成23年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 認定第13号 平成23年度美作市愛の村パーク特別会計決算の認定について
- 認定第14号 平成23年度美作市水道事業決算の認定について
- 認定第15号 平成23年度美作市病院事業決算の認定について
- 認定第16号 平成23年度美作市下水道事業決算の認定について

日程第14 議案第69号 訴えの提起について

- 議案第70号 訴えの提起について
- 議案第71号 市道路線の認定について
- 議案第72号 市道路線の変更について
- 議案第73号 美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について
- 議案第74号 美作市防災会議条例及び美作市災害対策本部条例の一部を改正する条例について
- 議案第75号 美作市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第76号 湯郷地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第77号 美作市特定疾患医療附帯療養交通費支給条例の一部を改正する条例について
- 議案第78号 美作市営住宅等整備の基準に関する条例の制定について
- 議案第79号 美作市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議案第80号 平成24年度美作市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第81号 平成24年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第82号 平成24年度美作市武蔵の里特別会計補正予算（第1号）

2. 出席議員は次のとおりである（22名）

- | | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 山本雅彦 | 2番 | 則本陽介 |
| 3番 | 萬代師一 | 4番 | 山本重行 |
| 5番 | 尾高誉久 | 6番 | 岡崎正裕 |
| 7番 | 西元進一 | 8番 | 本城宏道 |
| 9番 | 安東章治 | 10番 | 橋本健二 |
| 11番 | 向原伸一 | 12番 | 鈴木悦子 |
| 13番 | 栗井基雄 | 14番 | 岩江正行 |
| 15番 | 小淵繁之 | 16番 | 万殿紘行 |
| 17番 | 絹田和昭 | 18番 | 新免昌和 |
| 19番 | 日笠一成 | 20番 | 福島協 |
| 21番 | 内海健次 | 22番 | 道上政男 |

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

- | | | | |
|-----|------|-----|------|
| 17番 | 絹田和昭 | 18番 | 新免昌和 |
|-----|------|-----|------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市 長	安 東 美 孝	副 市 長	皆 木 照 夫
教 育 長	内 海 壽 志	政 策 審 議 監	岩 崎 清 治
総 務 部 長	中 西 祐 司	危 機 管 理 監	小 林 昭 文
企 画 振 興 部 長	大 寺 剛 寅	市 民 部 長	平 尾 孝 之
税 務 部 長	西 浦 豊 照	保 健 福 祉 部 長	神 吉 康 之
建 設 部 長	春 名 修 治	田 園 観 光 部 長	江 見 幸 治
上 下 水 道 部 長	中 尾 友 保	教 育 次 長	福 原 覚
消 防 長	森 正 彦	会 計 管 理 者	谷 和 彦
外-内-建設担当部長	石 田 薫	企 画 振 興 部 財 政 課 長	遠 藤 宏 一

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議 会 事 務 局 長	欽 先 耕 二
課 長	内 藤 淳 子
課 長 補 佐	則 本 尚 輝

議長（道上 政男君）

皆さんおはようございます。

携帯電話の電源は切っていただくようお願いいたします。また、傍聴者の方は傍聴規則を遵守していただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則を守られない場合は議場より退席をしていただきます。

定刻が参りました。ただいまより平成24年第5回9月美作市議会定例会を開会いたします。

本日は全員出席であります。

定数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

今定例会に説明員が随時出席いたしますので、これを許可しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（道上 政男君）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により17番絹田和昭議員、18番新免昌和議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（道上 政男君）

続きまして、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

先般、本定例会の運営について議会運営委員会が開催されておりますので、委員長報告を受けます。

議会運営委員長。

18番（新免 昌和君）〔登壇〕

ただいまより議会運営委員会の委員長報告を行います。

去る8月20日午前9時から、議長、委員、市長、副市長、政策審議監、担当部長出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。9月定例会の会期及び会議日程等の運営について協議しましたので、その結果を報告いたします。

まず、会期につきましては、本日9月3日から9月25日までの23日間とし、会議日程は既にお手元に配付のとおりです。

次に、市長から送付されました議案は、諮問1件（人事案件）、報告7件、承認1件、契約の締結案1件、決算認定案16件、訴えの提起案2件、路線の認定案1件、路線の変更案1件、計画の策定案1件、条例の制定案1件、条例の一部改正案5件、補正予算案3件、以上、40件の議案であります。

議員からの提案は、決算特別委員会の設置発議及び地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書発議の2件です。発議は議会運営委員会において発議いたします。

本日の第1日目は、議案上程の後、市長からの提案説明を受け、その後、即決案件のみ委員会付託を省略し、質疑、討論、採決という方法で行います。なお、即決案件は、諮問1件、報告7件、承認1件、議案1件であります。

続いて、2日目の9月5日から9月11日までの5日間は、一般質問、議案質疑を予定しています。なお、議案質疑終了後、各議案を委員会付託といたします。

最終日は9月25日とし、委員長報告、報告に対する質疑を受けた後、討論、採決を行うことといたします。

次に、質問についてであります。申し合わせに基づいて行っていただきます。一般質問であります。発言の順番は通告順であり、質問回数は1通告事項で3回まで、質問時間は45分であります。

議案質疑については、決算認定議案も含めて通告期限を9月5日午後5時までといたします。

なお、通告をしない者の質疑は、通告した者の後に行うこととし、1議案につき1件とします。各議案は委員会付託されますので、所属委員会に属する質疑は控えていただきますようお願いいたします。

次に、請願・陳情案件については、8月17日までに受理した請願1件、陳情1件であります。委員会付託とし、審議いたします。

予備日は、9月4日、12日、21日、休会日は、9月13日、24日としております。

以上、議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

ただいま議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

議会運営委員長の報告がありましたように、本定例会の会期を本日3日から25日までの23日間と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日3日から25日までの23日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（道上 政男君）

続きまして、日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に配付しております例月検査の結果報告書をもってこの報告にかえます。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、市長から送付されております議案の送付書につきましては、お手元に配付しておりますのでごらんいただきますようお願いいたします。

日程第4 行政報告

議長（道上 政男君）

日程第4、「行政報告」を行います。

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

暑かった夏も、このところ朝夕の涼しさにいよいよ実りの秋を迎えるようになってまいりました。

本日ここに平成24年美作市議会9月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かと御多用の中、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

さて、福元、宮間両選手のロンドンオリンピック凱旋パレードにおきましては美作市内はもちろん全国から3,500人以上のファンが駆けつけていただき盛大に開催できました。この場をおかりいたしまして厚く御礼申し上げます。なお、福元、宮間両選手のロンドンオリンピックでの初のメダル獲得に対しまして、10月14日の浦和戦で市民栄誉賞特別賞を授与することといたしております。大きなプレッシャーの中で見事銀メダルを獲得したことは今日までのたゆまない努力と厳しい練習の成果のたまものであり、市といたしまして深く敬意をあらわしたいと考えておるところでございます。さらに、アンダー20での横山選手の活躍でますます女子サッカーのメッカとして田園観光都市みまさかを売り出す好機でもあり、パネル展などを検討をしております。

国におきましては、消費税増税が可決されました。しかし、本来の目的である社会保障の改革は今後1年間をかけて協議するとのことであり、結果として消費税増税のための便法とならないよう注視をしております。たいと思っております。

また、領土問題におきましては、中国、韓国内政の矛盾がナショナリズムに利用されておると思われます。21世紀になりましては外交は軍事力を背景に行使されておるとして、国においては近隣諸国との経済や観光等に影響を及ぼさないよう賢明な領土問題の解決に力に注いでいただきたいと思います。

旧国民宿舎みまさか荘の跡地利用につきまして、民間事業者の魅力ある事業や経営のノウハウなど民間事業者の活力で市の発展を期待しながら事業内容を重視した売却を進めておりました。本年度3回の公売を実施した結果、現状渡して総額6,000万円で特別養護老人ホームの建設を希望される方が落札をいたしました。具体的な日程につきましてはこれからでございますが、入所待機者の解消につながるよう期待をしております。

ことしはツキノワグマの大量出没が予測されております。既に東北地方から京都府北部にかけては人身事故が発生し、お隣の兵庫県、森林動物研究センターではドングリの不作から全県に熊注意報を発しており、熊が今までになく民家、集落の近くに出没することが懸念されております。岡山県はことしから熊の駆除を念頭に対策を考えておりますが、何頭熊がいるのか、いまだ不明であり、保護動物と言えるのかもはっきりしておりません。もし人身事故が起きれば、市はもちろん国、県の責任が問われますので、熊を寄せつけない対策が急務となっております。そのため、市独自にツキノワグマ生態調査を行い、その中間発表の場として11月中旬、全国の熊の研究者を美作市に招聘し、第2回全国クマサミットを開催する予定でもございます。

平成23年度の決算ができましたので、決算書を配付させていただいておりますが、財政健全化法による指標では、実質公債費比率は前年度の18.1%から17%、23年単年度では16.5%に、将来負担比率は140.8%から118.3%に改善をしております。今のところ財政シミュレーションどおりに進んでおりますが、3年後には普通交付税の一本算定も控えており、財政のスリム化と未来への投資のため、手を緩めることなく運営をしております。

それでは、全般の行政運営について御報告をさせていただきます。

まず、総務部総務課でございますが、美作警察署管内において交通死亡事故が多発しております。極めて憂慮すべき状況にあります。美作市においてはことし4件、交通死亡事故が発生し、とうとい命が失われております。事故の発生状況を見ますと、特に朝夕に注意が必要であり、また高齢者の歩行者が犠牲になっている点に留意していかなければなりません。このような状況から、美作市では近隣町村とともに交通死亡事

故多発緊急事態を宣言いたしました。美作市では、本庁や各総合支所における夜行たすき等の配布、告知放送、広報車等による一層の注意喚起の実施、また早朝に加え、夕方のパトロール活動の実施など、交通安全意識の高揚と交通事故防止の啓発活動を進めてまいります。

ドリームプラン推進室は、まちづくりは人づくりの基本理念のもとに人材育成事業の取り組みとして昨年に引き続き、好評でありました美作ふるさと塾の第2期生を募集し、9月から地域づくりについてともに学習してまいります。昨年の第1期生たちは既に自分たちの地域や各方面においてそれぞれの目指すまちづくりの活動に活発に取り組んでいただいております。ふるさと塾では個人のスキルアップはもとより仲間づくり、人材発掘という面で予想以上の成果があり、24年度第2期生によるふるさと塾が引き続き人材育成、人材発掘の場となるよう講義内容も充実し進めてまいります。

また、昨年から実施いたしました美作ふるさと検定も今後の地域づくりに対するヒントやアイデアがたくさん生まれています。現在、第2回目のふるさと検定実施に向け準備を進めているところでございます。今後とも美作のふるさと教育として、田園観光都市みまさかを実現するさまざまな取り組みをしてまいりたいと思っております。

次に、企画振興部協働企画課でございますが、宇野バスの利用促進キャンペーンの一環として、7月に岡山湯郷Be11eのホームゲーム2試合を対象とした宇野バス乗車キャンペーンを行いました。2回の開催で84名の方々に宇野バスを御利用いただき、岡山市、倉敷市を中心に、遠くは横浜市からの御利用もございました。後期も10月と11月の試合を対象としたキャンペーンを行ってまいります。

また、市民の方々にも美作・岡山お出かけツアーとしてバス利用券の交付を行っており、現在5つのグループ18名の御利用がでございます。市内共同バスの利用促進につきましては、各区長に御案内を送り、地域の皆さんの御利用を促進する広報を行っているところでございます。今後とも市民の皆さんの御協力をいただきながら公共交通機関を確保する取り組みを進めてまいりたいと思います。

次に、「おかやま元気！集落」支援事業として今年度、上山、小房を中心に活動を行っておりますが、新たに東栗倉、巨勢が元気集落として登録され、地域活性化のために市民の方々が率先して活動を行っております。

定住対策では、昨年整備いたしました東谷下と梶並のお試し住宅には2家族6名が入居し生活を始められております。また、今年度定住促進の新たな取り組みといたしまして、市外から新築住宅や中古住宅を求められ定住された方には補助金を出す制度や、市民の方が住宅を新築された場合には奨励金を交付する制度をスタートさせております。7月末現在でございますが、市外からの転入による補助は1名、市内の新築助成は4名となっております。

次に、オーストラリアメイトランドエアースクール交流事業でございますが、市内の各中学校から総勢15人の生徒が13日間の日程でホームステイをしながら交流を深めてまいりました。今後、国際交流を通じて郷土の発展に貢献をしていただけるものと期待をしております。

4月中旬より光回線の利用促進と普及向上に取り組んだところ、申し込み世帯は389世帯となり、一定の効果を上げることができましたが、さらなる加入促進に取り組んでまいります。

平成22年4月に美作市ケーブルテレビが開局して以来、放送を行ってまいりましたみまちゃんネルに対して、放送を通じてさまざまな御意見をいただいております。3年目を迎え、新たな試みとして10月より番組の再編成を行い、視聴者の方により親しみが持ってもらえる市民の放送局をつくってまいりますとともに、来年度は体制を強化していく、そのための準備をしてまいります。

次に、クリーンセンター建設室でございますが、本年度は本格的な工事施工に入り、造成工事につしまし

ては現在搬入道路工、排水路工、造成基盤工等の造成に取りかかっております。また、公募型プロポーザルによるエネルギー回収推進施設等建設工事の業者選定でございますが、本年1月より5回審査委員会を開催し、9月には最適者の決定がされる予定でございます。

造成工事やエネルギー回収推進施設などの建設工事に当たりましては、安全・安心を基本理念とし、工事に取り組んでまいります。また、工事期間中は安全に十分に配慮し、地元地区や周辺の方々に御迷惑をおかけしないよう工事を進め、徹底した安全管理に努めてまいり所存でございます。現在、南部環境美化センターの老朽化が著しい状況であり、一日も早い新クリーンセンターの建設が急務でありますので、平成26年度中の稼働に向けて粛々と事業を進めてまいります。

次に、市民部市民生活課では、昨年に引き続き国保人間ドックに取り組んでおりますが、今後とも医療費の抑制に努めてまいります。

次に、保健福祉部でございますが、障害者虐待防止法の施行に伴い適切な支援を行うため、虐待対応の窓口の設置が市町村に義務づけられました。それにより市では障がい者虐待の窓口、障害者虐待防止センターを美作市障害者地域活動支援センターなごみに設置するよう準備を進めております。今年度は第5期介護保険事業計画の初年度に当たり、事業計画に基づき地域密着型サービスの基盤整備としては大原、東栗倉地域に小規模多機能型介護施設の応募があり、運営委員会に指定の可否を諮っております。

また、介護従事者の不足解消と雇用の促進を図るため、ホームヘルパー養成研修2級課程を定員20名で募集し、8月から3カ月間の予定で実施をしております。市民の皆様の健康管理と各種疾病の早期発見、早期治療を目的とする総合検診を本年度も市内7会場、延べ28日間にわたって実施いたしました。各種がん検診等につきましては、延べ1万8,482名——8月7日現在ですが——の受診がありました。訪問や個別勧奨の強化により数年ぶりにがん検診に来られた方も多くあり、今後も受診後の保健指導などに努めてまいります。

次に、田園観光部農業振興課では、農作物に甚大な被害をもたらした、美作市の農業施策の根幹を揺るがす問題となっております鹿、イノシシなどの有害鳥獣駆除の推進と、獣肉を使った新たな特産品づくりを目的といたしました獣肉処理施設の建設につきましては、先進地視察を行い、美作市内の各店舗での販売を見据えて取り組んでおります。9月補正予算においても御審議をいただきますが、建設予定地は決定しております。年度内完成を目指してまいります。

商工観光課では、既に新聞報道などで御承知のとおり、平成23年度岡山県観光動態調査が公表され、岡山県全体では前年比7%の減少となっておりますが、湯郷温泉周辺はなでしこジャパンの合宿効果などもありまして6.6%増で、3年ぶりに観光客がふえるといううれしい結果となりました。この勢いをさらに高めるためにも今後も観光施設や美作国建国1300年記念事業、岡山湯郷Be11eを含むさまざまな観光情報をホームページ、みまちゃんネルから発信することにより、市の活性化と観光振興に取り組んでまいります。

次に、企業誘致課では、作東産業団地へ誘致した横山基礎工事株式会社が来年4月の操業に向けて工場建設工事に着手しております。これにより作東産業団地は7社となりまして、分譲面積で60%を超えました。さらに、市内の空き工場を活用した企業の進出があり、市民の就労の機会がふえております。これからも少子・高齢化現象や若者の人口流出に歯どめをかけるためにも正確な情報収集に努め、積極的に企業誘致を推進いたします。

次に、建設部では、7月6日から7日の梅雨前線豪雨による公共土木災害では河川10件、道路15件程度、農林災害では農地52件、農業用施設16件程度の被災があり、9月から災害査定に向けて取り組んでまいります。

21年災害の復旧につきましては、山家川、吉野川の河川復旧工事が本年度でおおむね完了することになっております。

また、災害復旧とは別に、22年度、23年度では道路改良事業、防災事業、修繕工事など、多くの地区からの要望工事を国の経済対策事業で実施したところでありますが、本年度は通常工事で市道の維持修繕等を行っている状況であります。しかしながら、市民は近年の大災害により今まで以上に災害に対する不安を強く感じられており、多くの防災関連対策などの要望が提出されている現状であります。このため、今議会では市民の災害に対する不安の解消と雇用の確保を図るため、防災対策、交通安全対策、橋梁補修、道路改修などの事業を実施するため、予算1億4,000万円を計上し、これによる経済波及効果に期待をするものでもあります。

次に、消防本部につきましては、昨年度から取り組んでおります消防庁舎の移転につきましては、建設予定地の造成が完了し、建築設計もほぼ完了したところであります。新しい施設には、煙の中を避難する体験施設や消火のための放水を体験する施設などを設け、市民の皆様にも活用していただけるものと考えております。災害時には防災の拠点としてヘリポートを確保しております。完成は来年の秋を予定しており、既に完成予想図を建設予定地に立てております。

5月に福山市で発生しましたホテル火災を受けまして、美作市内の一定規模以上のホテルを緊急査察いたしました。結果、31施設中23施設に何らかの指示事項がございました。施設的に大きな違反はありませんでしたが、維持管理と避難訓練などソフト的な事項がほとんどであり、改修計画書の提出を指示しており、今後も追跡指導を行ってまいります。

続きまして、教育委員会におきましては、英田幼稚園耐震補強工事は騒音などの激しい工事を夏休み中に済ませ、現在75%程度の進捗状況となっております。10月末の計画工期内には完成する見込みでございます。また、現在進めております英田と東粟倉学校給食施設の統廃合につきましては、地域関係者やPTA役員の方を対象とした説明会を開催したところでございます。今後も随時説明会を開催し、御理解と御協力をお願いしてまいりたいと考えております。

学校教育関係では、8月に公表されました全国学力・学習状況調査の結果は新聞等で報道されたとおり、岡山県内の平均正答率は全国平均を下回るなど深刻な問題となっております。現在、市内の結果分析を行っており、今後の学力向上に向けた取り組みに対し有意義な活用がなされるよう指導をしております。

また、大津市から始まりました全国的な大問題として取り上げられておりますいじめ問題でございますが、美作市におきましてはいじめは全くないわけではございません。いじめは起こることを前提に素早く行動することが大切であると考え、鋭意取り組んでいるところでございます。今後も学校現場と教育委員会が一体となり、時には地域の方々の御協力をいただきながら、児童・生徒を観察指導することによりいじめの兆候を早期に見つけ、積極的に対策を講じてまいります。

社会教育関係では、美作国建国1300年記念事業の周知を図るプレイベント事業といたしまして美作市文化連名芸能発表会、お通笛の会10周年記念演奏会などにおいてPR活動を行っております。夏休み期間中には、勝英地域を一つにしたイベントとして巨人伝説・三歩太郎こども探検隊を開催いたしました。これからも順次PR活動を行ってまいります。

また、9月から12月にかけて第10回おかやま県民文化祭地域フェスティバル「文化がまちに出る！プロジェクト」を開催いたします。この事業は、県内外の現代アーティストによる巡回展、旅するアートとして勝英地域の4会場をめぐり、地域の芸術や文化イベントなどと関連して実施いたします。旧大原高校、湯郷地域交流センター、美作文化センター、湯郷温泉街で巡回展を行い、現代アートに興味のある方々が全国か

ら来ていただけるよう宣伝をしてみたいです。

スポーツ振興課におきましては、8月18日には武蔵武道館で宮本武蔵顕彰高等学校剣道大会が開催され、北は岐阜県から南は宮崎県まで122チーム700名の剣士たちが参加し、熱戦を繰り広げました。

次に、上下水道部上水道課につきましては、簡易水道統合計画に基づく大原地域の簡易水道統合整備事業は本年度が最終年度であり、現在7割方発注をし、早期完了に努めております。また、老朽管布設替え工事と修繕工事を実施し、有収率の向上と施設の延命化を行っており、市民に安全で良質な水道水を安定的に供給していくため、ライフライン統合の連絡管布設と施設整備につきましても計画的に順次進めております。

下水道課では、合併前の旧町村から下水道管渠工事を順次整備してきましたが、戸別排水事業などを除き、今年度で全てが完了する予定となっております。今年度は農業集落排水事業右手地内の整備を行っており、7月に管渠工事を発注し、予定どおりの進捗状況となっております。

また、下水道施設の維持管理費の低減を図る目的で昨年度から長寿命化事業に着手し、老朽化が進んでいる美作浄化センターの長寿命化計画策定業務と耐震診断業務について作業を進めております。今後は他の施設につきましても統合を視野に入れながら計画的に取り組み、ライフサイクルコストの低減に努めてまいります。

以上、諸行政の一端を申し上げまして行政報告とさせていただきます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

以上で行政報告を終了いたします。

日程第5 委員長報告（産業建設委員長）

議長（道上 政男君）

続きまして、日程第5、「委員長報告（産業建設委員長）」を行います。

閉会中に委員会を開催されておりますので、報告をお願いいたします。

産業建設委員長。

10番（橋本 健二君）〔登壇〕

おはようございます。

平成24年9月定例会美作市議会産業建設常任委員会の委員長報告をいたします。

去る7月4日水曜日午前10時より、議長を初め副議長及び委員4名出席のもと、執行部からは市長、政策審議監並びに担当部長以下関係職員と下水道職員が参加し、京都府京丹後市久美浜町の獣肉処理施設「京たんご ぼたん・もみじ比治の里」を視察いたしました。

この施設は、イノシシ、鹿、2系統の処理に取り組んでおられます。当日は個体が搬入されておらず、1次処理は確認できませんでしたが、2次処理の状況を視察させていただきました。

まず、施設の概要及び運営内容について総括マネジャーより説明を受けました。

委員より、個体確保の現場から施設までの搬入時間について最長でどれぐらいかとの質問があり、一番遠い場所からの搬入はおおむね2時間程度を要しているとの説明がございました。また、搬入される個体は大半が鹿であることや個体を鮮度の高い状態で受け入れるため、すぐに放血処理するよう義務づけていること、商品価値を保つため放血処理から2時間以内に搬入することなどが取り決められているとの説明がございました。

次に、獣肉の販売ルートについて質問があり、現在は市内のレストランと道の駅でイノシシ、鹿の肉を使

った料理をメニューに取り入れてもらっていることや土産の肉やイノシシ、鹿の肉入りカレーなどを販売してもらっているとの説明がございました。また、肉の需要を伸ばすために学校給食に利用していただくよう交渉中であるとの説明もありました。また、さらに今日まで出荷先からのクレームが一件もないのは衛生管理を徹底し、新鮮な個体のみを取り扱っていることの証明であると考えているが、食肉の流通はしっかりとした計画に基づく販売ルートの確立が必要であるとの説明がございました。

次に、獣肉の処理過程で生じる不要な残渣はどのように処理されているのかとの質問に対して、不要なものも細かく裁断し、一般廃棄物として処理しているとの説明がございました。

委員より、獣肉の販路拡大のため動物の餌としての利用は考えられないかとの質問があり、全頭にBSE検査を求められ、1頭当たり約3万円の経費がかかることから、利用価値はないが、科学検査は毎年必ず1回行っているとの説明がございました。また、大手企業と販売契約はできないのかとの質問に対しては、大手企業と契約した場合、一定量の納入を要求されるが、年間を通じた安定捕獲は見込めず、出荷量が安定しないことから大手企業との契約話は辞退されたとの説明がございました。

次に、施設の管理運営についての質問があり、施設の管理は市内猟友会の3つの支部のうち、中郡支部猟友会に任されている。年間売り上げは約300万円、管理委託料は1,000万円程度であるが、支出の大半は常勤職員3名分の人件費であるとの説明がございました。

次に、保健所のチェックはないのかとの質問に対しては、搬入される個体に対するチェックはないが、出荷肉についてチェックがあるため、品質管理を徹底しているとの説明がございました。

以上、獣肉処理施設の視察に関する委員長報告を終わりとします。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

以上で委員長報告を終了いたします。

日程第6 美作クリーンセンター建設特別委員会委員長の間接報告について

議長（道上 政男君）

日程第6、「美作クリーンセンター建設特別委員会委員長の間接報告について」を議題といたします。

美作クリーンセンター建設特別委員会委員長より中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りいたします。

本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

異議なしと認めます。したがって、美作クリーンセンター建設特別委員会委員長の間接報告を受けることに決定いたしました。

美作クリーンセンター建設特別委員長。

18番（新免 昌和君）〔登壇〕

発言の許可をいただきましたので、ただいまから美作クリーンセンター建設特別委員会委員長報告を行います。

まず、7月6日午前10時から、美作クリーンセンター建設特別委員会を開催いたしました。

内容につきましてはプラント設置についてでございます。プラント設置については、プロポーザル方式で

行うということで、プロポーザルについては総合評価方式で対応していき、審査会で方向をまとめるとして
いること、すなわち価格と技術を合わせて評価する方式で行うということでした。

次に、地元との覚書についての説明を受けました。苦情対応についての議員から質問がありました。特に
公正な第三者が立ち会うとなっていること、覚書の対象者以外との関係も条件や必要な状況によっては覚書
と同じ水準の考え方で真摯に対応していくという説明を受けました。なお、地元との協議をする覚書の考え
方の素案ですので、事務局にその資料については返却をいたしました。

次に、平たん地造成工事に関する説明を中心に工程についての説明を受けました。議員からの質問は、沈
砂池と洪水調整池に関する件及び工事中の沈砂池指導迂回路、覆土置き場等についての件でした。まとめま
すと、適正な対応を行う計画であるとの答弁でした。

次に、公害防止協定に関してです。公害防止協定は稼働開始までに締結する予定との説明を受けました。
その数値基準については地元と協議をしていく予定との報告を受けました。質問では、環境に関する調査と
の関係で、例えば井戸の水が出なくなるとかの問題がないようになっているのかというのがございました。
答弁では、地下水位については勝田地区の下水道工事前に調査してあるのでデータがあるということでした。
杉原、大畑等については調査が必要との答弁がございました。

その他の件で、英北の焼却場跡地の対応についての質問がありました。答弁では、地元要望は撤去です。
そこで、費用が補助対象になる可能性のある調査研究を考えており、まだどのように具体的に対応するかが
決まっていないとのことでした。

続きまして、8月7日午前8時30分より、美作クリーンセンター建設特別委員会を開催し、施設建設への
前段階の平たん造成工事が開始されたことに伴い、現地で工事関係者から工事進捗の説明を受けると同時に
現地の視察を行いました。工程表との関係では若干のおくれがあるとのことでしたが、全体の進行には影響
のないということでした。雨水による土砂流出の影響についての質問に対し、外部への流れ出しは適正に抑
制でき、現場に支障が生じていないということでした。また、下流域に対し濁り水の流出対策はどうしてい
るのかとの質問には、沈砂池を設置し対応しているとのことでした。

次に、8月20日、委員会を開催いたしました。この委員会では、改めてプロポーザルの総合評価方式につ
いての説明を受けました。そして、業者等に関する経過についての説明も受けました。プラント等の概略に
対して美作市の仕様書を示し、公募を行い、応募のあった書類によって、内容では排気ガスの基準、施設の
規模、施設の中の動線などの項目を検討し、評価を技術評価として行う。そして、工費の総金額を入札を
し、その双方を比較検討し、総合的に全体で判断するというものでした。応募に関する経過については、5
社が応募し、1社は書類不備のために対象外となり、4社で対応することになっておりましたが、その後、
灰溶融炉の提案をしなかった1社が外れ、3社のプロポーザルとなっているとのことでした。審査会は、会
社名がわからないように全て番号によって審査をしていること、また建設費用は安くても、その後の運営の
しやすさも評価の対象としているとのことでした。

その他の関係で、怪文書で名前が出ているナイカイも5社に入っていたのか、質問に対する答弁は、審査
会は番号で対応しているのでわからないとの答弁でした。これらの審査については、会議録をとっているとの
ことでした。怪文書に対する認識の質問がございました。この質問に対し執行部からは、答える義務はな
い問題だとの答弁がございましたが、ひきょうなやり方だとの認識を持っているとの答弁がありました。委
員会は市民のために肅々と公正に業務を執行するように要望しました。

以上で委員長報告といたします。

なお、議会閉会中も引き続き調査活動の必要がありますので、引き続き活動の御承認をいただきますよ

う、このお願いをいたします。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

美作クリーンセンター建設特別委員会委員長の中間報告が終わりました。

ただいまの美作クリーンセンター建設特別委員会委員長報告において、委員会で調査中の事件について、会議規則第104条の規定により閉会中も引き続き調査終了まで継続調査したい旨、申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これより10分間休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時01分 再開

議長（道上 政男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 発議第8号「決算特別委員会の設置について」

議長（道上 政男君）

日程第7、発議第8号「決算特別委員会の設置について」を議題とし、提案者の説明を求めます。

議会運営委員長。

18番（新免 昌和君）〔登壇〕

ただいま上程になりました「決算特別委員会の設置について」を御説明申し上げます。

〔以下朗読〕

以上です。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

日程第7、発議第8号「決算特別委員会の設置について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（道上 政男君）

全員賛成。よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました決算特別委員会につきましては、委員の定数が22名となっておりますので、議員全員となります。

続きまして、委員長、副委員長の選任ですが、委員の構成が議員全員ということですので、本日議会終了後、決算特別委員会を開催し、委員長、副委員長を決定したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

異議なしと認めます。それでは、決算特別委員会の委員長、副委員長につきましては、後日報告することといたします。

日程第8 発議第9号「地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について」

議長（道上 政男君）

続きまして、日程第8、発議第9号「地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について」を議題とし、提案者の説明を求めます。

議会運営委員長。

18番（新免 昌和君）〔登壇〕

ただいま上程になりました、「地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について」、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

〔以下朗読〕

以上です。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

福島議員。

20番（福島 協君）

この提案書の内容につきましては全面的に賛成であります……。

議長（道上 政男君）

ちょっとマイクを近づけてください。

20番（福島 協君）

今、新免議運委員長が申されました内容については全面的に賛成でございますけれども、提出先が野田佳彦総理大臣を初め民主党内閣でございます。皆さん御承知のように近い将来解散が予想され、民主党内閣は形骸化しているような状態の中で、これをこの時期に提出するのはいかがかと思います。その経過を委員長のほうからどのような経過でこのような提出に至ったか、お知らせを願いたいと思います。

議長（道上 政男君）

議会運営委員長。

18番（新免 昌和君）

税の森林税の再配分ということでございますので、当然政府に提出するのが筋でございます。そういう意味合いで、いかなる政党がいかなる状況にあらうとも、国家の政策の流れの中に対応するわけでありますから、今節提出するのは当然のことではないかという理解のもとに提案をさせていただきました。

議長（道上 政男君）

福島議員。

20番（福島 協君）

はい、わかりました。

議長（道上 政男君）

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

日程第8、発議第9号「地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（道上 政男君）

全員賛成。よって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 日程第 9 | 諮問第 4号「人権擁護委員候補者の推薦について」 |
| 日程第 10 | 報告第 5号「専決処分の報告について（損害賠償額の決定）」 |
| | 報告第 6号「専決処分の報告について（損害賠償額の決定）」 |
| | 報告第 7号「専決処分の報告について（損害賠償額の決定）」 |
| | 報告第 8号「専決処分の報告について（損害賠償額の決定）」 |
| | 報告第 9号「専決処分の報告について（損害賠償額の決定）」 |
| | 報告第 10号「出資法人等の経営状況について」 |
| | ・美作市土地開発公社 |

- ・（有）特産館みまさか
- ・（有）大原農業振興センター
- ・東粟倉特産物販売（有）
- ・東粟倉工房（株）
- ・作東バレンタインホテル
- ・（財）バレンタインパーク作東振興公社

報告第 1 1 号「平成 2 3 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」

日程第 1 1 承認第 3 号「専決処分の承認を求めることについて（平成 2 4 年度美作市一般会計補正予算（第 2 号））」

日程第 1 2 議案第 6 8 号「美作市消防庁舎土地購入契約の締結について」

日程第 1 3 認定第 1 号「平成 2 3 年度美作市一般会計決算の認定について」

認定第 2 号「平成 2 3 年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」

認定第 3 号「平成 2 3 年度美作市介護保険特別会計決算の認定について」

認定第 4 号「平成 2 3 年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について」

認定第 5 号「平成 2 3 年度美作市土地取得特別会計決算の認定について」

認定第 6 号「平成 2 3 年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について」

認定第 7 号「平成 2 3 年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について」

認定第 8 号「平成 2 3 年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について」

認定第 9 号「平成 2 3 年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について」

認定第 1 0 号「平成 2 3 年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について」

認定第 1 1 号「平成 2 3 年度美作市武蔵の里特別会計決算の認定について」

認定第 1 2 号「平成 2 3 年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」

認定第 1 3 号「平成 2 3 年度美作市愛の村パーク特別会計決算の認定について」

認定第 1 4 号「平成 2 3 年度美作市水道事業決算の認定に

ついて」

認定第15号「平成23年度美作市病院事業決算の認定について」

認定第16号「平成23年度美作市下水道事業決算の認定について」

日程第14

議案第69号「訴えの提起について」

議案第70号「訴えの提起について」

議案第71号「市道路線の認定について」

議案第72号「市道路線の変更について」

議案第73号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について」

議案第74号「美作市防災会議条例及び美作市災害対策本部条例の一部を改正する条例について」

議案第75号「美作市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第76号「湯郷地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第77号「美作市特定疾患医療附帯療養交通費支給条例の一部を改正する条例について」

議案第78号「美作市営住宅等整備の基準に関する条例の制定について」

議案第79号「美作市火災予防条例の一部を改正する条例について」

議案第80号「平成24年度美作市一般会計補正予算（第3号）」

議案第81号「平成24年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」

議案第82号「平成24年度美作市武蔵の里特別会計補正予算（第1号）」

議長（道上 政男君）

続きますので、日程第9、諮問1件、日程第10、報告7件、日程第11、承認1件、日程第12、議案1件、日程第13、認定16件、日程第14、議案14件、諮問第4号、報告第5号から報告第11号、承認第3号、認定第1号から認定第16号、議案第68号から議案第82号を一括議題といたします。

なお、日程第9から日程第12につきましては、議会運営委員長の報告にありましたように即決案件となっておりますので、提案説明の後、質疑、討論、採決といたします。

それでは、日程第9、諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」、市長より提案説明を求めます。

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」、御説明を申し上げます。

人権擁護委員は人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人格、見識が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者のうちから議会の意見を聞いて法務大臣に推薦することとされており、任期は3年間となります。平成24年12月31日に任期満了となります英田地域人権擁護委員の竹内達郎氏を人権擁護委員の候補者として再任推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

竹内氏は平成21年12月から人権擁護委員として活動をしていただき、行政職員の経験を生かした適切な相談業務により、地域の信頼も厚く、見識に富み、人権擁護委員として適任者であると判断いたしております。引き続き人権擁護委員をお願いいたしたく、ここに推薦するものでございます。

経歴などにつきましては、配付いたしております資料を御確認いただきたいと思います。御審議の上、何とぞ御同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

提案説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

なしと認めます。

本件は人事案件ですので、討論は省略し、採決をいたします。

諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」、本件に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（道上 政男君）

全員賛成。よって、諮問第4号は同意することに決定いたしました。

続きまして、日程第10、報告第5号「専決処分の報告について（損害賠償額の決定）」について、市長より提案説明を求めます。

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました報告第5号「専決処分の報告について（損害賠償額の決定）」について、御報告を申し上げます。

現在、交通死亡事故多発緊急事態宣言をしておる中で、職員そして委託先を含めての多数の交通事故続発ということで大変申しわけなく思っております。今後とも指導の強化を図ってまいりたいというふうに思います。

この報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、議会において指定している事項について別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

それでは、専決処分書を読み上げさせていただきます。

〔以下朗読〕

以上、報告をさせていただきます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

この件につきましては、全員協議会において執行部より報告を受けておりますので、質疑は行いません。

以上で報告第5号を終わります。

続きまして、報告第6号「専決処分の報告について（損害賠償額の決定）」について、市長より提案説明を求めます。

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました報告第6号「専決処分の報告について（損害賠償額の決定）」を御報告申し上げます。

この報告につきましても先ほどと同様でございますので、専決処分書を読み上げさせていただきます。

〔以下朗読〕

以上、報告をさせていただきます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

この件につきましても全員協議会において執行部より報告を受けておりますので、質疑は行いません。

以上で報告第6号を終わります。

続きまして、報告第7号「専決処分の報告について（損害賠償額の決定）」について、市長より提案説明を求めます。

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました報告第7号「専決処分の報告について（損害賠償額の決定）」を御報告申し上げます。

この報告につきましても先ほどと同様でございますので、専決処分書を読み上げさせていただきます。

〔以下朗読〕

以上、報告をさせていただきます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

この件につきましても全員協議会において執行部より報告を受けておりますので、質疑は行いません。

以上で報告第7号を終わります。

続きまして、報告第8号……。

しばらくこのまま。

専決番号と報告番号は違いますから、このままこれで。

しばらく休憩いたします。

午前11時23分 休憩

午前11時24分 再開

議長（道上 政男君）

休憩前に引き続き会議をいたします。

それでは続きまして、報告第8号「専決処分の報告について（損害賠償額の決定）」について、市長より提案説明を求めます。

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました報告第8号「専決処分の報告について（損害賠償額の決定）」を御報

告申し上げます。

この報告につきましても先ほどと同様でございますので、専決処分書を読み上げさせていただきます。

〔以下朗読〕

以上、報告させていただきます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

この件につきましても全員協議会において執行部より報告を受けておりますので、質疑は行いません。

以上で報告第8号を終わります。

続きまして、報告第9号「専決処分の報告について（損害賠償額の決定）」について、市長より提案説明を求めます。

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

ただいま上程されました報告第9号「専決処分の報告について（損害賠償額の決定）」を御報告申し上げます。

この報告につきましても先ほどと同様でございますので、専決処分書を読み上げさせていただきます。

〔以下朗読〕

以上、報告をさせていただきます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

この件につきましても全員協議会において執行部より報告を受けておりますので、質疑は行いません。

以上で報告第9号を終わります。

続きまして、報告第10号から報告第11号について、市長より提案説明を求めます。

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました報告第10号「出資法人等の経営状況について」を御報告申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、市が出資している法人、借入金の元金もしくは利子の支払いを保証し、または損失補償を行う等、債務を負担している法人につきまして経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出するよう義務づけられております。

この規定によりまして、美作市土地開発公社、有限会社特産館みまさか、有限会社大原農業振興センター、東粟倉特産物販売有限会社、東粟倉工房株式会社、作東バレンタインホテル、財団法人バレンタインパーク作東振興公社の7件につきまして、平成23年度の経営状況を報告するものでございます。

続きまして、報告第11号「平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」でございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員の審査を受け、その意見をつけて議会に報告するものでございます。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率並びに資金不足比率は各会計が現金収支において黒字決算のため該当がありません。

次に、実質公債費比率は17%、将来負担比率118.3%と、いずれも改善傾向にあり、4指標全て早期健全化基準以下であります。

また、公営企業会計の資金不足についても発生しておらず、健全段階にあります。

なお、詳細につきましては、各担当部長より説明させますので、よろしくお願いいたします。

以上、報告とさせていただきます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当部長の補足説明を求めます。

報告第10号、美作市土地開発公社、特産館みまさか、大原農業振興センター、東粟倉特産物販売、東粟倉工房、作東バレンタインホテル、バレンタインパーク作東振興公社について、田園観光部長。

田園観光部長（江見 幸治君）〔登壇〕

それでは、美作市土地開発公社から順次御報告を申し上げます。

美作市土地開発公社の平成23年度決算概要について御報告を申し上げます。

美作市土地開発公社は、合併前に英田土地開発公社が造成した作東産業団地の分譲を行っております。

〔以下朗読〕

続きまして、有限会社特産館みまさか、決算の概要を申し上げます。よろしいでしょうか。

有限会社特産館みまさかの平成23年度決算概要について御報告を申し上げます。

特産館みまさかは、農産物と農産加工品の販売を行っておりますが、箕面彩都店の平成23年度売り上げが5億300万円に達するなど、大変盛況な状態が続いておりますので、売り上げはさらに伸びていくものと考えております。

〔以下朗読〕

続きまして、有限会社大原農業振興センターの決算概要を申し上げます。よろしいでしょうか。

有限会社大原農業振興センターの平成23年度決算概要について御報告を申し上げます。

大原農業振興センターは、農作業の受託、育苗、ライスセンター、黒豆乾燥調整施設の管理運営、イチゴ苗、野菜苗、農業資材、肥料、農薬の販売等を行っております。

〔以下朗読〕

続きまして、東粟倉特産物販売有限会社の決算概要を説明申し上げます。よろしいでしょうか。

東粟倉特産物販売有限会社の平成23年度決算概要について御報告を申し上げます。

東粟倉特産物販売は、主に東粟倉地域内で生産、加工されました農産物と愛の水の配達販売を行っております。

〔以下朗読〕

続きまして、東粟倉工房株式会社の決算概要を御説明申し上げます。よろしいでしょうか。

東粟倉工房株式会社の平成23年度決算概要について御報告を申し上げます。

東粟倉工房は、年間を通じまして主に東粟倉地域内で生産されたヒメノモチを使った餅の各種加工品を製造、販売いたしております。

〔以下朗読〕

続きまして、作東バレンタインホテルの決算概要を説明申し上げます。よろしいでしょうか。

それでは、作東バレンタインホテルの平成23年度決算概要について御報告を申し上げます。

作東バレンタインホテルでは、経営改善計画に基づき、職員一同、顧客満足度向上を第一目標に鋭意努力を行っております。

〔以下朗読〕

事業収入の内訳につきましては、主力の婚礼関係収入が93組利用していただき、1億5,136万6,946円と対

前年比2組増、706万7,742円の増となっております。宿泊収入は5,691万7,977円で、前年比565万4,747円の増、宴会収入は4,053万6,690円で、前年比241万7,357円の増、レストランの収入は2,370万3,011円で、前年比147万1,675円の増となっております。収入合計は2億9,132万6,538円で、前年比1,539万2,523円の増となりました。

続きまして、最後になります。財団法人バレンタインパーク作東振興公社の決算概要を御説明申し上げます。よろしいでしょうか。

財団法人バレンタインパーク作東振興公社の23年度決算概要について御報告を申し上げます。

バレンタインパーク作東振興公社はセント・バレンタイン市との交流事業、幸せの木完成記念式、バレンタインパーククリスマスイルミネーション等の事業を行いました。

〔以下朗読〕

以上が出資法人等の経営状況についての御報告並びに御説明でございます。よろしくお願いたします。

〔降壇〕

議長（道上 政男君）

御苦労さまでした。

報告第11号については、午後から行います。

ただいまより午後1時まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後1時00分 再開

議長（道上 政男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、報告第11号についての補足説明を求めます。

企画振興部長。

企画振興部長（大寺 剛寅君）〔登壇〕

それでは、報告第11号「平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」、御説明申し上げます。

財政健全化判断比率であります実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、昨年同様黒字決算のため算定はありません。

実質公債費比率につきましては17.0%となっており、平成22年度の18.1%より1.1%改善されております。

次に、将来負担比率につきましては118.3%となっておりまして、平成22年度の140.8%より22.5%改善されております。

また、水道事業会計、病院事業会計、下水道事業会計、簡易水道特別会計、都市と農村の交流施設特別会計の5会計につきましても、平成22年度に引き続き資金不足は発生しておりません。

監査委員さんからの意見としましては、是正改善を要する事項については指摘を受けておりません。

以上でございます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

以上で補足説明が終了いたしました。

それでは、報告第10号「出資法人等の経営状況について」、質疑に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

質疑なしと認め、質疑を終了し、以上で報告第10号を終わります。

続きまして、報告第11号「平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について」、質疑に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

質疑なしと認め、質疑を終了し、以上で報告第11号を終わります。

続きまして、日程第11、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（平成24年度美作市一般会計補正予算（第2号））」について、市長より提案説明を求めます。

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

ただいま上程されました承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（平成24年度美作市一般会計補正予算（第2号））」につきまして、御説明を申し上げます。

1億4,010万円を追加いたしまして、予算総額を209億2,927万4,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、7月6日から7日にかけての梅雨前線豪雨による被災に対応するため、災害復旧費を追加するもので、農地等災害復旧事業6,510万円、公共土木施設災害復旧事業7,500万円などとなっております。

なお、今回の補正予算の財源は、国県支出金5,011万5,000円、市債4,260万円、繰越金4,513万2,000円などを充てております。御審議のほどよろしくお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第11、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（平成24年度美作市一般会計補正予算（第2号））」に、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（道上 政男君）

全員賛成。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第12、議案第68号「美作市消防庁舎土地購入契約の締結について」、市長より提案説明を求めます。

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

ただいま上程されました議案第68号「美作市消防庁舎土地購入契約の締結について」、御説明を申し上げます。

美作市消防庁舎用地の取得については、昨年度より美作市土地開発公社に用地の取得並びに造成工事を委任しておりましたが、このたび造成工事も完了したため、平成24年9月1日、美作市土地開発公社と土地売買仮契約の締結を行いました。

土地の所在は、美作市楯原下字四反田1098番地ほか3筆、面積は合計で8,609平方メートル、価格は7,329万円となっております。この土地の売買契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び美作市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。

〔降壇〕

議長（道上 政男君）

提案説明が終わりました。

これより質疑、討論、採決に入ります。

質疑はございませんか。

尾高議員。

5番（尾高 誉久君）

もう単純なことを聞きます。

この取得金額7,329万円と以前の公社の取得金額が5,100……。

議長（道上 政男君）

マイクをちょっと上へ上げてください。

5番（尾高 誉久君）

用地取得、公有地取得事業、美作市消防庁舎用地8,609平米で用地費等5,149万3,120円で取得事業として計上されております。この誤差の約2,160万円ぐらいですか、その誤差について説明をお願いします。

議長（道上 政男君）

消防長。

消防長（森 正彦君）

尾高議員の御質問の消防庁舎用地取得金額の誤差についてでございますけれども、これは市の土地開発公社が平成23年度に取得いたしました用地代に、それから造成工事等直接経費と規定に基づきました事務費5%相当を合計した金額となりますので、この分が誤差が生じております。

以上です。

議長（道上 政男君）

尾高議員。

5番（尾高 誉久君）

よくわかったんですけど、後で質問される方がおられたらいけないので、もう少し詳細に言われたほうが

いいんじゃないですか。2度も3度も私も質問したくない。

議長（道上 政男君）

尾高議員の質問に対しては、今消防長が答えられました。

5番（尾高 誉久君）

だから、もう少し造成工事が幾らでというようなのはわからないんですか。

議長（道上 政男君）

どなたが答えるん。答えれますか。

田園観光部長。

田園観光部長（江見 幸治君）

済みません。それでは、尾高議員の質問に答えさせていただきますが、土地の造成工事費があと2回、それから完了払い等であと約1,500万円ほど残っております。それが主なものでございまして、あと先ほど消防長が申し上げましたが、事務費ということで5%、これが349万円程度残っております、その合計ということがありますかになるわけでございます。よろしくお願ひします。

議長（道上 政男君）

尾高議員、よろしいか。

[5番尾高誉久君「はい、よろしい」と呼ぶ]

ほかにございますか。

岡崎議員。

6番（岡崎 正裕君）

次のページに参考1としてあるんですが、地目が田となっておりますが、これは田でよろしいんでしょうか。その造成した後の地目になるのかなということも考えられるんですが、このとおりでよろしいでしょうか。

議長（道上 政男君）

地目が田んぼになっている。

副市長。

副市長（皆木 照夫君）

消防庁舎用地の取得時は田んぼでございます。その後、当然造成が済んだ段階でなければ地目変更できませんので、現在はまだしておりませんので、取得は農地でございました。

議長（道上 政男君）

岡崎議員、よろしいか。

岡崎議員。

6番（岡崎 正裕君）

ちょっと納得できない部分があるんですけど、例えばこの契約書の添付してある、この参考1なんですが、契約書の内容とこれは違うとつてもええのかなあと。例えば造成をしたんだから雑種地になるのが普通かなと思うんですが、その辺のところはクリアできておるんでしょうか。

議長（道上 政男君）

副市長。

副市長（皆木 照夫君）

先ほど申しましたように、この調書は取得調書でございますので。

議長（道上 政男君）

よろしいか。

〔6番岡崎正裕君「よろしい」と呼ぶ〕

ほかにございますか。

安東議員。

9番（安東 章治君）

地理的に土地をあの前道の通りますのでよく見かけるんですけども、ちょっとつまらん質問になろうかと思えますけれども、あそこの横に田んぼとして実質、豆が植えてあるところがあるんですけども、あそこあたりもみんな含まれてのことなんでしょうか。

議長（道上 政男君）

副市長。

副市長（皆木 照夫君）

今、黒豆が作付してある土地は含まれておりません。これは個人の土地でございます。

議長（道上 政男君）

安東議員。

9番（安東 章治君）

附帯工事ではほんならあれを圃場整備とかまちだおしとか、ああいうことをしたというふうに理解すりゃあいいんでしょうか。

さっき工事代がどうこうというような話も出ておりましたけれども、あれは何のために地上げされたんかなというような疑問もそういうことになったら浮かんできますけども、その辺がわかりましたら。

議長（道上 政男君）

副市長。

副市長（皆木 照夫君）

造成の段階でかなり1メートル近く落ち込んだ土地でございます。そうしてくると、消防署の予定地の用地、この部分についても表土の処理費が、運搬費等かかってまいりますし、それから残る農地との間に擁壁の建設というのができてまいります。これらを勘案した折に地権者の方からあま土については自分の所有地のほうに持ってきていただいて結構ですと。現在ある農地を埋め上げるについては県の残土処理でやっておりますので、そこに戻している関係で工事費を少しでも安くするというので、これは地権者との合意の話でしてできたものでございます。

議長（道上 政男君）

安東議員、よろしいか。

ほかに。

岩江議員。

14番（岩江 正行君）

造成工事が1,500万円と言うたんじゃけども、全部があれ1,500万円でできとんか。あそこの造成全部が、この面積、取得しとるとこの水路から何からの全部の工事が1,500万円でできとんのですかというて問いよんよ。

議長（道上 政男君）

田園観光部長。

田園観光部長（江見 幸治君）

土地の造成工事につきましては、全てでは1,900万円ほどかかる予定でございます。

議長（道上 政男君）

岩江議員。

14番（岩江 正行君）

先ほども尾高議員が言ようたけど、やっぱしこういうなとこに、何もひどうすることはないんじゃないけども、ここに工事費が何ぼうで用地の取得したやつが何ぼうじゃというふうにちょっと不足したものを書いたらようわかるんじゃない。これからは今度はそういうなことをお願いしたいと、かように思います。

以上。

議長（道上 政男君）

答弁よろしいね。

[14番岩江正行君「はい」と呼ぶ]

ほかに。ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（道上 政男君）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（道上 政男君）

ないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

日程第12、議案第68号「美作市消防庁舎土地購入契約の締結について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

議長（道上 政男君）

全員賛成。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第13、認定16件、日程第14、議案14件、市長より提案説明を求めます。

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

ただいま上程されました認定第1号から認定第16号、「平成23年度美作市一般会計決算の認定について」外15会計につきまして一括して御説明申し上げます。

決算認定につきましては、地方自治法第233条第3項及び公営企業法第30条第4項の規定に基づき、平成23年度美作市一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、土地取得特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、公園墓地事業特別会計、都市と農村の交流施設特別会計、老人保健施設事業特別会計、矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計、武蔵の里特別会計、後期高齢者医療特別会計、愛の村パーク特別会計、水道事業、病院事業、下水道事業、それぞれの歳入歳出及び収入支出決算について、監査委員の意見をつけて議会の承認に付すものであります。

詳細につきましては、各担当部長より説明させますので、よろしく願いいたします。

続きまして、議案の説明でございますが、議案第69号「訴えの提起について」、御説明申し上げます。

市営住宅において住宅使用料の高額滞納者に対して納付の意思が見られないので、市営住宅明け渡し請求

及び滞納市営住宅使用料等の支払いを求めるために訴えを提起するものでございます。

次に、議案第70号「訴えの提起について」でございますが、市税の滞納処分に伴い、貸金事業者から利息制限法に定める制限利率を超えて金銭の借り入れと返済を繰り返していたことにより過払い債権が発生している事実が判明した市税滞納者に対し、不当利益返還請求権及びこれに対する年5分の割合による利息の支払い請求権を差し押さえ、当該貸金業者にその支払いを求めました。しかしながら、文書などによる催告にもかかわらず一向に支払いがないため、当該貸金業者に対しその支払いを求めて訴訟を提起するものでございます。

次に、議案第71号「市道路線の認定について」でございますが、平福地内へ計画していますイノシシ・ニホンジカ食肉処理センターへの進入路並びに岡山県による山家川河川改修工事に伴い生じた土居地内の河川管理道の一部等について市道認定を行うものでございます。

次に、議案第72号「市道路線の変更について」でございますが、平福地内に計画しているイノシシ・ニホンジカ食肉処理センターの建設並びに岡山県による山家川の河川改修に伴い市道の終点に変更が発生するため、道路法第10条第3項の規定により、市道路線の変更を行うものです。

次に、議案第73号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について」でございますが、現在策定しております美作市辺地総合整備計画でございますが、中谷辺地において市道引谷後山線の改良舗装事業を新たに追加し、中谷辺地総合整備計画を策定するものです。市道引谷後山線の改良舗装を行うことは、地域住民が安全・安心に暮らせる地域づくりの観点から重要な事業であるため、当該事業に財源を充当するものでございます。

次に、議案第74号「美作市防災会議条例及び美作市災害対策本部条例の一部を改正する条例について」でございますが、東日本大震災から得られた教訓を生かし、いつ起こるか分からない大規模広域な災害に備えるため、防災対策の充実強化を目的とし、災害対策基本法が改正されたことに伴い、美作市の防災会議及び災害対策本部の所掌事務の見直し、明確化を行うよう各条例を改正するものでございます。

改正内容は、防災会議条例では、防災に関する重要事項の審議を行い、諮問的機関としての機能を強化するとともに、多様な主体の参画を図るため、学識経験者等を委員に選任することとするものでございます。

また、災害対策本部条例では、地方防災会議と災害対策本部の所掌事務の見直し、明確化により災害対策基本法に新たに条項が追加されたため、その引用条文を改正するものでございます。

次に、議案第75号「美作市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、現在のケーブルテレビの使用料は基本コース1,000円、基本プラスBS・CSコース1,400円を、平成22年度から3年間の特例措置として平成25年3月31日まではそれぞれ600円と1,000円としております。

以前、一般質問がございました使用料について、特例措置期間中に利用促進を図り、収支状況により現在の料金で運営できれば現状維持をしていきたい旨、答弁をしております。今年度末で特例期間が終了するため、平成25年度の資金収支について試算を行ったところ、1年間は特例措置の延長が可能であると判断し、使用料の据え置きを行うものでございます。

また、東粟倉後山にあった受信点を含むセンター施設を栄町5番地3の美作サブセンターに移転したため、設置場所の変更をあわせて行うものでございます。

次に、議案第76号「湯郷地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、現行の湯郷地域交流センターの設置及び管理に関する条例第6条第3号の規定では、団体または個人が営利を目的として使用する場合は、施設の使用を許可しない規定となっておりますが、本市の

活性化及び地域振興のため、かつ市の主催、共催または後援の承認を受けた場合においてはその規定を緩和し、団体または個人が営利を目的に使用できるよう、また美作市暴力団排除条例が本年1月から施行されていることに伴い、あわせて本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第77号「美作市特定疾患医療附帯療養交通費支給条例の一部を改正する条例について」でありますが、本条例は国が定める特定疾患患者及び腎不全患者に対して治療に必要な高度な医療機関までの移動費の一部を補助することで、患者家庭の生活の安定と福祉の向上を目的として制定しております。

今回の改正では、国が定める特定疾患に11疾患が追加されたことと、小児慢性特定疾患を新たに対象に加え、疾患の定義を特定疾患治療研究事業に係る対象疾患、小児慢性特定疾患治療研究事業に係る対象疾患及び腎不全に変更するものでございます。

次に、議案第78号「美作市営住宅等整備の基準に関する条例の制定について」でありますが、第1次地域主権一括法による公営住宅法の改正により、これまで法律で一律に定められていた公営住宅の整備基準が条例でその基準を定めることとされました。この改正に伴い美作市営住宅等整備の基準に関する条例を新たに制定し、公営住宅の整備基準等について規定するものでございます。

次に、議案第79号「美作市火災予防条例の一部を改正する条例について」でありますが、総務省令の改正により、電気自動車用の急速充電設備が対象火気設備等に加えられたことに伴い、本条例においても充電設備内部に変圧器を有する設備として一定の設置基準を設け、利用者が安全に使用できるよう規定を新たに追加するものです。なお、急速充電設備の設置数は、美作市内では公的施設で2カ所でございます。

次に、議案第80号「平成24年度美作市一般会計補正予算（第3号）」でありますが3億5,965万1,000円を追加し、予算総額を212億8,892万5,000円とするものです。債務負担行為の補正では、東栗倉工房株式会社の債務に対する損失補償に1,000万円を追加し、規定の限度額に合わせて限度額を3,000万円とするものでございます。

歳出の主な内容は、総務費では、市民栄誉賞事業250万円、ケーブルテレビ運営会社設立事業2,035万円、福島県喜多方市との交流事業277万円、民生費では、自立支援医療給付事業の追加1,440万円、介護基盤緊急整備等臨時特例事業3,000万円、農林水産業費では、食肉処理センター建設事業の追加8,427万6,000円、ツキノワグマ生態調査事業730万円、全国クマサミット事業100万円、商工費では、作東バレンタインホテル運営会社設立事業2,500万円、土木費では、市道維持管理事業の追加7,700万円、道路橋梁新設改良事業の追加3,865万円、消防費では、総合防災訓練事業270万円などとなっております。また、全体に4月の人事異動による職員人件費の補正を行っております。

なお、今回の補正予算の財源は、地方交付税1億7,050万6,000円、国県支出金2,637万6,000円、市債が7,530万円、財産収入6,000万円、基金繰入金2,421万9,000円などとなっております。

次に、議案第81号「平成24年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」でありますが、578万円を追加し、予算総額を2,298万4,000円とするものです。

歳出の主な内容は、増加傾向にある長期滞納者を解消するため、法的措置を含めた対応として債権回収、督促状の発送などを弁護士にお願いするための費用219万3,000円などです。

なお、財源は貸付金元利収入でございます。

次に、議案第82号「平成24年度美作市武蔵の里特別会計補正予算（第1号）」でありますが、938万2,000円を追加いたしまして、予算総額を1億9,884万円とするものでございます。

平成24年度当初予算において、一般会計からの繰入金を6,000万円とするため、一部休止を踏まえた予算計上としておりました。しかし、経営アドバイザーを導入し経営改善に取り組んだところ、経費削減等の効

果が見え始めてまいりました。その結果を踏まえ、一部内容を変更し事業を行うものでございます。

歳出の主な内容は、職員の減に伴う人件費1,012万7,000円の減額、嘱託職員賃金698万円及び燃料費、光熱水費等1,352万9,000円の増額でございます。

なお、財源といたしましては、クアガーデンの食事、温泉等収入882万6,000円、繰越金55万6,000円でございます。

以上、議案について御説明を申し上げます。御審議のほどよろしくお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当部長の補足説明を求めます。

認定第1号から認定第13号について、会計管理者。

会計管理者（谷 和彦君）〔登壇〕

ただいま上程となりました認定第1号「平成23年度美作市一般会計決算の認定について」、認定第2号「平成23年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」から認定第13号「平成23年度美作市愛の村パーク特別会計決算の認定について」までの補足説明をさせていただきます。

それでは、認定第1号「平成23年度美作市一般会計決算の認定について」、御説明いたします。

〔以下朗読〕

以上で一般会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

管理者、ここで休憩いたします。

これより10分間休憩いたします。

午後1時56分 休憩

午後2時06分 再開

議長（道上 政男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで宮本代表監査委員さんが出席されておりますので、お知らせしておきます。

続きまして会計管理者、説明をお願いします。

会計管理者（谷 和彦君）〔登壇〕

では続きまして、150ページからの認定第2号「平成23年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」、御説明いたします。

〔以下朗読〕

以上でまことに簡単ではございますが、平成23年度美作市一般会計・特別会計歳入歳出決算の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

大変御苦労さまでした。

それでは続きまして、認定第14号について、上下水道部長。

上下水道部長（中尾 友保君）〔登壇〕

ただいま上程となりました認定第14号「平成23年度美作市水道事業決算の認定について」の説明を申し上げ

げます。

認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき議会の認定に付するものでございます。

〔以下朗読〕

23年度の概況でございますが、工事関係は、県の河川災害復旧工事や道路改良工事などに伴う受託工事、老朽管布設替え工事及び配水池、管理道新設などを実施いたしました。

年度末の給水人口は2万2,326人で前年度より311人減少し、給水戸数も1万戸を割り、9,966戸で41戸減少となっております。年間総配水量と有収水量は緩やかな右肩下がりですが、有収率については2.78ポイントとわずかでありますが上がりました。

企業会計1年間の営業成績につきまして、3ページの損益計算書に記載しております純利益につきましては、昨年度の約1.8倍の6,680万2,395円を計上することができました。また、経常収支比率は昨年より5.12ポイント上がって111.24%となっておりますが、少子・高齢化に伴い人口の自然減少や節水意識により給水量、給水収益とも年々減少傾向が続いております。

詳細につきましては決算特別委員会の分科会で御説明を申したいと思っております。

4ページ、5ページに剰余金計算書と剰余金処分計算書を、また6ページ、7ページ、8ページに貸借対照表を添付しております。また、9ページ以降に事業報告書、明細書がございますので、お目通りをしていただきますようお願いいたします。

今後とも漏水調査の強化や老朽施設の更新など、強いライフライン計画を図り、経営の効率化を推進する所存であります。

以上です。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

続けてやってください。

上下水道部長（中尾 友保君）〔登壇〕

続きまして、認定第16号「平成23年度美作市下水道事業決算の認定について」、地方公営企業法第30条第4項の規定により認定に付するものでございます。

〔以下朗読〕

美作市の下水道事業は、昭和51年度に美作地域で着手してから毎年整備を進めております。平成23年度では農業集落排水事業による梶並地区の管渠工事とポンプ設置工事を、生活排水処理事業では合併浄化槽の設置工事を行いました。また、山家川、吉野川などの河川災害復旧工事に伴う受託工事も実施しております。市全体の集合処理面整備は24年度で完了する予定でございます。

23年度末現在で、処理区域面積が1,513ヘクタールとなり、処理区域内人口3万102人、前年度比549人減、水洗化率は81.55%、前年度比1.47%増となり、年間総有収水量は286万5,056トンとなっております。

〔以下朗読〕

下水道事業は公共水域の水質保全と市民に快適な生活環境を提供することが目的であります。今後とも未水洗化世帯に対する啓発推進を行い、水洗化率の向上と収納率向上及び下水道施設の効率的な維持管理で経費節減を図る努力を行います。

以上でまことに簡単な説明でございますが、平成23年度美作市水道事業決算と下水道事業決算の認定についての説明をさせていただきました。御審議の上、よろしく願いいたしたいと思っております。

以上です。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

続きまして、認定第15号について、保健福祉部長。

保健福祉部長（神吉 康之君）〔登壇〕

それでは、認定第15号「平成23年度美作市病院事業決算の認定について」、説明申し上げます。

平成23年度の病院事業の収益的収支は、県からの派遣医師、内科医師1名増員されたこと、また10対1の看護体制を通年で維持できたことなどにより、医業収益が入院、外来とも伸び、前年比4,734万6,000円の増収となっております。

医業費用については前年比3,348万2,000円増加しておりますが、これは患者数の増加に伴う材料費、経費等の伸びとともに企業債の繰上償還に伴う補償金が生じたことが主な要因でございます。

この結果、当年度の純利益は1億2,020万8,000円となり、このうち2,500万円を減債積立金に積み立てを行いたいと思います。

資本的収支では、内視鏡の画像情報変換装置の導入、医事会計システムの更新等を行っております。また、企業債の繰上償還2億5,784万1,000円を行い、新病院建設時の企業債残高19億5,000万円が12億9,000万円と、約3分の2となりました。

引き続き地域医療サービスの向上を目指すとともに健全な経営を維持してまいりたいと思っております。

〔以下朗読〕

どうぞよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

日程第13の補足説明が終わりました。

ここで宮本代表監査委員より監査報告をお願いいたします。

代表監査委員（宮本 政行君）〔登壇〕

ただいま御紹介いただきました宮本でございます。よろしくお願いいたします。市長さんを初め執行部の皆様、議長さんを初め議会の皆様、平素より美作市発展のため御尽力をいただき、この場をおかりし厚くお礼申し上げます。

さて、23年度の決算審査でございますが、日笠監査委員と行いました。

お手元の平成23年度美作市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の1ページをお開きください。

審査の対象ですが、平成23年度美作市一般会計決算、平成23年度美作市国民健康保険特別会計決算外11特別会計決算、平成23年度美作市財産に関する調書、平成23年度美作市基金の運用状況。

審査の期間ですが、平成24年……。

議長（道上 政男君）

宮本監査委員、ちょっとマイクを近づけてください。

代表監査委員（宮本 政行君）

平成24年7月4日から平成24年7月31日の間で行いました。

審査の方法ですが、審査に当たっては各会計歳入歳出決算書及び附属書類が関係法令に適合して作成されているかどうかを確認し、これらの計数について関係諸帳簿及び関係資料を照査し、担当職員の説明を聴取して比較分析等の検討を加えて審査いたしました。

審査の結果でございますが、審査に付された歳入歳出決算書及びその他関係諸帳簿等は、いずれも関係法令に準拠し作成され、計数は符合し正確であり、予算の執行は適正であることを認めました。

次のページからは決算の概要等の資料を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

続きまして、お手元の平成23年度美作市公営企業会計決算審査意見書の1ページをお開き願います。

審査の対象ですが、平成23年度美作市水道事業会計決算、平成23年度美作市病院事業会計決算、平成23年度美作市下水道事業会計決算について行いました。

審査の期間ですが、平成24年7月4日から平成24年7月31日までの間に行いました。

審査の方法ですが、審査に当たっては各会計歳入歳出決算書及び附属書類が関係法令に適合して作成されているかどうかを確認し、これらの計数について関係諸帳簿及び関係資料を照査し、担当職員の説明を聴取して比較分析等の検討を加えて審査いたしました。

審査の結果ですが、審査に付された歳入歳出決算書及びその他関係諸帳簿等は、いずれも関係法令に準拠して作成され、計数は符合し正確であり、予算の執行は適正であることを認めました。

次のページからは決算の概要等の資料を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

終わりに、税を初めかなりの未収金がございます。担当の方々は収納に努力されておりますが、より一層の頑張りを期待しております。

以上で平成23年度の決算審査報告といたします。ありがとうございました。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

大変ありがとうございました。

宮本代表監査委員、日笠監査委員には、平成23年度決算審査を約1カ月間の長期にわたり審査をしていただき、心より厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

再開は、5日午前10時からです。

大変御苦労さまでした。

午後2時53分 散会

平成24年9月5日

(第 2 号)

1. 議事日程（2日目）

（平成24年第5回美作市議会9月定例会）

平成24年9月5日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（22名）

1番	山本雅彦	2番	則本陽介
3番	萬代師一	4番	山本重行
5番	尾高誉久	6番	岡崎正裕
7番	西元進一	8番	本城宏道
9番	安東章治	10番	橋本健二
11番	向原伸一	12番	鈴木悦子
13番	粟井基雄	14番	岩江正行
15番	小渕繁之	16番	万殿紘行
17番	絹田和昭	18番	新免昌和
19番	日笠一成	20番	福島協
21番	内海健次	22番	道上政男

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

市長	安東美孝	副市長	皆木照夫
教育長	内海壽志	政策審議監	岩崎清治
総務部長	中西祐司	危機管理監	小林昭文
企画振興部長	大寺剛寅	市民部長	平尾孝之
税務部長	西浦豊照	保健福祉部長	神吉康之
建設部長	春名修治	田園観光部長	江見幸治
上下水道部長	中尾友保	教育次長	福原覚
消防長	森正彦	会計管理者	谷和彦
外-内-建設担当部長	石田薫	企画振興部協働企画課長	景山二男
建設部建設管理課長	青山元美	田園観光部農業振興課長	安東和彦
上下水道部上水道課長	山本和利	上下水道部下水道課長	井上知己

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	欽先耕二
課長	内藤淳子
主任	谷口宏枝

議長（道上 政男君）

皆さんおはようございます。

携帯電話の電源はいつものことながら切っていただきますようお願いいたします。

3日に引き続き会議を開きます。

欠席者の報告を行います。21番内海健次議員が葬儀のため午前中欠席であります。14番岩江正行議員が通院のため午前中欠席であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

一般質問に入ります前に御報告をいたします。

3日、議会終了後に決算特別委員会を開催し、委員長に岡崎正裕議員、副委員長に則本陽介議員を選任いたしましたので、御報告いたします。

日程第1 一般質問

議長（道上 政男君）

続きまして、日程第1、「一般質問」を行います。

一般質問につきましては、申し合わせにより質問席で行い、質問の方法は1質問項目ごとに3回まで、質問時間は45分とすることとなっておりますので、御承知願います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号19番日笠一成議員の発言を許可いたします。

日笠議員。

19番（日笠 一成君）〔質問席〕

皆様方に改めておはようございます。

議長の許可がありましたので、これより一般質問を始めさせていただきます。

項目1、地域の活性化について。

質問の要旨は、地域の活性化には地域の力を活用する必要があるということで始めさせていただきます。

市内各地域には、歴史の長い伝統のあるイベント等がたくさんあります。そうした会場、場所で感じることは、自主的に計画、運営されているものほど盛り上がりがよく感じます。参加者、見物者等の中に占める若い人が多くて頼もしく、そして地域の活力を感じます。自力で活動、運営していく方法を選ぶ団体、少しでも行政からの物心面の支援を期待される団体、その他があると思います。そうした地域力を生かしたまちづくりが必要だと思います。そのためには、まずは村おこし、地域おこしを目的とした組織、団体の把握が必要と思いますが、いかがでしょうか、お尋ねします。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

おはようございます。

一般質問の1番バッターということで、地域活性化についての御質問をいただきました。

御指摘のとおり地域力の活用という御質問でございますが、村おこし、地域おこしを目的とした組織や団体の把握については、近年自治体が主導するイベントや地域おこしなどは少なくなりまして、各地域の

方々が考えてみずから行動していただけるようになってきております。市のホームページには、市民活動団体の登録していただいている団体が26団体ございます。これらの団体は食生活の改善や地域おこし、観光ボランティア、生涯学習、高齢者や福祉施設の慰問、環境保全などに取り組んでおられまして、自主的な活動をいただいております。

そのほかにも市内各地には、各田んぼアート、地域のホタル祭り、夏祭り、日の出祭り、伝統文化の伝承などさまざまな活動をいただいているグループや団体がありまして、市といたしましても自治振興協議会補助金などを有効に利用していただきまして、地域活性化に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

日笠議員。

19番（日笠 一成君）

当市の協働のまちづくり指針の中に協働の理念として、できることは自分です、できないことはできる人や地域が補う、それでもできないことは行政が補うという考え方を基本とした自助、共助、公助の理念に基づき、市民、地域の力が息づく社会の実現が求められています。

そして、基本理念として、市民と行政はまちづくりにおけるそれぞれの特性と役割を理解し、対等の立場で協働の推進に努めなければならない。2番目として、市民と行政は協働を推進するため必要な情報を共有するとともに、互いの自主性及び自立性を尊重しなければならない。3として、市民と行政は市民の果たす社会的意義を理解し、その促進のためそれぞれの役割に応じた必要な人材、場所、資金、情報、知識、技などの提供に努めるなどと協働のまちづくりの指針が定められております。

さらに、第1次美作市総合振興計画にまちづくりの基本理念として、本市は豊かな自然や地域の個性をさらに磨くことで地域の魅力を高め、市民が心豊かに誇りを持って暮らせる夢と愛に満ちあふれた、人が輝くまちを目指します。そのためには、地域の人材交流や固有資産、産業の連携を図り、住んでいる人は住み続け、訪れる人はまた来たくなる、そんな真の豊かさを実感できるまちづくりを進めますと定められております。

先ほどお知らせいただいた団体、組織等の方々との交流、連携をさらに深めることは前述のまちづくりのためには有意義だと思います。つきましては、今後の取り組み方針、方法をお知らせください。

議長（道上 政男君）

企画振興部長。

企画振興部長（大寺 剛寅君）〔登壇〕

おはようございます。

それでは、日笠議員の2回目の御質問に対しまして御答弁を申し上げます。

今後の取り組み方針、方法についての御質問でございますが、美作市では行政が積極的に地域の方々と交流するために各担当部署で協働のまちづくり出前講座を開催し、福祉部門や消防、防災など多くの申し込みがあり、活発な交流が行われております。また、市民の方の積極的な参加につきましても、市が計画策定した各種計画では広く意見をいただくためパブリックコメントを行っておりますが、これも市民参加の一環でございます。

市民の皆様と行政が協働のまちづくりをともに推進していくためには、先ほど市長が申しあげました目的や性格の異なる各種団体が共通の社会的な目的を実現するためにそれぞれの団体の力を合わせ、特色を生かしながら対等の立場でともに考え、ともに協力して働くことが大変重要でございます。一層の市民参加に

は、参加者の発言機会の確保やわかりやすい情報の提供など参加しやすい環境づくりや話し合いの持ち方を工夫しなければなりません。今後は団体間の交流を行うため、事例発表や勉強会などを開催し、協働のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

日笠議員、3回目。

19番（日笠 一成君）

論点は違いますが、6月に刊行され首都圏を中心に約1万部が売れている本の安全な町ランキングでは、国や研究機関の分析ではありませんが、岡山市は地震、津波、台風などの自然災害からもっとも縁遠い地域と評価され、県庁所在地47市の中から堂々トップに選ばれたそうです。美作市も地域内外から活力に満ちており、住みよい町である、住んでみたいと言われるようなまちづくりの政策をさらに講じていただきたいようをお願いをして質問は終わりますが、いま一度市長のまちづくりへの力強い思いをお知らせください。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

地域活性化についての本当に熱い思いという部分は持っております、地方自治体におけるまちづくりということにおきましては、みずからの責任においてどのようなまちづくりを行っていくのか、5年後、10年後と見据えて自主性や自立性、行政の政策立案能力を求められております。そのためには市民のニーズを受けとめ、効率的な行政を目指すため、さらなる行財政運営の強化、行革を行いながら、子育ての支援、住環境の整備などによる定住の促進、農業の6次産業化などを初めとした農林業の活性化、地域固有の財産を生かした新たな観光施策を展開をしていくとともに、協働による市民が主役というまちづくりを進めていきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、まちづくりの基本理念は、まちづくりは人づくりと言われるように人と人との触れ合いというものは大いに重視していかなければならないだろうと思います。そういう意味で担当部長が申しました、各地域でまちおこしをやっておられる皆様方の、俗に言うまちづくりサミット、市内の、そういったものを計画しながら地域間の交流を図って、お互いが連携しながらまちづくりにさまざまな取り組みがありますが、そういった取り組みをやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

日笠議員。

19番（日笠 一成君）

継続して住みよいまちづくりに頑張ってくださいますようお願いをして1項目めは終わります、2項目めに入らせてもらいます。

自然との共生、森林の活用と再生についてでございます。

質問の要旨は、森林資源の活用とその波及効果についてでございます。

市の大部分は、山林、原野であります。この資源の有効活用とその波及効果についてをお尋ねします。

さきの3月定例会で、植えや育てやで伐期を迎えた杉、ヒノキなど建設用材は昨今の住宅様式の変化などにより、いわゆる優良材の需要が減り、生産者の生産意欲が低下した、その他の要因で山への関心が薄れてきたので、管理不行き届きな山が多くなり、保水力の低下、イノシシ、鹿などのすみかとなるなど悪循環と

なっているので、有効活用を図り、地域の活性化に役立たせる必要がある、そのために例えば再生可能エネルギーとしてバイオ燃料とするためにペレット事業を推進、支援してはとお尋ねしました。その回答は、ペレット生産で採算性が見込めると判断された場合は、森林組合を含む民間企業に提案してみたいと思っておりますとのことでした。現時点の調査状況、検討状況などをお知らせください。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

自然との共生、森林の活性化と再生についてということで、森林資源の活用とその波及効果の御質問でございます。

ペレットの生産で採算性が見込めるかどうかでございますが、まずペレット生産に必要なプラントを移動可能なもので検討をいたしました。採算性を最優先すれば、プラントには自走式の破碎機、乾燥機、集じん機、ペレット製造機、搬送機などが必要となりますが、これらの合計金額で申しますと、これは概算でございますから概略でございまして、2,300万円程度必要になるだろうというふうになります。

また、このプラントの動力源であります電気代は年間約225万円が必要と見込まれておりまして、このプラントを活用したペレットの年間最大生産量の150トンペレットの工場渡し額、キログラム当たり25円で販売したとき、電気代との相殺だけでも年間で150万円しか残っていかないという計算になってまいります。さらに、ペレットの原材料費や材料運搬費、人件費などを見込んだときには、営業運転では採算がとれないだろうというふうに思われます。

このことから、現段階で市内業者がペレット生産のみで採算性を見込むとすれば、ペレット材料が無料で大量に確保できる、材料輸送費が必要ないなどの条件が整った場合に限られますので、これらの諸条件をどう対応できるか、今後の課題であるというふうに思っております。

しかしながら、木質ペレットは地球温暖化の原因でありますCO₂の削減につながりまして、環境に優しい燃料であることや原料が地域内で伐採される木材であるということから、継続的に利用可能な再生できるエネルギーとして評価されてきております。今後さらに化石燃料からの脱却機運が強まれば、市内でのペレット生産も可能性があります。また、この材料が地域内の森林から調達できるシステムとして確立されたとき、ペレット生産を軸として地域の森林は豊かになると同時に、林業振興の活性化にもつながり、新たな産業として雇用も生まれることから、今後とも調査研究、情報収集などに努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

日笠議員。

19番（日笠 一成君）

国、民間の世論調査での総発電量に占める原発依存度は下降している。一方、自然再生エネルギーへの依存度は高まっていると思います。したがって、木質ペレットへの期待も高まると思いますので、ペレット生産に向けてさらに積極的に調査研究、情報収集に努めてください。

森林資源の活用は木質ペレットへの加工だけではありません。有名ブランドである美作ヒノキの育成、販路の拡大に、再生力の強い雑木をパルプ原材料としての販路の拡大などがありますが、現時点での取り組み状況お知らせください。

議長（道上 政男君）

田園観光部長。

田園観光部長（江見 幸治君）〔登壇〕

日笠議員の2回目の質問であります、森林資源の活用とその波及効果ということでございまして、その御回答を申し上げます。

日笠議員の御指摘のとおり、自然エネルギーへの依存度は今後さらに高まるものと考えられることから、木質ペレット、チップ等を含む自然エネルギー全般について採算性が見込めるものへの調査研究には積極的に取り組んでまいりますので、今後とも情報提供等御協力方よろしくお願ひしたいと思います。

また、森林資源の活用につきましては、美作の杉、ヒノキのみならず、雑木に至るまで利用できるものを効率よく使うシステムの確立が必要であると思っております。このような中、美作市といたしましては、森林資源の有効活用する一つの方法として、みまさかの木利用促進事業及びみまさかの木利用住宅リフォーム事業により、県内で製造された木材を一定量以上利用した住宅に補助金を交付することで地元産材の利用促進を図っているところでございます。今後も引き続き地元産材の利用を促進するため事業を継続してまいりますと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

日笠議員。

19番（日笠 一成君）

真庭市にバイオマス発電所が建設されるとか、間伐材などを使った高機能のウッドプラスチック原料が開発されたとの明るい情報が発信されております。これからもさらに調査研究、情報収集に努めていただきますようお願いをして質問を終わります。ありがとうございました。

議長（道上 政男君）

以上をもちまして通告順番1番、議席番号19番日笠一成議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番2番、議席番号10番橋本健二議員の発言を許可いたします。

橋本議員。

10番（橋本 健二君）〔質問席〕

改めて皆さんおはようございます。

このたびロンドンオリンピックでの女子サッカー、なでしこジャパンが世界2位の銀メダルの快挙は、混迷を続ける国会、不景気風が吹き荒れる日本国内に夢と希望と勇気を与えてくれました。その中にキャプテンとして宮間選手、ゴールキーパーとして再三の猛攻を守った福元選手、湯郷Be11eの両選手が光り輝いていた映像は後世に長く語り継がれることでしょう。心からお祝い申し上げます。

また、8月14日の京都、滋賀、大阪方面での局地的集中豪雨で亡くなった方々に哀悼の意と被災された皆さんに心からお見舞い申し上げます。

美作市にあっては、8月2日、津山市のグリーンヒルズで行われました、岡山県と岡山県猟友会主催の岡山県狩猟許可試験がありました。試験会場では、美作市民が13名チャレンジしておりました。ことしも既に稲作がイノシシからの猛攻を受けています。新米のわな猟師にも早い時期に鳥獣害駆除の市からの許可をお願ひし、一頭でも多くのイノシシからの猛攻を回避できるチャンスを与えてほしいと思います。女性の方も1名含まれておりましたことをつけ加えておきます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

1番の人口減少に歯どめと若者定住対策ということですが、3番目に上げておりました結婚推進事業の進捗状況はということは中止をさせていただきます。

その中で、美作市幼児園計画はということで、8月8日の新聞記事に日本の人口が26万3,000人減少した

記事がありました。記事中、増加したのは7都県で、東京、埼玉、神奈川、愛知、滋賀、福岡、沖縄県でした。日本の人口動態は、死亡者数が出生者を上回る現象に歯どめがかからない状態である。さて、美作市の人口は平成23年3月31日現在で3万1,362人、平成24年3月31日現在で3万862人、おおむね500人ぐらい減少している現実があります。

岡山県の11年度決算見込みの記事の取材で記者の感想が掲載されていました。その中で、問題なのは県政の縮小均衡が続いていることだ。税収の低迷、社会保障費の増大、財政運営に制約が強まっているのは確かだが、行革はあくまでも財源確保の手段にすぎない、県の将来を描き出す事業への戦略的な予算配分、将来にわたって税収を安定させるための産業政策が欠かせないと結んでいました。

私は、このたった二、三行のことではありますが、感動を覚えました。何かもやもやしなながら、何かが足りない。政治家の一人として何をすべきことか見えたような気がいたしました。私は若者志向は、近くにコンビニがあり、交通の利便性があり、スーパーで買い物ができ、子育てに必要な幼児園があり、近くに小学校、中学校、大学に進学できる高校があり、給料が多く支給してくれる会社があつて、すぐに倒産しない会社があれば最高です。

このような若者ニーズの考えをもとに質問をいたします。

1番に、美作市は子育て支援事業はかなり充実していますが、人口密集地域での幼児園施設が不足しております。子育てしやすい環境が必要と思いますが、計画があれば教えてください。

2番目に、以前、長野県の白馬山の山懐にある小さな村が人口減少をとめ、増加対策に成功したことの事例を紹介した一般質問をさせていただいたことがあります。そこで格安の料金で新婚の夫婦が住む住宅を提供し、子どもができたなら支援金を出す制度もありましたが、美作市の都市計画は策定されているものの、計画的まちづくりが進んでいないのが現実です。美作市は新たに住宅を考える人たちに、美作市中心市街地に安く提供できる住宅計画を考えませんか。公共工事の減少で地域活性化が進まない。そこで、民活で地域活性化を促進する事業を考えてみませんか。市長のお考えをお聞かせください。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

橋本議員の人口の減少に歯どめと若者の定住対策ということで御質問をいただいております。

その前段でのお話ですが、本当にイノシシ、鹿どもに困っております。この分については何とか対応したいという思いの中で取り組んでおりますし、また駆除のために猟友会の皆さんは一生懸命やっただいておりますし、またこうやって橋本議員のように農家と呼んで失礼かどうかわかりませんが、いいかどうかわかりませんが、農家の皆さんも自主防衛ということでわなの免許を取られて駆除に一生懸命取り組んでおられます。感謝を申し上げたいというふうに思っておりますし、またことはツキノワグマが多発するというおそれがあります。警報を出してもいいんでないかというほどのおそれがありますので、本当に注意を皆さんもしていただきたいというふうに思っておりますのでございます。

さて、御質問の幼児園の施設計画についてでございますが、湯郷保育園の整備に関する質問というふうには捉えてお答えをさせていただきたいと思いますが、橋本議員御承知のとおり、湯郷保育園並びに幼稚園は通園路が狭くて危険であり、また特に湯郷保育園は昭和50年建築と、市内で一番古いことから早急な施設整備が必要であるというふうに認識をしております。現在は、施設移転も視野に入れ、用地等選定を検討しておりますのでございます。それらが条件が完了次第、建設事業に着手をしていきたいというふうに思っておりますのでございます。

若者の定住対策計画についてでございますが、御質問にある市中心市街地に安く提供できる住宅計画についてでございますが、宅地開発を行う上では法律的なさまざまな条件がございます。例えば農地であれば、農業振興地域、特に美作地域であれば都市計画区域などがございます。特に美作の地域ではこのような区域に含まれる地域がありますが、基本的には民間資本による住宅地の提供をしていただきたいと思いますと考えておるところでございます。

行政の担う役割といたしましては、美作市都市計画マスタープランの専用住宅地や一般住宅地等の区域の見直しも行いながら、民間資本によりまして住宅地開発がスムーズに行えるよう、アクセス道路や上下水道、光環境等のインフラの整備を積極的に進めてまいりたいと、またしてきたつもりでもございます。

しかしながら、美作市の中心地域におきましては、先ほども申しましたが、都市計画法、農振法、農地法、宅地造成規制法、森林法等の許認可の問題があります。特に農振農用地におきましては除外の許認可が難しいため、区域を定めて法的にスムーズに除外が行えるよう、国、県にも働きかけていきたいと思っております。

市といたしましての分譲地としての開発につきましては、御指摘のとおり交通の便利がよく、スーパーや幼稚園、小学校、中学校等に近い適当な候補地が見つかった場合、土地購入、造成を行い、原価程度で、特に美作市の将来を担う若者——新婚夫婦です——に対して販売できればというふうに考えておるところでございます。

以上です。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

橋本議員。

10番（橋本 健二君）

幼稚園計画については、経過年数が多く設備的に旧式なら、合併特例期限が延長になったことは最後のチャンスかもしれません。迅速かつ大胆に前進させてほしいものです。しかし、用地取得はシビアな問題であり、慎重に後戻りがないように、共働きの子育て者に美作市からの愛の手を差し伸べてほしいと思います。

続きまして、若者定住対策のほうですが、最近の私の質問に対して、非常に明確なあすに希望が持てる答弁をいただいたのは久しぶりのように思いますが、今後も若者が希望が持てる美作市実現のため努力しますので、市長の応援をお願いします。

そこで、少しだけ追加させてください。

市長の言われるとおり、多くの法律が絡み合い、全ての条件がそろっていても1年2年は平気で時間ばかり経過していく土地関連の農地法等々いろいろあることは承知しております。若者でなくても諦めなければならないような場合もあります。早急に美作市都市計画マスタープランの区域見直しを行い、若者が住みやすいまちづくりが急がれると思います。

過疎地域の古民家に定年を過ぎて住み着く老夫婦が、世話役が来たとばかり地域の人たちが愛育委員を皮切りに民生委員、集落委員、集落の会計、宮当番、山林会計、集会所会計、街灯会計、ごみステーション当番などなど地区役員でも60歳ちょいなら若手としての見方を押しつけられ、人間関係の煩わしさが面倒で田舎暮らしを求めたのにと、理想と現実と悩まされている人たちもいることを御承知いただきたいと思いません。

人口増加対策のIターン者、田舎暮らしがしたい老夫婦、核家族を希望する若者の定住者など住宅関連担当を決め、きめ細やかな相談窓口があれば、人里離れた場所での野菜づくりがしたいとか、田舎暮らしがしたい人なのか、住民との触れ合いを求めているのか、それぞれの思いを酌み取る、また希望をかなえる、

こういったシステム構築が必要だと思いますが、例えば市内不動産会社との連携協議など、民活を取り入れた住宅誘致を考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか、市長のお考えをお聞かせください。

議長（道上 政男君）

企画振興部長。

企画振興部長（大寺 剛寅君）〔登壇〕

それでは、橋本議員の2回目の御質問に対しまして御答弁を申し上げます。

若者定住対策計画についてでございますが、橋本議員の言われますとおり、美作市内では限界集落が多く存在し、各種委員さんへの人選にも苦慮しているところでございます。都市の雑踏から逃れ、自然豊かな田舎で生活することを目的に多くの方が移住されており、田舎暮らしをする上では地元の慣習やつき合いといった都会の方にとっては煩わしい状況があるのも事実でございます。このことを理由に転出された方もあると聞いておりますが、美作市といたしましては、このような状況を踏まえ、今年度から田舎暮らしを体験していただくお試し住宅を整備し、地元の方々との交流により定住に向けた事前準備ができるよう政策を行っております。

また、市内の空き家情報なども社団法人岡山県宅地建物取引業協会が運営しております不動産情報サイト住まいる岡山などに登録を行い、情報提供を行っております。美作市では住宅のあっせんなどはできませんが、市が行っている定住関係の補助金や空き家情報などの相談は協働企画課に窓口を設け、提供を積極的に行っております。また、市長の答弁にもございました各法令につきましても、行政が担う部分は各機関と調整を図りながら、民間資本による住宅開発がスムーズに行えるよう時間短縮に努めてまいります。

以上でございます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

橋本議員。

10番（橋本 健二君）

私は安東市政になってから、美作市と勝央町との人口動向を示しながら、勝央町は美作市ができ上がった直後から人口の減少がとまり、とまった後2年ほど経過しながら増加に転じました。勝央町の総務課になぜ人口が増加した原因をお尋ねをしました。答えは住宅が建設しやすい環境があるのかなとの答えで、人口増加地域はやはり国道179号線周辺が多くなりましたと結ばれていました。

先ほどの市長答弁にもありました美作市都市計画マスタープランの専用住宅地や一般住宅地等の区域の見直しを行い、民間による土地開発がスムーズに行えるように、またアクセス道路、上下水道、情報基盤整備などのインフラ整備が欠かせません。積極的に進めるとありました。ぜひともスピード感がある行政執行をお願いしたいと思います。

また、いろんな法律に拘束されているのも法治国家なので仕方ありませんが、インフラ整備計画により将来像が見え出すと思います。市長と英断と行動力に期待させていただき、御感想をお聞かせください。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

橋本議員の少子・高齢化という部分、人口減少ということでございますけれども、美作市の都市計画というのは合併前に旧美作町がつくっております。そして、それが古いからということで、先般見直しをかけていこうということで、まずマスタープランを作成いたしました。そのマスタープランから本当の都市計画を立てていくというような仕組みになっておりますが、マスタープランまではでき上がっておりますけれども

も、その中身を、例えば用途地域の指定とか、それを拡大するのか縮小するのか、そういった分野を進めていかなければいけないというふうには思います。

それから、他町との比較ということになりますといろいろと問題が多いわけでございますけれども、いろんな要因があるだろうというふうに思います。若干見解が違う部分もございまして、あえてここの論点ではないだろうと思っておりますのでお答えいたしませんけれども、インフラ整備を本気で進めていく中で、美作市、今年度で、管渠工事でございますけれども、100%完了するという状況でございます。もちろん単独の合併浄化槽、こういったものにつきましてはまだ個別に対応でございますから、若干おくれておりますけれども、全国に先駆けるほどではないんですけど、近隣に先駆けることは100%に近い、どこに行っても水洗トイレができるといったような状況整備が整いつつあります。そういった部分では大いに進めていきたいというふうに思っております。

それから、都市計画以外でも結局各種の法律の中でそれに対応していかなければならないというのが現状の姿でございます。一番困るのが農振除外で1年に1回か2回しか会議がないという状況の中でなかなか思うがままに住宅づくりができないという状況がございます。そういった面を県、国に大いに働きかけていきたいというふうに思います。そうしないとなかなか土地ができない。優良住宅ということは逆に言うと優良農地でもございます、美作市の場合。そういう意味で農地法という観点、両方の部分をどううまく整合性をとってスピードあるものにしていくかというふうに思います。

それから、所信表明のときにも申し上げたというふうに思いますが、若者定住対策ということで、本当に皆さん、議会での承諾も要りますけれども、取得原価で若者に、特に新婚さんいらっしゃいで若者に安い価格で土地を提供したい。もちろん家を建てる場合は補助制度を設けておりますから、それに補助を上乗せして、若者が定住していただいて、旧作東町がやっております、キューピットタウンと名づけてやっております。それを美作市版に直して、美作市のキューピットタウンの建設をやっていききたいという思いでございます。なかなか用地の選定等が難しくて、なかなか前へ進んでないというのが現状ではございますが、地域の皆さんの御協力をいただきながら、そういった若者が安く美作市に住めるという場所を提供していけるよう努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

橋本議員。

10番（橋本 健二君）

ありがとうございました。

本当に将来に希望も湧くような答弁でありますし、夢も希望もないというのは訂正して、夢がある美作市になりつつあるというような市長の御答弁、ありがとうございました。

続いて、江見商業高等学校の跡地利用についての項目に入らせていただきます。

昨年の12月議会において質問を行いました。その当時作東中学校の新築校舎ができ上がっておらず、生徒も移転していませんでした。現在、岡山県に高校跡地をお借りしている時期であり、結論は出せないとの回答でございました。月日が流れて9月の議会を迎えております。前宮本市長時代に障がい者施設の建設推進などの構想がありました。その間、山家川を襲った21年8月9日、源流の福山地区も歴史的に類のない最大級の降雨に見舞われ、土居地区、江見市街地を大洪水が押し寄せ、とうとい犠牲者もありました。しかし、災害が発生してから、市長を中心に執行部の皆さん、職員の皆さんの日夜を問わない復旧作業と消防団の作東方面隊の活動に感謝の気持ちを込めて、頭を下げさせていただき思ひでいっぱいでございます。その洪水の泥沼から元の生活を取り戻す行動は大変でした。この不景気で借金はできても返すことができるのか

との葛藤もあり、苦渋の選択も市民の中にあり、この地を離れることを選択した方もおられます。

このような心も体も萎えてしまうような、言いたくはないんですが、夢も希望もない市民の暗い心に一筋の光明があれば、元気を出すぞの元気と希望が欲しいのです。市長の政治手腕と実行力に期待をしているのですが、市長の思いを聞かせていただきたいと思います。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

江見商業高校の跡地利用ということで御質問をいただいております。

江見商業高校の跡地ということで現在でも岡山県の所有物件でありますので、有効活用しようとすれば岡山県の理解が必要であるというふうに思っております。昨年の時点で誕生寺の特別支援学校の分校、そしてその後、分級へというふうに働きかけてまいりました。その中で、これらの誘致が困難であると、県南のほうにつくるという県の冷たいお言葉でございまして、非常に困難であるということで現在に至っております。

しかし、学校の跡地のほとんどは旧作東町が県に無償提供した経緯がわかってきまして、県に対してこの部分については無償の返還を申し入れております。県からはその部分については返還の用意があるという旨を回答もいただいております。

このような中で、非公式ではありますが、ある企業が見に来られたとの情報もいただき、誘致の打診を行いました。現時点での進出は厳しい状況であると判断をいたしております。

今後、無償返還がなされたならば、旧作東町の中心部にあり、広大な面積を占有しておりますので、関係する地域の皆様と協議しながら利活用を考えてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

橋本議員。

10番（橋本 健二君）

県内企業で優秀な企業と期待も大きくなっていたのですが、非常に残念なことです。しかし、これまで江見地区の人々にですが、経過もしっかり説明し、地元の区長さんや商工会の皆さんも交えて自分たちの町をどう繁栄させ、跡地の活用を真剣に考えていただく協議会への誘導を協働企画、総合支所など、時間はまだまだ余るほどあると思いますので考えてほしいと思いますが、地域の人、地域の人っていてもなかなか深く掘り下げて考えるほどの余裕もございません。こういった中でいろいろな事案提示も行いながらやはり地元の人にわかりやすく説明しながら自分たちのまちづくりということで考えていただく時間を与えてほしいと思います。

そういったことで2回目の質問を終わりますが。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

1回目の御質問にもお答えさせていただきましたように、非公式の交渉ではございましたが、相手方は超のつく優良企業でございました。先ほども申し上げましたように、全く話が切れてしまったというわけではございませんので、今後とも努力を続けていきたいというふうに思っております。詳細につきましては今申し上げることはできませんけれども、これは御理解をお願いしたいというふうに思います。

商業高校の跡地につきましては、作東地域の皆様が何に利用すべきか議論する場所が必要であろうというふうにも思います。その上で建物が必要なのか、土地だけが必要なのかによって岡山県との交渉方法が見えてくるというふうにも考えておるものでございます。そういった二面性を持ちながら地域の皆さんが利用を考えていただくというのは大事なことであるというふうに思っております。

一度は水害で被災した場所でもあります。恒久的な対策を施した後に、旧作東地域の中心地の江見として本当に皆様が望まれる利活用方法を考えてまいりたいと思っておりますので、今後も御意見をいただきたいというふうに考えておるところでございます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

橋本議員。

10番（橋本 健二君）

大変な重大な事案を説明していただき、ありがとうございました。

優良企業の誘致ということで、相手方がまだはっきりとした態度は示されていないということもあるようですが、相手方がいよいよ行かないよというノーの答えが出てくるまで確実に粘り強く誘致に全力を挙げてください、それでも不可能との答えが出るようならば、江見地区の問題だけでなく旧作東町の中心地であり、江見商業高等学校は多くの生徒を輩出した学校でもあります。注目の的になっておると思っております。多くの旧町民と市民参加のアンケート調査を行い、江見地区の将来を託す若い人たちを中心にまちづくりを真剣に考えていける場所の提供をしていただき、できる限りの市からの御協力をお願いしたい、再度市長のお考えをお願いしたいと思います。

議長（道上 政男君）

副市長。

副市長（皆木 照夫君）〔登壇〕

先ほども市長のほうから答弁のほうをさせていただきました。この件に関しましては情報をいただいて、より重要な案件ということで特に考え、私どもも政策会議を開催して情報の分析を行い、調査等も行ってまいりました。特に市長より命を受け、先方と紳士的に再々にわたる話し合いを重ねております。現在進行形という部分でございます。

誘致の内容につきましては、特に若い女性が主なターゲットということでございました。市側からの条件としても、交通の便がよく、買い物、周辺環境にも配慮して、場合によっては美作インター付近に女性専用のワンルームマンションも必要なのかなという提案もさせていただいております。先方様が100人程度の若い女性の新規雇用が可能なのかなと打診もございまして、積極的に多方面への情報調査を行い、ある程度の可能性についても答えは出しております。先ほどからも申しましたように、これはもう橋本議員も言われましたとおり、若者の住環境に対するニーズというものが多分一致すれば、このあたりになるのかなということで、まだこれ全て終わったわけではございません。本市も候補地の一つにはまだ残っているだろうと解釈しておりますし、美作市の気概につきましては、市長からこまではこういうことをやってみたいということは先方に伝わっておりますので、十分御理解をいただいております。そういった意味の中でそれ以外での企業としての進出についてもある程度お答えはいただいております。

現在、先ほど申しましたように、終わったわけではなしに進んではおりますけれども、旧江見小学校跡地へのことでは我々は先方からノーと言われたわけではないんですけれども、かなり厳しい面があるのかなということで、先ほど議員のほうからも言われましたけれども、この土地については旧作東の中心地であります江見という大変重要な土地でありますので、地域の皆さんと十分協議しながら、一番よい利活用の方法を模

索するのが現段階では一番最良の策かなと、このように思っております。今後とも御協力をいただきたいことをお願い申し上げ、答弁のほうとさせていただきたいと思っております。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

橋本議員、総括です。

10番（橋本 健二君）

皆木副市長、江見小学校と言われたんですが、江見商業という間違いでございます。

本当にこのことができれば最高だろうと思えますし、以前私もこういう企業誘致する場合、通勤をする道路の建設がどうしても必要である、それとしまして若い女性となると若い男性は色めき立つわけなんで、またそこに新しい愛が芽生える可能性もあるわけですし、そういったことで一度一般質問もさせていただきましたが、県道46号線、強いて言えば和気笹目線、土居和気笹目線の道路改良が遅々として進んでおりませんが、今現在待避場所を建設するというので、待避場所の連続が道路改良につながっていくというような手のぬるいというたら怒られるんですが、やはり県としての投資効果、費用対効果ということで非常に苦慮された最後の手段として待避所を次々とつくっていくことにより道路改良していくんだという、道路改良ごときをしていくんだということで、今やっけていただいております。

というのはなぜならというのは、若い女性が美作市全体の中でもそんなによい探せるかという問題がどうしてもあるように思います。そういったときに和気笹目線の改良を行うことによって旧英田町、吉井町、和気町、佐伯町、こういったところからも若い女性の人材を登用できる環境が整うんじゃないかなということで、改めて市長さんのほうから県の方に向けて、やはり46号線の改良を急いでほしい、そういう願いをしておきたいと思っております。

総括をさせていただきました。ありがとうございました。

議長（道上 政男君）

以上をもちまして通告順番2番、議席番号10番橋本健二議員の一般質問を終了いたします。

これより10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

議長（道上 政男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、通告順番3番、議席番号2番則本陽介議員の発言を許可いたします。

則本議員。

2番（則本 陽介君）〔質問席〕

ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、これから質問に入らせていただきます。

この間まで暑い暑いと言っておりましたが、9月に入り、黄色く色づき始めた実りのよい田んぼの稲穂が目立つようになりました。実は、昨日の朝見ていたテレビ番組の中で、おいしい御飯の炊き方を伝えておりました。見られた方もあるかと思いますが、おいしい御飯の炊き方の詳細は、私則本陽介のブログをごらんください。新米を収穫する時期を目前にして、市民の皆さんの参考になればとの思いでお伝えしました。

それでは、最初の質問に入らせていただきます。

最初の質問は、市民サービスについてであります。

現在、一部の自治体で実施されているコンビニ交付サービスは、受け付け業務を委託する自治体が発行す

る住民基本台帳カードを利用すれば、コンビニ大手のＳ社１万４、０００店舗のマルチコピー機から住民票の写しや各種税証明書などを手に入れることができます。また、このサービスに２０１３年春からは業界２位のＲ社と４位のＳ・Ｓ社も参入することになり、この結果、利用可能店舗が全国都道府県に広がり、これに伴い参加自治体も今後は大幅に増加することが見込まれております。新たな展開が期待されているとのことであります。

コンビニ交付サービスは、自治体の窓口が開いていない日でも証明書を取得することができ、また住民が必要なときに居住以外の自分の都合のよい場所の店舗でサービスを受けることができます。自治体にとっても住民サービスを向上させられるほか、窓口業務負担の軽減などコスト削減の効果にもつながる施策ではないかと思えます。

以上のことから、コンビニにおける証明書等交付の取り組みについて、当市におきましても検討の上、推進していただきますことを提案したいと思います。市長のお考えはいかがでしょうか。

以上でございます。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

則本議員の市民サービスについての御質問でございます。

前段触れられましたように、前にも私申し上げましたが、美作市は南北に長い市でございます。普通は３段紅葉と申しますと、一つの山が白と赤と緑という形になるんですが、市全体が３つぐらいの地域に分かれて季節感を味わってもらえるということで、まだ１００％ではなかったんですが、桜の開花情報を３つの地域に分けて３段紅葉というふうになづけて市の宣伝になるんじゃないかなということで、不利も少し考えれば大きな利点になってくるだろうということで、またその取り組みもやっていきたいというふうに思っております。

さて、市民サービスについてコンビニにおける証明書等の交付の取り組みということで御質問をいただいております。

住民基本台帳カードを利用したコンビニエンスストアでの住民票等の交付、いわゆるコンビニ交付サービスについて御質問をいただいておりますが、平成２０年２月から東京都渋谷区などで試験的に始まりまして、ことし８月現在ですが、全国では５６市区町村が実施をしているにとどまっております。

美作市では、導入の前提となります住民基本台帳カードの発行を行っておりますが、９０３件でございます。これは全市民の３％に満たない数字でございます。また、導入時には機器の設置、ソフトウェア開発などの多大な経費が必要でございます。さらに、毎年保守管理等かなりの経費がかかってまいります。都市部では利便性の向上、そしてコストの削減につながるコンビニ交付サービスも美作市のような高齢化が進んだ中山間地域では必ずしもそうなるとは言えず、引き続き調査研究を行ってまいりたいと考えております。美作市では合併以来、管理職の自宅で簡易窓口の設置、本庁における月曜日の窓口延長業務、また合併に伴う支所廃止地域を対象とした郵便局での証明書発行などを行いまして市民サービスに努めてまいりました。今後も美作市に合ったサービスを検討、実施していきたいと考えておるところでございます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

則本議員。

２番（則本 陽介君）

市長より答弁をいただきました。

機器の設置、ソフトウェアの開発など多大な経費が必要であることや、我が地域の中山間地域という特質の上からも費用対効果の観点から現時点での導入は考えていないとのことであります。しかし、合併に伴う支所廃止地域等を対象とした郵便局での証明書発行などの市民サービスには努めているとのことでございます。

それで、2回目の質問でございますが、コンビニ交付サービスは、自治体の窓口が開いていない日でも証明書を取得することができ、また住民が必要なときに居住場所以外の自分の都合のよい場所の店舗でサービスを受けることができることのほか、自治体にとっても住民サービスの向上をさせられるほか、窓口業務負担の軽減などコスト削減の効果にもつながる施策であるとの考えで、この質問を取り上げました。

2回目の質問としまして、当市で合併以来市民サービスに努めてこられた、1、管理職の自宅での簡易窓口の設置、2、本庁における月曜日の窓口延長業務、3、合併に伴う支所廃止地域を対象にした郵便局での証明書発行等についての成果と検証についてお尋ねしたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（道上 政男君）

市民部長。

市民部長（平尾 孝之君）〔登壇〕

則本議員の再質問でございます。

お尋ねの市民窓口サービスにつきましては、合併後平成17年12月から毎週月曜日、市役所のみでございますが、窓口業務を午後7時まで延長し、行政サービスを開始をいたしております。また、平成18年4月からは市の幹部職員の自宅を窓口といたします簡易窓口サービス、また郵便局における各種証明書の交付サービスに取り組んでいるところでございます。

それぞれの行政サービスの利用実績でございますが、月曜日の窓口延長業務につきましては、平成23年度の利用実績でございますが、年間167人の方が利用をされておられます。1日平均にしますと3.6人というような利用実績となっております。簡易窓口につきましては、平成18年度、平成23年度が1件の利用、平成19年と20年度が2件というふうな結果となっております。

また、郵便局での各種証明書の交付事務につきましては、合併に伴いまして廃止となりました出張所のエリアをカバーするため、大原地域では讚甘、大野、大吉郵便局、作東地域では作東、土居、吉野、粟井郵便局、英田地域では河会郵便局の8の郵便局でサービスを行っておりまして、戸籍、住民票、印鑑証明、納税証明書など各種証明書の交付を行っているところでございます。平成23年度の実績で見ますと、年間560件の利用というふうになっております。

また、市役所1階の窓口付近は待ち合いスペースが狭いというふうな問題もございまして、個人情報を取り扱います際に順番を待たれておられる方に他人の個人情報がのぞかれるというふうな懸念もございまして、先日は窓口の発券機を使った実証にも取り組んだところでございます。

このように今後とも窓口サービスの向上につきまして鋭意取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

則本議員。

2番（則本 陽介君）

市民部長より詳細な答弁をいただきました。

それによりますと、月曜日の窓口時間の延長サービスでは、平成23年度利用実績として167人の方が利用されたとのことであります。また、郵便局での各種証明書の交付事務につきましても、大原地域、作東地

域、英田地域で実施されており、平成23年度の実績では年間560件の利用があったとのことでございます。非常に多くの方が利用されたということをお聞きし、文字どおり市民サービスに努めておられるということがよく理解できました。また、市役所1階の窓口付近の待ち合いスペースについてスペースが狭いということから、個人情報を取り扱う際の他人の個人情報がのぞかれるという懸念からも先日窓口発券機を使った実証に取り組んでいるとの答弁であります。このように市民サービスの向上のために日夜努力されていることが強く理解することができました。今後とも市民サービスの向上にさらに努めていただきたいと思います。

この項の質問は、以上で終わらせていただきます。

続きまして、教育行政について質問をさせていただきます。

昨年の夏に続いて本年も全国的な猛暑の中で、場合によっては普通教室の室温が体温を超えるなど、猛暑による児童・生徒の体調管理が心配される状況にあり、学校教育の現場では子どもたちを熱中症から守ろうという取り組みが実施されているところであります。一部の都市においては、既に公立小学校、中学校の普通教室への冷房化が導入されており、保護者からは普通教室の空調機器設置に対する要望が強まっているところであります。しかしながら、小学校、中学校の普通教室全てに空調機器を設置する費用は相当な費用と、設置時期が数年単位でずれることなどの課題が予想され、苦慮する問題であることと思います。

こうした課題の改善、克服に向け、先進地では民間活力を活用するPFI手法を用いて公立小学校、中学校の普通教室に空調機器を整備しているようでございます。民間の技術的能力等を最大限に活用するPFI手法は、空調機器を早期かつ同時期に整備することのほか、事業経費の削減及び財政負担の平準化を図ることが可能であり、効果的な手法であると考えられます。本市においても普通教室の安全で快適な学習環境の整備に向けた積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

以上のことから、1、学校教育現場の猛暑対策の現状について、2、空調機器の設置を推進する施策についてお尋ねします。よろしくお祈いします。

議長（道上 政男君）

教育次長。

教育次長（福原 覚君）〔登壇〕

則本議員御質問の学校教育現場の猛暑対策の現状について、また空調機器の設置を推進する施策について、お答えさせていただきます。

ことしの夏も昨年と同様に猛暑となり、35度を超す猛暑日が続くこともございました。学校現場における暑さ対策といたしましては、児童・生徒への十分な水分補給の励行を初め、校舎への寒冷紗やグリーンシャワーの設置により直射日光の進入や室内温度の上昇を少しでも防ぐなどの工夫を各学校で取り組んでおります。また、一昨年には小・中学校の全ての普通教室へ扇風機を2台ずつ設置し、また本年6月には市内の保育園、幼稚園、小・中学校の全てにミストシャワーを設置し、屋外での学習活動に対する熱中症対策をも講じたところでございます。

議員御質問の小・中学校のエアコンの設置につきましては、その必要性は強く感じておりますけれども、本年度の小・中学校の学級数123教室全てにエアコンを設置するとなりますと、その設置費用など財政的な負担も大きなものがございます。近隣におきまして学校数の少ない町村では徐々に整備が進んでいる状況も把握しておりますが、多くの学校を抱える自治体ではまだまだ整備が進んでないのが現状でございます。そして、対応に苦慮いたしておる状況でございます。

今後におきましては、国、県に対し財政面の支援をいただけるよう、他の自治体とも連携をとりながら要望してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

則本議員。

2番（則本 陽介君）

教育次長より詳細な答弁をいただきました。

今年も猛暑、残暑が厳しく、児童・生徒の体調管理が心配される状態にあり、学校教育の現場では子どもたちを熱中症から守ろうと各種の取り組みが実施されるとの答弁をお聞きし安堵しております。一部の都市においては既に公立小学校や中学校の普通教室への冷房化が導入されております。本市においても保護者からは普通教室の空調機器設置に対する要望が年々強まっていると声が寄せられております。

小学校、中学校の普通教室全てに空調機器を設置する費用は相当な費用と設置時間が数年単位でずれることの課題等予想され、苦慮する問題であることと思います。こうした課題の改善、克服に向け、民間活力を活用するPFI手法を用いて、公立小学校、中学校の普通教室に空調機器を整備しているようでございます。民間の技術的能力等を最大限に活用するPFI手法は空調機器を早期かつ同時期に整備することのほか、事業経費の削減及び財政負担の平準化を図ることが可能であり、効果的な手法と考えられております。本市においても普通教室の安全で快適な学習環境の整備に向けた積極的な取り組みをお願いするために民間活力を活用するPFIの取り組みを改めてお願いしたいと思います。この点について答弁をお願いします。

議長（道上 政男君）

教育次長。

教育次長（福原 覚君）〔登壇〕

則本議員2回目の御質問にお答えさせていただきます。

全ての教室への空調機器の設置につきましては、現段階においては1回目のお答えのとおり非常に厳しい状況でございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議員御提案のとおり、民間活力を活用するPFI手法を取り入れることで初期投資に多額の費用が発生せず、財政負担の平準化が図られることで、そのことにより市内全ての学校に同時期に空調機を導入することは可能かもしれません。事実、日本で初めてPFI手法を用いて平成18年度に行われた京都市立小学校冷房化事業では、導入対象となった市内156校、約2,500教室の整備が単年度で実施されております。しかし、初期投資額を機器の耐用年数等で考慮した契約年数で平準化した額のほかに、当然のことではございますけれども、電気代等のランニングコストも必要となります。美作市の規模で考えた場合、総額を考えると財政的には大きなメリットはないように考えられます。

いずれにいたしましても、その時期が参りましたら、議員御提案のPFI手法につきましても有効な導入手法の一つとして考えさせていただきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

則本議員。

2番（則本 陽介君）

教育次長より2回目の答弁についても丁寧に答弁をいただきました。

財政が厳しい状況からなかなか取り組みが困難なことであるとのことでございますが、これからまた検討させていただきたいとのことでございます。

私は今回の答弁を通じて教育についてもう一度復習をしました。といいますのも、内海教育長から以前の

答弁で、米百俵の精神ということをお聞きしました。それで、米百俵ということについての由来をもう一度この場で考えてみたいと思います。

といたしますのは、できないという理由よりも、どうしたら可能になるのか、不可能であるという現状を打開するためにはどう取り組んでいくのかということではないかと、一つの手法として取り組む姿勢としてそういうふうには私は考えました。そういうことで米百俵の精神についても一度ここで取り上げさせていただきます。

幕末維新の風雲は戊辰戦争で長岡城下にも及んだ。長岡藩は軍事総督河井継之助の指揮のもと、奥羽越列藩同盟に加盟し、新政府軍と徹底的な戦闘を行った。このことは司馬遼太郎の歴史小説「峠」で広く紹介されております。その結果、250年余りをかけて築き上げた城下町長岡は焼け野原となり、石高は7万4,000石から2万4,000石に減らされた。幕末に江戸遊学を行い、佐久間象山の門下生であった小林虎三郎は独自の世界観を持ち、「興学私議」という教育論を著していた。戊辰戦争の開戦に際しては長岡藩が参戦することの反対の立場をとっていた。敗戦後、文武総督に推挙された小林虎三郎は、見渡す限りの焼け野原の中で時勢におくれをとらないよう、時代の要請に応えられる学問や芸術を教え、すぐれた人材を育成しようという理想を掲げ、その実現に向けて動き出した。

明治2年、1969年5月1日、戦火を免れた四郎丸村、現在の長岡市四郎丸の昌福寺の本堂を借りて国漢学校を開校し、子どもたちに素読、論語などの読み方を教えた。翌年5月、長岡藩の窮状を知った三根山藩から米百俵が見舞いとして送られてきた。藩士たちはこれで一息つけると喜んだ。食べるものにも事欠く藩士たちにとっては喉から手が出るような米であった。しかし、藩の大参事小林虎三郎は、この百俵の米は文武両道に必要な書籍、器具の購入に充てるとして米百俵を売却し、その代金を国漢学校の資金に注ぎ込んだ。

こうして明治3年6月15日、国漢学校の新校舎が坂之上町、現大手通2丁目、大和デパート長岡店の位置に開校した。国漢学校には洋学局、医学局も設置され、さらに藩士の弟子だけでなく、町民や農民の子どもにも入学を許可された。国漢学校では小林虎三郎の教育方針が貫かれた。生徒一人一人の才能を伸ばし、情操を高める教育がなされた。ここに長岡の近代教育の基礎が築かれ、後年ここから新生日本を背負う多くの人物が輩出された。東京帝国大学総長の小野塚喜平次、解剖学の医学博士の小金井良精、司法大臣の小原直、海軍の山本五十六元帥、この国漢学校は現坂之上小学校に引き継がれ、米百俵の精神は長岡市のまちづくりの指針や人材育成の理念となって今日に至っているとのことでございます。

小林虎三郎のプロフィールなんですけれども、文政11年、1828年8月18日、長岡藩士小林又兵衛の三男として生まれ、そして崇徳館で学び、若くして助教を務め、23歳のとき、藩命で江戸に遊学、兵学と洋学で有名な佐久間象山の門下に入り、長州の吉田寅次郎、松陰とともに象山門下の二虎と称せられる。象山に天下、国家の政治を行う者は吉田であるが、我が子を託して教育してもらおう者は小林のみであると言わせるほど虎三郎は教育者であったということでございます。

このようなことから、教育に対する米百俵また国家百年の計という言葉もありますが、そのような見地でこれからも教育の推進に当たっていただきたいと願って、私の質問を終わります。

議長（道上 政男君）

何か答弁要りますか。

〔2番則本陽介君「答弁がありましたら、よろしく申し上げます」と呼ぶ〕

教育長。

教育長（内海 壽志君）〔登壇〕

則本議員、教育行政に御理解をいただいておりますことに本当に感謝を申し上げます。

我々は美作市の子どもを預かります委員会としましても、美作市を担う、そしてまた日本を背負っていく子どもたちにそのような気持ちで頑張らさせてもらいたいという気持ちがありますし、教育につきましては本当に今も市長の肝いりでたくさんの予算をいただいておりますが、まだまだ本当に教育にはお金がたくさん要るといことがございます。

現在、岡山県の夢プランのことにつきましても、学力、学習につきましては10位を目指すというようなことがありましたが、結果的には小学校6年が42位、そして中学校3年が45位というような結果でございます。その10位を目指す根拠、そういうものがやはり県のほうからどういうものがあるってというような学力を上げていくかというようなことになってくるわけでございます。それはやはり30人学級、そしてまた35人学級の 신설とか、そういうようなことをしながらすばらしい先生を育てていくと。やはり、後でも一般質問でいただいておりますが、学力・学習状況調査の中でお答えもさせていただきますが、そういうような意味で本当にいろいろなことを考える中で、その裏づけというものが必要となってくるんかなというふうに思っております。我が美作市におきましてもたくさんの予算をいただいておりますが、これからまた子どもを伸ばしていく上では相当な覚悟をしながら頑張っていかなければいけないかなというふうに考えております。議員のまた御支援をよろしくお願ひしたいと思います。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

則本議員。

2番（則本 陽介君）

教育長より熱意ある丁寧な答弁をいただきました。

常日ごろより教育長を初め美作市教育委員会では本当に熱心に教育行政に取り組んでいただいていることにつきましては感謝いたしておりますけれども、さらに今後の精進をお願いして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（道上 政男君）

以上をもちまして通告順番3番、議席番号2番則本陽介議員の一般質問を終了いたします。

ただいまより午後1時まで休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午後1時00分 再開

議長（道上 政男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

14番岩江正行議員が出席であります。21番内海健次議員が出席をされております。

続きまして、一般質問を続行いたします。

通告順番4番、議席番号15番小淵繁之議員の発言を許可いたします。

小淵議員。

15番（小淵 繁之君）〔質問席〕

議長の許可をいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

私は前回、3月の議会で獣肉加工処理施設の計画と予算、また規模について質問をしております。私はこの獣肉処理施設については大変に期待とまた不安も感じているところでございますけれども、23年度、去年の有害鳥獣の被害額を見ますと、駆除奨励金支払い金額が4,896万5,000円、また農林水産業被害総額、これが6,615万5,000円、防護柵等の事業費が4,404万3,000円、奨励金とか被害額、事業費も合わせますと23年度

に1億5,916万3,000円、莫大なる鳥獣被害額でございます。この施設の目的は市長の言われておりますように、鳥獣被害の拡大によって農家の生産意欲が低下し、中山間地域が意気消沈しないように獣害をしっかり駆除して賑わいのある田園観光都市につなげていく方策であると言われていました。私も全く同感であり、大いに期待をしているところでありますが、しかし不安な面も多々あるように思っております。

そこで、3月議会の一般質問から7カ月過ぎた今、獣肉処理施設の進捗状況はどのようになっているかという再質問になろうかと思えます。私の項目は今回、獣肉処理施設の進捗状況について、要旨の中では予算と補助金について、2番目に施設の設置場所について、3番目に猟友会との協議について、4番目に大量捕獲柵の設置について、5番目に条例と品質管理について、6に獣肉の活用方法について、この6点について質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1番目の予算と補助金についてお尋ねいたします。

3月議会で私の質問に対して前部長の答弁では、研修先、京丹後市での総事業費が約8,000万円で建築面積が約230平米であり、それを目安としてその内容を見たところ、全体的にちょっと手狭であった感覚があったので、美作市は建設面積を300平方メートル程度にしたいと考えている、総事業費は多少膨らんだ額になっております。その予算が1億円であり、ふえ続ける鳥獣被害を逆手にとって特産化する目的としてると説明を受け、議会もこれを承認したところでございます。その予算どおり、枠内で事業が進行しているのかお尋ねしたいと思います。

また、補助金についても、これも国の農林水産省の補助金をいただきまして、これが2分の1つきます。県の補助金は今のところありません。残りは単独予算となりますと、このように聞いておりますが、変わりがないのかお尋ねいたします。

2番目の設置場所についてお尋ねします。

設置場所については、前部長は数カ所市有地を候補地に絞って、今後、今現在検討している諸条件も踏まえ、総合的に判断するとの答弁でありましたが、正式に設置場所は決まったのでしょうか。決まっているのであれば面積等についてもお尋ねをいたします。

3番目、猟友会との協議についてお尋ねします。

獣肉処理施設の利用については猟友会との協議が十分にできているのでしょうか。例えば設置場所、個体の持ち込み方法、1頭当たりの買い取り価格等、猟友会と検討するとの答弁でありましたので、お尋ねしておきます。

4番目の大量捕獲柵の設置についてお尋ねします。

大量捕獲柵設置につきましてはことしじゅうに各地域6カ所に設置するとお聞きしております。議会の説明でも駆除のため効率的な保護システムの構築を目指して試験導入を図るものであると、360万円予算を計上され承認されているところでございますが、どうなっているのかお尋ねいたします。

5番目にこの施設の条例と品質管理についてお尋ねいたします。

3月議会の御答弁では設置に当たっては、設置条例と施行規則については必ず必要となります。施設の建設と並行して議会に提案する予定です。また、衛生管理面ではイノシシ、鹿の野生鳥獣食肉衛生管理ガイドラインというものを制定しておられます。美作市もガイドラインを制定すると聞いております。また、食品衛生管理の設置が義務づけられていると思いますが、責任者が決まったのかお尋ねいたします。

6つ目に、獣肉の活用方法についてお尋ねいたします。

獣肉の活用方法、ジビエ料理のメニュー開発、研究について、何種類かメニューが考案されているのか。また、市内の料理店で提供していただく一品料理のメニューもできているのか。

1回目の質問とさせていただきます。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

小渕議員の獣肉処理施設の進捗状況についての御質問でございます。

本日、傍聴席に宮本前市長が来られておられまして、相当の緊張しながら答弁になると思っております。

小渕議員御指摘のとおり、有害鳥獣の駆除費に相当の金額のお金をかけて対策をやっております。そして、農作物の被害は対策費より少ないんですけれども、荒廃地をつくらないという取り組みからいけばそういった費用の投入もやむを得ないだろうというふうには思っております。

さて、獣肉処理施設の進捗状況ということでお尋ねでございますが、私からは施設の運営が美作市の活性化につながるか、鹿、イノシシの肉が新たな特産品としてのまちづくりに生かせるかなどの観点から述べさせていただきますというふうに思います。

全国の鳥獣による農産物の被害額は230億円を超えておりまして、そのうちの7割が鹿とイノシシであるというふうに言われております。美作市の平成23年度における駆除奨励事業の実績を見ますと、鹿が3,591頭、イノシシが1,152頭が駆除されております。農産物の被害も5,432万円となっておりますので、有害鳥獣の駆除推進と捕獲した鹿、イノシシの肉を活用した新たな特産品づくりを進め、賑わいのある田園観光都市みまさかを実現するため、獣肉処理施設の建設を計画いたしましたところでございます。

建設場所につきましては、当初予算計上時に市の所有地への建設を優先する考えでございましたが、もろもろの条件を満たす候補地がなかったと、できなかったということから条件に見合った土地に変更した経緯もありまして、土地購入費と施設建設予定地から公共下水道への接続工事費、施設運営に必要となる備品類の購入費などを9月補正予算として計上させていただいております。

特に、全国の市町村レベルでの獣害駆除方法につきましては盛んに議論されておりますが、駆除した後の獣肉利用、とりわけ鹿肉についてはおいしい食べ方の料理の研究によって獣肉をより身近な食材として感じていただくことや、とてもおいしい食材であるということを多くの市民の皆様や観光客の皆様にご存知いただき、獣害として扱われてきた鹿、イノシシを地域の活性化資源の一つとして、また美作市の特産品として売り出したいと考えておりますことをお伝えしまして、獣肉処理施設建設に関する答弁とさせていただきます。

なお、御質問の詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

田園観光部長。

田園観光部長（江見 幸治君）〔登壇〕

それでは、小渕議員の御質問であります1番から順次説明をさせていただきます。

まず、予算と補助金についてでございます。

当初予算に計上しております約1億円の予算内訳と現時点での内訳を比較いたしますと、施設の設置場所が確定したことや施設の規模、内容が固まったことなどから大きく変わっておりまして、今議会で補正予算をお願いすることになりました。特に、農林水産省の交付金につきましては、今年度から施設の建築面積に対する1平米当たり26万円の限度額が設けられたことから、大幅な減額となっております。また、県の上乗せ助成は従来どおりございません。

続きまして、施設の設置場所についてでございますが、これまで市内数カ所の候補地について検討、協

議、調査を行った結果、美作市平福の一の虬地区で土地開発公社が所有している土地を適地として、その一部3,370平米を購入する予定でございます。一の虬地区には、何度か説明にお伺いいたしまして、施設建設には皆様の御理解と御協力をいただいているところでございます。

次に、猟友会との協議の件でございます。

施設の設置場所については、一の虬地区内に決定したことを猟友会の各支部長にお伝えし、個体の搬入方法等は岡山県から示されておりますマニュアル等をお示しして、マニュアルどおりに取り組んでいただけるかどうか、また変更が必要な箇所がないかなど、調整をしているところでございます。

なお、1頭当たりの買い取りの価格につきましては、施設への個体搬入と有害獣駆除の両面について考慮の必要があることから大変な重要な部分となりますので、市としての案をしっかりと固めた上で猟友会に提案をしていきたいと現時点では考えております。

次に、大量捕獲柵の設置の件でございますが、今年度岡山県から無償貸与されます大量捕獲柵と同じものを美作市内の旧町村単位にそれぞれ1基ずつ設置できるよう計画をしておりますが、岡山県は既に9月になっておりますけれども、8月末までには入札を終え、9月早々には設置できるようにするというものでありましたが、まだ現時点では入っておりません。なお、美作市での購入予定の5基についても県と並行して進めているところでございます。

なお、設置場所それから管理等につきましては猟友会の各駆除班をお願いをすることになり、猟友会のほうも受けていただくということにはなっております。

それから次に、条例と品質管理についてでございますが、施設の設置条例、施行規則等につきましては、先進市町村の例を参考に制定する予定でございますが、施設建設の着手段階で議会にはお諮りしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

また、食品衛生責任者の設置でございますが、施設に従事していただく皆様には、本年12月に開催されます講習会に参加をしていただき、全員に資格を取得していただく予定でございます。

それから最後、6番目でございますが、獣肉の活用方法についての件でございますが、一般家庭の皆様を対象とした料理講習会は年に一度は開催したいと考えております。また、市内料理店で提供していただく一品料理メニューには、これまでに開催されました研究会で考案されたものと今後研究会で新しく考案されたものをレシピを提供し、地元の特産品を使った料理の一つとして選択していただけるようにしたいと考えておりますが、当然市営観光施設を含む市内料理店などにも積極的に協力をお願いして、状況に応じては料理講習会等も開催したいと、このように考えております。どうぞよろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

小淵議員。

15番（小淵 繁之君）

まず、1回目の答弁をいただきました。

そこで、まず予算についてお尋ねいたしますが、先ほどの市長の答弁の中で、建設現場については当初予算計上時には市の所有地へ建設を優先する考えであったが、条件を満たす候補地がなかったため、土地購入と公共下水道への接続工事、また運営に必要な備品等の購入など、9月補正に計上するので御理解を賜りたいとの答弁でございます。私にはちょっと理解しがたいなというふうに思っておるところでございますが、獣肉処理施設の建設に平成24年度の3月の当初予算で1億円を計上されたとき、そのとき初めて聞いたのが山陽新聞の報道に私だけではなく誰もが驚いたと思っております。その中で市長は太っ腹ですと私も思わず言ったんですが、今考えると太っ腹が3段腹になったかなというような気持ちもないではないんですが、

それでも議会、猟友会、市民の御理解のもと、予算が承認されたにもかかわらず、7カ月しかたっていない今、補正額が8,427万円と高額で、総額ではもちろん1億8,427万円という金額になります。このような大規模な施設を誰が選んでいるのだろうか。

また2番目に、補正予算がこのように膨らんだ理由は土地購入であり、答弁の中で市内数カ所の候補地について検討、調査を行った結果、土地開発公社が所有する土地を適地として、その一部3,370平方メートルの購入を決定したとのことでしたが、どのような理由で適地なのか。また、建物面積は340平米の予定であると私は聞いておりますが、なぜ3,370平米もの土地を購入しなければならないのか、また所有地以外であれば、市内でライフラインの整備された条件を満たす用地は数あると私は思っております。このことについてもお尋ねしておきます。

そして3つ目として、予算と今回の補正について産業建設委員会でも十分議論されたのでしょうかということにもついてお尋ねしておきます。

4番目に、補助関係ですが、農林水産省の交付金が2分の1であると聞いております。この2分の1というのは1億円の予算に対して2分の1、5,000万円でありましたが、削減されて2,500万円削減されたというふう聞いて、大幅な削減である。大幅な削減になるのであれば、建設面積の縮小もすべきではないかなというふうに思っておりますが、どのように考えているのかお尋ねいたします。

3月議会では、交付金以外は市の単独費用というふう聞いておりますけれども、過疎債で対応されると思っておりますが、あわせてお聞きしておきます。

次の2番目に設置場所について。

設置場所には美作市平福の一の虬地区に決定したとのことでございます。この場所については猟友会や市民の皆様も大変関心を持っておられました。建設予定地である一の虬地区にも何度も説明に行かれたと伺っておりますが、御理解を得られたのでしょうか、お尋ねをしておきます。

次に、猟友会との協議については、今回の答弁では設置場所については猟友会との協議もなく、各支部長に報告したとのことであり、運営方法についても協議はしていない、今から県のマニュアルを検討、調整すると。1頭当たりの買い取り価格も決まっていない。このような中、市からの案を一方向的に提案するようにはしか理解できませんが、私が心配しているのは猟友会との協議が十分にできていないことでもあります。この施設の運営に当たっては、猟友会とはいろいろな役割分担が必要だと思いますが、猟友会をどのような位置づけにされているのか、お尋ねいたします。

4つ目の大量捕獲柵の設置ですが、県から1基無償貸与されると。市が同じものを5基同時購入して、9月には設置できるようにするとのことですが、これら各地域に1基ずつ設置するようにするのか、また大量に出没する地域に何基か設置できるようにするのか、また設置場所は決まっているのか、誰が設置をするのか、また誰がこれを管理するのか、管理費はどうするのかお尋ねしておきます。

次に、条例と品質管理についてですが、施設の設置には設置条例と施行規則が必要であり、施設の建設と並行して議会に提案するとのことでした。また、衛生法に基づく資格取得者にしても、12月に津山で開催される講習会で全員に資格を取得していただくとのことでしたが、施設の管理者を含む職員は何人で、どのような体系で運営されるのかお尋ねいたします。

また、誰が搬入される個体の安全確認をされるのか、大変重要な判断が求められると思いますが、どのように考えておられるのかお尋ねしておきます。

6つ目に獣肉活用について、一般家庭を対象とした料理講習会を年に一度は開催したい、市内料理店で提供していただく一品料理メニューはこれまでに考案されたものと今後研究されたものから選択できるよう

レシピを提供し、希望があれば市内の料理店などを対象とした料理講習会も開催したいとのことでございます。

そこで、獣肉販売方法と活用についてお伺いいたします。

処理施設で精肉された商品をどのようなルートで販売されるのか、営業、販売は誰がどのようにされるのか、処理施設では加工製造はできないと聞いているが、どうするのか、どこでするのか、お尋ねをしておきます。よろしく申し上げます。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

小淵議員の2回目の御質問でございますが、確かに獣肉処理施設の建設に伴います今回の補正と全体額は大変大きなものになってきております。この施設は農作物を荒らす害獣の駆除推進を図り、これまで駆除され、埋設処理されていたイノシシ、鹿を有効利用し、かつ地域の特産品とするためにぜひとも必要な施設であると考えておまして、施設の規模につきましても捕獲頭数がふえ続けている中、捕獲頭数から推測された処理頭数によって規模が決定されているものでございます。御理解をお願いしたいというふうに思います。

また、施設の建設場所を決定した理由といたしましては、何といたしまして一の虬地区の皆様へ施設建設への理解が得られたということでございます。これまで候補地として考えておりました土地は、関係者の同意が得られなかったことや、民家に隣接していること、集落内の細い道を通らなければならなかったことなど、さまざまな問題がございまして断念をいたしました。幸いにも一の虬地区の候補地は建設予定地まで集落内道路とは別の進入路が確保でき、かつ民家が隣接していないなどの条件が整っていたことも大きな要因でございます。もちろん地域の皆様の御理解が一番大きかったというふうに思っております。

施設の建設予定地はもともと残土処理場ございまして、道路整備も必要なことから購入予定面積には道路用地も含む広い面積を計上しております。また、今回建設予定の獣肉処理施設の設置と将来獣肉の加工施設の建設計画等も考慮しながら、かなり余裕を持った土地の確保を計画いたしておるものでございます。

次に、予算と今回の補正について産業建設委員会で十分協議されたのかとお尋ねではございますが、3月定例議会の産業建設委員会におきましては、獣肉処理施設の建設目的、運営方法など十分に御審議いただき、承認をいただいております。また、7月の中旬には産業建設委員会で京丹後市の獣肉処理施設を視察をしていただいております。その席では、施設側からの説明を受け、質問もされておまして、今回の施設建設については十分御理解をいただいているものと思っております。しかし、今回の補正内容につきましては、施設の建設予定場所である一の虬地区全員の了解の確認ができたのが8月の中旬であったことや下水道への接続問題など不確定な部分もございましたので、産業建設委員会では協議をいただいております。

次に、処理施設に対する交付金が減るのであれば、施設の規模を縮小すべきではないかとの御意見でございますが、先ほど申し上げましたように、施設の規模は年間に捕獲されるイノシシ、鹿の数から年間の処理頭数を推測し決定されております。小淵議員御承知のとおり、有害獣の駆除実績では、平成22年度にイノシシ、鹿が3,531頭、23年度では4,743頭捕獲をされておまして、年々増加している状況を見ますと、施設の規模を縮小すれば年間の捕獲数を減少させることにもつながりますので、規模の縮小は考えておりません。しかし、交付金の減少によって市の一般財源がふえる部分につきましては、可能な限り過疎債を充当し、一般財源の減額に努めてまいりたいと思っております。

以上、予算と補助金についての答弁とさせていただきます。その他の部分、御質問の詳細につきましては

担当部長より説明をさせていただきます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

田園観光部長。

田園観光部長（江見 幸治君）〔登壇〕

それでは、小淵議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、施設の建設予定地であります一の此地区の皆様に理解と協力を得られているのかとの御質問でございますが、地元説明会の席には副市長を初め、私も含めて関係職員が出向きまして、施設の概要でありますとか、いろいろなことを丁寧にかつ詳しく説明を申し上げまして、そして進入路などの地元からの要望事項には前向きに検討するということを約束して、皆様のお理解をいただいております。

それから次に、猟友会の位置づけについてお尋ねの件でございますが、獣肉処理施設を運営していく上で猟友会の協力は必要不可欠であると十分認識をしております。このことから、猟友会の各支部長の皆様とはこれまで有害鳥獣駆除を含む猟友会活動につきましても何度か協議の場を設けてまいりまして、重要な案件につきましては皆様の御意見を伺いながら調整し取り組んでまいりましたし、今後も猟友会の皆様に御協力をいただけるよう意思の疎通を図り、環境整備に努めてまいりたいと考えております。

また、施設は市の直営で管理運営することになっておりますので、猟友会とは施設の管理面の協議は行っておりませんが、猟友会の皆様には捕獲されたイノシシ、鹿で状態のいいものを優先的に施設に搬入していただき、運営面での御協力をお願いをしているところでございます。

なお、1頭当たりの駆除奨励金、施設への持ち込み料金につきましても、この前開催されました支部長会議の中でさまざまな意見、御提案をいただき、すぐに統一見解がまとまるものではございませんが、その場で私が申し上げましたのは、十分協議をし、市長を初め執行部とも検討を重ねて回答したいというふうにし、御理解をいただいたところでございます。

次に、大量捕獲柵についてでございますが、県からの無償貸与分1基を含む6基の大量捕獲柵は、旧町村を単位とする猟友会の各支部で1基ずつ管理をしていただくことになりまして、設置や設置場所、管理につきましても各支部に一任したいので、各支部間で調整していただければ、大量に出没する地域に2ないし3基設置することも可能でありますというふうなことを申し上げまして、猟友会の支部のほうでも了解を得た次第でございます。それから、大量捕獲柵の消耗品、それから修理費でございますが、これは市のほうで負担をしたいというふうと考えております。

次に、施設の職員数と管理体制、個体の安全確認についてでございますが、施設に従事していただく職員は、施設管理者が1名、イノシシ、鹿の解体処理等に従事していただく臨時職員が6名の計7名を雇用したいというふうと考えております。そして、施設の管理運営には施設管理者を中心に職員全員で当たっていただくことになると思います。また、施設内には管理者を含む2から3名の職員が常駐する体制で運営に携わっていただきたいと、このように考えております。

次に、搬入される個体の安全確認の件でございますが、基本的には県が作成したマニュアルに基づいて従業員の皆様に判断をしていただきますが、施設のオープンまでには従業員全員に先進地施設の事前研修を受けていただき、判断基準をしっかりと身につけていただくということを計画しておりますし、そのような形で十分な研修をしていただきたいというふうに指導したいと考えております。

それから最後になりますけど、次に営業、獣肉の販売方法と販売ルート、加工品の製造についてでございますが、まず営業活動、それから情報収集、そして先進施設の取り組み調査、獣肉の販売部門は施設管理者が中心となりまして従業員全員で取り組んでいただくように指導したいと思っております。

次に、獣肉の主な販売所は特産館みまさか、これは箕面店をイメージしておりますけども、メインとして販売をする計画でございますが、市内の飲食店に向けても獣肉を使った一品料理に関心を持っていただくよう、施設のPRを兼ねまして料理レシピの配布とあわせて獣肉を使った一品料理への取り組みの有無についても確認をしたいと思っておりますし、ぜひとも取り組んでいただくようお願いをしまいたいと思っております。

このほかでは、インターネットを活用して新たな販路の確保、それから拡大を図っていくということを考えております。また、処理施設内では獣肉の加工ができませんので、獣肉加工施設の建設は今後の運営状況を見ながら十分に協議、検討を行いまして今後の施設の運営状況を見きわめた上で判断が必要であるというふうに現在は考えております。よろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

小淵議員。

15番（小淵 繁之君）

この一の虬になった経緯というものは、いろいろと探してみただけでもなかったと、また住民の理解が得られたというようなことでございます。3月に私が一般質問をしてから後にすぐ大原の猟師の方から電話が入りまして、小淵議員、そのような施設をつくるんなら私の土地へつくってくれえと、大きなライフラインも通った土地があるんだということをお聞きしまして、早速前部長に報告申し上げました。もし大原のほうで探すのであれば、これは市有地ではありませんが、個人の方が言われてきとるんで、大原で探すのであればもう土地の確保はできたよという報告はしておりました。その人にも、いや今回は美作市は市有地内に土地を探しているんで、それを活用するんだというような話を丁寧に説明しておりました。そして、その人も言われましたが、各地域の捕獲頭数、各地域の、この表を見ますと勝田地域がイノシシ、鹿合わせて292頭、大原が899頭、東栗倉が270、美作が405、作東地区が1,020頭、英田が695頭というふうな各地区での捕獲頭数でございます。であるならば、美作市の中心は作東であろうというふうなニュアンスで私も思っておりましたが、作東にそのような土地はなかったのか、宮原のほうにも工業団地があるんでないかというような気もいたしておりますが、恐らく住民の反対等々があったのではないかなというふうに思っております。

また、この防護柵、この間の山陽新聞にも奈義町が巨大保護おりの設置、これを周囲300メートル、県内最高というのを1基されるそうです。美作市もあれから7カ月もたった今、県の動向を見きわめながらしていることだろうと思っておりますけれども、本当に一日も早く設置もお願いしたい。そして、一日も早く大量おりを設置し、捕獲していただきたいなというふうに思っております。

今までこの施設については必ず必要であると私は再三にわたりまして要望も兼ねてきました。24年度の当初予算に市長は1億円を計上され、議会もそれを承認したわけですけれども、食肉処理場が執行されることになり、今回、私もいろんな角度から施設運営につきましては質問をさせていただいてきました。その3月議会では市長も担当部長も施設運営についての趣旨と構想を熱心に答弁をいただいております。しかし、その時点では構想の段階であり、本当に手探りの状態で来たので、7カ月過ぎた今、有害処理施設の進捗状況について質問してきたわけでございますが、予算と交付金についてははいきなり大幅な補正予算であります。また、交付金につきましては大幅な減額でもあります。理由はともかく予算内で市長を初め執行部は最大の努力をすべきだろうというふうに私は思っておりますが、本当に努力をされたのかなということについて、これだけしたんだというものがあればお尋ねいたします。

また、当初予算の見込みが甘かったのではないかと、当初予算が1億8,427万円であれば、議会はこれも

承認できたのかなというふうな考えを持っておりませんが、いかがでしょうか、お答えください。

補助金についても、いわゆる交付金ですが、大幅に2,500万円程度に減るのであれば、各施設の縮小をされるべきではないのか。私の質問に対し年間の捕獲頭数が減少されることにつながるのと答弁でございます。では、ほんならその施設はもっと大きくすれば捕獲頭数がふえるのかというふうに思うわけですが、それは規模によるということは恐らく理由にはなりません。

猟友会の皆さんと話をする中で、今猟師は高齢化が進み、中には後期高齢者もいる中で猟を一生懸命しておられるのが現状であります。たとえイノシシ、鹿の奨励金が倍になってもこれ以上は捕獲はできないと言われております。これが現状でございます。今、美作市全域の山の麓の田んぼや畑は耕作放棄地になりつつあります。行政または議会では、とても駆除はできません。頼みの綱は免許を持った猟師の方だけでございます。23年度には4,743頭駆除していただきましたが、本当に猟師の方々は頑張って猟をしていただいております。また、ことしも5,000頭前後は駆除されると思っております。この5,000頭の処理を猟師の方々は大変苦慮されているところであり、少しでも猟師の方々の収入につながり、駆除した個体全て獣肉処理施設として建設されることが最大の目標だろうと私は思っております。

この処理場では、1日4頭の処理能力はあると聞いております。それに稼働日数250日を掛けると1,000頭でございます。5,000頭とれても、1,000頭は駆除されてもあと4,000頭は埋設されるか焼却処分としてされるわけでございますので、できれば道路端で転んだ鹿でも、この処理場で引き受けていただきまして、猟師の方が言われるのは、持っていった肉を焼いて食べようが煮て食べようが焼却処分にしようが、埋設処分にしようが、そこは御自由にしてください、我々は引き取っていただいたらそれで結構ですというような話を私は聞いております。

ですので、できるだけ、仮に山で猟師で5人か6人で猟をされます。その中で午前中に1頭、山の間あたりで猟をとれたといっても恐らく京丹後、この間の特別委員会の委員長報告にありましたが、距離が2時間と聞いておりますが。鹿をとってから道に出すだけでも1時間はかかるだろうと、そして血抜きをし、はらわたを取り、そして運搬するには最低1時間以上はかかるだろうと。持っていく、持っていったときに、これは鮮度が悪い、状態が悪いから受け取れないということがたびたび重なると、東粟倉、大原、英田、そして勝田の方々は恐らくしまいには搬入しなくなるんじゃないかと、そういうことを私は大変苦慮しております。そこら辺も考えて、これから部長、よろしく考えていただきたいというふうに思っております。答弁はいいですが、そこら辺は十分に猟友会と相談しながらやっていただきたい。

この施設の場所については平福の一の岨に決定したと聞いております。産建委員会での協議もなく決定されたということでございますが、これは市長の執行権の範疇であろうというふうに思います。本当に先ほども言いましたが、美作市の面積の中心は作東であり、各地、先ほど申しました保護頭数につきましても一番捕獲頭数の多いのは作東でございます。1,020頭、1,020頭あればこの施設1年分の処理数になるのではないかなと。なぜそれなのに建設場所はそこになったのかなということが私の頭からは離れないわけで、決定するまでに産業建設委員会等々で協議が欲しかったなということを思っておりますし、また猟友会の方々も位置が決まったことによって猟師の方々に納得いく説明をされたのでしょうか、これからされるのでしょうか、お聞きしておきます。

それから、猟友会との協議の……。

議長（道上 政男君）

小淵議員、3回目の猟友会との協議については途中なんです、ここで休憩に入らせていただきますので、休憩の後、猟友会との協議の3回目の質問をしてください。

[15番小淵繁之君「はい」と呼ぶ]

ただいまより10分間休憩いたします。

午後1時55分 休憩

午後2時05分 再開

議長（道上 政男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

小淵議員、3回目の猟友会との協議についてから質問してください。

15番（小淵 繁之君）〔質問席〕

先ほど休憩時間に市長と副市長にもずっと話を聞いて質問しにくくなったなというような気もせんでもないんですが、一応私も質問をしておりますので聞きますが、猟友会の協議については部長は猟友会との協議は必要不可欠であるという認識をしているという意見をお聞きいたしました。これからは行政目線ではなしにやはり、また報告ではなしに猟師の目線に立ってしっかり猟師の方々の意見を聞きながら協議をしていたら、その上、産建委員会の委員長の報告があったように視察の京丹後市の内容をしっかり分析していただきたいというふうに思っております。

それから、4番目の大量捕獲柵については設置場所は各支部に一任するようですが、6基に全てモニター設置するのか、この捕獲柵は長期設置となると思います。設置費用やまた管理費用、この管理費用はどうされるのかお尋ねしておきます。

5番目の品質管理については、施設管理者が1名、臨時職員が6名の計7名の体制のようですが、これにまつわる営業資金とか経費、または人件費は幾らになるのか予想されているのかお聞きいたします。また、県が作成したマニュアルに基づいて判断するとのことですが、マニュアルの中身は私は大変厳しい条件が入っていると思いますが、マニュアルどおりできるのでしょうか、お聞きしておきます。

また、獣肉の活用方法についてはコンスタントに需要と供給のバランスがとれているのか、とれると思われるのか、一番の私は問題だというふうに思っておりますが、部長が答弁されたことが実施されれば間違いなしにできると思っております。

3問目の質問ですので、最後に田園観光江見部長から獣肉施設への思いとこれからの取り組みについての意気込みをお聞きしておきます。

議長（道上 政男君）

田園観光部長。

田園観光部長（江見 幸治君）〔登壇〕

3回目の小淵議員の質問でございますが、まず最初に私のほうから説明を申し上げますけれども、猟友会の件でございます。猟友会の件は、先般も猟友会の支部長会を開きまして、小淵議員が心配されてるようなことは意見が出ました。その上、その意見につきましても十分に忌憚のない意見を聞かせてくださいと、私どものほうはその意見を聞いて執行部のほうと協議をして回答を申し上げます。その上で私どものほうは、この獣肉施設につきましては市長の強い思いがありますので、その思いを必ずや達成して、なおかつ黒字経営に持っていけるように奮闘、努力したいと、こういう思いで考えております。そのことは十分御理解いただきまして私の3回目の回答をお聞き願いたいと、このように思う次第でございます。

それではまず、予算の枠うちでの建設を目指し最大限の努力をしたかとお尋ねの件でございますが、私どもがこの施設建設に向けて予算計上いたしました際、参考にいたしましたのは京丹後市の獣肉施設でござ

います。その際、処理施設の設計書や備品類の詳細などは拝見できませんでしたので、担当者からの聞き取りによってそれぞれの必要経費を算出し、計上いたしております。そのことから、当初予算の計上が甘かったと言われても仕方のないところではございますが、年間の捕獲頭数から処理頭数を算定し、施設の規模を決定しておりますので、京丹後市の施設よりはかなり大きな規模となっており、これが当初予算枠内に納めることのできなかつた最も大きな原因でございます。しかし、当初予算は適当に計上したものではございません。予算計上の枠うちで納めるように努力をいたしております。

それから、当初予算で1億8,427万円が計上されておりますが、議会の承認が得られたかと思うかとのお尋ねの件でございますが、かなり厳しい御指摘を受けることになったであろうとは思っております。ただ、今回の補正部分はやむを得ず公共下水道に接続することになったこと、用地取得費が必要になったことに伴う追加予算でございまして、大きな補正となっておりますが、地元の一の虬地区の皆様への説明が一番と、施設建設への理解を訴えて進めてきた経緯を考えますと、設置場所の変更などは計画自体を簡単に見直すことができなかつたということも御理解を願いたいと思います。

次に、施設の規模が大きくなれば捕獲頭数がふえると思うかとの御質問でございますが、逆に施設の規模を縮小した場合のことを申しますと、施設の冷蔵庫が小さくなりますので、冷蔵庫内で1週間程度つり下げて熟成させる個体数が減ることになり、施設に持ち込まれた新たな個体の受け入れができなくなることから、持ち込みを制限しなければならなくなります。このことで施設への持ち込み意欲が低下し、捕獲頭数の減少につながるのではないかと心配しているものでございます。

施設建設の大きな目的は有害鳥獣の駆除推進でありまして、小淵議員が言われるように、捕獲された全ての個体を施設に持ち込むことが可能であれば、それが理想であると言えますけれども、施設の運営面から見たとき、個体の処理に係る人件費が膨み過ぎて、とても実現可能であるとは思えません。しかし、持ち込まれる個体には猟友会の皆様の誠意が込められていると思っており、可能な限り食肉として流通させる量を慎重に取り扱ってまいりたいと考えております。

次に、施設の建設場所決定には産業建設委員会で協議すべきではなかつたかとの御意見でございますが、地元住民の皆様のご同意を得ることを最優先としまして進めてまいりましたので、最終的に一の虬地区の皆様にご同意をいただいていたのが8月に入ってからでございますし、既に建設に向けて国、県との協議も進めていたことから、産業建設委員会にお諮りする時間的な余裕がなかつたというのも事実でございます。猟友会への説明につきましても同様でございます。

それから次に、視察先であります京丹後市の取り組み内容をしっかり分析するようとの御指摘でございますが、今後も同施設を含む先進施設の取り組み状況をしっかり把握いたしまして、今後の施設運営に生かせるよう努力をしております。

次に、大量捕獲柵6基の全てにモニター設備を設置するのか、設置費用と管理費用はどうするのかとの御質問でございますが、大量捕獲柵の入り口に取りつけておりますセンサー設備は1組が約100万円と大変高額であり、取り付けや移動が簡単であることから、県からの無償貸与をされるセンサー設備一式を持ち回りで使用することといたしました。また、設置に係る費用は、設置が簡単であることから、必要ないと考えておりますが、修理など、維持管理に係る費用につきまして市が負担することとしております。

次に、施設の維持経費と人件費についての御質問でございますが、京丹後市の施設を例にいたしますと、施設の維持管理に係る電気、水道料金は年間約300万円、人件費が約700万円で、合計が約1,000万円程度と伺っております。このうち施設の維持管理費300万円につきましては、獣肉の販売収入で賄われているとのことでございます。

次に、県が示したマニュアルの取り扱いについてでございますが、この施設で生産されますので食用として販売される獣肉でございますので、多少厳しい条件であってもこれを遵守していかなければなりませんし、そのように指導をしまいたいと考えております。

次に、獣肉がコンスタントに供給できるのかとの御質問でございますが、やはり需要が大きいのはイノシシの肉でございますが、これは猟友会の支部長との話し合いの中でも、先ほど申し上げましたが、話題になりました。これまでの流れから申しますと、捕獲されても施設への持ち込みは余り期待できないとの話もあり、今後どのようにすれば持ち込んでいただけるのか、大きなテーマとして今後も猟友会の皆様と協議を続けてまいりたいと考えております。逆に、鹿の肉につきましては、これまでの食文化から考えますとすぐに供給量以上の需要は見込めないと考えておまして、鹿肉を使った一品料理を市内の多くの料理店で提供していただくように積極的に働きかけていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、獣肉が美作市の特産品となり、獣肉料理が美作市の名物となるようしっかりと施設の運営に取り組み、そのことで獣害として扱われてきたイノシシ、鹿の駆除推進が図られますよう精いっぱい努力をしまいたいと思っております。

また、この獣肉施設の建設には今後とも絶大なる御協力をお願いを申し上げまして、担当部長の答弁いたします。よろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

個々の御質問につきましては部長がお答えしたとおりでございますけれども、この施設につきましては一番はやはり施設の周辺の御理解というものが一番でございますが、一の岨地区の皆さんに御理解をいただきました。本当に感謝を申し上げたいというふうに思っております。

場所の選定につきましては、どこの場所であっても、この広い429平方キロメートルの美作市内、どこの場所に1カ所という設定をいたしましても遠い近いというものはどうしても生じます。その中で猟友会を初めとする捕獲される関係者の皆様方とも協議をしながら、駆除につながっていくような対応を一生懸命努力をまいりたいというふうに思っております。何分初めての試みということで試行錯誤の繰り返しになるかもしれませんが、さまざまな手法を講じながら協議を進めて、少しでも駆除がふえるように努めてまいりたいと思っておりますので、御理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

小淵議員、総括です。

15番（小淵 繁之君）

総括ということでございます。

本当に市長にされましても、また部長にされましても力強くこれを推進していくというお言葉をいただきましたが、私はこのような施設は全国に82カ所ありますけれども、恐らく総事業費と言えば日本一だろうというふうに思っております。全国にこのような施設が82カ所ほどあるわけでございますけれども、行政、議会のほうからも京都の京丹後に視察に行かれてましたように、各地域から視察に訪れていただけるような内容のある施設としてこれからやっていっていただきたいなというふうに思っておりますが、行政のほうもイノシシのように前へ前へ進むんでなしに、時にはとまって周りを見ながら、時には後ろを見ながら進めてやっていただきたいと。また、今後においては産建委員会とも相談をゆっくりしながら事に当たっては進めていただきたいと。

一言だけ申し上げますが、ハード面はかなりできました。しかし、ソフト面においていまだに何ひとつこれが決まったということはありませんので、また次回の一般質問になろうかというふうに思いますけれども、よく勉強をしていただき、一つでもソフト面を進めていただきたいということをお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（道上 政男君）

以上をもちまして通告順番4番、議席番号15番小淵繁之議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番5番、議席番号21番内海健次議員の発言を許可いたします。

内海議員。

21番（内海 健次君）〔質問席〕

9月を迎え、日中は去り行く夏を惜しむように鳴く蝉の声に残暑を感じ、朝夕は涼風とともに聞こえる虫の声に初秋の訪れを感じるころとなりました。ことしの夏は気象的に暑い日々が続きましたが、国内においては韓国や中国との境界線をめぐる領土問題が外交問題に発展するとか、政界も衆議院の解散時期が話題となるなど、マスコミをにぎわせております。

そして、美作市民もことしの夏は心が熱く燃えて眠れない夜を過ごしました。それはなでしこジャパンの主力メンバーとして岡山湯郷Belle所属の宮間選手と福元選手が大活躍したロンドンオリンピックの女子サッカーの応援でした。惜しくも銀メダルとなりましたが、私の評価は金メダル、いやそれ以上に値すると思っております。これからもぜひ健康に気をつけて岡山湯郷Belleの躍進のためになでしこジャパンのメンバーとして活躍されることを願っております。

それでは本題に入ります。

私は議会の一般質問を定例会ごとに行っておりますが、市長及び私たち議員は民意が反映されて選出されたと思っております。政治家は地域住民はもとより子どもから高齢者まで幅広い年齢層の意見や希望を実現するために精いっぱい努力するべきであると考えております。しかしながら、人間はえてして我田引水の方角に進む傾向があります。地域や市の将来を考えた提案をして、十分な議論を行うことが重要ではないでしょうか。例えば、市民に現実と希望が持てるような施策の説明を行い、それを実現すること、また現在では大変困難であり、苦情を伴うが、それを乗り越えてこそ夢は可能と描ける説明をし、理解を得て進む、それこそが市政を担う者の心得であると思っております。

美作市の現状は、面積が4万2,919.2平方キロメートルで、約8割が山林や原野で、平成17年の国勢調査の人口は3万2,479人でありましたが、現在では約3万700人であり、6年間で約1,800人の人口減少となっております。現在、我が国は少子・高齢化現象が進行しており、特に地方の市町村における人口の減少は著しく、中山間地域である美作市も人口の増加は難しいのが現況であり、美作市が目指している賑わいのある田園観光都市みまさかの実現にも支障を来すことになるという危機感を抱く議員の皆様から定住対策や人口減少に歯どめをかける施策の質問がありました。執行部におかれては、合併以降、少子化対策に重点目標を置かれ、各種施策を計画し、また本年度からは思い切った定住対策を打ち出されておりますし、賑わいのある田園観光都市のみまさか構築のために努力をされていることには敬意を表しますが、残念ながら結果はクエストではないでしょうか。

美作市の活力ある発展について申し述べるならば、人口の減少を食いとめ、増加に転じる施策を講じる必要があります。まさにありとあらゆる知恵と行政力を持ってなし得なければなりません。人口減少は市内均等な現象でしょうか。私の実感では明見の地域等は人口増加の傾向にあるように思えてなりません。新築の家やアパート等が以前よりふえておるのが現実であります。私見であります、定住の理想地は教育環境の

学校、医療環境の病院、そして買い物の利便性等、それぞれへ徒歩で行ける距離であろうかと思えます。

そこで、市内全域を定住の場所としてPRするのもよろしいが、人口の増加傾向の場所を拡大しながら定住対策を強化するのはいかがでしょうか。私は都市計画区域内をより計画的に強力に定住を進めてはどうかと思うものであります。平成22年6月に策定された美作都市計画マスタープランに平成17年人口が8,797人を平成32年に1万人に目標人口とされております。何もしなくて結果が出るものではないと思えます。行政が力を入れれば達成は十分できる数値であると思えます。先ほどの数値はプラスです、プラスの数値でございます。

以下、都市計画を変更の思いについて。

都市計画区域は美作市内では旧美作町にしかありません。その中でも用途地域に指定されている箇所についてはごく一部の地域でございます。当初は昭和43年、勝央都市計画区域に編入し、昭和57年に単独で策定されたものであり、策定当時に比べ、居住形態、商業形態も大きく変わり、また都市計画区域内であれば今人気が高いと思われる地域は美作北小学校の学区内の地域ではないかと思えます。都市計画について、時代のニーズに合った計画に変更していく必要があるのではないかと考えます。

お隣の勝央町を例にしますと、国道179号線沿いは都市計画法の用途地域に指定されておるようでございます。その結果、近年アパートや宅地分譲に家が建ち、人口推移についても横ばいであると聞いております。都市計画法の規定による用途地域の指定を受ければ、開発が行いやすいのかなという印象を受けているところでございます。

美作市においてもさまざまな政策により定住を促進する必要があると考えられますが、ここで質問でございます。

美作市についても定住促進の一環として都市計画について、計画の変更や用途地域の指定の見直しなどを現在検討していらっしゃるのか。また、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農振農用地に指定されている農地についても、定住促進を促すため、いわゆる農振除外を行いやすくすることを検討されているのでしょうか。

仮にこれらの計画について変更されるとさまざまなインフラ整備も必要になってくると考えられますが、これらを勘案して定住促進についてしっかりとした議論をされているのでしょうか、1回目の質問といたします。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

内海議員の一般質問でございます。

なでしこジャパンの活躍、とりわけ湯郷Be11eの福元、宮間の活躍ということで、本当に私も冒頭申し上げたように思いますけれども、金以上の銀を取ってきたなというふうに思っております。あとは我々が今度は彼女たちをしっかりと活用しながら町の活性化につなげてまいれたらというふうに思っております。例えば、Be11eの彼女らを中心としたオリンピックのパネル展とか、メダルを展示しながらユニホームを展示しながらお客を集めるといったような手法も一つの方法ではないかなというようなことも思いながら一般質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

御質問の定住促進で、人口増加傾向地域の拡大施策としての都市計画の変更、用途地域指定の見直しなどについての展望についてお尋ねをいただいております。

指定見直しの美作市の展望についての考え方でございますが、内海議員が言われましたとおり、今年度か

ら市外から美作市へ転入される際、新築住宅を建てられるか、中古住宅を購入された場合に補助金を出すなど制度を制定し実施しております。市外の方から、美作市に定住したいのだが、制度について詳しく教えてほしいと説明を求められ、興味を持っておられる方が多くございます。

美作市の人口動態でございますが、市内143地区のうち16地区が増加はしているものの、その他の127地区では減少していることは少子・高齢化による人口減少が顕著にあらわれてきておるものでございます。その要因では、雇用促進住宅から退去を求められた地区で減少が大きく、その反対に増加している地区は市営住宅や分譲地造成などの住宅政策によるものが起因をしております。また、民間資本による賃貸住宅の建設や建て売り住宅が活発に行われている地区では、市内からの移動や市外からの転入などで若者の定住化が図られてきております。

近年、美作インター周辺の地域につきましては、民間住宅、商業地としての開発が進んでいると認識をしております。また、市民のニーズとして、家を建てたい、商業地としたいなどのニーズはたくさんあるというふうに思っております。しかしながら、関係法令の壁がありまして、スムーズに行かないのが実情でございます。

美作市においては、現在美作インター周辺の農地については都市計画法の規定による用途地域の指定はございませんが、農振法に基づく農振農用地の指定を受けている箇所でございます。農振除外の手続きを行って、その後に農地法の許可を受けるというのが順序になってまいります。もちろん他の法令で必要な許可については申請者に申請をしていただいているところでございます。この農振除外につきましては、手続上、時間がかかっているのが現状でございます。

都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りながら合理的な土地を定めるとなっておりまして、用途地域と農業振興地域は重複して指定できないということから、区域変更に当たっては両計画は事前に十分な関係機関の協議を行い、同時に指定する必要がございます。内海議員御指摘の美作北小学校の周辺地域は都市計画区域ではありますが、用途地域の指定がなく、圃場整備の事業も行われており、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域となっております。

定住促進施策といたしまして農振除外を行いやすくする市としての考え方についてでございますが、農振農用地の除外には、農用地区域以外に代替えるべき土地がない、農業上の効率かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがない、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないなどの諸要件があり、これに合致しないと除外できないことになっております。申請手続に際しましても、農業委員会等関係機関との調整が必要でありまして、岡山県の同意を得た後、公告縦覧され、除外手続の終了となりますので、現行法のもとでは農振除外を行いやすくする方法を見つけることはかなり難しいと思っております。

また近年、農業振興地域を除外し、都市計画区域の用途地域へ変更した事例は岡山県内にはまだないというふう聞いております。現段階では、事前相談を受けることにより、農振除外申請に係る事務処理がスムーズに行えるようにしてまいりたいというふうにも思っております。

今後は、都市計画区域と農業振興地域との関係について関係機関と十分に協議を重ね、農振除外が少しでも簡単に行える方法を模索していきたいと考えておりますし、市長会等でも要望をしてまいりたいというふうにも思っておるところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

内海議員。

21番（内海 健次君）

2回目の質問をさせていただきます。

市長も私も思いは同じであろうかと思えます。そして、私もこの4月から議会推薦から農業委員に出ております関係上、農振について余り詳しくは申し上げません。しかし、やはり定住ということになると、議員の立場としてやっぱり物申すと、こういうことでひとつ御理解をしちゃってください。

定住を促す施策は、各自治体それぞれ独自色で人口減少対策を実施しているところでございます。御答弁がありました本市の施策であります新築住宅、中古住宅を購入した場合に補助金を出す制度は既に実施しているとのことは評価をいたします。しかし、結果が全てだということもぜひ忘れないでいただきたい。

また、都計については昭和43年、旧美作町が勝央都市計画区域に編入し、翌年、昭和44年には農業振興地域制度が施行されております。実に四十数年前の制度であります。その時代ではニーズであったとしっかりと推測できます。

ここで、合併後平成17年から平成22年までの人口動態を地域別に簡単に申し上げますと、旧勝田町3,743人から3,333人で410人減、旧大原町4,670人から4,320人で350人減、旧東粟倉村1,434人から1,323人で111人減、旧美作町1万3,048人から1万2,648人で400人減、旧作東町7,561人から6,956人で605人減、旧英田町3,533人から3,252人で281人減、合計2,157人が減少となっております。1回目の質問と若干数値が異なりますけど、お許しを願いたいと思えます。率にすると6.3%であり、待ったなしの美作市の人口数値であると認識する必要があるかと思えます。

しかし、このように市全体で減少下の中でも増加に転じている地域もあることを少し申し上げます。

英田井口11人増、旧美作楯原下44人増、旧美作楯原中47人増、旧美作北山33人増、旧美作明見84人増、旧美作豊国原84人増、旧美作中山12人増、旧美作大井が丘53人増であります。この8地区の増加は、要因としてどういうふうに分分析をされているのでしょうか。

私は住宅の取得環境が容易であるのではないかと理解しています。農振制度も都市計画も、目的は農林業との調和を図り、その地域の整備を計画的、集中的に行うことと示されております。この合理的調和と現行法について、特に市長会等でどういったポイントを要望をされるのでしょうか、お聞かせをしていただきたいと思えます。

2回目の質問といたします。

議長（道上 政男君）

西元議員、それしもうてください。

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

携帯、しまいなさいよ。いけん言われとんじゃから。

議長（道上 政男君）

ちょっと市長が言うことじゃない、わしが言うた。

市長（安東 美孝君）

済みません。

内海議員の2回目の御質問でございます。

市内の8地区が市内全体で人口が減少しているにもかかわらず増加しているという、その要因ということでございますが、まず井口地内では分譲宅地の完売によって増加をしておると思えます。また、楯原中、下につきましては、個人住宅の建設が活発になっておりまして、市外からの転入もございますが、市内地域からの移動もあり、宅地化が進んでいる地域でございます。

次に、明見、豊国原につきましては、個人住宅の建設も活発に行われておりますが、それ以上に民間資本によるアパート建設が進んでおり、若者の入居が多くなってきております。中山、大井が丘につきましては、別荘地などとしての開発がございましたが、別荘としての利用もございましたが、現在では定住される方も多くなり、人口の増加につながっていると思います。

若者は住環境の整った場所に定住したいと望む傾向にあるということから、土地を取得できる法整備や民間資本の投入が行いやすい環境の整備を行っていききたいと考えておるところでございます。また一方で、無秩序に広がっていく宅地化は、道路、上下水道などの新たな公共投資を生み続けることになるため、一定の線引きを行い誘導するとともに、区域内で集中的に公共投資する方策が都市計画であり、農振計画でもございます。

法の趣旨に立てば、社会資本が既に整備された既成市街地を活性化させ、用途地域内の農地や未利用の用地、空き家の活用が優先課題ということになり、新たな宅地開発は控えてもらうこととなります。しかし、既成の市街地よりも郊外の便利性がよく、新しく整備された住宅地に魅力を感じている人が多いということもうかがえますし、定住促進のためにはそういった需要も受け入れ、人口流出を食い止めることも必要であると考えています。

都市計画、農振ともに当初計画から40年以上を経過する中で、細部の見直しは繰り返されていますが、土地利用は長期的な政策であり、個人資産に制限を加えることになるため、一旦法的な計画を立て事業投資を行った土地に対して基本方針の変更は非常に困難な状態であります。圃場整備等と言われるわけですが、

合併以前、旧美作町時代に御指摘の美作インター周辺を農振除外をやろうということでもいろいろと方策を立てたことがございますけれども、どうしても許可が出なかったという経緯もございます。そういった状態で都市部の都市計画と農振計画の関係を画一的に当てはめるのではなく、地方部の実情に応じて柔軟な協議、計画や転用許可が行えるよう、権限移譲も含めて市長会を通じて働きかけをしていきたいと思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

内海議員。

21番（内海 健次君）

3回目です。

非常にありがとうございます。この分析が私の質問の要旨に恐らく沿っていただけると、こういう答弁だったように思っております。特に土地を取得できる法整備や民間資本の投入が行いやすい環境の整備を行っていききたい、こういう答弁に非常に私はうれしく思っております。

本市での都市計画法に基づく地域320ヘクタール、農業振興農用地4,439ヘクタールをまず人・農地プラン、新規就農対策、美作市都市計画マスタープラン、1つ、少子化対策等を総合的に勘案し、定住特区的地域を先ず行政主導で踏み出す必要性を改めて申し上げておきます。

余談になりますけれども、先月、「愛は地球を救う」24時間テレビが放映されました。皆様も恐らく見られたんじゃないかと思います。ことしのテーマは未来に何を残すかでありました。お笑いタレントさんがダーツの旅と称してさまざまな地域でさまざまな人たちに未来に何を残したいですかと聞かれておりました。災害がないように、家族がいつまでも健康でありますように、そして本市と似たような中山間地域では、この地域が昔のように元気になってほしい、この地域がもっともっと元気になってほしいと願っていると素朴

な言葉が多かったように思っております。

冒頭申し上げましたように、将来を見据えての政策は困難を伴うことではと思いますが、皆さんの英知を結集し、私の質問の趣旨へ御尽力くださると、きょう期待を申し上げ、今9月議会の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（道上 政男君）

答弁はよろしいか。

[21番内海健次君「答弁はよろしい」と呼ぶ]

以上をもちまして通告順番5番、議席番号21番内海健次議員の一般質問を終了いたします。

これより10分間休憩いたします。

午後2時54分 休憩

午後3時04分 再開

議長（道上 政男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、通告順番6番、議席番号5番尾高誉久議員の発言を許可いたします。

尾高議員。

5番（尾高 誉久君） [質問席]

議長の許可をいただきましたので、5番尾高でございます。

今回の質問は非常に簡単明瞭、簡にして要な質問ですので、明瞭に答えていただければ10分もあれば本当は済むと思います。

それでは、9月の声を聞き、夏の光に焼けた肌の色が薄らぎ、暑かった夏を見送るアサガオと秋の訪れを迎えるかのように色づく稲穂、早咲きのコスモスを眺めながら飲む冷たいレモンスカッシュが忘れていた遠い日の学生時代のあの夏の日の記憶をよみがえらせ、初秋のおいを感じさせる今日このごろです。

それにしても、本当にことしの夏は日本においては残暑と言うにはほど遠い熱帯夜が続き、グリーンランドの氷も解けてしまい、アメリカにおいては過去56年間でもっとも広範囲にわたる大干ばつに見舞われ、食料品を初めとして日本経済に多大な影響を及ぼすものと思われまます。雨が降らない、これが水の驚異であります。時には上善水のごとしと人生の生き方にも例えられるのも水であります。東北の大津波、山家川の災害のように牙をむき、人間を襲うのも水であります。それ以上に人類の生存にとって不可欠なもの、水であることは論を待つところではございません。今回はこの水についての質問を行いたいと思います。

では、今回の質問は、美作市の水道整備計画についてということで、①施設更新のための具体的整備計画について、②簡易水道の進捗と今後の方針について、③作東地区の高料金制度は終了したがという水道料金のことについてお伺いいたします。

では、平成16年に国により水道ビジョンが示され、各水道事業所、地方公共団体に対し、地域水道ビジョンの早期策定が求められました。地域水道ビジョンとは、社会情勢の変化、すなわち少子・高齢化だとか、節水意識の高揚や企業のコスト削減対策による水需要の減少、また事業開始以来40年近く経過しての各施設の老朽化の中で今後の安定給水を持続していくためには施設の維持管理を計画的、効率的に行い、事業運営においても経費の削減、合理化を図りながら経営基盤の強化を目指して中期的展望に立ち、これらの課題に適切に対処していくために事業を総合的に分析、評価した上で目指すべき将来像を描き、それらの事業執行を着実に実施する指針、これが地域の水道ビジョンであります。美作市におきましては、美作市水道ビジョ

ンが平成19年度に策定しておると思います。

以上のことを踏まえて、美作市水道ビジョンに基づき、具体的な整備計画を立案する時期が来ていると。これだけです。要するにもう時期に来ているんだということで、そろそろ気持ちをそういう方向に持っていかなければいけないというのが単に質問であります。あとは長々としゃべるだけです、仕方ありません。

①施設更新のための具体的整備計画について。

美作市水道事業は、平成17年3月31日の市町村合併に伴い、美作地区、作東地区、英田地区、3地区の水道施設をもって創設されました。また、旧美作地区の水道事業は、昭和41年10月に林野、湯郷簡易水道などを統合し発足いたしました。その後、昭和51年3月に美作市楯原地内に日量9,500立方メートルの美作浄水場が完成し、給水を開始しました。作東地区の水道事業は、昭和60年3月に6簡易水道を統合し発足しました。同時に美作市松脇地内に日量3,100立方メートルの松脇浄水場が完成し、給水を開始しました。作東地区にはこのほか、簡易水道当時の浅井戸を水源とする浄水場2カ所、白水と吉野が稼働しております。英田地区の水道事業は、地区全域を給水区域とし、昭和52年6月に発足しました。同時に美作市井口地内に日量4,500立方メートルの英田浄水場が完成し、給水を開始しました。

このたびの統合により、美作市水道事業の計画給水人口は3万5,000人、計画1日最大給水量は2万300立方メートルとなっていますが、これは30年以上前の高度経済成長期に計画されたものであり、現状とは乖離したものとなっております。このような計画の中、各浄水場は、美作、英田地区の浄水場は新設から約30年から40年、作東地区の松脇浄水場は新設から約25年が経過しております。各浄水場とも10年後には施設の更新が必然と考えておりますが、今から施設更新の具体的整備計画を検討する必要があると思っております、これをお尋ねいたします。

大きな選択肢として広域企業団への以前参入も考えられましたが、自前の浄水場確保こそが私はベストと考えております。これについてお尋ねいたします。

また、管理体系ですが、私なりに考えた、例えばその1は浄水場を統合していく集合方式、2番目としてはバイパスでつなぐバイパス方式、または現状のままを維持する継続方式等が考えられますが、思いがありましたら、これについてお尋ねしたいと思っております。

次に、簡易水道の進捗と今後の方針ということでございますが、大原簡易水道の統合は諸般の報告等に市長のありましたように、平成24年度完了の予定であります、東栗倉簡易水道の統合は順調に進んでいるのかお尋ねいたします。

平成28年度には簡易水道事業は廃止となり上水道に統一されると思われるが、問題ないのか、これについてお尋ねいたします。

水道料金につきましては、作東地区の高料金制度は終了しましたが、上水道、簡易水道料金体系について、また統一についてどのような考えを持たれているのか、1回目の質問といたします。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

尾高議員の美作市の水道整備計画についての御質問をいただいております。

水道事業を取り巻く環境は、近年少子化による人口の減少に加えて、節水意識の定着、節水機器の普及、景気低迷や企業コストの削減により大きな水需要の増加が望めない状況となり、今後とも厳しい事業経営が予想されております。

そんな中、美作市水道事業の施設は、合併前の高度経済成長期に計画建設され、老朽化が進んでおり、さ

らには水質管理の充実、施設の耐震化、災害対策など、今後の安定供給を維持していくためには施設の維持管理、更新を計画的、効率的に行うとともに、事業運営に当たっては経費の削減、合理化を図りながら経営基盤の強化を目指していかなければならないと考えております。

現在、3浄水場の一本化の検討をしながら、まずはライフラインの強化を優先させる各エリアの連絡管の接続を計画し、順次施工中であります。

尾高議員の御指摘のとおり、市単独の水確保がベストであると考えていますが、浄水場の大規模更新は、水利権、用地、給水量、そしてイニシャルコストとランニングコストを比較検討して、長期的視野で計画していく必要があると考えておるものでございます。

簡易水道の進捗と今後の方針につきましては、簡易水道の統合事業は、平成21年度末までに統合計画を策定し承認を受け、平成28年度までには施設統合を行えば国の補助対象になる採択基準になりました。大原地域につきましては、平成22年度に事業認可そして水利許可を得まして、平成23年度より事業実施し、本年度が最終年度であり、計画どおり進捗をしております。

次に、東栗倉地域につきましては、本年度5月に事業認可申請及び水利許可申請書作成の業務委託を入札しておりますが、水利権の取得と地元調整を今後進めていく必要があります。

なお、補助対象の最終年となります平成28年度には、簡易水道事業は上水道事業と経営統合がされる見込みでございます。

水道料金でございますが、尾高議員御承知のとおり、美作市となるときに合併協議会での合意事項で、平成21年度を目標に段階的に料金を統一する計画を進めてまいりまして、平成18年と19年に段階的な改正を行いましたが、それ以降は諸般の事情により統一をされておりません。社会情勢、消費税増税のこともありませんけれども、現在実施の大原簡易水道統合事業完了に合わせて料金の統一を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

尾高議員。

5番（尾高 誉久君）

2度目の質問です。

まず、施設更新のための具体的整備計画についてということで、現在3浄水場の一本化の検討をしながらとの答弁とでしたが、私が言っているのは具体的整備計画ということで、まずはこれからやるんだということを書いていただきたいわけです。これからやるんだと、おまえは上下水道部長をやったから、そのときにやればよかったがなと、この次に下水道の問題を提起します萬代議員に、おまえが上下水道部長をやった、おまえのときにやれってことじゃないんです。我々はこの議員になってもなおかつこのことからある意味縛られているわけです。責任を持っているわけです。議員をやる以上、なぜなったか、そこがあるから今回質問しているんです。だから、この一本化をするには、例えば何年までに一本化するのかと、来年市長が当選されたらきっとやるという方向を出すんだとか、それを聞いたらもう終わりなんです。

次の各エリアの連結管の接続は相互間の水の融通という点ではよいと思われるが、送水管の観点では十分検討する必要があると思うんです。それは浄水場が問題なく機能していることが前提です。浄水場を計画する場合、水源確保から完成まで少なくとも先ほどの大原の簡水統合でもわかるように、当時安東副市長と私とコンサルと一緒に県のほうへ行きました。行きましてからもう10年以上の歳月がたっております。水利権のきちっとした確保、そのものだけでも5年かかります。だから、建設に要する時間的なものが5年ないし

10年かかるといえば10年ないし15年の歳月がかかるということで、そのことを心配して質問していると。もしもこのときに、すなわち耐震対策を考えてはいるのかと。ほかの学校等においては耐震対策ということを行っているんですけど、その耐震対策を行うことによって向こう何年程度延命できるのか。

3番目に、イニシャルコスト、ランニングコストを比較検討はもう当然のことです。浄水場の位置的条件によっては、ライフライン、連絡管の接続は無意味なものになるんじゃないのかなというのが、例えば英田浄水場を拠点とする考えでは、コスト的に非常に高くなるというのは、中心的な配水池建設から、要するに大口径の送水管布設等が必要になってくると思うんです、英田からのこちらに。美作から英田、作東等にはパイプラインは小口径で例えば済むんじゃないかと、その点です。美作浄水場だったら、そういう相対的にざっくりと言って美作浄水場を中心に考えているんですかというようなことを今回お尋ねしとるわけです。

次に、簡易水道の進捗と今後の方針についてということは、平成28年度には、簡易水道事業は上水道事業と経営統合はされる見込みですとの回答だが、統合後の運営、つまり施設監視等はどうのように考えられているのか。従来どおり職員を配置しての張りつけでの監視なのか、もしくは美作市上水道全体で監視システム、すなわちテレメーター等を考えているのかということ、それならば平成28年度までに行うのかどうか。平成28年度以降では補助事業採択としてできないのではないかと。もし単独で行うというんだったら、当然一般財源を投入する心配はないのかということ。

水道料金は国内においては、これはもう少子化に歯どめをかける、大変難しい問題だと思います。その人口減少等による水需要の減少は水道料金の値上げにつながると思うが、清浄にして豊富で低廉な水の供給こそが水道事業の務めであると考えるが、何がベストかということですけど、これなぜ少子化にこだわるんならということですけど、行政の例のファイル、行革の、あの中に部長、水需要の人口は、きょうもう私まだ入らないと思っと思ったんで持ってきてないんですが、間違いなく人口がふえるというふうに書かないと、以前は認可申請なんかができなかった状況があるんですけど、現実をしっかりとめて、国、県においても人口が増加するんですと担当部が言うと、そんなことないでしょうと、減少しとるんでしょという指摘を今は受けるように、時代とともに水道の考え方、判定の仕方も変わってきたんだということを、このことを伝えたいと。

それから、みまちゃんネルを見ている人に、ちょっとこれ議長の、いい中に入ったペットボトルを持ってこなかったんであれですけど、これ今は水が売れる時代です。これ555ミリリットルと書いてある水がたしかここでは120円だと思います。それを仮にペットボトル1リットルは1000ミリリットルですから、これをもう面倒ですから300円とします、1,000ミリリットルのものを想像して。そうすると、今基本料金で売ってる美作の給水区域の6立方、すなわちもう単純に6トンと言いましょうか、比重1として。6トンが1,197円で6トンの水を売とるわけです。売ってるわけっていうのは企業会計ですから、もうけなきやあいけないんですから、当然。となると、ペットボトルに換算すると、6掛ける1,000掛ける300円、すなわち大体180万円、6トンの水が180万円の価値がある。

昔、今の水道におられる課長、当時課長補佐でしたけど、水道の出前講座というので小島貞男教授という九十何歳の方がこういうふうに言われました。

ガンジス川のパキスタンとインド、将来的に水戦争が起こるかもしれない。その当時聞いたときは、何がそんなことが、水戦争なんか起こるわけないだろうと思っておりましたけど、この水がたったそれも検査項目が五、六項目だと思んです。部長、多分そうだと思うんです、この項目は。水道事業の検査項目は何と50項目やっていると。その中で私は当時も県の方、担当の方が来られたときに言ったんですけど、農業の検査がなぜ必要なんだと。だから、私も萬代議員も当時やってなかったわけではないんですということを言いた

いのが、メダカセンサーというのがあるんです。メダカセンサー、3,000万円かかるんです。あれメダカ、美作浄水場へ行ってもろたら、メダカじゃないけど小さな小魚を飼ってます。だから、それがぱっと浮いた段階で警報を鳴らすなりしてとめれば毒を飲まなくて済むと。幾ら検査をしても、本当に毒をばらまかれたら、それはもう間に合わないということで、そのような創意工夫はできないのかと。

なぜ私、楯原配水池をやったかといいますと、やったかというのは非常に厳しい指摘も受けましたが、後ろにおられる方に受けましたが、あれは美作の誘致企業の下に楯原配水池の200の送水管があったんです。それがぼおんと破裂すると20メートル吹き上げるんです。だから、その補償費たるやすごい補償になるんだということで、そのことをやるべきだと。

また、そこにおられます皆木副市長さん、よく言われるんですけど、久賀ダムのカビ臭、カビ臭で水道事業所長をやっとるときに、当時の議長が、おまえ、どう責任とるんならと。いや、この装置をつけて、1基800万円です、3基つけているから2,400万円です、ちょうど後ろに傍聴に来られる宮本町長が当時は元町長、それから西田町長と3者会談した上であの水質浄化装置はつけたわけですけども、冗談で副市長、副市長じゃないんです、当時部長だったんですが、あれは勝田のEM菌がきいとんだと。EM菌がきいとんだたら、私もうとめてほしいですよ、もう。とめればいいと。

だから、現実を見て、あの浄化装置だって、いつか耐用年数が来ると1個800万円のものを2,400万円に変えていくんだと。だから、いろいろあった中で旧郵便局跡地、林野郵便局跡地をなぜ買ったかというのはもう御存じのとおりだと思うんです。簡単に言うたら梶並川は泥の川です。吉野川は小石の川です。そのようなことについて、こういう思いを持って水道の話をしていると。だから、具体的な整備計画をやるんだという答えが欲しいんですよ、それだけです。

議長（道上 政男君）

上下水道部長。

上下水道部長（中尾 友保君）〔登壇〕

尾高議員、本当に水に詳しくて感銘をいたしております。そういう尾高議員の再質問にちょっと具体的に余り触れないと思うんですけども、御了承いただきたいと思えます。

水道施設の更新のための具体的計画につきましては、整備に要します多額のいわゆる建設費用、イニシャルコストが伴いますので、今後の給水人口、それから給水量、設置場所、水利権を含めた取水の量、それから水質及び経済性比較を中・長期的に行いまして、安全、安定供給のための有効計画を策定するに当たりまして3浄水場の一本化も含め、1カ所集中の施設がよいのか、また分散した浄水施設がいいのかは、今先ほど言われました議員御指摘のとおり、今の段階から前向きに検討していくべきではないかと私も考えております。

そこで、浄水場を一つにする場合、浄水場が上流で給水人口の多い地域のほうがコスト的には有利であると思われませんが、現在の施設の状況、水質、水量、場所、安定性等総合的に調査研究いたしまして判断をしていかなければいけないと思っております。この点につきましては、御理解をお願いしたいと思います。

また、耐震対策につきましては、現在各エリアの主要連絡管及び現在施行中の大原簡易水道統合施設等につきましては耐震管で施工しております。地震動レベル2、これはいわゆる水道指針の設計指針であるのでございますけども、地震動レベルが2の対応であります、その他の施設のほとんどが建設当時の基準、地震動レベル1という配管等になっております。耐震化によって耐用年数が延びることはありませんが、地震に対する強度は増すと思われまます。建設当初からの老朽施設につきましては、順次更新の時期に合わせて耐震化を行っていきたいと思っております。

2番目の簡易水道の進捗と今後の方針につきましてですが、簡易水道の統合を促進する目的のための国の簡易水道等施設整備補助事業は、平成28年度までに施設統合を実施すればよいのですが、それ以降は給水区域が10キロメートル以上離れた地域でないと補助対象にならなくなり、現在簡水統合事業を実施している大原簡水は本年度で完了しますが、東栗倉簡水につきましては、現在整備計画中であり、期限内完了を目指して鋭意努力してまいりたいと思います。

議員御指摘の施設監視につきましては、現在上水道エリア、いわゆる3施設のエリアにつきましては、監視システムの老朽化により統合を検討中であり、予算化に向けてただいま準備中でございます。しかし、全体におけます中央監視施設につきましては、どの地域も起債等で整備してあり、返済が完了していないため、補助対応が困難であると予想されますので、関係機関、いわゆる国及び県と協議調整しながら慎重に進めてまいりたいと思っております。

最後に、上水道料金につきましては、水道法において、水道は清浄にして豊富、低廉な水の供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与するものであり、日常生活に直結し、健康を守るために欠くことのできないものであると記載されております。

また、水道料金は公共料金であり、公正妥当なものでなければならず、かつ能率的な経営のもとに受ける適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならず、地方公営企業法第21条に規定されており、水道事業においては独立採算でただいま経営を行っております。

また、経営努力につきましては、当然必要であります。市内全域、健康で快適な市民生活や産業活動を支えるライフラインとして安全で安心できる良質な水を将来にわたり安定供給するために、使用実態に応じた負担を統一した料金設定で公平にいただくことか必要だと思っております。

そこで、1回目の質問に市長のほうから答弁されましたとおり、料金改正の条例等を今後、整備検討していきたいと考えております。

最後に、ペットボトルの話が出ましたが、ペットボトルの尾高議員、一つ間違いがあるのは、食品衛生法は18項目の項目でございますので、8項目ではないことだけつけ加えさせていただきます。

〔5番尾高誉久君「5項目じゃないね」と呼ぶ〕

はい、18項目です。

以上です。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

尾高議員。

5番（尾高 誉久君）

ペットボトルの項目は18項目というの、私は出したのはクエスチョン、クエスチョン項目として5項目か6項目かなということで出しとったんですけども、それを調べる時間もなかったということですけど。

幾らこの繰り返しをやってもだめだろうなと思うんで、先ほども中尾部長言われたんだけど、しかし全体における中央監視施設につきましては、どの地域も起債で整備しており、返済が完了していないため、返済が完了しなきゃできなかつたら、起債ができないうちに中央監視システムが壊れたらどうするんですか。そっちのほうが大変でしょう。実際、これ水がなければ、この地球というのは水の惑星と言われとんです。水がなければ人間生きていけないんです。偶然にして太陽と奇跡的な距離を保っているから人類が生存しとんです。

だから、別の例で言いますと、この間、アポロ11号ですか、ニール・アームストロング船長が亡くなった新聞を何日か前に見ましたけど、このアームストロングのことをわかる若者が今日本の中にどれぐらいいま

すかね。彼が月に月面着陸するときに、直訳放送で全部実況中継をしました。それは彼がこの一歩は小さな一歩だが、人類にとっては大きな一歩になるんだと、その月面に立つことができたのは、かの第25代アメリカ大統領ジョン・F・ケネディが1960年代には必ず月に人類を立たせるんだと彼が言ったから出発したんです。それを言っとんです。

だから、いつかゴーをかけなければ、この作業ができない。恐らく萬代議員が下水でする質問もそのようなところが要点じゃないかなと思いますが、もう一度市長にその思いだけ聞きまして終わりたいと思います。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

水道事業ということでございますけれども、長い間行政で頑張っていたいて、議員になってもなおかつ御心配をいただいとる、本当に心から敬意を表したいというふうに思っております。

基本的に水道、簡易水道と上水道と統合という部分につきまして、一つの施設にしなければならないというわけじゃございません。今ある施設を有効に利用しながら、自分たちの財政事情、財布の中身と協議しながら順次更新をかけていかざるを得ないのが今の美作市だけではない、恐らく全国の市町村は莫大な施設を持つとるわけですから、それを耐震化にも考慮しながら順次施設の更新をかけながらしていくという意味でございまして、何もしないという意味ではございません。その点は御理解を賜って、財政としっかりと考慮しながら、もちろん必要とあれば、起債が残っておっても施設の更新をしなければならない場合だってあるかもしれません。が、基本的にはそういうことで順次更新をかけていくということでございますから、したがって何年までにするという明言は今の段階ではお答えはしかねますので、御理解を賜りたいというふうに思います。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

尾高議員。

5番（尾高 誉久君）

総括ですね。総括をして、もう市長が言われましたんで。

9月8日には中学校の運動会があります。その次には小学校ということで秋祭りも近づいておりますが、湯郷においては戦後、結局米軍によってしてはならないという奉納舞の復活が今から二十五、六年前に復活しましたが、その中で鈴の舞と扇の舞、最初に扇の舞を舞って鈴の舞を舞うわけですけども、あの歌は皆さん御存じのように、「天地の神にぞ祈る朝なぎの海のごとくに波たたぬ世を」という明治天皇の歌ですが、いろいろと市長も大変だと思いますが、波立たぬ美作市政を目指してかじをとっていただくことを最後にお願いたしまして、今回の9月議会の定例質問を終わります。ありがとうございました。

議長（道上 政男君）

以上をもちまして通告順番6番、議席番号5番尾高誉久議員の一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

再開は明日6日、午前10時からです。
大変御苦労さまでした。

午後3時43分 延会

平成24年9月6日

(第 3 号)

1. 議事日程（3日目）

（平成24年第5回美作市議会9月定例会）

平成24年9月6日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（21名）

1番	山本雅彦	2番	則本陽介
3番	萬代師一	4番	山本重行
5番	尾高誉久	6番	岡崎正裕
8番	本城宏道	9番	安東章治
10番	橋本健二	11番	向原伸一
12番	鈴木悦子	13番	栗井基雄
14番	岩江正行	15番	小淵繁之
16番	万殿紘行	17番	絹田和昭
18番	新免昌和	19番	日笠一成
20番	福島協	21番	内海健次
22番	道上政男		

3. 欠席議員は次のとおりである（1名）

7番 西元進一

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市長	安東美孝	副市長	皆木照夫
教育長	内海壽志	政策審議監	岩崎清治
総務部長	中西祐司	危機管理監	小林昭文
企画振興部長	大寺剛寅	市民部長	平尾孝之
税務部長	西浦豊照	保健福祉部長	神吉康之
建設部長	春名修治	田園観光部長	江見幸治
上下水道部長	中尾友保	教育次長	福原覚
消防長	森正彦	会計管理者	谷和彦
外-水-建設担当部長	石田薫	企画振興部協働企画課長	景山二男
建設部建設管理課長	青山元美	上下水道部下水道課長	井上知己

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	欽先耕二
課長補佐	則本尚輝
主事	井上賢治

議長（道上 政男君）

皆さんおはようございます。

いつものことながら携帯電話の電源を切っていただくようお願いいたします。昨日のように机の上にも置かないようにしていただきます。よろしくをお願いします。

それでは、昨日に引き続き会議を開きます。

欠席者の報告を行います。7番西元進一議員が通院のため欠席であります。12番鈴木悦子議員が通院のため午前中欠席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（道上 政男君）

日程第1、「一般質問」を行います。

昨日に引き続き通告順に発言を許可いたします。

通告順番7番、議席番号3番萬代師一議員の発言を許可いたします。

萬代議員。

3番（萬代 師一君）〔質問席〕

改めまして皆さんおはようございます。

3番萬代でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

早いもので6月の定例議会ときには青田を渡る爽やかな風と申ししておりましたが、もう既に水田も今や少し黄緑色をにじませ始めております。これからは日一日と実を太らせ、黄金色の色合いを深め、やがては実るほどに頭を垂れる稲穂かなの風景に移り変わってまいります。私は常に謙虚さを持ち、市民の皆様の代弁者として取り組んでおります。今定例会におきましても一般質問、その一端でございます。今一般質問につきましては、下水道維持管理についての1項目であります。明確な御答弁をまずお願いをいたします。

さて、水は命をつなぐかけがえのないものでございます。昨日、安全・安心な水道水の安定供給を図る水道行政につきまして尾高議員が一般質問をされました。従来は正常な水を取り入れ、これを利活用して使用された下水は、自然浄化されて循環するサイクルが形成されておりました。今や生活様式の変化、産業活動の多様化により自然の浄化能力を超えております。青い惑星地球を守るために環境に与える負荷を軽減するために下水道事業が近年の国策として展開をされてきたところでございます。

また、最近の国政におきましては、3党合意による消費税を柱とする社会保障・税一体改革関連法案が民主、自民、公明3党などの賛成多数で可決成立したところであります。その暁には、近いうち国民の真意を問う、つまり衆議院の解散総選挙が条件とされておりました。近いうちにの考え方が取り沙汰されております。そうした中において、橋下徹大阪市長が会長を務める大阪維新の会も国政への参戦が総選挙の目玉となっております。マスコミの報道に多く取り上げられ、維新が一つのブームとなっております。

私はこの夏に小旅行をいたしました。皆様方も何度か訪れられていると思いますが、山口県の萩市でございます。300年続いた徳川幕府を倒幕に活躍した志士たちの政経、萩城跡地、そして資料館、また松陰神社、松下村塾等々をゆっくり1日をかけて散策をし、当時の志士の息吹を少しでも感じたいところでございます。まさに明治維新胎動の地でございました。現在の議会政治の礎となった明治維新は、日本国

におきまして最も大きな節目であったと考えます。

さて、美作市の総合振興計画後期基本計画における住環境の整備充実によりますまちづくりの指針の下水道普及率は、平成28年度に98.5%と定めております。この数値は合併浄化槽を加味すれば100%となるとの説明がございました。また、施設の方向、目標におきましても快適な生活環境を保つために、下水道施設長寿命化のための施設整備や旧町村間の施設統廃合を推進するとともに、住民の節水意欲の高揚、水洗化の向上を図るとしてあります。すなわち下水道整備は公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、小規模集落排水などの集合処理と個別に合併浄化槽を設置する事業で施工をされてきました。市内の集合処理区域で最後となった梶並農業集落排水の下水管布設工事も本年度をもって完了するとのことでありました。つまり下水道事業も建設から今後は適正な維持管理へシフトすることを示唆しております。つまり一つの節目でございます。

そこで、1点目の下水道施設の統廃合についてお尋ねをいたします。

市内の下水道施設は、平成元年3月に供用が開始された美作浄化センターを初めとして、農業集落排水施設が平成8年より作東地域で、10年には美作地域、東栗倉地域で、13年に英田地域で供用が開始されました。また、特定環境保全公共下水道は、平成8年度より作東地域で、12年度に大原地域で、13年度に英田地域で、15年度に美作地域でそれぞれ供用が開始されました。

このように市内の下水施設は合併以前にそれぞれの旧町村において公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業によりまして快適な住環境整備を行い、また生活様式の多様化による水質保全、特に農業用水の保全を図るために農業集落排水事業による下水道整備の実施と、建設当時はいかに早く整備を行うか、採択要件をクリアしていかに面整備を急ぐかとしたところでございます。それに重点を置きまして、当時で言いますと建設省また農水省の事業で下水道事業が行われてきたところであります。その結果、市内には建設省関係の公共下水道が2、特定環境保全公共下水道が8施設、農水省関係の農業集落排水14、小規模集落排水3施設の合計27の施設が点在をしています。これの旧町村別で見ますと、美作地域で8、作東地域で12、英田地域で2、大原地域で1、東栗倉地域で1、勝田地域の3施設の内訳となっております。

今後は安定したライフラインの構築のためには維持管理費の削減に取り組みなければならないと考えます。そのために施設の統廃合が必要であります。近年、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の改正によりまして、事業種別を超えた施設の統廃合が可能となったところでございます。私なりにでございますが、地理的な要因で施設の統合が可能かを見ますと、旧町村を越えた統合といたしましては、東栗倉汚水処理施設を大原浄化センターへ、栗井浄化センターを勝田浄化センターへ、名杭・中河内処理場を西南浄化センターへ、またそれぞれの旧町の中で農業集落排水の処理施設を公共、特環の浄化センターへの統合が可能な施設があると考えます。将来を展望した統廃合計画を策定しての取り組みが必要と考えます。具体的な取り組みにつきましてお尋ねをいたします。

次に、2点目の下水道使用料についてお尋ねをいたします。

去る8月10日に、増大する社会保障給付費に増税分を充て制度を持続可能とするとした消費税増税法が可決成立をいたしました。現行5%の消費税を平成26年4月に8%へ、平成27年10月には10%へと2段階で引き上げがなされるものであります。この消費税引き上げの時期に合わせて下水道料金に増税分を転嫁するのかをまずお尋ねをいたします。

次に、平成17年の合併協定での目標設定の下水道使用料金は1立米当たり168円と定めていました。景気の後退そして低迷が続いている現状を鑑みて、下水道料金の設定料金への計画的な改定は実施されておられません。前段申し上げました施設の統廃合を実施することによりまして維持管理費の削減への取り組みをま

ずは優先して汚水処理原価の引き下げ、また社会情勢を十分考慮しての料金改定が必要と考えます。消費税増税分と同時期の改定はすべきではないと考えますが、お考えをお尋ねをいたします。

議長（道上 政男君）

ここで12番鈴木悦子議員が出席であります。

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

おはようございます。

昨日に引き続いての一般質問ということで萬代議員の御質問をいただいております。

少し触れられていたので、質問とは若干違いますけれども、美作市の経済圏というのは関西に大きく依存しております。そういった中で少し心苦しいという面もあるんですけど、大阪維新の会、平成維新というふうに声高に言われておりますけれども、その中身がまだほとんど見えておりません。我々から思うと、先般言われました地方交付税を廃止して消費税で対応すればいいんだと、そういったことでございます。本当に地方のことがわかっておるのか、美作市がこの消費税改定によりまして、来るというのははっきりわかっておるのは1.3%分の消費税が地方税として分けてくるというのははっきりわかっております。それで試算をしてみますと、手元に残ってくるお金がわずか1,000万円のお金しか増税分で美作市のお金としては残りません。その上に、いわゆる自主財源の増加によりまして地方交付税が削減をかけられますから、これがまだわかっておりませんが、美作市にとって消費税そのものには何のメリットもない。それを地方交付税を廃止して消費税で対応ということ、似たような市町村は大変ですから、たくさんありますから地方はお手上げ状況になります。その点についてもいかがなものかという思いを持っております。あくまでも試算でございますから、関西に依存しながら心苦しいんですけども、そういった面が地方にはあるということを御理解をいただきたい。そこを知って初めて平成維新と言えるのではないかなというふうに思っております。

また、下水道でございますが、下水道についての御質問をいただいておりますけれども、御承知のとおり快適環境を求めて、また瀬戸内海の環境保全ということで瀬戸内環境保全法と、俗に瀬戸環法というんですが、それが施行されまして、我々美作市、県北勢はほとんどの市町村が快適環境も求めながらも莫大な費用を投入して下水道事業を行ってまいっております。その結果が先般、一部でございますが報道されたのが、海の水がきれいになると、きれいになって栄養が少なくて魚が少なくなったと、こういう報道がされました。人間というものは得手勝手なもんだなあというふうに思いながら、その報道を見ながら思ったものでございます。

さて、御質問の下水道施設の統廃合ということについてであります。下水道施設は公共用水域の水質保全、生活環境の改善を目的に迷惑施設と位置づけられながらも、合併以前から旧町村において建設については国の補助基準に合わせ各地域の特性また建設場所の選定調整が困難をきわめる中、整備をされ、町村合併により27施設となっております。

そうした中、市内の下水道普及率も23年度末で96.96%となっております。萬代議員御指摘のとおり、今後は維持管理の時代へと切りかわっていき、効率的な維持管理が求められていることは十分認識しております。建設当時のさまざまな経緯を整理しながら処理施設の統廃合も視野に入れ、維持管理経費の削減に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

下水道使用料金につきましては、今回の税制改正であります。萬代議員が述べられたとおり、消費税の引き上げを初めとする社会保障と税の一体改革で、高齢化による毎年急増する現行の社会保障の安定化や待機児童問題の解消、産科、小児科、緊急医療や在宅医療の充実、介護問題への対応などを行うことと同時

に、国の財政健全化目標の達成という我が国にとって待ったなしとなった2大目標を同時に実現するための改革であります。今回の消費税増税法案が可決され、税率が平成26年4月に8%、平成27年10月には10%と2段階で引き上げられることとなりますが、下水道使用料金にも賦課されるため、市民の方には負担増となりますが、制度どおりに転嫁させていただきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、合併協定での目標設定料金についてでございますが、合併協議会で定めた基本料金、超過料金は1立方メートル当たり168円で、平成18年12月に基本料金の改定があり、現在に至っております。また、汚水処理原価であります。平成23年度決算では1立方メートル当たり788円、維持管理費だけで見た場合でも189円となっており、一般会計からの繰り入れに頼らざるを得ない状況にあります。議員御指摘の統廃合を早期に実施することにより維持管理費の低減を図り、汚水処理原価を下げることも肝要と理解しております。しかし、統廃合を実施するには、先ほども申しましたように建設の経緯というものを把握し、十分な検討、協議を行いながら慎重に進める必要があります。一朝一夕にでき上がるものではないと考えるものでございます。料金改定は水道料金改定に合わせて適正な時期に行うべきと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

萬代議員。

3番（萬代 師一君）

ありがとうございます。

大阪維新の会、自主財源の厳しい地方にはそぐわない施策という市長の思いを聞かせていただきました。また、質問の要旨として提出しております、下水道27処理施設の統合による維持管理費への削減の取り組みにつきましては、おっしゃられましたとおり建設当時のさまざまな経緯を整理しながら施設の統合も視野に入れた維持管理費の削減に向けて取り組んでいくと、しかしながら統廃合の実施に当たっては一朝一夕にできるものではないとの御答弁をいただきました。

私はまさにそのとおりであると思っております。一朝一夕にできるものではございません。そのために将来を見据えた統廃合計画を策定しての取り組みが必要ではないかと考えて、具体的な取り組みをお尋ねさせていただいたところでございます。当然、実施に当たりましては地元との調整、国、県との協議、また費用対効果の検討など相当の時間を要すると考えております。現状の取り組みでよろしいんです、お知らせいただきたいと思っております。また、今後どのような取り組みを考えておられるのか、再度お尋ねをいたします。

次に、下水道の使用料金につきましては、まず消費税の増税分の転嫁については市民の方には負担増となるが、制度どおり転嫁させていただきたいとの御答弁でございました。下水道会計の平成23年度決算ベースでの消費税、現行5%を8%とした場合の使用料金などの仮受消費税、工事代金などの仮払消費税、それぞれの額についてお教えいただきたいと思っております。

次に、汚水処理原価につきましても1立米当たり788円、維持管理費だけで見ても1立米当たり189円との御答弁をいただきました。それぞれの汚水処理原価算出方法につきまして再度お尋ねをいたします。

次に、消費税増税分と同時の料金改定はすべきでないとの質問につきましては、水道料金改定に合わせて適正な時期に行うとの御答弁でございました。消費税増税と合わせての料金改定は行わないと、そのように解すればよいのかを再度確認をさせていただきます。御答弁をよろしくお願ひをいたします。

2回目の質問といたします。

議長（道上 政男君）

上下水道部長。

上下水道部長（中尾 友保君）〔登壇〕

萬代議員の再質問についての御答弁をさせていただきます。

1 項目めの下水道処理施設の統合計画につきましては、平成23年度からコンサル発注して検討を進めております。現在では大原処理区、東栗倉処理区統合につきまして設計業務を8月上旬に発注しておりますが、統廃合を進める上で施設の建設事業が公共下水道事業と農業集落排水事業など違う施設もあり、国や県との協議も必要となり、現在補助金返還が少なくなるよう協議をしている段階であります。統廃合することにより残る施設の補助金返還や起債の繰上償還及び受ける側の処理施設の能力による増改築費、また現状の維持管理費と将来的な経済比較、優先順位等を十分検討し、過去の処理場建設の経緯に配慮して地元協議等を行い、理解を求め慎重に進めていきたいと考えております。

次に、下水道料金につきまして、税率が5%から8%、10%になった場合の仮受消費税、仮払消費税の件でございますが、下水道使用料などにかかわる仮受消費税と修繕費、委託料、工事費などにかかわる仮払消費税でございますが、平成23年度決算で試算いたしますと、5%の場合、現行ですけれども、仮受消費税が1,803万1,000円、仮払消費税が4,599万8,000円で、その差が2,796万7,000円、これを8%の場合では、仮受消費税が2,885万円、仮払消費税が7,352万8,000円で、その差が4,467万8,000円、5%と比較いたしますと1,671万1,000円の増、そして10%の場合でございますが、仮受消費税が3,606万2,000円、仮払消費税が9,191万円で、その差が5,584万8,000円、5%と比較しまして2,788万1,000円の増でございます。

また、消費税の申告により還付となる場合があります。23年度では674万5,000円が還付となっております。そして、24年度におきましても仮受より仮払が多くなると思われまので、幾らかの還付になると思われま。

次に、有収水量1立方メートル当たりどれくらい汚水処理に要する費用がかかっているのかという汚水処理原価の算出方法でございますが、端的には年間汚水処理費を年間総有収水量で除したものであります。汚水処理費は維持管理費と資本費の合計で、資本費は法適用の場合ですと企業債利子と減価償却費の合計となります。平成23年度決算の税抜き金額では管渠費が7,267万2,000円、ポンプ場費が72万6,000円、処理場費が4億261万3,000円、総係費が6,732万9,000円で、汚水処理費合計が5億4,334万円でございます。

また、企業債利子が6億2,255万9,000円、減価償却費が10億9,441万6,000円で、資本費合計が17億1,697万5,000円でございます。年間有収水量が286万5,056トンでありましたので、汚水処理費5億4,334万円と資本費17億1,697万5,000円の合計額22億6,031万5,000円を有収水量の286万5,056トンで除したら789円となります。

また、分子を汚水処理費5億4,334万円のみとした場合ですと189円となります。ただ、23年度水洗化率81.55%での試算でございますので、水洗化率の向上及びコスト軽減により汚水処理原価は減になる見込みでございます。

次に、消費税増税とあわせての料金改定は行わないかということですが、下水道料金の改定についてですが、上下水道料金は合同徴収しており、上水道の料金改定とも調整が必要であります。基金会計も毎年取り崩しを行ってきており、平成24年度末3億6,300万円に落ち込む見込みでございます。財源としての期待もできない状況になってきております。先ほどの仮受消費税、仮払消費税の試算でも御説明いたしましたが、下水道事業も下水道使用者同様に納税義務者となっております、負担増は免れない状況にあります。しかし、消費税増税は国策としての税制の改正でありますので、その点も配慮させていただき、改定の時期につきましては財政状況、上水道との調整、消費税増税のことも視野に入れまして、市民の皆様の御理解をいただきな

がら、上水道料金とあわせて料金改定をしていきたいと考えております。御理解、御協力をよろしくお願ひいたします。

以上です。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

萬代議員。

3番（萬代 師一君）

ありがとうございました。

仮払消費税、仮受消費税につきまして御説明をいただきました。消費税がふえれば、持ち出しの仮払消費税も当然ふえていくということで、仮受消費税と仮払消費税の差額がふえるということがはっきり御説明をいただいたところでございます。

それから、料金改定につきましては、財政状況、上水道との調整、消費税増税等のこのことも視野に入れて、市民の皆様方の御理解をいただきながら上水道料金とあわせて改定をしていきたいとの御答弁をいただきました。そのように市民の皆様方の御理解を得るべく努力をしていただきたいと思います。その一つの方法が先ほど来の汚水処理原価のところの説明をいただきました平成23年度決算で見ます企業債利息、減価償却などの資本費合計を差し引いた汚水処理費合計が5億4,334万円、これの少しでも減額に努める、その手法の一つということで統廃合ということを考えていただきたいと思います。

もう一点だけ、3回目の再々質問をさせていただきます。

先ほど部長のほうの御答弁の中で788円、それから維持管理費だけを見た場合189円という2通りの御答弁をいただきました。この2通りの御答弁をいただく、その根拠は何をもってこの資本費を入れない、減価償却費についても御説明をいただけたのかをお知らせいただけたらと思います。

議長（道上 政男君）

上下水道部長。

上下水道部長（中尾 友保君）〔登壇〕

再々質問の萬代議員の資本費を、今の汚水処理原価の計算ですけれども、基本的には汚水処理原価は維持管理費と資本費を足したものを総有収量で割るということでございますけれども、資本費といいますのは、企業債利子それから減価償却費の分が資本費でございますので、それにつきましては建設関係でございますから、それは除した分の汚水処理原価も必要であろうということで189円になる計算をお示しさせていただきました。

以上です。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

下水道料金の改定の件につきまして、上下水道とも合同徴収しておるということで両方絡んでくるわけですが、合併協議会の中において5年間において市内のそういった公共料金を統一してくると。なぜか、それぞれ市民の負担の公平という部分の中で5年間という目標を定めながら料金改定をしていくという方向になったのはもう御存じのとおりだろうというふうに思っております。それが諸般の事情によりましてまだ目標数値に達していないというのも御承知のとおりだろうというふうに思っております。その中で1つは簡易水道の施設の更新、これが完了すると、その中で市民の負担の公平というのを考えていけば、上下水道を合わせて負担の公平を合併協定等に基づいて負担を公平にさせていただこうということで料金の改定を計画を

持っております。その中へ消費税が飛び込んできましたから、若干狂ってきたなという思いは持っておりますが、市の財政運営も厳しい運営をしながら、片や高い水道料金、片や安い水道料金という、同じ市内でということにならないということを御理解をお願いしたいと。私だって料金は安いほうがいいと十分思っておりますが、やはり市政全般を預かる身といたしましては料金の改定をしていかなければならない、まして国の施策とすることで消費税というものはどこかでカットすることはできませんので、これも転嫁していかざるを得ない。本当に心苦しいと私自身思っておりますけれども、やらざるを得ないのかなというふうに思っております。そういった料金改定と消費税とが連結してきましたから、その辺を考慮しながら料金改定を検討していきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

萬代議員、総括で。

3番（萬代 師一君）

総括になります。

冒頭、日本国の大きな節目といたしまして、明治維新について触れました。また、私たちは誰も大なり小なりの節目はあります。そして、当然ながら年を重ねるごとにその数はふえてまいります。安東市長におかれましても平成21年1月18日の消防出初め式の数日後には大きな節目を迎えられました。そして、安全・安心・安定を基軸といたしました賑わいのある田園観光都市みまさか構築のために各種の施策を展開されてこられました。引き続きよろしくお祈りを申し上げます。

さて、決算の監査報告の中でも、施設の効率的な維持管理による徹底した経費の削減を図るなどの経営基盤の強化を図るよう努力を望むと結んでおられます。美作市の下水道事業は昭和52年に美作地域で着手し、都合37年余りの歳月を費やしまして、概算事業費780億円を投じて将来にわたる快適な生活環境を創出するとしたものでございます。本年をもって集合処理区域の整備が完了し、維持管理へと転換する節目でございます。効率的な維持管理のためには施設の統廃合への取り組みが必要であることは明白でございます。将来にわたって安全・安心な美作市構築のために計画的な取り組みをお願いを申し上げます。私の9月定例議会の一般質問を終了いたします。市長のほうより御意見、御発言があればお願いします。

議長（道上 政男君）

市長ありますか。

〔3番萬代師一君「なかりゃあ、よろしいです」と呼ぶ〕

ないですか。

以上をもちまして通告順番7番、議席番号3番萬代師一議員の一般質問を終了いたします。

少し早いんですが、ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時54分 再開

議長（道上 政男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、通告順番8番、議席番号4番山本重行議員の発言を許可いたします。

山本議員。

4番（山本 重行君）〔質問席〕

議長の発言の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

市内の各地の圃場は黄金色の稲穂がたれ、刈り取りを待つばかりになっております。農家の方々におきましては、ここに来ての豪雨、台風そしてイノシシ、鹿などの獣害と心配が絶えない時期でもあります。ここまで育った各圃場の稲穂が無事に収穫され、それぞれの地域の、または集落の収穫祭が、また秋祭りが地域の方々が一堂に会されまして盛大ににぎやかに開催できますことを念願をしながら、9月の私の一般質問に入りたいと思います。

さて、一般質問、創造クラブでは昨日最後に尾高議員、そして先ほど萬代議員と、続いて私と、3人が続いている質問になりました。今回、私は今私たちの地域が直面しております課題について2点、通告をいたしておりますけれども、議長の許可を得まして通告をいたしております順番を変えまして、まず県道万善美作線、和気笹目作東線の改良について、そして次に過疎と高齢化が進む地域での集落機能の維持について、以上、2点の質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目でございます。

万善美作線の関係でございます。福山地区よりこの道を通りまして美作、勝央、津山に通勤される方も多くおられますし、また福山地区から美作の病院に行くには一番近い道路であり、救急の場合などには特に重要な道路であります。御存じのようにこの万善美作線は全体に非常に狭く、また見通しの悪いカーブの多い道路でありますし、少し運転を誤りますと谷底に落ちてしまうような危険な道路でございます。以前、この道路沿いにダム建設予定があり、それとあわせての改良予定だったところでございますけれども、ダム建設が潰れ、その後、改良がなかなか伸びない状況でございますが、この道路の改良予定はどうなっているのでしょうか。

次に、和気笹目作東線の改良についてでございますけれども、私は地域の住民の方々の切実な要望として発言をいたしたいと思います。

和気笹目作東線は、美作市内で言えば土居から福山、そして英田にかけての基幹の道路でございます。英田地域にありましては、サーキット場のオープンに合わせ改良が進んだというふうに記憶をいたしております。作東地域におきましては、なかなか改良が進まない状況にあるわけでございます。福山地区の住民はもちろんでございますけれども、土居、角南、またあるいは滝宮あたりに住んでいる方々にとりまして和気笹目作東線の改良の要望は切実なものがあるわけでございます。予定はどのようになっていますでしょうか。

議長（道上 政男君）

建設部長。

建設部長（春名 修治君）〔登壇〕

それでは、山本議員の道路改良の予定について、まず県道万善美作線、県道と和気笹目作東線の改良予定についての御質問でございますが、岡山県によりますと、県道万善美作線については万善地内の旧美作町境付近までの約200メートルの区間が本年8月に完了したところであり、今後旧町村境より大原方面の約400メートルの区間について現在用地測量を進めており、地権者の御協力をいただければ24年度で用地買収を進めてまいりたいとのことであります。

次に、県道と和気笹目作東線につきましては、現在、中山間地域交通難所緊急対策事業で万善より滝宮地域にかけて緊急を要する箇所から局部的な改良を進めております。また、田淵地内の山家川と鈴家川の合流付近の道路改良につきましては、これと並行する河川の計画とあわせて検討していくこととしております。

これらの道路改良に当たっては、今後も地元の協力を得ながら事業を進めてまいりたいとのことであり、市といたしましても引き続き未改良区間の解消に向け強く要望するとともに、地元調整等に積極的に協力し

てまいりたいと思います。

以上でございます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

山本議員。

4番（山本 重行君）

先ほど答弁をいただいたわけでございますけれども、まず万善美作線でございます。

先ほども申し上げました福山地区から旧美作町の中心地に行くには一番近い道路でございます。答弁にありました旧町境から大原方面にかけての400メートルにつきましては早期の着工をお願いいたしたいと思っております。また、この道路は未改良のところが多くございます。あわせて全体的に改良が進みますよう県への働きかけをお願いいたしたいと思っております。

次に、和気笹目作東線につきましては、万善から滝宮地内にかけて緊急を要するところから局部的な改良をするというふうなことでございました。この部分も早期をお願いいたしたいと思っておりますし、また角南の地区の西の端から福山地区の尾越の橋がございます。そこのあたり非常に狭いところがございます。ここはスクールバスも通るところでございますので、あわせて早期の改良を県に要望していただきたく考えますが、部長よろしくお願ひしたいと思っておりますが、どうでしょうか。

議長（道上 政男君）

建設部長。

建設部長（春名 修治君）〔登壇〕

まず、県道万善美作線でございますが、先ほども申し上げましたように旧美作町境より大原地区に向けて順次実施計画を進めてまいります。それから、県道と和気笹目作東線の角南から福山の間につきましては、他の事業の進捗を考慮しながら検討すると岡山県から聞いております。

いずれにいたしましても、今後とも万善美作線及び和気笹目作東線の早期完成を強く要望してまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

山本議員。

4番（山本 重行君）

答弁ありがとうございます。

県道万善美作線、和気笹目作東線、いずれも県道でございますけれども、美作市の春名部長が動けば市内の道路が変わるというふう聞いておりますので、部長よろしくお願ひいたしたいと思っております。お願ひいたしまして、この質問は終わりたいと思っております。

次に行きます。

次に、過疎化と高齢化が進む地域で集落機能を維持し、住民の安心できる暮らしを守る施策について。過疎化、高齢化が進む中で美作市内の多くの集落が抱えている問題と今、市が取り組んでいる施策の現状と今後の方向性についてお尋ねをいたしたいと思っております。

過疎地域と言われるところは、平成6年の調査だったと思っておりますけれども、国勢調査の面積では国土の54%をも占めておるわけでございますけれども、地域の人口は1,056万人で全人口の8.3%不足でございます。総人口の減少傾向と相まって減少の一途をたどっております。市内でも昨日、内海議員のほうの質問にありましたように、合併後の人口は市全体で6.3%、我が作東地域におきましては8%にも及ぶ減少でござ

います。その結果、集落におきましては空き家ばかりであり、人の姿は見えなくなり、残る人も高齢で集落単位での共同作業やあるいは行事、非常に難しくなっております。

中山間地域では、人、土地、ムラの空洞化現象が進んでいると言われておりますけれども、私の暮らす作東地域でもこのような集落を幾つも見かけます。人の空洞化は1960年代の高度経済成長期には都市への人口流出が大きかったわけがございますけれども、今では地域の人たちが高齢化になってしまい、また亡くなられる方も多い、そして生まれてくる子どもは少ないと、そういったことで人口の減少が続いているわけがございます。それとリンクして農林業の担い手不足によって耕作放棄やあるいは荒廃農地、林地の荒廃など土地の空洞化も各地で起きております。

市内各地の過疎地域でも集落機能はいろんな役職のいろんな役を兼ね備えて受けているというふうな状況であったり、また役を統合したり、そして寄り合いの回数を少なくするなど対応しながら、どうにか集落の盆踊りであったり、秋祭りであったり、ごみの収集であったり、また草刈り、そういった生活上の集落活動をやっているのが現状でございます。限界集落の定義の一つでございます高齢化率50%以上のぎりぎりのところでは集落としてどうにか生きていられると言われておりますけれども、まさに私たちが暮らしている地域はこういった現状にあるわけでございます。

しかしながら、集落機能の低下は徐々にますます顕在化してございまして、地域によっては生産調整、中山間地域等直接支払制度などへの取り組みがなくなり、ムラの空洞化と言われる現象があらわれております。今後さらに地域に残っておられる高齢者の都会に住む子どもの家への流出や死亡によって人口減少が進むと、さらに集落機能は脆弱化し、葬儀、草刈りあるいはごみ収集など生活に直結するような集落機能も後退してきます。そうなってきますと、ここでは何をしてもだめなんだと、そういった住民意識が一般化していきます。

このような形で集落機能が限界に達するのを防止する策としては、行政が地域に見える形で支援をすることでございます。そうすれば、見詰められている、見守られている、そういった意識が心の支えともなり、集落の崩壊を防ぐことができます。そのような目的のもとに、国は総務省では集落支援員、また農水省のほうでは地域おこし協力隊、こういった制度を創出し、美作市ではこの制度のもとで集落への支援をしているところでございます。

そこで、次のことについてお尋ねします。

今、市内で進めておられます地域おこし協力隊の取り組みの現状、今後同様な地域への支援についてどう考えておられるのか。

2点目に、お試し住宅の現状と、今後ほかの地域でする予定はあるのかどうか。都会から来られまして集落に定住し、集落の役職を担い、地域の活動を積極的に支え、集落機能の維持に貢献をされている方々をたくさん見かけます。お試し住宅につきましても、他の地域に広げる必要があるんじゃないかというふうに考えます。

3点目でございます。デマンドバスの現状とほかの交通不便地域についての予定はあるのでしょうか。福山、土居地区のデマンドバスは地域の区長さん、運転手さんの大変な御尽力によって運行維持されているところであり、地域の方々に大きな役割を果たしているところでございますけれども、ほかの地域での運行の予定はあるのでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

山本重行議員の御質問でございます。

本当に実りの秋を迎えておりまして、農家の皆さんの御苦勞に感謝を申し上げたいと思いますし、またいつまでもこういった田園風景は守っていききたいというふうにも思っておるところでもございます。

さて、御質問の過疎化と高齢化が進む地域での集落機能を維持し、市民の安心できる暮らしを守る施策についてということでございますが、山本議員御指摘のとおり、美作市も全国の多くの市町村と同じようにほぼ全域で過疎、高齢化が進んでいるのが現状でございます。美作市における過疎対策は、基本的な考えは人口減少、高齢化の著しい進行の緩和対策、これに付随した地域活力の低下や地域産業の低迷への対策、地域に必要な生活環境基盤の整備のおくれへの対策などが必要となってきています。

そのために美作市では特に地域の活力を創出するため、全国でも先進的に地域おこし協力隊の事業を取り入れ、またお試し住宅につきましても県内では最初に実施をしております。今進めている地域おこし協力隊の取り組みの現状、同様な他地域への支援についてでございますが、平成22年度から地域を変えていく新しい力として地域おこし協力隊の受け入れを始め、当初3名を採用し、上山地区の棚田再生事業を皮切りに23年度で3名、24年度で2名の採用を行い、現在8名の隊員で活動を行っております。9名の予定でしたが、1名は御都合で辞退されましたので。

上山地区では古民家を改修したいちょう庵を利用した交流事業、買い物ができない方の買い物支援、棚田再生によるはげ干し米のブランド化やソバの6次産業化にも取り組んでおります。また、盆踊りや獅子舞の復活、小水力発電の実証実験、栗、梅を栽培し、梅酒や梅シロップなどの加工までを行い、地元などで販売する計画がございます。3年目となり、さまざまな事業が展開されており、盆踊りの復活などマスコミにも大々的に取り上げられました。

東栗倉地域では、スマートビレッジ構想を立ち上げ、地域と一体となったエコタウン、省エネを目指した家庭版バイオマスの生産を検討しております。特に、梶並地域では、梶並地域活性化推進委員会や地元住民からの要望によりまして耕作放棄地の再生や自伐林業、古民家再生、手仕事をベースにした商品開発などを手がけております。また、若者に田舎を体験してもらうことを目的に、山村ワーキングホリデーを企画し、マスコミに注目されて、県内外から多くの若者が農村体験を行い、交流人口をふやすきっかけをつくっております。

今後の地域への支援についてでございますが、一定の期間、事業を展開し、地域に根差した活動をしていきますので、新たな取り組みなどにつきましては積極的に支援をしてみたいと思っております。

お試し住宅の現状と他地域とする予定についてでございますが、平成23年度で整備いたしました梶並地域の2棟のお試し住宅には、玉野市から御夫婦の方が2名、7月から、伊丹市から御夫婦と子どもさんの4名の方が8月から生活を始めておられます。この地域では、梶並地区活性化推進委員会のメンバーがサポートしながら田舎暮らしのよさや各種行事等への案内など積極的なかわりにより定住化に向けた取り組みをしておるところでございます。

今年度もお試し住宅を梶並地域に整備する予定で調整をしております。お試し住宅への問い合わせは都市圏からの定住を求める方からあり、早急な整備を行ってまいりたいと思っております。

他の地域への取り組みでございますが、今年度新たに4地区で「おかやま元氣！集落」の認定を受けて活動を行っていることから、地域で協力体制を整えば整備を行ってまいりたいと考えておりますが、現在整備したお試し住宅は美作市が所有者から10年間の賃借をいたしまして、入居者は最長1年間の入居となりますので、入居期間中に梶並地域を含め、他地域の空き家について情報を共有し、定住化に向けた取り組みを行ってまいりたいと思っております。

デマンドバスの現状と他の交通不便地域についての予定でございますが、山本議員言われましたとおり、福山、土居地区のデマンドバス運行に際しましては、各地区の区長さんを初め運転員14名の方々に大変お世話になり、安全に運行できていることに深く感謝を申し上げます。

この運行につきましては、土居小学校区デマンドバス運営協議会が中心となって受け付けから運転員の手配、運行などを行っていただいております。1便当たりの乗車人数が3人を下回るようになった場合、運行の再編を図ることとなっていることから、地区住民を挙げて利用促進を行っていただいております。

他の地域への運行の予定でございますが、地域からの要望はありますが、地区の範囲や起終点、バス路線などの調整ができていないのが現状でございます。

いずれにいたしましても、交通弱者の買い物や通院などの交通手段の確保は重要な政策課題でもあります。昨年度からデマンドバスを含め市内交通網の検討を行っておりますので、早急な調整を図ってまいりたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

山本議員。

4番（山本 重行君）

一通り答弁をいただきました。ありがとうございました。

まず、地域おこし協力隊の関係でございます。

新たな地域への支援も積極的にしていきたいというふうなことでございましたが、作東地域におきましても今受けておられる3地区の地域おこし協力隊の同じような地域が作東にもたくさんございまして、盆踊りやあるいは秋祭りの継続、河川、道路の草刈りなど非常に難しくなっている地域が幾つもございます。福山地区は全域、土居でも白水、竹田では蓮花寺、江見地区でも黒藪、日指と、それぞれ周辺の地域におきましてはこの傾向は非常に著しく、市道の草刈り作業においては道路は長い、作業のできる人は非常に少ないと、そういったことで非常に困難な状況にあるわけでございますけれども、この支援を受けるための条件等はあるのでございましょうか。

また、以前からの活動といたしまして、地球緑化センターというところによる緑の協力隊という事業がございます。この事業は1994年に始まっておりまして、農山村に若者を1年間派遣をして農山村の再生の支援をすることを目的としております。派遣された若者は農林作業の支援の活動を通じて外部のエネルギーを持ち込み、地域を見詰める目としての役割を果たし、1年後には定住に至っているケースが多いとのことでございます。この事業の検討もしてみてもどうでしょうか。

次に、お試し住宅は梶並地域で2棟にそれぞれ玉野市、伊丹市から来られて生活をされているとのこと、また4地区で「おかやま元気！集落」の認定を受けておるというふうなことで、協力体制を整えば整備をしていきたいというふうなことでございましたけれども、お試し住宅につきましても空き家の情報を収集していただきまして、ぜひとも定住が増加するような取り組みをお願いをいたしたいと思っております。

先ほど集落機能の維持について申し上げましたが、福山地区、川北地区とも新しく空き家を求めて都会から来られた方が何人かおられますけれども、それぞれの地域でそれぞれの地域に溶け込んで地域のお世話をされている方が幾人もおられます。盆踊りに秋の祭りに市道の草刈りにと、従来から地元で生まれ育った方々と一緒になって地域を守り維持される活動を積極的にされております。このようなことを見かけるにつけ、民間の力をかりるとともに、こうしたお試し住宅につきましても、集落機能の維持といった面からも他地域に広げていただきたいと思いますと考えますが、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、デマンドバスの関係でございます。

デマンドバスは地域の比較的元気な高齢者のために通院、買い物に大きな役割を果たしているところでございますが、区長さん、運転手の方々の御努力でどうか1便3人を維持できているのも実情でございます。都会に住む子どもが呼んでくれているけれども、また施設への入所もしたいというふうな考えがあっても、自分が生まれ、長年暮らしてきた家で何とか生活をしていきたい、そういった思いの方々のための施策でございます。地域の人口減の割には世帯数の維持ができていたのもこうした方々の永住をしないと、そういった思いによるところが多いわけでございます。

そしてまた、デマンドバスの運転手の方々の中にも都会から来られた方が幾人もおられ、地域の住民として地域のために貢献されていることと、またデマンドバスの運転手として貢献をいただいております。このことにつきましても感謝を申し上げたいと思います。

さて、作東の吉野地区でデマンドバスの要望があると聞いておりますが、どのようなことから運行に至っていないのでしょうか。

2回目の質問といたします。

議長（道上 政男君）

企画振興部長。

企画振興部長（大寺 剛寅君）〔登壇〕

それでは、山本重行議員の2回目の御質問に対しまして御回答申し上げます。

まず、地域おこし協力隊事業につきましては、現在8名の隊員が活動してございますが、協力隊を受け入れる条件は、過疎地域自立促進特別措置法の地域指定を全市で受けていますので、市内での地域要件はございませんが、市の方針といたしましては特に過疎高齢化が進んだ地域で「おかやま元気！集落」の認定を受けるなど地元地域に受け入れ態勢がとれることを最優先に考えております。

地域おこし協力隊は、当初上山地区に受け入れをいたしましたときには棚田再生を目的としていましたことから、草刈りや農作業が主な作業でございました。現在では地域への草刈りや農作業支援だけの労働力奉仕でなく、地元と協力しながらともに考え、ともに活動し、地域の活動の手伝いを行いながら、さらに地域おこし協力隊自身もその地域で生活するため収入を得る手段を見つけ、任期が切れる3年後は地元で定住していただくことを目的といたしております。人数につきましても市内全域で10人までと考えております。地域で申しますと、4から5地域での活動が最も連携がとれると思っております。

次に、地球緑化センターによる緑の協力隊事業につきましては、議員が言われました1994年から始まり、16年間で465名の隊員が全国各地の過疎地域で活躍し、現在41地域で施設運営や集落協力活動、体験活動受け入れ、特産品づくり、農畜産業などさまざまな取り組みを行っております。この隊員は大学生が半数を占めている状況で、活動終了後は地域おこし協力隊への参加や地域の自治体への就職などとなっておりますが、隊員の採用期限が1年間と短いことから、3年の採用期間と国の交付税による支援の大きい地域おこし協力隊事業を美作市としては今後も選択してまいりたいと思っております。

お試し住宅の他地域への整備についてでございますが、今年度梶並地区の整備を行った後、応募状況も踏まえ、応募者が多数の場合には他地域への整備も検討してまいります。また、都市圏からの受け入れとなりますと、地域の協力体制が必要不可欠であります。かつ、その地域に空き家があり、所有者から10年間提供いただけることが条件となっております。このような条件が整えば整備を行っていきたくと考えております。ただ、現状は空き家は市内各地に多く存在しますが、いざ借り受けるとなると、なかなか所有者の協力が得られないのが現状でございます。

次に、吉野地域のデマンドバスの運行に至らない経緯につきましては、まず吉野自治振興協議会全体での意見の集約ができていないこと、さらに地区を細分化して宮原、大聖寺の2部落での実施の方向が打ち出され、地元説明会を行い、地域による導入に向けたアンケート調査も実施されたようでございますが、その後、地元からの導入に向けた具体的なお話も来ていないのが状況でございます。これは実施主体としての地区人口が200人と少ないことも原因ではないかと思えます。ちなみに土居小学校区でのデマンドバスでは2,237人の地区人口がでございます。

さらに、地域における交通課題に対し、課題の共有と解決に向けた取り組みに対する意識に差があること、また幹線交通と支線交通の役割について、地域と行政とで合意形成が得られない点がございます。導入に向けては幹線交通と競合せず、地元による運行に対する協力が得られ、一定の利用者が見込まれました場合、導入に向けて地元調整を行いたいと思っております。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

山本議員。

4番（山本 重行君）

一通り丁寧な御答弁をいただきました。質問としては最後というふうな形にさせていただきたいと思いません。

今回、私は美作市内の多くの集落が抱えている過疎と高齢化の中で集落機能を維持し、集落を再生するための施策について質問をいたしました。この問題は全国の多くの中山間地域が抱えている、そしてますます深刻になっている問題でございます。先ほどの答弁の中でございました、それぞれのどの問題についても地域の実情、地域の状況によって非常に取り組みが難しいところがございます。けれども、市として一つ一つできる施策をしていくことが重要だと思えます。それぞれの集落に対しましてできる支援をしていただきたいというふうに考えております。

行政の面におきましても、平成の合併はまさに中山間地域でムラの空洞化というふうな状況が進んでいる中で進められまして、過疎化が一層進んだところでございます。庁舎は総合支所となり、職員の削減の状況にあります。支所の職員数というのはまさに集落機能の維持という面でも非常に大きな役割を果たしているところでございます。このようなことも十分御配慮をいただきたいというふうに考えます。

また最近、私は各地域のいろんなイベントとかあるいは作業とか、そういったところに参加をさせていただきました。それぞれの地域で市の職員の方が地域の中心となり、さまざまな活動をされておりました。この職員の方々のこのような活動が集落機能の維持の面では非常に大きいと考えております。

和歌山県田辺市はさまざまな集落対策を積極的にしている市でございますが、その市長さんは集落対策にはパートが重要だというふうなことを述べられております。過疎化や高齢化が進む地域に対し、外部からのさまざまな集落支援、定住促進、そして交通問題の解消を図り、職員の方々には大変だと思いますけれども、仕事の面で、また地域住民として地域を何とかしてやろうと、そういった気持ちで活躍をしていただきますように希望をして、私の質問を終わりたいと思えますが、市長、一言何かお願いします。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

山本重行議員の過疎対策という意味での御質問をいただいております中で、地域おこし協力隊員といったものについて本当に若者が過疎になった村へ入ってきて、その村に溶け込みながら、そして3年間で自分たちの生活が成り立つ収入のもとを考えながら、地域の活性化に寄与していただいております。彼らの頑張り

でその地域がまたわしらももう一踏ん張りするかという奮起を期待をして投入してきたわけですが、本当に彼らの頑張りに感謝を申し上げたいと思っております。可能ならばまだまだ、部長はああ言っていたんですが、可能ならば隊員をどんどんふやしていきたいというふうに思いますが、これも財政といったものと整合性を図りながら取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

ただ、協力隊員を受け入れる、そこへ住んでおるだけでなしに幅広く活動しておりますから、地域のそれぞれの皆さん方が彼らを受け入れていただいて、地域になじまない部分はたくさんあると思います、しかしながら若者が頑張っておるということで御理解をしていただきまして、御支援をお願いしたいと思っております。

そして、本市の職員ということでございますが、御質問の中で職員の日ごろの頑張りに対して温かいエールをいただきました。本当にありがとうございます。山本議員が申されますように、この平成の大合併は地域住民も我々行政もともに大きな苦しみと多大な負担を背負っているものと思っております。過疎化が進み、少子・高齢化が進む中、それぞれの地域に活力を生むためには、その地域に住んでおられる方々はもちろんです、我々市の職員の行動も重要なものであるというふうに思います。職員には多大な負担をかけておりますけれども、そのそれぞれの地域の中で中心的な存在になってほしいというふうに思っております。私のモットーでもあります、市の方向でもあります、賑わいのある田園観光都市づくり、これは本当にハートです、心が一番大事な、心と心の触れ合いといったものからまちづくりができていくものだろうというふうに思うところでございます。

合併いたしまして8年、私は市長、山本議員は議員として残された任期をこの地域を何とかしてやろうという強い思いで全力を挙げてお互いに取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、御協力よろしくをお願いしたいと思います。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

山本議員、総括です。

4番（山本 重行君）

総括ということはございません。本当に市長の熱い思いをお聞かせいただきまして、これで私の質問は終わりたいというふうに思います。ありがとうございました。

議長（道上 政男君）

以上をもちまして通告順番8番、議席番号4番山本重行議員の一般質問を終了いたします。

次、岩江議員の一般質問ですが、途中になりますので、1時まで休憩いたします。

午前11時37分 休憩

午後1時00分 再開

議長（道上 政男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、一般質問を行います。

通告順番9番、議席番号14番岩江正行議員の発言を許可いたします。

岩江議員。

その前に16番万殿紘行議員が通院のため退席です。

14番（岩江 正行君）〔質問席〕

いいですか。

議長（道上 政男君）

はい、どうぞ。

14番（岩江 正行君）

一般質問の機会をいただきましたので、ただいまより一般質問に入らせていただきます。

今回の質問は、皆さんに愛される湯郷温泉の環境整備、市長の言われる賑わいのある田園観光都市づくり、まちづくりの活性化事業についての質問をさせていただきます。

まちづくりを進める上で大切なのは美作市の魅力とその再確認が必要じゃねえかと私は思います。美作市にはたくさんのお宝がございますが、その中でも代表するのが剣豪宮本武蔵先生の生誕の地があります。また、女子サッカー日本代表なでしこジャパンの主力選手、福元美穂、宮間あや選手の所属する湯郷Be11eの両選手は昨年のワールドカップでの優勝に続き、ロンドン五輪では銀メダルと大活躍、美作市民はもとより全国民に最高のプレゼントを持ち帰ってくれました。最高の夏であったと思います。

また、県内を代表する美作三湯の一つ、湯郷温泉の歴史は古く、飛鳥時代後期690年から710年ごろには既にわき出ていたと言われております。また、貞観2年、860年、比叡山の円仁法師が靈験新たな薬湯を発見したことが伝説となっております。明治15年、大阪の薬師問屋では作州サギ湯として売られていたそうでございます。

ちょっと議長の許可をいただきましたんで、この資料なんです。大阪商人のそのところで、この薬師問屋のちょっと作州温泉サギ湯としたやつがありますが、よく見ておってください。

温泉の効果は古くから知られ、戦国武将も盛んに利用されていたそうでございます。中でも熱心だったのが、武田信玄が戦いで傷を負った将兵が傷を癒やした温泉は信玄の湯と呼ばれ、甲府盆地を中心として幾つも残っているそうでございます。現代においても温泉と健康の結びつきは強く、温泉を利用した人は足腰が日ごろの負担から解放され、水中で手足を動かすなどの軽い運動をすれば筋力アップ、リハビリテーション、効果的と言われております。また、血行を促進して、足の疲れやむくみを除き、また肝臓、脾臓の機能も高めるそうでございます。

最近では欧米諸国と比べると、1年間に20ないし40日間も多く働いている日本人、不健康な生活習慣にストレスが蓄積され、生活習慣病や心身症などにつながっているのが現状だそうでございます。心身の健康を回復し、気持ちよい日常生活を続けるためには温泉で長期滞在して健康休暇を過ごすことが効果は証明されているそうでございます。

温泉の転地効果ですが、温泉の楽しみは湯につかるだけではありません。川のせせらぎに耳を傾けたり、森林浴を楽しんだりすることは周辺整備が非常に大切じゃねえかと思えます。近年の観光客の動向は、2003年に放映されたNHK大河ドラマ、武蔵ブームの波及効果が大きかったが、湯郷温泉も放映終了とともに観光客の減少、2011年の県内の観光客の動態調査では上位10カ所のうち、前年比プラスとなった3カ所が全て作州エリア、当地グルメや宮間、福元両選手を中心とする湯郷Be11eサッカーチームという地域のお宝を磨き続けてきた関係者のたまものと報道されておりました。

武蔵、湯郷Be11e、湯郷温泉、このお宝を大事にし、市長の言われるもう一度行ってみたい、住んでみたい田園観光都市に向けての取り組みを強化していただきたく市長にお尋ねいたします。

では、1番目の街なみ環境整備事業でございますけれども、住環境の外観の修景整備、道路、公園等の整備ですが、来訪される人々にくつろぎと感動の場が提供できるような環境づくり、先ほど言いましたけれども、それのどこについて市長に御質問をいたします。

それで、とりあえず空き地がございますけれども、空き地を利用してポケットパークとか木を植えてちょ

つと休憩するとかというような、きょうも湯郷へ昼食に出とったんですが、湯郷のこっちの田村のちょうどたばこ屋のところ、大きなビルがございます。どんなかな、あれ前から下だけは使われとるようですが、上のほうは人が入っとんか入っとらんのかちょっとようわからないんですが、やっぱしばつと見たときに湯郷温泉へ入るときに景観がああいうふうなビルがどつと汚れとるやつは非常に景観がよろしゅうねえ。

それからまた、今度はずっと中へ入っていったら、前の美人座のあった近所、湯郷の一番心臓部みたいないところじゃな、あそこに空き家があって、戸を閉めたまま、この辺のどこについて道路、公園等の整備、それからこの前、宮間、福元選手の凱旋パレードのときにあそこの駐車場のところへおりました。下へ水が、いい水路の水が出よんじゃな、水がずっと通りよん。やっぱ湯郷へ来て、コンクリの中ばっかしで来た人をお迎えするんじゃなしに、ちょっと町へ出たらあつこの川の中に、水路の中にこういうコイが泳ぎようとかというやつが、水路改良でもして同じことをするんだつたらもう少し知恵を絞ってやっていただいたらなという感じで質問させていただいております。

1点目でございます。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

昼一番の岩江議員の一般質問でございます。

本当に温泉の効用というものは昔から言われておまして、ここの美作市内では湯郷温泉、通称鷲温泉といいますが、1100年の歴史を誇っております。そして、宮本武蔵もそういった意味から市の資源としてお宝としての活用と広報という部分を大いに考えていかなければならないと思っておるもんでございます。

まず、御質問いただいております部分の住宅の外観、修景整備等につきまして街なみ環境整備事業を御質問いただいておりますので、お答えをさせていただきます。

湯郷地区につきましては、平成17年度に市街地活性化のための計画を地域とともにまとめまして、その中で国庫補助金のまちづくり交付金事業として利用できる事業を22年度までの5カ年計画で整備をいたしました。県の関連事業とあわせて電柱の地中化、景観舗装、足湯、からくり時計、地域交流センターなど比較的大きなハード事業は完了してきたところでございます。

岩江議員御指摘の住宅等の修景や狭小道路、狭い小さな道路の改善、町の中の公園やソフト事業など取り組めてない事業もございます。中でも住宅の修景など多くの関係者による統一的な景観整備につきましては、基準の合意形成とみんなで町並みをつくるという意識の高まりが必要となってまいります。また、個人の財産である土地、建物に対して、土地利用やデザインの制限をかけるため、土地所有者によるまちづくり協定の締結が必要となります。地域の意識の醸成が図られる場合には、時間もかかるかもしれませんが、街なみ環境整備事業の活用など、利用できる事業については検討していきたいというふうに思います。

湯郷地区で実施いたしました中心市街地活性化事業、まちづくり交付金事業は、実施するまでにいわゆる合意を図るまでに2カ年ほどかかっております。そういった意味でハード事業につきましては、ある意味進んでおりますが、残りはソフト部分という部分が大きなウェートを占めておるのではないかなというふうに考えるところでございます。

以上です。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

岩江議員。

14番（岩江 正行君）

市長の御答弁をいただきましたけども、とりあえず市長、道路はトイレもできとる、町の中に。できとるけど、あれは倉庫じゃろうか何じゃろうかというような、ちょっと見たらわからんわけよな。それから、あそこのちょうど坂口屋の前のとこが非常に狭うて対向車が来た場合に非常に曲がりにくい。やっぱりそういうふうな事業というのはこのとこへ、これちょっとこんな資料ももろうたんじゃけども、これ住環境整備しとる中でまちづくりで、これ狭い道路を修復したり、それから骨格道路の整備、この辺のとこをもう少し、骨格道路があるんじゃけども、ちいたあ日陰もあつてもええ、木でもちいたあ植えるとか。癒やしに来るわけじゃから湯郷温泉というのは。人が温泉に体を休めにくるわけじゃから、やっぱりそれに報いるような形の中でせなんだら。

とりあえず市長、先ほど骨子の関係でちょっと説明したんじゃけど、湯郷温泉それから今言ようる宮本武蔵、湯郷Be11e、美作市が脳細胞としたら、湯郷温泉がほんなら肝臓の役割を果たしとるんじゃろうかと、心臓じゃろうかと。あれが九州の何とかという炭鉱の軍艦の島というのがちょっとテレビでようやったことをわし見たんですが、あれどこかちょっとわかりませんが、九州じゃろう思うんです。あんな一時はぐっと栄えたけども、あれ今使わんようになったら廃墟になってしもうとる。あそこの湯郷温泉がしっかりした行政をやらなんだら、あそこは廃墟してしもうてみんせえ、そりゃあ美作市惨めなもんです。あの大きなビルがあつて、働きようる人も大分おられる。あれが廃墟となつたら、私は大変じゃ思いますよ。新見番のお偉いさんがバブル当時に着流しでげた履いて、ほいで高島田を結うた芸者さんを連れてカラコロカラコロ、お茶を飲みにきとった、やっぱし今あいうふうな環境ということはないわな、今、湯郷では見られんわな。

じゃから、どことも努力しよんじゃけども、きのうも、後で言うてもええんじゃけども、これは後で言うか。とりあえずその軍艦島にならないように、ほんまに誰が来ても、市長が言う、もう一度行ってみたい、美作市へ住んでみたいというような、やっぱし一時は社交の場として、また日ごろの労働の疲れを癒やしてくれる若い人の夜のオアシスじゃな、あつこへ皆が皆が行きようたわけで、そういうふうな皆があそこへ寄ってくるようなまちづくりに向けての取り組みをお願いしたいと思います。

ほいで、道路の関係についても市長、これ新聞ちょっと配つたら、これ持続的可能な田園観光都市にというて言うんじゃけども、これ2006年4月15日に出た新聞なんよ、山陽新聞が書いとるやつじゃな。ほいで、温泉の活用の癒やしの研究もというて書いとるけど、これは後で言うてもええ思ようたんじゃけども、このような形の中で一応阪大のほうにお金を使うて、きのう来とった宮本市長がここへ写つとんよ。どこまで連携の基本協定をされたやつがどこまで進んどるのか。残事業がこの住宅の外観の修景整備とか道路整備、公園等の整備というて、これ1番目の質問しとんじゃけども、これらについて当初から計画があつたんかなかつたんか、それとも今後はどう考えられとんか。

とりあえず市長、見てみんせい、あんだけの人が凱旋パレードのときにあのおもちゃ館のとこにたくさんの人が寄ってきた。けれども、あつこのビルが上へ2人ほど上がつとったけど、一番屋上に。あのビル見てみんせい、ひどうあの景観がええとは言えんでな。それから、ずっと町なかへ入つてみんせい、坂口屋のとこでまるっきり90度曲がつたような道路、その手前の便所というんが、倉庫やら便所やらわからんようなとこを、便所をつくつたような便所をつくつたり。そうじゃねえ、ほんまに町の中でもいろいろと探索してちょっと町をぶらぶらしようかというような感じにはなれない思うんです。

ほじゃから、事業についたら市長、わしちょっとこれについてもいろいろと資料を取り寄せたんじゃけど、たくさん事業がある。空き家があつたら空き家対策がある。これは補助率も割合ええのがあるよ。起債の充当率が70%から75から100ぐらいなんもあります。街なみ環境整備事業じゃというて、こがいなもん

もたくさん事業、ここで全部説明しようたらこれまた時間がのうなるんでやめときますけど。少し職員に遊ばさんように市長、市長がちょっと甘過ぎるんじゃないかと思う。我々に厳しいことを言ようるけど、市長、もっと職員に厳しいことを言わんだら、毎日どこへ行って仕事をしようるやらわけわからへんで、こんなもん。

そういうことで、1番目の今後の取り組みの市長の気持ちをちょっとお聞かせください。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

岩江議員のまちづくりの思い、今回は湯郷温泉をテーマに絞って御質問をいただいております。

本当に平成14年から、まだ合併以前から湯郷温泉を、あの当時は美作町ですが、観光の中心地、美作の中心地という位置づけの中でまちづくりに取りかかってまいりました。そして、意見の合意を図るために丸1年間かけていろんな議論を行ってきました。まちづくり実行委員会を有志を集めて募集しました。募集して集まった有志の中でまちづくり実行委員会を結成していろんな意見が出てまいりました。それらを取りまとめたのが、まちづくりの成果として出てきたのが中心市街地活性化事業という名目で取りまとめたものがございます。

これはハード事業をメインとした事業の取り組み、特に県が行いました旧県道の電線地中化、景観道路、俗に言うふれあい道路という名前をつけたわけですが、前回Be11eがパレードした道でございます。あれをやるのに数年かかり、そして町の中にそれぞれ拠点をつくっていこうということで湯郷の西側に西川という福井病院の横です、正式名は大谷川と申します。地元では西川と呼んでおりますが、その川の整備で蛍を戻そうということで、これも地域の皆さんと先行する形で協議して、今の景観をつくり上げてきました。今は蛍が戻ってきております。真ん中あたりに湯郷温泉が驚温泉がございましてということで、ポケットパークを整備しようということで、これも水利組合に御協力いただきながら、あそこに足湯をセットしました。足湯も単なる足湯ではだめだということで、三歩太郎の伝説がありますから、三歩太郎の足跡の形にしよう、あの足湯は足跡の形をしております。そういうことで、あの真ん中に設置しております。地元のほうでは湯神社の小さなほこらを建てております。そこで、ある程度憩いの場所ができるという形をとっております。そして、上側に三歩太郎のからくり時計をつくっていったと。3つ拠点をしながら、そこを中心にある程度まちづくりの展開をしていこう、これはハード事業をある程度完成したら、あとは市民の皆さんが協働し合って大事なコンセプトでありました浴衣で町が歩ける湯郷温泉にしよう、町なかを歩けるような姿をしていこうという思いで取りかかっていったまちづくりです。

岩江議員御指摘のとおり、あのふれあい道路の両サイドにコンクリートの側溝がございまして。あれも実はまちづくりの中でテーマとして出てきました。湯郷の一番上に入り口のところに常夜灯の大きなのが立っております。あの下は湯郷用水路が走っております。あそこに水車を据えて、水車で水を上げて、あの水路へ水を流そうと、そうすれば御指摘のとおり、ヒゴイでも放せんかなというような構想もございました。しかし、意見の集約を図っていく段階の中で、それは少し無理があるんじゃないかということで、今の段階ではとまっております。単なるせせらぎをつくることでしたら可能では、まだ残っておりますのでございます。

そして、上から順番に行きますと、町の中、そういった面を使いながら三歩太郎のところまで宿泊客、観光客に行ってもらおうということで仕掛けをつくりました。

また、もとへ戻ってきました、西川の蛍は見事に復活しました。そして、季節になりますと観光客も宿泊客、浴衣で提灯を下げてげたを履いてカラコロと蛍を見に散策にたくさん来られております。人がその時期

には流れます。ところが、まだまだ足りない部分があります。歩いて行ってみようかと言える部分の仕掛けづくり、通常的に歩けるという仕掛けづくりをできてないという部分がございます、たくさんの空き家が次々とできていった。廃墟と呼ぶのは少しひどいかと思いつつも、旅館をやめてからも10年以上使われてない建物もございます。そういったものを少し手を入れていくべきかなということで、今現在はまだ協議中でございます。発表できるわけではございませんけれども、そういった空き地等を利用しながら、もう少し人が町の中へ歩いていただけるような仕組みを地域の皆さんの協力をいただきながら対策を立てていこうかなと。

そして、空き店舗対策という方法の中で、通称商い塾といいまして、商売をする方々、若者、特に若い方が手に職を持っておられる方が来て店を開いていただけたかなといったような形がとれたら、少しは人が流れてくれるのではないかなと。今現在、湯郷の下の方にガラス工房というものがあります。あのガラス工房は若い人が、もうここ10年一生懸命頑張って店を開いて体験工房ということでガラスづくりの体験をさせながら、町の真ん中ではないんですけども頑張っておりますし、それから焼き物の永生与窯、湯郷釜、そういったものがございます、焼き物もございます。そういった方々をもう少し力づけるためにも市からの何らかの支援が必要ではないかなという思いを持っております。そういった方向で今進んでみようじゃないかなということでいろいろと方策を練っております。

もう一つは、これはまだ試作品でございますけれども、常夜灯は湯郷の一つの売りになっております。高瀬舟があったということで常夜灯があちこちへ立っておりますが、あれの小さいやつをつくって、その中にガラス工房でつくった作品を展示できるようにできないかなと。そして、昼間は何もない単なる置物ですけど、夜になると照明を当てるとガラス細工ですから光って非常にきれいな雰囲気が醸し出せるだろうということで、試作品でございますけれども、近々湯郷の観光協会の前に試作品を1個置いてみようかと、その反応を見ながら対策を考えてみようかなということで、人が町の中を歩いていける仕組みをつくって、その流れの中から町並みの中へ少しずつ商売ができるような仕掛けというようなものをつくっていきたいというふうに思っております。それが実は道路の整備であったり、建物の空き家の整備であったりという方面につながってくるものだろうというふうに思います。

しかしながら、言ったからすぐできるものではございません。こういったまちづくりはやはり長いサイクルを要します。私が申しました平成15年から取りかかっていた湯郷のまちづくりがまだ道半ばでございます。でも、少しずつですけど、町の姿を少しずつ変えながら行っております。一番大事なのは、その中でハード事業よりも、そこへおる迎える人々の心が本当によう遠いところから来んちゃったなと言える、迎える人の心の歓迎という心が一番まちづくりに大事なものだろうと思います。これは湯郷に限ったことでなしに全てのことでございますけれども、そういった分野でもう少しソフトが足りないといった部分が実はそこでございまして、そのあたしを一生懸命頑張ってくださいとんでもですけども、今なおまだまだそういった部分を重視もしていかなければいけないというふうに思っております。道半ばではございますけれども、岩江議員の御質問はエールというふうに受けとめて感謝申し上げます。

終わります。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

岩江議員。

14番（岩江 正行君）

ありがとうございます。

とりあえず市長、事業を進める上については、家を動かしたり、道路を広げても屋敷にかかってきたり、

それから家の立ち退きにかかってきたり、それから風呂屋の問題にしたって、やっぱり協力してもらわなければだめ話になるので、やっぱり地権者との協力というのが私は大事じゃないかと思うわけです。ですから、やっぱりその行政と地元とが一つになって、ワークショップをつくって、早いうちに今言ようさつき新聞あった観光づくりについて、持続可能な田園観光都市に向けてにぎわいのある、市長の言われとる、それに向けて一日も早い取り組みをお願いしたいと思います。

では、2番目に入ります。

密集地住宅市街地整備について、老朽化建築物の除去、防災上の向上と住環境の整備ということの2点について質問させていただきます。

これは広島でホテル火災がありました。何かこの間、消防署が立入調査かなんかしたら、違法なところはたくさんあったんでしょう。指導したんでしょう。それをちょっと新聞で見たんじゃないけども、その新聞をわしよう持ってきとらんで、きょう消防長がおられるけえ、お尋ねしてもええんじゃないけども、ここへ湯郷温泉へ来られる方がやっぱりつろいで安心して、湯郷温泉は防災面も十分なんじゃないというような、それが全国にばあっとここから発信するようなものをつくつとかなんだら、この間は消防署が立ち入りしたら、非常に悪いところは10カ所ぐらいあったというふうなことを言よりましたがな。あんなことをしたら、宮間選手や福元選手が一生懸命努力して頑張って、オリンピックで頑張り、ワールドカップで頑張りに、津山やこうが喜びよんよ。湯郷Be11eのおかげじゃというて、B1グルメでうどんが飛ぶように売れたというて。

じゃから、そういうなとこへ水を差すようなことじゃなしに、新聞に報告するまでもう少し今言ようるワークショップ、この安全・安心のまちづくりの中でそういうなもんをつくってせなんだら、まちづくりに足を引っ張るようなことをしちやあいけんよ、消防長。どえらい鬼の首を取ったようなことを言うて新聞にばあっと出してしもうたんじゃ、ええことにならんがな、これ。せえ、すないうような話も一緒じゃがな、まちづくりを。そういうなことがあるんだったら、あんたらの中で十分して、ほんならどういふうな計画でどういふうな形の中で取り組もうとしとんじゃということをしちやあいけんよ。この次ともちょっと明快にしていきたい。

それで阪神大震災、いつも言うがな、災害が起きたたんびに、この災害の東北大震災の教訓を受けて、阪神大震災の教訓を受けて、あんだけのたくさんの方が亡くなった、そのときだけしたら、はやちょっとしたら忘れるわけじゃな、皆さん誰もが。じゃから、その辺についても避難地の確保、これ避難地の確保は3番目じゃ。密集地市街地整備についてどういふうな形の中でやろうとしているんか。誰が担当するんか、市長が全部やられるんか、それとも所轄の担当はどこなんか。なかったら資料がありますから、こういうふうな資料たくさんあるんで、もう少し勉強してやっていただきたい、かように思います。市長、ちょっと御答弁お願いします。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

密集地の市街地の整備ということになってまいりますと、いろんなテーマがございます。先ほどの御質問からいわれる老朽建物、たくさんございまして、これは湯郷の町に限った問題ではないんですけども、本当に側から見ると大丈夫かなと思う建物もちよこちよこありますし、いつでしたか、ほかの議員からも御質問がありましたが、いふうなこともございますが、1つは建物については個人の所有という部分が非常に大きな影響がございます。

少し論点がそれるかもしれませんが、建物の所有者と土地の所有者が違う場合です、これに一番大変対策に苦慮するわけで、上を取ってしまうと今度は地上権の問題と、いわゆる土地の所有権との辺がうまくスムーズに行く場合は早いんですけど、行かない場合はなかなかそれが対応し切れない、個人の財産権を侵してしまうという部分がありまして、大変難しい問題があつてなかなか難しいということがございますし、またもとへ戻りまして、観光客が安心してホテルへ泊まれる、旅館へ泊まれるといったまちづくりというものが大事な要素でございます。

たまたま福山でのホテル火災で本当に逃げ道もないひどい仕組みになつたということで、湯郷は大丈夫かなということで消防長どうしとん言うたら、検査行つとりますということで、消防署が速やかに湯郷はどうなつとるという再点検に入りました。指摘事項自体は三十数カ所、数件ございましたけれども、一番大きなものは防災訓練ができてなかったということで、いわゆる宿泊客を安全に誘導できるという仕組みを平素からの訓練をしておかなければならないというふうに思います。あと、大きなハード部分で問題があるというふうに報告は受けておりません。しっかりと宿泊される皆さんが湯郷温泉は安心して泊まれるといったような町に我々行政分野からも指導しながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

消防長。

消防長（森 正彦君）〔登壇〕

岩江議員お尋ねの査察についてでございます。

5月に福山でホテル火災がございまして、全国でそれに向けての査察が行われております。美作市においても一定規模、いわゆる旅館関係の施設、30人以上を宿泊収容できる施設を査察いたしました。美作市内においては32施設ございます。

そのうちたくさん指摘があつたというふうに報道もされておりますけども、何らかの小さな指示も含めたものを入れますと75%、23施設に何らかの指示をしております。これは先ほど市長のほうからも回答されましたように、大きなものでなくて小さな、例えば防火ドアが閉鎖するのに何かで物が置いてあつて、閉鎖するときに邪魔になるよというような、これは取り除いてくださいというようなもの、それから例えばここにあります避難誘導灯、こういうものの球切れというようなもの、バッテリーの弱っておるもの、そういうものを含めました小さな指示がございます。

それから、一番多かつたのがやはりソフト面でございまして、避難訓練であるとか自主点検、こういうものがやはり指示、指導していかないとどうしてもおろそかになりがちだということで、この31施設を6月末までに全施設を回りまして、その後、各施設からそれについての改修の計画を出させております。それに基づきまして担当課員がその後も口答での指示、それから避難訓練等についてはまた後日いついつするというような計画に基づいて指導へ行くような計画を立てております。

特にソフト面が多かつたので、そういう長い期間をかけての指導が必要であらうと思っております。今後とも追跡をしながら指導してまいりたいと考えております。

以上です。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

岩江議員。

14番（岩江 正行君）

消防長、災害に強い町をつくるには、計画的に推進することが非常に大切じゃという、これ阪神大震災が

逃げて下さいというてもどがいには逃げるやらわからんで、あっくら辺の。

それともう一つ、何やらちょっと聞いたら、湯郷のあそこのみまさか荘か、あれが高い金額で売れたというて、地元の人でも早いこと誰か買う者おらんのかなと思うて、どこの人が買われたんか知らんけども、宮本市長が不動産鑑定士に言うた5,000万円ぐらいじゃどうのこうのというて言ようことを前に聞いたことがあるんじゃ。そじゃったら、今回売ったんが6,000万円じゃけえ、どえらい6,000万円で地元の誰か買うたんじゃろうかなと思うて思うたんじゃけど、何かええものをあっこの中へ空き地を配置してもらわななら、一等地じゃし、景観ええからな、川の前じゃから。

そういうな形の中でとりあえず避難路の確保、避難路の整備、湯郷の町の中、先ほど言うたあのふにやふにやしてあるとこ、見てみんせい。下の道路の春名部長、あそこのポピーとこからずっと湯郷温泉へ行くとこ見てみんさい、下ががたがたじゃ、段差になって。げた履いて逃げようたら転ぶぞ。

そういうことで、あれやこれやの事業というものはやっぱり市単独ですというたら大変ですから、市長。いい補助金を十分努力していただいて、ほんまにみんなに愛されるような湯郷温泉にしていきたいと、かように思います。市長、何かございましたら。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

防災まちづくりの推進ということで少し長いんですけど、避難地の確保ということで、災害時の避難場所については地元の地域や消防団の御協力をいただいて市内では332カ所指定してきております。災害の種類によっては避難場所が変わるという可能性もありますので、現在美作市の地域防災計画の見直しに合わせて再度地域の避難場所の確認をしていただいております。水害時には、より安全でより近い避難場所に避難しなければなりませんし、地震の災害時には小・中学校の施設は耐震補強工事は済ませておりますので、避難場所としては適当であるというふうに考えております。

また、昭和56年以前に建てられた地域の集会所などの耐震診断の必要な施設もありますが、大雨災害などの場合は安全な場所であれば避難場所として利用は可能というふうに考えております。

長期に及ぶ避難場所といたしましては、学校などの公共施設の39カ所を指定していますが、大部分は耐震化ができておまして、地震の災害の場合は事後避難ということになりますので、耐震化の整備がなされた長期避難場所を開設するようしております。今後、いろんな災害を想定しながら、避難場所として安全な適地を選定をしていく必要があるというふうにも考えておるところでございます。

それから、避難路の整備ということで、災害発生時の避難場所へ安全に行くことのできる避難路の確保ということで、大きく捉えますと、国、県道や市道は交通施設のみならず消防、救急車両や救援車両の通行というものがございますので、国、県にも強く要望しながら整備を図ってまいりたいと思います。

防災計画では、避難路は十分な幅員を有する道路を指定するようになっておりますが、避難場所に行く避難経路は土砂崩れで通行不能となり、土砂災害危険区域を通らなければならない場合も起ります。土砂崩れ等で孤立集落が出た場合でもできるだけ速やかな復旧をするよう対応していかなければならないというふうに思います。

そして、地元周辺では自主防災組織の結成をしていただきまして、研修会等では実際にその地域を歩いて、危険箇所を確認し合いながら地域の防災マップを作成するよう進めております。それぞれが安全な避難路を確認してもらおうようにしておるところでございます。御質問の湯郷も自主防災組織が設立されておまして、近々ですが、自主防災組織とうちの建設部危機管理監と現地を歩いてチェックするというところになっ

ております。議会が終わらなければ無理かなと言いながらその辺を準備をしておるところでございます。そうした中で徐々に危険通路、直さなければならない通路、水路、そういった分野が出てくるだろうというふうに思っておるところでございます。そうした中で、もしハードをやらなければならないとなれば、湯郷の場合は特に観光地でございますから、少しそういったものに配慮しながらハード面もつくっていききたいと思います。湯郷の町の中の石畳風の舗装も大きな通路だけで、狭いところはとてもできませんので、もう少し変わった工夫が要るかなというふうに思うところでもございます。

それから、全般にわたっての御質問で少し回答がおくれましたけれども、いわゆる空き家対策という部分の中でも、私自身は例えば湯郷に限らず大原でもそうなんです、本当にいい建物が空き家のまま置いてあると、これ何とか手を入れれば使えるんじゃないかと思いつつも、市といたしましては財産購入の場合、目的がなしに購入ということは難しいものですから、手をこまねいて見ておるといふ場合も多々ございます。そのために少しでも人の流れをつくって、そういった空き家で商いができるような仕掛けづくりをしていく、それと並行しながら、この建物使える、市で譲ってもらえないか、商いをする人に安く提供してにぎわいをつくり出すという手法も実は私自身はやりたいんですけども、少し時期が早いかなと、もう少し人が町の中を歩いてくれる仕組みをつくってそれができるのではないかなというふうに思っておるところでございます。少し返事がおくれましたけど、そういう思いでございます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

岩江議員。

14番（岩江 正行君）

湯郷のホテルも耐震化を工事をしてねえということになったら、耐震しとったら、皆さん動かずにここへじっとしとってくださいよと、こういうふうに言える。けれども、耐震しなかったら、皆さんどこかへ逃げにゃあいけんわけじゃから、その整備が十分できてなかったら、なあ管理監、整備が十分できてなかったら、逃げ場を失うてしもうて大きな人災になったりするわけですから。

やっぱりそういうなことを十分頭に入れて取り組んでいかなんだら、あそこの温泉行ったら、防災計画がゼロじゃろうというよりか、完全なもんじゃったと言うたほうが。ほじゃから、わし先ほど言うたように、湯郷温泉をしっかりとサポートしていかなんだら、あれは今言ようる美作市が頭の脳細胞としたら、あそこは心臓か肝臓の役目を果たしとんじゃと。わしに言わせたら、美作市が脳膜炎を起こしとるようなこっちゃ困るから、そうでしょう。もっとみんながしっかりとやってもらわんだら。そのことを言よんで、言葉変えて言うたら。ようわかるう、そのほうが。

ですから、避難路の整備、これを今まで計画しとんがあるんかないんか。なかったら、今後こういうな形、早急に避難路の、早う言うたらグラウンドのほうはこういうな形の中でこういうな道路を経由して小学校へ行くんじゃと。今言ようるゲートボール場まで、空き地までとりあえず、ゲートボールじゃない、あれは何というんかな。グラウンドゴルフ、そういうなとこに一時避難するんじゃとかというなことを旅館の中でもきちっと、旅館と全部ツアーでなったら困るわけですから。じゃから、責任を、誰かがするだろうというようなことじゃなしに、危機管理監がそういうふうな役職をもらうておられるわけじゃから、道路がせまかったら、春名部長に言うたらすぐするんじゃけえ。ほじゃから、そのように前向きな計画と対応をお願いしたいと。

では、次の……。

議長（道上 政男君）

ちょっと岩江議員、次へ行かれる前に、ここで10分間休憩いたします。

議長（道上 政男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

岩江議員、4 番目の項目に。

岩江議員。

14 番（岩江 正行君）〔質問席〕

4 番目の項目に入らせていただきます。

美観整備と癒やしの温泉ということでございますけれども、温泉の転地効果について。

山、高原、森林、川辺というような形の中で、美作市にもトム・ソーヤー、この間、誰だったか、景観が物すごくいいと、水もきれいなし、魚釣りができたりするし、森林浴が十分できるしという物すごく言うりました、ええとこじゃというて。やっぱしデマンドバスをおりもせんところを走り回すよりか、やっぱしああいうふうなとこに美作市のあれも魅力じゃから、お金を勝田の人らがどえらい知恵を絞ってあっこへああいうようなもんをつくつとる。行ってみたらやっぱしいいわけよ、都会の人は。田舎情緒はある、水はきれいな、魚釣りはできる。またあっこでとったやつをバーベキューやこうしょうる人もおられますし、そういうことで湯郷でたっぷり温泉へつかったら、今度はほんならあそこへ行って、愛の村パークの奥のほうへ行って、体が癒やされるんじゃというようなやつを田園観光部できちっと全国の1億国民に津々浦々までわかるように発信せにゃあいけん。これあんたの仕事じゃけん。

ほいで、軽井沢に人が何で寄るんならというて言うたら、あっこ大体標高が1,000メートルある。ちょうど後山ぐらいじゃな。後山ぐらい、1,000メートル、標高が。それで、やっぱしあそこは夏は涼しい、別荘地がたくさんある。自然林の中に別荘地があるわけ。ほいで、リビングでワインでもきゅっと飲んだりして、皆さんあっこで心を癒やすわけ。湯郷温泉へ入ったら途端に、さっき言うたように、ブロック塀に大きなマンガをたくさん書いて、あがんことをしょうるから、京都の町裏へ行ってみい、お茶屋の裏通りに行ってみんせい。竹をばあつと割って、竹で囲いをすつとして塀をつくつとんじゃ。同じ塀でもちよつと癒やされるんじゃ、心が。

ほいで、市長に初め言いましたけども、あそこのとこで上からコイでも、今市長が言ようた水車で水を上げるか、ポンプで水を上げるか、水車のほうがええじゃろうな。水を上げて、川、どこの温泉でも見てみねえ、川があつて、ほいでその柳の木がそばへあつて、そこをやっぱし着物着てコロコロコロコロ、そこを探索できるんじゃというようなことが、私は転地効果が、その辺のとこについての転地効果についてお尋ねしようるわけでございます。

やっぱし温泉というのは湯につかるだけじゃないんじゃと。わしが大原のクアガーデンに大体1週間に5回ぐらいは行くんじゃけども、あと5回来なんたら、そこの簡保へ行くんじゃけど。ほいで、あそこらでも簡保でも湯が流れてきよんよ。武蔵のクアガーデンでも湯が流れるとことか、頭をじつとやつとくんよ。物すごくせせらぎ、流れの、水がちょぼちょぼちょぼちょぼちょぼちょぼというて流れて落ちるん。あれに物すごく心が癒やされる、温泉効果と両方なんよ。

ほじゃから、やはりよそにないブランドをつくらなんたら人は来やへんよ。よそにないもの、美作のここは、そこら辺の奥津やこうとは違う、こういうなもんが違うんじゃというものをせなんたら。ほいで、来訪者の気分の高揚を誘うような河川の潤いのある自然環境保全、親水公園の整備、また町の中をぶらつとした

ときのベンチじゃとかというようなもんもやっぱしつくっていただきたい。それ横目で見るとな。

そういうことで、4番目の美観整備と癒やしの温泉についての質問でございます。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

温泉の転地効果ということでございますけれども、岩江議員御指摘のとおり、美観等の癒やしによる温泉の転地効果につきましては、一般的には湯治というふうには呼ばれまして、日本においては古くから広く親しまれております。転地効果というものは、環境変化が身体の調子を整えて健康を増進させる働きがあるというふうに言われておられて、環境が変わることによって精神的、肉体的にもプラスになる効果があり、旅行によって日ごろのストレスの多い環境から解放されます。同時に、きれいな景色に触れたり、新しい体験をすることによって感性をつかさどる右脳が活発になるというふうにも言われております。高原の澄んだおいしい空気、森林浴によるリラックス、避暑地による爽やかさなどは自然環境に恵まれた里山の温泉地ならではの効果でありまして、その地に長期間滞在することで効果がより一層高まるものと言われております。美作市内には、山や森林、川辺などの人々の癒やしとなる貴重な自然景観が数多く点在をしておられて、湯郷温泉を初めとした市内温泉地の転地効果を高めているものと考えております。また、自然環境のみならず、温泉地周辺の町並み等美観整備を進めることにより、さらにその効果が期待されるものであり、入り込み客数の増加や観光客の長期滞在の地域活性化につながるものと考えております。

平成23年度岡山県観光客動態調査結果では、行政報告でも申し上げましたけれども、岡山県内の観光客数が低下していく中で湯郷地区を訪れる観光客が前年比プラスに転じたことは、なでしこキャンプの効果が大きな要因であったということは承知しておりますが、その結果に満足することなく、今後とも里山の自然と原風景がつくり出す地域の新しい観光名所をインターネット、パンフレットなどを通じて情報発信をすることにより湯郷温泉を初め市営の観光施設のイメージアップを図り、賑わいのある田園観光都市みまさかの実現のに向けて取り組んでまいりたいというふうにと考えております。

今現在は、尾高議員にも頑張ってもらってますボンネットバスの市内の観光地を、小規模ではありますがありますが、湯郷温泉から市内の各地へ結んでわずか14人しか乗れませんけれど、観光案内のボランティアの皆さんの手によって運行をされております。そういった面を広げながら各地を結んで、美作市の田園観光都市づくりを進めてまいりたいというふうに思っております。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

岩江議員。

14番（岩江 正行君）

ありがとうございます。

そういうことで、市長、温泉というのは百薬の長じゃという昔言がありました。その中でああいうふうなボンネットバスを使って、ほんなら今度は森林浴を楽しみに行ってくれと、それはサービスしようかと、町が。物すごくきれいなところもあるんじゃぞというふうなところで、景観のきれいなところはありますよというふうな、そういうふうなサービスも今後大事じゃねえかなというふうに思うわけでございます。

そういうことで、とりあえず市長の前向きな御回答をいただきましたんで、5番目に入っていきたいと思っております。

5番目は、経営者支援とこれからの観光行政ということでございます。

これからの観光行政ということで、やっぱしまちづくりをする中で、一番に思うことは地域を元気にした

い、それからお客様に喜んでもらいたい、そしてまた自分たちも楽しみたい、このことに私は尽きるんじゃないかなと、かように思います。

ですから、先ほども近隣市町村との連携についてですが、津山はB1グルメ、サッカーを見に来られた人が、早う来られた人は津山でホルモンうどんを食べてサッカーを見に来てくれた、この前は、そういうふうと言っていました。それから、午後の分についてはホルモン食べた人が今度は3時からまた練習試合に見に来られたんじゃないかと、そういうなことも言っていました。

それと、鳥取県がことし市長、世界マンガ博というやつをやっとんじゃな、去年は砂博をやった。ことしもやるんじゃないけど、やったんかな、ことしも。そういうふうな大きなイベントをたくさんやっとするわけです。それについて、美作市にも海田のお茶もごさいますし、それからたくさんの陶芸作家もおられると聞いております。そういうふうな中で、やはり全国工芸展、お茶と工芸の博覧会のような大きなよそに負けんようなやつをするとか。それと、鳥取県がこのマンガ博を一月ぐらいかかってやるでしょう。そしたら、美作にせっかくのあそこにインターチェンジをつけてもろうと。つけてもろうとんだったら、何かのイベントをして、泊まるなら湯郷温泉でゆっくり泊まってくださいよというような私は計画はあってもいいんじゃないかなと思うわけです。

7月21日に丑湯祭というんがあったな、新聞には載った。400人ぐらい寄っとする。これは温泉の恵みに感謝し、無病息災を祈るんじゃないと、それを町を挙げて祭りをやっとする。けれども、これ先ほどばらっと見せたけど、こういうふうな振興計画の中に丑湯祭なんかは出とらん、ほかのところの宮本村のツツジ園の祭りは出とるぞ。出とるけども、湯郷のわしは心臓じゃろうか肝臓じゃろうかというぐらいのあそこが廃墟になったら大変じゃというて、そういうふうにわしも心配しとんですが、行政の方々、心配しとんか安心しとんかどんなんか知らんけども、もう少し取り組みを丑湯祭のやつやこうでもびちっと出すとか、カレンダーつくっとするけど、大原の祭りじゃというてもうたくさんの人がこの10月の祭りには来られる。けれども、大原の祭りが今言ようるカレンダーにも落とされとったんじゃないけども、誰がはねたんか知らんけども、あれには出とらない。いいカレンダーをつくっとして、四季の。

そういうふうなことで、それと温泉を利用した健康づくりの推進ということは、この温泉活用と癒やしの研究もということで、阪大にいろいろとお話をかけて、ここへ2人、宮本市長と阪大の何という先生かな、これ一緒に並んどんじゃけども。何をやってきたんか、やってないんか、これからは何をしようとしとんか。その辺のとこ、説明ができる範囲でよろしいから、その辺のとこのお話も聞きたいと思います。

それから、農家の共存共栄、安心・安全のサービスの提供、これはもう何の資料を見ようてもやっぱし地産地消ということをして市長もよう言われようるが、それが湯郷温泉では顔の見える食材が全部夜の賄いの中で出てきよんじゃと、少々虫が食うとるやらわからんけども、これは無農薬でやったんじゃと、生でも食べれますよというような、洗わんでも食べれますよという、そのくらいぐらいの宣伝ができるようなものをやっぱし前面に打ち出さなんだからいいことはないんじゃないかなというような感じはします。ほいで、やっぱしそこの中で地元味が楽しめる、地産地消ということが職員一人一人の中になかったら、温泉に話をかけ行っても、話ができないんじゃないかなというように思うわけでございます。

それから、この温泉の活用というのは、この前わしも三朝の温泉に行ったんじゃないけども、いろいろと岩盤浴、あそこの谷川温泉に負けんぐらいな、やっぱしラジウムの関係、あるわけじゃね、三朝温泉。ほじゃから、湯郷の温泉の成分は何なんか、どういうふうなことに一番いいんかというようなことをやっぱし宣伝も必要じゃないかなというのは思います。

じゃから、やっぱし棚田でつくった、地産地消の話じゃけども、あれが今、棚田でずっと一生懸命萬代議

員やこうは努力してやられよう。そしたら、あそこの棚田の米をあっこで出すとか、それからもう少のう
なりましたけども、鹿の肉活用法についても、鹿の豆乳鍋というようなやつも、これきのうちよっと資料を
見たりしました。ですから、あっこで処理するだけじゃなしに、旅館に出すときでも、これ長野県のやつな
んよ。こういうなやつも十分いろんなとこに研究しに行って、いいものをやっていただきたいと、かように
思います。御回答お願いしたいと思います。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

田園観光都市づくりの中の湯郷温泉、そして近隣市町村との連携ということで御質問をいただいております。

美作市周辺の市町村とは町村合併以前からの結びつきによりまして現在も近隣市町村との連携を深めてい
つておるところでございます。現在までに西粟倉村、鳥取県若桜町、八頭町、智頭町、兵庫県宍粟市、佐用
町と連携し、観光パンフレット「ほっと県境のみち草・ドライブナビ」を作成するとともに、現代玩具館、
オルゴール夢館が鳥取県のわらべ館や兵庫県の有馬玩具博物館と連携してスタンプラリーなどを実施をして
おります。また、湯郷温泉関係者や市営観光施設と共同で近隣の道の駅や観光関係施設等を定期的に相互に
訪問し、情報の提供と交換を行い、関係者との結びつきを強めているところであります。

8月には、夏休みの期間中に智頭急行、智頭町、湯郷温泉が初めて手を組みまして、智頭線特別列車、お
もちゃ列車イベントを2日間にわたって実施したところ、この模様はNHKの全国ニュースにも取り上げら
れるなど、観光情報の発信には大きな効果があったものと思っております。

今後とも1300年を迎える関係市町村とも連携を強化しながら、おもちゃのまちづくりなど共通の課題を持
った市町村と観光行政における交流を深めていきたいというふうに思います。そして、市内を初め近隣市町
村それぞれの地域の人と人とのつながりを深め、地域に光を当てた新たな広域観光ツアーの実施などによる
観光誘客を図り、この地域全体特有の個性的な魅力の発見とPRに努めてまいりたいというふうに思いま
す。

1300年祭でいろいろと取り組みをやるという計画をしております中に、1つはおもちゃ列車にヒントを
得まして、「バガボンド」という宮本武蔵を主題とした人気漫画がございます。そういうことで、そういつ
た列車も走らすべく智頭急行、そしてまだ全部はできておりませんから、近隣の市にも呼びかけてそういつ
た列車を運行できたらというふうに思いますし、また湯郷Be11eの活用という面も、活用と言ったらま
た怒られるんですけど、せっかく金と銀のメダルを持つとるわけですから、湯郷Be11eのパネル展を
やって、平素町へ訪れていただける方に少しでも見ていただいて、観光という面とBe11eの応援といっ
た分、両方にあわせてそういった展示会をやりたいというふうにも計画をしております。そういったものを
諸条件をそろえていかなければ完成はいたしませんけれども、そういったものをやっという計画を
今立てて準備を始めておるところでございます。

そしてもう一つは、御質問の中にありましたように、何か人が集まる大きなイベントと言われますが、瀬
戸内海で直島で今現代アートというのをやっております。それから、言われました鳥取県で砂の彫刻をやっ
ておられます。今はまんが王国ということで漫画の今、智頭急で列車を走らせておりますが、あそこに「バ
ガボンド」を割り込もうとしようんですが、そういった瀬戸内から日本海へ抜ける現代アートのことがあります。
その中間点に実はお隣の奈義町でございますが、現代美術館というものが、その道ではかなり有名な美
術館でございます。それをそのまま置いとくのはもったいないということで、大地のアート、いろんな地域

を、いろんな自然を使った芸術作品、そういったことをやっておられる世界的なアートがたくさんおられます。その人たちを招いて美作市にも少しずつですが、一遍にできないと思いますけれど、少しずつつくりながら、瀬戸内海と日本海を結ぶ現代アートの回廊づくりができればというふうな思いも持っておるところでございます。

それから、温泉を利用した健康づくりの推進ということですが、先ほども申し上げました、本当に温泉は古くから人々に利用されておりました、歴史的にも病氣やけがを治療する薬と活用されていたようにございます。現在は観光的な利用に変化しておることが現状であります、以前のように湯治を目的に利用される温泉地も結構残っております。特に近年は動脈硬化や糖尿病などに代表される生活習慣病を初め、病氣についての関心が高まっている中で、温泉地においても昔ながらの湯治場からの心身の健康維持や健康増進のための温泉を活用するという試みが見られるようになってきております。

温泉の健康効果につきましては、物理的効果と種々の泉質によって異なる化学成分による効果、そして神経系統に働きかける変調効果と区別されますが、医学的に解明し、積極的に利用しようというのが今の温泉療法となっております。

転地効果につきましては先ほど申し上げましたとおりでございます、他市の例でございますが、真庭市で湯原温泉町旅館協同組合と湯原温泉病院が連携いたしまして、湯原温泉の温泉を利用した温泉療法が行われております。平成16年から旅館と病院が連携した検診事業を始めておられまして、現在では人間ドックつき宿泊プラン、湯けむりドックといったものを実施されております。温泉に滞在しながらドックに入って健康チェックをするといった部分があり、正しいお湯の入り方も指導しながら、2泊以上の滞在型の療養プランもあるということでございます。

こういった取り組みを美作市も大原病院、湯郷温泉、そして各地区に温泉がありますし、観光振興と健康維持の増進につながる先進事例ということで参考にしながら取り組みを模索してまいりたいというふうに思っています。

次に、農家との共存共栄の部分でございますけれども、新しい観光を形とした着地型観光が注目されております。これは旅行先の地域が主体となって地域のよさをアピールし、旅行プランなどを組み立てて集客につなげるということでございまして、地域の魅力は何げない日常にある場合が多く、現地でしか味わえない食事、地域でしか体験できない貴重な体験が観光資源であり、そうした地域の隠れた資源を発信することで、農業と一体となり、地場産業を盛り上げることができるというふうにも考えております。

市の基幹産業であります農業を支える農家が観光産業との連携により共存共栄することは美作市におきまして田園観光都市の実現に向けて必要不可欠な要素と思っております。既に取り組んでいる事例を紹介いたしますと、農家の皆さんの協力のもと、作東竹田地区ではジャガイモ、大原下庄町地区ではスイートコーン、そして東栗倉後山地区では夏野菜の収穫ツアーを愛の村パークや武蔵の里、市営観光施設と連携実施して、主に関西方面から、親子、家族の体験者を迎え入れておるところでございます。これらの参加者の中には前日から宿泊するなど、ツアーの参加を目的に来訪し、その他の予定は考えてない方が多く見受けられます。それらの方々には市内観光への回遊を促しているところであり、観光資源として農業の活用と観光誘客の手法としては有効なものでありまして、積極的に推進していくべきであると思っております。

また、秋に向けましては東栗倉川東、後山地区でのブドウ狩りを初め、旅行会社とタイアップし、大原桂坪地区での作州黒の枝豆の収穫ツアーを準備中で、将来的には年間を通じた収穫ツアーの実施を目指しているところでございます。

そして、市営観光施設におきましても、貸し農園との連携や地元農産品の販売、新鮮で安心・安全な食事

の食材として使用するなどして、独自に地産地消に取り組んでおるところでございます。地域を担う農家の方々との取り組みは、その地域全体に光を当てるとともに活性化につながるものと期待もしております。今後とも農家の皆さんの協力のもとに観光産業と農業が連携を深め、共存共栄できるような仕組みづくりをさまざまなアイデアを考案しながら誘客活動を推進してまいりたいと思っております。1カ所の観光地だけが繁栄ということは美作市においてはないと、1カ所が全てに連携してみんなで多くの人を迎えれる、訪れていただけるまちづくりをしていきたいと思っておりますので、ぜひとも皆さんの、岩江議員もたくさんお知恵をお持ちでありますので、お知恵を拝借をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

産学官の連携で行いました阪大との連携基本協定でございますけれども、まことに申しわけありませんが、この件につきましては、どのような動きになるかということはいまだ調整が大変不足しております、なかなか前に進んでないといったような状況でございます。今後、もう少し大阪大学に情報をいただきながら研修会等、教授との連携を進めてまいりたいと思っております。今の段階では御報告できるような成果は上がっておりませんので、御理解をよろしくお願ひしたいと思っております。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

岩江議員。

14番（岩江 正行君）

ありがとうございます。

とりあえず皆さんに愛されるような湯郷温泉、安心して来訪者が来ていただけるような湯郷温泉に向けて取り組みをよろしくお願ひしまして、私の今回の質問にかえさせていただきます。ありがとうございました。

議長（道上 政男君）

以上をもちまして通告順番9番、議席番号14番岩江正行議員の一般質問を終了いたします。

続いて、通告順番10番、万殿紘行議員と通告順番12番、栗井基雄議員より質問順番の交代の申し出がございますので、これを許可しております。よって、通告順番9番、岩江正行議員の後に通告順番12番、栗井基雄議員、通告順番11番、安東章治議員の後に通告順番10番、万殿紘行議員となりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは続きまして、通告順番12番、議席番号13番栗井基雄議員の発言を許可いたします。

栗井議員。

13番（栗井 基雄君）〔質問席〕

通告いたしております防災対策についてお尋ねをいたします。

先ほど岩江議員が御質問の中で、防災のまちづくり推進というところで御質問がありました。私の言いたいところも言っていたいただきましたんですが、私も私なりに質問をさせていただきたいというふうに思います。

2点ほど質問をさせていただきます。

自主防災組織に対する取り組み状況と今後の方向性を1点はお尋ねをいたします。また、もう一点が緊急速報メールの対応について、岡山県及び美作市の現況についてお尋ねをしたいということで、2点をお尋ねをさせていただきます。

まず最初に、自主防災組織に対する取り組みについてお尋ねをいたします。

最近、日本では大型災害の発生がたびたび起こっておりますし、いろんなところで発生をいたしております。大きな災害が発生した場合は、自助、共助、公助という3点が最近は大きく分けて必要であると言われ

ております。この中でも共助になります各地域の自主防災組織が大切であると言われております。災害発生しそうなとき、また災害が発生したときは、隣近所とともに行動することが大変心強いと思われれます。自主防災組織の設置と既存自主防災組織の育成は3月の所信表明にも市長が言われておられます。現在どのように進んでおられるのかお尋ねをいたします。

また、自主防災組織の推進には、まちづくり推進機構岡山というNPO法人がありまして、この協力も取り入れながら進めておられる自治体もごございます。美作市の今後の自主防災組織の育成の方向性についてどのようにお考えですか、お尋ねをいたします。

もう一点お尋ねをいたしますのが、ことしの7月7日の山陽新聞に載っておりますんですが、自治体が災害などの緊急情報をエヌ・ティ・ティ・ドコモやau、ソフトバンクの携帯電話やスマートフォンに一斉配信する緊急速報メールのシステムがあり、岡山県内では昨年3月の東日本大震災を境に1社以上と契約した自治体がゼロから一気に21市町村にふえたということが載っております。また、その中で配信される情報につきましても、市町村が発令する避難指示、避難勧告や避難準備情報などが配信されるということもございます。配信元の市町村にいる住民や観光客らの端末に届く。緊急速報メールは自治体は無料で契約でき、メール受信料も不要、緊急地震速報や津波警報は自治体の契約にかかわらず気象庁から配信されるとの記事が掲載されています。美作市はこの緊急速報メールをどのように現在対応されておられますかお尋ねをいたします。

まず1点、その辺で。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

栗井議員の防災対策についての御質問でございます。

美作市が3年前にこうむった竜巻や豪雨災害以降、地域での自主防災組織の必要性の認識が高まってきております。それまで組織率が44%程度でございましたけれども、本年度初めには68%と上昇しております。特に大原断層を抱える大原地域は100%と意識の高さを示しております。英田地域も100%となっております。勝田、美作、作東地域の組織率が低い状態ではありますが、今年度は特に組織ができていない地域の代表の方を訪問して組織化の働きかけを行っております。

自主防災組織の必要性は各地域において認識されている状況であり、地域での議題に取り上げていただいておりますので、組織率は上がってくるものと期待をしております。しかし、自主防災組織は出前講座で消火訓練や避難訓練など啓蒙活動を活発にやっている組織もあれば、そうでない組織もあります。これまでも防災フォーラムなど防災、減災意識の高揚を図る取り組みをしまいいっております。今後は組織化を進めながら、地域及び市全体の連合組織を結成し、情報交換をしながら組織の活性化を図ってまいりたいと思っております。ことしの11月25日には総合防災訓練を予定しておりますので、自主防災組織の積極的参加を促してまいりたいと思っております。

NPO法人まちづくり推進機構岡山につきましては、担当部長より答弁をさせていただきます。

次に、緊急速報メールについてのお尋ねでございますが、エリアメールと言われるように、緊急時にそのエリア、美作市内にいる携帯電話契約者に対して緊急情報をメールで知らせるサービスでございますが、1つは気象庁から提供される一般向け緊急地震速報を携帯電話に配信するものでございまして、最大震度が5弱以上と推定された場合に、震度4以上の強い揺れが推定される地域を気象庁が発表するもので、その地域の携帯電話にメールが届くようになっております。

もう一つは、国と地方公共団体が携帯電話事業者と契約することによりまして、その団体が発表する住民向け災害避難情報等をそのエリアの携帯電話にメール配信するものでございます。利用はいずれのサービスも無料でございます。美作市では、平成24年2月1日に株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモと契約、KDDIとソフトバンクにつきましては、8月に契約を締結しておるところでございます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

危機管理監。

危機管理監（小林 昭文君）〔登壇〕

自主防災組織の育成でNPO法人まちづくり推進機構岡山の協力を考えてはという御意見でございます。

これにつきましては、この団体は岡山市に拠点を置き、地域のまちづくり活動を支援しているNPO法人でございます。近隣では、奈義町、津山市、真庭市などの一部地域で自主防災組織設立の支援をしていただいているようでございます。奈義町では、本年度7団体で支援をしてもらい、年度末には19団体100%の組織率になるということでございました。

指導の内容につきましては、1組織当たり年間3回指導に来てもらい、町歩き、ワークショップ、防災マップづくりなどの支援をしてもらっている。最後に防災組織の設立を支援していただくというようなことでございます。

費用につきましては、1組織当たり30万円の委託費が要るそうでございます。県の補助もありますが、経費が少しかかり過ぎるという点では、費用対効果の観点から少し検討が必要かなという思いがしております。しかし、いつ起こるかかわからない自然災害に備えるためには共助としての自主防災組織は必要であります。市民の協力をいただきながら組織化できてない地域に積極的に働きかけるとともに、既存の組織にも防災意識の高揚が図れるよう、出前講座など積極的に働きかけてまいりたいと思っております。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

栗井議員。

13番（栗井 基雄君）

御答弁ありがとうございました。

まず最初に、2つ目にお答えいただきました緊急速報メールについてですが、ことしの2月1日に株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモとの契約が済んでおると。8月に契約があとの2社のKDDIとソフトバンクと契約できたということでございました。私の質問をしましたら早速でき上がったようで、ありがとうございます。

このことによって特に我が市においては告知放送と防災無線等がございますが、この2点の中で旧美作地域に告知放送、光が余り入ってないんですが、告知放送は入っている、しかしテレビの光が入ってないということが多い地域でございまして、よくこの前から市の情報なんかの今年度の9月号で市広報で出しているんですが、美作地域は光ファイバーが入ってない家族、非常に多いんです、家庭が多いんです。そういう意味では、この緊急速報メールというのは今本当に若者たくさん持っておりますし、全部即入ることの中では非常に大事な方法ではなかったかなというふうに思います。これができ上がったということでございますので、大変ありがたく感じております。

自主防災組織についての件でお答えをいただきました。3年前では44%だったのが、現在では68%と上昇しているということでございます。ちょっと数字だけ言われましても何軒、何地域ぐらいができて、何地域ぐらいができてないというふうな数字のほうが私にとってはわかりやすいなというふうに思います。

まず一番にお尋ねをしておる大きな趣旨は、自主防災というのは地域から見ると消防団が現在ありまして、災害となりますと消防が出てきていただけるというのが基本にあるわけです。そこになぜ自主防災という新たな組織が要るんだということがやはりちょっとびんとくるとこと来ないところがあるのかなというふうには思っておるわけです。

実際にいざ何かがありましたというときに、この前私が消防の団のほうにメールをお願いしたいというふうにお願ひしたと思うんですが、一番困っておるのが若者と、言えば活動できる人たちが地域から出て働いているということで、いない時間帯に災害が起きた場合、どうなりますかということが一番問題なんです。この前は消防団にはメールをお願いしたいというように言ったのも、今回の地域防災をお願いしている、もっと早くきちっとまとめてくださいとお願ひしとるのも同じ発想でございまして、いざ夜とかで皆が家にいるときなんかの災害はそれなりに暗いという問題はありますけど、心強いもんがあります。働ける動ける人たちがいない昼間に起きた場合においては、本当に隣近所でどうやって助けていくかということが自主防災の基本であると。それも大型災害のときにはそれが非常に大事であり、いざ災害が発生して何日かライフラインも回復いたしますと、これは地方自治体が出てまいりますし、大きな組織が動いていただけると。そういたしますと当然各地域にあります役員会なりそういうもんなりが窓口になりで動ける体制は十分あると思うんです、今の組織の自治会だけであると。それまでの大切さをどのように対応するかというのが自主防災ではないかと私は解釈しております。そういう意味で、自主防災組織というものをまとめて地域全体の中でいかに100%にやっていたかという方法の中で、どのようにお考えかということが基本にお尋ねをしたかったわけでございます。

この前から新聞に載っておりますのが、南海トラフの巨大地震の場合、日本で最大32万人の死者が想定できるということが出ておりました。その中でも岡山県は1,200人、非常に広島が800人という形の中では少ないほうの地域ではございますが、大きく世の中がこういう問題を取り上げてきておりますし、この前のこれは9月2日の山陽新聞でございますが、美作市の豪雨災害から3年立ったということに対する独自の防災システムについての予測とか、そういうことが局面として記事に載っております。

こういうことも市の広報で出されたのと同じような内容でございますが、わざわざ取り上げていただいていると、こういう時期にこそ自主防災組織をつくっていくいいチャンスだろうというふうに思います。なかなか説いて回るというのは非常に難しい、全体的なムードが上がるということが大切でございます。そういう意味では今が非常にチャンスであろうと思っておりますので、ひとつ頑張ってくださいたい。その中でNPO法人でありますまちづくり推進機構岡山がこの近辺では奈義町、そして津山市の一部、真庭市などの一部でやっていたとる、てごをしていただいている。その中でも奈義町では、今年度で19団体100%の組織率になります予定ですということが載っております。先ほどの御答弁でありました。ということは、やはり説得力があるんだろうと思うんです。

さっき市長さんが14番議員の答弁のときに、湯郷では今度地域の人たちと一緒に町歩きをして防災派マップをつくっていくんだということを考えておりますという御答弁がございました。一番大事なことが、地域で災害を想定しとって、いかにそれを行動できるかということが大事だろうと思います。それが自主防災の基本だろうと思うんです。まず、地域の皆さんが全員が何ぼか想定できる災害というものを先に想定をして、それに向かって歩く、それに向かって行動しておくということが、いざ災害のときの自分を守るという意味での大事なことだろうと思っております。そういう意味で、そして防災マップができて上がる、これがやはり理想だろうと思います。

そういう流れの中で、やや美作市の今までのつくり方については防災マップにつくりましても、地域の方

との相談はしとられるというふうにお聞きはいたしますが、やはり大型地震の場合、例えば池の堤防が崩れる可能性がありますよといったら、その真下を歩いていくかもわかりませんよと。だけど、既に崩れた後、水が出てしまった後であれば歩けるかもわかりません。いろんなことが想定できると思うんです。そういう意味で地域地域によって大型災害というのは美作では水害と地震だろうとしか想定はできない、津波はありませんから。と思いますが、そういうことを想定した上での防災マップづくりに地域挙げての取り組み方としては、まず町歩きをしながらということが大事だろうと思います。

そういうことをするには、やや人手が足りないのであればNPO法人まちづくり推進機構なども御利用しながらでも進めていくことが大事だろうというふうに思います。こういう点について再度お尋ねをいたします。

議長（道上 政男君）

栗井議員、答弁は休憩の後にさせていただきますと思いますので。

ただいまより10分間休憩いたします。

午後2時58分 休憩

午後3時08分 再開

議長（道上 政男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

16番万殿紘行議員が出席であります。

答弁、市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

自主防災組織の御質問でございます。

組織の数につきましては、危機管理監がお答えするというふうに思います。

まず、告知放送の分野で美作地区の加入者が少ないというふうに言われております。今現在、加入促進をやっておりますので、ぜひとも一人でも多く加入をしていただきたいと思います。告知放送がないということはないだろうと思っておりますが、テレビ等、みまちゃんネル等を通じていろんなお知らせ等を取り組んでいっておりますので、ぜひ入っておられない方は今キャンペーン中でございますので、ぜひ御加入いただきたいというふうに思っております。

自主防災組織ということでございますけれども、68%ということで半分以上はでき上がって、いまなおつくりつつあるといった地区もございます。そういった地区で少しでも多くの組織を立ち上げていただきたいと思いますし、また既にでき上がっておる地域におきましては、本当に役員の皆さんは大変御苦勞をされながら、自主防災だけでなしに地域における活動が、みずから行う活動というものが本当にしっかりと取り組まれておることというふうに思います。お世話をさせていただいた皆さんに感謝を申し上げたいというふうにも思っております。

自主防災というものは、基本的には自分自身を自分が守ることが他人を助けることになる。こんな例を出して申しわけなんですけれど、津波に襲われたときに消防団の皆さんが避難をさせるために各家を回ったというふうなお話も伺っております。それによって消防団の皆さんが命を失ったというふうな事例もあるそうでございます。自分は逃げとれば消防団は助けに行かなくてもよかったという思いもございます。死者をむち打つわけではございませんが、みずから自分が逃げることをやっておれば、少しでも人を助けるということにつながってくるということでございます。その辺が一番大事なことであろうというふうに思います。

そういった意味で自主防災の組織をつくっていく意義をしっかりと市民の皆さんに訴えていきたいというふうに思います。

NPO法人のまちづくり推進機構、私知っとする限りでは建築士の皆さんの集まってつくられたNPO法人というふうにお伺いしておりますけれども、奈義町等々ほかの地域に携わって組織率が向上しておるというふうに聞いておりますけれども、奈義町の規模と美作市の規模と一度には比較することは困難だろうと。旧大原町と旧英田町、100%です。規模からいうとそういうぐらいだろうかと思っておりますので、少し比較にはできませんけれども、行政の我々の主導で、そして自分たちを自分が守るんだという意識の高揚を訴えてまいりますというふうに思っております。そして、100%を目指していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

危機管理監。

危機管理監（小林 昭文君）〔登壇〕

現在の自主防災組織の数字、数でございます。組織率につきましては世帯数でカウントをしております。先ほど68%ということで報告をしておりますが、最新の今現在、今年度になりまして4組織が届け出がありましたので、団体数で134団体、組織率にしまして69.2%ということでございます。地域によっては世帯数がまちまちで、1団体が何ぼということにはなりませんけれども、地域それぞれのコミュニティ単位で防災組織を立ち上げていただきたいということで働きかけをいたしておるところでございます。

それから、先ほどの答弁の中で、東粟倉地域が落ちておりましたが、東粟倉地域でもほぼ100%、97%の組織率になっております。

それからもう一点、メールにつきましてでございます。県の防災情報は県のこういう防災情報メールというのがあります。この裏のQRコードを携帯に自分で登録をしていただければ、それぞれの携帯に県の防災情報が入るといふ仕組みもありますということでお答えします。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

栗井議員。

13番（栗井 基雄君）〔質問席〕

ありがとうございます。

134団体、69.2%の自主防災ができ上がっておりますということでございます。あと、何団体かが必要だということでございますが、まず先ほどから同じことを申し上げておりますが、今ある組織、地域ずつにあります組織となぜダブらないといけないかということが一番大きな私もやはり疑問は持っております。その中でどうやって組織をまた新たにづくっていただけますかっていうことが大きなネックだろうというふうに思いますのと、高齢化及び過疎化、人口減というのが大きな課題になっておるといふふうに思います。

その中でどうやってやるかという中で、江見地区だとか土居地区なんかが地区全体での自主防災組織をつくられたというふうに広報紙に載っておりました。そういうこともできてない地域に対しましてはぜひ御説明に上がられまして、でき得れば広報紙に載っておりました、その災害に遭われた地域の皆さんがお世話をされている人たちが災害に遭ったときのことをぜひそういう人たちに組織が必要なら御説明に上がってもいいというふうに広報紙に載っております。そういうことで身近な人たちのお話を、また体験をされた方のお話を聞きながら組織を地域ごとに起こしていくということも地域ぐるみでの防災につながるだろうというふうに思います。そういうことの地域の皆様、温かい経験やそういうことも生かしながら地域防災をより進めていき、防災の認識を高めることで、災害を少しでも、起きた場合少なくするということが最大の狙いで

あるというふうに思いますので、今後ともそういうことを含めまして御努力いただきますことをお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（道上 政男君）

以上をもちまして通告順番12番、議席番号13番栗井基雄議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番11番、議席番号9番安東章治議員の発言を許可いたします。

安東議員。

9番（安東 章治君）〔質問席〕

変わられました栗井議員に引き続きまして一般質問をさせていただきます。

私は大きく言うと3つ、4項目について質問をさせていただいております。

まず第1に、子育て支援について、このことについて質問をさせていただきたいと思います。

このことにつきましては、先ほど橋本議員のほうからも少しこの質問に関連するようなことも出たわけがありますけれども、私なりに質問をさせていただきたいというように思っております。

過疎化が進む美作市におきまして、若者定住それから子育て支援というものは非常に大切なものだと思っております。合併前から各市町村で過疎化に歯どめをかけよう、それから若者を定住させようということで、若者定住ということに取り組んで住宅などを新築してきたというような経過がございます。それが新婚向けの住宅というように私は言っているわけでありますけれども、私の近くでも作東の地域では約2カ所のキューピットタウン、それからバレンタイン通り住宅、こういうものがそれに該当するんじゃないかなというようなことで考えております。その地域周辺にも子どもたちも多くなってきておまして、学校から帰ってからは、休みの日などは近くでにぎやかな声が聞こえているという状況でございます。決して便利が非常がいいというようなところではありませんけれども、にぎやかな声が聞こえるということで非常に活気があふれているというところであります。

住宅やその広場の周辺にその地域の方々から遊ぶため、それからちょっと散歩をするための遊具等があればよりいいんだけどなという声が近くに住んでいるの方々からあるわけですが、その設置ができないだろうかという質問で、要望なり質問であります。

昔、そういう話もしたことがあるんですけども、やはり行政といたしましては、けが等のことを考えたら、どうしても二の足を踏むということがあります。これはわかりますけれども、やり方によりましては簡単で安全で、そして耐用年数も長いものというものがあろうかと思っております。例えばジャングルジムとかフィールドアスレチックというようなことになりましたら、かなり高度なことになろうかと思っておりますけれども、そのほか例えば馬の形をしたコンクリートの置物であるとか、何かちょっとしたものがあれば、それなりに見合った子どもたちもそれを使って遊べるし、憩える場所ができるんじゃないかなということがちょいちょい言われます。そういうことがありますので、このことを考えていただけないだろうかということで質問をさせていただきます。

まず第1点、そのことについてよろしくお願いたします。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

安東議員の子育て支援についての子どもの遊び場の確保ということで御質問をいただいております。

新婚向けの市営住宅ということでございますが、合併前、旧町村において新婚向けの住宅を整備されていたところもございましたが、現在はそういった新婚向けの公営住宅というものはございません。つくりたい

んですけど、そういうものはございません。市営住宅は若者定住も含めて家族向けの住宅や子育て世帯向けの住宅として若い方からお年寄りまで御利用いただいております。

遊具の設置につきましては、市営住宅の中には広場があり、遊具を設置している団地は8カ所ございますが、以前から遊具で子どもが遊んでいてけがをするという報道があり、平成22年度に遊具の総点検を行い、老朽した遊具を3基撤去いたしました。年々老朽化も進み、これからも修繕が必要となると考えられますので、新しい遊具を設けることは現在考えておりません。

また、お尋ねの作東バレンタイン住宅につきましては、隣接に広い環境のよいグラウンド等もありますので、この広場を利用させていただきたいというふうに思っておりますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

安東議員。

9番（安東 章治君）

今答弁いただいたわけでありまして、実際のところ、新婚向けというのはまあまあないということですけど、事実上、例えば今市長が言われてましたところあたりは老人の方は入っておられませんということでありまして。それから、新婚向けとは言わなくてもやはり子どもたちがにぎやかに遊んでいるということ、若い世代の方が住んでおられるということでありまして。市長も言われましたように財政との絡みもあるかと思っておりますけれども、そういう住宅は建てたいんじゃないかということも言われましたけど、実際やはりそういう建物は望まれとるんが事実じゃないかなというように思います。

今の私たちよりずっと若い世代になりますと、どうしても田舎で同居ということはまず、考えられないことはないんですけど、やはり少ないのが現状じゃないかと思っております。まず、帰ってくるまでには一回外に出られて生活をされるということです。それから、ある程度家族の方が年をとられましたら後継者の方は帰ってこれられるという形をとっておられるわけでありまして、それにいたしましてもやはり家を新築されたり、また離れを改築されたりということで帰ってこられる方もおられるわけでありまして。そういう考え方がありますので、できれば近くにそういう住宅があれば帰ってきやすいじゃないかと、地域住民もふえてくるんじゃないかなというように思っております。

それをプラスいたしまして、今言うところのやはり都会で言います、子どもがある程度大きくなったら公園デビューというような言葉がありますけれども、それができるような環境というものもやはりある程度は必要になってくんじゃないかなというように思うわけです。今、市長も言われましたように、例えばバレンタインのあの周り、キューピットタウンの周りでありまして、やはり少し歩いていって芝生広場でボール転がしをしたり、あるいはそこにある木の上によじ登って遊んだりというような光景がよく見られるわけでありまして。

それにいたしましても、そこら近辺にでもちょっとした景観を損ねない程度の遊具等があれば、これも一つの定住するに当たって、子どもたちへのサービスにもなるんじゃないかなというように思っております。以前はあそこの地域、冒険の森というようなことで遊具もしっかりあったわけでありまして、今はシャッターがおりている状態ですので、そこまで行って遊ぶということにはなりませんけれども、近いところでは若い奥さんが公園デビューのためにファーマーズ・マーケットを利用するとかというようなことも結構行われているようでありまして。そこまで時間を使わなくても、近くにそういう簡易な遊び場がありますれば、より有効に使っていただけるんじゃないかなというように気がしておりますので、考えていただければいいかなというように思っております。

話は余談になりますけれども、今市長が言われましたような新婚向けの住宅も場所それから財政状況が許せば、これも考えられていっていただきたいなというように強く思いますので、御答弁いただければと思います。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

御質問の趣旨は十分理解できます。本当に子どもたちが遊ぶ声が聞こえるというのは多くの場所では見れないという、残念ながら我々の時代とは少し変わってきたなという思いがあります。子どもたちが遊べる場所というのは本当に大事なものであると思っておりますが、昨今の社会情勢という中で、そういった遊具の設置者の管理責任というものは非常に厳しく問われております。以前、そういった事故が発生したときに市内の遊具の総点検を行いました。ほとんどが管理ができていないという状況の中で、もうこれ危ないと思うのは全て撤去という形で多くの遊具を撤去してきました。もちろん子どもたちが使っていないというのが大きなポイントでございました。もう子どもたちがいないから使うことがない、だから放置されたまま。だけど、万が一そこへ子どもが来て事故を起こした場合には設置者の責任は追及されるということで、これはもう撤去するべきだということで多くの遊具を撤去した経緯もございます。

そういうことで、基本的には我々も子どもの遊び場というものを提供すればいいわけですが、なかなかそういう十分な管理が行き届かない以上は、むやみに遊具を設置するのはいかがなものかというふうに思います。この辺が全てを行政が管理でき切れない悲しさというものもございまして、御希望は本当に、あれもいいなというふうに思いますけれども、遊具を使わなくても我々の時分も安東議員思い出していただければ、いろんなものを使って自分たちで遊びを工夫して遊んだものです。ブランコと滑り台、そういったものが遊具だけじゃございません。いろんなものを使いながら遊んだものです。そういった遊び方を子どもたちに教えていくのも一つの手法ではないかなと思いますので、御理解賜りたいというふうに思います。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

安東議員。

9番（安東 章治君）

市長が今答弁されましたけれども、実際のところ、僕自身も昔は田んぼのあぜを走り回って、それからよそのわらぐろに上って遊んで怒られたと、それから川へ入ってはだしで走り回りようりましたら、割れたガラスで足を切ったというような経験の持ち主です。がしかし、今の時代はそうじゃないんです。ですから、やはり時代に合ったそれなりのことも行政サイドも考えていくというようなことが必要であると思います。

ただ、今市長が言われましたように、ある市民団体とか地域の団体から言わせますと、例えば幼稚園児も裸で幼稚園生活を送らせるとか、あるいはワイルドライフを楽しませるのを子どもからやらにゃあいかんということで、山のほうに上がって走り回ったと、それから木の上の上らせるというようなこと、それからまた小さいころから田んぼの中へつけてザリガニを捕ったり、それから田植えをしたりというような教育といいますが、子育てもしょうるわけですから、そのことは全く私も否定するつもりはございませんけれども、そういう方はごくごくわずかだということでもあります。

そういうことになりましたら、少しはそういうやはり遊具というものも今後危なくない範囲で景観を損ねない範囲で置いていかれるのもいいんじゃないかなというようなことを考えております。もちろん遊ぶ側としての自己責任ということをややはりこれも教育面でありましようけれども、考えていくということも根底に

あるわけですが、必要なじゃねえかなというように思います。

それはそういうことでこの質問は終わらせていただきますけれども、行く行くそういうチャンスがありましたら、新婚住宅を含めて考えていただきたいと、このように思っております。

そして、答弁は結構ですので、次の2問目に入らせていただいてもよろしいでしょうか。

議長（道上 政男君）

はい、どうぞ。

9番（安東 章治君）

そういうことで、第2問目の質問といたしまして、ずっと話題になっておりますクリーンセンターの件でございます。

この質問はたびたびやらせていただくわけでありまして、事業が進むにつれ、いろいろと問題が出てくると。もちろん事業が進みようわけですから出てくるのは当然なんですけれども、その都度説明を求めるわけでありまして。今回の質問もたびたび行っておりますけれども、再度この議会でも質問させていただきます。

造成工事も今行われておまして、完成が待ち遠しいというところまで来ておるわけでありまして。きのう、出がけにちょっと山を回って見てみますと、大きなダンプカーが通ってかなり造成をされようという状況を見てまいりました。肝心の地上部本体工事というものはこれからどのように進むんでありましようか。

そして、美作市発足以来の光ファイバー網に次ぐ大きなこのクリーンセンター工事というものは事業であります。特別委員会からも報告は議会でもあるんですけども、それほど詳しくなされておりませんし、岡山県の環境開発事業団との溶融炉を含めてどのように進められるのか。それから大きく分けて、この処理方法はシンプルなストーカー方式とか溶融方式、それから新たにストーカー方式に直送の溶融炉をつけるというような処理方法というものがあるようですけれども、どのような方式を採用されるのか。また、これを含めてプロポーザルはどのように進められるのか、お話をいただきたいと思っております。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

新美作クリーンセンター工事の進捗状況についてのお尋ねでございます。

安東議員いつも御理解賜りまして、工事のほうも順調に進んでいっとるという状況でございますが、クリーンセンターの特別委員会はことしの8月で22回目の開催ということでございます。その内容を議会や全員協議会で平成21年1月以降たびたび議論をさせていただいております。また、特別委員長も議会にも特別委員会の中間報告という形で議会ごとに詳しく報告をされております。事業の進め方につきましても、ことしの6月までに美作クリーンセンターだより第7号を発行いたしまして、今後のスケジュール等についてもお知らせをしているところでございます。

本体工事はどのように進むのかという御質問でございますが、本年2月に公募型のプロポーザルによる発注公告を行いまして、現在メーカーからの技術提案を受けて審査委員会で審査をさせていただきまして、9月下旬には優先交渉者の決定、契約後、実施設計行いまして、実際の工事着手は平成25年4月以降になるのではというふうに思っておるところでございます。

次に、灰溶融設備の御質問ですが、本事業は循環型社会形成推進地域計画というものがございまして、これにより実施をしておまして、事業工期は平成28年度となっております。このため、灰溶融設備の建設を

念頭に置きながら、当面の急務であります焼却施設とリサイクル施設でございますが、平成26年度中の稼働を目指しておるところでございます。灰溶融設備の実施については岡山県環境保全事業団の動向を注視して決定する方針でございます。

また、今回のプロポーザルは最終処分場並びに最終処分場からの浸出水処理施設は入っておりません。本公募型プロポーザルは、焼却施設とリサイクル施設、灰溶融施設の3施設の審査と評価によって優先交渉権者の特定を行いまして、焼却施設とリサイクル施設の2施設の契約交渉となります。灰溶融設備を建設するときは、美作市と受注者となった者とにおいて、プロポーザルで提案した内容を基本として誠実に交渉するものとしております。

そして、プロポーザルの進め方でございますが、今議会の行政報告でもお知らせをしておりますが、本年1月より学識経験者2名を含む美作市一般廃棄物処理施設審査委員会を設置し、2月22日に公募型プロポーザル実施の報告を行っております。現在審査委員会も5回と回を重ね、実施要領等の検討及び審査、一般要求事項に関する見積設計図書の審査をしていただき、特定要求事項に関する技術提案書、最終見積書の提出を受けて9月下旬にはプレゼンテーションを実施して審査委員会で評価していただきまして、最適者を特定していく予定でございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

安東議員。

9番（安東 章治君）

今、市長のほうから答弁をいただいたわけでありましてけれども、それと本議会が始まるときに、市長のほうからこの件に関しましては報告がなされたわけでありましてけれども、それを今の答弁じゃなくして、今議会の冒頭に述べられたあれを聞きますと、応募は5社あったということだと思えます。そのうちの整理しますと、書類不備が1社あったということで残り4社ですね。それから、溶融施設がそのあれに入っていなかったということで、これが失格というんですか、辞退というんですか、土俵に上がれないということで今現在は3社であるということでしたら、9月下旬にはプレゼンテーションを実施するというようになっておりますけれども、これはこの3社でやられるということだろうというように私は想像したわけでありまして。

ただ、ここで1つ問題になるのは、市長が言われましたように、このプロポーザルの発注公告を行ったというのがことし2月から行われたわけでありましてけれども、そのときに例えば書類不備が1つあったという、この1社、それから溶融施設が組み込まれてなかったということがあります。これ余りにも何十億円というような事業をする会社がこれを落とすとしたというのはどうもちょっとこれがないのかな、これで結局オミットになったわけですから、それはそれでいいんですけども、公告自体がちょっとミスがあったんじゃないかなと思わざるを得ないんですけども、そのようなことはなかったんでしょうか。

溶融炉もつけて、その各メーカーから技術提案をしてくれということを出しときながら、溶融施設をつけてなかったというような会社があるわけですから、これはどがないかなというような気がしとるわけです。それとともに、私が聞きましたように、例えば焼却方法には大きく分けて3つぐらいあるんじゃないかというようなことを言いましたけれども、これ3つあるんか4つあるんか知りませんが、特別委員会で全国各地に出かけていかれて、いろんな施設や方法を見てこられたわけですけども、それがこの技術提案などに生かされているのかということが1つお聞かせ願いたいというふうに思っております。

議長（道上 政男君）

副市長。

副市長（皆木 照夫君）〔登壇〕

応募の件等もございまして、技術審査委員会の座長をしておりますので、私のほうから少し答えさせていただきます。

まず、公告についてミスがあったんじゃないかということですけど、これについてはございません。これはもうインターネット等で閲覧できますので、ごらんいただければおわかりになると思います。本市はこのような形でこのようなものをつくると、できることは手を上げてくださいという公募型でございますので、こちらから指名したものではありません。その中で5社応募がございましたけれども、1社は書類の審査上の中でこれではできないということで、当然該当にならないということでこちらからはねさせていただきます。その審査、5回の審査に入る前、事前審査の段階で1社はもう欠落したということでございます。

あと、審査に入りまして1社、これは当然、先ほど市長が御答弁させていただきましたように、本市の場合は焼却炉並びにリサイクル施設プラス熔融炉についてはつくりますよということで提案をくださいと、ただし契約は決まったところで、後からするんです。今の段階は先ほど議員も言われましたように、岡山県環境保全事業団、ここの動きを見て、場合によってはそちらに出すほうが経費的に市の経費が安くなるということは市民の負担が安くて済むということで、これもあり得るということでしております。この1社は、熔融炉の提案がございませんでした。したがって、まず焼却炉、リサイクル施設を審査して行って、熔融炉の段階で提案をしてくださいと申し上げたにもかかわらず出てきてなかった段階で、これで一応選考から落ちたということでございます。

焼却方法、あと現在その後3社で審査をしておりましたけれども、8月の末になって1社辞退をいたしました。これ以上、本社の場合は参加できないという理由でございました。現在2社で審査を行っております。

焼却方法等についてのお尋ねですけど、これはもう再三申し上げておりますけど、一番最初から、議員今言われましたように十分お調べになっておられますので、そのときいろんな方式ございますけれども、美作市の場合、ごみの量等を考えた場合にはストーカー方式ということで公告しておりますので、これも公告の内容もごらんいただけますので、この中で手を上げてきた5社を今審査して、今月の末にはこの中から交渉権者を決めていくと、ここが決まるという意味じゃなしに、順番からすればこうなるということで決めていくという方法でございます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

クリーンセンター建設担当部長。

クリーンセンター建設担当部長（石田 薫君）〔登壇〕

先ほどの副市長答弁でございますが、公募条件等は今ネットのほうに掲載されとるという答弁でございましたが、公募期間がもう完了しておりますから、今ちょっとネットのほうには出てないと思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

安東議員。

9番（安東 章治君）

今答弁いただきましたように、実際もう期限切れておりますんでネットのほうでは見ることができないと。いや、これはまあいいんです。私に言わせれば、こんだけ公告をきちっとしとるのだから、熔融施設をつけて見積もりしてくださいというのにならしてないということは、もうはなからそれはやる気がないということはおわかりますんで、それはこれはだめだというようなことは、これは十分理解できます。

ただ、その技術提案をする上において、ちょっと答弁漏れかなとも思うんですけども、特別委員会で得た情報がこの技術提案のときに生かされたかということです。うちの特別委員会というものの、僕もちょっと去ってから長いものですからわかりませんが、私が在籍したころには恐らくストーカー方式になるだろうというような話はありませんでしたが、その後、全国各地に出向いていっていろいろと方式、それから金額の面というようなものを勉強されとるといのように聞いておりますので、その辺が十分生かされとるんだろうかなということにちょっとお聞きしたいという気持ちがあったものですから、再度お聞きできますでしょうか。

議長（道上 政男君）

クリーンセンター建設担当部長。

クリーンセンター建設担当部長（石田 薫君）〔登壇〕

今回の発注に対しての基本的な美作市の考え方でございますが、当然特別委員会にもそういうことを御報告しておりますし、例えば地元説明会も何回も開催しております。それから、昨年9月20日に環境影響予測調査の報告会もいたしました。それで、さまざまな住民の方から御意見をいただきました。そのような御意見を参考にさせていただきまして、もちろん市長のほうがこれもずっと言っております最新の実績がある機器で安全・安心なものをつくることを最優先とするという方針、それにのっとりまして美作市のクリーンセンター建設の基本的なコンセプトを作成しております。そのコンセプトにのっとり、今回の発注に対してはやっております。

以上です。〔降壇〕

〔9番安東章治君「議長、委員会のあれが生かされていないかという話なんで」と呼ぶ〕

議長（道上 政男君）

副市長。

副市長（皆木 照夫君）〔登壇〕

特別委員会のことが生かされておるんかということですけど、先ほど石田部長が答えましたように、特別委員会を開催していただいて、私ども市の考え方はこうなんです、それから視察を終わっているんなことの話し合いをやっております。しかし、特別委員会のほうから、ああやれこうやれという話はございません。それはお互いに今までの話の中で了解で来ております。それから、発注方法とかいろいろなことについては、これはもう執行権の中の話でございますので、これは特別委員会にも相談する内容じゃございませんので、ですから私どもは再三、先ほど市長が答えさせていただきましたように二十数回にわたる特別委員会の中は良好な関係の中でずっと話し合いができて、私ども全ての情報を出させていただいて了解をいただいとると、このように解釈しております。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

安東議員、総括。

9番（安東 章治君）

総括ということでさせていただきますけれども、今副市長のほうから話がありましたけれども、今言われたようなことでしたら、多額の経費を使って全国に視察に行ったのがどがい生きとんならと言われてもやむを得ないというようなことも言えるんじゃないかなというような気がしております。何のための特別委員会だったんならというような気がしております。

例えば、前半話をしていたときには、おい、あっこへ行ったらストーカー方式、これのほうがコストが安

いんじゃないかと、溶融方式がこれからはいいんじゃないかと、いろいろとやったものです。それから、灰溶融にいたしましても、いろいろと建築材料等にも使えるんじゃないかというようなことを勉強したんですけども、それが生かされてないのかなということになりましたら、少し残念だったなというような気が私はしとるわけでありませう。

ただ、今副市長が言われますように、発注に関してはそれは指名競争入札をせえとか、それからプロポーザルでやるとかというような話には、これは委員会側からはならんと思えますけれども、私が思っております委員会のあり方と委員会とそれから執行部側とのタッグを組んでよりいいものをつくろうという趣旨からは少し、極端に言いますと外れておったんじゃないかなということで残念に思っているところであります。

そういうことで、最後に苦言を呈したようでありますけれども、報告だけの会に終わらずに、できますれば委員会も生かしていただきたいというように私は思っております。

次に……。

議長（道上 政男君）

次の3項目めに行く前に、ここで10分間休憩いたします。

午後3時52分 休憩

午後4時02分 再開

議長（道上 政男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま安東議員の質問に対して少し私のほうが確認したいと思っておりますので、ただいまから10分間休憩いたします。

午後4時02分 休憩

午後4時13分 再開

議長（道上 政男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

安東議員。

9番（安東 章治君）〔質問席〕

3番目の質問に入る前に、2番目のときの私の発言でありますけれども、ちょっと誤解があったように聞き取られたということでございます。私は特別委員会不要論を述べたんでなくして、特別委員会でいろいろと勉強したことを十分生かしてくれということをおっしゃっておりますので、そのことだけは誤解のないようお願いしたいというふうに思っております。

それで、一方的でありますけれども、第3番目の質問に入らせていただきたいんですけど、よろしいか。

議長（道上 政男君）

はい、どうぞ。

9番（安東 章治君）

このクリーンセンターに関しましては、市長もたびたび言われますけれども、今美作の南にある処理センターも老朽化を迎えて、もう早く建てかえんといつ壊れるかわからないというような状況でありますし、私自身もそのことはよく知ってるわけでありませう。市長が言われますように、一日も早くいい施設をつくって

いかなければならないと思っている者の一人であります。

しかし、地元説明について何回も何回もこの件に関しましては今の私の発言じゃございませんけれども誤解のないように、そして反対とか異議を唱えている方に説明をして、一人でも多くの方に理解をいただいて、スムーズなごみ焼却施設ができるようにということを望んできたわけでありまして、耳にたこができるほどそれも言ってきたわけでありましてけれども、どのような接触方法を、地元中心に反対や疑義を唱えとられる方を中心に接触されとるのかということをお聞きしたいと思います。

といいますのが、なかなか私も家が近うございますので、いろいろと反対とかというような気持ちがあるんだというような方もおられます。ですけれども、なかなか話が前へ進まんのじゃということです。そうこう言ってるうちに造成工事が進み、今のこの質問にもありましたように9月にはプロポーザルをして前に進めていくという、せつかくここまで話が進んだるわけですから、よりスムーズに前へ進めていただくということを望んでおりますので、あえて嫌われながらもどんだん話はとりあえずして行って、一人でも多くの人に理解をしていただいてもらいたいということを再三言ってるわけでありまして。

それから、今ひそかに話題になつるところに、これは先月の出来事なんですけれども、市側が市民の方3人を名誉毀損で告発されたということでありまして。全員協議会で少しお伺いしたわけでありましてけれども、どのような意図でこのようなことになったのか。そして、市のほうが市民の方を告発するということはただ事ではないと思うわけでありましてけれども、私が思いますに慎重さに欠けていたんじゃないかなというように思いますし、また我々サイドからいたしましては、市議会側の意見も少しは聞いていただきたかったと、実行に移される前に報告もしていただきたかったというように思っております。慎重の上にも慎重にやられたこととは思いますけれども、告発に至った経過と今後の動向というものをお聞かせ願いたいと思いません。

本市になってから大型事業では恥ずかしい話でありますけれども、たびたびおかしげなうわさというものが出てくるわけでありまして。この事業でもそれから入札、プロポーザルにかかわり、あたかも官製談合が行われたかのような文章というものが、今言われますデマの文章というものが送られてきました。私のほうにも郵送で届いておりました。このことに関しましては、根拠のないものとして扱えばそれはいいんだろうと思います。しかし、少なからずというよりも、ほぼ間違いなく造成工事についてはうわさどおりのようなことになってしまったというわけでありまして。

私たち議員側にいたしましても、美作市はどうなつたらんということをやはり少なからず市内外から言われるというのも事実であります。このようなうわさの反省に立って、慎重でレベルの高い対応というものを今後望んでおりますので、そのことをお聞かせ願いたいと。また、談合の定義というものをお示ししていただきまして、今後の対応をお聞かせ願いたいと、このように思います。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

クリーンセンター建設に伴いもろもろの動きがあるが、教えてくださいというふうには、若干御質問をお聞きしながら答弁を考えていかなければならないかなというふうには思いました。

まず、地元説明についてでございますが、6月定例会においても内海議員の一般質問でもお答えをしておりますが、平成21年1月に津山ブロックごみ処理広域化対策協議会を脱退させられたんですよ、議会の議決で。地権者の方を中心に先進地の視察をしていただきながら、ごみ処理場の協議を進めてまいりました。その後、クリーンセンター建設予定地の地権者説明会、河内、矢田、杉原地区の住民を対象に事業説明を行

い、各地区の総意としてごみ処理施設建設同意書を提出していただきました。その後、勝田審議会、勝田区長会に事業概要説明を行い、建設予定地に隣接しております勝央町に対しましても、勝央町豊久田の区長を中心に関係役員に事業概要を説明を行っております。このように、地域の方々が十分考える時間や各種会議等で情報を出せるだけ出してまいりました。

昨年の9月の環境影響調査の予測結果の説明会后、クリーンセンターだより第4号を発行して、美作市のごみの処理の現状、建設の経緯、建設同意書、地元説明会、ダイオキシンなどをお知らせし、本年6月までに7号を発行し、今後のスケジュール、美作市一般廃棄物処理施設審査委員会設立、クリーンセンター造成工事等についてお知らせをしてきたところでございます。

また、昨年11月には、勝央町吉野地区に対しまして建設事業説明会を開催し、本年1月には勝田地区に対しての事業説明会を実施いたしました。勝田地区の説明会は、施設の概要やダイオキシン等の説明をする予定でございましたが、参加者の要望で意見交換会に変更となっております。

5月には、勝央町豊久田下に対しての再度事業説明会、6月には業者を交えての造成工事の説明会の実施、7月にはクリーンセンター整備及び運営に関する覚書——案でございますが——に対する説明会を勝央町を含め、隣接する3地区に対して行っております。ただし、1地区は現在調整中でございます。また、今年度実施予定であります事前モニタリング調査につきましても、4地区及び勝田区長会と調整中であります。また、勝田区長会からの要望もあり、再度勝田地区の事業説明会の開催を協議しておるところでございます。

次に、告発についてですが、美作市が発注した新クリーンセンター造成工事に関して、美作の環境を考える会の会長が官製談合があったようなデマのビラを作成し、多数の方に配布した事実に対し、美作市が名誉毀損で刑事告発を行い、その内容を先般7月31日に議会全員協議会において報告し、説明をさせていただきました。説明したとおりでございます。刑事告発でありますので、その内容については控えさせていただきます。

次に、入札についてですが、公共工事の入札及び契約は、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の中で、透明性の確保、公正な競争性の促進、談合その他の不正行為の排除、適正な施行の確保が求められております。

安東議員御質問の談合の定義でございますが、独占禁止法では、不当な取引制限として、事業者がお互いに連絡をとり合って、本来個々の事業者がそれぞれ自主的に判断して決めるべき事項、価格とか数量等を共同して決定し、市場において有効な競争が行われないような状態をもたらすことを禁止となっております。

市が執行する公共工事におきまして、談合情報の提供があった場合には、談合情報マニュアルに従い審査をいたします。提供された情報が調査に値するかどうかについて公正入札調査委員会で審査を行い、談合情報が調査に値すると判断した場合には、必要に応じて入札を延期または中止して、入札参加業者の調査を行います。市には捜査権はないため、調査は主に聞き取りにより実施することになります。この聞き取りにおいて談合の事実が判明した場合には、警察や公正取引委員会に通報するとともに、それぞれの処置をすることとなります。また、談合の事実が判明しない場合には、業者から誓約書を取り、入札を執行することになります。

また、これらの競争入札において、公務員が談合に関与して不公平な形で落札業者が決まった事実が判明した場合、平成15年1月6日に施行された入札談合等関与防止法または入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律等に抵触することになります。これらの行為はあってはならないことではあります。中には職員が知らないうちに談合にかかわったとする事例も、美作市にはございませんけれども他市ではあること

から、美作市といたしましても平成24年6月29日、公正取引委員会から講師を招いて官製談合を含め、談合防止のための職員研修をしたところでございます。

今後、入札の公平性、透明性、競争性の確保については十分配慮するとともに、不当な取引排除を含め、入札制度のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

安東議員。

9番（安東 章治君）

今、市長がお答えいただいたわけでありますけれども、談合の件、それからクリーンセンターに伴って市民を告発された件、この話を取り上げさせていただいてお答えをいただいたわけでありますけれども、まず1点、市民の方に十分説明していただきたいと。特に反対とか異論を唱えている方がおられるわけでありますから、そういう方には足しげく通っていただいて、御理解をいただいて、例えば60%が70%、70%が80%の理解を得てできるように努めて努力をしていただきたいというようなことは再三市長に申し上げたわけがあります。

それから、月日がたち、市長も今言われましたように、内海議員の発言にもありましたように、いろいろとやっておるといような話であります。そうなんですけれども、あれは3月議会の代表質問だと思うんですけれども、このことに関しましては、福島議員もこのことは言うておられました。その答弁、理解していただくように努めたいということを市長みずからこう言われたわけで、これは前へ行くかなと、私の考えとしては例えば声を大にされている美作の環境を考える会というような会が、任意の会ではありましようが、あるわけでありますので、その方とも十分協議をされるんじゃないかなというつもりでございました。どうも漏れ聞くのに、それもいまだかつてされていないんじゃないかなということがあります。それがあつたかなかったか、これは別といたしまして、おかしいデマのビラが配られたということで皆木副市長の名誉を著しく傷つけたということで告発に至ったという事実もあるわけであります。訴えてあるということで、この件に関しては答弁できないということでございますので、その点はよしといたしますけれども、再々言いますけれども、異を唱えておられる方にこそしっかりと理解いただけるように努力をしていただきたいというように私は思っておりましたし、今でもその気持ちは変わっておりません。そういう意味におきまして今後しっかりとその辺は努めていただきたいというように切に願うものであります。

しかし悲しいかな、3月議会で福島議員がそう言って、それに対しての理解していただくように努力するといようなことを市長も強く述べられたんですけれども、あに図らんや、閉会が3月21日だったんですけれども、その21日の日付をもって、ある地区に協議を一時保留するといような文章を送っておられます。ということになりましたら、どうも私に言わせりゃあ、言ったこととすることは違うんじゃないかなと思ひまして、ちょっと疑問に思ふわけであります。ですから、当初から言うておりますように、反対しておられる方にこそ理解していただいて、70%の80%の方が理解していただいて早く工事を進めていただくように努力していただきたいと思ひますので、その点、御答弁ございましたらお願いをしていただきたいというように思ひます。

それから、談合の件に関しましてですけれども、私が思っていた入札について、こういうことはあつてはならんことではありますけれども、このように談合の定義といものを今詳しくお知らせいただきましたので、このようないことが疑われないように、本当にしっかりとやっけていただきたいと思ひます。ある場所でこれとはちょっと違つたことを政策審議監が言われたといようなことを聞いたんですけれども、これで政策

審議監、よろしいですね、談合の定義は。そのように私も理解しておりますので、どがいぞその誤解のないように今後はやっていただきたいというように思っております。

それで、もしそういう談合の情報があったら、委員会を立ち上げて、その調査をして、きっちりとたどっていきと。入札業者の調査をいたしますというような、そういうマニュアルもきちっとあるようですので、もしそのような談合などがないようなことを望んでおりますけれども、もし情報がありましたら、きちっと対応していただいて、美作市はクリーンな入札をやつとるということをしっかりとアピールしていただきたいというように思っております。

それから、ちょっと入札とは少し別の話になろうかと思えますけれども、例えばクリーンセンターあたりやこうでしたら大きな工事ですので下請業者というのがあるかと思えますけれども、その辺の調査もしっかりしていただきまして、後で落としとったんじゃ、これはちょっとしもうたことをしたというようなことのないように、こういう時期ですので、皆さん敏感になっておりますので、その点はクリアにさせていただきたいというように思っております。その点、市長何かありましたらお願いします。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

かなり議会議員と執行部との違いというものがちょっと浮き彫りにされるんかなというふうに思えますね。

1つは、刑事告発というものは、安東議員最初に議会に少し相談してほしかったと、刑事告発するのに議会に相談するんですか。勉強熱心な安東議員ですから、その辺はもう十分御存じだろうというふうに思っておりますが、刑事告発について例えばもしもここで私がボカッと殴られたと、議会の皆さんに相談して私告発してもいいでしょうかどうでしょうかと、そんなもんじゃねえです。刑事事件というものはあくまでも加害者と被害者と被害者が訴えるべきもので、議会が意向がどうかこうとかという問題ではないと、その点は御理解をさせていただいていただろうけれども、その辺はよろしくお願ひしたいと思えます。

そして、地元の説明という部分につきまして、70から80%ぐらいの理解をもらいたい、方から理解をと言われますが、私は十分、もしその数字が統計とっておりませんけれども、とれとるというふうに思っております。

それで、環境を考える会のみ特定のお話を、特定の会のまさか後ろに立って安東議員が説明せえ説明せえと言われとるというふうに思っておりませんです。しておりませんし、環境を考える会には当初会長に面談を申し込んでおります。拒否されましたけれど、そういうことで申し込みをしながら、それなりの努力をしております。

それから、談合情報につきましては、入札のあるたびには言いませんが、相当数の談合情報が寄せられます。どこの業者がとる、あれがとるという話の情報です。これは例えば8社指名しておりました。8名が来たら全員とることになります。談合情報の中にどういう根拠があって、どういう形になって、金額何ぼうでとりますよという情報を入れていただければ、我々がきちっとした対応ができますが、何でもかんでもあの業者がとる、あの業者がとるという情報だけでは談合情報にはなりません。8回入れたら8人当たるわけですから、どれかが1個当たるわけですから、だからそんなのが談合情報というふうに、ましてやピラに書かれた、多分安東議員はそのピラを手に入れられたときにはどなたが発行されたかというのは御存じなかったんではないかと思えますが、その出所がわからないピラをもとに一般質問していただくのは、良識のある安東議員としてはいかがなことがあるんだろうかなというふうに思えます。そういう意味でピラによる談合

情報という分については我々は受け付けることができません。

そういった意味でございますけれども、今当初申し上げましたように談合に対する市の考え方はきちっと対応していくということでございますので、御理解をよろしくお願ひしたいと思います。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

安東議員。

9番（安東 章治君）

市長が今言われましたように、このビラについて、これが私は談合情報じゃと言ったつもりではございません。談合の定義というものはここで言われましたけれども、これは発信元が明らかになっていないと、談合とは言えなんだと、それでは調査しないんだというのが美作市の条例に書いてあるわけですから。ですから、これが談合情報じゃぞと、だから調査したんかというようなことは一言も言っておりません。談合情報というものは、誰の誰べえがということ、出所を明らかにしたものが初めて談合情報になるわけでしょう。ですから、それで今回のビラが談合じゃというようなことは私は全く言っておりません。ですから、要するにこのことは市長が言われましたように、談合情報として当然扱ってないでしやし、扱うこともこれからもないと私はそう思っております。このことに関して協議することも恐らくないと私は思っております。

それから、もう一点は先ほどの3月議会の件でありますけれども、やはり福島議員が言われましたように、私も口を酸っぱくして言よんですけれども、何%でクリアとかどうこうというんじゃないんですけれども、反対しとる人が仮に70%おるんなら80%、80%おるんなら90%、限りなく100%に近い人が理解していただけるように努力してくれえと。虎穴に入らずんば虎子を得ずです。どんと入って行って、しっかり説明をしていただきたいと、そして必要な施設ですので、理解を求めてくれえということを言よるわけでありまして。ですから、そのことは誤解のないようにしていただきたいと思ひます。50%だったら勝ち越しとるけえ、それでええんじゃないと、そがいな話じゃねえんです。あくまで市長が言われる理想を追求して、100%に近いものを目標にするということで私はやっていただきたいと。そのためには賛成しとるところに何回足を運んでもしょうがないんです。それは行きやすいでしよし、ですけれどもやはり反対をしとるところに理解してくれえというて行くのが私は必要なんじゃないかなと思ひます。そういうことで、このことは苦言を呈しましたけれども、今後続けていただきたいというように思っております。

そういうことで告発については今言われましたように警察に言うとの関係上、答弁できないわけですから、非常に結構なんですけれども、どちらにしても誤解のないように真摯に向き合って一日も早くといひますより、計画どおり事業を進めていただくためには手間取っている時間はありませんで、やはりどんどんと現場へ出て行っていただきたいというように要望しておきます。

議長（道上 政男君）

執行部、何かあります。この件についての答弁はありますか。

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

これ一般質問になるかどうかわかりませんけども、今言われましたビラやこう一言も言うてないと言われますけれど、質問されたときに官製談合を行われているかのような文章を私に送られたと言われるから、文章で送られたからビラだろうと思ひんですが、手紙だったんでしよし、それ。もしビラでないんだつたら、それは申しわけないというふうに思ひます。それから、字句で言うてそういうことになります。

それから、少なくとも70%、80%の理解を得られるようにというふうにおっしゃつたのは安東議員でございまして、数字を言われるんでしたら大多数の方が御理解をいたひておりますというふうに申し上げた次

第でございます、説明も先ほど申しましたように会長に面談を申し込んだんですが、お断りされたという経緯もございまして、環境を考える会だけが説明ではない、市民全体に対する説明であるというふうには私は理解しておりますから、そういう意味でお答えをさせていただいております。よろしくお願ひします。〔降壇〕

〔9番安東章治君「区長に対しては」と呼ぶ〕

議長（道上 政男君）

区長。区長に対してはという質問。

ちょっと安東議員、もう一度その質問を。

9番（安東 章治君）

協議を一時保留させていただきたいという文章を3月21の日付で送っておられるということです。21日といたしましたら議会の閉会日でありますので、その議会のときには福島議員の質問に対して、理解していただくように努力していくという、私らにとってはありがたい返答をいただいとるにもかかわらず、こういう文章が届いたということは、これどういうことなのかという疑問がありますので、お聞かせいただきたいということです。

議長（道上 政男君）

そのことについて、どう。

〔市長安東美孝君「ちょっと議長、休憩」と呼ぶ〕

ちょっと待ってください。ちょっとお待ちください。

お諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により延長したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することは可決されました。

これより10分間休憩いたします。

午後4時43分 休憩

午後4時53分 再開

議長（道上 政男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番向原伸一議員が葬儀の準備のため退席であります。

副市長。

副市長（皆木 照夫君）〔登壇〕

今、安東議員のほうから1地区につき協議をとめとるということで、私どもと福島議員が3月に質問され、きょう言うたことが市長の言うのと違うじゃないかということですけど、これにつきましては私ども市の執行部としましては、クリーンセンターの建築については地元も同意いただいたと、それに向けて粛々と現在進めておると。で、この秋にはプラントの建設業者も候補者を決めるといふ順番で進んでいると解釈しております。その中で、その各地元から当然地元対策という事業がございますので、地元対策の事業につき協議をしておりました。ある1地区は、もともと、相手方さんが言われるのは、我々は建築は反対なんだと、建築は反対というより、一番最初から協議を直せということと言われるんで、それでは前に進まない

と。ですから、このことについては地元対策を先行することができないのでとめさせていただきますということをお願いしております。

それから今回、一般質問なんで議員のほうから言われることは何を言われても構いませんけれども、先ほどの質問の中でも市長のほうがお答えもしておりますけれども、安東議員のほうから官製談合が行われているような文章が私の手元まで来た。その後、これにほぼ間違いなく造成工事については当たりでしたというような質問をされました。このことについては私どもは先ほど市長が申しましたように、官製談合も行っておりませんし、それから談合もあったとは解釈しておりませんので、訂正してくださいというようなことは言いませんので、私どもとしてはそういう認識はいたしておりませんということをこの場をおかりしまして答弁をさせていただきたいと思っております。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

政策審議監。

政策審議監（岩崎 清治君）〔登壇〕

先ほど安東議員のほうから談合についての御質問の中で、私の名前も少し出ましたので、私のほうから少し談合についての今までの調査の状況のほうを御報告をさせていただきます。

私のほうは、指名委員会のメンバーになりましてから約4年がたちますけれども、その間、談合情報として取り扱った件数が2件ございます。この情報は、市及び警察のほうへ談合情報として入れられまして、入れられた方がはっきり名前も言われてますし、こちらのほうにも来られたということで調査をいたしました。入札のほうはした、それ同時ぐらいでございましたので、入札そのものは保留にいたしまして調査をいたしましたけれども、業者等にもお聞きをしたり、いろいろな調査の結果になりまして、途中情報を入れられた方が談合がなかったと、そのことは取り下げてくれという部分と、業者の方についても一切そういうことはないということで、その2件については保留を解除して指名をした経過がございます。

もうあと一件につきましては、先ほどの御質問と同じでしょうけども、クリーンセンター造成工事につきまして市長のほうから談合には値しないと思うけれども、事実が余りにも考えるところがあるので、職員のほうに調査の指示をされて、まだ市長のほうに調査結果を出してないんですけども、先ほど副市長が話がありましたように、私どものほうは調査権ございませんけれども、聞き取り調査の中で談合は認められないという調査結果を近々市長のほうへ報告しようと思っております。

なお、この内容につきましては、特に個人情報とかいろいろございますけれども、特に議員方々につきましては最初の説明のときにこの内容については発表してもよろしいですかという確認もさせていただいてますし、内容についても御確認の上、いずれ皆様方にお知らせする時期が来るだろうというふうに思っております。

結果としましては、談合に値するような内容ではなかったというふうに私ども調査委員会としては結論を出しております。

以上です。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

安東議員、総括です。

9番（安東 章治君）〔質問席〕

そういうことで、岩崎審議監にも談合について詳しく勉強させていただいたわけでありまして、ちょっとぎくしゃくするような内容だったんですけども、それはそれといたしまして、とりあえずこういうことのおわさというものがないように努力していくと。これは紳士的に努力していくということが行政には求められ

ることだろうというように思っておりますし、また我々議員におきましてもそのようなことが疑われないように十分チェックしていくということが責務だろうと、このように思っております。

しかしもう一点、苦言を呈するようになろうかと思えますけれども、副市長が言われましたように、もろもろの反対だという意見が当初からあって、もともと反対なんじゃというようなことに対してやはり理解はしていただくような努力というものはやっていたかんと、ほっとしてもできるというものの、やはり一人でも多くの方に理解をしていただいたり、この話が進んでいくように最大の努力をしていただきたいという気持ちは私は全く変わっておりませんので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

そして、次に行かしてもよろしいですか。

議長（道上 政男君）

はい、どうぞ。

9番（安東 章治君）

それでは、4番目に通告させていただいております市内交通についてであります。この件に関しまして、前の山本議員のほうから質問がございまして、詳しく答弁されておりますけれども、少しちょっと違う角度でお伺いさせていただきたいと思えます。

これからいろいろと計画というものがあると思うんですけれども、このデマンドバスの新規路線についての時間帯、また運行状況、3人以上確保するというようなことも今答弁で出てまいりましたけれども、土居地区を中心に運行してきた、その反省に立って、利用者それから経費のことを考えたときに市内全ての交通網ということも考えて、場所によってはタクシー利用、それから福祉タクシー利用というのも総合的な交通の一つの手段として考えたらどうだろうかという気持ちがありまして質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

市内交通についての御質問でございますが、安東議員言われたとおり、先ほど山本重行議員に御答弁したとおりでございますけれども、土居小学校区のデマンドバス運行は地域の皆さんの協力をいただきまして運行をしているところでございます。同じ答弁ではございますが、他地域への運行の予定ですが、地域からの要望はありますが、地区の範囲や起終点、バス路線などの調整ができていないのが現状でございます。

いずれにいたしましても、交通弱者の買い物や通院などの交通手段の確保は重要な政策課題であります。昨年からデマンドバスを含め、市内交通網の検討を行っております。さらにタクシーや福祉タクシーなどの業者の育成という観点からも総合的に検討してまいりたいというふうに思っております。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

安東議員。

9番（安東 章治君）

土居小学校区ではデマンドバスというものはいち早く取り入れられまして、それなりのさい先のいいといひましようか、出足だったわけでありまして。実際、ふたをあけてみたら結構利用者が少ないということがありましたけれども、どっちにしてもやはり過疎地域の、しかも交通手段を直接持たれない、特に御高齢の方やこうに関しましては、十分このデマンドバスというものは有効な手段ではなかっただろうかなというように思ひますし、もっともっと利用者というものが、こういう高齢者がふえてくる世の中ですから、利用者がふえてくるんじゃないかなというように思ひます。

ですので、先ほども部長が言われましたように、1回の利用をできれば5人、6人と利用していただけるようにPRもしたり、また路線も考えたりということで伸ばしていくという方法もありましょうし、また地元企業というものを起こすということも考えれば、先ほど市長が言われましたようにタクシー利用、それから福祉タクシーなどがございますので、その辺も公共交通の一環として中に組み込んでいけば、やはり費用対効果のほうはそれなりに出てくるのではないかなというように考えます。もちろんこれもやってみんとわからんといやあ、それまでなんですけれども、そういうことをやるとる地域がよそにもあるわけでありまして、よそのものをそのままうちのような過疎、それも遠距離のところに持つてくるというのはしっくりこないかもわかりませんが、そういう方法もあるということをしかりと検討していただきまして、やはり交通弱者の方にサービスをしていただきたいというように思っております。

そういうことで総合的に検討していくという力強い言葉をいただきましたので、ぜひこのことに関しましては経費もかかることではありますけれども、しかりと検討していただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

交通弱者の救済ということできざまな取り組みが過疎地と呼ばれる地域は全国的に取り組まされております。いろんな諸条件がそれぞれ違いがございますけれども、一つ言えるのは地域の皆さんが一体となって公共交通を守るといった意識を持って取り組んでおられます。美作市もいろんなバスを走らせておまして、辛口の方には空のバスを走らせてどうするんじゃということで怒られながら対策に悩んでおるのが現状でございます。

先般も山口市のほうまで視察に行きました。担当職員を行かせました。そこにもデマンドバスといわゆるタクシーと両方併用しながら活用されておりますが、やはりどこの地区も一番困るのは幹線公共交通とデマンドもしくはこういったタクシー等が重複する場合に困るということで、必ず乗り継ぎをやってください、乗り継ぎの協力をお願いして、それで初めて幹線の交通も守れて、そこにまでは出てきてるといったような取り組みをやられております。本当に地域の皆さんがそれを御理解いただかないと、どうしてもここまで行ってくれにゃあいけんのじゃという幹線バスが走るとこへ同じ路線をお客様を積んで走らすということは、今の幹線バス、市内で言えば共同バスそして宇野バス等々の営業に大きな障害を来しとるという面もあります。そういった面を市民の皆さんに御理解をいただきながら、相対的な公共交通網を検討していきたい。もちろん市民の皆さんの御協力もいただいて、今あるバスに、今ある公共交通にしっかりと御利用をいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

安東議員。

9番（安東 章治君）

よろしい。

議長（道上 政男君）

いいんですか、総括も何もいいんですか。

〔9番安東章治君「はい」と呼ぶ〕

以上をもちまして通告順番11番、議席番号9番安東章治議員の一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

再開は明日7日午前10時からです。

大変御苦勞さまでした。

午後5時07分 延会

平成24年9月7日

(第 4 号)

1. 議事日程（4日目）

（平成24年第5回美作市議会9月定例会）

平成24年9月7日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（22名）

1番	山本雅彦	2番	則本陽介
3番	萬代師一	4番	山本重行
5番	尾高誉久	6番	岡崎正裕
7番	西元進一	8番	本城宏道
9番	安東章治	10番	橋本健二
11番	向原伸一	12番	鈴木悦子
13番	粟井基雄	14番	岩江正行
15番	小渕繁之	16番	万殿紘行
17番	絹田和昭	18番	新免昌和
19番	日笠一成	20番	福島協
21番	内海健次	22番	道上政男

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（23名）

市長	安東美孝	副市長	皆木照夫
教育長	内海壽志	政策審議監	岩崎清治
総務部長	中西祐司	危機管理監	小林昭文
企画振興部長	大寺剛寅	市民部長	平尾孝之
税務部長	西浦豊照	保健福祉部長	神吉康之
建設部長	春名修治	田園観光部長	江見幸治
上下水道部長	中尾友保	教育次長	福原覚
消防長	森正彦	会計管理者	谷和彦
外-センター建設担当部長	石田薫	総務部管財課長	山本茂
市民部クリーンセンター建設室長	小坂田博幸	保健福祉部健康づくり推進課長	西田尚美
保健福祉部高齢者福祉課長	藤原英幸	建設部農村整備課長	小林利和
田園観光部農業振興課長	安東和彦		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	欽先耕二
課長	内藤淳子
主事	井上賢治

議長（道上 政男君）

皆さんおはようございます。

いつものことながら、携帯電話の電源は切っていただくようお願いいたします。

昨日に引き続き会議を開きます。

本日は全員出席あります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（道上 政男君）

日程第1、「一般質問」を行います。

昨日に引き続き、通告順に発言を許可いたします。

通告順番10番、議席番号16番万殿紘行議員の発言を許可いたします。

万殿議員。

16番（万殿 紘行君）〔質問席〕

それじゃ、改めまして皆さんおはようございます。

16番万殿であります。

きょうで一般質問も3日目ということで。

議長（道上 政男君）

万殿議員、ちょっとマイクをこっちへ倒してください。

16番（万殿 紘行君）

余り大きな声かけたら皆さんに悪いかなという気持ちでございましたけれども、ことしの夏は大変暑い夏で、市民の皆さん方も体調維持が大変であつただろうと思うわけであります。そうした中でスポーツの祭典でありますロンドンオリンピック204カ国、1万500人と、選手が一堂に集まって熱い戦いが行われ、無事終了と。我が日本選手団もメダルが38個と大健闘で、国民の皆様をテレビにくぎづけをしたという7日間であつたのではなからうかと、このように思います。また、現在も行われておりますパラリンピックも選手皆さんが大健闘で、本当に感激いたしておるところでございます。そうした中で、我が国政のほうへ目を向けてみますと、報道等で語られておりますけれども、市民との約束、国民との約束をほごにして、全部がほごというわけではありませんが、そうした誰のための政治をやっておるんかなと、誰のための国会審議をやっておるんかと、まことに残念、まことに情けない状況の中で、私はわずかながら私の小さな力ではありますが、先祖に手を合わせて皆様方の健康、日々の安泰を祈りつつ、時間に追われる毎日を過ごしておるところであります。

そうした中、今私のこの定例会での一般質問、通告をいたしております4項目についてであります。順次第1番からの問題に入らせていただきたいと思います。今定例会において私は市内の小・中学校の児童・生徒の現状についてということを第1項目めに上げております。

夏休み中、また夏休み明けの各それぞれの学校の生活状況について教育長にお尋ねを申します。2学期の授業も始まりました。運動会の練習等もありますけれども、その夏休み中において事件、事故等の報告は受けておられたか、なかったか、また受けておられるすれば、どのような内容であつたか、またあつたとすれ

ばどのような対応をとられたのか、このことをまず最初に質問をいたします。よろしく答弁お願いを申しまして、第1問の質問といたします。

議長（道上 政男君）

教育長。

教育長（内海 壽志君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

きょう最初の万歳議員の質問をいただきました。しっかりお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、市内各小・中学校の児童・生徒の現状について。

夏休み中、2学期の授業の実態、対応についてでございますが、夏休みは子どもたちを家庭に返すことになり、地域や家族、保護者の皆さんとのきずなを深めていただく期間でもあると思います。各地域で行われた夏祭り等のイベントにも多くの子どもたちが参加をしてくれており、友達や家族と楽しいひとときを過ごすことができたようでございます。各学校の先生、関係者の皆様、地域の方々、教育委員会等で補導も行いましたが、夜遅くまで遊び回る子どももなく、特別目に余ることもなく、何事もなく終わっております。本年度は夏らしい猛暑日が続きましたので、市内小・中学校生の体調等を心配しておりました。先生方もスポーツの部活、そしていろいろな大会等、また登校日を含め、子どもたちの様子を見ておりますが、後で報告しますが、3件以外それぞれの学校におきまして余り大きなけがや事故もなく2学期を始めることができしております。これも保護者、地域住民の皆様方の御支援があつてのものであると感じておりますと同時に、感謝をいたしております。

美作市内の児童・生徒の夏休みに入ってからの実態であります。8月に入り、児童の交通事故が1件ありました。ショッピングセンターへソフトの買い物に出かけて歩いて横断をしようとしたところに車と接触をしたというものでございます。すぐ救急車で病院へ搬送されました。学校にも消防指令センターのほうから事故の連絡が入り、教育委員会も連絡をとりながら、校長が病院へ直行ということで行っております。CT検査等でも頭、その他の異常がないということで、けがは肘をすりむく程度の軽症であったということで、その日のうちに自宅に帰れ、我々も宅のほうへ訪問させていただき、子どもの元気な姿を見て安心をしたところでございます。そして、2学期はもちろん元気に登校してきていております。また、中学校では7月にやりました県総体に出場した生徒で、2名試合中にけがをしております。一人は7月24日、高梁市のスポーツ公園で行われましたサッカーの試合中、相手との接触プレーで転びまして、鎖骨を骨折をしております。保護者の方が試合に応援に来ていたということで、すぐ病院のほうへ連れて行っていただいております。病院に行きましたが、専門の方がいなかったということで、別の整形の病院のほうへ移動し、その後また最初に行きました病院のほうへ帰ることになりました。そして、サッカー部の顧問が保護者と連絡をとりながら、これらの動きをつかんで、明けの日に顧問が家庭のほうへ訪問を行い、本人の様子を確認をし、2学期の始業式から通常どおり登校ができております。もう一名の生徒につきましては、7月23日、岡山の桃太郎アリーナでバスケットボールの試合がありまして、ドリブルをしながら相手チームのプレーヤーと接触して、左足の靭帯を断裂ということのけがをしております。ここでも保護者の方が応援にいたため、病院のほうへ連れて行っていただきました。手術が中央病院でできないということがあったようでございます。8月16日に岡山のほうで手術を受けて、現在も入院中でございます。担任と顧問と養護教諭が病院へ行き、本人を見舞っております。そして、この11日より登校をする予定になっております。

そのほかには特別な大きな事件や事故の連絡が入っておりません。猛暑の中で熱中症を心配しておりました

が、熱中症の連絡も入っておりません。全体的には穏やかな夏休みを子どもたちが過ごしたのではないかなというふうに思っております。一夏を過ぎれば子どもたちも大きくなるといいます。この夏休みで宿題や塾での勉強をしながらも水泳記録会や各スポーツ少年団の大会、中学校では部活動等に参加した子どもたちにとっては、熱い中、練習に励み、最後まで諦めないという思いの中で試合で練習の成果を試し、忙しい大変な毎日であったというふうに思います。その中で指導者の指導してくださる方、家族の方の応援を受け、頑張っており、体力の向上そして、根性を身につけてくれたというふうに思っております。

また、8月9日から21日の間、13日間、市内中学生15名が4人の先生の引率によりましてオーストラリアのメイトランドスクールへ交流事業に行っております。参加した生徒たちはたくさんの貴重な体験をしており、今後の学校生活に生かしてくれるものと期待をしております。

2学期に入りますと、5月開催をした勝田中学校の運動会以外の市内15小・中学校で運動会が予定をされております。もうこの8日から始まっていくわけでございますが、8月の末に教頭会議を持ちまして天候や気温、児童・生徒の体調に応じての練習計画を変更するとか、水分補給、日陰の確保など、熱中症対策について各学校と協議をしております。また、教頭会の中で、各校での危機対策、対応についても、常に最悪を想定し、報告、連絡、相談を徹底することを確認をしております。

児童・生徒が早く新学期のリズムになれて、充実した学校生活が過ごせるよう学校に指導をしていただき、行事の多い2学期を頑張りたいと考えております。今後も学校現場と教育委員会が緊密な連携をして、市内小・中学校の教育に当たっていききたいというふうに考えております。

最初の質問の御回答とさせていただきます。よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

万殿議員。

16番（万殿 紘行君）

ただいまの教育長からの答弁によりますと、児童の交通事故が1件、そして県総体に出場されました生徒2名がけがをしたと、そして全体から見れば穏やかな夏休みであったとの答弁をもらったところでありますが、けがをされた児童・生徒に対して心のケアも含め、十分な対応をされ、子どもたちが一日も早く、楽しく学校生活が送れますようにより指導のほうをお願いをしておきます。まこと熱い長い夏休みの期間中、私は各地域で催し物がいろいろと開催され、子どもたちが事件、事故等に遭うのではないかと大変危惧をいたしておりましたが、ただいまの教育長の答弁をお聞きして安堵いたしておるところであります。2学期に入り、運動会の練習等で子どもたちも大変疲れがたまってきたおると思っています。その点を十分配慮した指導をしていただくようお願いをしておきます。また、教職員も大変ではあると思いますが、美作市の次代を担う子どもたち、この教育、今の時期が人生において大変な大事な時期であります。交通マナーの習得、交通道德、教育、また体調管理の大切さ等を、日々の生活習慣等をきっちり指導し、最終的には子どもたちは自分の身は自分で守るんだということを十分理解をさせて、子どもたちが心も体も健康で通学できるように御指導をよろしくお願いをいたすところであります。教育長のさらなる御理解のある答弁を期待をいたしまして、再質問といたします。

議長（道上 政男君）

教育長。

教育長（内海 壽志君）〔登壇〕

万殿議員から再質問をいただきました。

心配していただいておりますとお子子どもたちの安全・安心が一番でございます。心身ともに健康で楽し

い学校生活を送れるよう先生と子どもが一体となりまして頑張っていくように指導してまいりたいというふうに思っております。

また、地域や家庭でもしっかりと子どもたちの様子を見守っていただければというふうに思っております。いろいろなイベントの中で各地域の皆さんが本当に子どもたちをよく見守っていただき、そしてまた補導もしていただき、何事もなく過ごしたということをうれしく思っておるところでございます。2学期に入りまして、運動会の練習や準備も熱を帯びてまいっております。9月になったとはいえ、先ほども言いましたが、まだまだ暑い日が続きます。夏休みからの生活リズムがまだ完全に戻っていなかったり、毎日の練習で疲れがたまってきたりしておりますので、子どもたちの体調にはくれぐれも留意し、無理のないように学校のほうに指導してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

万殿議員。

16番（万殿 紘行君）

ただいま教育長よりしっかり指導していくとの答弁であります。何とぞ先ほども申し上げましたけれども、我が美作市を担う子どもたちでありますから、その点を十分理解していただいて、しっかり指導していただいて、健やかに、先ほども申しましたように体も心も健康な子どもになるように指導していただくようお願いをして、次の項目に入らせていただきます。

2番目としまして、通告をいたしております市内各小・中学校のいじめについて、このことについてお尋ねをいたします。

教育長も御存じのことと思いますが、大津市でのいじめによる生徒の自殺、この事件大きく新聞、テレビ等で報道されました。そして、その事件に対し、大津市の教育委員会並びに学校の事件への対応、テレビで放映され、全国の多くの皆さんが見ておられて、啞然とされたのではないかと、私はそのように感じておるところであります。将来ある子どもさんが悩んだ末に自殺を選ぶという最悪の事態に対する教育委員会、学校当局のまことに危機感のない、全く感じ取れない、教育委員会の発言、また学校もせっかく行ったアンケートを全く無視、人間軽視も甚だしい、教育委員会とは何ぞやと私は感じたところであります。多くの国民の皆様もそのように感じたのではないかと、このように思っておるところであります。

そこで、我が美作市のいじめについてお尋ねをいたします。いじめをゼロということは大変難しいことであろうとは十分私も承知いたしておりますけれども、市内各小・中学校のいじめについての実態をお尋ねします。

そしてまた、いじめとけんか、このことはどのように教育長は認識されておられるのか、そしてこのけんかが起きたと、けんか騒動があったという報告は受けておられるか、まず最初にこの質問を行いますので、答弁よろしく願いをいたします。

議長（道上 政男君）

教育長。

教育長（内海 壽志君）〔登壇〕

万殿議員の小・中学校のいじめの実態についてのごとでございますが、いじめにつきましては、一昨年度全国で小学校で3万5,988件、中学校で3万2,348件が認知されております。全国的にも大きな問題というふうになっております。そのような中で万殿議員御指摘のとおり大津のいじめによる生徒の自殺の事件につきましては、非常に痛ましく、決してあってはならないことであり、この件に対する教育委員会、学校の対応

については多くの問題を投げかけております。本市におきましてはこれまでもたびあるごとにいじめへの対応については、学校にお願いをしてきておるところであります。大津の件を受け、再度7月17日でございますが、いじめ実態把握及びいじめ問題への取り組みの徹底についてという通知を出すとともに、翌18日には臨時の校長会議、そして20日には臨時の教育委員会を開催して協議をしております。

本市におきましてもいじめは起きております。本市のいじめの状況であります。昨年度小学校で11件、中学校で7件のいじめを認知しております。本年度に入りましてからは小学校で3件、中学校で5件のいじめの報告がありますが、いずれも家庭と連携した指導により改善、解消へ進んでおります。今後いじめはどの子どもにもどの学校においても起こり得るものであるとの認識に立ちまして、早期発見、早期対応に努めてまいります。

また、いじめとけんかの違いであります。端的に言いますと、いじめは仲間外しや物を隠したり壊したりすること、そしてまた悪口、冷やか、からかいのような言葉によるものである、一方的、継続的であり、これに対してけんかのほうは双方向的で一過的であるということであり、最初は双方向的なけんかであっても、その結果として生じる力関係の優劣の差によりまして、一方的ないじめに変わっていく場合もあります。このようないじめとけんかの区別は非常に難しいと思います。学校ではいじめ、けんかを問わず、児童・生徒の人間関係のトラブルについては、表面的な行動だけで判断することなく、子どもたちの内面の感情にも思いを向けて、どんな小さなことも見落とさないように早期発見、早期対応に努めております。市教委としましては、ささいなけんかであり、お互いに謝罪できて納得したものについての報告は求めておりませんが、暴力を伴うものについては、暴力行為として報告を受けております。本年度に入り、生徒同士の暴力行為として、最初は冗談半分でちょっかいを出したことがきっかけでつかみ合いのけんかになったケースや、部活動中のラフプレーに腹を立てて注意するのに手や足が出てしまったケースなど、中学校で4件の報告を受けております。いずれの件につきましても、該当生徒同士からの事実確認、指導、そして保護者にも連絡を取り合いながら、最終的には謝罪し、解決をしております。いじめにはいじめる側といじめられる側、そしていじめを見て見ぬふりをしてしまう周りの存在があります。そのためにもいじめを許さない学校づくり、学級づくりを進めるとともに、教師に何でも伝えられたり、相談できる人間関係を築いていくことが大切であると思います。先生と子どものコミュニケーションづくり、子どもが先生を好きになるのでなしに、先生が初めに子どもを好きになっていくというふうなことが大事なことであるかというふうに思います。また、家庭においても子どもとの会話を大切にさせていただくとともに、子どものちょっとした様子の変化に気づくようお願いをしたいものです。さらに、地域の方々にもしっかりと子どもの様子を見守っていただきたいというふうに思います。基礎的な基本的な生活習慣を家族でしっかりとやっていくこと、朝家族みんなで食事をとりながら、そして元気よく学校に行き、そして学校では大きな声で挨拶をし、楽しい友達との学級づくりをしていくということが大切じゃないかなというふうに思っております。そういうことを「早寝早起き朝ごはん」というようなことの表題も上げておりますが、そういうことを実行しながら学校のほうにも通達をしております。今後も日ごろから児童・生徒の様子をしっかりと観察したり、アンケート調査や面接をしたりすることにより児童・生徒の発する小さなサイン、SOSを見逃すことのないよう子どもたちを絶対的に守るという姿勢でいじめに対応をしていかなければならないと思っております。自分にされて嫌なことは人にしない、させないというようなことを学校にも十分言いまして、頑張ってもらいたいというふうに思っております。

以上です。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

万殿議員。

16番（万殿 紘行君）

ただいま教育長からの答弁をいただいたわけでありますけれども、昨年度で小学校で11件、中学校で7件と、それで本年度に入っては、おいては小学校で3件、中学校で5件のいじめの報告を受けているということであります。また、暴力行為は本年度に入り、4件の報告を受けているとのことでありますが、いずれも指導により解消、改善に向かっていると。教育長はもういじめを許さない学校づくり、学級づくりを進めていくとともに、教師に何でも伝えれると、相談できると、そういう人間関係づくりを行っていくことが大切であるとの答弁をされました。なかなか教育長、このことが難しいんですよ。その辺は教育長は難しい中でもそのような指導をしていくと、かたい決意で答弁されたことと思うが、先ほどの答弁で私も数字を申し上げましたが、本年度は減少したかに見えるんです、数がね。昨年度11件、本年は3件というように、本年度に入って落ちついてきたかなという感じを受けるんですけれども、実はまだ2学期が始まったばかりであります。私はこの夏休み過ぎたこの2学期を大変危惧をいたしております。教育長は先ほどの答弁でアンケート調査や面接を行って、小さなサインを見逃すことがないように、このことも発言されました。アンケート調査は実施されたことと思うが、どのようにその結果を分析され、理解されておるのか、お尋ねをいたします。

それから、いじめ、あるいはけんかが原因での不登校児童・生徒が発生してはいないか、美作市の児童・生徒の不登校の実態と、その原因をお尋ねをいたします。

また、美作市の教育委員さん、氏名はよろしいです、教育委員になられる前の職歴等をお聞きしたいと思います。と申しますのも、私は学校の先生は3年から5年で転勤されます。教育委員さんとコミュニケーション、うまくいってるのかなと、児童・生徒の人間関係を重視と答弁されておりますけれども、私は大津市の対応をテレビで拝見して、このことを非常に感じております。そういう観点でお聞きをしておるところでありますので、何とぞ明確な答弁をよろしくお願いをいたしまして、再質問といたします。

議長（道上 政男君）

教育長。

教育長（内海 壽志君）〔登壇〕

万殿議員、いじめの再質問ということでお答えをさせていただきます。

昨年度と比べまして、本年度のいじめや暴力の発生件数が数の上では減少しております。まだ始まったばかりということがございますし、これを注意深くいろんなことを見落とさないような体制をしていきたいというふうに思っております。御指摘いただいたとおり今の時点での数値が少ないわけがございますけれども、安心はできないというふうに思っております。この点につきまして市内の生徒指導担当者会で数値に一喜一憂するわけではありませんが、常に危機感をもち、小学校と中学校がしっかり連携し、9年間を見通した取り組みを継続していくことが大切であるということ、生徒指導主事にそういうことを伝えておるところでございます。今後もしじめや暴力は決して許されるものではないという毅然とした態度で教職員が児童・生徒と向き合うよう学校に指示もしていきたいと考えておりますし、指示をしておるところでございます。いじめはどの子、どの学校にも起こり得るものであるという認識を持ち、いじめや悩み事に関するアンケート、調査は市内全校で実施をしております。また、定期的な教育相談や家庭との連絡帳の活用等の未然防止策の実施にも努めております。そして、いじめが発見された場合は正確な事実確認を行い、いじめた子どもへの指導とともに、取り巻く集団全体への指導、そして家庭との連携を図りながら、いじめを受けた子どもの気持ちを大切にしながら早急な対応を求めています。しかし、いつ再発するかわからないのがいじめの

特質でもあり、引き続き児童・生徒の様子を注意深く観察しながら、いじめを受けた子どもの心のケアとともに、いじめをした子どもにおいては満たされない心がいじめにつながっているという認識に立った指導を依頼しております。また、いじめを見て見ぬふりをしてしまう、そういう立場にある子どももおります。いじめをしている子どもを注意したり、とめたりするにはとても勇気が要ると思いますが、いじめは人間として絶対に許されないという意識を一人一人の児童・生徒に徹底させるとともに、教師に何でも伝えたり、相談したりできる人間関係を築いていくことが大切であるかと思っております。先ほども言いましたように先生が本当に子どもを好いていくと、そして子どもらもついてくるというような状況をつくっていかねばならないというふうに思っております。

問題行動調査の結果で、いじめや暴力行為が原因で不登校になった児童・生徒はいませんが、人間関係のトラブルがもとで集団生活に入りにくくなった事例はあります。平成23年度末の不登校であります。指導の結果登校できるようになった児童・生徒は41名中10名になっております。市内不登校児童・生徒の24%が登校できるようになっております。登校に至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童・生徒数は6名です。市内不登校児童・生徒の15%という結果でございます。スクールカウンセラー等を活用しながら教育相談や家庭訪問等を繰り返し、継続した支援、指導を今後とも行ってまいりたいと思っております。

現在は各学校で運動会や体育祭に向けての練習をしていますので、この学校行事を一つのチャンスと捉えて、学年を超えた集団の中で児童・生徒を成長させていきたいというふうに思っております。児童・生徒と教師がともに取り組む中で望ましい人間関係を構築してほしいと考えております。ある学校につきましては、学校に来れない子どもが運動会には来て、みんなと運動会をすると、運動会が終わった明けの日から休むというような状態の学校も現にございます。ですから、本当に仲間意識を持って友達が迎えると、そしてまた自分自身がしっかりしなければいけない、これはやはり家庭との親子の関係をきちっとしたものにしていかねばいけないんじゃないかなというふうにも考えております。

議員御心配いただいております各学校の教職員と教育委員会とのコミュニケーションについてでございますが、定例の教育委員会だけでなく、必要に応じて臨時の教育委員会も開催し、学校、教職員、児童・生徒の様子を知っていただいております。また、学校現場の実態を把握するためにも教育委員による学校訪問、たびたび訪問し、授業参観もし、先生との会合、コミュニケーションも実施しております。

教育委員会の任命に当たっては議会のほうで承認をいただいておりますが、委員の年齢、性別、職業には著しい偏りが生じないよう配慮するとともに、委員のうち保護者であり、子どもが19歳以下の子どもを持つておる人になるということの義務づけられた方が1人、現在教育委員会では職歴も元会社員で民生委員、社会教育委員の経験者であったり、市町村合併の前の教育長であったり、元校長先生であったり、そして小学校及び保育園に子どもがおる保護者であったり、私と5人でそれぞれですが、いろいろなことを多くの角度から見て教育委員それぞれの立場で貴重な意見をいただきながら、審議を繰り返し、審査決定をしております。現場におきましては私がおりますので、事が起きればすぐ飛んで行きますし、報告もしますし、学校との連携もとりながらやっております。今後とも形骸化した教育委員会や学校組織でなく、社会の変化に対応できる柔軟性のある教育活動が実践できる組織であり続けるよう緊張感を持っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

万殿議員。

16番（万殿 紘行君）

ただいま教育長の答弁をいただいたところでありますが、不登校児童数が41名おられて、そのうち10名の児童・生徒が登校できるようになったと、そしてまた、登校には至らないが好ましい変化が見られている児童・生徒が6名いるとの報告であります。そして、その児童に家庭訪問等を繰り返し、継続した支援、指導を行っていくとの答弁であります。まだまだ多くの児童・生徒が登校することができず一人で悩んでいるというのが現実であります。この現在の殺伐とした社会構造が大きく起因しているものと思いますが、何とぞ根気よく継続をして支援、指導していただき、残る児童が一日も早く登校でき、皆と一緒に元気で学校に通えることを願うものであります。そしてまた同時に、今後新たな不登校児童・生徒が出てくるといことがないように、このあたりもしっかりした対策をお願いをいたすものであります。また、いじめ問題でありますけれども、アンケート調査等市内全校で実施されているようではありますが、大津市のようなことでは全く意味がありませんので、そこらあたりは十分認識をしていただきたい。昨日もテレビで子どもたちにアンケート調査をしていたが、その調査にもあられなかった生徒がいじめられていたと、そして自殺したと。やはりアンケート調査にも書けないいじめに遭遇している児童・生徒はそこまで追い込まれておると、先生にも相談できない、友達にもできない、親にも相談できない、アンケート調査には書けるだろうと、これ我々にしたら単純にそう感じるところでありますけれども、実際いじめに遭遇されている児童はアンケート調査にも私はいじめられているんだということが書けない、これが現実なんです。まことに悲しい事故でありますけれども、何とぞ教育長、そこらあたりしっかり把握して、困難ではあろうかと思うが、将来ある子どもたちのために子どもたちの目線で対処していただく、そして子どもたちも一緒になって、いじめはだめよと取り組んでいただくように、今後我が美作市が児童・生徒がいじめを苦に登校できないというような状況にならないように、やはり教育長、教育委員会から校長に通達、そして校長が各先生に通達、そこらあたりをきっちり対処していただくよう教育長の心づもりをお聞きをいたします。

議長（道上 政男君）

教育長。

教育長（内海 壽志君）〔登壇〕

万殿議員から3回目の御質問をいただきました。

本当に難しい問題でございますが、逃げることなく、避けることなく取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。この不登校問題でございますが、議員御指摘のように現実には登校できずに悩んでいる児童・生徒、そして保護者がおられます。今後におきましても専門機関と連携して不登校解消に向けての継続した取り組みを行ってまいりたいというふうに思います。また、新たな不登校を出さないというふうに学校においては生徒の居場所づくりをしっかり進めさせていきたいというふうに思います。学校だけの取り組みにならないように保護者や地域の援助をいただきながら効果の上がる指導を継続してまいりたいというふうに思っております。けんかが、いじめが不登校になり、そして長期欠席というようなことになるわけでございます。統計的には我々のところもいじめが多いわけですが、長期欠席と不登校、そういうものとの表の出し方の県下でまとめられておりますが、我々のところも間違いのないような報告をし、そしてそれが解決に結ばれていくような段取りにしたいというふうに思っております。

いじめ問題につきましては、議員御指摘いただきましたように形だけのアンケート調査にならないというふうに生徒指導担当者や人権担当者で職員へ指示をいたします。そして、アンケート調査の結果や表面的な行動だけで判断することなく、児童・生徒の人間関係のトラブルについては、子どもたちの内面の感情にも思いを向け、どんな小さなことも見落とさないように、いじめを受けて悩んでいる児童・生徒の側に立

った姿勢で早期発見、早期対応に努めてまいりたいというふうに思っております。本当にどんな小さなことも子どもたちから出ておるSOS、そういうものを見逃さないと、そのためには楽しい学級づくりをしていかなければいけないというふうに思います。このいじめ等につきましても、自分から告知していただけるのが一番いいわけでありますが、何ぼ見ようとしましても発見できない場合もあります。そのためにはやはり家庭と先生方との子どもとのやっぱりコミュニケーション、心が通い合うようなそういうつくり方をしないといけないんじゃないかなというふうに思います。毎月1回校長会、そして2カ月に1回教頭会を開催しております。そういう中で耳にたこが出るほどこの問題はやっております。そうしなければ、いざ起きたときには困りますし、そのことを発見すること自体が難しいわけでありますので、そういうふうな情報交換を常にとっておるところでございます。市内の教職員は本当に煩雑な学校現場で担当する児童・生徒のために全力で教育に当たっていただいております。教育委員会といたしましても市内の教職員が真正面から児童・生徒と向き合って教育活動ができるよう指導、支援をしていきたいと考えております。指導は学校だけでできるものではないと考えております。学校では授業や部活動を通してしっかり児童・生徒を指導して、家庭においては人として大切なしつけ等を行っていただき、地域では児童・生徒を育て、見守っていただきたいと考えております。地域、家庭が連携してしっかりコミュニケーションをとり、美作市内の児童・生徒の将来のために充実した教育活動ができるよう全力を挙げ、取り組んでまいりたいと考えております。今後とも御指導、御支援をよろしくお願いいたします。

以上でございます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

万殿議員、総括。

16番（万殿 紘行君）

教育長の思いは十分私も理解をしたところでありますけれども、教育長、各校長を通じて、そしてそれが各先生方に伝わると、こういうシステムであろうと思うけれども、やはり打っても響かない先生もおられるんじゃないかなということをおも危惧しております。これは市長も感じておられるだろう、職員に対してね。そういうことでその辺もしっかり対応できるように、そして先ほど言われました今後絶対にいじめ、不登校を出さんのだとかたい決意でしっかり指導をしていただくようよろしくお願いをいたしまして、この項の質問を終わります。

議長（道上 政男君）

万殿議員、次の項目に行く前に、ただいまより10分間休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時04分 再開

議長（道上 政男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

万殿議員。

16番（万殿 紘行君）〔質問席〕

それでは、次の3項目めの市内各小・中学校の学力の実態についてということで教育長に質問をいたします。

将来を担う美作市を、また日本国を守ってくれる子どもたち、この取り巻く環境は決してよいということが言えない現在の社会情勢で、まこと子どもたちにもかわいそうだなという思いがする中での質問であります。

すけれども、市内各小・中学校の学力、教育長はどのように認識をされておられるのか、まず1点お尋ねをいたします。教育長は以前の答弁で年度当初、2年生から6年生の児童を対象に学力テストを実施し、各学校で分析をして学力の伸びをつかみつつ、つまずきやすいところを把握して指導に活用していると、このように発言をされております。そこで、市内各学校が岡山県下でどのくらいの位置にいるのか、各学校の平均正答率を開示は行っておるのかどうか、行っていないとすれば、そのなぜ行うことができないのか、この点についてまずお聞きをいたします。

議長（道上 政男君）

教育長。

教育長（内海 壽志君）〔登壇〕

万殿議員お尋ねの中学校の学力の実態ということにつきましてのお答えをさせていただきます。

御指摘をいただきましたとおり子どもたちを取り巻く環境は決してよいものではないと、言いたいというのが現状であると思います。このような状況下だからこそ、岡山県教育委員会と連携してキャリア教育の視点を持って、将来の美作市を担う人材を育成する必要があると考えております。進展する国際社会を力強く生き抜こうとすると、基礎的、基本的な知識技能の習得は欠かせません。その上で習得した知識技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等が求められます。つまり学力向上が喫緊の問題であると考えております。そのためにも基礎的生活習慣の習得、また家庭におきましては家庭の協力でテレビ、ゲーム等の時間を減らすというようなことがなければならぬというふうに思っております。学力の向上を推進する上でまず市内児童・生徒の学力及び生活の実態を把握する必要があると考えます。第3次おかもま夢づくりプランにも書かれておりますが、落ちついた学習環境づくりがまず根底になります。美作市内において学習環境は比較的良好な状態で推移しておりますので、それぞれの学年において学力の課題をしっかりつかみ、授業改善の視点を明確にして授業を行うように学校に指示をしております。本市の小・中学校の学力についてでございますが、4月17日に実施された岡山県の学力・学習状況調査を見ますと、昨年度は県との平均正答率との差がマイナス11.0でございましたが、本年度はマイナス3.7となっております。県との差がかなり縮まってきているのがわかりますが、まだ十分とは言えません。市内の学力は向上してきていると言えますが、昨年度は理科と数学に大きな課題が見られましたが、本年度はほぼ県との差が見られない程度にまでなっております。24年の県の学力調査は小学校で県平均より上の学校が5校、下の学校が6校、中学校では県平均より上が2校、下が3校というふうになっております。独自で行っております2年から6年までのテストにつきましては、各学校には行っておりますが、こちらにまだ集計が届いておりませんが、各学校で今分析し、協議しておるところでございます。学校の平均正答率の開示につきましては、全国学力テストにしても学校序列化につながるなどとして、文部科学省は学校別結果は明らかにしないよう自治体に求めており、学校別の平均正答率を自治体が自主的に公表したケースはございません。このような状況を鑑みて、学校の平均正答率の開示については行っておりませんが、本市としましては市内の各学校の結果につきましては、各校別の結果を学校にまで伝えており、岡山県学力・学習状況調査と市独自の学力調査の結果につきまして各学校で夏休み中に分析を行い、学力向上改善プランを作成をさせております。さらに、教育委員会も参加しながら中学校区での研修会を持ち、小学校と中学校が連携して学力向上に取り組んでおります。その中で現状や取り組みの状況につきましては、各校で必要に応じて保護者に伝え、家庭での学習習慣の定着など、協力をお願いをしております。学力向上に向けた具体的な取り組みにつきまして教育委員会としましては、これまで推進してきた習熟度別少人数授業等のさらなる推進を考えております。習熟度別少人数授業等で一人の習熟度、個の習熟度の程度に応じた指導を実施し、基礎学力を定着させながら、学習内容

を確実に習得できるよう工夫をしております。本年度は秋に市内中学校を会場に岡山県全体の習熟度別授業研修会を開催して、授業公開を行う予定としております。県全体により少人数指導を行っている全ての学校が参加して、研修を深めることとしております。また、地域支援本部事業等を活用して、地元の方々の支援をいただきながら家庭との連携を図り、児童の学習の幅を広げ、生きる力を育み、学習習慣が確立するよう取り組んでまいりたいと考えております。

学力向上においては教師の指導力向上が欠かせません。これについては、市内の教育研修会において授業公開を中心とした研修会を行い、個々の教師の授業力の向上を目指しております。市内には授業改革協力員として県より委嘱を受けている授業力及び指導力のある教師が9名おり、これらの教師が広く自分の授業を公開をしております。また、県の学力向上実践事業を受けて、小学校、中学校が連携して学力向上へ向けての取り組みを行っております。10月には学力向上の研究発表会も予定しております。学力向上はすぐに効果が実感できないだけに取り組む学校においても根気の要ることとなりますが、これからも継続した取り組みが必要であると思います。

また、家庭の教育力向上につきましては、講師を招聘し、家庭教育に関する講演会を実施して、幼児期からのしつけの大切さや子どもの生活リズムの向上、家庭での学習習慣などの定着を保護者ととも考えていただく機会を持っております。この地域の宝であります子どもたちの教育は家庭と学校が同じ方向を向いて行うことが理想であると考えます。今後も家庭と学校の連携を深め、教育効果が高まるようにしていきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

万殿議員。

16番（万殿 紘行君）

ただいまの答弁で本年4月実施の学力調査においては昨年度より少しよくなったという報告でありますけれども、まだまだ県平均を下回っている、今後も学力向上を目指し、改善プランを立てて取り組んでいくということでありますが、また平均正答率の開示は行っていないと、結果は各学校に送付をいたしておると、文部科学省も学校別結果を公表しないよう自治体に求めてきているとの答弁であります。また、学校の公表しないと、求めてきていることに対し、公表することは学校の序列化につながるおそれがある。私は将来の子どもたちのことを考えるに、美作市としては我が国日本国を担う子どもたちの教育であります。学校並びに教育委員会の体面が大事ななか、それとも将来ある子どもたちの教育が大切なのか、教育長のただいまの答弁によると、文部科学省から言われたのであるが、私は本美作市の子どもたちのことを思えば、開示すべきだと、このように考えておるところであります。教育長の本音をお尋ねをいたしたい。

そしてまた、先ほどのアンケート調査等でつまずきやすいところを把握して、指導して、理科、数学においては上向いてきたと答弁されましたが、当初最初に質問をいたしましたつまずきやすいところを把握して各学校に指導しておると、教育長は指導されておる中、この先ほどの理科、数学はある程度の向上を見た、他はそれほど期待どおりにいかなかったということであると私は理解するが、教育長の思いが子どもたちに学習の習慣化、学力の向上にしっかりと向いているかどうか改めてお尋ねをいたします。

議長（道上 政男君）

教育長。

教育長（内海 壽志君）〔登壇〕

万殿議員、学力につきましての2回目の御質問をいただきました。

議員御指摘をいただいておりますとおおり一番大切なのは、将来の美作市、日本を背負って立つ子どもたち

の教育であります。その子どもたちに確かな学力、生きる力をつけることは我々教育関係者、そして大人の責務であると考えております。その上で教育委員会としましては学校別の平均正答率を一般に開示することで子どもたちの学力につながっていくということは、教育現場である学校自体がその結果を真摯に受けとめ、みずからを反省し、改善していくことが大切であると判断をしております。したがって、本市といたしましては一般には開示をしておりますが、学校別の結果を各校にまで伝えており、各学校、各中学校区において、そしてまた全体会においてその結果をしっかりと分析し、今後の指導に生かしていくことを進めております。競争力を高めていく上でどういうことが必要なのか、それは市内の学校における競争力の高め方、校長会、教頭会によります会議によりましてそういうことも検討をしているところでございます。

議員が御指摘されております実際には教師の中には経験年数や個性、力量の違いはございます。そのことから教師の体面を考えているのではないかとということでございますが、児童・生徒は教師を選ぶことはできないわけですから、子どもたちに悪い影響があるような授業は決してあってはならないということであります。教師の経験年数や個性、力量の差を埋めるためにも教育委員会といたしましては各学校の校内研修を活性化させるとともに、力のある教師の授業を積極的に公開し、参考にするなど、多くの職員の有益な研修会に参加させ、力量を向上させたいと考えております。そういう中でも余りにも極端な場合には県教委が実施しております指導力向上を目指した研修に先生を行かせることも検討していかなければならないというふうを考えております。以前我々の美作市におきましてもございました。御指摘いただいておりますような点を美作市の教育委員会といたしましても真摯に受けとめさせていただき、今美作市が抱えている教育の問題を解決できるよう今後も取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。

学力向上を推進する上で、まず市内児童・生徒の学力及び生活の実態を把握する必要があります。学力が伸び悩んでいる原因の一つには学習状況調査の結果からもわかるように家庭学習の時間が少ないということが掲げられます。テレビ、ゲームを3時間、4時間見て勉強ができないというようなことが多くあります。そういう中で、家庭との協力を得まして家庭学習の時間をとっていただくということを今学校から家庭のほうへお願いしておるところでございます。先進県を見ましても何ら変わったことはしていないということでございます。ただ、自分らがやるべきことをやると、ですから宿題が一番であろうというふうに、自分らがそのことをやってから次のことをするというようなことを先進県のほうでは言うておりますが、そういうことを学校側が家庭のほうへ言い、やはり親学も推進していかなければいけないかなというふうに考えております。そういう結果を受けまして、各学校では家庭学習の手引きを作成したり、家庭学習に関する講演会を開催するなどして取り組みを行えるようになってきております。家庭での学習習慣の定着など、保護者に協力を呼びかけることにより一遍には成果はあらわれませんが、少しずつ学習の習慣が進んでいくというふうに信じております。また、子どもの学力を伸ばしていくためには子どものできていないところをできるようにしていかなければなりません。そのために子どものつまづきやすいところや正答率の低い問題を分析し、その結果を生かした授業づくりを学校に指示しており、この取り組みを今後も進めていきたいというふうに思います。教える先生が少し勉強していただかなければいけないという先生もいらっしゃいます。そういうことで授業の公開があったり、いろいろな先生方がしておることを自分がそういうものを見て勉強しながら自分のものにしていくということが大切であるというふうに思っております。学力向上はすぐに効果が見えるものではないだけに粘り強くこれからも継続して取り組んでいかなければいけないというふうに思います。今の現状を現場の先生がどれだけ危機感を感じて意識を持っておるかというところに問題もあると思

います。そして、そういう中で補充授業、放課後の勉強、教師の指導力、学力を上げるために正規職員率を上げていたり、学級の人数の検討、そしてまた生徒指導、嫌なことがないような学級づくり、学校づくりをしていく、そしてまた授業改革、わかりやすい授業、楽しい学級づくり、そして45分間の時間の配分、もう授業が始まるとすぐ黒板にだらだらだらだら授業が始まっていくのではなく、その45分の時間を区切りながら子どもを集中させるような話題を、例えば最初しながら集中力をつけて、先生とのコミュニケーションが図れるような授業の方法もあるんじゃないかなというふうに思います。いろいろな中で美作市としましても今後思い切った根本的なプランを立てていかなければいけないというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

万殿議員。

16番（万殿 紘行君）

教育長、教師の指導力が学力の向上には欠かせませんと、このようにはっきりと申されておるん。私が申し上げますのは、先ほど、教育長理解されておられる、教師に対して教育長から校長に、校長から教頭、各先生方にきっちり教育長の思いが通じておるのかなということをおは危惧しとんですよ。先ほどの教育長の答弁の中にそういう先生もおられるという認識を持っておられるようです。いろいろと先生方もいろいろと対応せなしんどいこともあるだろうと思うけれども、やはりそれぞれ性格があり、学校学校での環境、いろいろとあるだろうと思うけれども、先ほども申し上げたが、その思いが打っても響いてこない、ぴんとこん先生もおるように私は感じておる。教育長も申されたように子どもたちは教師を選ぶことのできんです。指導力不足の先生のもとで勉強する子どもたちのことを思うと、まことに悲惨でかわいそうでならん。文部科学省とかほかの自治体がやってないからうちもやるんじやと、これはちょっと法的なこともあるんですけども、そういう周りに合わずんじやなくて、教育長、美作市の教育長として形骸化した教育委員会から脱皮すると、ぬるま湯から出るんだと、脱皮するんだという施策として開示されたらいかがかということをおは申し上げとんです。現実に優秀な子どもは南へ出ていくんですよ。まことに情けない。文化面や体育面においては教育長、各種いろいろと大会でお互いに子どもたちが技術を学んだり、心身ともに向上させよんですよ。今の情報化時代の中でなぜ教育面だけ閉鎖的にやられるんか。私は個人の成績をそれぞれ発表せえと言ふとんじやないですよ。そこら辺を誤解されんように。各学校のあなたの学校はこの位置ですよと、この点ですよ、位置ですよ、点数ですね、そうすることによって先生方も、また学習しておる子どもたちにも、よし今度は頑張るぞと、親御さんにしても、お、もっと頑張らさにやいかんなど、こういうことになるんではないかと、私はそういうことになるんではないかじゃない、なる、確信をしておるところであります。このことについていま一度教育長のお考えをお聞きいたします。

議長（道上 政男君）

教育長。

教育長（内海 壽志君）〔登壇〕

万殿議員から3回目の御質問をいただきました。

教育委員会といたしましては教師の指導力向上のために取り組んでおりますが、確かに教師の中に力量の差はございます。先ほど言いましたように極端な場合は県の指導を受けるということで研修所のほうへ行かすということになっております。御指摘の開示についてでございますが、文部科学省であるとか、ほかの自治体の状況からの判断だけでなく、先ほども述べましたように美作市教育委員会として学力向上のために一般の開示するよりは学校等に伝え、各学校でその結果を十分検討して、分析、反省して今後の指導に生か

していくということが、今の時点では大切であるかと判断をしておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。いじめ、暴力、不登校の表が出ておりますが、あれも2校以下は出さないというようなことで発表されておられません。我々が美作市におきましては本当の数字、解決した数字も不登校ということで上げております。ですから、数字もふえております。解決した問題は差っ引いておけば数字は下がると思いますが、そういうことはなしに発生した時点で一応数字を上げるということにしています。ですから、いろいろな発表されることが新聞に載りますが、そのいじめ、暴力、不登校につきましては、2校以下は出さないということで、隣の町なんかは出ません、特定されるというような中で。ですから、その辺のことも今後十分県としても検討していかなければいけない問題かなというふうに思います。この開示につきまして、我々のときには当然学区内で個人別のずっと成績が出ておりました。そういう中で、頑張ろう、それからしよげるもんもおったかもわかりませんが、そういうようなことでございました。今本当に難しい時代に入るとかと思いますが、子どもたちに勇気を与えて学力が伸びるような方法をきっちりとっていききたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

市内の教職員も本当に忙しい目をしながら頑張っております。教育委員会といたしましても先ほども述べましたが、先生が子どもたちと正面から向き合って頑張っていけるような学校づくりをしないといけないと、そのために家庭がどうしても御協力をいただく、地域と連携を組んで頑張っていくということが大事でございます。そういうことでこのいろいろな子どもにまつわります皆さんがコミュニケーションをとって、本当に将来ある子どもたちをみんなで支えて、育てていきたいというふうに考えますので、まずよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

万殿議員、総括。

16番（万殿 紘行君）

教育長の答弁を聞いて、今形骸化した教育委員会を変えていこうという思いは私には伝わってくるんですが、現実問題子どもたちは日々学校へ通って勉強しているわけですから、ひとつその辺を十分理解をしていただいて、頑張ってくださいたい。この政治が落ちつかんことにはなかなか難しい点もあるだろうと思うけれども、将来を担う子どもたちの教育、しっかりお願いをいたしたい。それから、この全体のことについてやはり各先生方いろいろと個人差がある、なかなか難しいことだろうと思うけれども、子どもたちを育てていくんだということをしっかり理解していただいて、教育していただきたい。それから、幼児期から交通道德、道德心が欠けたらこういう世の中になってしまうと私は感じとんです。そこらあたりもきっちり肝に銘じていただいて、指導いただくようによろしくお願いをいたしまして、この項を終わります。

次に、通告しておりますクリーンセンター建設についてであります。

市長が名誉毀損で市民を告発したぞというメールが私の携帯に入ってきて、翌日新聞で美作市の環境を考える会の水島会長ら3人を告発したということを知ったところであります。行政当局が市民から告発を受けるということはたびたび耳にするところでもありますけれども、市長が市民を告発するというまことに悲しいことが我が美作市で起こった。我が美作市も冒頭申しました、オリンピックで女子サッカー、活躍、特に湯郷Be11eから2人の選手を出してしっかり頑張って銀メダルをとってくれたという、そういうクリーンなイメージ受けておる中で、皆木副市長に対するデマピラが美作クリーンセンター建設の入札をめぐるピラの配布で副市長を著しく傷つけたと、断腸の思いで告発に踏み切ったということでもあります。弁護士とも相談をして行動されたことと思うが、現在の美作市、財政が厳しく、各種補助金カットを市民の皆様方にお

願いをしている状況下で公費を投入しての告発、何かばたばたいらしている行動だと私には感じられるところであります。告発ではなしにほかに策はなかったのかと、こういうふうに感じておるところであります。現実告発されたところでありますから、市長は美作市は告発を受けて行動をとっておられるのか、また皆木副市長とすれば、私を中傷したということで告訴されたんか、そのあたりをお聞きをいたします。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

美作クリーンセンターの建設についての告発の件の御質問で、昨日から御質問が出てまいりましたけれども、市の発注した新クリーンセンター造成工事に関しまして、美作の環境を考える会の会長が官製談合があったというようなデマビラを作成し、多数の方に配布をした事実に対して、美作市が名誉毀損で刑事告発を行い、その内容を先般7月31日の議会全員協議会においてしっかりと報告、説明をさせていただきました。刑事告発でありますので、それ以上の内容については、控えさせていただきます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

皆木副市長。

副市長（皆木 照夫君）〔登壇〕

私自身が告訴したのかということでございますので、まずは告発ということについて、これは十分万殿議員御存じじゃと思います。まず、刑事訴訟法の中で犯罪があると思うときは告発することができる、これは誰でもできるんです。ただし、公務員は職務上犯罪を認知したときは告発を行う義務がある、これは同条の2項にあります。これによりまして告訴についてでございますけれども、告発は美作市としてさせていただきます、市長名で。告訴の主体は被害者または法定の代理人、刑事訴訟法に定める告訴権者でございます。その告訴という部分になりますけれども、告訴、告発の大きな違いの中で、親告罪の場合は告訴が訴訟の条件となります。このあたりもう十分知っておられると思いますので、これによって告訴もさせていただきます。

それから、なぜ公費を投じてやったんならという部分でございますけれども、これにつきましては、もうビラはもう見られたと思います。もちろん今回の場合もほかの議員からもいただきましたし、このビラが出た段階で私のほうにも道上議長、内海副議長、橋本議員、新免議員、鈴木議員、また昨日傍聴にお見えの宮本前市長からもビラを見たんじゃと、これどういうことならというお問い合わせがございました。これ心配していただいたんだと思います。このほかにもほかの議員も同じような気持ちであったと思います。こういう意味でそこのビラの中にもありますけれども、名指しでございます。それは個人名ではございません。指名委員会の委員長として指名委員会を冒涇することについては、これは告訴とかなんとかの対象にはなりませんけれども、指名委員会の委員長という中で、いかにも官製談合を行ったと言わんばかりの指摘でございます。秘密主義で秘密を、違反しとんじゃないかとか、もう読まれとんでわかると思います。入札前に私がさも指名の入札業者が決まったかのようなことを不特定多数の方にまかれております。私はこのことに対して当然先ほど市長からも言われましたけれども、全く身に覚えもございませんし、事実無根でありますし、今言われますように湯郷Be11eの活躍のオリンピックの最中にとということで、いろいろと私どもも市長交え協議しました。しかし、これは組織、美作市という組織に対する大きな挑戦と考えております。このことについては、一つは、今回市長のほうで、市長の側近であります副市長という立場、職を守る行為ということで告発されたと思います。このことはひいてはうちの場合一職員が同じ目に遭っても行いますし、もちろん市民の方、善良な市民の方がそういうような被害等に遭えば、これは当然公務員とするのが当たり前、

市の大きな構えを見せたと、このように考えております。確かに言われますようになぜこのなでしこで湯郷 Belle でにぎやかな折で、でも犯罪は犯罪でございます。犯罪を見逃すわけにはいかないというつもりで対処をさせていただいたということでございますので、おわかり願いたいと思います。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

万殿議員。

16番（万殿 紘行君）

市長は刑事告発でありますので、その内容についてお話しすることはありませんということですが、私は告発の内容を聞いたわけではありません。告発されて、受理されておるんかどうかということをお聞きしたわけで、皆木副市長から今もろもろの内容を聞きました。全協でも聞いておりますけれども、私は内容について市長にお尋ねをしたのではないんで、告発をされた、公費を投入して告発された、そして警察で受理されたんか、本人である市長がわからんということにはならんと思うんですよ。改めてお聞きをいたします。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

内容の問題については、全員協議会でしっかりと御説明申し上げております。それ以上申し上げることはございませんし、刑事事件に対しまして、警察が受理したとকাশないとかということもございません、これは。ただ、今多分多くの、多くというか何人かわかりませんが、多くの人の調査をやっておられるというふうにお聞きしております。この名誉毀損という問題は、万殿議員一番よう御存じだろうというふうに思うんですけど、一番根本は、デマを、誹謗中傷を堂々とビラに配って、そしてインターネットにまで載せて、やるのが本当に正しいことなのか、これをそのまま看過して、美作市が田園観光都市で売ろうとしておるときにインターネットまで載せられて、これを看過することが市のとるスタンスではない、悪いことは悪い、しっかりと態度を明確にすべきだろうというふうに思います。一番大事なものは、人として先ほどもいじめの問題をしっかりと万殿議員取り上げられました。人として人の痛みがわかるということが一番大事な、美作市における一番大事なところだろう、だからしっかりと人と人が交流できるようにしようじゃないかという思いでございますから、いじめられた、それを黙ってじっとこらえとれということにはなりませんので、その点は万殿議員一番よう御存じだろうという、御理解いただいとるというふうに思っておりますので、よろしく願いたい。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

万殿議員。

16番（万殿 紘行君）

市長からの答弁をいただいたんですが、今回は告訴について私は質問をしております。内容とかどうかということにはならんところでありましてけれども、やはり市民を告発するということは何か原因がある、それが今市長は言われたいじめという言葉が使われましたけれども、あることないこと書かれて、デマビラを配られたんだと言われるんじやが、そこには原因があるわけで、なぜそういうことになったかと、私が当初申しました何かほかには策がなかったんかという思いがしてならないわけでありまして。公費を投入してこういふぎくしゃくしたことになぜなったかなというのが私の思いであります。もう少し対話、きのうも市長がある議員に答弁されておりましたけれども、その余地がなかったかなというのを私は後ろの席できのうからじっと聞いておったわけでありましてけれども、告発をして警察が受理して動くと、私はこのように理解してお

るわけですが、今安東市長の答弁では書類は受け取った、どねんかわからんけど、尋ね歩いてみると
というような説明をされましたけれども、そういうことではないだろうと私は思うところであります。この論
議は安東市長と私とは、私の思いと安東市長とはなかなかみ合わんだろう、このように感じておるところ
であります。今この秋の時期、稲穂も垂れてきておる、やはり3万人そこそこの小さな町でありますか
ら、やはり市長がもう少し謙虚な気持ちになっていただいて、住民との市民との対話をふやしていただい
て、このようなことが二度と起こらんように、小さい町で市民と執行といざこざをすると、以前我が議会で
全国的にも有名になった美作市です。その二の舞だけは避けたい、この思いがあって、私が今回告訴につい
ての質問をしておるところでありますから、市長の思いをいま一度お聞きをいたします。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

私の考え方の中で、市民の皆さんを含めて、議員の皆さんを含めて、我々を含めて、個人個人それぞれが
本当に多くのさまざまな個人個人の考え方を持っておられると思います。その個人個人の思いが全てが正し
ければ、これは大変なことになると思います。中には意に沿わない正しい考え方もあるというふうに思いま
す。それは今の日本で言う民主主義の世の中で多数決だけで決まるわけではございませんけれども、さまざ
まな意見をまとめてとっていくというのが今の民主主義としての方向性が一致した方向であるというふう
に思います。さまざまな御意見の中に、例えば反対と賛成がある、だけど賛成は賛成の中で賛成多数の中で動
かなければ、ようても悪うても賛成の中で動いたわけですから、今の日本の政治もその方向で動いとるわけ
です。その辺は御理解いただいとんだらうというふうに思いますし、先ほどの御質問をお聞きしますと、い
じめられた側に責任があるんじゃないかというふうに受け取れるんですね。刑事事件です。いじめの問題と
共通点があるというつもりで私は申し上げたつもりで、いじめであるとは申し上げておりません。いじめと
同じ性質を持っておるということをお申し上げたまでで、刑事事件で、それは単なるけんかならばお互い双方
に原因があるんでしょうけれど、刑事事件で被害者におまえが被害者になるのにおまえに原因があるんだら
うというて責めるわけです。そうじゃないでしょう。世の中には立派な法律があつて、法のもとに皆さんが
平等に生活をしておるわけです。ささいであろうがなかろうが、法を犯してはなりません。法を犯したもの
を我々公務員は看過することもできません。そこは長い間議員を務められとる万殿議員ですから、議長まで
された議員ですから、十分御承知だらうと思うんです。釈迦に説法を申し上げまして、答弁とさせていただきます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

万殿議員、総括。

16番（万殿 紘行君）

先ほども申しましたが、市長、賛成、反対、それはもう物事あります。そのことは私も十分理解しており
ます。けども、もう反対じゃから知らんがなと、賛成じゃけん寄ってこいということにはならんので、賛成
も反対もひつくるめてしっかりと説明責任を、私が議長時分に市長にお願いしたと思うんです。このクリー
ンセンター、大仕事じゃと、地元の方、1回のところを2回、2回のところを3回、十分説明してあんじょ
う行くようによろしゅう頼むでということをおいまだに私は覚えておりますけれども、ひとつ今後の市政運営
について、小さい町であります。厄介なことが起きて、そのけそのけじゃなしに、稲穂の垂れる、わ
かっていただけだと思います。

そういうことで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（道上 政男君）

以上をもちまして通告順番10番、議席番号16番万殿紘行議員の一般質問を終了いたします。
ただいまから午後1時まで休憩をいたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

議長（道上 政男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

14番岩江正行議員が通院のため退席であります。15番小淵繁之議員が親族葬儀の準備のため退席です。

続きまして、一般質問続行します。

続きまして、通告順番13番、議席番号1番山本雅彦議員の発言を許可いたします。

山本議員。

1番（山本 雅彦君）〔質問席〕

それでは、発言の許可をいただきました。一般質問をさせていただきます。

昼からの質問ということで、多少皆様方お疲れのことと思いますけれども、気分を新たにして質問をさせていただきたいと、このように思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

さて、ロンドンオリンピックはテロ防止対策のために何と地対空ミサイル等を配備しておりました。しかしながら、事故もなく、第1幕は終わりました。現在は第2幕のパラリンピックが開催をされております。多くの日本選手が大活躍をされ、我が岡山湯郷Be11eの福元、宮間両選手の大活躍を含め、我々国民に大いに勇気と希望と感動を与えてくれております。改めて選手の皆さんへ感謝を申し上げ、その健闘をたたえたいと思う次第であります。しかしながら、国のほうに目を向けてみますと、今通常国会は会期を72日間延長し、229日間という現憲法下で3番目に長い会期幅でありました。政府提出法案の成立率は戦後最低の53.7%でございました。半分近い法案が積み残されたままです8日の会期末を迎えるわけでございます。公債特例法案などの成立がおくれて、地方自治体が困らないか、私は気になっております。我が美作市はどうか、そのように思っているわけでございますけれども、一日も早い成立を願うものでございます。

さて、私は今回4つの項目を質問をさせていただいております。1点目がため池の管理についてでございます。2点目が法定外公共物、いわゆる里道、水路、赤線とか青線とか言っておりますけれども、これについて、3点目ががん教育について、4点目が鬱病対策について、この4点の質問をさせていただいております。

まず、第1点目、第1項目めでございますけれども、ため池の関係でございますが、現在美作市内においてため池は何カ所あるか、また農業用のため池、また消防水利等に利用されている池はどうか、そして市の管理となっているもの等が、各団体が管理しているもの、それらがどのようになっているか、まずお尋ねをしたいと思います。

そして、2点目ですね、設置されてからの年数ということでございますが、これらのため池が設置された年代はおおよそ確認をされていらっしゃるのか、またそれらのため池は耐用年数から見てどうなのか、このあたりをお尋ねしてみたいと思います。

3点目は、改修、未改修の状況でございます。今南海トラフを中心とした大地震という、そういった予測も出ておりますので、池の耐震性も気になるところでありますので、この質問をさせていただきます。市内のため池は場所によっては改修等、検討しなければならないと思われま。改修、未改修のため池の把握は

されておられますか、どうでしょうか。そして、その耐震性の調査がされておられるでしょうか。一般的には耐震性、点検調査としてボーリングによる資料、これをもとに土質の分析などを行っているようでございますけれども、全国的に防災、そして減災への意識が高まる中、こういった点にも今後取り組んでいく必要があると、このように考えますけれども、今のお考えをまずお聞きしたいと思います。

議長（道上 政男君）

建設部長。

建設部長（春名 修治君）〔登壇〕

それでは、ため池の管理について、まず1点目の市内のため池の状況でございますが、現時点でのため池数は416カ所でございます。旧町村別の内訳は、作東地域135カ所、美作地域120カ所、大原地域66カ所、英田地域49カ所、勝田地域42カ所、東栗倉地域4カ所となっております。ダムについては、勝田の久賀ダム、英田の滝の宮ダム、作東の柿ヶ原ダム、大原の川上ダムの4カ所となっております。ため池の管理につきましては、受益者により管理を行っていただいております。設置されてからの年数であります。設置年数は大部分は不明であり、相当年数がたっているものと思われま。

次に、改修、未改修の状況でございますが、現時点での改修率は43.8%で、そのうち全面改修が62.1%、部分改修が37.9%となっております。また、年に一度のため池管理シートによる一斉点検等により今後改修したほうがよいと思われる箇所については、27カ所となっております。これにつきましては、受益者とも協議しながら改修に向け調整を図ってまいりたいと思っております。改修に対する国、県の補助制度につきましては、ため池整備事業等により国の補助が50%から55%、県の上乗せ補助が20%から39%になっており、ため池の規模等により該当事業が決定するものでございます。また、受益者分担金は最高5%と、他の土地改良事業と比べて半分の負担率としており、防災面等を考慮し、少しでも取り組みやすいようにしているものでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

危機管理監。

危機管理監（小林 昭文君）〔登壇〕

ため池を利用して消防水利ということで市内に112カ所ございます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

山本議員。

1番（山本 雅彦君）

ため池について現在の状況をお聞かせをいただきました。このため池についてであります。この市内6地域の中で特に作東地域、美作地域に多くあるようでございます。全体的には416カ所ということで、地元管理とはいえ、これは大変であるなというふうに思うわけでございます。さらに改修率は43.6%ということですから、これについてはある程度進んでいるということでしょうか。

そこで、お尋ねをいたしますけれども、まず1点目が、このため池の管理シートということでございますが、これで管理をされているということでございます。これはいつごろからそのように管理をされているのか、またどのような様式のものなのか、これについてお尋ねしたいと思います。

また2点目として、今後改修したほうがよいと思われる箇所は27カ所ということでございますが、これらはどういった見方、つまり判断基準でありますね、その判断はどういったところから出てくるのか、このあたりについてもお尋ねをしておきたいと思っております。

さらに3点目として、ため池の改修については、この補助制度、国、県、それぞれあるようでございますけれども、受益者分担金は最高5%ということでございますので、市としてはそれらの差額というものが生ずれば、これは市の負担になるということになるのか、そのあたり。また、230余りのため池のうち要改修が27カ所ということは、残り200カ所については問題がないということかどうか、このあたりもお聞きしてみたいと思います。

4点目として、大きなため池については、耐震性点検調査としてボーリング等による資料、これをもとに土質の分析によってため池の状況がある程度予測できるようであります。全国的にも例えば香川県なんかはため池が多いわけでございますので、このあたりでもやっているようでございます。これについては、その費用も多額になるわけでございますから、市単独というのはなかなか難しいというふうに思われますけれども、先ほど申し上げましたように大地震の発生も予測されている中でございますので、今後取り組む必要があると思いますが、その見解をお尋ねして、2回目の質問としたいと思っております。

議長（道上 政男君）

建設部長。

建設部長（春名 修治君）〔登壇〕

2回目の質問にお答えさせていただきます。

まず、ため池管理シートで、いつごろからどのような様式で行われているかという質問ですが、県が調査を始めたのが昭和55年度からで、現在の点数での判定基準を示す様式になったのが平成21年度からでございます。様式については、現在の設計基準に満たないか、堤体に異常が見られるかなどをその有無や状況により点数を加算し、点数が大きくなれば危険度が高まるというものであります。今後改修したほうがよいかどうか問われる箇所27カ所程度でございますが、この判定基準は先ほど述べましたように点数が多くなれば改修を考えたほうがよいというもので、その点数については、加算点数の内容的なものもあり、ランクAであっても必ずしも早期に改修しなければならないものでもございません。このランクといたしますのがA、B、Cというようにランクが決まっております。また、市の負担率については、国、県の補助と受益者負担率5%を差し引いた残りが負担となるものでございます。市の負担については、事業によって違うわけですが、45%のものもありますし、6%のものもあるということでございます。市内にある416カ所のため池のうち、改修済みの池とため池管理シートで改修を要する池を除いた残りの改修されてない約200カ所については、改修をしなくても危険性もなく、問題がないということかという御質問ですが、これについては、現在の状況では調査により危険性は伴わないため池であるという結果が出ているものであります。したがって、現状では早急な改修は要しないということでございます。

次に、大きなため池、これらの耐震性点検調査でございますが、この調査については、改修が前提、事業にかかるということが決まったものでございますが、その池については、地震ため池改修工事等で着手前に調査を行うものであります。市内にある大きなため池については、現状では調査に対する補助事業もなく、市独自で取り組みは考えておりません。ただし、今後補助事業等が整備されれば、検討していきたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

山本議員。

1番（山本 雅彦君）

2回目の御答弁をいただいて、おおよそわかったわけでございますけれども、いずれにいたしましても、今

後大地震等も予測される中で、ため池が大きく崩壊するということがございましたら、大変な参事を引き起こすということになるわけでございますので、この辺について今後取り組んでいただきたいというふうに思います。私は栗井というところに住んでおります。この栗井地区には昭和18年に一番奥に小房というところがありまして、そこに大きなため池があったんですけども、このため池が決壊しました。そして多くの家屋が流されて人命が失われたという、そういう歴史があるわけでございます。そういったこともございますので、やはりこのため池というのはいざ決壊したときには大変な参事が起きるということを私もそれは十分認識をしながらこういった質問をさせていただいてるわけでございますので、取り組みを強化していただきたい。先ほど部長の答弁にございましたが、ランクAであっても必ずしも早急に改修しなければならないということでもないということでもありますけれども、その点検シートでランクAになったものについては、やはり何らかの補助事業等も見つけながら、改修というものに取り組んでいただきたいと、このように要望をしておきたいというふうに思いますので、今後の取り組みについて、積極的にこのため池については、取り組んでいただくことをお願いをいたしまして、この第1項目めの質問については終わらせていただきたいと思っております。

続きまして第2点目、第2項目めでございますが、法定外公共物、いわゆる里道、水路についてでございます。これについては、少し時間をかけて、平成17年3月以降に各市町村に譲与されているわけでございますけれども、美作市としてどのようにこれらを管理をされていらっしゃるのか、またその実態はどうなっているのか、長い年月の間に地域の方々の生活環境、これも大きく変化をしているわけございまして、その用が必要でなくなったところ、あるいは改善されて、地域の大切な財産として活用されているもの等あると思われまます。この点についていかがでしょうか。

また、必要でなくなったこの里道や水路は現在適正に管理され、また譲与されているか、これについては、譲与といたしましても使用者があったり水道管や下水道管等が埋設をしてあれば、なかなかその売り払いができないようでございますけれども、それらが改修、そして修繕の必要が出てきた場合の費用負担、これらがどのようになっていくのか、まずこのあたりをお聞きしたいと思います。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

法定外公共物、里道、水路についての御質問をいただいております。

法定外公共物、俗に言う里道、水路は平成12年4月1日施行された地方分権一括法によりまして5年間、最終年度が平成17年3月末をかけて市町村に譲与をされました。これらの法定外公共物は道路法、河川法、海岸法などの管理に関する法律の適用または準用を受けないものを言いまして、その多くは昔から農道や農業用水路として地域住民の方々によって公共の用に供されてきたものでございます。維持管理につきましては、譲渡前から特に変わったことはございませんで、市道のように市が直接管理を行っているものを除けば、地元地域や受益者の方々をお願いをしているのが現状でございます。また、本来の用途が必要でなくなった里道や水路につきましては、修繕は地元でお願いをしておりますし、隣接者で譲与を希望される方がある場合には美作市道路及び普通河川等管理条例及び同施行規則に従い、有償により譲渡をいたしておるところでございます。

以上です。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

山本議員。

1 番（山本 雅彦君）

ちょっと2点目の質問に入る前に、こういったものを購入したりとかそういった場合には、いわゆる譲渡ということになるのでしょうか、それとも譲与ということになるのでしょうか、その辺のちょっと見解とか、それわかりにくいんですが、譲与というのは売買を伴わないもんだというふうに私は思うんですけど、そうじゃなくて、これも譲与のうちに入るのかなというふうに考えたほうがいいのかということで、この辺ちょっと後で結構ですが、どういう解釈の仕方があるのか教えていただきたいと思います。

2回目の質問でございますが、この法定外公物に地元地域や受益者が管理をしているもので、修繕とか改修が必要になった場合、それらの費用負担はどうなるのでしょうか。多額になればなるほど地元地域や、そして受益者の負担が多くなります。修繕、そして改修が必要でも、これはちゅうちょすることがあるんじゃないかなというふうに思うわけでございます。また、本来の用途として必要でなくなったものについても、修繕は地元となると規模によっては難しいものがあると、そのように思うわけでございますが、そういった事例が市内にはあるのでしょうか、どうでしょうか。

さらに、譲渡を希望される方については、有償により、これさっきの言葉と一緒にですが、譲与されているようではありますが、現在までどのくらいの件数と金額があるのでしょうか。あればお聞かせをいただきたいと思います。これ価格については、隣接地の固定資産税評価額に基づいて決めているところもあるようでございますけれども、本市の場合、場所にもよるんでしょうけれども、大体の平米当たりの単価というのがもしわかれば教えていただきたらと思います。このあたりをお聞きして2回目の質問としたいと思います。

議長（道上 政男君）

総務部長。

総務部長（中西 祐司君）〔登壇〕

修繕、改修等が必要になった場合の費用負担でございますが、2戸以上の受益があり、それで幅員が1メートル20センチ以上の農道、また複数の受益者のある水路の修繕につきましては、地元からの申請によりまして災害復旧や25万円を限度としました市の2分の1補助、それからおおむね10万円を限度とする材料支給、重機借り上げ料などの補助で対応をしておるところでございます。また、補助で対応ができないような大規模な修繕ということになりますと、災害対応ということが考えられるわけでございます。公共災害に認定可能なものであれば、災害復旧工事により現況復旧を行った事例もございます。

次に、里道や水路の用途廃止及び譲与の状況でございます。平成23年度で里道が6件、金額にしまして43万3,000円、それから水路が7件、29万1,000円でございます。この道水路につきましては、市内に相当の延長がございます。これらの道水路につきましては市の費用で修繕、管理を行うということは財政的にも非常に厳しいところがありますので、今後につきましても、地域の皆様や受益者の方々の御協力をいただく必要があるというふうに考えております。御理解をいただきますようお願いをいたします。

最後に、譲渡の単価、有償譲与の単価でございますけれども、23年度で申しますと、これは道の場合ですが、約2,341円、それから水路につきましては、約837円という単価になっております。

以上でございます。

議長（道上 政男君）

譲与と譲渡の違い、わかる。

総務部長（中西 祐司君）

譲与と譲渡の言葉の定義についてということでございますが……。

議長（道上 政男君）

今わからなんだらわからないで。

総務部長（中西 祐司君）

この場でのちょっと答弁ちょっとわかりづらいところがありますので、控えさせていただきたいと思えます。里道、水路とも用途廃止の場合といいますのが、先ほどどちらかわかりませんが、譲与か譲渡の場合有償でさせていただいておるといところでございます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

山本議員。

1 番（山本 雅彦君）

譲渡あるいは譲与、これはどちらでも私はいいと思うんですが、文書から見て通常は譲渡だろうなというふうに思いますので、国から市に移管された場合はこれは譲与になるかもしれませんが、いわゆる一般の方が購入される場合は市が譲渡するということになるのかなというふうに、見解の違いかもわかりませんが、そういう解釈もできるのかなというふうに思ったから、ちょっとお尋ねしました。

ただ、これは市内においては相当な面積あるいは距離があるかと思えます。やはりその中には先ほどから申し上げましたようにもう既に用をなさなくなったもの、あるいは既にもうなくなっているもの、形の上ではなくなっているもの、そういったものも多くあるんじゃないかというふうに思えます。しかしながら、その逆にその反面まだまだ十分活用されているものもあろうかというふうに思えます。これらについてなかなか全体を把握するというのは難しいかもわかりませんが、いずれにしても、それぞれ地元が管理をするということでございますので、やはり地元からの要望があった場合、できる限りの助成ができるような仕組み、あるいはそういった援助ができるように考えていただきたいというふうに思います。それらを今後そういった事例がありましたら、ひとつその要望にできるだけ答えていただけたらというふうに思いましたので、この質問もさせていただいております。これについても、要望としてお願いをしておきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それじゃ、議長、早いようですが、3番目に移らせていただいてよろしいですか。

議長（道上 政男君）

はい、どうぞ。

1 番（山本 雅彦君）

それでは、3項目めの質問をさせていただきます。

これはがん教育についてということで通告をさせていただいております。1点目が、がん対策推進基本計画への取り組みについて、そして2点目の質問が、子どもたちへのがん教育について、3点目は、市で行っております集団検診の結果等もあわせてお聞きしたいということで質問をさせていただきます。

がん対策推進基本計画への取り組みについてということでございまして、本年6月、これも前段に期間があったわけでありまして、がん対策推進基本計画にがん教育の推進が盛り込まれました。そのため予防、治療の正しい知識を子どもたちに教える仕組みが広がっております。小学生、中学生にがんに対する正しい知識を教えることは私は非常に大切であるというふうに思います。東京大学医学部附属病院の中川恵一准教授、緩和ケアの診療部長でございますけれども、この教授は各地の中学校を訪問し、中川准教授の教育プログラム「生きるの教室」という講演やるんですけども、ここを通じてがんを早くから意識して、生活に心がけていけば、日本もがん患者が減ると思うと、このようにその参加された方から見ると好評であるようでございます。また、がんに対する教育を特定の学校だけでなく、全ての学校で全ての生徒が受けられるようにしたいと、これは東京都豊島区の例でございますけれども、今年度公立の小・中学校でがんに関す

る教育を開始する独自の教育プログラムを開発し、2学期以降全校で本格的に開始をするようでございます。この豊島区の場合小学校6年生と中学校3年生の生徒で、これ保健体育の授業ですね、この中で年に一こま以上実施されるようでございます。美作市として今後のこういった教育についての取り組みをお聞きしたいと思います。

先ほど申し上げましたが、毎年市で行っております集団検診の結果もあわせて、これはまた御答弁の方が違うと思えますけれども、あわせて御答弁をお願いしたいと思います。

議長（道上 政男君）

教育次長。

教育次長（福原 覚君）〔登壇〕

失礼いたします。

それでは、山本雅彦議員御質問のがん対策推進基本計画への取り組みについての子どもたちへのがん教育についてお答えさせていただきたいと思います。

平成19年に策定されたがん対策推進基本計画がこの6月に見直されたわけでございますが、そこで示されましたがん教育という分野はこれまではきちんとした形で確立されていないのが現状でございます。今回の見直しでがんの教育普及啓発といたしまして、新たに子どもに対するがん教育のあり方を検討し、健康教育の中でがん教育を推進すると明示されております。学校ではこれまでもがんにつきましては、健康教育の中で酒やたばこの害、疾病の予防などといった観点から取り扱われてはいましたが、十分なものではございませんでした。議員御指摘のとおり子どもたちにがんに対する正しい知識を教えることは大切なことでございます。今後がん教育について先進的な自治体の取り組み等、様子を参考にしながら関係機関、部署とも連携いたしまして取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（神吉 康之君）〔登壇〕

それでは、私のほうから本年度の集団検診の結果について答弁させていただきます。

ことしも総合健診を5月31日から7月20日まで市内7会場、延べ28日間にわたって実施いたしました。各種がん検診などに延べ1万8,482名の受診がありました。この数値については8月7日現在でございます。本年度は訪問や個別勧奨の強化により数年ぶりにがん検診に来られた方も多く見受けることができました。受診者が減少する傾向にあった胃がん検診のほか、大腸がん検診、前立腺がん検診については、受診者数が増加しておりますし、肺がん検診、乳がん検診、子宮がん検診についても、ほぼ前年と同様の受診数となっております。受診率につきましては、最終確定はいたしておりませんが、それぞれ上昇する見込みであります。

以上です。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

山本議員。

1番（山本 雅彦君）

ありがとうございました。

保健福祉部長の報告をいただきましたけれども、しっかりと受診の勧奨をしていただきまして、早期発見、治療をしていただきながら、医療費の抑制のためにも積極的にこれを進めていただきたいと、このよう

に要望しておきたいと思います。

さて、そのがん教育についての2回目の質問でございます。

これから本格的に取り組んでいくということでございました。さきに申しましたように先進的な取り組みをされている自治体もございます。よく研究していただき、できるだけ早く取り組んでいただきたい、このように思うわけでございます。先ほど紹介いたしました中川准教授の特別授業で生徒たちとこういうやりとりがございました。教授が生徒たちに聞くわけでありまして、日本人の何人に1人ががんになると思えますかという質問をするんですね。そうすると生徒は、100人に4人とか、あるいは10人に1人とか、そういったふうに答えるわけでありまして、教授がそこでこの正解は2人に1人だよというふうに説明するんですね。さらに先進国の中でがんがふえているのは日本だけなんだと、しかしこのがんを予防はできませんよというふうに説明をしていくわけでありまして。この中川准教授はこの説明のためにオリジナルアニメを2作品つくっております。それらを上映しながら話をしていくわけでありまして、この「生きるの教室」を受講して、生徒たちの意識はどのように変化をしたのか。議長の許可をいただきまして、皆さんにもこの資料をお配りしておりますけれども、ここの表にもございます。生徒のがんに対するイメージの変化ということでもあります。この受講する前と受講後の生徒の心の変化、思いの変化ですね、これがここに出ておりますけれども、まず最初のがんのイメージとしてこういうふうに上げております。まず一つは、早期に発見すれば治る病気だと、それから予防ができる病気、生活習慣が一つの原因として考えられる病気、老化とともにやりやすくなる病気、怖い病気、手術が必要な病気、治らない病気、こういったイメージをまず提示するんですけども、その中で生徒たちは受講前には早期に発見すれば治る病気だというふうにイメージとして持つわけですけども、受講前は73.7%のイメージを持っておったわけでありまして、受講後にはそれが95.1%に上がっている。それから……。

議長（道上 政男君）

山本議員、マイクをちょっと近づけてやってください。

1番（山本 雅彦君）

次に、予防ができる病気ということで、そのイメージからいうと、受講前は25.6%であったものが、受講後は何と85.5%に一気にはね上がっております。そして次に、生活習慣が一つの原因として考えられる病気というこのイメージに対して、受講前は35.2%であったものが、何と受講後は90.4%に、これも大きく上がっております。老化とともにやりやすくなる病気、このイメージに対して、これはこのとおりなんですけども、受講前は29.5%、それが受講後は72.4%、そして怖い病気というイメージ、このことについても、受講前は75.9%であったものが、逆に今度は受講した後は39.2%に下がっている。次に、手術が必要な病気というものに対して、このイメージに対しては、受講前は63.1%であったものが、受講後は何と27%に下がっている。そして、治らない重い病気というイメージであったものが、受講前は28.7%であったものが、何と受講後はわずか2.5%になると、このようなアンケート結果があるわけでありまして。これは昨年度の受講生534人へのアンケート結果であります。先ほど申し上げましたように生徒のがんに対するイメージはトップの怖い病気、75.9%が受講後は約半数に減少したと、また一方、早期に発見すれば治る病気、予防ができる病気、生活習慣が一つの原因として考えられる病気、老化とともにやりやすくなる病気とがふえ、正しい理解が進んでいることが証明されたというふうに結果が出ておるわけでございます。子どもたちに特に小学生、中学生にきちんとこういった教育をしていくことが大切ではないかというふうに私自身も思いますが、このあたりいかがでございましょうか、2回目の質問としたいと思います。

議長（道上 政男君）

教育次長。

教育次長（福原 覚君）〔登壇〕

それでは、山本雅彦議員のがん教育について2回目の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

先ほど山本議員お示しのこの資料、中学生の「生きるの教室」受講後のがんに対するイメージの変化は大変興味深い結果で、有意義な講義が行われていることが実証されていると思います。そうした中、美作市では小・中学生にがんに対してどのようなイメージを持っているかというような調査はいまだいたしておりませんけれども、怖い病気であると感じている子どもが多いということは容易に推察されるところでございます。議員御指摘のとおり子どもたちに、がんは早期に発見すれば治る病気であり、小・中学生のうちから正しい生活習慣を身につけることががんを予防するのに有効な手段の一つであるということなど、がんに対する正しい知識を持たせることが本当に大切であると感じているところでございます。子どもたちからがんに対する正しい知識を持つことが、がん対策推進基本計画の目指すがん患者を含む国民ががんを知り、がんと向き合い、がんに負けることのない社会をつくっていくための大きな一歩となります。議員が具体的に示されました中川准教授の特別授業、東京豊島区の独自教育プログラムなど、先進的な取り組みについてよく研究しながらがん教育の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

山本議員。

1番（山本 雅彦君）

先ほどの教育次長の答弁にもございましたが、美作市では小・中学生にこういったがんに対してどのようなイメージを持っているかというような調査まだやっていच्छらないと、これは当然そうだろうと思うんでありますけれども、今後こういった調査をできるだけ早い時期に取り組んでいただくようにしていただいたらどうかというふうに私自身も思うわけでございますが、その点についてのお考えをお聞きしたいと思います。正しいそういった知識というものを子どもたち、生徒たちが身につけていくということは、教育本来の目的の一つでもあろうかと思えます。今後教育現場においてしっかりこういったことも取り組んでいただきまして、またこの私たちの身近な中にもこういったがんを克服されて元気に今も頑張っていच्छると、そういった方もたくさんいच्छると思えます。そういった方を講師に招いてもいいんかと思えますけれども、そういった体験談もぜひ活用していただいて、子どもたちに正しい知識、そして今からこういったことをきちんと身につけることがこの子どもたちの将来にとって大変大きな影響を与えるというふうに思うわけでございます。この辺をしっかりと行っていきたいと思えます。この講習を受けた小学校6年生の子どもは家に帰ってお父さんに言うんですね、お父さん頼むから僕のために、私のためにたばこをやめてくんないかなというふうに言うらしいです。たばこを吸われる方についてはちょっと申しわけありませんけれども、そういうふういきちんとやっぱり子どもたちが理解をしていくということが私は非常に大切じゃないかなというふうに思うわけでございます。今後の美作市のこういった教育についての取り組みを改めてお聞きしてみたいなと思うんですが、よろしいでしょうか。

議長（道上 政男君）

教育次長。

教育次長（福原 覚君）〔登壇〕

失礼いたします。

山本雅彦議員の3回目の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

がん教育の実施にあわせてアンケートの実施等につきましてお答えさせていただきたいと思います。子どもたちががんに対し、どのようなイメージを持っているのかを調査し、そしてがん教育を行った後、その意識がどのように変化したかを調査することはその教育、授業の効果の検証の上でも大切であり、必要なことであると思うところでございます。今後学校現場とがん教育の実施方法を含め、具体的な手法などについて検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほうよろしく願いいたします。

以上でございます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

山本議員、総括。

1番（山本 雅彦君）

総括ですね。

このがん教育については、今次長のほうからも積極的に取り組みたいというふうな御答弁をいただきましたので、ひとつ御期待を申し上げたいというふうに思います。できましたら年度内ぐらいに1回ぐらいはどっかでやってみたらどうかというふうに要望しておきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

さて、次の4項目めの……。

議長（道上 政男君）

山本議員、次の項目へ行く前に、ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時51分 休憩

午後2時01分 再開

議長（道上 政男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

山本議員。

1番（山本 雅彦君）〔質問席〕

それでは、4項目めの質問に入らせていただきます。

これは鬱病対策についてということでもありますけれども、これは平成22年の12月議会でも一般質問で取り上げたものでございます。ただ、なぜきょう今回こうやって取り上げたかと申しますと、やはり市内、そして全国的に見てもこの鬱病の患者が減る傾向にないというふうに私は思っておりますので、これについて改めてもう一度美作市の取り組み等を含めて取り上げさせていただきましたので、よろしく願いしたいと思っております。

この鬱病対策、美作市として昨年、一昨年ですね、12月の議会からどのような啓発活動をされてきたのか、お尋ねをしたいと思います。この病気に対してはいろんな自治体もホームページ等で紹介をしてあるようでございますけれども、私は先日、といってももう1カ月ぐらい前になりますが、この愛媛県の伊予市というところがありますが、ここでも自殺予防の一環としてストレス度をパソコンや携帯電話で気軽に診断できるころの体温計という、そういったサービスをしておられます。これは東海大学医学部附属病院で実際に行われているメンタルチェックをシステム化したもので、市のホームページからアクセスができます。私もやってみました。大変わかりやすく、すぐに結果が出てくる。金魚が出てまいりまして、もしその人のストレス度が大きくなればなるほど、金魚にばんそうこうがふえていたり、あるいは猫がその金魚をとろうとしたりして、そういうふうに変っていく分でありまして、わかりやすくおもしろかったなど、幸い私の場合はバツ点が1つしかありませんでしたので、これはバツ点がないほうがいいですよ。いいんです。

けども、1つだけでありましたので、ほとんど問題なかったというふうには自分では思っておりますが、そういったメンタルチェックができるというものでございます。鬱病というのはこれは年々、先ほど言いましたようにふえております。しかも自分では大変わかりにくい、周囲からは指摘しにくいものでもあるというふうには思うわけでありまして。こういったシステムは自分で診断できるわけでございますから、大変便利であろうというふうには思うわけでございます。美作市としてもいろんな努力はされてると思っておりますけれども、具体的な対策をお尋ねしてみたいというふうには思いますので、よろしくお願いをいたします。まずは1回目の質問とします。

議長（道上 政男君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（神吉 康之君）〔登壇〕

鬱病対策についての山本議員の質問です。

鬱病対策の取り組みにつきましては、本年3月の定例議会で市長のほうから報告をいたしておりますが、国内で3万人、市内でも年間10人前後の方がみずからとうとい命を絶つという自殺者の対策として、早期の発見で早期に対応できるよう目配りや人の心の変化に対応できる人の人材を育成することとしております。年間3万人を超える自殺者のうち健康問題を原因、動機とする方は1万5,000人から1万6,000人で推移しており、自殺対策を進める上でも鬱病対策は重要なものとなっております。本年度は悩んでいる人に気づき、話を聞き、必要な支援につなげ、見守ることができるゲートキーパーの養成を行うこととして、相談支援に係る市の職員、保健師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、ケースワーカー、ケアマネジャーや市内の居宅介護支援事業所のケアマネジャーを対象にゲートキーパー養成講座を予定しております。9月6日と10月11日に実施の予定でございますが、昨日9月6日、約30名の参加を得て、臨床心理士の資格を持つドクターに講師となって研修をいたしたところでございます。自殺の現状、自殺のサインと対応、ゲートキーパー自身のメンタルヘルス等について専門家の講演によるほか、実際の対応、声のかけ方、相談の受けとめ方などの実習を行いました。ゲートキーパー機能の充実、地域連携機能の充実を図ってまいりたいと考えております。また、市民が鬱病について正しく理解できること、抑鬱状態にあることにみずから気づくこと、周囲が抑鬱状態にあることに気づくなど、鬱病に関する一般の普及も重要であることから心の健康づくりについての講演会等も開催することといたしております。

以上です。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

山本議員。

1番（山本 雅彦君）

いろんなゲートキーパー等の養成も行っていくということでございますので、これは大変重要なことであると思っております。積極的にこれを進めていただきたいと、このように思うわけでございます。また、先ほど報告ございましたが、30名程度の参加ということで、非常に期待をしたいというふうには思っております。

この鬱病については、やはり自分から気がつくというのは大変難しいわけございまして、家族を含めて周囲の人たちが早く気づいてあげることが大切であるということでもあります。講演会等もちろん必要でございますけれども、先ほど申し上げましたようにそのサインを自分で早く発見できるシステムということも私は必要であろうというふうには思うわけでございます。なかなかこういった問題は人にも相談しにくい、あるいは自分からは気がつきにくい、指摘しにくいということでございますので、自分で診断できるシステムというのがあれば、非常にわかりやすいのかなというふうには思うわけでございます。この辺も考える必要が

あるんじゃないかなというふうに思ったものでございます。この辺いかがでしょうか。

また、鬱病のサインというのが、これは厚生労働省のホームページにもございましたけども、自分自身が気がつく変化というものもあります。そして、周囲が気づく変化というものもあるわけでございます。これはあえてきょう資料はお配りしておりませんが、この自分自身が気づく変化という中に7項目あります。憂鬱感だとか、おっくう感、焦り、不安感、睡眠の変化、体の症状、食欲、体重の変化、そして疲労がとれない、こういった変化のうちから自分自身が気づくものがあるというふうに言われております。また、周囲が気づく変化としては、例えば遅刻とか欠勤、こういったものがふえてきたとか、あるいは仕事上でミスがふえてきた、そして仕事の能率、この判断力が低下してきたというふうに見られた場合、また対話、人との話の中で周囲との会話が減ったという人、例えば昼食なんかでもどっかへ食べに行っても一人で食べるような人というのはちょっと気をつけなきゃいけないと、それから表情が暗い、この中にはいらっしやいませんけど、表情が暗い、元気がない、顔色が悪い、顔色は一部いらっしやるかもしれませんが、そういうふうなこと、それから身体の症状、頭痛とか目まいとか吐き気、そういったものがあれば周囲が気づいてあげると、こういったサインが必ずあるわけでございまして、これらをしっかりと職場の上司の方も含めてこれを理解しておいていただきたいというふうに思うわけでございます。こういったことが自分でなかなか気がつかなくても周囲が指摘してあげることによっていち早くそれを察知できる。私がなぜこうやって言いたいかといいますと、鬱病というのは決して特殊な病気じゃないんだということでもあります。つまりこれは脳の働きが低下して起きる、エネルギーをいろんなところに使うもんですから、そのエネルギーが脳の働きにちゃんと伝わらなくなってくる、したがってこういった病気が発症しやすいということでもありますので、私どもが考えているよりも本人はかなり深刻なものがあるということもございますので、しっかりとこういったことに気づいてあげるということをぜひともお願いしたいというふうに思うわけでございます。仕事がハードでなかなか睡眠不足になってくるというの、あるいは仕事がたまっていってなかなか思うように前へ行かないというような方も、例えばこの市役所の職員の中にいらっしやるかもしれません。そういったことも早く上司が見つけてあげて、適切なそういった対応をしてあげたら随分変わるんじゃないかなというふうに思うわけでございますので、この辺もひとつしっかりとその辺のサインを見落とさないようにしていただいて、取り組んでいただけたらというふうに思います。先ほど申し上げましたようにそのサインを自分で早く発見できる、そういうふうなシステムづくり、こういったものができないかなというふうに思うんですが、もう一度この辺をお聞きしてもいいでしょうか。

議長（道上 政男君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（神吉 康之君）〔登壇〕

山本議員の再質問で、システムづくりの取り組みについてでございます。鬱病は年々増加しており、その上みずからが気づくことが難しく、家族を含め周囲が少しでも早く気づいてあげることが一番大切でございます。また、御紹介いただきました愛媛県伊予市が運用しているところの体温計は自分自身のストレス度のほか、家族のストレスやアルコールに関するチェックもできるので、早期の気づきにつながるものであると思います。伊予市だけでなく埼玉県越谷市もこれを使っておるようでございます。また厚生労働省では同省が推進するメンタルヘルスケア指針に基づき、ストレスや鬱病など、メンタルヘルス、不調の予防を総合的に支援する総合情報ウェブサイト、心の耳を運用しております。そのほか広島市の鬱病チェック自己診断チェックシートや東京都荒川区の心の健康診断、長崎県の心の健康ストレスチェックなど、既に取り組んでおられるところがございます。ネットを開いて鬱病診断ということを見ましたら、医療機関もいっぱい出し

ております。そうした中でいろいろと情報を収集したり、研究しながら、研究検討を進めてまいりたいと思
いますので、どうぞよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

山本議員。

1 番（山本 雅彦君）

ありがとうございました。

そういったことでしっかりとこの対策について進めていただきたいと、このように思います。

最初の御答弁にもございましたが、市内でも年間10人前後の方がこういったことが原因だろうと思われる
ことでお亡くなりになってるということでございますので、私は例えば10人こういった方があるとすれば、
その何倍かはその予備群があるというふうにするわけでございます。したがって、そういったことが自分自
身で判断できる、ある程度自分で予測できるようなシステムづくりというものもやはりやっていく必要があ
るのかなど。なかなか自分から進んで医療機関等に行く人は少ないわけでございますので、手軽にできる方
法というものも考えていく必要があるというふうにするわけでございます。先ほど保健福祉部長の御答弁に
もございましたけれども、いろんなところからそういった資料、情報収集していただきまして、そういった
システムづくりを一日も早く美作市でも構築していただきますことを強く要望をいたしまして、私の本定例
会の一般質問を終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

議長（道上 政男君）

以上をもちまして通告順番13番、議席番号1番山本雅彦議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番14番、議席番号17番絹田和昭議員の発言を許可いたします。

絹田議員。

資料を配るんですね。

しばらくお待ちください。資料を配って。

絹田議員。

17 番（絹田 和昭君）〔質問席〕

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、私は一般質問をしたいと思っております。

議長（道上 政男君）

ちょっとマイクに近づいて話してください。

17 番（絹田 和昭君）

ことしの日本の天候は春は想定外の降雨量により各地で大きな被害が出ました。また、夏は異常な高温が
長期にわたり続き、熱中症などにより亡くなられた方も出たと思っております。被災された皆さん、亡くなられた
方々にお見舞い、お悔やみを申し上げます。また、昨晚NHKの9時のニュースでは、沖縄では秋と冬を通
り越し、春を迎えたのか、桜、これはヒカン桜となっておりましたが、が咲いたと報道されました。何かま
た異常な気象が続くのではないかと不安を覚えるものであります。一刻も早く正常な穏やかな天気が続く
ことを祈っております。

では、一般質問、9月の定例会におきましては私は、1番目として、美作市第5期介護保険事業計画、特
に在宅の介護手当の支給ということを考えてはということを持たしたいと思っております。2番目は、彩葉
みまさか箕面店の2号店をしたらどうかと、それからもう一つは、そういう生産者の出荷農家の拡大をし
たらどうかということ、3番目には、クリーンセンターの造成工事の入札についての告発についてというこ
とで、3つの課題を出しております。通告しております。

では、一番最初の美作市の第5期介護保険事業計画についてを申し上げます。

第1番目として、第5期の新たな取り組みはということですが、美作市の8月1日の人口は3万649人であり、そのうち65歳以上の高齢者と言われる人は1万665人であり、高齢比率は34.8%と高い数値を占めています。団塊の世代と言われる昭和22年から25年ごろに生まれた人たちが65歳以上になってくるためますます高齢化比率は上昇してくることは確実であります。そのことにあわせ介護認定者も年々増加し、介護保険事業計画の資料によりますと、少し古いですが、平成22年10月現在の介護認定者は2,363人となっていて、そのうち介護給付費の受給者は85.4%に当たる2,018人と、ほとんどの方が受給されています。介護保険制度が始まったのが平成12年からですが、その当時は旧町村単位において介護保険事業を展開していましたが、平成17年の平成の大合併により美作市においても6カ町村が合併して誕生したわけです。全国的に市町村の規模が拡大されて介護保険事業において過去の持つ地域の特性に合った事業の展開が困難となったのか、第3期介護保険事業計画、これは平成18年から20年ですが、ごろから地域包括という言葉が出てきたと思っています。美作市においても保健福祉部に地域包括支援センターがあり、各支所に地域ステーションが設置され、それぞれ介護活動をされています。高齢者が要介護状態になっても住みなれた地域において継続して生活できるよう介護、予防、医療、生活支援、住まいの5つのサービスを包括、継続的に提供する地域包括ケアの考え方に基づく取り組みについて、美作市においては現在までの介護事業に比べ、第5期においてはどのような特徴のある地域包括のサービスが事業展開されているのか、市長また担当部長にお尋ねしたいと思います。

2項目めとしましては、地域支援事業、任意事業ですが、としての家族介護支援事業としての介護手当の支給を考えてはということで、美作市介護保険事業計画によりますと、介護給付費受給者は2,018人であって、うち施設サービス受給者は523人であり、1人当たり317万3,557円の給付費を使っています。一方、居宅サービス受給者は1,495人であり、1人当たりの給付費は116万2,998円となっています。したがって、施設給付費は居宅給付費の2.73倍の経費がかかっています。介護保険事業のアンケートを見ますと、今後利用したい介護保険サービスについての問いには、一般高齢者の方も在宅認定者とも訪問系サービスが最も多く、次いで通所サービスとなっています。また、今後の生活についての問いには、在宅認定者は自宅で家族の介護と介護保険サービスを利用しながら生活したいが最も多く、一般高齢者は無回答、わからない、の次に自宅で家族の介護を受けながら生活したいとなっています。一方、施設などに入所したい理由についての問いには、入所を申し込みされている在宅認定者については、入所したい理由は、介護をしている人の精神的、身体的負担が大きいからが最も多く、次いで、ひとり暮らしで介護者がいないからとなっています。このアンケートから見て、一般高齢者も介護認定者になってもできるだけ家族と一緒に生活を希望されていることがよくわかります。また、介護給付費の割合についても、施設給付費については、介護保険事業会計の約5割を占めていることから、美作市においては県平均施設給付費を大きく上回っているのが現状です。このことから見て、介護認定者の高齢者の方が家族の介護により生活できる在宅生活の支援を強く推進することが大切であります。また、介護者の精神的、経済的負担の軽減を図ることが介護給付費の抑制につながることから、居宅介護者に介護手当の支給をしたらと考えますが、市長、いかがでしょうか。

まず、第1回目の質問といたします。

議長（道上 政男君）

14番岩江正行議員が出席であります。

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

絹田議員の美作市第5期介護保険事業計画についての御質問をいただいております。

第5期の計画におきます医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスの地域包括ケアの実現に向けての取り組みとして地域密着型サービスの充実を掲げておりまして、具体的には認知症対応型通所介護、デイサービスと、小規模多機能型居宅介護施設の募集を4月に行いました。その結果、大原、東栗倉圏域に小規模多機能型居宅介護施設の応募がありまして、地域密着型サービス運営委員会の審議を経て、今回の補正予算でお願いをしておるところでございます。昨年までの募集では新たな問い合わせもなかったものが、ことしは数件の問い合わせもありまして、事業者の関心も高まっており、今後もより一層の整備を進めてまいりたいと考えております。

また、高齢者が住みなれた地域で長く生活をするためには医療と介護サービス、予防事業を含みますが、の連携が求められており、今回医師会の協力を得まして、美作市地域医療ミーティング推進協議会の設置を予定しております。この中で、医療関係者と介護関係者との意見交換も予定をしており、医療と介護の連携強化を図り、サービスの向上を模索してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、家族介護支援事業につきましては、昨年の12月議会に続いての御質問というふうに思います。前回と重複する答弁となりますが、美作市の家族介護支援事業としては、要介護4または5の御家族に対しまして毎月6,000円程度の介護用品の支給事業のほかに、家族介護慰労記念品支給事業として年1回5,000円程度でございますが、記念品を支給しております。これ以外に家族介護慰労金の制度がありますが、ここ数年該当者がいないという実情から、支給要件の検討も必要であり、介護をされている方の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者等の在宅生活の継続、向上を図る目的がございますので、介護給付費の抑制も視野に置きながら、美作市の現状を踏まえた上で検討していきたいと考えております。

以上です。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

絹田議員。

17番（絹田 和昭君）

今市長から答弁いただきましたが、なかなか検討ということになっておりまして、前回よりも少し考えていただけるかなと思っておりますが、2回目ですが、第5期の特徴として地域密着型サービスの充実を重点目標として上げられ、認知症対応型通所介護施設、デイサービスと小規模多機能居宅介護施設の整備方針を上げられ、4月には大原、東栗倉圏域に小規模多機能型居宅介護施設の応募があったと答弁がありました。施設及び地域密着型サービスの設置計画について第5期の介護事業計画においては施設別目標設置を上げていなかったにもかかわらず、はや応募があったことは日ごろの保健福祉部の推進活動の成果のあらわれだと思います。私は特養、有料老人ホーム等の施設については、市民の多くから求められていますが、この施設については、本人はもとより市町村も多額の経費がかかります。したがって、現在では地域密着型サービスの充実が最優先と考えます。そこで、これらの施設の充実について保健福祉部として現在の介護認定者数から見て、第5期の3年間において地域密着型のサービス施設の圏域ごとの設置数はどれくらいが理想であるかをお尋ねします。

2項目めの介護支援としての介護手当の支給についてですが、市長が言われるとおりの昨年12月の議会に引き続きの質問になります。私はそれだけ重要と考えていまして、ぜひ市長の理解を得て、介護手当の支給が実現できれば、市内の多くの在宅介護で日々大変苦勞されている市民の皆様にはほんの少しの安らぎの笑顔が戻ることが想像できます。そこで、今答弁を聞きますと、合併以来変わっていないと思ひ、今の単独事業については合併以来変わっていないと思ひます。毎月6,000円程度の介護用品の支援につきましても、介護

度4と5の該当する家庭で市民税が非課税であるため、23年度については55人が対象となっています。家族介護慰労品支給事業に至っては年1回5,000円程度の記念品を49人に支給されています。この費用を計算してみると、介護用品が396万円、記念品が24万5,000円、合わせますと420万5,000円であります。65歳以上の方が納められています1号被保険者保険料の平成23年度介護保険会計決算の収入額は5億3,061万6,520円です。この保険料に対する介護用品、記念品の金額が占める割合は0.8%であり、納付する金額から見ると少し少ないと思います、支給範囲を限定されて効果がやや少ないのではないかと思います。平成24年度から3年間介護保険事業計画の第5期が施行され、第1号被保険者の保険料も決まりました。残念ですが、美作周辺の市町村の第5期の1号被保険者の基準額を見てみますと、西粟倉が月4,200円、年間5万400円、奈義町が月4,700円、年間5万6,400円、赤磐市が月4,850円、年間5万8,200円、勝央町が月5,100円、年間6万1,200円、美咲町は月5,390円、年間6万4,608円であり、美作市は月5,200円、年間6万2,400円で、高いほうから2番目となっています。このように年金から差し引かれる介護保険料が上がることにより日々の生活が圧迫されるのではと心配されている人も多いと思います。保険料の上昇を抑えるためにはやはり介護給付費の多くを占めている施設給付費の抑制にあると思います。そうするためには在宅介護を受けている高齢者の方も、また介護をしている方も少しでも介護しやすい条件づくりを美作市が施策として進めることが大切ではないかと考えます。奈義町は唯一施設給付費が在宅給付費より少ない町であります。町長に会いますと、奈義町の高齢者にはできるだけ自宅で介護を受けていただけるよう家族の方に介護手当を出していると、そのことにより1号被保険者の保険料も安くなっていると申されました。第5期の介護保険料の設定に当たっては県下で唯一奈義町だけが上昇しなく、4期と5期が同じ金額になっていると思います。議長の許可をいただきまして奈義町の介護手当の一覧表をお手元に配付しております。介護度1の認定者には年額5万4,000円、それから要介護2認定者には6万6,000円、要介護3につきましては8万4,000円、4につきましては12万円、5に月には15万円という多額の経費を出されております。これが所得制限なしで全ての介護家庭に出されているのが特に特徴のある施策ではないかと思っております。また勝央町では、介護用品の支給とは別に長期介護者報奨金として在宅介護者を対象に、1年間在宅介護サービスを受けていない人に対して、介護度1、2、3の方には年額6万円、介護度4と5の方には年額10万円を年2回に分けて支給されています。この報奨金の支給の方法の特徴のあるのは、介護度の基準給付費額の2分の1以下を下回る場合は半分を出す、10万円の方には半分の5万円を出すというようなそういう緩和制度がされておりますので、これは特徴があると思います。以上のように各自治体によって在宅介護者の支援が進んでいます。美作市においてもぜひ介護手当の支給を実現し、在宅介護者の精神的、経済的な負担を軽減し、住んでよかったと実感できる美作市になったらよいと考えますが、市長、ぜひ前向きに検討していただきたいですが、いかがでしょうか。

2回目の質問といたします。

議長（道上 政男君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（神吉 康之君）〔登壇〕

絹田議員の2回目の質問でございます。

まず、5期の3年間において地域密着型サービス施設の圏域ごとの理想はどれぐらいかという御質問でございますが、地域密着型サービスは認知症やひとり暮らしの高齢者などの増加を考え、要介護者が住みなれた地域の近くで介護サービスを受けることができるように2005年に改正された介護保険法により新たに設立された介護サービスの一つでございます。要介護認定者が年々増加している現状から市内の全ての日常生活

圏域、これは中学校区と美作市の場合はしております、5生活圏域がございます。生活圏域ごとの整備が必要であると考え、第5期の整備目標としては未整備圏域に整備を進めたいと考えております。具体的には認知症対応型通所介護施設、いわゆる認知症の方のデイサービスでございます。これをまだ未整備の大原、東栗倉圏域と英田圏域の2カ所、そして小規模多機能型居宅介護施設、通所を基本として随時訪問介護や宿泊ができる施設でございますが、これを未整備の勝田圏域、大原、東栗倉圏域、英田圏域の合計3カ所の整備を推進したいと考えておるところでございます。

次に、介護手当の支給についてでございますが、絹田議員のおっしゃるとおり在宅介護をされてる方の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに要介護高齢者の在宅生活の継続、向上を図ることは非常に重要であると感じているところでございますが、介護保険に係る現状につきまして、ことしの1月に県内15の市の調査を行っております。23年10月現在の数値になりますが、少し報告させていただきます。高齢化率につきまして、美作市は34.4%で、高梁市、新見市に続いて上位から3番目でございます。認定者数は2,350人で、認定率で3番目、サービスの利用でも87%で4番目と、いずれも高い状況でございます。このような中で1号被保険者、これも23年10月現在ですが、1万689人あります。そうした中で1人当たりの1カ月の保険給付費、あくまでこの分母が1万689になりますが、居宅及び地域密着サービスにつきましては、1人当たりが約1万5,000円で、県平均とほぼ同額でございます。一方、施設サービス給付につきましては、約1万2,800円で、県平均を4,400円上回っており、県下でも上位にランクされている現状がございます。市といたしましても今後において施設の整備状況や利用者の状況を初め、関連項目について調査分析を行い、現状を精査しながら介護保険制度の適正な運営に努めるべく検討を重ねたいと、本事業につきまして、先ほど市長が申し上げましたとおり研究検討を図りたいと考えておるところでございます。

なお、先ほど資料の提出がございました奈義町についても、高齢化率が30%を切っておる、それから勝田町についても30%は達してないというような状況でございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

絹田議員。

17番（絹田 和昭君）

3回目になりますが、今部長のほうから高齢比率を言われまして、近隣の町村の低いのを言われました。これから言おうとするのは高いの言いますが、ちょっと言いにくいですけど、私の出身であります旧勝田町は人口減少が激しく、若者の転出により限界集落は7地区を数え、高齢比率につきましては39.7%になっています。そして、高齢者のひとり及びふたり暮らしの世帯が目立つようになってきています。特に最近高齢者家庭において55歳前後の子どもさんに当たる人は親の介護のため早期退職をして都会から帰って、親の面倒を見ておられる人がふえてきています。ある家庭では両親、介護度4と5の方ですが、ともに認知症の上、徘徊するため福祉施設の宿泊がなかなかできず、我が家で介護しているが、働きにも行けず、両親の年金だけではなかなか生活していくのが精いっぱいということ話をされておりました。また、私の同級生には親が介護度3ですが、面倒を見ておりましたが、座る、立てるができなくなり、手助けをして歩行器により家の中を少し移動できる程度のため1時間以上は家をあけるわけにいかないといって、なかなか私たちの付き合いもできなくなったというようなことになっております。このような家庭を何件も見てきましたが、以前は介護度3でしたら一人便所に行けたと思いますが、今の介護度3の方は以前の介護度3よりも何となく重度のような気がいたします。このような現状から在宅介護支援として奈義町は介護度1から5まで全ての高齢者の方に介護手当を支給されておりますが、一遍に美作市がそれをするというのは難しいと思いますので、私

勝手ですが、重度と感じる介護度3から5までの方に支給をしたらと考えています。そこで、現在在宅介護度3、対象者は169人の介護をしている方に仮に8万円、介護度4の方、これは97家庭ありますが、10万円、介護度5の方には12万円と、57家庭ですが、計323人の在宅の介護をされてる方がございます。もしこの方に今の仮の支給額を出すとしますと、3,000万円程度のお金が要ることになります。この額は1号被保険者の介護保険料の5.7%に当たります。もしこの323人の方が全員施設に入所したとすると、施設給付費の1人当たりが317万3,000円ですので、10億2,487万9,000円というような巨額な経費が出てきます。私はこの数字の比較だけしますと、検討の余地があるのではないかと考えております。美作市の介護保険事業計画の第5期の第1号被保険者の保険料は、残念ですが周辺より少し高くなっていますが、これからどうしても家庭で介護できない方は、市長が行政報告で言われました国民宿舎のみまさか荘にできる特養の施設に入所して、これは少し先ですが、していただくようになるとお願いすると思います。特にこの施設は30床と言われましたので、広域になる施設じゃないかと思っておりますので、市内の方の入所の数をできるだけ多くしていただくようにここでお願いをしておきたいと思っております。残りの在宅の方に介護手当の支給を支援することにより精神的、経済的の負担の軽減が図られ、前も言いましたが、住んでよかった美作市の実感が込み上げてくるのではないかと考えております。ぜひ前向きにこの介護手当を考えていただきたいと思いますが、市長、再度答弁をお願いしたいと思っております。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

在宅介護ということでございますが、トータル面で介護保険制度というものの中での本当に高齢化が進む中で美作市が置かれておる立場というものになりますと、高齢化率がどんどん上昇して大変な状況に入ってくるという思いは持っておりますし、絹田議員の御心配もごもっともであろうというふうに思います。しかしながら、介護保険制度そのものが皆さんの保険料で成り立っていく制度なんです。いつか、本城さん言うてもよろしいかな、質問の時にこれはいい法律じゃありませんというのを僕ははっきりと申し上げたつもりです。本当は介護保険制度というものを本当に年寄りだけに、年寄りだけにというのはちょっとおかしいですけれども、たくさん負担を強いるような制度が本当にあっていいのかという思いは持っております。が、ある制度の中でやっていかざるを得ないというのもまた御理解をいただきたいというふうに思います。いわゆる美作市においては介護保険の利用者がたくさんおられます。そして、どうしてもその運営をしていくためには皆様方に保険料を御負担をいただかざるを得ないといったのが今の美作市の現状でございます。在宅介護をされておられる皆様方の御苦勞は本当に大変なことであろうというふうに思っております。何らかの方法は講じたいという思いはございますけれども、それが保険料にはね返ってくるようでは、これまた大変なことになりますので、そういった面も考慮しながら考えていきたいというふうに思います。

また、奈義町の比較をされましたけれども、奈義町における介護保険と美作市における介護保険の状況というものはそれぞれ自治体において、どこも一緒なんです、それぞれの自治体における状況がそれぞれ条件が違いますので、一概に比較してあっちがええ、あっちがええというだけでなしに、その辺は御理解されながら御質問していただいたらどうかというふうに思いますけれども、いずれにいたしましても、在宅介護をされておられる方々の御苦勞に報いれるか、どうすれば報いれるかという方法はしっかりと考えてまいりたいと思っております。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

絹田議員、総括。

17番（絹田 和昭君）

市長は非常に慎重に検討されているような回答でございましたので、少し明かりが出てきたかなと思っております。8月9日の山陽新聞に認知症2カ月で退院というのが出ておりました。このように認知症につきまして、これは医療費抑制の政策で来年から実施になると思いますが、こういうように認知症の方も医療機関2カ月来るから家庭に帰れというような状態になります。施設のほうもいっぱいですし、なかなかこれから美作市も高齢化率が上がってきて、だんだんそういう人がふえてくるんじゃないかと思う。そうすると、介護度1、2の家庭には失礼かと思えますけど、その家庭では同居できてもそう負担はかからないと思えますけど、3、4、5ぐらいの介護度になりますと、非常に専属の人が1人要るぐらいな介護度ということになりますので、ぜひ少しでも手当をして経済的な軽減を進めていただきたいということを要望いたしましたので、この1項目めの質問を終わります。

議長（道上 政男君）

絹田議員、次の質問に行く前に、ただいまより10分間休憩いたします。

午後2時54分 休憩

午後3時04分 再開

議長（道上 政男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

絹田議員。

17番（絹田 和昭君）〔質問席〕

では、2項目めの彩菜みまさか箕面店の2号店の経営はと、それから市内の出荷農家の拡大についてということで質問したいと思います。

まず、彩菜みまさか2号店の出店計画はについてですが、彩菜みまさか箕面店の当初の年間販売予想は2億5,000万円程度と聞いていましたが、年を追うごとに販売を伸ばし、平成23年度の実績は4億5,000万円を大きく上回ると聞きます。勝英地域における作州黒で有名な黒大豆の出荷額は、JA勝英の販売高は3億円程度ですから、いかに好調な売り上げを維持しているかよくわかると同時に、安東市長はこの計画をした先見の明があったと驚いております。先日の7月13日に美風会3人で箕面店の販売状況の視察に行ってみました。当日午前10時30分に入店しましたが、既に関心するお客でほぼ満員の状態でした。小倉店長が土曜、日曜また休み明けのお客の多いときには駐車場の車の整理員としてガードマンを雇う必要があり、また経費が要ると嘆いていました。買い物に来るお客さんに、ここは安いですかと尋ねると、確かに安いし、販売している商品に生産者の名前があるから信用度が違うと言われました。生産者の名前を入れる販売方法は直売所の長所であると感じました。そして、店内の様子から見て、本年度も昨年を上回る売り上げが出ると強く感じました。このように好調な売り上げを示している状況の中で、市内の出荷農家の収入、就労の増大がしています。一方、販売面から見て、彩菜みまさか箕面店の設置当時から見て想定外の売上高を示しています。次の2号店を考えてもよいのではと思いますが、市長のお考えをお尋ねします。

2項目めとしまして、市内の出荷農家をふやすための施策はということですが、以前に生産者から朝6時半までに明見の彩菜みまさかに来て箕面店の出荷するメンバーを見てみなさいと市民の方から言われたことがあります。それは高齢者が多く、10年先はどうなるかと心配だからであったんです。そして、以前から出荷農家から美作市内の出荷農家が少ないという声も聞いていました。先日の箕面店の視察の際にも小倉店長より、美作市の方の出荷数が伸びないので少し残念ということも聞きました。箕面店の全体の販売高は高い数

値を示しているのですが、全体の販売額のうち美作市内の出荷農家は全体の何%を占めているのか、それを把握できる年度別の市町村別の出荷状況を作成することが必要と感じますが、あればここに提出していただきたいと思います。仮に美作市内の出荷農家が全販売額の占める割合がもし低いようであれば、出荷体制を考える必要を強く感じますが、担当部長としてはどう判断されていますか。私は彩菜みまさか箕面店の出荷は美作市内の生産農家による割合ができるだけ高い数値を目指す必要があると考えています。市内の農産物の出荷が少ないと、出荷農家が言われなためにもより美作市内の出荷農家をふやす働きかけをする必要があると考えます。もし施策がありましたら、発表していただきたいと思いますので、お尋ねします。

第1回目といたします。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

彩菜みまさか箕面店の2号店の計画、市内の出荷農家の拡大についての御質問をいただきました。

彩菜みまさか2号店出店については、体制を整えば前向きに考えたいと、常々申し上げてきております。箕面店のオープン後も出荷登録件数、売上高ともにふえ、平成23年度は5億300万円を売り上げておりまして、オープン当初に5年後の売上高として計上してございました2億6,000万円を大幅に超えた金額でございますが、対前年比で申しますと、33%増となっております。

現在の状況から見て、2号店の出店はすぐにでも可能であるかのように思えますが、市内の生産農家の現状を申し上げますと、個人の登録者がほとんどで、それぞれの生産量も手いっぱいといった状況に近く、オープン当初との比較では3割以上増産をしていることとなります。2号店出店の鍵は、今後各生産農家が農産物の生産量を倍増させることができるかどうかにかかってくるというふうに思っております。幸いにも60代から70代の生産者が中心となって、一生懸命増産に取り組んでいただいているところから、今のところ野菜不足といった状況は発生はしておりませんが、今後は後継者をいかに確保していくかが課題でございます。今後、特産館みまさかを美作市の農業のバロメーターとして捉え、農業後継者確保に向けた取り組みとあわせて引き続き支援を続けていく考えでございます。

また、箕面店では来客の増加に対応するため昨年度3月から新たな駐車場を確保しておりまして、本年度は売り場面積の拡張工事を行うなど、積極的な対策を講じていることから、しばらくは箕面店の状況を見て、2号店建設計画の判断材料にしたいと思っております。

なお、その他の詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

田園観光部長。

田園観光部長（江見 幸治君）〔登壇〕

それでは、絹田議員の質問に答えさせていただこうと思います。

まず、市内出荷農家の拡大の件でございますが、現在特産館みまさかへの出荷登録数は792件でございます。そのうち美作市内の登録は529件、全体の66.8%でございます。市外の登録は263件で33.2%となっております。全体の売り上げに対する割合で申しますと、委託販売総額5億6,755万円に対しまして、美作市の登録者売上額は3億4,585万円と、60.9%でございます。これらの数値をもとに出荷体制を考えてはどうかとの御意見でございますが、特産館みまさかの新規登録者に対する扱い方を申しますと、美作市内の生産者と同一品目の出荷申し込みが市外居住者からあった場合は、登録の際、出荷量の調整について事前協議するなどの配慮がなされており、今後も引き続き、市内農家の対応には十分な配慮をお願いしてまいりたいと

考えております。

また、市内の出荷登録農家の増加に向けた取り組みでございますが、特産館みまさか箕面店がオープンいたしました平成21年10月時点での登録が520件、その後徐々に増加し、現在では792件にまでふえておりますが、増加傾向も落ちついて、横ばい状態で推移しておりますので、今後はこの状況をいかに維持するか、登録者の減少をどう防ぐかが課題でございまして、冬場の寒じめハウレンソウなど、もうかる、収入の上がる野菜づくりを普及させることによって生産者農家の後継者づくりを促し、またJA勝英と特産館みまさかとの野菜生産者部会を中心に県の普及指導センターなど、関係機関との協力を得ながら普及体制の強化を図ってまいりたいと思っております。

なお、市町村別の出荷状況ということでございますが、こちらのほうに用意はさせていただいておりますけれども、また後ほど渡したいと思っておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。ありがとうございました。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

絹田議員。

17番（絹田 和昭君）

2回目ですが、市長の行政報告を前に聞きましたが、彩菜みまさか箕面店の平成23年の売り上げが5億300万円と言いまして、今の報告にもございました。2号店を計画してもよいのではないかと思います、それに見合った生産体制が確立できるかということで、すぐ2号店の計画はないということで、少し残念ですが、私は数年先には出店ということに必ずなると思いますので、農産物の直売所としての理想的な場所の調査を継続していただくようお願いして、この2号店の項を終わりたいと思います。

彩菜みまさか箕面店の出荷農家の拡大についてですが、総売り上げの60.9%が美作市の農家の出荷と聞いて少し安堵しました。これも同一品目の出荷申し込みの際には市内優先などの措置をとっていると聞いて、数値が保たれていると思います。担当部長としては60.9%の数値は高いと見ているのか、いやもう少し高い数値を目指したいということを考えているのかと、まずお聞きしたいと思います。

そして、市町村別の出荷状況もしくは販売状況の提出をお願いしましたが、今部長言いましたようにまた後日お見せいただいたらいいと思います。

出荷農家の減少は高齢化と新規就農者が少ないのであり、この問題を解決することは大きな課題でもあります。この販売高を維持するためには個人個人でなく、出荷農家の組織づくりが大切と考えます。そして、その組織は旧町村単位の出荷体制をつくったらどうかと考えます。なぜなら、やはり古くからの人間関係で新規就農者が参加しやすくなると思いますし、栽培面におきましても品種は栽培時期等の調整がしやすいと思います。それは先日の7月の視察の際、ハウレンソウとレタスは市場より仕入れの商品が売られていました。なかなか全ての農産物を美作市で出荷することは困難と思いますが、箕面店の販売状況のデータを活用し、販売品目や出荷時期などは組織単位で対応し、安定した出荷体制をすることが大切ではないかと思っております。そして、組織として素早く動ける範囲はやはり大きな組織よりもやはり旧町村単位ぐらいがよいかと思えます。地理的条件、気象風土などから栽培品目や栽培方法、輪作体系、そして長期間の出荷が組織的に取り組みやすいと考えるからであります。そのことにより利益が上がれば出荷農家の拡大につながると思います。これは私の考えですが、部長の言われた普及体制の強化を図りたいというのは具体的にどういう施策か、もう少し具体的な方法がございましたら、施策がありましたら、ぜひお聞かせいただきたいと思えます。

以上、2回目です。

議長（道上 政男君）

田園観光部長。

田園観光部長（江見 幸治君）〔登壇〕

2回目の御質問でございます。これにつきまして御回答を申し上げます。

まず、彩菜みまさか2号店の出店に向けた候補地の調査の件でございますが、箕面店への来客者情報を参考にいたしまして周辺地域に同様の店舗を含め、集客ができることを前提に情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、特産館みまさかへの市内生産農家の出荷額割合60.9%につきまして私の個人的な考えを申し上げますと、市内の生産農家は数字以上の成果を上げておられると思っております。が、もう少し出荷額をふやす余地があるとも考えております。それは市内に桃、ブドウなど、1個当たりの販売額が高い果樹類の生産に取り組んでいる農家が少なく、それからトマト、イチゴなど、年間売り上げ主力商品の生産農家が少なくなどから、この分野に参入を検討されている農家の方もるように伺っており、付加価値の高い農産物やハウス栽培などの普及とあわせ、今後の出荷額はふえていくものと期待をしております。

次に、市町村別の販売状況でございますが、平成23年度における販売委託品の金額合計割合で申しますと、美作市の60.9%を初め、勝央町が17.6%、津山市が7.3%、奈義町が3.9%、鏡野町が3.8%となっておりますが、箕面店の地元茨木市の生産農家も1.9%程度出荷もされております。

それから次に、農産物の出荷体制でございますが、絹田議員の御指摘のとおりでございます。生産農家の減少を食い止める一つの方法として組織づくりは大変有効な手段であると考えております。この組織づくりは特産館みまさかの生産者組合の中でも取り組まれておりますが、個人の登録者が多いこともありまして、なかなか一つにまとまらないのが現状でございます。しかし、登録者の年齢層から5年後の状況を考えたとき、まず生産作物ごとにしっかりと組織づくりを進めることが必要であり、今後の課題でもありと考えております。組織ができれば県の普及指導センター、あるいはJA勝英の協力を得まして、作物ごとに優良品種を普及させることも可能でありますし、共同作業による労力の軽減、それから作業の効率化も図れて、作物ごとに栽培講習会が開催できるなど、生産者組織として大きなメリットが生まれるものと考えております。

また、彩菜みまさか箕面店の売り上げ動向を見ていますと、消費者ニーズに対応した農産物の情報も提供できるなど、生産農作物ごと、地域ごとの組織づくりを進めることで普及体制の強化が図られるものと思っておりますので、特産館みまさかと連携を図りまして、ぜひともこの組織づくりには力を入れてまいりたいと考えております。今後とも絹田議員の絶大な御協力と御支援を賜るようお願いいたしまして、私の答弁といたします。ありがとうございました。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

絹田議員。

17番（絹田 和昭君）

これは3回目ですが、総括ということで、特産館みまさかの売り上げ、今のこの売り上げを見ますと、専業農家で自立、生活ができるんじゃないかと思っておりますので、組織づくりをして、そういう専業の農家もつくれるんじゃないかと思っておりますので、そういう組織づくりを強力に進めていただきたいと思っております。特にちょっと心配するのは、JA農協も入りますと、やはりこれはおかしいことですが、管内が勝央町、奈義町、旧、あれが入りますので、津山市が入りますので、幅が広いということになりますと、なかなか運営が、主体がどっちへあるかというのをちょっと心配しますので、できましたら、特産館みまさかを中心とする組織

づくりをぜひ部長のほうにお願いして、この項を終わりたいと思います。

議長（道上 政男君）

次の項目に行ってください。

絹田議員。

17番（絹田 和昭君）

では、これは何人か言われております3番目の項目に上げております美作クリーンセンターの造成工事についての告発ということで言わせていただきます。

7月19日に安東市長は美作の環境を考える会会長ほか2名を副市長の名誉毀損で告発されています。この件はクリーンセンター造成工事の発注について副市長が不正をしたような誹謗中傷のデマビラを郵送や配布した行為が名誉毀損に当たるということですが、起因したのは5月2日に美作市の環境を考える会より地元議員を交えて話したいということで出席を求められ、私と地元の2人と環境を考える会の話の中で、クリーンセンターの造成工事が話題となり、もう一人の議員より、4月18日の時点で吉田組が落札すると言っている、これは吉田組が落札すると言っているということです。また、造成工事は8工区に分けて入札に出す予定が、市長より反対している業者が請け負ったらおくれる可能性があるから、今回はゼネコンの発注となったと副市長は言っていると発言したため、これを後日環境を考える会が不明瞭な美作市のクリーンセンター造成工事のタイトルのビラを市内に郵送や配った行為が名誉毀損に当たるということで告発に至っています。市長の説明では誹謗中傷のデマビラは一人の発言をうのみにし、真実でないものにもかかわらず、一方的に記載し、副市長の名誉を著しく傷つけ、信頼を損ねたとするものであり、市の公的役職にある者を風評によって陥れ、ひいては市行政の混乱を招こうとするものであり、決して許せない行為であると言われてきましたが、市長にお尋ねします。市民に配布されたビラを見られたとき副市長の発言した議員を呼んで事実関係を確認できなかったのかなというようなことを思いますし、結果的に会うて話をしても、言うた言わないで終わるかもしれませんが、会って話を聞けば、いろいろな言い違いがあったとしても、思います。市長はそういう考えはなかったのかということをお聞きしたいと思います。

次に、副市長の発言、それを市の議会議員という立場にある人の発言であるので、聞いたメンバーは真実と確信し、クリーンセンター造成工事の入札が適正に行われていないと感じ、ビラの配布に至ったと思いますが、そのことから見て名誉毀損の告発を警察がこの告発を今受理したのかどうかをお尋ねしたいと思います。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

絹田議員の万殿議員に引き続いてのクリーンセンターの建設についての市民告発について御質問でございますが、美作市が発注したクリーンセンター造成工事に関しまして美作の環境を考える会の会長が官製談合があったようなデマビラを作成し、多数の方に配布した事実に対し、美作市が名誉毀損で刑事告発を行い、その内容を先般7月31日の議会全員協議会に報告し、説明をさせていただきました。刑事告発でございますので、その内容については、お話しすることは控えさせていただきます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

絹田議員。

17番（絹田 和昭君）

今までも同じ質問で同じ回答で、余りこれ以上聞いてもなかなか難しいと思います。私は一番心配するの

は、受理されて、それが次々に捜査がいくのかいかないのかということが非常に興味もあり、私の家にも市長は市民を告発したのかとか、それから告発したけど受理されるのかというような非常に電話もありましたので、この質問をしておりますが、回答はできないということでございますので、これで私の質問を終わりたいと思います。

議長（道上 政男君）

以上をもちまして通告順番14番、議席番号17番絹田和昭議員の一般質問を終了いたします。

本日は議会の運営上の都合により、お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

再開は10日午前10時からです。

大変御苦労さまでした。

午後 3 時30分 延会

平成24年9月10日

(第 5 号)

1. 議事日程（5日目）

（平成24年第5回美作市議会9月定例会）

平成24年9月10日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（21名）

1番	山本雅彦	2番	則本陽介
3番	萬代師一	4番	山本重行
5番	尾高誉久	6番	岡崎正裕
7番	西元進一	8番	本城宏道
9番	安東章治	10番	橋本健二
11番	向原伸一	12番	鈴木悦子
14番	岩江正行	15番	小淵繁之
16番	万殿紘行	17番	絹田和昭
18番	新免昌和	19番	日笠一成
20番	福島協	21番	内海健次
22番	道上政男		

3. 欠席議員は次のとおりである（1名）

13番 栗井基雄

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市長	安東美孝	副市長	皆木照夫
教育長	内海壽志	政策審議監	岩崎清治
総務部長	中西祐司	危機管理監	小林昭文
企画振興部長	大寺剛寅	市民部長	平尾孝之
税務部長	西浦豊照	保健福祉部長	神吉康之
建設部長	春名修治	田園観光部長	江見幸治
上下水道部長	中尾友保	教育次長	福原覚
消防長	森正彦	会計管理者	谷和彦
外-外-建設担当部長	石田薫	総務部管財課長	山本茂
教育委員会教育総務課長	豊福一郎	教育委員会スポーツ振興課長	水島恒治

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	欽先耕二
課長補佐	則本尚輝
主事	井上賢治

議長（道上 政男君）

皆さんおはようございます。

携帯電話の電源は必ず切るように行ってください。お願いいたします。

7日に引き続き会議を開きます。

欠席者の報告を行います。13番栗井基雄議員が親戚の葬儀のため欠席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（道上 政男君）

日程第1、「一般質問」を行います。

7日に引き続き通告順に発言を許可いたします。

通告順番15番、議席番号12番鈴木悦子議員の発言を許可いたします。

鈴木議員。

12番（鈴木 悦子君）〔質問席〕

12番鈴木でございます。皆さんおはようございます。

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

農家の厄日であります二百十日も事なく過ぎ、きょうは二百二十日でございます。外はばらばらと私が出るときは雨が降っておりました。たわわに実った稲も東粟倉のほうからだんだんと収穫が始まっているようでございます。市内全体の収穫が終わるまで事なく過ぎればと願っているところでございます。

さて、私は今議会で2項目について通告をしております。

まず、1項目めは国定公園後山について、2項目めは不妊治療助成についてです。

それでは、1項目めの国定公園後山について質問をさせていただきます。

このたび、私は田園観光都市みまさかの魅力の一つである緑深く自然に恵まれた美作市の山の自然を生かした観光振興について質問をさせていただきます。

山紫水明という言葉がこれほど当てはまる場所は市内でも数少ない国定公園後山を取り上げたいと考えております。後山は、美作市東北端にそびえる標高1,345メートルの県下最高峰の山であり、氷ノ山後山那岐山国定公園に指定されています。その大部分は太古より人の手の入っていない原生林に覆われ、水はあくまで清く、高山植物の草や木、花も豊富で多彩な植物が自生し、鹿、熊、イノシシ、昆虫も多く、またブッポウソウも多かったと言われております。ブッポウソウはユーラシア大陸に多く生息する渡り鳥です。頂上からは西側に船木山、鍋ヶ谷を経て駒の尾山に至る標高1,000メートルを越す峰々は東西約3キロメートルに及び、トレッキングコースとなっており、原生林あり、人工林あり、根曲がり竹に覆われるなど、これだけでもまれに見る景勝地であり、視界はどの地点からも中国山地の山並みを越え、瀬戸内海や四国、伯耆富士と呼ばれる大山が臨まれる眺望絶佳、あらゆる条件を備える、まさに天下の名峰であります。

昭和36年当時、東粟倉村長であった井上良太郎氏は、この山に着目しました。そして、これを一般公開するとともに、多くの人々が大自然の秘境に親しめるようにするべきであると判断し、県立自然公園として指定されることを思い立ちました。そして、当時の三木行治知事に後山山系を県立公園に指定すべく強く要望されてきました。

昭和38年に県知事選挙があり、三木候補が東栗倉村役場前で立候補の挨拶を始めたとき、井上村長は新聞紙にマジックで「後山の観光開発に言及されたし」と大書きをして、演説中の三木知事の鼻先に突きつけた一幕もあったように聞き及んでおります。

その後、東栗倉村から県観光課に対する働きかけは激しく、観光課もまた県立自然公園制度発足と後山那岐山系の県立自然公園第1号指定に向け、積極的に動き出しました。翌年9月に三木知事が急逝され、時代は加藤武徳知事にかわり、加藤知事は後山日名倉橋のたもとに立って、後山は岡山県の軽井沢である、観光開発に努力すると言われたそうです。

そして、昭和40年12月に岡山県立自然公園条例が制定され、昭和41年3月25日、岡山県告示第163号をもって岡山県立自然公園の指定が行われました。

昭和36年以降、東栗倉村が唱え続けた待望の後山那岐山系県立自然公園の指定が実現し、東栗倉地域の発展に大きく寄与する一つの基礎が築かれることとなりました。

その後、岡山県、鳥取県、兵庫県の3県により氷ノ山後山那岐山系国定公園運動が始まり、昭和44年3月に国定公園に指定され、村民の大きな夢が実現をいたしました。

想像しただけでも、当時の村長を初め議会議員、関係者の並々ならぬ御苦労ははかり知れないものだったと思います。

後山は、県下最高峰であるとともに全国でもまれな女人禁制の山であるということは御存じだと思います。後山そのものは役小角により開かれたと伝えられており、道仙寺は鎌倉時代建長年間——1249年から1255年まで——に僧徹雲法印によって道仙寺は開かれたとされています。実際の後山における修験道の発展は13世紀以降と伝えられております。道仙寺の奥の院を中心とする修験道の行場では、毎年9月7日、8日の両日、恒例の大護摩法要がとり行われ、後山山麓に立つ護摩堂、女人堂と後山8合目付近にある行者本堂の奥の院で護摩供養が行われています。

私も8日の日曜日に女人堂まで上がって行きました。ちょっとお天気が雨が降りそうだったので人は少なかったようですが、本当にすばらしい景色でもありますし、心が静まるとこだなあというふうに思っております。

全国各地から集まった数多くの修験者の願いは、ヒノキの葉をいぶした煙とともに竜巻のように点に舞い上がり、天海の神仏に届けられると言われ、この光景を見届けた人々の表情も晴れやかだと言われております。全くそのとおりでございました。

奥の院で行われる法要には護摩堂とは違い、女性の姿がありません。ここは女人禁制の聖山、女性は母子堂から拝むのがならわしとされています。行者本堂への参道はむき出しの岩場の連続で、曲がりくねった急坂を上り、たどり着いた本堂境内は標高1,100メートル、護摩たき開始のころは霧に包まれていることが多く、その分幽玄な雰囲気の中で神仏の懐に包まれた感じ、思わず気が引き締まる、そんな山伏や信者の声が印象的な行者本堂の護摩であります。

ここで、皆さんにお配りしております写真と、それからパネルをここへ用意しておりますので、少し見ていただきたいと思っております。

7日、8日の両日、護摩堂で大護摩法要が行われました。両日で大体最近では5,000人ぐらいの参拝者があるそうです。そして、何年か前までは1万人ぐらいの参拝者がおられたということです。8日に私が行ったときも本当にこういうふうな状況でした。人数はこれほどでもないんですけども、こういう格好をした方が修験者というんですか、こういう方がたくさんおられました。女性も本当にこういう全くこのような格好をしておられました。ホラ貝の音色とともに堂々として入ってこられるという姿を見てきました。

それから、お配りしている資料の中で女人禁制という看板の写真があると思います。そこから上は上がられません。それから、もう一枚の写真が母子堂、ここまで参拝が女性ができるという姿です。その母子堂の前にずっと荒々しい川が流れているんですけども、その中に白装束の方がジャボットつかっておられる姿もありました。そういう姿です。

それから、これは参道を上の方、それから上の方とおおりの方です。この方たちはお互いにお上りさんで、お下りさんでと声を交わしながら、それが御苦労さんの意味で挨拶を交わしながらすれ違って上ったりおいたりすると言われております。そういう姿です。

この写真は、行者修験道は本当に荒々しい細い道の行く手には大きな岩が突き出たり、そして急な岩場が続き、ここが心身を清め、そして鍛える一番の行場となっております。こういうところは女性は行けませんので見たことはありません。

この写真が一番上の1,100メートルのところにあります行者堂の護摩法要が行われているところでございます。私も8日の朝早く行ったんですけども、まだ10時ごろでも本当に後山、船木山、駒の尾山には霧がもうかかって本当に頂上が見えないような状況でした。こういうふうな状況の朝もやのかかった中をホラ貝の音色とともに朝もやの中を行者堂で大護摩法要が厳かに営まれているというところでございます。

そこで、お尋ねをしたいと思います。

国定公園の指定がされ、また全国に2カ所しか残っていない女人禁制の後山を観光地として幅広くPRするお考えについて。この全国に2カ所しか残っていないもう一カ所が奈良県の大峯山というところですよ。

それから、2番目の質問です。市内の中学2年生が林間学校の体験学習として大山登山をしていると私はまだ思っていました。少し私の情報がおくれていたのかもわかりません。最近は大山登山、林間学校はしてないということでございます。しかし、してないでやめてしまったじゃなく、今後後山キャンプ場の利用を含めて後山を活用するお考えはいかがでしょうか。

それから3番目、林道竹の頭線を駒の尾山の山頂付近まで整備し、登山道の拠点にしてはどうかと思いますが、お考えをお尋ねいたします。

まず、1回目の質問とさせていただきます。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

改めましておはようございます。

鈴木議員のいつも女性ならではの目線で御質問をいただいております。国定公園の後山についての御質問をいただいております。

国定公園の指定がされ、また全国2カ所しか残っていない女人禁制の後山を観光地として幅広くPRするという考えについてでございますが、鈴木議員御指摘のとおり、役行者によって開かれた後山は岡山県下最高峰1,344.6メートルで、昭和44年に氷ノ山後山那岐山国定公園に指定をされております。行者谷を中心とする62.5ヘクタールが特別保護地区として厳重に保護されております。後山の頂上付近にはブナの原生林やジャクナゲ、ドウダンツツジなどの群生地があり、春から秋にかけて見事な紅葉が楽しめ、山頂までは登山道が整備されておまして、山頂からは遠く瀬戸内海を望むことができます。

市といたしましても、手つかずの自然が残る天下の名峰後山を貴重な観光資源と位置づけて、後山トレッキングMAPを作成し、そのPRに努めているところであります。また、近年の自然志向に対応した自然観察や森林浴を兼ねた登山ツアーの実施に向けて現在関係機関と協議検討を重ねているところで、今後とも美

作観光ナビを初めとしたさまざまな広報媒体を活用して後山の魅力を幅広くPRしてまいりたいと考えております。

次に、林間学校でございますが、現状といたしましては、市内の中学校では林間学校を実施している学校はありませんが、自然の中での集団活動や身近な地域を知ることを通じて郷土愛を育むことは大切であるというふうに思われます。議員の御指摘のとおり、後山は郷土の誇るすばらしい名所であり、地域の実情を鑑みて今後小学校も含めて、学校での学習や行事で何らかの形で後山を活用できる機会が考えられないか、教育委員会ともしっかりと協議しながら検討をしてまいりたいと考えております。

次に、林道竹の頭線は、地元分担金をいただきまして平成20年度までに要望延長3,235メートルが完成をしております。この林道は大規模林道、市道深山線でございますが、林道から後山キャンプ場までの連絡する市道船木線の途中を起点といたしまして、後山山系の峰と並行して山の中腹に計画された林道でございます。

御質問の終点から駒の尾山方面への林道計画については、地元要望もございませんし、また急勾配ということが大きなネックでございますし、新たに開設することは困難な場所であるというふうに思っております。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

鈴木議員。

12番（鈴木 悦子君）

御答弁ありがとうございます。

では、2回目の質問をさせていただきます。

市としては自然が残る天下の名峰後山は貴重な観光資源であると認識されていることがよくわかりました。そして、自然観察や森林浴を兼ねた登山ツアーの検討もしているということでありました。また、今後いろいろな広報媒体を活用してPRしていくということでもございました。

後山の中で行者山と言われているお寺の山80ヘクタールと大字後山部落の山11ヘクタールは健康増進のための健康保安林に指定されております。そのために県の補助金により登山道の整備がされております。私も8月31日にキャンプ場とそれから竹の頭線の一番終点まで車で行けますので、車で行ってまいりました。そして、その途中に一番終点の少し手前に駒の尾山登山口があります。キャンプ場は本当にすごくよく整備をされておりました。使った形跡はないんですが、水道の蛇口がたくさんあるんで、全部出るのかなと思って全部確かめました。第1キャンプ場とそれから上の第2キャンプ場、全部水道はきちっと出ておりますし、トイレのほうもきれいに清掃もしてあるし、本当にいつでも使える状態でありましたけれども、使った形跡はどうもないような感じでございました。

また、駒の尾山登山口あたりは少し車からおりて10メートルぐらい上がって見たんですけども、間伐材が切り捨てられていて、その切り捨てられた間伐材が登山道の整備されているところに覆いかぶさっているんで、ちょっとこれは危ないなと感じました。登山道を管理している県の担当部署に現状を見ていただき、登山者の安全が確保できるようにぜひ対応をお願いをしていただきたいというふうに思います。

それから、これも東栗倉の少し紹介になるんですが、9月号の美作市広報でみまさか新紀行の記事を読まれた方が、この中でもたくさんおられると思います。内容は後山蚕種風穴冷蔵庫と悲恋の稚児淵という見出しでした。蚕種というのは蚕を飼うための幼虫とかそういうふうなのを風穴の冷蔵庫の中で保存するというものだと思います。県下最高峰の後山を仰ぎ見、悲恋の伝説の残る稚児淵の近く、ちょうどこぶしの里の向

かいの山です。山腹の斜面に高さ4メートル、広さ10メートル四方で幅が2メートルの石積みの後山蚕種風穴冷蔵庫があるそうです。発見時期は不明だということです。明治の終わりに英田郡の事業により設置されたこの地の蚕業の振興発展に寄与しました。現在は苔むし、石垣は崩落、草木が茂っているものの、当時を忍ばせています。大正3年、農商務省の蚕業取締成績書の中には後山風穴として掲載をされているということです。この地が蚕業に取り組んでいたことがうかがえます。農家の大きな収入であったお蚕さん、先人の大偉業を風化させないように美作市の遺産として後世に残していかなければならないというふうに書いてありました。ぜひ一度、本当に見に行っていたきたいなというふうに思います。

また、稚児淵はそのすぐ下に稚児淵という後山川が流れておるんですけども、稚児淵というものがあります。西の大峰山とも言われる女人禁制が残る後山の幽谷を流れる後山川は山肌を削りながら悲恋の伝説が残る稚児淵に流れ込んでいます。その伝説とは、昔行者山の宿坊、この宿坊は12あったそうです。この宿坊で修行していた稚児が近くの乙女と結ばれたものの、女人を近づけることを禁じられており、人目を忍んで逢瀬を楽しんでいたのを上司に知られることとなり、死をもって不義の償いと稚児淵に身を投げ果てたと言われている悲恋の物語です。

稚児淵は、新緑の中を絹の帯が流れるかのような細い滝があります。その溪流には釣り場があって、緑に囲まれた自然のクーラーの中で散策ができ、暑気払いが楽しめる場所だというように紹介をされておりますし、それからまたこの溪流の釣り場では毎年ヤマメ釣りとか、それからマスを釣ったりする、そういう大会があって、みまちゃんネルでも紹介をされましたところでは。

このように東栗倉、後山には歴史、文化、その上にすばらしい自然の多い地域です。そして、東栗倉は限界集落は1カ所でございます。55歳以上での高齢化率が48.6%、それから65歳以上で高齢化率が34.09%です。こういうことから、周辺地域の活性化対策は再生の力が残っているところに希望があり、力を入れていく価値があると思います。現在、後山地域のこれだけすばらしい歴史文化、それから自然の多いところでは。あとは何が必要かといいますと、地域の方の力が必要だと思います。そういうことで、愛の村活性化委員会という組織を立ち上げられております。その組織が4つのブロックに分かれて、道路とか山とかそれから愛の村パークとかベルピールとか、そういうふうな部門に分かれて、それぞれが知恵とそれから力を出して、今一生懸命頑張っておられるところです。いま一つ行政としての支援をぜひお願いをしたいと思っております。そういうことが6町村が合併して、それぞれの地域の特色を出しながら美作市全体の観光振興を進めていただきたいというふうに思っております。

そこでまず、2回目の質問です。

以前開催していたパノラマハイキングの再開についてのお考え、それから後山ハイキングと愛の村パークでの食事や入浴をコース化したモデルコースの設定についてのお考え、それからキャンプ場の利用実績について、それから愛の村の宅地分譲地が合併前からあります。これを活用した自然のキャンプ場があるんですけども、ここでオートキャンプ場の設置というのはちょっと話がおかしいかなと思いつつながら、現在はオートキャンプ場というのがすごくはやっているようですので、景色もいいですし、オートキャンプ場の設置についてのお考えはどうかと思います。

それから、竹の頭線の終点に休憩所や駐車場の整備について、この竹の頭線について先ほどの市長の答弁では、整備は地元の要望が必要であり、急勾配であったり、なかなか難しくできないということではございましたので、せつかく終点付近が駒の尾山の登山口となっております。終点のところには結構広い残土を捨てたような跡もありますので、そこに駐車場とそれから少し休憩所があったらいいなと思いますので、その辺の整備についてどのように考えられますかということをお尋ねしたいと思います。

それから、教育委員会のほうには、中学校の教育キャンプの実施について、それから小学校を対象としたハイキングの実施について、あるいは後山はちょっと高過ぎるという、危なかったりするんで、すぐベルピール公園の上に日名倉山があります。そこにはすぐ行けますので、そういうところを小学生のハイキングの実施をしてはどうかというふうに思います。それから、後山の美しい自然との触れ合いをする課外授業の実施についてお考えをそれぞれお尋ねしたいと思います。

2回目の質問といたします。

議長（道上 政男君）

田園観光部長。

田園観光部長（江見 幸治君）〔登壇〕

鈴木議員の2回目の質問に答えさせていただきますが、その前に商工観光がどのような形で全体の商工観光の推進をしているか、観光振興にどのように取り組んでいるか、そういうところも踏まえまして御答弁をさせていただきます。

まず、美作市の観光客の増加を目指すには、第1にはホームページの充実、口コミ、それから観光モデルコースの提供と斬新で観光地の魅力を掲載したパンフレットが観光誘客に必要であると旅行会社のほうから教えていただきました。これからの観光振興を進める施策といたしまして、観光専門のホームページやパンフレットを利用して、全国に向けて美作市が誇る湯郷温泉、岡山湯郷 Belle、武蔵の里を点ではなく線として結び、3つの観光資源を結ぶように点在する自然と里山の風景、それから里山の暮らしを観光誘客に結びつける戦略こそが今必要であると思っております。このことを踏まえまして、後山を初め後山地区の自然と風土が培ってきました環境を生かし、地域のよさをアピールし、旅行プランを組み立てて集客につなげる。地元の人しか知らない魅力を地元の人とともに発信していく取り組みを進めて、観光振興につなげていきたいというふうに考えております。

その一弾が思わず手を出したくなる、見てみたい、訪れてみたいという気持ちが芽生える魅力満載のパンフレットの完成を現在進めております。当然後山のすばらしさも掲載したいと思っております。製作のポイントは、小さな旅、里山に生まれ、自然の中で自分だけの観光地を見つける旅、一瞬のときめきが千年の思い出をつくる、そういう思いでパンフレットをつくってみたいというふうに考えております。完成しましたら、ぜひとも利用していただきまして、後山や愛の村パークのコースを含む、着地型観光ツアーのモデルコースにも参加をしていただきまして、美作市オリジナルの旅行を体験していただくことをお願いを申し上げまして質問のほうに答えさせていただきます。

まず、後山の登山と愛の村パークでの食事や入浴をコース化したモデルコースの設定についてでございますが、本年度に入り、愛の村パークや東粟倉工房、おもちゃ村等と連携し、観光モデルコースとして名峰後山の紅葉狩り登山ツアーを計画し、各旅行会社へダイレクトメールにて提案をしております。内容といたしましては、専属の山岳ガイドをつけ、午前中に後山登山、下山後、昼食と温泉を愛の村パーク、その後、東粟倉工房またはおもちゃ村等に立ち寄るコースでございます。昼食につきましては、地元産のアマゴや米、野菜をふんだんに使った料理を提供し、自然環境豊かな東粟倉をPRし、モデルプランを作成をしております。これから秋に向けて紅葉時期とあわせて登山客もふえると思っておりますので、各イベント等を活用いたしまして、積極的にPRをしてまいりたいと、このように考えております。

次に、順番は前後しますが、愛の村の宅地分譲地を活用したオートキャンプ場の設置についてでございますが、宅地分譲地の活用でございます。その場所にオートキャンプ場を設置することは現在考えておりません。

次に、後山キャンプ場の利用実績と今後の活用の取り組みでございますが、利用実績については、平成21年度に230名、それから平成22年度は160名、そして平成23年度は約200名でありまして、最盛期の夏期間でも月当たり80名程度となります。今後の活用の取り組みといたしましては、利用客も少ないということから、オートキャンプ場の整備も検討の一つかとは思いますが、後山キャンプ場は国定公園内でありまして、県との事前協議も必要であります。また、費用等の問題も発生しますので、今後さまざまな方策を検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、竹の頭線に登山者の駐車場、休憩所の整備が必要と考えるが、いかがかとの質問でございますが、市といたしましては、今のところ駐車場等の整備計画は考えておりません。登山客及び地元からの苦情、要望等も聞いておりません。また、整備するには急勾配の地形でありますので、多額の経費も必要ということから、整備ができないというふうに考えております。御理解のほどよろしくお願いいたします。

それから、登山道を管理している県、担当部署等に現状を見ていただき、登山者等の安全が確保できるよう対応をお願いしてはどうかという質問でございますが、平成21年度緊急雇用創出事業臨時特別基金事業にて整備を行いました。内容としましては、倒木等の撤去や歩道補修、案内看板等修繕、新設等を行っております。その後については、整備はしておりませんが、中国自然歩道管理委託、国定公園施設管理委託として県からの委託を受け、毎年草刈り等整備を行っております。議員指摘の登山者の安全については当然必要なことと認識しておりますので、県の担当者と今後も協議をしてみたいというふうに考えております。

最後の質問でございますが、パノラマハイキングの再開という件でございますが、旧東栗倉時代に昭和60年ごろより毎年10月ごろ、年1回実施されていたと伺っております。私も昨年登山を体験いたしました。本年より駒の尾山から後山縦走トレッキングツアーを企画しておりまして、現在旅行会社等に積極的に提案をしております。

それからまた、6月には初めてモニターツアーを企画いたしまして、少人数、6名の参加でありましたけれども、日名倉山へ登山をしていただきました。参加した人からはすばらしい景観を見せていただきと大変好評でありました。これからも後山の自然豊かな景観を利用したいろいろなコースを旅行会社の増加につなげたいというふうに考えておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上をもちまして2回目の答弁とさせていただきます。よろしくお願ひします。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

教育次長。

教育次長（福原 覚君）〔登壇〕

それでは、鈴木議員、2回目の御質問の中から、後山での中学校の教育キャンプの実施、小学生を対象としたハイキングの実施、自然と触れ合う課外授業の推進と今後の考え方についてお答えさせていただきます。

まず、小・中学生が授業の一環として新たに教育キャンプ、ハイキングを行うことは教育課程における年間カリキュラムの関係で難しい点があるということをお願ひしたいと思ひます。しかし、自然の中での集団活動や体験活動は大変意味のあることです。デジタル化が進む中で子どもたちを取り巻く環境は自然と触れ合う機会が少なくなっており、草花や昆虫など写真や映像では見たことがあっても実物を見たことがないという子どもたちも多くなっているのが現実だと思ひます。子どもたちに自然と触れ合う機会を与え、自然の美しさはもちろんのこと、自然の怖さをも教えることは大人の責務であると思ひます。そのためにも学年PTAや地域の行事、社会教育での体験学習などにおいて何らかの形で手つかずの自然が残る後山を活用できる機会が考えられないか、関係部署とともに検討してまいりたいと考えておりますので、よろし

くお願いいたします。

以上でございます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

鈴木議員。

12番（鈴木 悦子君）

3回目です。

田園観光部長の御答弁で、とにかくいろいろな計画を立ててパンフレットをつくってしっかりとPRしていくということでございましたので、ぜひ進めていただきたいと思います。

それから、教育委員会に1つ、もう一回お尋ねいたします。

いろいろな木が後山にはあります。その木に子どもたちが山に登ってもなかなか木の名前がわかりませんので、私たちもわからない木がたくさんあります。その木の名前をわかりやすくつけてもらうことが子どもたちにとって興味が湧くと思いますので、そのことをぜひしていただきたいと思います。

議長（道上 政男君）

教育次長。

教育次長（福原 覚君）〔登壇〕

鈴木議員の3回目の御質問でございます。

木の名前、いろんな種類のある自然の木の名前を明示するという、大変いいお考えだと思います。ただ、自然公園の中という関係もございますので、関係部署と協議させていただきまして、可能であればそういうことにも取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

鈴木議員。

12番（鈴木 悦子君）

総括をいたします。

東栗倉地域は県下最高峰である後山の頂を初め、標高が1,000メートルを超える峰々が地域の背骨として存在し、また東洋一のバルのある美作富士とも称される日名倉山などにより隣接兵庫県と県境を接するなど、古くから西播磨との人的交流や行者さんを中心とした多様な生活文化に恵まれた地域でもあります。また、私の生まれ故郷でもあります。地域の方々が一生懸命まちづくりに取り組んでおられる中で、地域の魅力である自然があふれる後山を生かした地域振興への強い思いを東栗倉の組織をつくられている活性化グループの皆さんからお聞きし、地域資源を生かした取り組みについて今回御質問をさせていただきました。先ほども申しましたが、東栗倉はまだ再生の力が残っているように思います。地域の方もグループをつくり頑張っておられますので、市の支援により地域の活性化がさらに進むことが期待できると思いますので、市長よろしくお願いいたします。

後山の歴史は先ほどもお話ししたとおりですが、国立公園の指定に向けた先人の御努力に改めて敬意を表したいと思いますとともに、これを活用しなければならないという気持ちをさらに強くしております。先ほどの御答弁では遊歩道の整備は環境省によって整備され、教育面でも活用を検討するとの御答弁をいただき、大変心強く感じたところであります。ぜひとも具体的な事業の推進に向けて取り組んでいただきたいと思います。

最後に、現在は情報社会であります。みまちゃんネルの地域紹介画像の中に後山連峰の原生林、またクマ

ザサが生い茂る中に遊歩道が整備されている風景画を取り込み、市民の皆様に御紹介していただければと思います。

また先日、神戸新聞で千種川が犬たちの避暑地として人気を集めており、神戸や姫路から愛犬家グループが訪れているという記事を見ました。私も本当に賢い賢い犬を飼っております。この後山のすばらしい大自然の中で愛犬とともに時を過ごすような環境ができればすばらしいなあと思っております。例えば、愛の村パークのバーベキューテラスを活用してペット同伴で食事や喫茶が楽しめたり、温泉を活用したペット温泉の設置、芝生、愛の村パークの下に広い本当に美しい芝生広場があります。そこにドッグランスペースを設置する。ドッグランというても大きい犬や小さい中型犬、小型犬あります。3つぐらいスペースあると思います。ドッグランスペースを設置するなど、大きな投資をしなくても新たな魅力になるのではないかと私は思っております。今後御検討いただければと思います、これは御提案をさせていただきます。

以上、総括といたします。

議長（道上 政男君）

次の項目に行く前に、ただいまより10分間休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時54分 再開

議長（道上 政男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木議員。

12番（鈴木 悦子君）〔質問席〕

それでは、2項目めの質問に入らせていただきます。

2項目めは、不妊治療の助成についてでございます。

全国的に少子化が進展する中、子どもが欲しくても授からない夫婦も多く、全国の自治体でも不妊治療に助成をする団体がふえているようであります。美作市でも不妊治療の助成制度を設けてありますが、制度発足から今日まで対象者や相談者がどれくらいおられ、どのような成果が得られ、そして制度の見直し点もそろそろあるのではないかというふうに思って質問をさせていただきました。

不妊症の定義は、一般的に結婚して2年以上夫婦生活があるにもかかわらず妊娠しない場合を不妊症と言われております。不妊症の患者は確実にふえ、10年前に夫婦10組に対して1組と言われていた割合が、数年前には8組に1組となり、最近では6組に1組が不妊症と言われております。

不妊症には多くの原因が挙げられています。大きく分けると、女性側の原因が約50%、男性側の原因が約35%と言われておりましたけれども、10日ぐらい前のテレビを見ておりましたら、男性の不妊症ということを取り上げて45分番組でしておりました。このテレビの中では今は男性の不妊症の原因は50%あるということと言われておりました。また、その両方にも原因があるということに分けられます。最近の傾向としましては、男性の原因として医学的見地から精子数が少ない、勃起障がいなどの原因がふえている傾向にあると言われております。また、女性の社会進出により、以前よりも妊娠を希望する女性の高齢化も不妊症増加の原因の一つであるとも言われています。

岡山県の相談センターへの相談件数も2004年は年間500件だったのが、ここ数年は1,000件前後に倍増をしております。従来不妊症というと女性側に原因があるとして、親、親戚など周囲から女性がつらい立場に置かれていましたが、決してそんなことはありません。夫側にもかなりの割合で不妊原因があることがわかり

ます。治療する場合、どちらに原因があっても夫婦で理解し合い、協力して治療に取り組むことがとても重要です。治療の方法としましては、医学の発展に基づいてですが、タイミング法、人工授精、高度生殖医療として体外受精と顕微授精があり、一連の不妊症の検査が終わると、負担の少ない治療方法から段階的に行っていくのが通常のようにあります。

このような話は本当に家族でもなかなか夫婦でも話ができてにくいし話題になりにくい話です。ですから、私はあえてこの場を利用して美作市民の皆さんに理解をしていただきたいということで真正面から質問をさせていただきたいと思って質問させていただきました。

まず、タイミング法、超音波検査によって排卵期を見計らって夫婦生活のタイミングをお医者さんより指示をしていただき、排卵障がいがある場合は、排卵誘発剤などを使う場合もあります。

また、人工授精というのはタイミング法をきちっと行っても妊娠しない患者や精液検査で精子が少なかったり、それから精子無力症と診断された場合には人工授精を行います。タイミング法と同じように排卵日を特定して、精液中から元気な精子、運動良好精子と言いますけども、選別濃縮し、子宮内に注入する方法です。

そして、高度生殖医療として体外受精と顕微授精の2種類があります。体外受精は人工授精を五、六周期行っても妊娠ができない患者、両側の卵管閉塞がある患者、高度男性不妊の患者は体外受精の適用となり、体外受精は女性の卵巣から卵子を取り出し、シャーレの上で卵子に精子を振りかけ、自然受精させた後に受精卵を子宮内に移植する方法です。

顕微授精は体外受精を行っても受精しなかった患者や精液中に運動精子がほとんど見られない患者の場合に、顕微授精を行うようで、顕微鏡下にて培養師により精子を卵子に注入し受精卵を作成し、それを子宮内に移植する方法を顕微授精と言われております。

このように体外受精、顕微授精を行った結果、妊娠率はどちらもほぼ同等であり、女性の年齢に大きく影響されますが、全国平均で27%とされているようです。

このような不妊治療を受けた場合の治療費につきましては、不妊治療は自由診療であるため、医療機関によってさまざまなようです。岡山県を含め、全国の不妊治療支援の助成金は、高度生殖医療である体外受精と顕微授精が対象となります。岡山県不妊治療支援事業が指定している高度生殖医療を行っている医療機関は岡山市に7機関、倉敷市に2機関、津山市に1機関の計10医療機関です。大まかに言いますと、体外受精が大体16万円から27万円、顕微授精が26万円から39万円となっています。この治療には採卵から受精卵の移植まで全ての治療費が含まれます。体外受精や顕微授精において、1回の受精卵の移植で子宮に戻せる数は2個ないし3個までです。採卵を経て多くの受精卵が得られた場合は希望により冷凍保存をすることが可能です。そのため、一度の採卵で受精卵が残った場合は次回の治療で採卵、女性から卵子をとる必要はありません。凍結した受精卵のみを解かして移植する治療費が大体5万円から8万円だけで済む場合もあり、毎回毎回多額な費用が必要なことではないようです。

美作市は1年度10万円を限度として助成をしており、岡山県内においても支援が少ない市町村であります。岡山県内で高度生殖医療を行っている医療機関を見ましても、岡山、倉敷市がほとんどであり、美作市から通院するにしてもかなりの時間と労力、交通費が必要となります。市としてできることは精神的なサポートや経済的な支援となるため、助成制度の見直しは必要不可欠な案件であると考えられます。

そこで、お尋ねいたします。

美作市で10万円の不妊治療費の助成費を実施していますが、不妊で悩んでいる人がどれぐらいおられるか、また助成を受けて何人の人が妊娠をし、出産をしたかをお尋ねします。

また、子どもが授かりにくい方は妊娠、出産を助ける不妊治療を年に何度も受ける人があると思います。治療費は1回当たり20万円から40万円ほどかかると言われています。美作市では1年に1回、10万円の助成です。助成期間は設けていないということです。この不妊治療をするのは1年目、2年目に集中して治療を行うことがいいと言われております。そういった中で経済的な不安を少なくし、安心して不妊治療に専念できるよう助成額、対象とする不妊治療の見直しをするなど、助成制度の充実を図る必要があるのではないかと考えますが、お考えをお尋ねいたします。

1回目の質問といたします。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

鈴木議員の不妊治療の助成についての御質問をいただいております。

美作市の現状でございますが、子育て支援の新たな施策として平成20年度から不妊治療支援事業を開始しております。不妊に関する悩みをお持ちの方の実態についてでございますが、子育てや健康などに関する市民の皆さんからの相談業務は、支所の保健師も含め、地区担当をもって当たっております。現在、不妊に関する相談の実態は約20件という状況ですが、悩みをお持ちの方の実態は把握はできていないのが現状でございます。

美作市における不妊治療支援事業の実施状況ですが、20年度で助成件数が16件、出産者が3名、21年度で10件、そして出産者数が1名、平成22年度は17件、出産者数は3名、平成23年度で16件、出産者数は5名といった状況でございます。助成件数は延べ件数でございます。

助成限度についての御質問でございますが、美作市の不妊治療支援事業では、岡山県が助成の対象とする特定不妊治療、これは体外受精と顕微授精のほか、県が対象としていない配偶者間の人工授精なども助成対象としております。そこが少し県とは違うところでございます。平成23年度の状況を見ますと、支援を行った16件のうち、特定不妊治療に該当する治療が12件で、いわゆる体外受精と顕微授精でございます。特定不妊治療に該当しない治療は4件ございました。また、特定不妊治療に該当し、県の助成事業を併用された方が9件ございます。特定不妊治療に係る経費は15万円台から50万円を超えるものと、さまざまでございますが、県と市の助成を併用されても個々の負担が少なくないのが現状であるというふうに認識しておりますが、美作市の支援事業では、年間の助成限度額10万円を設けてはおりますが、助成期間や利用回数、所得についても制限は設けておりません。県の助成対象とならない治療につきましても対象とするなど、他市よりはすぐれた、より活用しやすい制度にしてあるというふうに考えておるところでございます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

鈴木議員。

12番（鈴木 悦子君）

2回目の質問をいたします。

美作市における不妊治療支援事業の実施状況の中で、出産者数を見ますと、1回の治療で成功している人は少なく、恐らく数回にわたり助成金を申請されていると思われませんが、出産した方は何の治療を何回して出産に至ったのか、お聞きしたいと思います。また、人工授精、体外受精、顕微授精に対する助成額は一律なのでしょうか。どの治療にも同じ金額で助成をしているのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

私が思いますのに、不妊治療支援の根本的な目的は、治療されている皆さんへの経済的負担を行政がサポートし、美作市の出生率を向上させることだと思います。調べたところによりますと、不妊治療では年齢が

若いほど妊娠率が高いというデータがあります。そのため、不妊治療を開始1年目の女性と不妊治療5年目の女性を比較しますと、当然不妊治療1年目の方が若年のため、妊娠につながる可能性が高いと考えられます。つまり、不妊治療開始1年目ないし2年目の患者さんに対する支援を強化することが、より出生率を上げる可能性が高いと考えられます。この点についてのお考えはいかがでしょうか。

不妊治療は、治療ごとに患者さんへの経済負担は異なります。このようなことから、美作市の不妊治療支援事業において人工授精も助成対象としているという点、それから所得制限を設けていないという点は市民にとって活用しやすい制度という面ではすぐれた点かもしれませんが、しかしいまのやり方ではせつかくの支援が、私はばらまきのように感じられます。このようなことから、この制度を見直しをする点があるではないかと思います。不妊治療について一つ一つの点を細やかに調査し、この支援事業を実施されているのかということも、もう一度お聞きしたいと思います。

議長（道上 政男君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（神吉 康之君）〔登壇〕

鈴木議員の再質問で、美作市の状況でございます。

まず、市に対して助成金の申請があったもの、平成20年度から23年度まで30組の方の助成をしております。これの内容を見てますと、治療の方法や実施の回数、出産までの経緯でございますが、個人差がありさまざまでございます。結婚後一、二年の早い時期で治療された方もあれば、数年が経過してから治療を開始された方もございます。

治療の方法も人工授精、体外受精、顕微授精とあり、いずれの方法でも出産をされております。内容につきましては、顕微授精での出産が6名、体外受精が5人、人工授精が1人の順になっております。また、初めての治療で出産に至った方もありますし、2年目、3年目で出産に至った方、また顕微授精の後に体外受精の治療をされて出産された方、逆に体外受精の後に顕微授精の治療をされた方が出産されたと、経緯についてもさまざまでございます。助成額につきましては、治療の方法を問わず、年間10万円を限度に助成を行っているところでございます。

少子化が進展する中で、不妊治療に対する行政のサポートは今後も欠かせないものであります。より有効な治療方法等について調査研究を行い、あわせて助成制度の充実に向けて検討を考えておるところでございます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

鈴木議員。

12番（鈴木 悦子君）

3回目です。

助成制度について検討するということでした。せつかくの制度ですので、しっかりと治療ごとの調査をして、充実したものにしていただきたいと思います。

それと、保健師による精神的なサポートも重要なことだと思いますので、ぜひ保健師による精神的なメンタルケアもよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、総括いたします。

議長（道上 政男君）

はい、どうぞ。

12番（鈴木 悦子君）

不妊症であることを医師から伝えられた女性の中には、誰にも相談できない患者もいます。両親を悲しませたくないために真実を伝えられない場合もありますし、逆に古い考えの親御さんの場合は、その事実に怒る人もいるでしょう。旦那さんに原因があっても協力的でない場合もあります。治療費も時間もかかり、仕事をしながらの治療は女性にとって大変な負担になります。不妊症で悩んでいる夫婦は6組に1組と言われ、今となっては女性が一人で抱え込む問題ではなくなっています。美作市には不妊治療を行う医療機関はありません。したがって、不妊治療に対する市民の意識は薄く、その存在すら知らない市民の方もおられると思います。高齢者の中には子どもなんてすぐにできるもんだ、私なんて何人も子どもを産んだもんだなんて心ないことを言う方もいるでしょう。当時と違い、生活環境も変わり、さまざまなストレス社会となった今、市民に不妊症についての認識、理解を深め、古い偏見を持った人たちにもその考えを見直してもらうことが重要であると考えられます。少子・高齢化社会となった現在、行政としても精神的、経済的サポートをし、子どもが欲しいと願う夫婦1組でも多く子宝に恵まれることをお手伝いすることが今後の美作市の未来に光を当てることであると思います。今後ともよろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（道上 政男君）

以上をもちまして通告順番15番、議席番号12番鈴木悦子議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番16番、議席番号8番本城宏道議員の発言を許可いたします。

本城議員。

8番（本城 宏道君）〔質問席〕

それでは、順番が参りましたので、私の一般質問をさせていただきます。

さきの国会は9月7日に閉会をいたしました。法案の成立の率といいますか、成案率は57.2%ということ、非常に今までの国会の中で最低ではないかというように言われております。そして、多くの国民生活に影響のある法案が積み残されておるようです。9月に予定されております地方交付税についても遅配になるのではないかなというように、そういう話も出てきておりますが、大変なことだったなというように思います。後で一般質問に挙げておりますが、特に今国会で大きかったのは、消費税の問題です。民自公3党によって談合が繰り返されながら、とりあえずこの消費税という増税について強行されてしまったわけでございます。

それでは、一般質問で出ておりますのは、この消費税問題とTPPについて、それから最近非常に問題になっておりますオスプレイの低空飛行訓練の問題について、全国の学力テストの問題について、スクールバス、それから改善センターの管理について、美作クリーンセンターについてということで数多くの質問を出しておりますが、今回はできるだけ簡潔に質問していきたいというように思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、消費税問題についてですが、この消費税増税法案は衆議院で可決をされまして、参議院でも国民世論を無視して民自公による3党合意で強行採決をされました。いよいよ14年4月から8%、15年10月から10%となります。消費税は低所得者ほど税の負担率が高くなる逆進性の最悪の税制であると、とりわけ中小企業の多い美作市においては影響が非常に大きいのではないかと思います。消費税を含む税の一体改革ということで進められておりますが、大企業の減税はそのままにして、福祉の一体改革では福祉は大幅に後退される一方で、消費税増税法のみが可決されるや、大型公共事業が復活するようなそういう発表すらされております。とんでもない方向へ進んでいるのではないかと思います。

この法律の施行まではまだ時間があります。国民世論の過半数がこの税に反対をしておるわけですが、こ

の施行までに実質無効な法律であるというようにみんなの力で追い込んでいく必要があるのではないかと私は思っております。また、少なくとも食料品は非課税にするというような内容の変更も必要であるかと思っておりますが、この消費税問題について市長はどのようにお考えか、ひとつお聞かせを願いたいと思えます。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

本城議員の消費税についての御質問をいただいております。

御質問の前段でございますが、交付税の遅配ということで、今赤字国債が発行できないということで、地方交付税を遅配するというようなことを国が言っておりますが、美作市も心配ございまして、担当で総務省のほうへ問い合わせをしております。その中で新聞、テレビでも少し触れられておりますけれども、市町村について予定どおり配達するというふうになっておるようでございますので、交付税につきましては市町村については従来どおり入ってくるものというふうになっておるところでございます。

それで、御質問の消費税増税を柱とする社会保障と税の一体改革の関連法が8月10日の参議院本会議で可決成立をいたしました。これにより現在の消費税率の5%が平成26年4月より随時引き上げをされることになりました。このことによりまして、低所得者対策として主に給付つき税額控除、軽減税率、社会保障給付による対応の3つの対応策が考えられております。しかし、給付つき税額の控除を導入するには、世帯内の所得を正確に把握していく必要がありますし、軽減税率の導入では高所得者にも恩恵が及ぶため、逆進性の緩和効果は小さくなるなど、課題が残っております。

いずれにいたしましても、国は国会議員の定数削減など行政改革による経費削減の実行と増税により確保した財源の使途について低所得者対策を含む社会保障の制度設計をしっかりと議論して、有効な施策を講じていただきたいと考えておるものでございます。

冒頭に申し上げました地方交付税と消費税との絡みが若干あるんですけれども、消費税増税となった場合には、美作市には、地方には約1.3%、地方に配分するというようになっておるようでございます。国が示してきた、まだざっくりの数値でございますから詳しくはわかりませんが、美作市の場合に当てはめて計算を概算ですが、やってみました。平成23年度の決算ベースでございますけれども、地方消費税交付金が23年度で2億6,900万円、ざっと2億7,000万円入っております。これが単純ではございませんけれども、おおむね1%の増だろうなということで、歳入増が1億8,800万円、端数がありますから1億8,900万円程度が消費税の増分として美作市にふえる予定でございます、23年度と同じようであったとして。

そして、それを計算をいたしますと、美作市も消費税を支払いするわけですから、当然上がります。工事の契約、いろいろの物品購入等々消費税がついておりますから、それらがふえていき歳出がふえてまいります。そうしますと、大ざっぱな計算ではございますが、消費税が8%になった場合が1,430万円が美作市の手の中に残ってくる費用でございます。いわゆる消費税増になってふえる金額が1,400万円程度が美作市の中に増税効果として残るんですが、実はこの中に交付税の計算の中に地方の財源がふえた場合には交付税が減額されます。これがまだブラックボックスの中で、数値がわかりません。何らかの形で普通交付税が削減されてきますから、これがどのくらい減額になるかということがわかりません。23年度決算ベースでの試算でございますが、そういった意味で地方にはこの消費税を配分は0円と、下手したらマイナスになるかもしれないといったような市の財政状況になる可能性を秘めておることを、御質問にはなかったんですけど、蛇足でつけたさせていただきます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

本城議員。

8番（本城 宏道君）

今、市長答弁をいただきましたが、直接美作市に影響する消費税についても最終的な交付税の減額がされてくるものを含めると、消費税の影響は1.3%の配分があっても一つも益にはならないというような答弁だったと思います。それは直接市が払う消費税とか、あるいはまた交付税の関係で市財政に直接影響するものですが、そのほかに何といてもこの不況の中で消費税が上がることによって美作地域全体の所得が下がってきて、所得税の税収が落ち込んだり、あるいはまたそういう関係で非常に影響が出てくるのではないかと、思うように思うわけです。

それから、この消費税そのものについては社会福祉との一体改革ということが言われてきたわけですが、この社会福祉の改革については増税のほうは決まったけれども、福祉のほうは一向に先が見えないと、年金問題とか、あるいはまたいろいろな福祉が一体改革と言われながら、先ほども言いましたようにできていないということに大きな問題があるのではないかと思います。

それから、市長答弁の中で、いずれにしても国は国会議員の定数の削減などによつての行政改革をやるべきではないかというような方向での話もございましたが、私ども日本共産党は、この消費税に頼らなくても別な道があるということで提案をいたしております。それは議員の定数削減でなしに、例えば政党助成金がすぐにもこれは廃止をすればできるわけですから、そういう政党助成金の廃止をすとか、あるいはまた大金持ちの減税をしておるものを、これを通常の20%なら20%に戻すとか、あるいは証券税制の優遇措置が期限を切つてやられておったわけですが、これを延長しておるわけですから、こういうものも廃止をすれば十分消費税に見合うだけの収入が得られるというように提案をしておるわけでございます。

いずれにいたしましても、社会福祉やそういう仕組みを変えていかななくてはならないのではないかと思います。全体の影響が美作市にも及ぶということ、それからこの消費税を衆議院で決まった途端に前の大型公共事業をやるというようなことで、今まで凍結をしておった高速道路をさらにつくっていくとか、あるいは東京の1メートル1億円以上もつくような環状線の工事を始めるとかというような話も出ておりますが、いずれにしましても消費者の家計には大変影響が出るというように思われます。もうこれ以上、答弁することがないということになるかもしれませんが、もう一度市長の考え方をお聞きしたいと思います。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

消費税の増税の目的はいわゆる一体改革、福祉の制度を見直そうということでももちろん年金も含めた部分でございますが、それを目的で消費税導入ということになった経緯のようでございますが、本当に福祉を、いわゆる少子・高齢化で年金、医療制度等々を含めて支えていこうとすれば、増税もやむを得ないという部分は、ある意味国民も半数ほどの人がやむを得ないと、誰も上げてほしくはないんだけど、やむを得ないかなということであったように世論調査では出とるんです。が、肝心の制度の改革を一切出さずに消費税の増税だけが先に走って動いてきとるというのが、これは本城議員おっしゃるまでもなく、私自身にとっても、うん、いかがなものかなと思います。こういうふうに制度をやつて、こういうふうに皆さんに福祉を向上させますというのがあって、その財源にこれだけ必要ですよというのが示されて初めて増税ということになるのではないかなというふうに思います。

1点、本城議員に少し反論ではないですけど、大企業優遇というふうにおっしゃいますが、今日本の産業

というものを少し考えていただければ、空洞化を叫ばれているんです。日本の企業が国内で事業を展開できるかという部分に、税の問題もありますし、エネルギーの問題もあります。これ少しそれるかもしれませんが、企業が日本の中で経済活動をやって産業を興して、そしてそこで働く。国民が働いて、働く場所があってこそ初めて生活が安定していくという、少し古い考えかもしれませんが、今は終身雇用制が完全に崩れとんです。先般も新聞を見ますと、イトーヨーカ堂でしたか、正規職員をどんどんやめさせてパートをふやすということになっておりますが、そういった現象がどんどんどんどんふえてきて、本体の企業は給料の安いといっちゃあ言い過ぎかもしれませんが、海外へ出て海外で企業活動を展開していく。そうした結果が先ほどの鈴木議員の御質問じゃないんですけど、安定した生活が営めないから、逆に結婚する若者がどんどんどんどん減ってきて、もちろん結婚しなければ子どもがふえない、そういった社会情勢もあるというふうに思います。

話をもとへ戻して、大企業を保護するという意味ではございませんけれども、社会に果たしてきた役割というものはそういった面もたくさんあったらろうと、弊害もあったかもしれませんが、そういった我々国民が甘受してきた面も多くあったらろうというふうに思います。そういった意味で大企業だけを優遇するというのは少し問題がありますけれども、そういった雇用の場の確保といった面ということを考えますと、当然少子・高齢化の対策という面から考えると、当然企業展開ができるような制度も必要であるというふうに考えております。少し話が飛びましたけども、そういう回答をさせていただきます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

本城議員。

8番（本城 宏道君）

大企業が栄えなったら庶民も生活できんとか、あるいは海外へ行ってしまうんじゃないかというのは、一般に言われておるところでございますが、一部の大企業はこの消費税についても戻し税ということで海外では消費税を取らんからということで還元されようわけです。還元されてももとの下請業者には返ってこんというようなことで偏っておる。あるいはまた、大企業が栄えれば庶民の暮らしもよくなるんだというようなことを言われて長いわけですが、実際には大企業が日産の社長の例を見てもわかりますように、年報酬ちゅうのはとんでもない金額になっております。毎日1日に250万円ずつぐらい入ってくるわけですから、そういう偏りをなくしていくということが一番大事ではないかというふうに思っておるわけです。

このことだけに時間をとられませんので、次へ行かせていただきます。

議長（道上 政男君）

はい、どうぞ。

8番（本城 宏道君）

TPPの問題です。

政府の国家戦略会議は、議長が野田首相ということでやられたわけですが、2050年の日本の将来像、政策の基本方向と提言をする報告書をまとめたわけでございます。TPP参加を通じて貿易や投資の自由化、円滑化を進めるという内容になっておるわけですが、農業分野では信用事業といった金融部門をJAから切り離すことや、農地規制の一層の緩和を盛り込んでいるわけです。これらを許すと、中山間地やJA勝英など経営が成り立たなくなっていくのではないかと、このように思うわけです。消費税問題を最優先課題として取り上げている間に、国民にはほとんど説明がないまま、前のめりをしているというのが現状ではないかと思われまます。

また、政府の説明が不十分とするならば、市長会などではどの程度TPP問題について議論をされている

か、あるいは国への要求など出されているのか、説明をお願いしたいというように思います。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

消費税の話をぶり返しちゃあいけません、大企業優先という考えを、優遇をという思いを持つとるわけではございません。ある程度働く場所を確保してやらないと若者が困る。我々も一生懸命美作市へ企業誘致を優遇制度をもって誘致しております。そして、働ける場所をしっかりと確保していくというのも国としての大事な役割を持っておるんでねえかなというふうに思っているとでございます。

さて、質問のＴＰＰについてということで、国の説明が十分にできてないということで御質問をいただいておりますというふうに思いますが、このＴＰＰの問題につきましては、国からの説明が十分かというふうに申しますと、私はまだまだ国民の多くの方が制度の内容を十分に理解されているとは思っておりませんし、国の説明責任についても果たせていないというふうに感じております。

国は本年度に入って、国民への情報提供の場として各地で地域シンポジウム、都道府県説明会、関係団体意見交換会などを開催をされております。私も都道府県、岡山県の説明会に参加いたしました。首長は余り少なくて県議団が結構多いかたんですが、少し出しゃばりできて、ＴＰＰに反対ということで、国は何を考えると、地方の過疎地の農家はどうする気だということで御質問をさせていただきましたけれども、従来の繰り返しの答弁しかいただいております。制度の内容等の周知が、本当に農業だけじゃありませんから、ＴＰＰの中身は。周知が不十分だというふうに思っておりますし、国民の間では十分な議論が展開され、合意形成が図られたといった段階に立っていない、合意形成ができてないというふうに言われておまして、まさにそのとおりだろうというふうに思っております。

次に、市長会等での議論、国への要望等につきましての経過でございますが、この問題は岡山県市長会の中でも話題となっております、以前にも申し上げましたが、先ほども申し上げますように、私は農林業に対する支援策が何も講じられないままＴＰＰに参加することには反対であるとはっきり申し上げてまいりました。その後もこの考えは今も変わっておりません。

また、岡山県市長会からはＴＰＰについては国内農業を初めとする幅広い分野に及ぼす影響を的確に把握し、わかりやすい情報公開のもとで国民的議論を尽くすとともに、農業など不安を抱える分野に十分配慮しながら最善の選択を行うことといった内容を盛り込んだ要望書が全国市長会に提出をされております。その中でも全国市長会でも採択になったというふうに思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

本城議員。

8番（本城 宏道君）

毎回、このＴＰＰを初めとした農業問題を取り上げておるわけですが、今回はきのうの報道によりまして、今年度中に今世界で進められておる９カ国の合意形成に向けて決定を、ＴＰＰの取り決めをしたいというように言われておったわけですが、世界の中でもＴＰＰに反対をするところがたくさんあったり、あるいはまたカナダやオーストラリアが加わって１１カ国ということになったわけですが、これらに加えるかどうかということも含めて、この決定や実際に交渉に入る、その道筋が先送りされたというように報道されております。特にアメリカの場合、大統領選挙がございますし、日本で言えば政治問題よりも民主党やあるいは自民党の統一選挙のほうへエネルギーが集中されておるというようなこともあって、このＴＰＰが先送

りをされたり、あるいはまた論議の陰に隠れてしまうというようなことがあるのではないかと思います。

特にこの農業問題では、食料の自給率が現在でも38%ですが、これが13%になるというのは、これは農水省の試算でも全く明らかになっておるわけですが、そのほかに農業問題だけでなくして、政府調達の際の、いわゆる薬価の基準というものを、これも撤廃せえとか、あるいは保険の分野では郵政の簡易保険、こういうものを廃止せえとかいろいろな要求があるわけですが、日本のこの基本的な今までの考え方というものを崩してしまうという大きなおそれがあると思います。これについてもいろんなニュースの陰に隠れないようにみんなの力でこれを撤回するまで頑張らなきゃいけないのかなというように思っておるところです。

例えば、JAの和牛牧場がありますけれども、ここでも以前BSEの牛肉の輸入制限がございましたが、そのときは今までの赤字がたしかあの時分で5,000万円ぐらいあったと思うんですが、そのとまった途端に赤字を解消したんです。ところが、今回またこの問題が出てくると和牛牧場は今赤字でどうしようかというような、そういうことになってきとりますが、これがTPPが入ってきますと、日本の畜産というものも壊滅状態になってしまうというふうなおそれがあるわけで、ぜひそういう点でもこの市長会でしっかり反対をしていただきますようお願いをしたいと思います。

2回目の答弁をお願いします。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

TPP参加に本当に大きくは農業問題を取り上げられて、農業だけのように皆さん思われとる部分がたくさんあるというふうに思いますが、いろんな分野で確かにいわゆる自由化が始まるという可能性を秘めております。いろんないわゆる食料の安定自給もありますし、そして一番心配するのは医療の自由化というのが一番怖い。日本で誇る、世界に誇るというのはちょっとオーバーですが、国民健康保険制度というほどのものは今現在アメリカにはありませんわね、一切。自由診療です。自由診療ということは、あなた幾ら払いますか、それによって治療をこれだけにしますよという、治療は値段で決めていかれるというようなことになります。そうすると、弱者は十分な医療が受けられなくなるというおそれがありまして、本当に農業の問題だけではなくて、そういった分野をしっかりと取り上げていかなければならないというふうに思いますし、また日本は貿易国でございますから、それをどう切り回していけるかといった分と両方、うまく政治のかじ取りをしていただかなければ困ります。美作市で何ぼう頑張っても何もできませんけれども、そういった指導者を我々国民は選んでいかなければならないんだらうなというふうに思います。

御指摘のとおり、TPP問題が本当に単に参加しなければ日本は安泰というわけでもございませんから、いろんな方法を考えていかなければなりません。そのためには国がもっともっと情報を開示して、こういったこともこういったことも出てくるというのをしっかりと情報開示をしていただきたいと、またそういうふうに要望も続けてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

本城議員。

8番（本城 宏道君）

いずれにしても、市長は以前、農林業に対する支援策が何も講じられないままでは、このTPPに参加することには反対だというような答弁をされておるわけですが、TPPがもし推し進められるならば、先

ほども言いましたように、せっかくの田園観光都市を目指しておる美作市が成り立たなくなってくるという
ような状況になってくると思われますので、よろしく市長会などで頑張っていたきたいということをお願い
いをして私のこの項目についての質問を終わります。

議長（道上 政男君）

次の項目は午後からということで、ただいまより午後1時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開

議長（道上 政男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本城議員、3項目め。

本城議員。

8番（本城 宏道君）〔質問席〕

それでは、3項目めのオスプレイ低空飛行訓練について質問をさせていただきます。

7月23日に山口県の岩国市で海兵隊岩国基地にオスプレイ——正式にはMV22オスプレイというそうですが——の陸揚げが強行されました。今回の陸揚げについては岩国市長を初め山口県知事、沖縄県知事、全国知事会たちが同日、抗議や遺憾の意を表明しております。

オスプレイの訓練空域は、全国に広がっております。報道によりますと、この全国の飛行ルートというのは今回のオスプレイの配備計画が決まって、その時点で今までもあったわけですが、明らかになったのは今回が初めてだそうです。例えば東北のピンクルート、あるいは同じく東北のグリーンルート、北関東、甲信越のほうへはブルールート、四国ではオレンジルート、九州ではイエロールート、奄美のほうではパープルルートというのがあるそうです。この全国へ広がっておるわけですが、中国地方でもブラウンルートということで、この今回発表になったルートには載っておりませんが、今までの慣例やそういうものを見ますと、このブラウンルートというのも当然入ってくるというようになっております。

このルートというのは米軍が勝手に設定をして、この日本の国内で自由に使えるように、そういう勝手気ままなものを米軍がつくっておるわけでございます。とりわけこの中国山地を貫くブラウンルートでの訓練そのものは文書には載っておりませんが、このブラウンルートを訓練の区域にするということを明言をいたしております。

この低空飛行訓練は、米軍の環境審査報告というのがあるそうですけれども、これによりますと通常の爆撃機などは地上300メートルが大体基準になっておるようですけれども、60メートルまで降下してこの訓練をするというようになっておるわけです。人口密集地では300メートルを維持するというようになっておるようですけれども、岩国とかあるいは沖縄の基地の周辺では、この人口密集地帯での60メートルラインがあったり、あるいは通常は150メートルまで下がってくるというように言われております。

一昨年、津山で3月2日ですが、午後3時ごろ、米軍機による低空飛行の被害を受けた、こういう実例がございますが、そういうものを見てもこのブラウンルートというものを設定をされてオスプレイが配備されますと、この美作地方でも低空飛行による被害が出てくるのではないかと、このように心配をするわけです。

したがって、このオスプレイの配備については、断固反対しなければならぬというふうに考えておりますが、市長さんの御意見をとりあえずお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

お昼の休憩中に、テレビですけれど、自民党の谷垣総裁が出馬しないというような表明をされとるようでございまして、たくさんの候補が自民党も民主党も出られるようでございますが、午前中も申し上げましたように、日本の正確な本当に日本にとって正しいという言葉が表現がどうでしょうか、日本にとって本当に有益ななじ取りができる人が出ただけがあればありがたいなというふうに思っております。

さて、オスプレイの低空飛行訓練ということについてでございますが、オスプレイの配備についての御質問、日本国憲法は戦争と武力の行使を国際紛争を解決する手段としては永久に放棄するということになっております。今中国の軍事力の増強、北朝鮮の脅威など、緊張が高まっている中で竹島、尖閣諸島問題、そしてお答えしていませんが、北方領土の問題、そういった問題が噴出をしております。日本政府は日米同盟は日本外交の基軸であり、極東アジアの安定と発展に寄与するものであるとして日米安全保障条約を継続しております。

今現在、このような国の施策に対して真っ向から反対するものではありませんし、オスプレイについても確かに訓練中の事故等、危険性が指摘をされておりますが、配備について私の立場ではコメントは控えさせていただきますかと思っておりますので、御理解をよろしくお願ひしたいと思います。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

本城議員。

8番（本城 宏道君）

市長の立場ではコメントできないということなんですが、最近でもこの9月6日にアメリカのノースカロライナ州というところで、市街地へ緊急着陸をしたというような報道がなされております。これは岩国基地へ12機配備をされて陸揚げされておるわけですが、これと全く同じ型のオスプレイだそうでございます。

4月にはモロッコで、6月にはフロリダでそれぞれ墜落事故を起こしております。専門的なことは私もよくわかりませんが、ヘリコプターのように浮上して前へ進むのにそのプロペラを前に倒して飛行するそうですが、その装置を変換させるときに事故が起きるというようなことが言われております。

また、その機体を保つために、その出力が機械的に足りないんだというようなことも言われておるわけですが、せんだって防衛省の大臣がアメリカへ実際に危険かどうかというものを調査に行ったという報道もなされておりますが、自分自身で乗ってみて不安はなかったと、全く安全であったというような報告をしております。ちょっと1時間か2時間程度乗って、機体全体が安全なんだというような、そういう評価をするのもどうかと思いますが、そういうことで全面的にアメリカの要求に対して全く異議を言うことなく強行しようというようにしようとしております。

また、最近の自民党の統一選挙の内容を見ましても、憲法9条をないがしろにして、集団的自衛権を認めるべきだというような発言をしておられる人もあります。非常に日本の平和を保ってきておる現在の憲法を全く無視するような、そういう言動が横行しようとしておりますが、これも非常に危険なことでございます。私はこのオスプレイに対して直接関係がある山口県あるいは沖縄、これらのことだけでなしに全国的に見て、特にこの中国地方は、さっき申し上げましたようなブラウンラインという飛行ルートがあるわけですから、ぜひこれについても強固な反対をしていただきたいということを申し上げて、先ほど市長はこのことについてもコメントはできないということでございますので、答弁はよろしい。とりあえず私の意見を申し

上げて、この項を終わりたいと思います。

それでは、次の全国学力テストについて質問をしたいと思います。

これは前回、万殿議員によって非常に詳しく質問をされましたし、教育委員会の立場の答弁もいただきました。それで、大方の理解というものは私もできておりますので、ひつこく申し上げませんが、とりあえず質問を出しておりますので、このお答えをいただきたいと思うんですが。

文部科学省が8日に2012年度の全国学力・学習状況について発表をいたしました。それを見ますと、岡山県は非常に成績が悪かったというような報道がされておるわけですが、美作市の状況について再度答弁をお願いしたいというように思います。また、その原因と今後の対策についてお聞かせ願いたいと思います。よろしく願います。

議長（道上 政男君）

教育長。

教育長（内海 壽志君）〔登壇〕

ただいま本城議員より全国学力テストにつきましての御質問をいただきました。金曜日に万殿議員の質問で御答弁をさせていただいております。どうぞよろしく願います。

本年度の全国学力・学習状況調査の結果につきましては、新聞等でも報道されましたように、岡山県の状況は平均正答率が全10項目の中で9項目で全国平均を下回るという深刻な結果でございました。小学校6年生においては、全て全国平均を下回っているのが現状でございます。特に算数においては全国平均より3ポイント下回っておる結果が出ております。算数の課題は文章から必要な情報を読み取ったり、数量を比較したりする基礎問題にあります。つまり新学習指導要領で求められている思考力や表現力のもととなる基礎的な知識や技能の定着が不十分であるかなという気がしますが、この新学習指導要領の理念であります、生きる力を育成するという中で、基礎基本を確実に身につけ、いかに社会が変化をしようと、みずから課題を見つけ、みずから学び、みずから考え、主体的に判断をし、よりよく問題を解決する資質、能力をつくらなければならないというふうにあるわけでございます。

中学校におきましては、唯一理科が全国平均を上回っておりますが、ほかの項目につきましては0.7から1.8ポイント、全国平均より下回っておるのが現実でございます。また、無回答率が約9割の問題で全国平均より高くなっておるということで、岡山県全体では最後まで回答することを途中で諦めてしまう生徒が多かったということになります。

本調査は抽出調査であり、美作市としての結果は示されておりませんが、本市では抽出校以外の学校も希望利用ということで全校実施し、採点を業者に委託をしております。抽出校につきましては、小学校が3校、中学校が2校ということになります。まだ、その結果は届いておりませんが、届き次第、国、県の結果とも比較しながら分析を急ぎ、苦手な箇所を繰り返し復習させたり、類似問題を解かせたりするなど、授業で活用していきたいというふうを考えております。

県全体で学力が伸び悩んでいる原因の一つとしましては、学習状況調査の結果からもわかりますように、やはり家庭学習の時間が少ないということが挙げられております。美作市におきましても同じことが言えます。今、地域、小学校、中学校が連携をしまして、家庭学習の充実に向けた取り組みを行ってまいっております。また、家庭学習の充実において学校と家庭との連携は欠かせないことでありますが、家庭での学習環境を整えるなど、保護者への啓発を一層推進をしております。

今後は、家庭学習の手引きを現在作成して、家庭に配布をしております。家庭学習に関する講演会なども計画し、協力を求めていきたいというふうと考えております。この家庭学習の進め方でありましても、現

在配布しておりますのは、家庭で学習する習慣をしっかりと身につけてもらおうと、みずから学ぶ子どもたちを育てるように家庭環境を整えると。それはやはり生活のリズムを子どもにつけ、そして勉強のする場所、勉強の始まる時間等を決めさせると、そして勉強するときにはテレビを切ると、そういうことで取り組んでいきますし、またゲーム、テレビの時間が2時間、3時間見ますと、やはり勉強に熱が入らないということがございますので、その点もしっかり注意してもらおうということで、そういうものを配布しております。

そして、学力の向上には、学校における教師の授業力の向上がどうしても欠かせないわけでありまして。年々少しずつではありますが、授業改善は進めておりますし、進んでおります。具体的には、市内の授業改革につきまして協力員9名がおります。自分の学校の授業と兼務であります、9名の方が授業公開をさせて研修をする機会を持っております。また、中学校区で年に2回程度ではございますが、学力向上の担当者会議等を開催し、小学校と中学校の連携した取り組みができるようにしております。

現在、美作市内は学習環境は落ちついてはいますが、児童・生徒が意欲的に学習ができる工夫を考えてまいりたいというふうに思っております。今後、学力テストの結果を各校において分析し、まだまだ弱い思考力、表現力、活用力等を伸ばしていけるよう、学力向上に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。小学校の先生が約200名、そして中学校の先生が100名を超しております。そういう中で先生方がそれぞれ自分の力を、お互いが授業公開しながら、より一層の自分たちの教える者がやはり勉強していかないと、この前も言いましたけども、子どもは先生を選ぶことができないというようなことがございます。ですから、本当により一層の先生が頑張っていける、そして子どもたちが授業がおもしろいということをつくり出して学力を伸ばしていきたいというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

本城議員。

8番（本城 宏道君）

一通り答弁をいただきました。

岡山県は全国の図書の利用率というのが全国一だというように聞いております。そういう中でこの学校の授業そのものがそういう図書を利用しておるにもかかわらず低いというのがちょっとアンバランスかなというような気もするわけです。小・中学生だけが図書を利用するんでなしに、一般の人を含めての利用ですから当然高いというのはわかりますが、特に小・中学校においてはその全国一の図書の利用率がそのまま子どもたちの環境の中へ入ってきていないのではないかなという気がするわけです。先ほどの教育長の答弁でもありましたように、ゲームに熱中をして、家庭での学習そのものができていないというようなことも本当に大きな問題としてあるのではないかなという気がします。

ただ、保護者の中で仕事に追われて子どもの面倒を見る間がないというのも事実ではないかと思うんです。子どもと接する機会を保護者が十分持つていくということが大事ではないかと思ひますし、先ほども答弁の中へありましたように、子どもの根のなさというのがかなり広がっておるのではないかと思うんです。何事もする場合に、最後までやっぱりやり切るというような、その習慣をつけることが最も大事ではないかなというように思われます。

それから、美作市の中ではまだ結果が届いておりませんという答弁がございました。この結果はいつごろわかるんだろうかなという気がします。早くわかり次第、それなりの手当てを打つ必要があるのではないかなというように思われます。

それから、さっきのこの答弁の中で、授業改革協力員というのが9人おるといふように言われました。これはどこの学校にどのように配置をして、どういう関係の人がその協力員になっておられるのか、その辺を

改めてお聞きをしたいというように思います。よろしく申し上げます。

議長（道上 政男君）

教育長。

教育長（内海 壽志君）〔登壇〕

2回目の御質問をいただきました。

岡山県が図書の利用の第1位ということは、県立図書館のほうが第1位ということでございます。我々が学校にちょっと訪問しましても、授業の公開を見ましても、子どもたちの図書室、そしてクラスにあります本を見ましても、かなり附箋をつけて一生懸命本を見た跡が、形跡が見えるのが学校訪問したときに見えます。そして、毎日15分の朝読書ということで、とりあえず本を読まず時間をとっております。これはやはりいろいろな意味で読解力がないと何の問題が出て、どういうことを尋ねておるんかということがわかりにくい、そういう意味で国語力をつけるということで読解力のつくような方法を先生方が工夫しながらやらせておるとというのが、我々のところの現状でございます。毎日の積み重ねがそういうものになってくるんかなというふうに思います。

そして、家の方が忙しいという中で子どもとなかなか触れ合う機会がないということもありますけども、やはりその時点その時点というのは過ぎ去っていきますので、重要なときにはやはり家族の方は忙しくても子どもとの触れ合い、そしてしっかり勉強も見てやるということが必要じゃないかなというふうに思います。お父さんが酒を飲みながらテレビを見ながら子どもに勉強せえという、こういうことでは子どもの勉強力も上がってこない。必ず夜には接するわけでありまして、できれば食事を一緒にとりながら、そして少しの会話もしながらというようなことをしないと、子どもが親から離れていくような状況になってきますので、そういう点も、忙しいとは思いますが、そういうことを家庭へお願いすると、そういう親学を学校のほうも我々も指導していておりますし、いかなければいけないというふうに思います。

それから、9人の先生でございますけども、これは各学校にありまして、主幹教諭というのがおります。その先生が自分の担任を持ちながら、授業を持ちながら、主幹教諭ですからかなり勉強してそういう機運のかたがまた自分たちで勉強しながら、子どもに勉強を教えるという立場でございます。そういう意味で、9校が9人、そういう先生が今いらっしゃるということでございます。

先進地を見ますと、学力がある子どもが体力があるというふうな書き方をしております。体力があるから学力ができるんかと思いましたが、勉強ができる子は体力もあるというような、ですからどっちが先かわかりませんが、そういうぐあいでやはり生活環境をきちっとして、早く寝て早く起きて、そして家族で朝御飯を食べれるというような状況をつくっていくことが子どもたちにとってプラスになってくるし、楽しい毎日が送れるんじゃないかなというふうに思います。そういう中で根性をつけて最後までやり切れる状態ができてくると。そして、先生とのコミュニケーションをとりながら、どうしても行かないと、学校に行くのが楽しいという格好でないと学力が上がってこないというふうに思いますので、そういう指導もさせていただいております。

それから、学力の結果でございますが、今月中に分析が出てくるということで、これ民間委託をしとる分でございますけども、それを今の全国の出ております分と合わせましてしっかり協議をし、低いところはどうすれば上がってくるかというようなこともやっていきたいというふうに思っております。

先進県で行きますと、本当に優秀な大学へ行く人はノートの整理もきれいなというようなことが言われるぐらいでございます。ですから、我が美作市におきましても、きちっとしたそういうノートの整理の仕方とか、そういうものもきちっと勉強をさせておるところでございます。宿題をやることで学力が上がるという

ようなことがございます。自分が何かしたい前には必ず宿題をやってから、それからあとのことをやっていくというようにしないと、何事もやりっ放しになっていきますので、意識が親子ともどもついて、そして家庭できちとした習慣をつけてもらうということが一番大事でございます。親学の推進をしっかりしていきたいというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

本城議員。

8番（本城 宏道君）

3回目ですが、先ほどの答弁の中で、授業改革協力員が9名、各学校におるという答弁をされました。各学校ということは小学校、中学校を含めて各学校ということになりますと、学校数はもっと多いんじゃないかなと思うんですが、これは中学校だけでしょうか、その辺をもう一度答弁をお願いしたいと思うんです。

いずれにしても6月議会でしたか、子どもの授業時間のことについてお尋ねをいたしました。年間20時間、学習指導要領の中でふえてきたということで、子どもたちも非常にもうこの学習に追われて余裕がないというような、そういう状況になってきとんではないかと思うんですが、そういう中でこの家庭学習の問題を最も大事にせにゃあいけんわけですが、そこにまたしわ寄せが来て、なかなか子どもも大変じゃなあとこのことを思うわけです。そういう辺で、いかに伸ばしていくかというのはかなり難しい面があると思いますが、ひとつ3回目の答弁の中で触れていただきたいと思います。

議長（道上 政男君）

教育長。

教育長（内海 壽志君）〔登壇〕

失礼しました。9名の指導教諭でございますが、小学校が4校、それから中学校が5校、それで9名でございます。

この指導主幹教諭がそれぞれ学校で自分のクラスを持ち、教科を持っておりますけども、指導主幹でございますので、ちょっと少し勉強をした方でございますから、そういう対応をさせていただいております。

それから、家庭学習でございますけれども、本当に子どもたちもクラブをしながら、そしてまた学校の勉強をしながら、家でも勉強をするということで大変だろうというふうに思いますけども、1年生は15分、2年生は30分、3年生は45分、こういうような時間の中でしないと、義務教育といいましてもやはり自分が成長していく過程では勉強はどうしても外すことができないわけでありまして、その辺は親子ともども自覚しながらやっぱし頑張っていくべきを得ないということでございます。本当に勉強だけが人生じゃございませんけども、その人生をきちっと過ごしていくための基礎でございますので、家でも頑張ってやらなければいけないんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

本城議員、総括。

8番（本城 宏道君）

総括ですから答弁してもらうわけにいかんのですが、2遍目の質問の中で各校におると言われたわけですが、3回目の答弁の中では小学校が4校、中学校が5校ということで、全ての各校でなしに配属されていない学校もあるということをお改めて感じたわけですが、その設置をしておる学校とそれから設置をしていない学校、これはどの辺で見きわめてやられるんだろうかなという疑問が1つ残ります。総括でございますので、また後ほどお伝えいただきたいというふうに思います。

議長（道上 政男君）

教育長、総括でちょっと答えていただいても結構です。答えていただいても結構です。

8番（本城 宏道君）

ああ、そうですか。ということで、ちょっと矛盾がありますんで、答弁していただきたいと思います。

それから、ほかの問題については、子どもたちも大変なんで、ゆとりの教育がだんだん離れていきようりますが、この子どもたちにもゆとりを持たすということも大事ではないかというように思います。

それでは、総括でございますけど、最後の各校に配備の点だけ、答弁をお願いしたいと思います。

議長（道上 政男君）

教育長。

教育長（内海 壽志君）〔登壇〕

この各校に配備しておる先生方でございますが、今現在主幹教諭で頑張っていたいただいとところはかなり大きい学校でございます。小学校は4校ありますが、大きい学校が抽出をされております。まだこれよりも大きい学校もあるかと思っておりますけども、現在のところ小学校4校、そして中学校5校ということでございますので、またそういうほかの外れております学校につきましては16校あるわけですから、あと7名が配属されればいいわけでございますが、学力を上げるという中でそういう方向に向けて我々も努力していきたいというふうに思います。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

本城議員、5項目め。

8番（本城 宏道君）

それでは、次の質問に移りますが、今の答弁では十分納得いったなということにはなっておりませんが、後日またよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、スクールバスについて話を進めていきたいと思ひます。

スクールバスというのは、現在どれぐらい台数を保有をし、そして耐用年数がどうなっておるのか。それから、更新計画について具体的に示していただきたいと思ひんですが、中には耐用年数が過ぎているものもあつたり、あるいはもうこの近代的な世の中になっておりながら、エアコンさえついていないバスもあるというように聞いております。そういう点で実情をひとつ御報告を願ひたい。

それから、運転者の健康管理でございますが、今運転者組合が自主的に市の総合健診やあるいは個人で人間ドックなどで健診をした結果を組合へ提出をして、それで健康状態を見ているだけだというように聞いてきました。これは人命を預かる、しかも将来を担う子どもたちの生命をあずかっておるわけですから、健康診断そのものについては、特別に教育委員会のほうで実施をする責任があるんじゃないかというように思ひわけです。この辺について答弁をお願いしたいと思います。

議長（道上 政男君）

教育次長。

教育次長（福原 覚君）〔登壇〕

本城議員御質問のスクールバスについてお答えいたします。

スクールバスの保有台数は現在23台でございます。使用の内訳といたしましては、幼稚園が1台、小学校が17台、中学校が5台となっております。

使用経過年数につきましては、現在保有しているバスで最も年数が経過しているもので20年目のバスが1台ございますが、本年度更新する予定でございます。また、スクールバスの更新につきましては、おおむね

20年を目安に計画的な更新を行っております。今後におきましても安全を第一に更新を図ってまいりたいと考えております。

また、お尋ねのエアコンのないバスでございますけれども、現在4台ございます。使用経過年数は11年から15年となっておりますけれども、いずれも走行距離数が多く、また乗車定員も多い大型バスでございますので、維持費も多額となっているところでございます。そうした関係で、適正な乗車定員のバスに変更するなど、優先的に更新してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、運転者の健康管理についての御質問でございますけれども、スクールバスの運転業務につきましては、美作市運転者組合へ業務委託しているところでございます。業務の実施に当たり、道路交通法、道路運送車両法及び美作市の通学バス運転乗務員服務規程の遵守はもちろんのことでございますけれども、運転手への運転適性検査の実施、また交通安全講習会を開催するなど、運転手への交通安全教育の徹底を図ることを契約に含んでいるところでございます。

運転者の健康管理につきましても、事業者に対し運転手の日ごろからの健康保持と自己管理の徹底、また過労、疾病などにより安全な運転業務が困難な場合の申し出の義務づけ、また健康診断の実施とその結果について、議員御指摘のとおり報告を必須要件とするなど、事業者に対し服务等の徹底を依頼しているところでございます。

運転手の健康診断を教育委員会で実施すべきではないかという御指摘でございますけれども、先ほど申しましたとおり、スクールバスの運転は美作市運転者組合に業務委託を行っているところでございます。運転手を直接雇用しているのであれば、当然議員御指摘のとおりでございますけれども、現段階におきましては運転者組合の規約の中で対応してもらっているということになるかと思うところでございます。

なお、スクールバスの運転業務を民間に委託している近隣の自治体等を調査した結果、委託契約書に健康診断の受診そして報告を義務づけている団体は美作市のほかはございませんでした。このことにより、完全に安全は保たれているというわけではございませんけれども、今後におきましても随時指導してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

本城議員。

8番（本城 宏道君）

時間がありませんので簡潔に行きたいと思うんですが、古くなってきましたと修理代もかなり高くつくということがございますし、それから点検は毎月で、定期検査が年1回ということにバスの場合なつとと思うんですが、点検も同じ工場で見てもらうんでなしに、何か持ち回りで見てもらっておるというようなこともあって、同じところで見れば、前回ここが悪かったんで、この辺が今度は特に気をつけにゃあいけないというようなことがわかるわけですが、そういう辺がちょっと困る点があるというようなことも聞いております。早目の更新というものをぜひお願いしたいと思えます。

それから、服務規程については丸投げになっておるわけですが、これがもし何かの事故があった場合、教育委員会の責任が契約で健康管理についても運転者組合に全面的に委託しておるんで責任がないというような感じにとれるわけですが、これは必ず責任が発生してくるというように思われますので、ひとつよろしくお願いしたいと思えます。もし答弁があればしていただきたいと思えます。

議長（道上 政男君）

教育次長。

教育次長（福原 覚君）〔登壇〕

本城議員 2 回目の御質問でございます。

当然定期検査等々、法令にのっとった検査は十分確実にやっているところでございますけれども、議員御指摘のとおり、そのやり方、そしてその順番というんですか、どのようにその業者をお願いするか等につきましても、一番いい安全な方法をこれからも検討していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

それと、健康診断の関係でございますけれども、法的なこと等々調べまして、今後この件につきましても十分安全が確保できるよう検討していきたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

本城議員。

8 番（本城 宏道君）

それでは、次の英田就業改善センターについて。

運転者組合の関係で調査に行ったわけですが、そのときに見させていただいたんですが、実際に今運転者組合さんが使っておられる事務所、そこにもう雨漏りがして天井が落ちようというような、そういう状態になっております。これは早急に改善する必要があるんじゃないかと思われまして。その修理をする考えがあるかないか、お聞きしたいと思います。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

英田就業改善センターの修繕のことだろうというふうに思っておりますが、英田就業改善センターの改修計画でございますが、この建物は昭和50年に建築をされまして、既に37年が経過をしております。また、隣接する創作館につきましても昭和62年建築で24年が経過してきております。今後もこれらの施設を利用することになれば、当然耐震診断等を行い、必要な措置をしていかなければなりません。しかし、市の財政状況を考えると、市全体の各種施設について縮小していかなければならないというのも現状でございますし、借地につきましてもできるだけ建てかえや修繕を行わないで返却をしていく方針でございます。

御質問の英田就業改善センターも例外ではございません。新たに市のお金を投じて改修することはできないものと考えております。市民の皆様には御不便をおかけいたしますが、近隣に英田総合支所や公民館がございますので、そちらの施設を利用するなどしていただきますよう御理解をお願いを申し上げたいと思っております。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

本城議員。

8 番（本城 宏道君）

先ほど言いましたようにこの現場を見てきたわけですが、この英田就業改善センターについて、就業センターですか、今相当の雨漏りがしてカビが生えたりして事務所へじっとしておられんというような、そういう話も聞きました。方針としては市の財政上、英田の総合支所をしたり、あるいは公民館を利用するというのは、そりゃあええ方向だなというふうに思いますが、当然この建物というのは旧英田町において就業センターやそういうものを含めて地域のためにつくってあるわけです。したがって、十分地区の自治振興協議会

なり、あるいはそういう経過の中での人たちに対して、このまま雨漏りが続いて放置するけれども、さっき言われたようなことで対応したいと思うんでという理解が得られる話をするべきではないかと思しますので、その辺をひとつ答弁をお願いしたいと思います。

議長（道上 政男君）

市長、まだあててないけど、どうぞ。

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

時間がないとこっちもいららせんでええんじゃけど。

御指摘のとおり、その地区である建物を廃止等になれば、当然その地域審議会等いろんな分野で御理解と御協力をお願いするようになるだろうというふうに思います。各地に古い建物がたくさんありまして、措置に対応にどうするかと、修繕となれば多額な費用が要するという中で大変悩ましい問題でもあるんですけども、基本的にはそういった借地における建物については廃止という方向で、もちろんそのそれぞれの地区の御理解と御協力を賜るよう十分な取り組みをしていきたいと思っております。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

本城議員、次行かれますか。まだこれありますか。

〔8番本城宏道君「もうちょっと」と呼ぶ〕

本城議員。

8番（本城 宏道君）

この問題については終わりますが、さっき市長が答弁されたような方向で行かれるならば、地元の了解が十分得られるように、早目の手当てというものをする必要があると思しますので、よろしく願いをして質問を終わりたいと思います。

議長（道上 政男君）

次の項に行かれる前、ただいまより10分間休憩いたします。

午後1時52分 休憩

午後2時02分 再開

議長（道上 政男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ちょっと後ろを閉めていただけますか、傍聴席の。

本城議員。

8番（本城 宏道君）〔質問席〕

それでは、時間がございませんので、最後の質問をさせていただきます。

美作クリーンセンターについてでございます。

この美作クリーンセンターの問題については、質問者に対して市長さんはいつも感情的になられたり、あるいはひょっと自分の気に入らんなあという問いかけに対しては非常に短気な答弁もされるということが非常に気になるわけですが、やはり少数意見であっても十分聞くという耳、態度、そういうものをお願いをしたいということをまずもってお願いしておきたいと思っております。

1番に、施設全般の構想の詳細についてですが、大方のこの施設というものはわかるわけですが、大まかに分けて3つぐらいあるというように言われたと思うんで、焼却施設、それからリサイクル施設、最後の問

題というようにあると思いますが、その辺の説明をもう少し詳しくお願いしたい。

それから最近、ビラについても同じような問題が不明瞭な問題があるということが出ておりますが、こういうことが繰り返されないように十分注意をしていただきたいというように思いますので、この2つの点について答弁をお願いしたいと思います。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

美作クリーンセンターの建設について御質問でございます。

生まれ持った性格で短気なのは直りませんが、少数意見について無視しとるつもりは毛頭ないんですけれども、そう受け取られるのは私の不徳のいたすところだろうというふうに思っておるところでございます。

まず、美作クリーンセンターのごみ処理に対する美作市の基本的な考えということで、廃棄物処理法第2章第1節、一般廃棄物の処理、市町村は、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し及び処理しなければならないと定められておりますように、基本は自己完結で処理すべきであるというふうな考え方をしております。そのためには、新クリーンセンターの整備では実績のある技術により焼却を行い、焼却灰については熔融処理を行いスラグ化して、重金属等の溶出防止を図った上で最終処分場内の雨水等を浸出処理施設で処理後に放流するなど、より安全な施設を建設する計画としております。このような中、岡山県環境保全事業団の新たな構想として、岡山県下の焼却灰を焼成処理する事業への取り組みが検討されており、この計画が具現化すれば、焼却灰を委託処理する選択もあると考えております。

本事業は、循環型社会形成推進地域計画により実施をしております、事業工期は平成28年度となっております。このため、灰溶融炉の建設を念頭に置き、当面の急務であります焼却施設とリサイクル施設は平成26年度中の稼働を目指しますが、灰溶融設備の実施については岡山県環境保全事業団の動向を注視して決定する方針でございます。また、今回のプロポーザルには最終処分場並びに最終処分場からの浸出水処理施設は入っておりません。

現在の状況でございますが、ごみ処理施設は、処理性能、機能を確保することが重要視されることから、性能発注方式で施設の整備を行うこととなり、美作市においては公募型プロポーザルによる発注としており、本年1月より学識経験者2名を含む美作市一般廃棄物処理施設審査委員会を設置いたしまして、2月22日、公募型プロポーザル実施の公告を行いました。審査委員会も5回と回を重ね、実施要領など――発注仕様書、評価基準書でございますが――の検討及び審査、一般要求事項に関する見積設計図書などの審査をしていただきまして、特定要求事項に関する技術提案書及び最終見積書の提出を受け、9月にはプレゼンテーションを実施し、審査会で評価をしていただき、最適者を特定する予定でございます。

少し長くなりますが、全協で、また特別委員会等でも何度も説明をさせていただいておりますが、新クリーンセンターの事業計画面積は15万2,300平方メートル、エネルギー回収推進施設――焼却施設です――及びマテリアルリサイクル推進施設の建設に必要な平たんな敷地面積、約1万4,000平方メートルの整地造成の中に可燃ごみ処理施設とリサイクル施設を建設するものでございます。

可燃ごみの処理施設は、1日当たり34トン、ですから2系列ございますから、17トンで16時間運転で2系列で34トンの処理を行うということで、可燃ごみとリサイクル施設で選別、回収される可燃性残渣、災害廃棄物――可燃物ですけれど――を850度以上の高温で焼却処理する施設でございます。焼却処理過程で発生

する焼却灰は1,200度以上の高温で溶融処理し溶融スラグ化する計画でございますが、この溶融部分については環境保全事業団の動向を注視しながら建設に入っていきたいというふうに考えております。

リサイクル施設は7.9トン、5時間でございますが、予定しております、古紙類——古い紙です、新聞紙等——瓶、缶類、プラスチック製の容器、包装類等の資源ごみを選別処理し、金属圧縮やこん包処理を行います。粗大ごみを破碎、選別し、資源物、可燃物、不燃物に分離を行います。陶器などの不燃ごみの処理も行います。これも最終処分場でございますが、8,300立方メートルを予定しております、これはまだ予定でございますが。リサイクル施設で処理した後の不燃性残渣、災害廃棄物、不燃物でございますが、これを処分するのに溶融スラグは最終処分場ではそういった不燃物を処理します。溶融スラグは最終処分場で即日覆土材として利用します。可燃ごみ処理過程で排出される集じん機捕集灰——いわゆる飛灰と呼ばれます——は処分場には入れません。

それから、性能的な発注ということでございますが、ごみ処理場は処理プラントであることから、処理性能、機能を確保することが最も優先されるため、発注者から設計図書等を提示する一般的な入札方式ではなく、発注者は性能、機能を規定する仕様書を提示し、受注者はその仕様を達成するための技術提案を行い、仕様書等提案技術に基づいて設計施工を行う方式でございます。

また、公募型プロポーザルということでございますが、当該工事内容が技術的に高度なもの、または極めて専門的な技術が要求されるものについては、価格のみによる競争入札ではなく、技術提案と価格の両方により最適な契約相手方を選定を行うものがプロポーザル方式でございます。また、今回のように公示による参加者を募るものを公募型プロポーザル方式と言います。その中で一般的な要求事項ということは、発注仕様書に基づく見積設計図書、エネルギー回収推進施設、俗に焼却施設でございます、それからマテリアルリサイクル推進施設、リサイクル施設というものです、それから灰溶融設備、そして参考見積書、そして維持管理費内訳書、各施設の維持管理費が役務費、補修費、処理処分費等を含めた維持管理費の内訳を一般要求として求めております。

特定要求事項ということでございまして、美作市の基本的な考え方に対しての技術提案書及び最終見積書を提出をさせるものでございます。内容につきましては、設計建設工事に関する事項として全体計画、安全対策、環境対策、処理機能の確保、そして維持管理費に関する事項、これが用役費、点検補修費、処理処分費となっております。

クリーンセンター施設整備の基本コンセプトと、基本的な考え方といたしまして、先ほども申し上げましたけれども、少し違う観点から地域保全対策を優先した施設ということで、施設周辺及び地域の生活環境や自然環境に配慮した施設とする。周辺住民が特に危惧しているダイオキシン類により、環境への重大な影響がないようにする。また、排ガス、排水、騒音、振動、悪臭及び粉じんなどの周辺環境の保全に配慮し、施設の整備に際して万全の環境対策を実施し、確実に公害防止を達成する。周辺環境と地域に調和した施設ということで、従来のごみ処理施設のイメージを解消し、施設周辺地域に調和した施設とする。また、3R推進のため、住民、市民の交流に活用でき、地域振興に貢献できる施設とする。ごみを安全かつ安定的に処理できる施設といたしまして、将来にわたって搬入されるごみを確実にかつ安定的に処理できる施設とする。安全で安定した稼働により事故や運転管理上のトラブルがなく、多様なごみ質に対応するとともに災害時等の突発的なごみ量の増加にも安定的に対応できる施設とする。

次に、資源の環境とごみの持つエネルギーを回収することのできる施設ということで、ごみ処理の過程で発生する熱エネルギーの回収並びに回収した熱エネルギーの有効利用を経済的にも配慮しながら積極的に行う施設とする。また、交付金制度の条件に合致した施設とする。

そして、5つ目になるんですが、経済的にすぐれた施設及び運営管理体制の構築でありまして、施設稼働後の運転操作やメンテナンスが容易であり、建設費並びに運転管理及び最終処分費等を含めた全体の経費低減が可能な経済性にすぐれた施設とすると、これが基本的な方向でございます。

それから、御質問の2番目でございますが、クリーンセンター造成工事の入札につきましては、4月23日に電子入札により契約の相手方を決定し、4月26日に仮契約を行い、5月2日の臨時美作市議会におきまして御承認をいただいたところでございます。この工事の施工に関して、差出人不明としてチラシが市民の皆様方のお宅に配布されたと聞いております。このチラシの内容の是非につきましては現在司法に委ねておりますので、市としての見解は申し上げることはできません。

しかし、チラシの中に守秘義務違反等の疑いがあるなど、市政に対する疑念を招くような内容もございしますので、現在指名委員会に命じまして担当職員や関連する議員の方々の聞き取り調査を実施しております。この調査の内容につきましては、時期などはまだ申し上げることはできませんけれども、何らかの方法により公表することを考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、長くなりましたけど。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

本城議員。

8番（本城 宏道君）

もう時間がございませんので深く入りませんが、先ほどの1番のいわゆる全体構想についての説明が十分なされていないということをお願いをいたしました。そういう中で、少し長くなりますがということで答弁をいただきました。12月の定例会までに議会の報告書が出ますから、全文をそのときに見てもええわけですが、できることならさっきの答弁書をこの終了後いただきたいなというように思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、このピラの問題につきましては、余りこのうわさが各地に出回ったり、それなりの対応をしておるといふことですが、そういううわさが出ること自体が市に本当にこの明朗な行政がなされていない可能性があるというように思いますので、今後十分よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

議長（道上 政男君）

もうよろしいですか。

〔8番本城宏道君「はい」と呼ぶ〕

以上をもちまして通告順番16番、議席番号8番本城宏道議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番17番、議席番号7番西元進一議員の発言を許可いたします。

西元議員。

7番（西元 進一君）〔質問席〕

私は、美作市が市民を告発したということについて若干姿勢なり、あるいは私の考え方や思いについて質問させていただきたいというふうに思って質問をいたします。

美作市の告発という重大なことであるというふうに私は思っております。美作市が市民に対する姿勢がここにあらわれているように思います。私は美作市の市民に対する姿勢は寛大でなければならないというふうに考えております。市民に対する対応は時には砂をかむような本当に惨めな思いをしながらも、告発などというような荒っぽい手段を使って市民を糾弾する、あるいは弾圧するというような方向での、私は非常に大きな問題があるというふうに思います。

こういう観点から世間ではいろいろ弱腰だなどと言われるように、執行部は常にやっぱり弱い人の立場に立ちながら、弱い人の方々に比重を置きながら、いろんな行政を進めていく。最終的にはあなたたちのいわゆる権力、民主主義としての最高の議事機関である議会が多数でしていけば、その会議の意思ということになるわけですから、その点では私たちの考えているような微細な問題で、本当に微細な問題であなたたちが市民を告発するというようなことに至った経緯について、私は信じれないというふうに思っております。私は議会内の民主主義の問題でもあるというふうに思います。執行部に対する市民という基本的なものの民主主義があると思いますが、私は常々民主主義という、弱い者に比重を置き、弱い者の意見は十分に聞き余るほどでなければならないと、これが民主主義のルールにのっとった、いわゆる少数が多数に従うという原則を本当に用いるための民主主義だというふうに私は思っております。

しかし、これを一介のピラが若干行き過ぎたから、あるいは若干それに対して気分が悪いからということ短絡的に、本当に短絡的に告訴権あるいは告発権を行使するということについては本当に私は重大なことだろうというふうに思いますし、美作市の安東市政がどっちに向いているんかというふうに私は思っております。

これは一つには、美作市民を告発するということは、美作市民のいわゆる税金を預かる執行部が税金を使ってこの方たちを裁くということなんです。安東市政がこの一事を見てもわかるようにこういう対応によればいざ知らず、前近代的な警察国家ではあるまいし、堂々と記者会見を行って堂々と告発するというような、本当に突拍子もないようなことが行われたわけです。その点では非常に大きな問題が私はあると思います。

記者会見でも、私は全然記者会見のことも知りませんし、それから記者会見が設定されたことも知りませんのだが、漏れ伝えているのには、やっぱり記者連中も市民を告発ということがどういうことなのかということに本当に真剣に考えたようであります。その質問もかなり出たようであります。一切構わずにいわゆる告発に踏み切るといような暴挙とやうてもいいような、民主主義の擁護者であるべき執行部が本当に市民を重大なところでやっていると、これが本当の民主主義を預かる、あるいは議会制民主主義を預かる、あるいは美作市民と執行部をむすんでほんとうに絆のようにあるいは上から下へ、下から上へというそういう行政を作りだしていく上で、信頼の上に成り立つような、そういう行政ではないんではないかと、そういうふうに私は感じております。その点ではこの告発事項から若干もう時間がたっているわけですから、その点での経過なり、あるいはそういう点でのいろんな今日までの基本的な考え方、美作市が持つ告発に対する美作市の姿勢、そういうものを伺っていきたいと思います。

1つは、具体的にはどこまで進んでいますかということと、美作市と告発についての説明を、先ほどの詳しい事情をクリーンセンターで説明されたような説明があれば本当にしてほしいと。結果についてどのような責任を感じていますかということと、まずこの3点を伺いたいと思いますが、よろしく願いいたします。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

美作市が告発したクリーンセンターの問題についてでございますが、まず民主主義、民主主義としきりに言われておりますが、少数意見を尊重するのが民主主義でございます。それはそのとおりだろうと思うんですが、少数の方が少数だから何をしてもいいということにはならないのは、日本は法治国家ですから、その点は御理解をまず、西元さん御理解していただいとるはずなんだけど、されとんだらうと思いがたの質

問ということですが、その本題の質問のほうなんです、美作市が発注したクリーンセンター造成工事に関しまして、美作市の環境を考える会の会長が官製談合があったようなデマビラを作成し、多数の方に配布した事実に対し、美作市が名誉毀損で刑事告発を行い、その内容を先般7月31日の議会全員協議会において報告をし、説明をさせていただきました。刑事告発でありますので、その内容についてお話しすることは控えさせていただきたいというふうに思いますが、あえてということですので、少しだけ抽象的ではあるかもしれませんが、私の考えの一端を述べさせていただきます。

まず、私たちの社会では、権利と義務、自由と平等などの人の人格を尊重しながら自分自身の考えを述べて、一定のルールのもとでの行動や意思の表現が一般的であります。これは西元議員一番よう御存じだろうというふうに思いますが、しかしながら美作市の議会議員の中に、自分たちが議決をした案件を覆す発言を行ったり、自分たちは治外法権であるので何を言ってもいい、何をしてもよいと勘違いをされている方がおられるように思えてなりません。

今、マスコミが取り沙汰されている大津市のいじめの問題でも詳細は我々ではわかりませんが、最初の段階で学校や教育委員会が警察などと協議を行い、毅然とした態度で臨まなかったのが最悪の結果になっていったのではないかと思考しております。大津の事件でも加害者、被害者は友達であったが、その友達関係がいびつになり、いじめに発展をしたようであります。一つの言動が、自分ではわからなくても他人を傷つけたり悩ませたりするものでございます。その点は西元議員は十分御承知された上で行動されとるから、そういうことはないだろうというふうには思っておりますけれども、人を責めたりいじめる人は、自分が逆の立場になったことを想像したことがないかと思われま。いじめる側は事の重大さがわからず、人の気持ちを一切無視していると思います。人のことを思いやり、お互いに能力を磨き合い、ともに成長していくことこそが人づくりであり、地域づくりの原点ではないでしょうか。このことが殺伐とした現代社会に欠けている一つのことであるというふうに思います。

いじめの例をとりましたけれども、美作市では賑わいのある田園観光都市みまさかを目指し、各種の施策を行っていますが、これは昨日もその前もずっと私は言い続けておりますが、人と人との触れ合いを大事にして定住や交流人口の増加に結びつけ、市の活性化を図ることを目的にしたものでありますが、人権を無視して事実無根で誹謗中傷するビラ配布をした人をあたかも擁護するような意見が議会では出ようでは道のりは本当に遠いだろうと思っております。

また、この9月議会で刑事告発に関する質問が何人かの議員からありますが、このことについても私自身理解に苦しむものであります。質問の内容に刑事告発の背景や経過をとの質疑等もありますが、このような一般質問が許されるものでしょうか。

議会の一般質問は行政全般の質問はできますが、刑事告発をどのように考えられているのか、また司法、立法、行政の独立性をどのように考えられているのか、議会の議員をお務めになられておる西元議員なんかは全部御存じだろうというふうに思っておりますが、またこういった質問を行うことにより何を目的にされておるのか、理解に苦しむものでございます。どなたかに頼まれたのでしょうか。

賢明な議員はおわかりだろうと思いますが、民事の裁判は議会の議決が必要でございます。しかし、刑事関係の件は議会の議決を要しないとなっております。この件につきましては先日も説明をさせていただきました。このことを理解しての御質問であるというふうに思いますが、反問権はございませんけれども、この見解に対して見解を示していただき、刑事告発の質問をお願いしたいというふうに思うものでございます。

以上です。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

西元議員。

7番（西元 進一君）

市長、いじめの問題が何から出てきたんで私も戸惑つとんですが、本当は市長さんは頼まれとるかもしれんというふうに思われとるんかもしれんし、皆さんはひよっとしたら誰かの代弁者かもしれんというふうに思われとるかもしれませんが、私は刑事告発について本当に美作市がやっていかどうかという疑問からです。これははっきりしております。私の個人の考え方です。

若干外へそれるわけですが、金曜日の日に皆木副市長だったというふうに思いますが、告発権について説明をされました。私はびっくりしたんです、びっくりした。告発権というのは、日本国民である限り全部持つとんだと、そういう点ではこの告発権に基づいてやりましたということと言われたんで、私は皆木副市長の考え方の中に何があるんだろうかといって疑いました。なぜかという、美作市真殿の皆木照夫個人だったら、そりゃその告発権というのは日本国民に個々に与えられたいわゆる告発権なんで、それは当然なんです。だから、それをもって告発したというんだったら、それは正しいですよ。しかし、美作市副市長の皆木照夫なんです、権力を持つとんです。その人がいわゆる市民に対してその一個人の権利だけをもって告発するというのは私は何事だろうかというふうに思ったんです。それは全く違う性格のものなんです。

告発というのは、ただ単純に私は悪いことをして安東市長に告発されましたという、そういう告発ではないんです。美作市はいわゆるクリーンセンターの反対論者もあるし、賛成論者もあるし、基本的にはそれがよりよきものを進めていくという点でのお互いの意見の交流なんです。意見の交流が若干行き過ぎたからという告発に至るというようなお粗末な美作市ではないというふうに私は思つとんです。その点では、あなたたちはどういうふうに感じとるかもしれませんが、私を高く評価してくれるのはありがたいんですけど、私はそれほどの人物でも何でもありません。ただ、平凡に美作市の市民が美作市の行政の中に本当に光を与えてもらえるような政治、こういう政治を求めて市議會議員になりました。しかし、これが一歩間違つて反対意見を持って、しかも何らかの形でいわゆる執行部を冒瀆したということで告発されるというような、そういう美作市をつくってはならんというふうに私は思つとんです。

だから、その点では今日ある立場からいうと、本当の美作市はもっと民主主義に基づく、いわゆる弱い方たちに比重を置いた政治、この政治が本当の意味で横行しながら皆さんお幸せですかというような、そういう呼びかけができるような美作市の建設でなかったら民主主義というのは起こらんです。その点では非常に私は短絡的な方法で、弾圧じゃないかというふうに私は思つとんです。やはり美作市はもっと寛大に、この件に対してですよ、この件に対して私が思っていることを一つだけ言うと、この件に対してもし責任者である誰かを呼んで意見を交わす、しかしこれは本当はだめなんだと。私は皆木副市長であり、安東市長だったんです、私たちは許しがたいと。しかし、私は美作市の幹部なんだと、権力を持つとる幹部なんだと、その点ではあなたたちの弱い立場を救う意味では私がこらえるから今後のこの問題については軽減してやってもらいたいというようなことがなぜできなかったかということを思うんです。その点では非常に短絡的で、告発、告訴という問題を取り上げてくるということを思っております。

それから、もう一つ質問として言わせてもらおうと、全員協議会で安東市長は説明しとるからもうえんではないかというふうに言われます。私は性格は違うと思つとんです。なぜ違うかという、全員協議会では確かに中西部長を含めて交通事故の案件がありましたと、それで西元進一が当てられまして1万6,000円の損害金で結論が出ましたと、この損害金に対して何か意見がありますかということで全員協議会で諮られて、それはありません、よろしいということになったら、全員協議会で説明しとりますからというて議長が説明したら、それでいいんです。

しかし、これは推移があるんです。7月19日か何日かの段階で大見えを切って安東市長は記者会見まで開いたんです。その経過、今度は何があるかというたら、7月30日か31日に全員協議会を開いて説明した。そのときは私も言いました。民主主義というのはそういうものじゃないということと言いました。しかし、それから後にもこの案件は進んでいくんですよ、ずっと。進んでいくんだから、その点では進んでいく、逐一美作市民の関心事だから美作市民の知る権利という問題に対して応えていくというのは議会議員の務めなんです。

だから、その点で私は聞いとるということをよく御理解願いたいというふうに思いますから、2回目の答弁をしてください。

議長（道上 政男君）

副市長。

副市長（皆木 照夫君）〔登壇〕

御指名をいただきましたので、やっぱりお答えをせんといけんだらうということで。

よくわかっておられるんだらうと思うんですけども、告発と告訴、全く取り違えられとるということで、この前も万殿議員に言いました。告発をされたのは美作市長安東美孝名義でしとるんです。これこの前言いましたけど、刑事訴訟法239条1項の中で、これ議員言われるとおりで、誰でもが犯罪があると思うときは告発できるんですよ。ただしです、ここが一番大事なんです。その次、公務員は職務上犯罪を認知したときは、認知なんです、告発を行う義務を負うと、義務なんです、権利じゃないんです。だから、犯罪であると認識したんだから告発をしたんです、告発を。で、告発は被害者がおって、被害者が被害届を出して告訴をしてと続くんですということを説明させていただいた。

それから、なぜ説明せんの、全協でと。刑事訴訟で起こした問題なんです。中身を何で全部言わんといけんのですか。これから今調べよう最中なんです。私にとって不利なことは私言いませんよ。何ぼう言われても言いません。そんなあほなことをする人はおらんです。これから法廷にまで出て、食うか食われるかやるんです。

それからもう一点、きょう西元議員、この後いじめの問題もされる。何がこれがいじめになる。市長が言われたのは、人の思いがわかる、これがいじめなんですと。教育長も言われたと思う、人にされて嫌なこと、自分にされたらそれはやめようと、これいじめなんです。何がいじめになると言われるんです。私はこれ以上、余り議論をするつもりはないんですけど、せっかく御指名いただいたんですから、もちろん私も議事録にきちっと残しておきたいんで何点か申し上げます。

まず、今回まで西元議員もしとられますけれども、3回、既に私に対して意味不明の中傷誹謗されました。もちろん安東市政の市長の側近におるもんですから、私に攻撃が来るのは当たり前と想うとります。私に攻撃が来とるうちはほかの職員にいきませんので、私は堂々として受けますが、ただし言っときますけど、全て間違いです。

第1回目、市有林の売却問題、これ西元議員も知つとられますわね。出した折に議案として出したんです。そしたら、あの折に西元議員、どう言われようた。私は説明聞いていきなり出されたけえということで、後から白紙撤回せえという質問されましたわね。これよく思い出していただきたいと思います。旧勝田でこの山については売り損なったといういろんな変な話があったもんですから、すごく心配して旧勝田の議員、西元議員を含めて御相談申し上げたんです、こんな話が来とんじゃけど、どうだろうか。この相談をさせてもらうのが議案提案より1週間、10日じゃなかった、前だったと思う。それがいきなり提案されて、これも間違いです。この折に、後どない言われたというたら、この山は皆木が山を売らんと自分の山も

そこの谷にあつて、困るんで売らんといけんという話が出たんです。旧勝田の東谷の人が我が真殿の地区の人に言うてきていただいたんです。大原のほうで言ようたぞと、皆木が自分の山があるけえ、売らんといけんのと。よく見ていただきたい、その方に言うたんです。私のとこは私が2歳の折におやじがおらんようになりましたんで、おなご、母親1人で兄弟を大きゅうしていただきました。その中で高校教育だけはつけようということで、たった一つあつた山をそこを売ってしもうたんです。私の山一つもありません。そのことを言うたら、話がとまりました。この折もそんな根も葉もない話が太原から出たというて言うたんです。

その次2回目、これも西元議員も知つとられる。クリーンセンターの用地買収について話が出た。これは話が出たのは、私の女房のお母さん、義理の母が亡くなったそのお通夜の日、義理の母の兄弟の主人から私がそばへ呼ばれまして、仏さんがおる前です。こりゃ、照、おまえは土地買よんかというて、買ようりますよと。それがどうしたんというたら、市民、地権者から土地を買って私の名義にしてあいさかをつけて市に売って中を抜こうという話があるんだと。おじさん、誰から聞いたら。その話は背任になる、罪なんじゃ、犯罪なんじゃというて。大原の人が言ようたと、こういう話なんです。ここも大原なんです。その話を持ってこられた、西元議員も同じ話を持ってこられました。名前言いませんけれども、私の前で言よつたいうて、その人に私は、あなたがおられる前で電話しましたがな。この場で言いませんけど。10分して話が済んでからどがい言うたん。電話してこられて、やめとけ、もう仲ようせえ、そのとおりです。これは名誉毀損が成立しないということが、弁護士が言われたんでやめましたけれど。

で、3回目、これです。私はびっくりしました。それこそまさかこの話を西元議員が質問されるとは夢にも思うとりません。これはびっくりしました。事実無根ということで、西元議員、先ほども市長が言いましたけれども、関係者を私は指名委員会の委員長ですけれども、おまえも関係しとるんでというて事情聴取を受けました、私は外されておりますが。この報告書の中で、あなたは彼らにねつ造されたという証言をしとるんですよ。で、言うたら断りの文章が来たと書いてあるんです。話が違うでしょうがよ。言うことを考えた折に。こういう質問が出ることに私は3回もやられたということです。これいじめなんです、わからんだけの話で。ただ、性格的に強いですからもつとるだけの話です。

議長（道上 政男君）

副市長、端的にちょっと言うてください。

副市長（皆木 照夫君）

いうことがあつて、これだけはお返ししときたい。議事録にきちつと残していただくということで。

議長、申しわけなんですけども、やっぱり言うべきことは言うべきじゃと思つておりますので、申しわけありません。

以上で答弁とさせていただきます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

ただいまから10分間休憩します。

午後2時50分 休憩

午後3時00分 再開

議長（道上 政男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

西元議員、3回目。

7番（西元 進一君）〔質問席〕

副市長と市長が親切丁寧に質問外までの話をしてくれるので長かったんですが、やはり私はこの問題については副市長や市長の勇み足だろうというふうに思っております。というのは、やはり美作市民の方々がいろんなことを言っても、最終的には何とか協力できるというところまではやっていきたいというふうなものをつくり出しながら、完全にあれを粉碎するというようなことは全く考えてないんです。私から言えば、

[発言の削除]

はっきり言う

たら。なぜかというたら、何ぼう反対しようてもあなたたちは堂々と造成工事を計画し、造成工事を入札し、造成工事にかかって今でもやっとなるわけですから。その点では全くあなたたちの意に介した問題ではないというふうに私は思っとんです。私だったら絶対にああいうことは起こさないです。というのは、なぜあれがあなたたちの力でそういうことにならなかったかというのは、私はずっと疑問なんです。

安東市長も常々地元の意見あるいは地元を中心にしてとか地元対策とか、対策というのは余り聞いたことはないけど、地元のことについてとかという話は再々されております。説明会も何回もされました。説明会では、このような説明会だったら何回でもさせてもらいますという、いわゆるつぶやきのようなものを残して帰られて、みんなが安心したという例もあるわけです。そういう点ではやっぱり反対運動を抱えながらもやれるんです。だから、その点では美作市としての立ち位置としては事業が成功していく、その反面若干のリスクというのはあつてしかるべきなんです。しかも、皆木副市長の完全な政治生命を奪われるとか、あるいは皆木副市長が首をとられるというような、そういう問題が起こらない限りは、あの方たちの意見というのははっきり言うたら小さなものなんです。そういう立場でなぜ物が見えないかということなんです。

私は民主主義というのは簡単なもんだと思っとんです。いかにどこに比重を置くかということについて、ちょっと比重を考えたら問題じゃないんです。しかし、それを寛大に見て、何か自分たちの不利なような問題でも自分たちの有利なことが起これば、それを大上段に掲げてやっぱりやっていると、その姿勢のほうがおかしいんです。だから、民主主義というのはそういうところには成長しないですよ、そうでしょう。

だから、その点ではきょうの私に対する反論でも回答でも結構ですが、全く聞いてもおらないことまでどつとどつとこ言うて、次の質問の回答までしてもらえんというふうな、そんなことが平気で起こるわけですから、これが美作市を預かる安東市長の姿勢なんですか。そういうもんじゃないでしょうか。

だから、もう少し地に足をつけて冷静に物を考えてみてください。少なくとも美作市3万1,000人を3万4,000人にしなきゃあならん、しかし、賑わいのある田園観光都市を本当につくり出し創生して、しかも美作市で住んでよかったという、そういう美作市をつくり出すという基本的な中心人物なんです。だから、そういう点ではきちっとした考え方を教えてください。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君） [登壇]

西元議員、私ごみ焼却場の建設に対して反対をされとる方々に対して、言葉が変ですけど、理解しとるという意味が変なんですけど、ある程度反対される方の気持ちもわかっております。それは理解しとんです。ごみ処理の建設に反対するにおいて、こういった問題がある、これはどうすんな、あれはどねんするんならんという、以後の心配をされるのはもっともだろろうと思えますから、その件に対して私が弾圧しちやろうかかというような考えは毛頭持っていません。質問を聞きますと、そういうふうを受け取れるんです。私がごみ処理を反対されようの方に弾圧しやろう、そんなことは夢にも思つてません。反対は当然あつてしかるべきだと、だから迷惑施設だと初めから言っております。

だから、それは当然反対される方の気持ちも理解しながら、必要な施設だからやるざるを得ないからお願い

いしたいという部分があるんですが、じゃあ反対するために何をしてもいいんかということになると、ちょっと違うんです。そこが西元議員と私の見解が大きい違うんです。一番違うところはそこなんです。一番大事なことなんです。反対するためには手段を選ばない、何をしてもいいんか、人を誹謗中傷してビラを配った、インターネットへ載せた、それが正しいやり方ですか。これが日本の社会の中のルールに基づいたことでしょうか。違うと思うんです。絶対にそんなことは許されません。ましてやビラの中に、少し皆木君が触れましたけど、もともと西元議員の発言をもとにあのビラは作成されたんでしょう。それで、そのことであなただけに質問でしょう。ちょっとおかしいんじゃない、ちょっと違うんじゃないですか。おかしいという言葉がちょっと誤解されんように。それはあなたが発言したことが発端ですよ、事の。そのことに対する責任感というものはお持ちでないのでしょうか。そう思います。まず人格を疑ってみてはとなります。

それから、民主主義というものをしきりに言われておりますけれども、民主主義はもう論戦しても無駄だろうと思うから言いませんけれど、ささいなこと、あなたにとつたらささいかもしれません。あなたの身内が悪口を言われたらどうされますか。ささいじゃねえでしょう。身内じゃからといういみじゃないですよ。人の痛みがわからない社会が本当に正しい社会になるんですかということをお願いとるわけで、誹謗中傷のビラという部分については、人の痛みというものを無視した一方的なものです。それが本当に正しい世の中になるんですか。田園観光都市を目指そうというてやっとなら、そんなビラの配布することが本当に正しいことですか、その辺が私と西元議員の大きな違いがある。

先般、私が西元議員に異議を申し立てました。私の体の障がいのことを言い立てられました。一言も謝罪がない、そのくらいのこと。あなたはそのくらいでしょう、私にとつたらぐさっと刺さっております。私の体が悪い、これは子どものときからというて言いましたわね。私は子どものときから耳が遠いんです。それをあげつらわれて言われたら、本当に聞こえない者が、体に障がいを持つとる人はどんな思いであるか、その気持ちがわからなければ、こういった質問をされてもいつまでたっても平行線だろうと。願わくば、人の痛みが理解されて御質問される議員で、立派な議員でありますけれど、もう少し上の議員になっていただきたいというように思っております。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

ここで西元議員の発言について確認したいことがございますので、10分間休憩いたします。

午後 3 時 09 分 休憩

午後 3 時 20 分 再開

議長（道上 政男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

14番岩江正行議員が通院のため退席であります。

続きまして、西元議員、この1項目め、総括がありましたら。

7番（西元 進一君）〔質問席〕

総括というてもするほどのことはないんですが、私が見解の相違だというふうに思いますが、市長や副市長に対して若干の行き過ぎた発言や若干のそういうものに対してはあったように思います。しかし、私は美作市民のために美作市がやるべき行為、あるいは安東市長がやらなければならないことに対して積極的に訴えたり、私の発言をしてきたつもりであります。そういう点では見解の相違と言いながらも、私が何か重大なことを起こしつつ前に進んでいるというような印象を持たれているようですが、私はそういう意図は全くありません。そういう意図は全くないし、それから美作市の発展のために尽力をするという点では人後に落ちんということをここで申し添えておきたいというふうに思います。

最後ですから、まとめですから、本当に美作市の市長や副市長が少々のことであろうとも民主主義というのを掲げて前進する限り、若干は行き過ぎがあってもそれは話し合いで結論を出す、しかも自分たちが本当に100%よいということについてでも、不愉快な思いをしながらも私は大上段に立ってこの問題については対応いたしましたというような立場から、本当に美作市民のためを思う行政運営を切にお願いしたいというふうに思っております。

この点での質問をこれで終わります。

議長（道上 政男君）

次、2項目めに行ってください。

7番（西元 進一君）

それじゃあ次、2項目めに入らせていただきます。

皆木副市長や市長が盛んにいじめの問題を説明されたんで、もうやりにくうはなっとなんですが。

今日いじめの問題は日本中で大問題であります。生徒を死に追いやろうとする重大な犯罪行為であります。学校という特殊ないろんなことが起きてはならない場所で、本当に学校という治外法権で進められている陰険で、しかも殺伐として、しかも本当に逃げ道のないいじめというものが子どもたちの将来にとって、あるいは子どもたちに与える影響は最終的には自殺ということまで自分を追い詰めなければならない、あるいは死んでしまわなければ言いわけが立たないというような、そういうところまでいじめが到達しているというふうに私は思っています。

一人の子どもがターゲットになり、最終的には死ぬことになります。追い詰められていく行為には私は信じられないというふうに考えてます。いじめというのには最終的には葬式というような、葬式の練習をするというような、そういうことまでがあるそうです。私は本当に信じられなかったです。金銭のせびり、人前での大恥をかかされる行為、あるいは耐えがたい自分に対するいろんな体験や追いやってくる、そういう波

風に対して自分一人では耐え切れない、しかも何とかそれでも耐えていこうとするのに、最終的には死を選ぶことしかできないような、葬式の練習まですると、これが本当にいじめという世界で起こり得る人間の行為だろうかというふうに私は思います。

その点では美作市はそういうことはないというふうに確信しておりますし、今美作市が育てている子どもたちの将来、大きな展望を開く学生生活を担っている方々や生徒さんや先生方の努力に対しては本当に敬意を表したいというふうに思います。人間形成のうちで一番大きな影響をもたらす学校であります。人間が大きく成長し、社会に出て自分というものを押し出していく基本は学校生活だろうというふうに思います。その大事な学校生活の中でいじめが起こるというようなことが本当にあっていいのだろうか、そういうことを感じながら美作市の現状ということが本当にわかりやすく内海教育長、福原教育次長は盛んに前回、前々回の日から説明されていますが、いま一度本当に取り組んでいる内容について御説明ください。

学校と保護者の関係はどういうふうになっているかということと、それから子どもたちが今置かれている現状に対して、先生方あるいは保護者がどのように接しているかという問題については大きな問題だろうというふうに思いますから、その辺も御説明ください。よろしくお願いします。

議長（道上 政男君）

教育長。

教育長（内海 壽志君）〔登壇〕

西元議員、いじめの問題について御質問いただきました。

この問題につきましては、先般万殿議員にお答えをさせていただいておりますが、いま一度回答させていただきます。その点も御理解いただきたいというふうに思います。

本市のいじめの現状でございますが、この力関係の中で自分より弱い者に対して心理的、物理的な攻撃を加えるものであり、その攻撃は一過性でなく反復継続して行われていくというものでございます。また、いじめには、いじめる側といじめられる側という2者の関係だけでなく、周りにいる人、はやし立てたり、おもしろがったりする存在や周りで何も言えずにただ見ている人の問題もあります。

今後もいじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得るものであると認識に立ち、いじめを絶対に許さない学校づくりを進めるとともに、児童・生徒が発する小さなサイン、SOSを見逃すことのないよう、日ごろから全教職員で子どもたちの様子をしっかりと見ていくなど、早期発見、早期対応に努めてまいります。いじめの問題にかかわらず、学校と保護者がしっかりと連携して子どもを見守っていくことはとても大切なことであります。

学校と保護者の関係はうまくいっているかとの質問であります。各学校とも保護者に対して丁寧な対応に心がけており、関係は良好であると認識しております。しかし、時にはお互いの思いがうまく伝わらないということもあり、そのような場合は教育委員会も相談に乗りながら対応をしております。今後も保護者、地域の方に御理解、御協力が得られるよう、しっかりと情報発信するとともにしっかりと保護者や地域の方々の声を聞きながら信頼される学校づくりを進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

西元議員。

7番（西元 進一君）

内海教育長、よくわかってちゃんとしたええ説明をしてもらえますが、私は本当の意味ではこの前、万殿議員が盛んに力を入れて言われたように、教育委員会の問題もあるというふうに私は思っています。大

津のいじめ問題しか私たちは接する機会がないので、あのことしか印象に残ってないわけですが、教育委員会の教育長か教育委員長がよくわかりませんが、全く犠牲になった人たちの立場でなしに、加害者の立場を擁護するという立場で完全に新聞、マスコミに出て発表されとったです。私が見ただけでも、この餓鬼らあ、本当にあれを美作市でやったら半殺しにしちやるというぐらいな気持ちになったですよ。その点ではやはり教育委員会というものが本当に子どもたちのために、あるいは保護者たちのためにそういう点では役立つ教育行政、役立つ教育委員会が構成されているかどうかという問題については大きな問題だろうというふうに思います。その点では今後いろんな意味でいろんなことがあるとは思いますが、教育委員会の指導というちゃあなんです、教育長があるいは教育次長がどのように接しているかということも含めて、いま一度御説明をください。

議長（道上 政男君）

教育長。

教育長（内海 壽志君）〔登壇〕

西元議員、2回目の御質問をいただきました。

教育委員会につきましては、万殿議員のときもお答えをさせていただきましたが、常勤は私でございます。5人のうち4人が毎月1回ないし臨時教育委員会、そして学校訪問等先生方のコミュニケーションをとりながら、そして選出されておられる皆さん方は地域で信頼のある方で、議会のほうで御承認をいただきました有能な方でございます。そういう方と本当に学校から上がってくる問題、そして我々が聴取しました問題につきまして逐一会議も開きますし、また宅をお尋ねしての相談、そういうものをしながら絶対見落としのないように、絶対よそのほうにあるようなことにならないような状況を我々としてはつくっておるつもりでございます。時には安東市長のほうへ御相談も来まして、そういうことの詳細を説明しながら、教育委員会と市長部局とのコミュニケーションのとれるような方法もとっております。

現在、前にも説明をさせていただきましたが、いじめがないということじゃございませんので、あります、そのいじめにつきまして、4月からこの7月まで小学校で3件、そして中学校で5件ということ万殿議員にも御報告させていただきました。それはその都度学校の先生方、そしてまた教育委員会、そういう中で話を進めていき、保護者ともお会いし、個人とも面接をしながら解消し解決済み、そしてまた観察中、そういうようなことでございます。中学校のほうは5件で、これも解消、観察中というようなことでございます。

これからこの数字がこのままでいくと、美作市にはいじめがないわけでございますけれども、昨年度もかなりありまして、この数字がふえてこないように、それは日ごろの先生方と子どものコミュニケーションをとって、子どもはなかなかそういうことが告発できにくいということがありますので、見落とさないような状況を先生方もしっかり見ていくということで、このいじめゼロに近づくような対応をとっていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

西元議員。

7番（西元 進一君）

それで結構です。私は頭は悪いし、余り教育のことについてはしゃべれるような人間じゃないので、その点では教育長やなんかの説明で結構なんです、本当に学校というものがいわゆる学校自治として成長してきて、なかなか父兄が入れるんじゃけど警察が入れないとかというような、そういうやはり日本の国の中ではちょっとした治外法権なんだと。そういうところを巧妙に利用しながら、子どもが成長していく過程でそ

ういう子どもが客観的にうまく把握して利用していくというようなことがいじめだろうというふうに思ったりするんですが、そういう点では本当に心を裂いて細心の注意をしながら、学校という本当に崇高な教育の場を、あのときにあの問題があつてつらかったということできなしに、あのときにああいうことがあつて学校というのは楽しかったと、そういう点では学校生活が二重にも三重にも自分の人生には生きたんだということが言えるような、そういう学校を建設してほしいということを切に思うわけです。

その点では教育長のもう一回の模範回答で結構ですから、模範回答をよろしくお願いします。

議長（道上 政男君）

教育長。

教育長（内海 壽志君）〔登壇〕

西元議員、3回目の御質問をいただきましたけども、本当に何事におきましても我々真剣に取り組むという姿勢は崩しておりません。そして、真実を全て隠さず学校のほうは教育委員会に上げていただくと、1週間たって10日たってというような話できなしに、即解決に向けていくというようなことでございます。

やはり子どもたちには、自分にされて嫌なことは人に言ったりしないということがもう基本でございます。先ほどからも出てきましたけども、相手の立場に立って、相手の身になって物事を考えていくと、これを瞬時の判断で子どもができるように、そうしないと勉強ばかりじゃございません。やはり人間の育成でございますので、そういう人間ができて初めて勉強ができるということになってくると思います。

私自身、毎日江見保育園のところを曲がって上がるわけでございますけども、そのときの看板が、ありがとう、あなたの笑顔と優しい言葉とあるんです。これを毎日見ておりますので、そういう気持ちで毎日指導しております。

以上でございます。よろしくお願いします。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

西元議員、総括。

7番（西元 進一君）

総括、少しだけ。

内海教育長、本当に細心の注意を払いながら、いわゆる父兄、学校の先生、教育委員会、あわせて教師を含めて学校の健全な本当の意味での健全な、子どもたちが過去を振り返って学校生活は楽しかった、自分の人生の中に大きな作用をしたのは学校生活だったというようなものを打ち立ててもらうために努力してもらいたいというふうに思いまして、私の発言を終わります。

以上です。

議長（道上 政男君）

以上をもちまして通告順番17番、議席番号7番西元進一議員の一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

再開は明日11日午前10時からです。

御苦労さまでした。

午後 3 時40分 延会

平成24年9月11日

(第 6 号)

1. 議 事 日 程 (6 日 目)

(平成24年第5回美作市議会9月定例会)

平成24年9月11日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 一般質問

日程第2 議案質疑 (認定第1号～認定第16号、議案第69号～議案第82号)

日程第3 請願・陳情について

陳情第3号 人権尊重都市宣言の制定に関する陳情書

請願第2号 地域建設業の振興及び中小企業対策の充実に関する請願書

2. 出席議員は次のとおりである (22名)

1番	山 本 雅 彦	2番	則 本 陽 介
3番	萬 代 師 一	4番	山 本 重 行
5番	尾 高 誉 久	6番	岡 崎 正 裕
7番	西 元 進 一	8番	本 城 宏 道
9番	安 東 章 治	10番	橋 本 健 二
11番	向 原 伸 一	12番	鈴 木 悦 子
13番	粟 井 基 雄	14番	岩 江 正 行
15番	小 淵 繁 之	16番	万 殿 紘 行
17番	絹 田 和 昭	18番	新 免 昌 和
19番	日 笠 一 成	20番	福 島 協
21番	内 海 健 次	22番	道 上 政 男

3. 欠席議員は次のとおりである (なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (20名)

市 長	安 東 美 孝	副 市 長	皆 木 照 夫
教 育 長	内 海 壽 志	政 策 審 議 監	岩 崎 清 治
総 務 部 長	中 西 祐 司	危 機 管 理 監	小 林 昭 文
企 画 振 興 部 長	大 寺 剛 寅	市 民 部 長	平 尾 孝 之
税 務 部 長	西 浦 豊 照	保 健 福 祉 部 長	神 吉 康 之
建 設 部 長	春 名 修 治	田 園 観 光 部 長	江 見 幸 治
上 下 水 道 部 長	中 尾 友 保	教 育 次 長	福 原 覚
消 防 長	森 正 彦	会 計 管 理 者	谷 和 彦
外-内-建設担当部長	石 田 薫	税 務 部 税 務 課 長	豊 久 誠
保 健 福 祉 部 社 会 福 祉 課 長	山 本 和 毅	田 園 観 光 部 農 業 振 興 課 長	安 東 和 彦

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 (3名)

議 会 事 務 局 長	欽 先 耕 二
課 長	内 藤 淳 子
主 任	谷 口 宏 枝

議長（道上 政男君）

皆さんおはようございます。

いつものことながら携帯電話は電源を切っていただくようお願いいたします。

昨日に引き続き会議を開きます。

欠席者の報告を行います。11番向原伸一議員が通院のため午前中欠席であります。14番岩江正行議員が通院のため午前中欠席であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（道上 政男君）

日程第1、「一般質問」を行います。

昨日に引き続き通告順に発言を許可いたします。

通告順番18番、議席番号18番新免昌和議員の発言を許可いたします。

新免議員。

18番（新免 昌和君）〔質問席〕

おはようございます。

ただいまから一般質問をさせていただきます。

私は福祉優先のまちづくりと高齢者の住みよい美作市を、買い物弱者対策についての3項目にわたり質問をさせていただきます。

日本共産党美作市議団は「市政の主人公は市民」を貫き、民主党政権が進める国民いじめの政治から市民の暮らし、福祉を支える自治体美作市を目指しています。そうした立場から、福祉先進のまちづくりについてお尋ねをいたします。

全ての市民が安心して暮らせる美作市を目指す上で、福祉が充実していなければ実現は不可能です。人間の尊厳を尊重した温かな安心できる福祉を実現するためにはそれなりの予算が必要ですが、その予算のほとんどは人件費であり、何らかの工夫をすることによりサービスの質を落とさずに少ない予算で高齢者に優しい豊かなまちづくりを実践できるものと思います。

その一つの可能性として、住民のまちづくりへの意思が一つの方向を向き、多くの人の協力があれば、町なかに自立を重視した施設を配し、そこで必要な人的ケア、医療、食事等のサービスを町の中にある既存資源を活用することにより低廉な費用で供給することが可能になると考えます。

まちづくりの目的は、一言で言えば住民にとって豊かな町をつくることですが、かけがえのない経験を持つ高齢者など、社会的に弱い立場にある人々の扱い方によって社会の豊かさがはかれるように思います。その意味では、現在多くの地域におけるまちづくりはその目的を果たしているとは言えません。美作市を目指す方向は、高齢者が健康で安心して暮らせる社会を実現するためには介護サービスを初めとする高齢者福祉サービスを一層充実させていくとともに、寝たきりや認知症を防ぐための介護予防にも力を入れていかねばなりません。障がい者が地域の中で自分らしく生活できるように、自立生活を支える支援を一層強化させる取り組みが必要です。

そこで、第1点目の質問をいたします。

総合振興計画は10年間の計画で、今年度は計画策定から6年度目です。この5年間取り組んできた事業成果のまとめの上に、市民の願いが実現する新たな事業の展開を進めなければなりません。総合振興計画の実践で、1、保健・福祉・医療及び関係機関との連携の強化、2、福祉サービスの充実、3、低所得世帯の相談、援助体制の充実が掲げられました。この5年間取り組んできた主要事業の到達点はどのようなものなのか、成果としてはどういうことが上げられ、課題としては何が明らかになったのか、お尋ねします。

第2点目の質問は、総合振興計画の基本計画に示されている第2章、全ての人が安心して暮らせるまちづくりの5の障がい者・児福祉の充実についてです。障害者自立支援法はことし大きく変更されました。この5年間での主要事業の到達点はどのようなものなのか、成果としてはどういうことが上げられ、課題としては何が明らかになったのかをお尋ねします。

総合振興計画で行政や民間事業者と地域住民がそれぞれの役割を担いながら、ともに支え合う市民参加による福祉のまちづくりが求められています。そのためには人材育成や連携活動に取り組める体制を築いていくことが必要ですと規定し、施策の方向を次のように示しています。

本市においては、福祉事務所を中心に保健・福祉・医療の連携を強化し、きめ細やかな福祉サービスの充実と地域住民が相互に支え合う福祉ネットワークづくり、ボランティアやNPOの育成、支援に取り組み、充実に努めます。また、低所得者の自立と生活安定、向上のため、関係機関との連携により実態に応じた適切な支援を行いますということであり、主要事業として、1、保健・福祉・医療及び関係機関との連携の強化で誰もが健康で暮らせるまちづくりを目指す。2、福祉サービスの充実で全ての市民がその能力に応じて自立した生活が送られるように努めるとし、市民と行政の橋渡しである民生委員、児童委員と連携した活動を充実するとともに、積極的に情報を提供することにより市民の参画意識を高め、住みなれた家庭や地域で誰もが安心して暮らせる福祉社会の実現に努めます。3、低所得世帯の相談、援助体制の充実では、低所得世帯に対して困窮の程度に応じて必要な援助を行い、最低生活の保障を行うとともに、日常生活や就労など、自立に向けた援助を行います。特に相談業務では、来庁相談や居宅訪問相談などにより生活実態の把握に努めます。また、各種貸付制度を初めとする各種制度施策の活用により生活の安定と自立に向けた相談援助に努めますと示していますが、この5年間での主要事業の到達点はどのようなものなのか、成果としてはどういうことが上げられ、課題としては何が明らかになったのかをお尋ねします。

第2点目の質問は、全ての人が安心して暮らせるまちづくりのうち、障がい者・児福祉の充実についてです。

ここでは現況と課題として障がい者・児の増加や高齢化、障がいの重度化や重複化が見られるとともに、少子化に伴う急速な高齢化の進行や核家族化によって家庭における介護機能の低下等、さまざまな問題が生じ、障がい者・児のニーズも多様化かつ高度化しているとしています。障がい者・児に住みよい社会をつくることは全ての人が住みよい、全ての人のための社会をつくることでもありますとも示されています。

障がい者・児が住みなれた地域で安心して生活し、障がいのない人とひとしく社会に参加できる地域社会の実現が望まれますと示されています。この解決に向けての施策の方向として、障がい者・児福祉については障害者自立支援法が平成18年4月から施行され、大きく変革を遂げようとしています。住みなれた地域で自立し、誇りを持って生活できるような体制や仕組みづくりに努めるとし、ノーマライゼーションの理念の周知に取り組むとともに、ハード面においては公共施設などのユニバーサルデザインを推進していきますとしています。

また、障がい者・児に対する正しい知識と理解が得られるよう、啓発や教育の実践に努め、ハード面のみならず、心のバリアフリーを横線的に推進します。そのための重要主要施策として、1、相談支援事業の充

実、2、障がい者・児に対する体制と仕組みの充実、3、ユニバーサルデザインの推進に取り組むことが示されています。この5年間での主要事業の到達点はどのようなものなのか、成果としてはどういうことが上げられ、課題としては何が明らかになったのかをお尋ねをいたします。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

おはようございます。

新免議員の御質問の前にですが、アンダー20でワールドカップ、活躍した湯郷Be11eの横山選手があす朝9時ごろの予定ですが、美作市へ表敬訪問するというごこととございます。銅メダルを下げて帰ってまいります。福元、宮間選手に続く若い選手が育つよということで、本当に将来もまた楽しみということをまずもって報告をさせていただきたいと思えます。

新免議員の福祉先進のまちづくりということで御質問いただいております。

国の保健・福祉・医療施策は、平成18年の障害者自立支援法の施行、介護保険制度の大幅な改正に始まりまして、後期高齢者医療制度の創設、基本健康診査から保険者による特定健診、特定保健指導への移行など、国の財政事情も絡んできて、利用者や事業所また市町村に負担を求める施策が矢継ぎ早に出されてきております。

こうした中で、障がい者、障がい児や子育て家庭などに対する負担の軽減を求める声や障がい者の就労の場の確保、高齢者の見守りなど、地域福祉に対する熱い思いが多く議員の皆さんから寄せられまして、市単の障がいサービス費や医療費の助成、保育料や学童保育料の軽減、また障がい者の就労や住まいの場の確保など積極的に推進をしてまいりました。

高齢者や障がい者などの要援護者の把握も民生委員さんの御協力でも要援護者台帳システムを整備することができました。また、複雑、多様化する相談支援に対応するため、福祉事務所に総合相談係を配置し、福祉相談の窓口の一元化によりまして相談者の利便性の向上を図っておるところでございます。美作市の財政規模の中で地域福祉施策については単独事業を含めて多くの財源を投入して取り組んできたところであるというふうを考えております。

地方交付税の一本算定が間近に迫っております。サービスの質を落とさず維持をするためには、新免議員の御提案のあった地域の資源、人と物の活用と複雑、多様な制度に対応できる専門的な職員の養成が課題であるというふう考えておるところでございます。

次に、障がい児、障がい者福祉施策につきましては、平成18年施行の障害者自立支援法において、障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的として、施設入所から地域社会への移行の推進、障がいサービス費の割負担または応能負担ではなく応益負担にと、利用者にとっても事業者にとっても多くの負担の生じる制度であったため、何度も見直しが行われ、今ではほとんどの人がサービス費の負担が生じない制度となっております。

現在、岡山県で原則入所施設の新設は認めておらず、既存施設でも定員の削減が進められております。こうした中、地域社会へ移行のための受け皿づくりが喫緊の課題であり、相談支援を行う障害者地域活動支援センターを開設し、障がい者の就労の場と生活の場の確保のため、福祉的就労事業所とグループホーム、ケアホームの整備を進めてまいりました。

この結果、障がい者地域活動支援センターにつきましては、年間3,000件を超える相談支援を行っております。また、就労継続支援事業所は市内に新たに4カ所できまして、四十数名が就労されております。グル

ープホーム、ケアホームにつきましても3カ所できまして、14名の方が利用され、今年度中にさらに1カ所開設される予定があるなど、徐々にではありますが障がい者を取り巻く環境整備が進んでいるものと考えております。

しかしながら、就労ができない重度の心身障がい者の方が昼間を過ごす生活介護施設が市内にないため、市外の施設へ通所されており、市内への整備を推進する必要があると思います。また、親亡き後の生活の場として重度の心身障がい者を受け入れるケアホームの整備もあわせて推進する必要があると考えております。

生活介護施設の設置の推進についてと計画策定から重要施策の今日までの取り組みと課題の解消する道筋ということで、これはまた後ほどお答えさせていただきます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

新免議員。

18番（新免 昌和君）

再質問をいたします。

1として、福祉施策充実への取り組みについてですが、計画で主要事業として保健・福祉・医療及び関係機関との連携の強化、2として福祉サービスの充実、3として低所得世帯の相談、援助体制の充実を示されました。この3項目に対して5年間の取り組みを進めてきているのであるから、その成果をまとめて示すこと、その課題はどのようになっているのかをお尋ねしましたが、それに対する答弁の内容に国、県が実質上、福祉を切り捨てる施策を進めることに対し、独自に福祉充実に取り組んできていること、またサービスの質を落とさず、維持するためには人、物の活用と複雑、多様な制度に対応できる専門的な職員の養成が課題ということです。

そこで、1では関係機関との連携の強化についてどのような取り組みが行われたのか。市民が必要としているサービスを総合的に提供するため、保健福祉センターは医療機関、介護保険事業者や社会福祉施設などと母子保健福祉、高齢者保健福祉、介護保険、精神保健福祉など、市が実施する市民の期待する行政サービスについて、専門的な立場から技術的助言などをテーマにどのくらい開催されたのか。そして、評価できる成果はどのようなものであるのか、課題はどのようになっているのか、その対策は立ててあるのかをお尋ねいたします。

2では、答弁で課題と述べられています保健・医療・福祉関係者や専門的知識を持った市職員の確保と資質の向上は不可欠です。高齢者の地域ケア体制の確立や精神障がい者の社会復帰対策などを取り組まなければ福祉サービスの充実が期待できません。市単独事業へ多くの財源を投入しているとの答弁ですが、市の障がい者福祉計画では、福祉サービスに対し、1、相談体制、2、在宅福祉サービス、3、施設福祉サービス、4、生活安定のための施策の充実と、5、地域生活への移行促進に取り組むことになっており、施策の項目と施策展開の方向性が示されています。それぞれに対しどのように取り組んできたのか、そして成果の内容はどのようなものであるのか、課題は何か、その対策はどうなっているのかをお尋ねします。

次に、障がい者・児福祉施策の充実を求めますの質問に、国は障害者自立支援法を成立させ、従来応能負担の制度であったものを、行政サービス、福祉サービスはお金で買うものとして応益負担制度に変更しました。しかし、実際には非常に厳しい低所得の環境にある障がい者と関係者から自立支援法の廃止が求められる中、一部を残して応能負担制度、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律になりました。しかし、答弁にあるように、国の福祉関係予算の抑制対策と相まって、岡山県は障がい者の介護や生活に必要な入所施設の新設を認めません。それだけではなく、現在の施設の定員の削減すら進めら

れ、障がい者・児の福祉の環境は厳しさを増しています。

美作市ではことし3月末現在で身体障がい者手帳所持者が1級443人、2級277人、3級295人など、1級から6級までの延べ合計数では1,836人となっているということです。実際に介護がなくては日常生活が困難な身体障がい者手帳及び精神障がい者保健福祉手帳所持者の1、2級の障がい者・児は延べ801人となっています。この人たちは実質上、就労ができませんと答弁にありますが、生活介護施設の設置が求められています。

親亡き後、家族介護者亡き後の生活の場の確保は急がれています。答弁は生活介護施設の設置を推進する必要があるとしていますが、障がい者福祉計画では本市では障がい者施設の利用は障がい者本人及びその家族の希望に十分沿った施設サービスが利用できるように努めており、現在身体障がい者療養施設、さやかなる苑や知的障がい者更生施設きずな等が利用されていますと書かれています。計画策定から重要施策の今日までの取り組みについてどのように取り組んできたのか、どうすれば課題が解消する道筋が見えるのかをお尋ねします。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

新免議員の福祉先進のまちづくりということで、2回目の御質問をいただいております。

まず、保健・福祉・医療につきましては、相談支援を行う上にも福祉サービスを提供する上にも交わる部分が多く、その連携については必要不可欠なものとして取り組んでまいりました。具体的には、各種の福祉計画や介護保険事業計画、健康増進、食育計画などの計画策定からの段階から医師会や介護事業所、保健福祉など、関係機関や団体の参画を得ております。また、地域包括支援センター運営協議会や介護保険運営協議会、児童虐待、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会などにも参加を願っておりますし、看護学生の奨学金制度の創設や市内のケアマネジャーの研修会、総合福祉大会などの講師として医師会や市内医療機関の医師の協力を得ているところでございます。

しかしながら、国の第5期介護保険事業の方針で介護と医療のさらなる連携の強化が求められているように、保健・福祉・医療の連携はますます重要なものになると認識をしております。こうした中で、今回の補正予算をお願いをしておりますが、地域医療ミーティング推進協議会を設けて、医療と介護関係者との意見交換会、予防接種や検診など、保健関係者との意見交換、また高齢化している医療従事者対策などの地域医療を取り巻く現状を行政課題として協議、検討してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、障がい福祉計画の施策の項目と施策の展開に対する取り組みについてでございますが、障害者基本法に基づいて策定いたしました美作市障がい者計画は、平成27年度を目標年次とする10カ年計画でございます。障害者自立支援法に基づく障がい福祉計画は3カ年計画で平成18年から20年度の第1期計画、平成21年から23年度の第2期計画、そして本年度から平成26年度までの第3期計画を策定しているところでございます。その中で目標数値を設定し、生活支援や福祉サービスの充実や地域生活の移行促進など取り組んでまいりました。

まず、相談体制についてでございますが、美作市障害者地域活動支援センターを設置いたしまして、知的障がい者、精神障がい者、それぞれの相談支援専門員を配置し、計5名のスタッフにより身体障がい者を含め、相談者の日常生活や医療、保健などの相談を受ける体制をつくり、相談支援の充実を図るとともに、障がい者のサロン事業を実施しているところでございます。そうした取り組みによりまして、平成23年度までの第2期計画において相談支援事業の目標数値1,800件を大きく上回る3,283件ございました。また、平成

19年11月、勝英地域の各市町村共同設置によります勝英地域自立支援協議会を設置いたしまして、官民、各関係機関のネットワークを形成するとともに、相談支援専門員の資質の向上を図り、障がい福祉の円滑な推進を図っております。

在宅福祉サービスにつきましては、国制度の居宅介護のみならず、美作市として地域生活支援事業の生活サポート事業の実施によりまして、実態に即した切れ目のないサービス提供を行ってまいりました。その結果、目標数値の1.5倍の利用となっております。施設福祉サービスについてでございますが、計画策定当時は市内に施設サービスを提供する事業所がないため、入所、通所とも市外の施設を利用するか、もしくはサービスの種類によっては利用できない状況がありましたが、就労系の事業所や居住系の施設が市内に新設されたことによりまして、就労系サービスでは目標数値の2.6倍、居住系サービスでは1.4倍の利用となっております。ほぼ利用希望に沿える利用状況であると思われまます。ただ、サービスの種類によりましては、依然として市外の施設を利用せざるを得ない状況が続いております。

次に、生活安定のための施策の充実へについてでございますが、重度の身体障がい者、知的障がい者で低所得者の方の入院について、県の標準限度額の半額を助成しております。また、特定疾患患者に対する治療に必要な医療機関までの交通費の一部でございますが、助成するなど負担の軽減を行っております。地域生活への移行促進については、入所施設を出て地域生活への移行を希望する人や親の高齢化などにより独立して生活を始める人が安心して生活を送るためのグループホームやケアホームの整備を推進した結果、現在市内の3カ所で14名が生活をされており、今年度中に1カ所6名の整備が予定されるなど、社会資源の整備に取り組んでおります。しかしながら、重度の心身障がい者の生活介護サービスの提供事業所がないなど、市内に障がい者サービスの資源が不足する中、障がい者本人や家族の負担の軽減を図るためにも、介護保険事業所や医療機関の協力を求めながら、不足するサービスを補完してまいりたいというふうと考えておるところでございます。

生活介護施設の設置の推進と計画策定から重要施策の今日までの取り組みと課題の解消する道筋についてということで、新免議員も御承知のように重度心身障がい者の方の生活介護につきましては、施設入所者は入所施設で生活介護サービスの提供が受けられますが、在宅での生活者につきましては市内サービスを提供する事業所がないために津山市、美咲町、勝央町などの施設に通所されておられます。それらの施設についても、利用者が多く希望に沿えていない実情もございます。また、送迎の面においても地理的問題による利用の抑制や利用が難しい状況もございます。市といたしましても、市内への施設の整備を社会福祉法人やNPO法人をお願いしてきておりますが、大変難しいのが現状でございます。

こうした中、特例による老人介護施設の実施するデイサービスに障がい者の利用も可能となるよう、昨年3月に要項を整備して推進をした結果、現在のところ市内の1カ所で基準該当による障がい福祉サービス事業所の登録をいただき、デイサービスに障がい者の方の利用が可能となっております。1名の方が利用をされております。

今後の課題の解消につきましては、老人介護施設の基準該当障がい福祉サービス事業所として利用だけではなく、引き続き社会福祉法人やNPO法人による事業所の誘致や新規参入についても積極的に働きかけていくことですが、遊休施設の有効利用とあわせて場所の提供ができれば、実現に向けて前進するのではないかと考えておるところでございます。

以上です。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

新免議員。

18番（新免 昌和君）

再々質問をいたします。

地域福祉とは、制度によるサービスを利用するだけではなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくっていくことです。これらのまちづくりは、子どもから高齢者まで住民の誰もが住みなれた地域の中で心豊かに安心して暮らせるような仕組みをつくり、それを持続させていくことが求められます。

答弁では、関係機関や団体との連携は必要不可欠として取り組んできている、各種計画策定の段階から参画を得ている、地域包括支援センター運営協議会や介護保険運営協議会、児童虐待、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会等にも参加をしてもらっているということで、相談体制では多くの取り組みができていたということでした。

在宅福祉では、地域生活支援事業の生活サポート事業の実施で、設定した目標値を大きく上回る取り組みができたということです。施設福祉については、一部を除き、希望者の期待に応えられる環境ができていたということです。

生活安定のための施策への充実については、障がいのある低所得者に対し、入院では県の限度額の2分の1を負担し、軽減を図っているとのこと。また、地域生活への移行促進では、GHやCHの社会資源の整備促進に取り組み、20名が生活することになっています。しかし、重度の心身障がい者の生活介護サービスの提供事業所が市内にないなど、資源が不足しているが、当事者の負担軽減に介護施設関係者に協力を求め、補完をしていく考えとの答弁でした。

こういう前向きな取り組みが示されてはいるものの、国の第5期介護保険事業の方針で介護と医療のさらなる連携の強化が求められていることから、地域医療ミーティング推進協議会を設け、医療と介護関係者の意見交換、予防接種や健診など、保健関係者との意見交換、また高齢化している医療従事者対策などの地域医療を取り巻く現状を行政課題として協議、検討していくとの考えが示されました。すなわち、もっと取り組みを強めるということです。

そこでお尋ねします。

成果を期待しています。その決意を聞かせてください。全ての人が安心して暮らせるまちづくりへの一環として、地域福祉施策のさらなる充実を図るためには、この答弁のように現場に最も近い関係者による現場の実態に基づいた課題解決への取り組みは欠かせません。また、美作市民の子どもから高齢者までの誰もが何を市政に期待しているのかを把握することが求められています。

心が豊かと感じる環境はどのような環境なのか、安心して暮らすということはどういう内容なのか、具体的な思いをしっかりと把握する必要があります。それは第2次総合計画にも反映すべき市民の意向、意思に深くつながっているからです。このため小学生の高学年以上の全市民対象に意識調査を実施すべきと考えますが、どう考えられますか、お尋ねします。

次に、重度心身障がい者の生活介護は施設入所者は入所施設で生活介護サービスの提供を受けられますが、在宅での生活者については市内にサービスを提供する事業所がなく、市外の施設に通所しておられます。それらの施設についても利用者が多く、希望に沿えていない実情があること、送迎にも地理的問題による利用の抑制や利用が難しい状況があること、市も市内への施設の整備を社会福祉法人やNPO法人にお願いしてきておりますが、大変難しい現状だということです。

こうした中で、特例による老人介護施設の実施するデイサービスに障がい者の利用も可能となるよう、昨年の3月に要項整備推進した結果、現在のところ市内の1カ所での基準該当による障がい福祉サービス事業

所としての登録をいただき、デイサービスは障がい者の方の利用が可能になって1名の方が利用されていますという答弁です。今後の課題の解明については、老人介護施設の基準該当障がい福祉サービス事業所としての利用だけでなく、引き続き社会福祉法人やNPO法人による事業所の誘致や新規参入についても積極的に働きかけていくということですが、遊休施設の有効利用とあわせて場所の提供ができれば、実現に向けて前進するのではないかと考えておりますという答弁です。

市内に通所施設を設置するには大変厳しい条件があるようですが、事業所の誘致や新規参入の取り組みを促進するためにはどのようにすれば展望が開かれるのか、また遊休施設についての有効利用の可能性はどうすれば開けるのかをお尋ねします。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

新免議員の3回目の御質問でございます。

福祉施策への取り組みにつきましては、新免議員に数々の助言をいただいておりますが、先ほども御答弁させていただきましたように、保健福祉を充実するためには特に医療分野との連携強化が重要であると考えております。地域医療ミーティング推進協議会の中で課題の提言や助言をいただきながら、まずは現状の把握を行い、そしてその解決に向けての取り組みを行い、今後におけるさらなる保健・福祉・医療の充実につなげてまいりたいと考えております。

また、小学生高学年以上の全市民対象の意識調査についての御提案でございますが、おっしゃるとおり市民の意識、意向を把握することは福祉分野だけではなく、他の行政分野においても重要であると認識しております。

今後におきましても、限られた財源の中ではありますけれども、市民の求めておられる、期待することを初めとしたさまざまな意向が反映できるように、調査研究を進めて市民が心豊かに、そして全ての人々が安心して暮らせる美作市を目指してまいりたいと思っております。

次に、障がい者・児の福祉施策の充実についてでございますが、重度身体障がい者を含めた生活介護事業所の誘致や新規参入についてでございますが、美作市内において日中活動系サービスの就労支援のサービス事業所や居住系サービスのグループホーム、ケアホームがまだ十分とはいえないものでございますが、開設をされてきております。

これらを開設された社会福祉法人やNPO法人に働きかけて、生活介護サービスについても視野に入れていただき、今後新たに事業参入をお願いすることも必要であると考えております。しかしながら、事業所を展開するに当たっては、サービスを提供する側の資金的な問題、技術的なノウハウや設備、人的問題など、一朝一夕にはいかないことも現実的には考えられております。そのため、いきなり生活介護事業を始めようのではなく、サービスを提供する側とサービスを利用する側のニーズを調整しながら、可能であれば日中の居場所としてサロンのようなところから始めて、将来的に生活介護サービスの提供に発展するような試みも一つの方策ではないかというふうに思います。

次に、遊休施設につきましては、有効利用の可能性でございますが、その施設の設置場所の地理的な問題や設置したときの補助事業などによりまして法的にクリアしなければならないという問題もあります。また、その施設のある地域での有効利用の考え方もそれぞれあるというふうに思われます。地域の関係者、関係機関との調整などによりまして、今後活用の可能性を探ってまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、先ほど申しました限られた財源の中で可能な限りの取り組みは行っていきたい

というふうに思っておりますので、御理解のほど、御協力をよろしくお願ひしたいと思っております。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

新免議員、総括で。

18番（新免 昌和君）

総括ありません。

議長（道上 政男君）

ありません。

次、行ってください。

18番（新免 昌和君）

高齢者の住みよい美作市をということでお尋ねをします。

第1項目の質問です。

美作市は過疎地域であり、人口減少は今なお大きく進行しています。集落支援員や地域おこし協力隊という外人部隊の支援を受けても、集落の活性化への成果は目に見えるところまで行っていないのが現実ではないでしょうか。今美作市で決定的に重要なのは基幹産業である農林業の育成であり、それに関連する後継者育成です。現状が進行していけば限界集落は急速に増大し、消滅する集落は早晚発生するのではないのでしょうか。

こうした危機的環境のもとで、地域活性化という希望をつなげるために市行政に強く求められているのは、高齢者社会の主役である高齢者が健康で生き生きと暮らせる町であり、要介護になっても安心して生活できる地域づくりです。現在地域の中では1人世帯やひとり暮らし高齢者が増加しています。行政福祉サービスがなければ生きていけない、生活が維持できない環境が深まっています。この実情は限界集落を確認する作業等を通じ把握されていると思いますが、生活実態まで把握しなければ的確な政策を打ち出すことができないのではと思います。

そこで、高齢者の外出の程度、1週間にどのくらいの頻度で買い物や医者あるいは遊びに出かけているのか。外出の目的はということなのか、外出時の移動手段、交通手段はどうか。食料品、生鮮食品の購入はどこで行っているのかなどの調査が行われているか、いないなら実施が必要ではないのか。また、高齢者が暮らしていく上での環境の整備はどのようなことが求められているのかも把握することが重要ではないでしょうか。高齢者福祉施設の充実、路線バス、交通機関の充実、ホームヘルパーや保健師等の人材確保、福祉活動拠点施設の充実、高齢者生涯事業の充実、各相談機能の充実など、どのように思っているのかなどの把握が必要ではないでしょうか。できるならば、旧町村単位はもちろん、大字単位ぐらいにきめ細かく調査することが今必要になっていると思います。

次に、第2の項目で質問します。

人口減少の要因の一つに、高齢化が要因で地域との交流が減少し、外出もなかなかできなくなっているとか、話し相手がいなくなった、1人での時間が長く、地域で生活できなくなり、県外や市外の子どものところに引き取られていくということがあります。ここで向こう三軒両隣の福祉的コミュニケーションが少なくなっていること、福祉ニーズに行政や地域が応えられない実態が指摘されています。これらをどう克服し、高齢者にとって住みよい美作市を築いていくのが問われています。

そこで求められているのが、安心・安全な町、近所づき合いがうまくいっている町内会での活動や交流が充実している、外出がしやすい移動空間が安全であること、移動手段がしっかり利用できる環境、高齢者間

の交流の場がしっかりあること、同好会や老人会などの活動に気楽に参加できる環境、高齢者の自慢が発表できるイベントの提案、お泊まり交流会の設定、コーディネーターの役割、リーダー分担、ごみ出しの日の井戸端会議、話し相手や相談員の派遣、子どもたちとの交流の場の設定などでの行政の関与などが含まれたまちおこし体制による具体化等に取り組むべきと考えますが、どう取り組まれますか、お尋ねをいたします。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

新免議員の2回目の御質問でございます。

先ほどは福祉を中心の御質問をいただきました。本当に合併以来、新免議員におかれましては常に福祉施策に重点を置かれ、弱者の視点からの御質問であったというふうに思いますし、今日の美作市の福祉施策の現場は新免議員とともに力強く進んできたと言っても過言ではないと思っております。特に、障害者自立支援法が施行され、単県の助成制度がなくなってきたりしている現在、市独自でも助成制度を維持している現状は県内でも先進の福祉の町と自負いたしているところでもございます。

さて、御質問の高齢者の住みよい美作市をということでございます。

団塊の世代が65歳に到達する平成27年度には我が国の人口構造の急激な変化が予想されておりまして、超高齢化社会が到来し、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、また認知症高齢者も増加していくものと考えられます。

こうした中、第5期介護保険事業計画、高齢者保険事業福祉計画の策定に際して、在宅の要介護者認定者、介護施設入所者、介護事業所の3者に対するアンケート調査とともに、要支援、要介護認定を受けていない元気な高齢者を対象とした日常生活圏域ニーズ調査を昨年3月に、これは総合健診の健診対象者調査に合わせて愛育委員さんをお願いをして行ったものでございますが、調査対象者数が8,619人に対しまして7,843人から回収を得ることができまして、回収率91%と本当に高い数値となりました。

この調査は全国一斉のもので、家族構成などの基本事項のほか、運動、閉じこもり、日常生活、健康状況、社会参加の項目など80を超える質問に答えてもらっております。今後の高齢者施策を考える上にも大変貴重な資料と考えておるところでございます。美作市における日常生活圏域は勝田、美作、作東、英田、そして大原、東栗倉の5圏域としておりまして、美作市圏域ごとに大原、栗倉は別々に集計でございますが、取りまとめをしております。

その中で、新免議員から御質問がありましたように、外出の状況では外出回数で週1回以上外出をしていないという人は、全国10.4%に対しまして美作市全体では12.2%と高くなっておりまして、地域別では勝田18.7%、東栗倉16.2%、作東15.5%の順となっております。外出を控えている人は市全体では21.7%、地域別では勝田26.1%、作東で23.3%と高くなっておりまして、その外出を控えている理由というものは足腰の痛みが37.1%で最も高く、病気が9.3%、トイレの心配が9.1%、経済的が9%と続いております。また、健康についての記事や番組に関心がありますかとの問いかけには88.3%の人が関心があると答えているなど、ほかの項目でも地域ごとにばらつきはあるものの、今後の市全体の課題、また地域ごとの課題の一端がうかがえております。

安心して暮らせるまちづくりを築くために地域包括ケアの実現に向けた取り組みをさらに推進し、相談機能の充実、健康管理体制や介護予防体制の強化、また地域で支える福祉を目指し、高齢者福祉と介護保険制度が効果的に機能すべく取り組みが必要であることを痛感しております。

また、新免議員から御提案がありました大字単位や男女別、年代別などの日常生活圏ニーズ調査データによって分析を行っていきたいと思っております。

次に、高齢者になっても住みなれた地域で生きがいを持って安心して住み続けるためには、地域のあらゆる人が支え合う気持ちを大切に、生き生きとした地域社会を創造していく必要があります、その中で高齢者が心身ともに健康で自分らしい自立した生活を継続し、たとえ要介護状態になっても地域の中で生きがいを感じながら安心して生活を送ることができるよう支援体制を充実することが重要であると思っております。

日常生活圏域ニーズの調査の社会参加の項目では、地域活動の参加は祭り、行事、老人クラブ、自治会、町内会、サークル、自主グループ活動の順に多く、次いでボランティア活動となっております。また、趣味はありますかとの問いには、74.9%の人があると答えられておまして、生きがいがありますかの問いには81.7%の方が生きがいがあると答えられているなど、多くの高齢者の方が元気な高齢者であり、豊富な知識と経験を有しておられます。地域の大切な支え合いの担い手として活躍をしていただくことが高齢者の生きがいの創出や介護予防、さらには地域活性化につながっていくものと考えております。

そのためには、地域で行うイベントや老人クラブ活動、高齢者サロンなど、身近で参加できる事業を推進し、コーディネーターの役割を地域包括支援センターを中心として関係機関、団体が協力していくことが重要であるというふうに考えておるところでございます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

新免議員、2回目の質問は休憩の後でということ。

ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時08分 再開

議長（道上 政男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

新免議員。

18番（新免 昌和君）〔質問席〕

再質問をいたします。

生活実態についての調査を質問しましたら、日常生活圏調査に美作市独自の項目も加えて80項目に渡る調査をしたという答弁をいただきました。これは非常に高く評価したいと思います。この中で市全体、地域ごとの課題の一端がうかがえるということでございました。分析と課題と対策などの方針策定をどのように取り組んでいかれる考えか、その情報を市民に広く公開し、市民の知恵を集めた対策などの方針策定に取り組むべきであると考えますが、どのように取り組まれますか、お尋ねします。

次に、美作市がイメージしている高齢者の住みよい町は地域のあらゆる人が支え合う気持ちを持っていること、生き生きとした地域社会が必要であること、自分らしい心身ともに健康で自立した生活が送れること、要介護状態になっても地域の中で安心して生活が送れることが示されました。生きがいがあるとの回答が82%、大変喜ばしいことでございます。どのようなことが生きがいになっているのかの内容は把握されているのでしょうか。その内容と共鳴する施策を打ち出すことが高齢者の住みよい町につながっていくと考えます。どのようになっていますか、お尋ねをいたします。

現在実質高齢者になっても、まだ若くて元気だから高齢者とは認めたくないと思っている人が多くいます。しかし、高齢者対策の対象であることには間違いありません。老人クラブの活動などを含め、地域イ

ベントに身近に参加できる事業の企画や実施に行政が積極的に参加していく必要があるとしています。しかし、取り組みについてはさらに踏み込んだ具体化が必要ではないでしょうか。例えば老人クラブへの参加の誘いに、まだ老人クラブに入るほどそんなに老いぼれてはいないといって断る高齢者は結構多くあるということですから、一部の老人大学への参加者も超高齢化し、維持が思うようにならなくなっているとも聞いています。それに対して、前期高齢者が積極的に参加できる環境整備を市職員がお手伝いをして進めていくなどという取り組みをすべきではないでしょうか。

高齢者の人生経験は有意義です。その歴史の中にそれぞれ自慢のものがあると思います。自己を他人に認めてもらう、認めさせるということは非常に自信につながり、一層生きることに関心が得られると考えます。これをサロンで披露してもらう取り組みを進めてはどうかと考えますが、具体化を考えられますか、お尋ねします。

議長（道上 政男君）

保健福祉部長。

市長、一言ある。

〔市長安東美孝君「いや、ないです。いいです」と呼ぶ〕

保健福祉部長（神吉 康之君）〔登壇〕

失礼いたします。まず、ニーズ調査の分析の件でございますが、高齢者の生活実態の把握と対策などの施策の方針についてです。

先ほど市長のほうで申し上げましたように、日常生活圏域ニーズ調査のデータをさらに詳細な単位で分析し、それぞれの地域における課題を洗い出した上で、取り組みについて関係部局、団体等と協議し、必要とされる事業の推進を図ることが必要であると考えております。そのためには、今ある調査結果や詳細な分析結果の情報を保健福祉部だけでなく関係部局、関係団体等と共有していくことが大切であると思います。また、市民の知恵を集めた対策については、地域包括支援センター運営協議会や介護保険運営協議会など専門家や市民から成る組織を設けており、その中でも意見を求めてまいりたいと考えております。

次に、どのようなことが生きがいになるかについては、データがなく不明でございますが、趣味はありますかの問いには約75%の人があると答えられており、高齢者が生きがいを高めていくためにはみずからが習得した技能や趣味など、さまざまな分野での成果を地域へ還元していくことが必要であり、そのためには元気な高齢者を地域の担い手として位置づけ、その豊富な知識と経験を生かしたボランティア活動等を地域で積極的に支援し、高齢者が活躍する生き生きとした地域社会を創出することの必要性を感じております。

高齢者の経験や知識は次世代にとっても貴重な資産であり、これらの資産が引き継がれることが地域のきずなを深めるためにも重要な要素であることから、市職員を初め地域住民による社会参加によりボランティアや世代間交流など活動の拡大を図り、ともに暮らす地域を目指して支え合う体制が必要と考えられます。

また、地域住民によるサロン活動は現在市内に215グループに上っており、高齢者の孤独感の解消や健康の維持向上を図るため、自主的に地区のコミュニティハウス等を利用している活動グループに対して人的派遣等の支援を行っておりますが、民生・児童委員、愛育委員、栄養委員、ボランティアグループ等、協力団体とともに高齢者の地域における生きがい活動については拡大の必要性を感じており、ぜひ具体化に向けての取り組みを進めたいと考えております。現在でも特技やボランティアを募り、踊りやオカリナなど、地元で保健師や警察官であった方が講師になって活動されとるという実態もございます。

以上です。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

新免議員、3回目。

18番（新免 昌和君）

高齢者に住みよい美作市についての再々質問をいたします。

生活実態の把握と対策などの施策の方針はという質問に対しては、日常生活圏域ニーズ調査結果の詳細な分析結果からそれぞれの地域における課題を洗い出した上で必要とされる事業の推進を図る必要との考えが示されました。しかし、この調査結果から全体及び地域ごとの課題の一端がうかがえるという答弁をいただきましたが、そこで示された課題が紹介されていません。課題はどのようなものなのか、特徴を示していただきたいと思います。

あわせて、市民の知恵を集めて取り組む対策には地域包括支援センター運営協議会や介護保険運営協議会など専門家や市民から成る組織を設けており、その中で意見を求めていきたいとの考えが示されました。具体例としての取り組みについてですが、高齢者の交流をどのように取り組むのか、食事に対する対応をどう進めるのか、給食配達や料理教室開催による自給体制強化への支援やまた公共施設、商店街のバリアフリー化の推進、商店街やバス停へのベンチの設置などへの取り組み、あるいは助け合い、暮らしを支えるサービス、集落地域の生活サポート支え合い組織の育成、活動強化、社協に参加するボランティア団体を中心に市民同士が支え合い活動の展開、高齢者の住宅改良、改修支援チームの立ち上げ、人に優しい住まいのフェア開催のあり方や公営住宅の高齢者仕様建てかえなど、きめ細やかな支援体制を共助の取り組みを推進するため、美作市はどのようにリードしていく心づもりなのかを示していただきたい。

次に、理想とする住みよい町についてですが、生きがいについてのデータがなく不明とのことでした。高齢者自身の積極的な姿勢や態度にかかわることであり、答弁で指摘された高齢者が活躍する生き生きとした地域社会を創出していくことの必要性に直結しているテーマだと考えます。多岐多様に渡ると予測される生きがいの内容に対し、その把握と内容分析は住みよいまちづくりに取り組む上で高齢者の精神的支柱となり、温かい市政という評価につながると思います。すなわち、高齢者を社会の担い手として位置づけ、その豊富な知識と経験を生かしたボランティア活動等を地域で積極的に支援し、高齢者が活躍する生き生きとした地域社会を創出することができる環境整備に取り組まねばなりません。とりわけ高齢者の地域における生きがい活動についての質的、量的な強化が必要です。答弁はぜひ具体化に向けての取り組みを進めたいということですが、予算、人、時間が必要です。来年度では具体的な取り組みが目に見えるようにしていただきたい、いかに取り組まれますか、お尋ねします。

議長（道上 政男君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（神吉 康之君）〔登壇〕

まず、生活圏域ニーズ調査からの課題についてでございますが、現在課題がうかがえるものとしては外出の問題や健康についての問題等でございますが、今後データをさらに詳細な単位で分析し、それぞれの地域における課題を取りまとめた上でお示しをしたいと考えております。

また、きめ細やかな支援体制についての取り組みでございますが、それぞれの事業を推進していく中で地域の中での支え合いが重要であり、そうした中、地域における支援を効果的に進めるため地域ケア会議などによるさまざまな意見や提言を生かし、個々のニーズに応じて柔軟な対応ができるよう職員のスキルの向上とともに、地域リーダーを育成して支援体制の充実を図る必要を感じているところでございます。

次に、高齢者の生きがい活動について来年度の具体的な取り組みについてでございますが、保健福祉関係でなく生涯学習やスポーツなど、教育部局や農作物の生産や販売など農林業部局との連携など、さまざまな

分野での生きがい対策が必要と感じております。保健福祉部関係の生きがい対策については、高齢者サロンの充実、老人クラブやシルバー人材センターの支援、また元気な高齢者が地域で介護予防サポーターなどとして活躍されておられることから、さらなるボランティアの育成に引き続き来年度も取り組みたいと考えております。

以上です。〔降壇〕

〔18番新免昌和君「来年度に目に見える分で答えてちょうだい」と呼ぶ〕

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

新免議員の御指摘のとおり、高齢者の住みよい町というのを年寄り年寄りと言わずにまだまだ地域で役に立つ、地域で頼りにされておるといことが一番の生きがいづくりだろうというふうに思います。そういった意味で、いろんな取り組みを保健福祉部は保健福祉部、田園観光部は田園観光部、もちろんドリームプラン推進室等々が連携を図りながらですけど、まだ、いろんな取り組みをやってきております。その中で年寄りが、お年寄りと言っちゃ失礼ですが、高齢者の皆さんが地域でまだまだわしらは役に立つという思いの中でいろいろと取り組んでおられます。それに対する費用は本当に予算的にはわずかな予算でございます。御承知かと思いますが、ドリームプラン推進室を通じてわらべ育成事業ということで、高齢者がわらべというのはいかがかというのがありますが、名目はそういう名目を通じて各種伝統行事、イベント等に後押しをさせていただいております。

今回も1つの事例を申し上げますと、三星城の跡に実は関係者が鳥取県の倉吉市へどうやら逃れていってしまったというようできて、鳥取県の倉吉市でみつぼし踊りというのがあるそうでございます。私も知らななんです。そしたら、お年寄り同士が連絡の中でみつぼし踊りを美作へ持って帰ろうということで、今本当に、こんなこと言っちゃ失礼ですけど、高齢者の皆さんが倉吉市と連携してみつぼし踊りをこっちへ持って帰るということで今取り組みをやられております。それらに対する費用といいますと、お金だけが全てじゃないんですが、わずかでございますけれども費用面の支援をしていこうということで、お年寄り、どうも年寄り年寄りと言うて申しわけないんですけど、地域で本当に頑張っていたいておる皆さんにそうやって年代を問わず些少ではありますけれども費用面の支援を行っております。

もう少し予算をふやしていければいいなと思いつつも、ただ余りにも行政がかみ過ぎますと、今度はせっかくの元気老人を閉じこもり老人にしちゃいけませんので、行政頼りだけになっても困りますので、しっかりと自分たちで動いておられる高齢者の皆さんにも支援を続けてまいりたいと思っております。わずかなたった一つの例でございますけれども、たくさん取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

新免議員。

18番（新免 昌和君）

総括はいたしません。次に移ります。

議長（道上 政男君）

それじゃ、次の項目へ。

18番（新免 昌和君）

買い物弱者対策についてお尋ねをいたします。

市が示した取り組みはどのようになっていますかということです。

1、移動販売車の買いかえや新規の起業者への支援、2、毎日のおかずを家に配置するという形での新しい方式、こうした事業にも一定の支援ができるものならばしていきたいと考えている。これは3月定例議会に対する答弁でございました。その後、5カ月間が経過しています。市内で買い物難民あるいは弱者は何人ぐらいいると推定されていますか。また、その人たちを支援する手だての具体的な取り組みについてどのようになっていますか。経済産業省が取り組んでいる買い物弱者支援関連制度の活用の取り組みはどのようにしていますか。

平成24年度の事業は365件認定されています。岡山県では県と倉敷市、赤磐市、瀬戸内市の4団体です。経済産業省が発表している主な事業は、買い物バス移動支援関連113件、宅配事業、買い物代行を含む支援関連は52件、移動販売事業支援関連は35件、ミニ店舗開設支援関連は23件、生活支援サービス関連は35件、商店街活性化関連は32件、配食サービス関連は11件です。

マニュアルには、全国各地の買い物弱者を応援するためには身近な場所に店をつくること、家まで商品を届けること、そして家から人々が出やすくすることなどが必要ですと指摘し、このうち身近な場所に店をつくろうには基礎的な生活サービスを提供する小さな拠点として、1、地域の交通結節点、2、小商圈を対象とした多角的なサービス拠点、3、人的な交流が行われるサロンのような役割効果も期待されています。

1、身近な場所に店をつくろう。身近に買い物ができる場所で生活に必要な物やサービスを提供できる店をつくります。2、家まで商品を届けよう。身近な場所で提供できないものやサービスを移動販売車や仮設店舗、宅配などでお届けします。3、家から出やすくしよう。家まで乗り合いタクシーで送迎したり、気軽に乗れるコミュニティバスを運営したりすることで外出しやすくしますと具体的に書かれていますし、全国各地の実例も紹介されています。

担当職員は配置されているのでしょうか。5人の移動販売業者との連携はどのようにされているのでしょうか。タクシー券の発行やデマンドバスへの支援なども行われています。支援体制をどのように取り組むかを質問します。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

買い物弱者の対策についての御質問でございまして、3月議会でもいろいろとございました。その中で御質問いただいておりますおかずの各家庭に保存食として置けるという配布をやるということで、東北の方の事業者からの問い合わせがありまして、実際に美作市内へ来て、今ある施設を使えるのがないかということで視察に来られました。なかなかこれという適当な施設がなかったのか、今の段階ではまだ具体化はしてありませんが、ここまで来て施設を見て、できたら大きな釜があるとかというような、厨房施設ですか、そういったものがあるのを望んでおられました。いろいろと探してみたんですけれども、なかなか希望に沿うものがなかったのかなということで、いまだ少し具体化ができておりません。諦めたわけではございませんけれども、もし来られるようで公的な施設で使えるところが可能ならば提供もしていきたいなと思っておるところでございます。

それから、移動販売については、また御質問等々ございますけれども、1件でございますけれども助成をして移動販売車を購入されておるようでございます。

それから、御質問の中の買い物弱者についての取り組みという全体の中で、買い物難民は社会的な問題として認知され始めまして、その解決に向けた取り組みが全国的に行われていることは新免議員の言われると

おりだろうというふうに思っております。

美作市の買い物難民という言葉が正しいか、買い物弱者の推計値でございますが、国の推計の定義とされている生鮮食料品店までの距離が500メートル以上の60歳以上の高齢者数の比率16.6%を美作市の数値に置きかえますと、60歳以上の高齢者数は平成22年度で約2,200人というふうに推定されます。しかしながら、家族の方による買い物や、特に北部地域では移動販売等による買い物弱者はごく少数であろうというふうに推計もしております。

経済産業省では、こうした取り組みを宅配サービス、移動販売、店への移手段の提供、便利な店舗立地という4つの形態に分類して、買い物環境を改善するための有効な対策というふうにしてはしておりますが、現在の美作市の政策で申しますと、宅配サービスにつきましては市内大型小売店でも一定の金額以上の購入によりサービスの提供をいただいているところや生活協同組合の利用等がございます。まだ市民の方々に浸透していない状況がございますが、今後は利用者の増加が見込まれるものというふうに思っております。

移動販売につきましては、先ほども申しましたが5人の移動販売者が市内におられまして、今後移動販売車の購入についても支援は行ってまいりたいというふうに思っておりますが、店舗等の大型店舗等と、いろいろと課題を秘めておられるのもございまして、そういった調整を図りながら支援も行っていきたく思っております。

店への移手段の提供につきましては、公共交通事業者への支援や公共交通整備によりまして、毎日小売店へ行くことはできないにしても交通手段の確保対策は講じているというふうに思っております。しかしながら、便利な店舗の立地につきましては、地域的要件などがありまして、小売店が閉鎖した地域へ立地することはできにくい状況があるというふうに思っております。

美作市では担当職員は置いておりませんが、買い物弱者となる方は年々増加しておりまして、高齢などを理由に運転免許証を返納されている方が累計で240人程度おられることなどから、専属の職員を配置することはできませんけれども、公共交通などの担当者の兼務などで対応していきたいと思っております。また、タクシー券などの発行支援につきましては、できる限り公共交通や美作市が行っておりますコミュニティバス、福祉バス、デマンドバスなどを積極的に御利用をお願いしたいと思っておりますし、ということでございます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

新免議員。

18番（新免 昌和君）

再質問をいたします。

買い物弱者への市当局の認識と対応は、今いただいた答弁から非常に冷たいものと言わざるを得ません。まず、市内の買い物弱者はごくわずかであるという認識です。それから、この問題の対応は公共交通担当者との兼務ですということです。買い物弱者の推定が2,200人という根拠としている生鮮食品店までの距離500メートル以上の60歳以上高齢者というのが、生鮮食品、肉、魚、野菜店をどういう方式でカウントしているのか。年間売上高や来客数などにより行ったのか、保健所から販売許可を得ている件数で推定したのか、小売店と住民の住居との距離の認定は地図に位置を落として推計したのか、お尋ねします。

また、家族による買い物、移動販売等により買い物難民はごく少数との答弁ですが、このスタンスから宅配サービスがこれからふえると見込んでいること、移動販売業者には今後車両購入等に支援を行うとし、業者間との連携については答弁がありませんでした。また、家から出やすくしようという取り組みへの支援に

については、現在の行政が行っているものを使えという答弁です。この買い物弱者に対する市の取り組みには積極的なかわりをしていく意気込みが感じられません。この取り組みから、私は市長は市行政の一部分だ、そこに人もお金もかけるわけにはいかないとされるかもしれません。我が町は超高齢化が進行している町であり、人口が自然減と社会減のダブルパンチを受けての減少です。これへの危機感というものが市行政の末端まで緊張感を持って認識されていないのではないかと心配します。

人口減少には、行政機構は危機感を持ち、人口問題のプロジェクトを立ち上げていますが、現実の問題として減少に歯どめがかかるという実効は上がっていません。人口減少が進行することは地域活力の低下に直結します。その原因を見逃すことで、地域の存在がなくなることを見極めるには看過することになります。地域住民が住みにくい環境になっていく要因となります。少なくとも経産省のマニュアルに紹介されている事例の実績確認をしているのでしょうか。答弁では、市民の努力を求めるもの、宅配サービスや生活協同組合の利用が浸透しないとなっています。これに対して行政がどう対応しようとしているのかが示されていません。移動販売業者と連携体制構築について、例えば安否確認の方法やその連絡体制などには答弁は言及していません。買い物行動への支援の考えとしては、公共交通手段を確保しているとして、実態に即しているかどうかは検証されているようには見えません。身近な場所に店をつくることは、店を閉鎖、撤退したところに立地できないということです。

今求められることは、買い物弱者のきめ細かい実態と要望の掌握であり、現場の声を行政に反映していくことではないでしょうか。どのように取り組まれますか、再質問としてお尋ねをいたします。

議長（道上 政男君）

企画振興部長。

企画振興部長（大寺 剛寅君）〔登壇〕

それでは、新免議員の2回目の質問に御回答したいと思います。

まず、推定数字でございますが、先ほど市長が答弁で申しましたが、これは国の推計値に対しまして、山間地では国が示している範囲での買い物難民は市内全域に及ぶものでございますが、仮にこの数値を美作市に置きかえた数値でございます。

市内には60歳以上の方が1万3,000人程度おられる中で、65歳以上の高齢者の運転免許保有率は他の年齢層に比べ大幅に少なく、75歳を超えると単身世帯となったり免許の返納等されるなど、一層買い物等に出かけられなくなっております。買い物対策の都市部と山間地の違いにつきましては、都市部では大手企業や地元スーパーなどが参入し、交通政策も実施しやすい状況でございますが、山間地では事業として成立しにくく、自治会や自治体などによる運営が行われている地域がございます。

買い物難民の対策といたしましては、インターネットの利用など宅配サービスの拡充や店舗までの交通手段の提供、移動販売車との連携が考えられます。移動販売業者の方々に販売の状況をお聞きしますと、年々生活物資を購入される方が減少しており、経営が成り立たなくなったり、一方では移動販売業者の高齢化もあり、車両の更新もできず、維持継続が難しい状況にあるとのことでございます。しかしながら、山間部ではこの販売車が地元へ来ることで、地域のコミュニティや安否確認等に役買っていることもございますので、業者とは具体的な連携を検討してまいりたいと思います。

買い物弱者の中には2通りのニーズがあると思っております。1つ目は、まだ健康で交通手段さえあればスーパーなどの商店に向き、実際に商品を見ながら自分の気に入ったものを購入したい方。2つ目は、少し健康に不安があり、家から出ることが困難で誰かの手助けにより生活用品を購入される方。美作市といたしましては、前者の方につきましては民間バスや市営バス、福祉バス、デマンドバスなどの対策をしており

ますが、時間的な問題や経路などについて要望もあることから、コミュニティタクシーやグループタクシーなどの導入も視野に入れながら地域の方との協議を進め、地域のモデル的な運行体系を整えていきたいと考えております。後者の方につきましては、移動販売業者の連携や市内商店などの協力が必要でございます。

インターネットの利用や地域での助け合いによる取りまとめなどができるかどうかが必要なため、自治振興協議会などを通じ、状態の把握を行ってまいりたいと思っております。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

新免議員。

18番（新免 昌和君）

再々質問をいたします。

周辺地域に住んでいる市民の安否確認については、合併以前には各地域で日配品の配達業者や郵便配達者への委託などが行われていましたが、現在そうした取り組みについての実績報告はありません。こうしたことに対応する上でも、今日移動販売業者が果たしている役割に期待ができます。答弁から美作市の当面の対応は移動販売業者を支援することと受けとめます。具体的には相談会や連絡会議あるいは実情検分など実施し、実効ある対応が取り組めるようにすることが必要ではないでしょうか。この点をまずお尋ねをします。

ここでの課題は、答弁にあったように周辺地域全体の人口減少と単身世帯が増加していることでの購買量が少なくなっていることであり、それによる販売額の低下とそれに連動し利益の減少で経営が成り立たなくなるということです。買い物弱者がどの地区に何人ぐらいいるのか、なるべく定量的に把握することで利用者のニーズに的確に対応できる対策を考えていかなければなりません。地区ごとに課題は異なります。それぞれに工夫が必要です。

例えば英田地域の実態はどのようになっているのか、勝田地域では、作東地域では何世帯の人たちが弱者になっているのか。特に生鮮産品や医薬品の入手が困難な地区を把握しておく必要があるでしょう。また、業者の高齢化と後継者不足ということもあります。業者にも生活があり、経営が成り立たなければやめざるを得ません。そうなれば周辺地域での生活環境は低下することに直結しています。市民が住みにくく、住めないところになり、過疎化が進行し、一層の行政課題となってきます。どのような手だてで買い物弱者に優しい支援を実現していただけるのでしょうか、改めてお尋ねします。

答弁で、健康で交通手段さえあればスーパーなど商店に出向き、実際に商品を見ながら自分の気に入ったものを購入したい方の足の確保についての考えが示されました。時間的な問題や経路などについて要望もあることから、コミュニティタクシーやグループタクシーなどの導入も視野に入れながら地域の方との協議を進め、地域のモデル的な運営体系を整えたいと考えておりますということです。対面的聞き取りやアンケートなど、対応する地域住民の声をきめ細かく聞き、それに応える取り組みが必要です。期待に応える取り組みを求められますが、どのように取り組まれますか、お尋ねします。

議長（道上 政男君）

企画振興部長。

企画振興部長（大寺 剛寅君）〔登壇〕

それでは、3回目の質問に御回答したいと思います。

美作市では合併後、有料ではございましたが市内の郵便局か配達のある郵便局で高齢者等への生活状況確認事業もいたしておりました。現在は美作市と事業者等が相互に連携を図り、高齢者が住みなれた地域で安心して自立した生活を継続できるよう支援するため、地域全体で高齢者の見守りを行い、高齢者に異変またはそのおそれがある場合は早期かつ確かな対応につなげる高齢者見守りネットワーク事業を行っております。

す。このネットワーク事業の愛称はみまさかほっとねっとといいまして、市内外の協力事業者122事業者の方々に登録をいただいております。この協力業者にも移動販売車の方が登録をいただいております、安否確認等の情報共有はいただいております。

あくまでも移動販売事業者は経営が成り立つことが最優先であることから、今後地域の実情を踏まえ、業者との連携を行ってまいりたいと考えております。また、ある調査では、過疎高齢化の進んでいる地域で買い物弱者に関する調査をした結果が示されておりました。この地域では、意外な回答ではありますが、多くの高齢者が不便だが困ってはいないと答えられており、零細ではありますが地域の個人商店があり、移動販売、配達や昔ながらのコミュニティが存在し、日常の買い物に困っている住民があれば隣近所が買い物代行を行うなど、相互扶助が行われているからだそうです。

市内にもこういった地域が多く存在し、お互いの助け合いなどで生活を送り、地域コミュニティが保たれていると思います。美作市といたしましても、こういった状況を踏まえ、実情を把握し、過疎と高齢化が進展している地域の対策を講じてまいりたいと思っております。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

先ほど御質問に対しての御答弁でございますが、今現在走っている公共交通機関でございますが、空バスが走るとするというような批判も多々聞きます。ぜひ皆さんの御利用がなければ交通機関が保てないというのがございますので、そういった意味で利用をお願いしたいということでございますし、また部長が答えましたようにタクシー券などの利用をして公共交通を守っておるといった先進地もございます。そういったところを視察などに行っております。そういったところでタクシーの補助なんか、デマンドバスがいいのか、今の路線バスがいいのか、そういったいろんなメニューを用意しながら、地域の皆さんの御希望に沿えるような案を示してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、地域の皆さんの公共交通機関を利用するんだという意識がなければ、何があっても空バスが走るようになりますので、その点を御理解を賜って、買い物弱者を一人でも少なくできるような方策に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

新免議員。

18番（新免 昌和君）

質問を終わります。

議長（道上 政男君）

以上をもちまして通告順番18番、議席番号18番新免昌和議員の一般質問を終了いたします。

ただいまから午後1時まで休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後1時00分 再開

議長（道上 政男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番向原伸一議員が出席しておられます。14番岩江正行議員が出席されております。

それでは、一般質問のほうも最後の議員となりました。

通告順番19番、議席番号6番岡崎正裕議員の発言を許可いたします。

岡崎議員。

6番（岡崎 正裕君）〔質問席〕

失礼いたします。一番最後ということで、皆さん非常にお疲れだと思います。めり張りのある質問をいたしまして、皆さんに起きていただくとくというのが使命でございますので、よろしく願いいたします。

午前中に新免議員が障がい者、高齢者、いわゆる弱者の方についての質問されまして、私はどうもその反対のような元気な方にどうしていただくかというような質問、非常に心苦しい部分もあるんですが、質問をさせていただきます。

まず1番に、ラグビー・サッカー場のアクセスということについて質問をさせていただきます。

以前に私は、県民局からラグビー・サッカー場に道路をつけて混雑を緩和することができないかというような質問もいたしました。その中で、やはりあそこは地権者がたくさんおられるということでなかなか難しいという回答をいただいたわけなんです。距離にしたら水平距離で100メートルもないと。垂直距離が大分あるんですが、五、六十メートルだったと思いますが、その中で迂回をして道路をつければ混雑の緩和になるというふうな質問もいたしましたわけなんです。今回は議長の許可をいただきましてパネルを用意しております。

今回私が質問をしたいのは、実はラグビー・サッカー場に入るにはこの1カ所、地図出てないですけど、この1カ所しかありません、実質的に。これがまた鳥のくちばしようになって、ずっとどっちから行っても迂回をするというようなことになっております。最初の日、私はここにラグビー・サッカー場に行くのになかなか入れなくて、近所の知り合いのところを車をとめて行ったんですけども、2回目か3回目のときだったかと思います。中まで入れていただいて、この第2、第3グラウンドの土の部分にこういったところを帰るのに1時間ぐらいかかりました。そういった面も含めて、次からはもうここへ置きたいと思ひまして、湯郷に置いて歩いていくという方法をとりました。

その中で、ここへ駐車場があります。ここからシャトルバスを今まで出しております。シャトルバスに乗るか歩いていくほうが速いか、これが非常に微妙なところなので、天気がよければ歩いていったほうが気持ちがいいので、ここから歩いていきまして、申しわけないんですが、この地図にはないんですが、階段みたいところがあります。滑り台まで行かずに階段上がって、野球場の外側ぐるっと行って、ラグビー・サッカー場まで行くと。そういう状態で大体10分ぐら歩いてかかります。バスを待つよりこれのほうが非常にいいんじゃないかなと思っております。

そうした中で、湯郷からも歩いていけるんですが、そのコースにしましても非常に遠回りになります。ここへ出てきますね、ここへ。野球場のここへ出て、こことぐるっと回って、この階段を上がっていくという状態になっております。そういったわけで、ここにスロープあるいは階段をつければ、ここをぐるっと回るより非常に早く行けるんじゃないかなと。それから、湯郷から来られるお客さんもここまで来たらこの体育館が見えます。体育館が見えまして、野球場のスコアボードも見えるのかな。そういう状態になりますので、ここから上がっていただければ非常に徒歩で行くのにアクセスが容易になるというふうに考えておるわけなんです。そういうことができないものかなという質問をさせていただきたいと思ひます。

これは勾配をわかりやすくするために直線で結んであるんですが、専門家の方、例えば建設部長さんなんかはここをぱっと見たら、うんこれはこうやってこうやって行ったら一番いいのかなという考えも浮かぶかと思いますが、これを容易にすることは、アクセスを容易にするためにここから階段なりあるいは遊歩道ができないかというのを質問いたします。第1回目の質問といたします。

議長（道上 政男君）

教育次長。

教育次長（福原 覚君）〔登壇〕

失礼いたします。岡崎議員の御質問にお答えする前に、少し現在のなでしこのブームについて触れさせていたいただきたいと思えます。

なでしこジャパンのオリンピック銀メダル獲得など、昨年のワールドカップから続いている女子サッカーブームは本当に美作市にとってもありがたく、感謝しているところでございます。また、岡山湯郷Belle所属の横山選手が出場しました、せんだって行われましたアンダー20、ワールドカップで史上初の銅メダル獲得。また、9日に行われましたなでしこリーグのオールスター戦、このオールスター戦には8名の岡山湯郷Belleの所属選手が選出されておりましたけれども、そのオールスター戦で宮間選手がMVPに選ばれ、また松岡選手が決勝点を上げるなど、女子サッカー関連ニュース、特に湯郷Belle関連ニュースが連日新聞紙上等をにぎやかしているところでございます。

そうした中、前半戦3位で折り返しましたなでしこリーグが、これはアウエー戦でございますけれども、9月16日から再開いたします。美作ラグビー・サッカー場でのホームゲームも3試合予定されております。多くの観客が予想されますので、岡山湯郷Belleと協議をしながら万全を期した体制で臨めるよう、美作市といたしましても支援してまいりたいと考えておるところでございます。

さて、岡崎議員御質問の美作アリーナ下の駐車場、これは中山ゲートボール場臨時駐車場として使用している件だと思います。

この駐車場は、約130台収容できまして、岡山湯郷Belleのホームゲームでおおむね2,500人から3,000人を超える集客の場合などに使用させていただいております。議員が述べられましたように、シャトルバス等の運行も行っているところでございます。ただ、アウエーゲームでの他の状況等を見ますと、この駐車場以上の距離を歩いて、徒歩での誘導を行っている場合も多くございます。今後におきましては、徒歩を原則にしていきたいと考えておりますので、御理解のほうをよろしくお願いいたします。

なお、そうした中で、遊歩道の設置の御提案でございますけれども、このり面といいますか、斜面はかなりかなり急峻なところがあるため危険であり、また管理面においても安全性に問題点があるなど思われることと、あと現道、先ほど議員がお示されました市道ですけれども、歩道が完備されております。そうした安全性を考えましても、今のところ遊歩道の設置については計画をしておりませんので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

岡崎議員。

6番（岡崎 正裕君）

急峻なところがあるという御説明もあつたんですが、これを見ますとここに標高書いてあります。

106.2メートル。それから……。

議長（道上 政男君）

ちょっと声大きゅうしてください。声大きく。

6番（岡崎 正裕君）

野球場の標高は128.3メートル。それから、アリーナの標高が135.4メートルということになっております。それで、私ここへ直線引いたんですけど、直線のときの勾配が野球場まででしたらこれが15%程度にな

ります。それから、アリーナの場合はここは30%程度となつて、ここはちょっと30%になるとこれは階段じゃないと無理かなと。これはあくまでも直線ですけれども、そういうふうになるんですが、あともう一つ問題は、これは尾高議員の指摘だったんですが、ここの盛り土部分が非常にしろいということで、ここのこの工事はなかなか難しいだろうということも聞いておりますが、これはあくまでも直線の勾配でございますので、これを迂回して行ければ何とかなるんじゃないかなとは思いますが、その辺のところはどういうふうにお考えでしょうか。

議長（道上 政男君）

教育次長。

教育次長（福原 覚君）〔登壇〕

失礼いたします。岡崎議員2回目の御質問でございます。

図面等を用いて御説明いただいたわけでございますけれども、具体的な工法等をまだ考えてはおりませんが、先ほど申し上げましたとおり現在歩道が完備された道がございます。遊歩道の整備にどの程度の事業費が必要か積算はしておりませんが、安全面を考えた上でも、また維持管理が必要となる新たな投資は控えたいという面からも、現道を利用してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

岡崎議員。

6番（岡崎 正裕君）

御理解ということなんですけれども、ここへ車を入れますね。ここへ車を入れたときに、ここのアリーナとサッカー場がもう見えるわけです。ああ近いなど、どっから行くんだろうかなと思つたらこっちを迂回していかんとだめだということなんですけれども、そうした場合に今の使ってる道、2通りございます。この話は置いて、ちゃんと歩道の整備された道、それからあと2通りか3通りぐらいありますね。スライダーの滑り台のところをずっと上がっていく道、それから一番近道が一番南からあの急峻な階段を上がっていく道と、3通りあるんですが、そこら辺の新たな整備、これにかわる、これがだめだとしたときにその辺の新たな整備とか誘導とか、そういうことは考えられますか。

議長（道上 政男君）

これ答弁できる。同じ繰り返しじゃろ。

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

湯郷Be11eの活躍によって本当に多くの観客の皆さんがお越しいただけるということは本当にありがたいことですし、何とかうまくお客さんを誘導できるような仕組みをしたいという思いはしっかりと持つつもりです。

御指摘のアリーナの裏の元ゲートボール場でしたか、あそこを臨時の駐車場に借りたりしてやるわけなんですけど、今お手元で出されとる地図はこれは市が出したんでしょうけれど、実はのり面と表示されておりますけど、これアリーナをするために盛り土をした、工事をしたのり面なんです。盛り土したのり面です。手前側が。ゲートボールで今臨時駐車場しとるところの等高線が入ってきますけど、これ実はきちっと成形したのり面になっておりまして、野球場側と同じようなのり面となっておりますので、この表示がちょっと古いかなというふうに思っております。

御指摘のとおり、高低差が約30メートルあるというふうに私理解しております。なぜかといいますと、一時そののり面の崩落が心配されたことがあります。そういう思いがあつて、実はここ現地をよく確認するつもりです。あそこへ遊歩道というか階段、少なくとも階段になるわけですけど、とても安全性が確保できんだろうなという思いがありますし、またもう一個はぐるりっと回しやあいいわけですけど、これまた回して緩い勾配がとれそうにもないというところで、非常に技術的にも難しい面があるのではないかなと思っております。

何らかの手法は講じたいとは思っておりますけれど、御提案の部分については少し無理があるんだろうと思っておりますので、今現在は池の手前の滑り台のところの近道と向こうを回るところしか残ってないだろうな。何かの手法を考えてはいきたいという思いは持っておりますので、まだ具体案としては持っていないというのが現状でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

岡崎議員、総括。

6番（岡崎 正裕君）

非常に質問者としては残念な結果なんですけれども、できたらこれがだめということになれば、今誘導標識とかそういうものがございませぬ。滑り台のところも非常にいい道じゃと私は思うんですが、そういうところで誘導標識とかそういうものをこしらえていただいて、ラグビー・サッカー場へ徒歩で行くにはここを行ったらよろしいよというようなことをしていただければありがたいかなというふうに思ひます。

そういったことをちょっとお願ひいたしまして、次の質問に移りたいと思ひます。

議長（道上 政男君）

はい。

6番（岡崎 正裕君）

2番目の質問は、これは小淵議員が何回も質問されて非常に詳しく知つとられるんで、私のほうからどうかと思ひますが、ちょっと質問させていただきます。

補正予算にも出てくるんですけども、補正予算で聞けないことを重点的に質問をしたいと思ひますが、今、今回補正予算で出ておるんですが、いよいよあちこちから情報を仕入れて具体化が進んでおるわけでございますけれども、これから先どういうふうになるのかなと心配しとる部分もございませぬ。そういった関係で、これは当初予算で1億円計上されたんですが、今回6,000万円の補正を組んでおられるんですけども、現在どこまでこれが進んでおるのか、小淵議員の質問にもいよいよ場所が決まったんだと、これはちょっと見に行くというような話も聞いておりました。現在の進行状況等を教えていただければと思ひます。

議長（道上 政男君）

田園観光部長。

田園観光部長（江見 幸治君）〔登壇〕

岡崎議員の質問について御答弁を申し上げます。

獣肉処理施設の現在の進捗状況ということでございませぬ。

まず、施設の設置場所でございますが、既に先ほども岡崎議員も申されましたけども、小淵議員の一般質問の中で若干答弁のほうをさせていただいております。重なる分もあると思ひますけども、御容赦ください。

昨年度より市内数カ所の建設候補地を調査、検討してまいりまして、最終的には美作市平福の一の虬地区に決定をいたしました。この一の虬地区には数回説明に何度もお伺ひしまして、丁寧な説明を申し上げ、

御理解を願ひまして、建設地の協力ということで、皆さん御承諾をいただいたと、こういう経緯がございます。

施設の規模、必要な備品等もおおむね決まっていたことから、国、県に向けた、交付金の交付申請を行ひまして、7月10日付の交付決定の内報をいただいております。なお、8月末には建物等の実施設計の入札が行われまして、年末には建築工事に着工したいというふうに考えているところでございます。

また、施設は美作市が直営で運営することといたしてございまして、来年度早々の操業開始を目指しており、施設に従事していただく方も面接試験等を行ひまして、各種研修会等の参加や資格取得に向けた準備を現在進めている状況でございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

岡崎議員。

6番（岡崎 正裕君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

大体年間に1,000頭ほど処理をするということ聞いております。内訳がほとんど鹿であろうと、視察行ったところでもほとんど鹿であったと。私も猟師さんに聞きますと、イノシシの肉は猟師仲間で大体分けて持って帰るといふ慣例があるようです。ですから、鹿の肉がほとんどであると思うんですが、年間1,000頭処分できるということなんですが、5,000頭が大体イノシシと鹿の両方だと聞いておりますが、鹿はそしたら幾らぐらいに内訳としたらなるのかというのをちょっと教えていただきたいのと、それから差し引きした、例えば鹿が全部で3,000頭で処理するのが1,000頭、これはイノシシなしの計算ですけど、そしたら2,000頭はどういうふうになるのか。市の施策として獣肉の有効利用ということを考えておられる中で、その2,000頭をどういうふうに取り扱うのか。これ数わかりません、まだこれから聞くところですけど、それが1つと。

もう一つは、残渣の有効利用というのを当初予算のときの質問か何かにあったと思うんですが、これ視察に行ったところでは残渣の利用はしてないということなんですけれども、経営的に残渣の利用ができれば黒字にも持っていけるというふうな答弁もなされておりますので、その辺のところはどういうふうなこれから考え方でいかれるのか。それをやりますと予算もまた組まにゃいかんということにもなりますので、そこら辺のところ等を教えていただきたいのと、それから京丹後市の例では年間売り上げが300万円、それからそれに係る費用が1,000万円という、これ産業建設委員長の視察報告で聞いております。大部分が3人分の人件費ということなんですが、このランニングコストがこれからどうなるのか、試算をしておられるのか。その辺のところをわかれば教えていただきたいと思います。

議長（道上 政男君）

田園観光部長。

田園観光部長（江見 幸治君）〔登壇〕

岡崎議員の2回目の質問について御答弁を申し上げます。

まず、イノシシと鹿の捕獲に関する件でございますが、平成23年度の駆除奨励事業捕獲実績によりますとイノシシが1,152頭、それから鹿が3,591頭、合計で4,743頭ということになっております。それから、猟期中でございますけれども、猟期中のほうに鹿が1,273頭、そして残念ながらイノシシのほうはゼロということになっております。

この運営した後の処理の仕方でございますが、1,000頭を一応目標にしてございまして、例えば鹿の場合で

すとこの合計で言いますと2,500頭ほどが出てくるわけでございますけども、これにつきましては使える肉と使えない肉等ともございまして、そのあたりこれからマニュアルをつくりまして、あくまでも処理をした後に肉が商品として売れるような形が理想でございますので、そのあたりを十分に私どものほうも研究いたしまして、また改めて猟友会、それから搬入していただく方にきっちり説明したいと思っておりますので、現在のところどのような形でその全部が賄えるかということはちょっと不可能というふうに考えております。

それから、残渣の件でございます。

これは、先進地視察であります京丹後の取り組みを例に出しますと、イノシシ、鹿ともに残渣のほとんどは焼却処分にされております。残渣は骨と皮とか内臓肉など、それぞれ利用法が異なるわけでございますけども、利用目的に沿った業者の選定が必要となりまして、残渣の売却から生まれるわずかな収入のために処理作業に時間を使うにもならず、また引き取り業者から提示された額と焼却処分に係る費用との比較でも大幅な黒字が見込めなかったことから、焼却処分にするということだそうでございます。

これは施設の第一目標であります良質な獣肉を消費者に提供することを最優先としているために、これ以外のことは目が向かなかったとも言われておりました。美作市でもまず良質で安全な獣肉を消費者にお届けすることを第一に考えまして、当面残渣を焼却処分とし、先進視察で取り組まれている優良事例を調査研究しまして、皮、骨、内臓肉などがより有効に活用できる方法を考えまして、積極的に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

それから、将来の施設ができてからの将来展望といえますか、そういうことだと思いますが、この施設が計画どおりに稼働するには二、三年はかかるんじゃないかと。要するに私どもが思っておりますように黒字という面から考えますと二、三年、もしくはもう少しかかるかもしれません、当初から初めから黒字ということはちょっと私どものほうも難しいんじゃないかなと思っております。しかし、あくまでも目的が今までが獣肉に関します駆除費が4,500万円、23年度も出ておまして、そういうものに対しまして出すだけじゃなくてそれを有効利用して美作市の一つの特産品としてやっていこうということもありますので、このような形になりますけども、将来的にはいろんな形をもちまして黒字という方向に持っていきたいというふうに考えております。

これも京丹後市の例でございますけども、処理施設の年間予算額は約1,000万円でございます。内訳を申しますと人件費が700万円、それから電気、水道などの施設の維持管理が300万円ということでございます。そのうち施設の維持管理費300万円につきましては、獣肉の販売収入で賄われてるというふうにお聞きをしております。美作市の獣肉処理施設は人件費を含む維持管理費の全てを獣肉の販売収入で賄うことを5年後の目標というふうに掲げておまして、この目標に少しでも近づけるように雇用します従業員、そして私たちが一丸となってさまざま施策に取り組み、その体制を整えて推進してまいりたいと、このように考えております。ということで、今後とも岡崎議員の御理解、御協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

これで2回目の答弁といたします。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

岡崎議員。

6番（岡崎 正裕君）

答弁をいただいたんですが、5年後の目標で黒字と。なかなかこれ難しいかなと思うんですが、彩葉茶屋の事例もありますし、初めてやることに対して非常にいろんなことを考えてやらにゃいかんと。非常に難しい部分もあるかなと思うんですが、ちょっと聞き残したところがありますので、3回目の質問をさせていただきます。

きます。

京丹後市が常勤が3人ということになっておるんですが、施設の規模からしましても、うちの規模としたら3人ぐらいかなと思うんですが、その常勤の方の人数はどういうふうになっておりますか、予定をされておりますか。ちょっとそれだけ聞き漏らしたので、質問させていただきます。

議長（道上 政男君）

田園観光部長。

田園観光部長（江見 幸治君）〔登壇〕

3回目の質問でございますけども、一応完成後は常勤の方を2名、それから臨時職員、時間給の方でございまして、必要なときに来ていただく、きょうは忙しいということになれば来てくださいというふうな形のやり方を考えておまして、それは当然面接試験につきましても本人にそういうのを伝え、承諾を得ているということでございます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

岡崎議員、総括。

6番（岡崎 正裕君）

何せこれ初めてのことなので、非常にいろいろと考えにやいかんということがあるかと思いますが、私ちょっと懸念しましたのは鹿が非常に多いということで、3,600ほどで1,000頭しか処理できないということで、2,600頭ほどが未処理のまま残るという形になります。これ肉との需要供給バランスも考えていかなければならないんですが、処理する頭数よりも未処理の頭数のほうが多いというような状態というのはちょっとまずいなというふうにも考えます。将来的に鹿肉の需要があればこれも拡大をしていけるかとは思いますが、それからもう一つは残渣の問題ですけれども、残渣を有効利用すれば黒字に転換できるのではないかなということも出てきておりますので、余裕を持って、これから建物も建っていくわけなんですけど、そこらも含めて将来的に本当に美作市はすごいことやっとなるなというふうな方向に持っていけるように希望をいたしまして、それらも考えながら、加味しながらやっていただきたいと。予算的には最初の1億円から6,000万円追加し、また先にもこりや追加せにやいかんかもしらんということも出てくるんですけども、新しい試みとして非常に期待をしておりますので、よろしくお願いを申し上げます、2問目の質問を終わります。

議長（道上 政男君）

どうぞ。

6番（岡崎 正裕君）

それでは3問目ですが、一般質問で6人の方がこの質問をされたんですけども、クリーンセンターの文書、美作の環境を考える会の文書について市が告発ということをされました。その中で質問させていただきたいんですが、7月19日に美作警察署に告発した名誉毀損ですけれども、これを告発に至った経緯、経過をできれば時系列で説明をしていただければと思います。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

先日来から岡崎議員を含めて6人の方が御質問をいただいとるクリーンセンターの告発について御質問でございますが、何度も繰り返し答弁をさせていただいております。もう一度言わせていただきます。

美作市が発注した新クリーンセンター造成工事に関して、美作の環境を考える会の会長が官製談合があっ

たというようなデマビラを作成し、多数の方に配布した事実に対し、美作市が名誉毀損で刑事告発を行いまして、その内容を先般7月31日の議会の全員協議会において報告をし、説明をさせていただいております。刑事告発でありますので、それ以上のことはお控えさせていただきます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

岡崎議員。

6番（岡崎 正裕君）

このビラの、私もビラをいただきました。内容をかいつまんで言いますと、これは環境を考える会と地元議員との意見交換会ということで、ここにあるのは24年5月2日の日付が入っております。出席者は環境を考える会会長ほか8名、議員の出席者が旧勝田町選出の2名ということで、文書を読ませていただきました。この文書は恐らくテープを起こしてやった文書というふうに私は理解しております。

内容的には、一般質問始まってから副市長さんも答えられたと思うんですが、文面を見ますとこれが副市長さんと地元の議員の方が直接会って話をしたようにとれます。それで、これをどういうふうに私らは解釈したらいいのかなと思うんですが、まず美作市の副市長さんがこう軽々こういう軽い発言をするとは私も思っておりません。しかし、このテープを起こした内容を見ますと、議員のほうも本当に、ちょっと言葉は悪いですけど信念を持ったような発言もされております。

この判断をどうするかというのは非常にわかりにくい事例なんですけれども、そういったことをされておりますんですけれども、そういった中、このことについて先日も安東章治議員が質問しました。事前にこれ議会等に相談がなかったと、どう思われとるかということで、市長が答えられたのは私が殴られて、それでそういう一々報告せにやいかんのかと、そういった場合にということを言われたんですが、これ市の行政事務に関することでございます。報告、相談の義務は執行権の範囲内ですから、ないといえないんですけれども、その辺のところをもう一遍お聞きしたいと思います。なぜ議会のほうにちょっと相談をかけなかったのかということが1つと、もう一つはこれは文書を見ますと誰かがうそをついとるわけなんですけれども、その確認をどういうふうにしたのか。確認をされてから告発に踏み切ったのか、確認をされずに踏み切ったのか、その辺のところをひとつ教えていただきたいと思っております。

それから、告発については、先日副市長さんのほうから告発というのは義務であるとお伺いしました。これは書いてあります、確かに。刑事訴訟法の第239条に官吏または公吏はその職務を行うことにより罪があると思量するときは告発をしなければならないと。これは義務であります。そういった関係でそれは理解できるんですが、次に告訴なんです、告訴についてはこれは親告罪でございますので、告訴をしないとこれは裁判にはならないということになっております。親告罪の告訴は犯人を知った日から6カ月を経過したときはこれをすることができない。これが刑事訴訟法の第235条です。この告訴についてどういうふうにかから考えられていくのか。6カ月たったら告訴ができないということになっておるんですが、これをどういうふうにつえられておるのか。

それからもう一つは、市長が記者会見の中で、私も記者会見は新聞報道しか見ておりません。テレビは全然見ておりませんので、そこの中の発言で行政対象暴力に値する側面があるというような発言をされると思うんですが、その非常に微妙な表現なんですけれども、どういう思いでそういう発言をされたのか、教えていただきたいと思っております。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

6人目の方の御質問じゃから、今までの議論をお聞きになつとるというふうに思います。

まず、ビラの内容について論評する立場にはございませんし、ビラの内容を確認したからこそ刑事告発に移ったというのは御理解をしていただかないと、何でもかんでも告訴じゃ告発じゃということにならないのは常識のことでございますから、ビラの中身の内容についてここで議論する気持ちは毛頭ございません。そのビラの中身について、岡崎議員、真偽のほど言えるんですか、言えないでしょう。だから、そんなことはできませんから、ここで私も論評する気はございません。これは司法の手で明らかになってくると思います。

それから、告訴、告訴と言われますけど、告訴じゃありません、告発でございますから。それでも、今法律読みよりりましたからよくわかっと思われたいと思いますが、告発でございます。その点、まず違いがあるというのを知つとられにやいけんと思えます。

そして、私たちの置かれとる行政を運営していく中で、根も葉もない根拠のない話をこの議場で堂々と御質問されるという気持ちが私にとっては本当に理解できんのです。ここでやる議論ですか。じゃないと思うんです。だから、せんだって言わせていただきましたけれども、私たちが、もう一度言わせていただきます、私たちの社会では権利と義務、自由と平等などの人の人格を尊重しながら、自分自身の考えを述べて一定のルールのもと行動や意思の表現をすることが一般的になっております。しかしながら、美作市の議会議員の中に自分たちが議決した案件を覆す発言を行ったり、議決事項を白紙に戻せとこの議場でやられましたわな、ということがありました。自分たちは治外法権であるので何を言っても何をしてもよいと勘違いをしておられるのではないかなと思うような方がおられるように思えてなりません。

今マスコミで取り沙汰されております大津のいじめ問題でもきのういろいろと申し上げましたし、また議員もいじめに対して関心をお寄せですからいろいろと御提言、御意見を言われました。一番大事なのは、自分の言動が自分じゃわからないんだけど人を傷つけているということが一番の大きな問題ではないのか。自分自身が立場が逆転したときにどうなんだということを想像したことがない。私が何度も申し上げます、人の痛みがわかる人間に子どもたちを育てたいし、また大人もそうありたい。そうでなければ子どもを育てる資格はないというふうに思います。人のことを思いやって、お互いが能力を磨き合つとも成長していくことが人づくりであり、また地域づくりの原点でもあるというふうに思います。このことが殺伐としたこの現代社会に欠けている一つのことであるというふうに思っておるところでございます。

美作市では賑わいのある田園観光都市美作を目指して各種の施策を行っております。これは人と人との触れ合いを大事にして、定住や交流人口の増加に結びつけて、市の活性化を図ることを目的にしたものでありますが、人権を無視して事実無根で誹謗中傷のビラを配布した人をあたかも擁護するような意見が議会では、道のりは非常に遠いという思いをしてなりません。

この9月議会、先ほど言いました、この告発に対して6人もの議員が質問がありました。このことについて、先ほども言いました、本当に理解に苦しむんです。民事訴訟は議会の議決を要しますが、刑事関係の訴訟は議会の議決を要しません。なぜならば刑事上の犯罪であるから。民事の場合はいろいろとありますけれど、この部分でうたわれております、きっちり。刑事告発については議会が議決しない、説明が要るんだ、相談が要るんだというふうに岡崎議員言われましたけれど、その要はございませんし、全員協議会で経緯を報告をいたしました。ここでわざわざ質問される刑事訴訟に対して何の意図があつてここで説明を求められるのか。肩を持って、どなたかに頼まれて御質問さるよんだらうかというふうになつた考え方を持たざるを得ない部分が出てきます。ですから、そのことは岡崎議員今刑事訴訟法読まれましたからよく御存じだらうというふうに思います。この議決を要しないということの理解をどういうふうを考えられとるんか、そこをお尋ねを逆にしたいんですけど、私には反問権ございませんから、一方的に言われるままですからお

答えは要りませんが、そういう思いを持っております。

それからもう一点、行政対象暴力という言葉を使っております。片や若干御理解をされてない面もあると思いますが、行政対象暴力は暴力団が対象ではございません。その点はまずよく、もう一度よくそこは勉強して、わかっとられるんかもしれませんが、わかって言わいよんだらうと思ひますけれども、あくまでも行政の正当な執行を行う上でいろいろな事案がありますが、個人対個人の、公務の上ですよ、公務上での個人対個人の対応では個人に負荷がかかるだけ、それをなくすために組織として対応していく、これが行政の原則でございますから、犯罪ですから名誉毀損で訴えるわけですから個人の問題じゃありません。ましてや美作市副市長と名前をちゃんとうとうてあります。市と市の組織としてこれは対応していくという意味での行政対象暴力の側面があるというふうに申し上げております。〔降壇〕

以上です。

議長（道上 政男君）

岡崎議員。

6番（岡崎 正裕君）

私の尋ねとることにちゃんと答えていただいとると、今の答弁で、思ひません。それ以外のことをいろいろと答弁されたわけですが、私が尋ねたのは、第1のなぜ相談しなかつたのかと、これはわかりました。議決案件ではございません、これは。これは執行権の範囲でやられることですが、そういうことはあるんですが、相談してもよかつたのではないかなという質問をしました。

それから次に、事実関係の確認をやられたのかやられなかつたのか、これもお尋ねしましたが明確な回答はございませんでした。

それから、告発と告訴の件ですが、告発はされましたけれども、これは義務ですからします。告訴の件については、将来的にもこれは考えられておられないのかということが聞きたかつたんですけれども。

それから、行政対象暴力でございますが、これは暴力団に限りません、これは。あるんですが、記者会見で発言されたことがどうも私にはよく理解できないのもう一回説明を、これが言葉に書いてあるのが行政対象暴力に値する側面があるというふうな表現をされとんですが、それをちょっとここで説明をしていただきたいと思ひております。

第3回目の質問といたします。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

昨日、先日から6人の議員が御質問に立って、それぞれお答えをしながら、同じ答弁をしておりますよ。しかしながら、私の質問だけに答えにやいけんのじゃということにはなりませんよ。何を聞かれよつたんですか。何度も答えとることを何回も質問されてこられる。何を聞かれよんだ。それで答弁がなかつたというお叱りをこうむるいわれは私にはないというふうに思ひておりますけど。

まず1点、きのうからも言ひておりますが、調査をしたのか、やりましたよ。やりましたというて先日もお答えしました。市の職員、もちろん秘密漏えいのおそれがある。官製談合かもしれないということで調査を命じて調査をしました。もちろん議員にも関連しとりますから、議員にも調査を御協力をお願いして調査しております。ここにまだ発表できません、まだ最終的な詰めをやっておりますからここに持っております。調査の報告書、いずれ、時期は明示できませんけれども公開をさせていただきます。調査に応じた皆さんには公開をさせていただきます。広報紙を出すかもしれませんがという御協力をお願いして、了解を持った

上でこれを調書として今仕上げつつあります。議員の御意見もお話もお聞きしとります。若干書かれておる、怪しげな文書に書かれてあったビラですか、書いてあったことに対して若干、中身言いませんけど、余り、若干違う回答を得られたりしております。調査してます。

それから、私に反問権はないん、あなた一方的に通告だけ、質問だけですから。そりゃ何でも言えましょう。だけど、刑事告発の問題をここの一般質問で取り上げることがいかなものんでしょうかということ私逆に聞きたいんですけど、お答えする必要ないです。していただければありがたいんですけど。見解を示していただければ、なぜするべき必要のない質問をされるのか、どういう根拠のもとに言われるのか、逆に私が聞きたいんです。

私の考え方は、先ほど申し上げましたように刑事告発やつとりますから、刑事事件です。先ほど、先日もいろいろと受理か不受理かという御質問がありました。受理か不受理か私もわかりません。が、捜査は、調書は何人かの方々から調書をとられておるようでございます。ですから、捜査はやつとられるんでしょとまでしか、私はお答えすることができません。これはあとは司法じゃない警察権、こっちのほうの問題ですから、私がお答えすることはできません。

という意味で、こういった問題を議会で取り上げることが本当に議員として正しいんですか。私はその1点を思う。不思議にかなわん、理解に苦しむという思いでございます。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

岡崎議員。

6番（岡崎 正裕君）

これ総括。

議長（道上 政男君）

はい。

6番（岡崎 正裕君）

市長の答弁を聞きまうりますと、私が質問しとることにダイレクトに答えておられません。ダイレクトに答えられずに反問権云々とかそういう話をされよんですけれども、私が聞いたのは調査というのはここに出てくる、ちょっと言葉が悪いですが、登場人物に対してどういうふうな調査を、これを調べんと告発できないなというふうに思うんですが、それをされたのかというようなことを質問したかったんですが、これはもう総括ですからよろしいですけれども。あと、告発はしたんだけれども告訴はどうされるんかなと。その質問にも答えていただけないので、これも総括ですので、よしとしますが。なぜ質問されるのかということなんですけれども、これは行政の事務に関するところでこういうことになつとるとということなので質問をさせていただいたわけなんです。

それから、誰に頼まれたのか、誰に頼まれてやりよんのかと。非常に失礼な話です。市長もいろんな人に頼まれていろんなことをやつとられます。私らもいろんな人に頼まれていろんなことをやっております。その中で全部が全部頼まれたことをやつとるわけではございません。自分の考えを通して物事をやつとると。これは市長さんも同じだと思いますが、それを誰かに頼まれたけんやりようというふうな答弁をされるのは、非常に私としたら心外でございます。

そういった意味合いでも、総括ですのでこの件については終わりますけれども、さっきの、きのうも本城議員の質問の中で、もうちょっと3万人のトップに立っておられる方ですので、冷静に答弁をしていただきたいと。聞かれたことにはきちっと答えていただきたいというのを希望をいたしまして、私の質問を終わります。

議長（道上 政男君）

総括。ちょっと感情的にならんように総括してください。

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

総括めったにやらせていただかんんですけど、気が短いのは私の不徳のいたすところで、これは御容赦願いたいというふうに思っておりますし、私が一番問題にしたいのは刑事告発に対して議会が、議員がその中身に踏み込んで関与するのはいかなものだろうか。本当にそれでルールというものが守られていくんですか。政治圧力で刑事訴訟がゆがんでいくということがあってはならないと。そのために刑事告発に対しては議決を要しないという形になっております。その点は私が一番議員の皆さんにお願いしたいのは、本当にルールにのっとった形の議会運営をお願いしたいですし、我々も襟を正すところは正していかなければならないだろうというふうに思っております。

そういうことで、誰に頼んだというのは、誰に頼まれたんかと思うというのが、思うが一遍は言うたけど2回目、3回目言わなんだようですから、誤解を生んだようでございますけれども、自分自身の考えで言われるならばなおさら議会運営のルールは本当に遵守していただきたいという思いがいっぱいでございます。

〔降壇〕

議長（道上 政男君）

以上をもちまして通告順番19番、議席番号6番岡崎正裕議員の一般質問を終了いたします。

以上で一般質問は全て終了いたしました。

ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時56分 休憩

午後2時06分 再開

議長（道上 政男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案質疑（認定第1号～認定第16号、議案第69号～議案第82号）

議長（道上 政男君）

日程第2、「議案質疑（認定第1号～認定第16号、議案第69号～議案第82号）」を一括議題といたします。

これより質疑を行います。

なお、議案質疑につきましては、申し合わせにより発言の通告者は質問席で行い、通告をしていない者は自席で行うことになっております。また、議案質疑回数は3回までとし、一括質疑となっております。

質疑の発言につきましては、お手元に配付しております。発言通告順により、議案ごとにその都度発言を許可いたします。

通告をしていない質疑につきましては、通告のありました質疑の後、お受けいたします。

それでは、認定第1号「平成23年度美作市一般会計決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようですので、これで認定第1号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第2号「平成23年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようですので、これで認定第2号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第3号「平成23年度美作市介護保険特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようですので、これで認定第3号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第4号「平成23年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようですので、これで認定第4号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第5号「平成23年度美作市土地取得特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようですので、これで認定第5号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第6号「平成23年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようですので、これで認定第6号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第7号「平成23年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようですので、これで認定第7号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第8号「平成23年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようですので、これで認定第8号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第9号「平成23年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようですので、これで認定第9号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第10号「平成23年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようですので、これで認定第10号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第11号「平成23年度美作市武蔵の里特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようですので、これで認定第11号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第12号「平成23年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようですので、これで認定第12号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第13号「平成23年度美作市愛の村パーク特別会計決算の認定について」、質疑を行いま

す。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようですので、これで認定第13号の質疑を終了いたします。
続きまして、認定第14号「平成23年度美作市水道事業決算の認定について」、質疑を行います。
発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようですので、これで認定第14号の質疑を終了いたします。
続きまして、認定第15号「平成23年度美作市病院事業決算の認定について」、質疑を行います。
発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようですので、これで認定第15号の質疑を終了いたします。
続きまして、認定第16号「平成23年度美作市下水道事業決算の認定について」、質疑を行います。
発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようですので、これで認定第16号の質疑を終了いたします。
続きまして、議案第69号「訴えの提起について」、質疑を行います。
発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようですので、これで議案第69号の質疑を終了いたします。
続きまして、議案第70号「訴えの提起について」、質疑を行います。
それでは、発言通告順に発言を許可いたします。
通告順番1番、議席番号14番岩江正行議員。
岩江議員。

14番（岩江 正行君）〔質問席〕

議案第70号「訴えの提起について」のちょっと御説明をお願いしたいんですが、これどんなのかな、市の滞納者がこういうふうな貸金業者からお金を借って暴利をたくさん取られとったんかな、利子を。それを差し押さえという話なんじゃろうけども、このもとの人というのはここへ何人ぐらいおられるんかな。借りとった人というのは。このとこに今言ようる別紙としてアコム、アイフル、プライメックスキャピタル、ア

ペンタクルというような会社がここへ書いとんじゃけども、お金を借りとった人は何人ぐらいなんか。ちょっと御説明をお願いしたい思います。

議長（道上 政男君）

税務部長。

税務部長（西浦 豊照君）

失礼します。岩江議員の御質問にお答えをいたします。

ここへ4件上げておりますが、人数は実質2人でございます。それで、おっしゃるように市の滞納者の中に過払い債権という形で過払い金が発生しておるということが昨年の12月の滞納強化月間で交渉しているうちにわかりまして、本人に承諾を得てこのようにさせていただいて、それで5月、6月に過払い債権の差し押さえを業者に行ったというところでございます。

議長（道上 政男君）

岩江議員。

14番（岩江 正行君）

これちょっとわしよわからんのんじゃけど、お金を借とった人が、ここから、弁護士を頼んで、そっちのほうからするんが当たり前とちゃうん。何で市のほうがせんならんのんじゃろうかなと思うて。頼みやあ、市も頼んだからまたいろいろと経費もかかるこっちゃし、するんじゃけども、借りとった本人が本人のほうからこの弁護士のほうに、おめえら暴利むさぼつとるじゃねえかというてしたら向こうが返してくれるわけじゃから。そうでしょう。何で美作市が代行するんじゃろうかと思うて、その辺のところについてちょっと教えてください。

議長（道上 政男君）

税務部長。

税務部長（西浦 豊照君）

この件に関しましては、今おっしゃられるように御本人が弁護士を雇って、今テレビ等でされておりますけども、過払い請求をされている場合もございます。しかし、今回滞納者と交渉しているうちにこういう事実がわかりまして、それで本人がこういう形でという形で申し入れがありました。そこで、いろいろこの中でも今おっしゃるように相談させていただいたんですけれども、御本人がこういうことでという申し出があったんと、それからうちのほうも滞納の一掃の一助になるという形で考えております。そして、他の自治体等にもお聞きしましたが、いろいろ、特に芦屋のほう、兵庫県のほうでやとられました。それで、弁護士費用等につきましては、今回初回ということで取らせていただいておりますが、こういうケースに当たりまして何度かしていくうちに、職員で対応できるようになるんじゃないかということが1つあります。それから、うちのほうが税整理組合のほうへも負担金を出しております。これでいきますと、大体15%前後の負担金という形になりますが、弁護士費用も大体18%から19%ぐらいという形になるということで、滞納の一掃ということで、他の自治体にも研究をさせていただいて取り組もうということで、今回の訴えの提起ということにさせていただきました。

議長（道上 政男君）

岩江議員。

14番（岩江 正行君）

弁護士費用の関係なんじゃけど、18%言ったな、今。これ大体1件に対して恐らく2万円ぐらいあったらしてくれるんじゃ、1件に対して。じゃから、ここへ4つあるからこれ8万円。ほじゃけど、こんだけの

やつの中で18%と言ったらたかさんの金になるでしょう。どこの弁護士がどがなことしょんか知らんけど。弁護士だったってお金もうけするわけじゃから、誰が見ても常識的な金額払わなんだら、これちょっと、2万円あったらしてくれるんよ、1件。2万円以内で。

じゃから、これだったら4件あるけん8万円じゃな。何ぼ高うても8万円からひどう高うなるようなことはわしはない思うんですけども、その辺のとも十分考えて。そやから、やっぱり市が代行するというて、何か知らんけど、本人が亡くなっておられんのだったらなんじゃけど、当事者おるんでしょ。生活しょんでしょ。そしたら、当事者のほうからしてもらうようにせなんだら、そうでしょう。当事者がしたら2万円で済むのに、市がして18%払よったらこれ合うた話じゃないでしょう。美作市がそういうふうな形の中でせんならんということが何か疑問に思うんで、質問させてもろうとるんです。ちょっとそのことについて質問。

議長（道上 政男君）

税務部長。

税務部長（西浦 豊照君）

費用のほうにつきましては、うちのほうの顧問弁護士の方にお聞きして、そういうことで積算させていただきました。それで、御本人がそういうふうな弁護士を雇って過払い金を請求していただくという形で、それが一番いいんですけども、うちのほうで御本人が過払い金を請求されるというのはそれはそれでよろしいんですけども、うちのほうもこれで滞納の回収ができるという形で、うちのほうに過払い債権の中から御本人の滞納者の滞納金が収納できるということがありますので、そういう形でさせていただきたいということとで訴えの提起をさせていただきました。

議長（道上 政男君）

岩江議員。

14番（岩江 正行君）

わし2年ほど前に人のやつしたことあるん。2万円で1件、皆しとんじゃ。ここの顧問弁護士が何言うんか知らんけども、恐らく菊池じゃろう。銭が高う取り過ぎじゃ、これほんまに。よう考えなんだら。弁護士が言うけん払うたらええというふうなもんじゃないわけじゃから。やっぱり顧問弁護士だったらもうよそが2万円じゃ言うたらもうちょっと安うしょうかというて言うてもええわけじゃから。そのとも十分よう検討して対応していただきたい。かように思います。終わります。

議長（道上 政男君）

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようですので、これで議案第70号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第71号「市道路線の認定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようですので、これで議案第71号の質疑を終了いたします。
続きまして、議案第72号「市道路線の変更について」、質疑を行います。
発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。
なにかありますか。
ありません。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようですので、これで議案第72号の質疑を終了いたします。
続きまして、議案第73号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について」、質疑を行います。
発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようですので、これで議案第73号の質疑を終了いたします。
続きまして、議案第74号「美作市防災会議条例及び美作市災害対策本部条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。
発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようですので、これで議案第74号の質疑を終了いたします。
続きまして、議案第75号「美作市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。
発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようですので、これで議案第75号の質疑を終了いたします。
続きまして、議案第76号「湯郷地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。
発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようですので、これで議案第76号の質疑を終了いたします。
続きまして、議案第77号「美作市特定疾患医療附帯療養交通費支給条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。
発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようですので、これで議案第77号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第78号「美作市営住宅等整備の基準に関する条例の制定について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号18番新免昌和議員。

新免議員。

18番（新免 昌和君）〔質問席〕

質問をいたします。

第4条の具体的内容についてということでお尋ねをいたします。

市営住宅は安全、衛生、美観等を考慮し、かつ入居者等にとって便利で快適なものにするよう整備しなければならないというふうになっています。この具体的内容を例えば安全、衛生、美観という水準をどんなふうに理解をすればいいのか、その基準はどの点を基準にしておればいいのか、入居者等にとって便利で快適なものということが言われてるわけなので、一体それはどういうことなのかということでお尋ねをしておきたいということと、第8条の新エネルギー利用等で市営住宅等の整備に当たっては新エネルギー利用等新エネルギー等の促進に関する特別措置法第2条に規定するものをいうを行うための措置をするよう努めなければならないというふうになっています。この条例そのものの前提として、第1条で公営住宅法の関係が書かれておりますが、公営住宅法が全面的に改正をされておりますので、それとの関係でこのことの説明をお願いしたいと思います。

議長（道上 政男君）

建設部長。

建設部長（春名 修治君）

それでは、市営住宅の基準についての条例でございます。

これにつきましては、地域主権一括法の施行により市町村の公営住宅の整備基準に定めることになること
の条例で、これは新規の制定でございます。今までは国の公営住宅法に基づいて運営しておったものを公営住宅として市が定めたものでありまして、今までの公営住宅法に基づいて条例を作成しております。

第3条及び第4条については、市営住宅の基準について基本的理念及び改良事業について規定しているものであり、具体的内容については規定しておりません。具体的な内容になりますと、第9条以下の該当項目により基準を定めておりますので、御理解をお願いいたします。

それから、新エネルギー利用の関係でございますが、東日本大震災以降、エネルギー事情を考え、今後設置する公営住宅の屋根に、場所によって設置条件が限られますが、設置が可能な場所であれば太陽光発電装置の設置を検討していきたいと考えております。国庫の補助金の対象にもなります。太陽光発電装置の設置により発電した電気については、団地内共有部分の電気代に充てて、残りは売電することを検討していきたいと考えております。また、売電で得た収益については、公営住宅の修理費等に充てたいと考えております。

既存の公営住宅については、林野駅前団地とかバレンタイン駅前団地とか、こういうようなRC工法の団地については共有部分の電気代等がかなりかかっております。こういうような今既存のある施設についてはこういう場所に検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、この条例の基準に合致した建物にした場合、費用の縮減、配慮ができるかということでございますが、設計の標準化を行い、管理しやすい公営住宅になることにより、その後修理費用の縮減が図られると思

います。それから、先ほど言いましたように共有部分の電気代、林野住宅でいえばエレベーター等の電気代とかかなりの費用がかかっておりますので、そういうところに縮減が図られるのではないかと考えております。

以上でございます。

議長（道上 政男君）

新免議員。

18番（新免 昌和君）

新規の設置、公営住宅設置の場合に適用するというので、既存の住宅にこのことの条例適用はされるように聞こえる部分もあったんですが、その場合は例えば林野駅前住宅の場合においては共用部分の電気代が少なくなるようなことにつながるんで、太陽光発電を設置をするよと、設置することもあるよというような理解でいいんでしょうか、再度質問をいたします。

議長（道上 政男君）

建設部長。

建設部長（春名 修治君）

既存の施設については、先ほど例に出しましたように林野住宅なんかはこのことによって補助対象で設置することが可能になります。しかし、新規の建物、公営住宅についてですが、木造の平家とか2階建てとかというものについてはちょっとできないことがあると思います。RC工法で建てる場合なんかは検討してまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

議長（道上 政男君）

新免議員。

18番（新免 昌和君）

おおむねわかりました。要するに単独の市営住、単独というより一戸建て方式の市営住宅にはこのことの適用はできませんよと。2棟以上の共同方式の住宅については、太陽光発電を設置をする可能性がありますよという理解でよろしいでしょうか。

議長（道上 政男君）

建設部長。

建設部長（春名 修治君）

基本的にはそれで結構なんですが、先ほども言いましたように木造の分については共有部分の電気代というのほとんどないような状態です。ですから、費用とあとの経費の縮減のことを考えた場合、それについては今後の課題として今の段階では考えていないということでございます。

[18番新免昌和君「わかりました」と呼ぶ]

議長（道上 政男君）

よろしいか。

[18番新免昌和君「以上で終わります」と呼ぶ]

通告者の質疑は終了いたしました。

ほかに質疑を受けます。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（道上 政男君）

ないようですので、これで議案第78号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第79号「美作市火災予防条例の一部を改正する条例について」、質疑を受けます。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようですので、これで議案第79号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第80号「平成24年度美作市一般会計補正予算（第3号）」について、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号14番岩江正行議員。

岩江議員。

14番（岩江 正行君）〔質問席〕

議案第80号の一般会計補正予算について、ページ12、款15項2目4節1農産物鳥獣被害防止対策事業県補助金が、これ2,505万4,000円減額補正しとんじゃけども、これについてのの中身を教えてください。

それと、2の歳入、土地売り払い代金、この6,000万円、これについては美作の国民宿舎じゃろうと思うんですが、市内で公募をかけられたんか、市外も入れてかけられたんか、市内の人も公募募ったんか、どこの市内の人が落札されたんか、市外の人なのか、市内の人はよう買わなんだかという、その辺のところについてのちょっと御説明をお願いしたい。

それから、3番目の15ページ、ケーブルテレビ運営会社出資金、これの2,000万円についての内訳を簡単にいいですから教えてください。

それから、4番目の歳出、20ページ、工事請負費、この5,870万円の内訳を何の工事なのか、この説明をお願いしたい。

それから、5番目の歳出で20ページの土地購入費なんですが、1,150万円、これ面積について説明をお願いしたいと思います。

それから、6番目の歳出、備品購入ですが、1,050万円、重立ったものでいいですから、何を買うのか。その辺のところに説明をお願いしたいと思います。

それから、歳出、7番目のツキノワグマの生態調査費730万円についての、どのようにして730万円かかるんか、これは市がせにゃいけんことなのか。これは生態調査やこう市の予算でせにゃいけんのか、これ私は県や国がしたら当たり前じゃないかと思うんですが、これについての市が予算組んだ経過をお願いしたいと。

以上です。

議長（道上 政男君）

田園観光部長。

田園観光部長（江見 幸治君）

それでは、岩江議員のまず農作物鳥獣害防止対策事業県補助金、減額の2,505万4,000円、これにつきまして御説明を申し上げます。

当初予算には獣肉処理施設の建設費といたしまして1億円を計上し、全体の2分の1、5,000万円を交付金として受け取る予定でしたが、今年度から獣肉処理施設建設に対する交付金に1平米当たりの26万円の限度額が設けられまして、施設の建設予定地340平米に対する交付金対象額は8,840万円となりま

す。その2分の1の4,420万円が交付金予定額となるわけですが、岡山県に対する国からの交付金割り当て額に対しまして県内の市町村からの要望額が多かったということもありまして、その要望額で案分が行われまして、最終的に美作市には2,494万6,000円で交付決定が来ております。したがって、当初予算で上げました5,000万円に対しまして、この差し引き2,505万4,000円の減額をしたわけでございます。

以上でございます。

議長（道上 政男君）

全部。

田園観光部長（江見 幸治君）

ごめんなさい、全部ですか。済いません。

次に、工事請負費5,870万円につきまして御説明を申し上げます。

獣肉処理施設の建設予定地は残土処理場でありました関係で上下水道が整備されていませんでした。このため一の虬集落内の処理施設まで約350メートルに水道管の布設が必要となりまして、その工事費として550万円、また処理施設からの楯原駅前の公共下水道マンホールまで約1,000メートルに下水道管を布設する工事費として5,220万円、さらに獣肉処理施設の周辺排水路約184メートルに対しまして整備する工事費といたしまして100万円の、合計で言いますと5,870万円を今回計上をさせていただいております。なお、下水道の配管工事は施工延長が1,000メートルと長く、途中2カ所に圧送ポンプを設置する計画ということになっておりまして、高額な工事費になっているという次第でございます。

それから、20ページの農業振興費の公有財産購入費ということで土地購入費1,150万円の件でございますけれども、獣肉処理施設建設用地の購入費で、美作市平福の一の虬地区に美作市土地開発公社が所有する土地の一部3,370平米を購入する予定にしております。購入予定面積の中には施設周辺の道路改良用地と建設予定地内の道路部分用地、さらには将来の獣肉加工施設の建設計画も考慮いたしましてかなり広い面積を購入したということでこの金額を計上いたしております。

購入価格でございますけれども、1平米当たりでございますが3,412円としております。これは施設建設の予定地周辺の税務課土地評価額に準じましてこのような形をとらせていただいております。なお、この1平米当たりの単価でございますが、土地開発公社の理事会を開きまして最終的には決定をしたいと、このように考えております。

それから、同じく20ページの備品購入1,050万円の件でございますが、獣肉処理施設内で使用する備品については当初予算時には購入する予定はありませんでしたが、運営上必要な備品として指摘を受けたものを追加計上しているということでございます。主なものでございますが、個体の部分、冷却と氷詰めにしての商品発送ということで製氷機、それからこれも肉の発送用に使うということで小型手動軽量こん包機、それから個体のほうに鉄砲で弾を打ちますので、その辺の検査ということで金属探知機、それから調理台等々、それからフードスライサーと、このようなものが主な備品の内容でございます。

それから次に、委託料の730万円、ツキノワグマの生態調査費ということでございますが、まず岩江議員が言われるように、美作市がしなければならないのかということでございますけれども、当然できましたら国や県にさせていただきたいわけですが、国や県につきましてははっきり申し上げまして前向きな回答は得ておりません。当然市長のほうも積極的に県や国のほうに働きかけたわけですが、県のほうからいい返事がもらえなかったということで、それでは美作市のほうで一応この調査をしてやってみよう。

特に、けさの行政無線で放送されておりましたけれども、熊が出没したということでございまして、やはり

市民の安全・安心という立場もありますし、この熊の調査をすることによって、熊の生態を知ることによってその対策というものも十分これから考えていけるということもありまして、このようなことにさせていただきました。

その内容でございます。昨年度の全国熊サミットでは大変お世話になりましたツキノワグマの生態調査では実績もあります写真家の宮崎学氏に委託をいたしまして、熊の出没が多発している市内の10カ所に固定カメラを設置しまして、熊の生態、生息数などを調査、分析、得られたデータをもとに調査の報告書を作成するというものでございます。委託料の内訳でございますが、カメラのセット機材、これは若干高うございまして約220万円ぐらいするわけでございますけれども、あと施設設備、それからスタッフの宿泊、交通費、それからあと技術的な経費等々で730万円かかると、こういうことでございます。

以上でございます。

議長（道上 政男君）

総務部長。

総務部長（中西 祐司君）

失礼をいたします。2番目の12ページ、土地売り払い代金の6,000万円でございます。

これは岩江議員おっしゃるとおり旧国民宿舎美作荘の売却代金でございます。これにつきましては、電話等での購入希望の打診がございまして、すぐに市有財産の公売の公告を行いました。入札を行いまして、落札者は市外の方でございます。

以上でございます。

議長（道上 政男君）

企画振興部長。

企画振興部長（大寺 剛寅君）

それでは、15ページの岩江議員御質問のケーブルテレビ運営会社出資金2,000万円について内訳ということで御説明申し上げます。

内訳は会社の運営費でございまして、主に数カ月分の職員の給与を充てるということでございます。一応職員につきましては七、八名の職員の採用を検討いたしております。

以上でございます。

議長（道上 政男君）

岩江議員。

14番（岩江 正行君）

鳥獣被害防止対策事業の県補助金じゃけども、この金こっち回してこの金こっち回すというようなことじゃなしに、獣肉処理場じゃなんじゃというのは後の話じゃから。わしらが一番言いたいのはこの鳥獣被害をいかにして少のうするかという話が先じゃろう思うん。その予算を削るようなばかな、今で十分じゃというて言うんだったらそらいいけども、きょうおまえうちの本家の田んぼやこうでもずるっとあれまた食われしもうとんじゃ、鹿に。こっちのほうに力入れてもらわなんだら、獣肉処理場よりかこっちのほうに。おかしいじゃねえの、これおまえ。イノシシや鹿やいろんなものが出てきて農作物を荒らすから、その話が先じゃないんか。この減額するということが、これがどがにも意味がわからんのじゃ、わし。

それと、土地売り払い代金なんじゃけども、もう一つ聞きたいのは入札されたんじゃというて言ようる。市内の方がおられたんかおられなんだんかということ聞いたんじゃけども、それについては部長さん言われなんだで、5,000万円、前に宮本の前市長言いよったのは土地評価したら5,000万円、5,000万円というよ

うな話をちよろちよろしょうったです。そのことを思うたら1,000万円も高う買ってくれたんじゃな、そりゃうまいこと売ってくれたんじゃな、あれ潰したらまだ4,000万円じゃ5,000万円かかるけんな。そしたら、結果は1億円ぐらいな単価じゃなというのはわしなりの感じがするんじゃけども、高う売ってくれたなという感じはするんじゃけども、市内の方が、湯郷へあんだけ旅館がようけあるけども、旅館の人がよう買う人がおったんかおらなんだんか。

それから、今言ようる市外の人ばいでされたんか。その辺のともう一つ聞きたいのと。

ケーブルテレビの運営出資金については、これはもうよろしいです。

それから、工事の4番目の歳出、工事請負代金なんじゃけども、これ造成費も入つとんかな。造成費はまた別か、これ。造成費は別じゃな。しょつたら、いよいよわし、これずっと今聞きようつたら食品加工場です、いよいよ1億円は別じゃろ、これと。ほいで、これにプラスじゃろ。いよいよ何ぼかかるんじゃろうか思うて。ちょっと佐用の辺んのが、佐用のイノシカチョウへこの間も行ったんじゃけども、イノシカチョウ、道のそばでしょう。国道373のそばでしょうが。500万円で全部できた言う。

それで、イノシシは誰か知らん、今1,000頭、1,000頭というような話ししょうったけど、1,000頭じゃねんよ。うちのんだつたら1日に4頭ぐれえはか処理ようせんというて言ようった。4頭か5頭じゃというて言ようったでしよ。そがしたら、3カ月はかとれん言うん。3カ月。3カ月というたらわかつら。3カ月90日じゃ、約。90日と4頭というたら、何ぼか掛け算できるじゃろ。ほじゃから、そんだけぐらいはか処理できんということでしょう。8月に、佐用は8月だけで鹿を100頭とつとる。ほやけど、肉が売れたな2頭だけじゃというん。ネットと店とあんだけ鹿肉コロッケじゃなんじゃというて佐用はずつとやりようるけども、売れたのは2頭じゃというん。ほじゃから、やっぱりその辺のところも十分勉強してもらわにゃいけん。

それと、やっぱり処理場するのについちゃあ、今聞きよつたら、今言ようる面積が3,370平米じゃというて、イノシシを殺すのに、処理するのに3,370平米の大きな面積が要るんじゃろうかなというの、私ちょっと疑問持つとんよ。これの説明ちょっと聞きたい。

それと、キロ数じゃ。キロ数が残土処理場までどがな350メートル、それからどなんかしよつたら全部で千何百メートルあるんじゃと。それほど奥へ持っていかにゃないんじゃろうかなという感じ。

それから、今までここをするまでにどことどことどこと何カ所ぐらいを当たつて、ここが一番えかつたんじゃと言うたんか。そのところもできたら聞きたいなというような感じですよ。

それから、備品購入にしてみても、冷蔵庫についちゃ言わなんだな。

それと、このツキノワグマの生態調査にしたつて、今言ようる、ほんまに美作市10カ所でこれけもの道がようわかつとるんじゃろうか、ここへ来る先生。この何とかという宮崎学先生というのは。わかつとん。

議長（道上 政男君）

そこでやりとりしないように。

14番（岩江 正行君）

ほじゃから、確認しよるだけよ。

これがわかつとんかわかつとらんか、わからん者がいろんなどこにカメラ設置したつて、これはだめじゃ思うんよ。カメラ映りゃへんのじゃ。その辺のどこについても十分検討していただきたい。

以上。

議長（道上 政男君）

答弁していくかな、大丈夫。

総務部長。

総務部長（中西 祐司君）

2番目の売り払い代金6,000万円の件でございます。

これ公売公告の行いました結果、参加者につきましては市外の方ばかりで3名ございました。残念ながら市内の参加者はないということでございます。

議長（道上 政男君）

市長。

市長（安東 美孝君）

まず、県の補助金に絡んでの話なんですけれども、有害鳥獣の駆除に限らず、先般新免議員からも御質問がありましたように、福祉の面でも県の補助金カットということがかなりやられてきとります。県の財政事情が本当に苦しいのも理解はしとるんですけれども、ことしは単年度で中期ですけど黒字になったというふうになっております。県民の本当の困っておる生活の部分を念頭に置いた運用をしていただきたいという思いを持っております。今後ともそれは国にも県にも要望を続けてまいりたいというふうに思っておりますし、熊の対応につきましては国からのまだ確約はいただいておりませんが、特別交付金で、特交と言われてる部分で対応をいただけるのではないかなという期待を持っておるところでございます。

それで、熊の生態調査なんですけれども、先ほど部長答弁しましたように、1番は市民の安全・安心を守るためにどうすればいいかという問題の中で、国、県が本当に熊の生息地に対して真剣に取り組んでいただければ安心できるわけなんですけれども、いっかな動く気配がないという中で、その中で野生動物の保護計画だけが前へ歩いていく。岡山県に至っては今回は頭数を消しましたけど、ついこの間までは県内に3頭、そしてうちが45頭取っつかまえたときには10頭しかおらんというような実態の中で、本当に熊に対して安全の対策をとる気があるんかないんかという疑問を大きく持っております。

しかしながら、それを国、県に言うだけでは本当に市民の安全・安心が守れない。実際に美作市にどのくらいの熊がいるんだろうというのを国、県がしないんなら美作市でやる。それで、実は全国的に生態の熊の調査方法というのは確立されておられません。どうすれば調査ができるというのはございません。その中で、信州ですとそこへ何十年もかけて野生動物の調査をやっておられたのがこの宮崎と言われるカメラマンです。カメラマンですから、一々つかまえてタグ打ったりせんでも写真で個体がわかるんです。この熊は同じものじゃ、違うもんじゃという。そういう手法である程度の生態の調査をされてきております。それも何十年もおわえて野生動物をおわえておりますから、そういった面では相当な詳しくノウハウを持っておられるということで、そちらにじゃあ美作市で全域をやればいいんですけど、まずサンプル的に引っ張り出して、市内全部でやると何千万円と要りますから、まずサンプル的に数カ所、何カ所かやって、それから調査して、本当の生態はどのくらいおるかつかんでみようと。それに対して、今度は国、県に対してこの数値をもとに対策を迫っていきたいという思いがありますので、そういった意味でやっております。

それで、これまた担当部長がお答えすると思いますが、予算の減額は駆除費の減額じゃなしに、建物に対する補助の減額でございまして、駆除のほうの費用は今までどおり奨励金につきましては万が一足らなくなればまた補正をお願いしてでもふやして、駆除については従来どおり続けていこうと思っておりますが、できるだけ防護柵にしても一枚の田んぼを囲むんでなしに、共同で大きく囲むという手法をお願いしたいというふうに思っております。

おおむねのところで以上でございます。

議長（道上 政男君）

副市長。

副市長（皆木 照夫君）

獣肉処理場の土地の話ですけれども、最初は議会でも言いよりますように、公有地、これをしてまいりました。2つの地区、作東で2つの地区で3カ所。これについては、調査の中で難しいと、反対が出てくるということで断念をしました。下水があつて十分えんですけれども、周辺の環境の中でということで無理だと。その後、民間の土地を求めてということで、山口に、美作の山口地区に声をかけてありましたのでお願いに行って、山口では了解はとれておりました。地域も来ていただいて結構ですということで、最終にも行ったんですけれども、この予定地が余りにも民家に近過ぎるということで、将来的なこともあり、市のほうからお断りをしたということで、地元は十分来ていただいて結構ですというんがあつたんですけど、それでもということでちょっと諦めました。その途中では、やはり大原、勝田のほうからも土地があるという話は聞いておつたんですけれども、あくまでもちょっと無理かなということで、現在の一の岨に行って話を始めたということでございます。

それからあと、工事請負費の関係ですけれども、これは工事の中で実はこの今回の一の岨はすぐ近くに農業用下水があります、農集があります。これについて、近くにあるんですけれども、下水の担当者が県のほうに接続をしてもいいかという話をした段階で、岡山県の解釈がこの獣肉処理は一つの工業であるということで、接続はならんという話が来たということで、それでその中で万やむを得ん、公共下水に接続をしなくちゃならないかなということで、これが1,100メートルあつたということで、今上げております。ただ交渉は、私どもは獣肉処理は農業等の農林業の保護もあつたりしますので、接続はさせてほしいということでしておりますけれども、万やむを得ん、最終的にはここへ引っ張らんといけんのかなという格好で予算を計上させていただいたということで、これが五千数百万円になつたということでございます。

議長（道上 政男君）

広さは、広さ。

田園観光部長。

田園観光部長（江見 幸治君）

まず、岩江議員の農作物鳥獣害防止対策事業補助金、これが削れてるということでございますが、先ほど市長が申しあげましたけども、これはちょっと勘違いしやすいし、ややこしい。同じ名前なんで勘違いしやすいんですけども、施設に対する補助金の名前がこういう名前でございます、当然イノシシや鹿であるとかというこの被害につきましての補助金につきましては一切減額はしておりません。当然今市長申しあげられましたけども、もし足らなくなれば皆さんにお願いをして補正予算をお願いするということになると思います。

それから、面積の関係でございますけども、一般質問の中でもちょっと触れましたけども、将来的にうまくいけば今は処理施設でございますけども、今度は加工施設も増設してはということも考慮いたしましてそのあたりの面積も購入させていただいておると。それから、道路がありませんので、その道路をつけるということで、その道路も含めましてこのような面積になっております。それから、当然車が入りしますので、駐車場というものもかかわってきますし、総合的なことを配慮しながら、このような面積を購入したという次第でございます。

議長（道上 政男君）

岩江議員。

14番（岩江 正行君）

農作物鳥獣被害防止対策事業県補助金というて書いとるから、建物というて書いとらんけえ、そうなんじゃけども、とりあえず江見君、これほとんどが単独市費じゃ。ほとんど。鹿がほとんど出てこんようになることをするんだったらわしはなんじゃけども、処理場のおまえ200や300殺すのに、2億円も3億円、投資効果あんた方計算して、されとんかされてねえんか。鉛筆転げたような数字の出し方というのはこれはよろしゅうねえ。何億円というお金をかけていくんで、これ。

この前、小淵議員が説明を詳しく詳しくしょうった、何やら、鳥獣被害について。とりあえず皆木副市長が苦しい答弁されようったけど、そりゃ今言ようる、副市長、一番ようけえ鹿が出るのが作東じゃ。その次が大原、東栗倉で。それから次が勝田で、英田で美作じゃと。ほじゃから、大原のほうでさがえたという話はちょっと今副市長聞きゃあへんで。勝田も自分がええころのことを言ようだけの話じゃ、さがえたことはねんじゃ。恐らくあんただったって副市長しとったら勝田へ持ってきたいという気持ちはある思うんじゃ。何か。イノシシの処理場ぐらいは。

ほじゃけども、安東市長が美作から出とるけえ、どうでもここへやれというて、少々金要っても構やあせんということで、来年の春が選挙じゃけん。一つ一つ効果あげとかないけえけども、そうじゃなしに利用価値の多いとこへせなんだら、佐用で聞いたら山からおろすのに1時間かかる言うた。奥の山いっとたら。ここへ持って出よったらどがんしてくれるな言うん。だから、センサーの話、割合中西部長が詳しく言よったけど、前に。センサーだめじゃて。もう初めのうち珍しいものが行くんじゃて。ほじゃけどうまいこといかんというて、ほいで血がまったらいけんけえクワでたたくんじゃて、鹿の頭ぼんといってたたくらしいわ。それから、引こずり出してせなんだら、何ならというたらその中で血がどつと流れたら、そこへもうちょっと入らんようになるんじゃ、何日間か。ほじゃから、頭コワンいわいとしてすぐ入ってずつと引こずり出して、それからどこやら連れてきて血抜きするんじゃと、すぐ。血がまったらあかんからな。ガスがたまってもいけんし。

じゃから、割合ええことなりませんよと。佐用のほうでも何カ所かはやつとるらしいです。というて言ようりました。じゃけ、やっぱり丹南のほうへ行ったら、江見部長、面積やっぱり3,370平米ぐらいの広いところでやられとったんか。先進地じゃけえ、あっこ、ひどう効果上げとんじゃろう、黒字も出しとんじゃろうし。その辺のとも十分、3,370平米も必要でないんだったらかわいでもえかろうし、必要だったら先進地がそれだけの利益上げてどえらいとこで黒字出しよんだったら、もっとここをようけ買わにゃいけん。

それから、道路もやっぱり処理場するんじゃったら奥、奥、火葬場と一緒に。人家やなにやこないとこないとこ持っていかなんだら人が協力してくれなんだんじゃろう。それについては、もうどうこう言いませんけども、やっぱり建物の500万円でも何今言ようる、済んどるものが何で美作市来たら何億円の金がかかるとんらということをおし疑問に思うとんで、産建委員会でもこの辺のとこを十分審議していただきたい、かように思います。

それから、ツキノワグマの生態についたら、市長の言われるとおりにやっぱり現実はこうなんじゃというやつを県がせん、国がせん、先に金出さんのんじゃと言われりゃ、そりゃ今のうちがしてやっぱり市民の安全・安心を守らにゃいけんじゃから、この現実があるじゃないかというて、資料をつくるにしても、ほらわしこれについては必要じゃなと思ひますんで、以上のことで私の質問を終わります。

議長（道上 政男君）

ここで10分休憩いたします。

午後3時04分 休憩

議長（道上 政男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案質疑を行います。

続きまして、通告順番 2 番、議席番号 18 番新免昌和議員。

新免議員。

18 番（新免 昌和君）〔質問席〕

それでは、質問をさせていただきます。

15 ページの債務負担行為ですけれども、債務負担行為補正ですが、この内容として東栗倉工房株式会社の債務に対する損失補填ということで、1,000 万円を借入年度から返済の年度までということで追加がされております。このことについてお尋ねをいたします。

この内容からいえば、1 つは東栗倉工房の持っている負債が払えなくなるということなのでしょうか。東栗倉工房の持っている負債は決算報告書によりますと流動負債、負債の部の合計が 996 万 6,293 円ということになっております。このことと 1,000 万円という金額がたまたまよく似ておりますので、これに合致するのではないかなと推定されますので、そういう質問を第 1 点としております。

次に、同じく決算書の損益計算書の中で言えることですけれども、期末商品棚卸し高が 1,109 万 6,361 円、期首商品棚卸し高が 549 万 6,524 円となっております。約 2 倍となっております。決算のあり方の中で棚卸し高金額が期首と期末で期末のほうが大きくなれば、これは経理上当然利益という見方になっております。そうしますと今回の営業利益が決算書によります損益計算書によりますと 45 万 8,918 円ということになっております。

ところが、この期末と期首の棚卸し高の差額からいうと、おおむね 550 万円あります。550 万円の利益を計上されたということになりますと、実際は 510 万円近い赤字決算になってくるということにつながります。こういう見方から、利益を増加させる手法としてこういうとり方をされたのか、あるいは市場の売れ行きを予測できずに商品在庫高がこれだけ多くなったのか。このあたりが非常に経営上に大変問題があるというふうに思います。このことについてどういうことだったのか。

さらには、貸借対照表の中で自己資本について自己株式 300 万円の減額が起きております。自己株式の 300 万円の減額というのは、言うならば運転資金が不足をして、それに対して今まで持っていた株式を売却をする買い取りをさせてこのような形の決算になったのではないかということの中から、このように不明朗に見える経営体の中に債務負担行為で 1,000 万円の保障をするというのは考えものではないかということで質問をいたします。

議長（道上 政男君）

全部。

18 番（新免 昌和君）

失礼しました。続きまして、17 ページ。17 ページの 1 の 3 の 19。済いません。高齢者の福祉費のうち 19 の負担金補助及び交付金ですけれども、この金額が 3,540 万円の計上となっております。これの内容の、特に施設開設準備等特別対策事業費補助及び介護基盤緊急整備等臨時特例事業費補助金ということで計上がされております。これの具体的な内容及び介護保険料等への将来の費用負担の影響はどのようになっておるのか。具体的な内容というのはこの施設のベッド数、それからユニット共用等についての内容がわかれば御紹介をいただきたいと思っております。

続きまして21ページ、作東バレンタインホテル運営会社の出資金にかかわりましてお尋ねをいたします。

2,500万円の出資でございますが、1つは運営会社を導入する目的は何か、その原因はどこから来たのか。次に、運営会社の資金総額は幾らになる、出資総額は幾らになるのか。社長は出資者になるのか、他の人になるのか。役員構成はどのようになるのか。黒字経営の場合の利益配分処理はどうするのか、出資者に配当されるのか。また、安定経営になった場合、民営化の転換はあるのか。次に、赤字経営の場合の基本的対応の考え方はどういうことなのか。この点についてお尋ねをいたします。

次に24ページ、保健体育総務費の報酬の30万円ですが、スポーツ振興計画策定委員会委員報酬ですが、本年がスポーツ振興計画の見直しの年になっております。これについて、本来ならことしが今までのスポーツ振興計画は平成23年度まででした。平成24年度からは本来ならば新しい計画がスタートしなければならなかった予定です。そういう意味合いでいつまでにどのような準備で取り組むのか、このことについてお尋ねをいたします。

議長（道上 政男君）

田園観光部長。

田園観光部長（江見 幸治君）

それでは、新免議員の債務負担行為の補正ということでございまして、この件からまず御説明を申し上げます。

現在、損失補償限度額は2,000万円であります。その限度額を今回1,000万円を追加して、合わせて3,000万円ということで債務負担行為をお願いしたいという次第でございます。

これは平成22年度までにウルチ米、モチ米等に関しまして米農家は地元JAに出荷し、収入としておりましたけども、昨年の震災以降は米の値段も高くなりまして、地元JAには出荷せず、個々に販売路を確保し、収入として取引することになりました。その影響がありまして、粟倉工房のモチ米等を確保するために昨年は大変苦勞をいたしまして、本年の9月までの必要な量を市内の各農家から借り入れる限度額の2,000万円にて支払いました。が、本年3月より新たに近畿地方の会社と大口の取引も始まりまして、24年度のモチ米等の商品を市内の農家より直接現金にて購入をしないと取引に支障を来すということが考えられますので、債務負担行為といたしまして1,000万円を計上するという事になったものでございます。御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

それから、平成23年度の決算報告書によりまして、この件でございますが、期末棚卸し高、それから期首商品棚卸し高の549万6,524円に対しまして、期末商品棚卸し高1,109万6,361円が2倍となってる、この根拠でございますけども、これは先ほどの説明と重複をいたしますが、米をその都度、4月から9月分でございますが、買っていたモチ米等を昨年については前倒しをして購入をしたということで、在庫が昨年よりも大幅にふえました。このモチ米については、本年度の収入になり、現在期末卸高、期末棚卸し額はほとんど残っていないという状況でございます。

また、自己株式の減額につきましては、昨年も計上しておりますが、資本金8,400万円の内訳をまず説明いたしますと、美作市が7,900万円、それから東粟倉の特産品販売の有限会社が200万円、そして東粟倉工房株式会社、これが自己資本金300万円ということでございますが、の資本金には自己株式を含めたその会社の資本金総額が記載をされております。このことから、自己株式分は会社が自社の株式を購入してるということから資本金の減額となり、実資本金は8,100万円であるということでございまして、その減額、マイナスということになりますけども、として300万円の減額ということで、決算書のほうに報告をさせていただいております。

次に、バレンタインのこの運営会社の関係でございます。

2,500万円の関係で運営会社の構想と展望ということでございまして、それから先ほど新免議員が申されました運営会社等の導入をする目的、それから運営会社に出資金総額等々でございますが、これにつきまして順次説明をさせていただきます。

まず、財団法人のバレンタインパーク作東振興公社の経緯を述べて、質問のほうにお答えをさせていただきます。

財団法人バレンタインパーク作東振興公社は、平成5年10月4日の設立以来、国際交流事業を主なものとして事業を行ってまいりました。しかし、実情はバレンタインホテルの運営が中心でありまして、公益法人としての機能を果たしていないのが現状であります。

そのような中、平成20年5月に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律が施行され、平成25年11月までに新制度に移行しないと、自動的に公益法人は解散したとみなされると、こういうことになったわけでございます。そのため理事会を開催いたしまして、いろいろと協議、議論をしてまいりました結果、本年3月の理事会において財団法人を解散するということが決定がなされまして、国際交流事業については美作市で行う、そしてバレンタインホテルの事業については株式会社を設立いたしまして行うのが最もいいだろうということが判断されました。バレンタインホテルは市の施設であるために、9月補正にて基金を取り崩しまして、2,500万円を出資し、株式会社にて経営していくために補正予算ということでございます。なお、公社解散に伴う残余財産につきましては、市のほうに寄附をするということにしております。

それから、議員の会社運営の構想と展望ということでございますが、バレンタイン構想はのどかな農山村の雰囲気を保って21世紀の心を目指す愛と長寿の田園調のまちづくりを進める拠点としまして事業を進めてきた経緯がありますので、そのイメージを壊すことなく、愛と恋人の町をコンセプトにさらなる飛躍を図ってまいりたいというふうに考えております。なお、株式会社にはスピーディーな判断、そして効率化、合理化をより一層進めるため、バレンタインの里が愛と恋人の町と言えればバレンタインの里が浮かぶような経営努力をしてまいりたいというふうに考えております。

運営会社の導入するという目的でございますが、先ほども申し上げまして一部重なることもありますけども、市や個人が出資することにより身近な施設となりまして、市が出資することにより安定的な運営も期待できるというふうに考えております。また、運営会社の出資総額は計画では市が2,500万円、一般出資が100万円を計画をしております。また、社長につきましては、出資率が多いところから出すのが望ましいというふうに判断をしております。役員構成については、あくまでも予定でございますが、市が3名、一般出資者2名、幹事2名を考えております。

また、黒字経営の場合の利益配分処理は、配分する予定で考えております。安定経営になった場合、民営化の転換についてでございますけども、現在は考えておりませんが、行く行くそのような方法も一つの手段であるかなというふうには思っております。また、赤字経営の場合の基本的な対応の考えでございますが、当面は黒字で運営ができるんじゃないかというふうに考えておりまして、今のところ赤字ということについては考えていないということでございます。

議長（道上 政男君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（神吉 康之君）

それでは、私のほうからは2点目の17ページの高齢者福祉費の3,540万円についての説明を行います。

まず、この補助金でございますが、これは大原東栗倉地域に整備予定の小規模多機能型居宅介護施設、こ

れの建設に要する補助金でございます。場所につきましては、川上地内、そして利用者の登録定員につきましては、小規模多機能の場合最高25名ということで、25名の登録。そして、事業の内容といたしましては、デイサービス、ショートステイ、それからヘルパーによる訪問介護、あとケアマネによります居宅介護支援事業所、ケアプランの作成をされる予定でございます。

1日当たりデイサービス、通いの利用者は15名以下ということで、申請が出ております。また、ショートステイのベッド数については、9名が上限ということで9つのベッドを置かれるということです。それで、開設予定につきましては、平成25年、来年の3月予定と。職員につきましては、看護師、ケアマネなど約10名を雇用するという計画でございます。

次に、介護保険会計に係る費用負担の影響でございますが、市内にあります同規模で同じような内容の小規模多機能の例を見ますとおおむね月額400万円の介護給付費を支払いをしているという状況でございます。

特に、サービス受給者の登録、他の事業所でのサービスを利用されとる方もここへ行こうということで、そちらが減る分こちらのほうがふえるという可能性もございますけども、大体400万円程度月額要するという試算をしているところでございます。

議長（道上 政男君）

教育次長。

教育次長（福原 覚君）

失礼いたします。それでは、新免議員御質問の一般会計補正予算（第3号）、24ページ、款10教育費、項6保健体育費、目1保健体育総務費、節1スポーツ振興計画策定委員報酬の関係につきまして、いつまでどのような準備で取り組むのかという御質問についてお答えさせていただきたいと思っております。

まず、美作市のスポーツ振興計画の策定につきましては、平成18年度に豊かなスポーツライフの実現を目指して美作市スポーツ振興計画、これは計画期間が平成19年度から23年度でございましたけれども、を策定し、さまざまな施策を展開してまいりました。

こうした中、平成23年6月、国においてスポーツ基本法が制定されまして、地域スポーツの新たな役割として地域間の交流促進による地域再生や心身の健康づくりを通じた長寿社会の実現に貢献すること等が求められることとなりました。また、ことしの7月に岡山県スポーツ推進条例が公布されまして、基本理念として7項目が設定されたところでございます。

本来であれば、議員御指摘のとおり計画は24年度から始まるわけでございますけれども、岡山県のスポーツ推進条例が7月にずれこんだという、ずれ込むという情報がございまして、その制定を待って、公布を待って美作市のスポーツ振興計画を策定するという方向になっております。本年度平成23年度までのスポーツ振興計画を整理するとともに、市民ニーズを的確に把握した新たなる基本目標や基本施策を設定し、第2次美作市スポーツ振興計画を本年度策定するというところで、期間としましては平成25年度から平成29年度までの5カ年間の計画とさせていただきたいと考えております。

そして、どのような準備、スケジュールでございませうけれども、本予算が可決いただきますと10月にはスポーツ推進計画の策定委員会を設置させていただきたいと思っております。人数的には委員12名を計画しております。そして、スポーツ団体の関係者、関係行政機関、そして学識経験者などから委嘱をさせていただきたいと思っております。そして、調査内容の検討をするとともに、スポーツに関する意識調査の実施を10月に行いたいと思っております。これは前回も行ってございますけれども、内容的には同じとさせていただきまして、小学校5年生、中学校2年生、そして20歳以上の市民1,000人を無作為抽出いたしまして、アンケート調査を実施させていた

だきたいと思います。11月回収を行いまして、その分析、そして振興計画素案の検討等、策定委員会の中でやっていきたいと考えております。一応委員会につきましては5回、来年の2月までに5回を計画しまして、2月末には素案を作成しまして、教育委員会のほうに意見を聞いていくという方向で、3月末には計画書が作成できるというスケジュールで臨みたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（道上 政男君）

新免議員。

18番（新免 昌和君）

順番が大変なんです、1つは債務負担行為の関係で気になっておりますのは、モチ米の購入形態の関係で前倒しをした買い入れをしなければ材料のモチ米が確保できないという環境にあったと。それに対応するためにこういう流れになりましたという説明だったと思います。

そこで、特に特産品として東栗倉工房で餅づくりは対応がされておるといふような位置づけだと思います。そうであるならば、安定した生産体制を保障しなければならないということになります。そのためには材料の確保の仕方、なぜ契約栽培がされておらないんだらうかという疑問があります。これは実際のところそういうことがやられていなかったの、今ああだこうだ言っても仕方がないわけですが、位置づけとして市がこの東栗倉工房を指導するのにこれから契約栽培の方式も採用する指導をして、安定的な材料確保の道を開く必要があるだろうと思います。その上でないと先ほど質問いたしましたような、流れが突然変わると経営が非常に不安定に見え、さらに利益操作さえ行っているのではないかという疑問の見方もできるということにつながりますから、そういうことのない健全な運営を決算上でも明らかにしていく必要があるだろうというふうに思いますので、そういう点を改善していただきたいというふうに思います。

次に、高齢者福祉でいきますが、高齢者福祉で大変多機能型の施設ができるということで、大原では非常にそういうことがかなり環境として整ってくるなという気がいたします。さきのやすらぎ荘はできましたし、高齢者福祉に対する施設が美作市内だけでなしに全域が対象ですけども、相当そういう点では今の時点でいえば大原が重点になってるのかなというふうに受けとめております。

市内全域いずれの場所においても高齢者の福祉は受け入れ態勢を充実させていかなければなりません、そういう点ではぜひとも市内全域にうまくばらまかれたというたらおかしいんですけども、均等に施設があるなというふうな受けとめ方ができるような対応をぜひお願いしたいなと思います。

次に、バレンタインのほうですけども、非常に法律の改正等に対応した内容であるということですが、特に経営の内容の関係で言えば赤字経営を想定していないということですが、実は結婚式が非常にバレンタインの場合は収益の中心になっているというふうにお伺いしております。そうした中で、この流れが非常に厳しい現実にあるというのは、ブライダル産業の現在の整理統合、淘汰の流れの中で言われているところでございます。そういうブライダル産業が厳しいということは、バレンタインホテルの経営にとっても非常に影響の出る流れであろうかと思っております。

そういう流れを推定した場合に、考えた場合に赤字経営の危険というものはある程度予測をした基本的な考えを対応していく必要があるだろう。とりわけ御承知のとおり市場が縮小する、人口が縮小するというこれは先々の施設維持管理を含めて厳しい環境が待っているというふうに思われます。そういうことを考えると、黒字の場合には非常に結構なことなんです、赤字対応ということを非常にぜひとも研究をしておいていただきたいというふうに注文をつけておきたいというふうに思います。運営会社化はやむを得ない流れであるということは理解できますし、構想としての21世紀愛と交流の町の考え方というのは歴史のある

ことでございますし、そういう点で発展をさせて、住みよいまちづくりに発展をさせていくということは非常に必要なことであるというふうに思いますので、それでいていただきたいと思います。

次に、スポーツ振興計画の関係ですけれども、ぜひ注文をつけておきたいことがございます。それは、全体の今美作市の学校関係、小・中学校関係の圏域、美作地域の中での成績は決していいほうとは言えません。そういう意味合いで底上げ、基本的体力の底上げも含めて、競技スポーツの底上げを図っていただきたい。そのための取り組み方について、綿密な振興計画の中に取り入れた内容にしていきたい。これが1つでございます。

もう一つは、トップアスリートの対応をどうしていくのか。御承知のとおり非常に女子サッカーにおいては岡山湯郷Belleの活躍というのはいまもう言を待ちません。非常に効果のある、子どもたちにもそして市民にも大きな夢と希望と感動を与えてくれております。そういう点から、トップアスリートの養成ということについて、どういう取り組みをしていくのかということもぜひこの中に取り入れていただきたいと思いません。

特にトップアスリートもプロとの関係も出てまいります。岡山県の振興計画、条例を進めていく計画振興の中にもプロとトップアスリートについての位置づけが従来とは変わった位置づけがされました。そういう点を含めて、ぜひともそれを課題に上げていただけたらというふうに思います。この点で取り組みにそれぞれ取り組んでいく決意をお聞かせ願いたいと……。

議長（道上 政男君）

一般質問化しないように……。

18番（新免 昌和君）

失礼いたしました。

議長（道上 政男君）

議案に対しての質問だけにさせていただかないと、時間がかかって仕方ありませんので。

執行部の皆さんにもお願いしときます。簡潔に答弁してください。

議員の皆さんも議案質疑でありますので、一般質問化しないようによろしくお願いします。

政策審議監。

政策審議監（岩崎 清治君）

新免議員の御質問の中の21ページ、バレンタインホテルの運営の赤字の関係でございますけれども、バレンタインホテルそのものは市営の建物でございますし、条例等整備いたしまして、運営会社ができた暁には指定管理としてバレンタインホテルのほうへ指定管理として出すと。指定管理につきましては、一般的には料金をお支払いして指定管理を今現在ほとんどしていただいておりますけれども、バレンタインホテルにつきましては指定管理料をいただいて運営に当たろうというふうに思っております。その指定管理料を市のほうの基金等で貯蓄をいたしまして、リニューアルとか赤字のときに備えて対応を考えるということで、新免議員の御指摘のように結婚式等についての将来的にはそれほど明るいものではございませんし、リニューアル等の経費も要りますので、その負担も含めて税の節税を図りながら、健全運営をやってきたいというふうに思っております。

議長（道上 政男君）

副市長。

副市長（皆木 照夫君）

粟倉工房の方で御提案ございました、契約栽培ということで。

いろんなことにつきましては、先ほど部長が答えたとおりで、現在の経営形態が少し変わってきたということで、米を先に押さえる必要ができたということで、このバックには今まであったいかりスーパーの分からゆうバックが減ってきたというて、年間通して資金が必要になったということで、今までは年末年始のお餅をつくるのに年末に農協から買うためのお金が必要だったという部分がちょっとばらけたということになったということの説明だと思えます。

生産体制で特に契約栽培ということですけど、合併のすぐの折には東栗倉において契約部分になる分を60キロ当たりだったと思うんですけど、1,000円ぐらい上乗せを自治体でもってやっておったということで外しております。これはもう何年か前にひとつはいかりスーパーの関係のところから堆肥を買って、有機の堆肥を買って入れるというような方法も考えてまいりましたので、今言われますように現金を上げていくと、先にぶつけると、契約栽培すると金額の高騰になるという部分あったりしますので、契約しとってもうしても金額というのは統一の単価が出てきたりしますので、なかなか難しいところがあるということで、これら少し良い方法を検討していきたいと、このように思っております。

議長（道上 政男君）

教育次長。

教育次長（福原 覚君）

失礼いたします。それでは、新免議員のスポーツ振興計画における位置づけの関係で、子どもたちの基本的体力の底上げ、そしてトップアスリートの養成、プロとトップアスリートの関係等々につきまして議員御指摘のように策定委員会の中で十分考慮し、研究し、計画を策定してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（道上 政男君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（神吉 康之君）

在宅介護を支援する中で、特に地域密着型のサービスであります小規模多機能型居宅介護施設、これにつきまして、ことし大原地域に整備、あと整備できてないのが英田、勝田地域でございます。これを重点的にまた募集をかけて整備していきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（道上 政男君）

新免議員、よろしいか。

18番（新免 昌和君）

よろしい。

議長（道上 政男君）

続きまして、通告順番3番、議席番号17番絹田和昭議員。

絹田議員。

17番（絹田 和昭君）

17番絹田です。

まず、一般会計のページ5の債務負担行為の大芦高原交流村の工事管理委託料160万円、これは本体工事がここ計上してないんですけど、その何%が当たるのかなと思うんですけど。それから、本工事の設計が200万円設計費組んでありますから、それから比較すると少し、160万円というのは非常に高いような気がするんですが、算出基礎はどういうことで出とんかなと思ひまして聞きます。

それから、17ページ、今新免さんが聞かれました介護基盤緊急整備臨時特例事業補助金の3,000万円については、これは事業内容については小規模多機能ということでこれはわかりました、よろしいですけど、補助率ですけど、これはトンネルで今3,000万円入って3,000万円出しておりますけど、第5期の介護保険事業計画においては特にこの小規模、地域密着型を推進するというので、もう少しは上積みしてもいいんじゃないかと思うんですけど、そういう考えはなかったんかということ。

それからもし、もう一つはこの事業主体がもとの大原のされる人ですけど、大体3,000万円出すのは2分の1じゃったら6,000万円ぐらいの事業、どれぐらいの事業をされて3,000万円だすんかなど。その補助率をちょっと聞きたいと思います。

それから、獣肉処理施設につきましては、敷地面積とか建物規模、1日の処理能力につきましては聞きましたですけど、地元の雇用があるんか、この常勤が2人とそれから臨時が3名、地元ではただ施設をしてお願いして、維持管理も何も地元には関係ないんか。地元の雇用を多少考えられたこれからの運営をされるんか、そういう点を聞きたいと思います。

それから、スポーツ振興事業対策のこの計画につきましては、今聞きましたら地域間交流ということですけど、具体的にもう少しどういふことか競技スポーツを中心にするんか、リクレーションとかそういう体力向上を中心にして考えて、そういうものを策定するんかということを知りたいと思います。

以上。

議長（道上 政男君）

田園観光部長。

田園観光部長（江見 幸治君）

絹田議員の債務負担行為、大芦高原の関係でございます。

この債務負担行為は160万円の件でございますけれども、大芦高原国際交流村には温泉施設、コテージ等、各種スポーツ施設が点在しておりまして、その中で代表的な施設のふれあい交流館につきましては、平成11年完成以来、本格的な改修工事を行っていないことから、施設の老朽化による雨漏り、それからコテージについては使用できない棟がありまして、その影響もあり、訪れるお客が減少傾向にあります。また、平成25年度中には現在では指定管理者にて運営されると、運営するという計画も進んでおりまして、それまでに施設を改修したいということから、ここに工事管理委託料160万円の債務負担行為を計上いたしております。

議員指摘の工事費が計上されていないが算出基礎は、また本設計費240万円に対しましても高いと思うがという質問でございますが、工事費につきましては12月補正にて約3,000万円から3,500万円計上したいというふうに思っております。また、議員御指摘の設計費240万円に対しまして管理委託料160万円を組んでおりますが、設計監理委託といたしましては工事費に対する上限を約12%と見込み予算計上をしております。割合にすれば設計委託が6割、委託管理が4割ということでございます。

それから、獣肉処理施設の敷地面積、建物規模、1日の処理能力、地元の雇用ということでございますが、まず獣肉処理施設の敷地面積でございますが、これは一般質問の中でも御答弁を申し上げましたが、美作市の平福の一の虬地区でございまして、市が美作市土地開発公社が……。

議長（道上 政男君）

地元の雇用の関係。

田園観光部長（江見 幸治君）

地元の雇用の関係でございますけれども、現在施設管理者と嘱託職員、臨時職員で7名を採用することにしておりまして、全て美作市民でございます。

議長（道上 政男君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（神吉 康之君）

それでは、2点目の17ページの高齢者福祉費の介護基盤緊急整備等臨時特例事業補助金でございます。

これにつきましては、補助率とかというんじやなしに、定額で3,000万円というものでございます。昨年もグループホーム、同じようにあったんですけども、定額で3,000万円と。これに対して県が3,000万円ですとおしの補助ということで、市のほうでこれに上乘せをするというようなことは考えてはおりません。

それから、そのページの上に施設開設準備等特別対策事業補助金、これにつきましてもベッド数が9というたんで60万円掛けるベッド数、これの補助金が入ってくるということで、この2つを補助金として補助をするというものでございます。

事業内容については、先ほど説明したんでよろしいでしょうか。

議長（道上 政男君）

教育次長。

教育次長（福原 覚君）

失礼いたします。絹田議員御質問の美作市スポーツ振興計画について御説明申し上げます。

この計画は子どもから高齢者まで市民誰もが生涯を通じてスポーツに親しみながら、健康体力づくりの推進を図り、生涯スポーツ社会の実現を目指すために策定されるという大きな項目でございますけれども、これから策定委員会において詳細については詰めていくことになると思います。ただ、平成19年3月に策定されたものでは、重点目標としまして3項目掲げております。生涯スポーツの振興、競技スポーツの推進、そして学校における体育、スポーツの充実という重点目標3目標を掲げて、それぞれ施策を掲げておるという状況でございます。詳細につきましては、今後策定委員会の中で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（道上 政男君）

絹田議員。

17番（絹田 和昭君）

1点だけ。

地元の雇用というのは、美作市内ということでなしに、地域の大字の平福かああいう人のは全然雇用は関係ないというのを1つ聞きたいん。

議長（道上 政男君）

田園観光部長。

田園観光部長（江見 幸治君）

現在のところは7名以上の雇用は今のところ考えておりません。

議長（道上 政男君）

絹田議員。

17番（絹田 和昭君）

そういう施設を頼み行くときにどうしても地元の雇用というのが出とんじやないかと思えますから、草刈り等でできるだけそういう臨時的雇用がありましたら、極力そういうような地元を大切にするように持っていただきたいと思えます。

以上で私の質問を終わります。

議長（道上 政男君）

ただいまから10分間休憩いたします。

午後 4 時00分 休憩

午後 4 時10分 再開

議長（道上 政男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、通告順番 4 番、議席番号 6 番岡崎正裕議員。

岡崎議員。

6 番（岡崎 正裕君）〔質問席〕

私、獣肉処理施設関係の説明を求めたいと思いますが、重複しとる部分がありますので、これだけ答えてくださいと今言います。

まず、小さいんですが、普通旅費、消耗品費、有料道路通行料、これの説明をお願いいたします。

それから、工事請負費につきましては、これは上下水道の工事が主なものということで、これは結構です。

それから、土地購入費も結構です。

それから、備品購入費ですが、当初予算で700万円計上しております。今回1,050万円。これ当初計画とどうしてこんなに幹より枝のほうが重たくなったのかなということをちょっと説明をお願いいたします。

それから、次の各種研修会負担金の説明、それから次の下水道と水道の加入負担金については、もうこれは結構でございますので、今申し上げたことをちょっと説明をお願いいたします。

議長（道上 政男君）

田園観光部長。

田園観光部長（江見 幸治君）

先ほどは大変失礼をいたしました。

それでは、岡崎議員の質問に答えさせていただきます。

まず、旅費の関係でございます。9万6,000円の件でございますけれども、この獣肉消費の調査のための旅費でございます。それから、需用費の消耗品でございますが、このうち48万円のうち16万5,000円が獣肉処理の関係でございます。獣肉消費の市場調査で使います獣肉、それから調理用の材料費、それから獣肉処理施設に従事していただく方の先進地視察で研修を受ける際の被服等でございます。残りは農地・水・保全管理支払交付金事業に関係した補正額でございます。それから、使用料及び賃借料の有料道路5万円でございますけれども、これは先進地施設の視察、それから従業員等の職員研修及び獣肉消費の市場調査の有料道路でございます。

それから続きまして、備品購入費でございますが、この備品購入費の1,050万円でございますが、当初予算におきましてはこの施設の中に冷凍庫、冷凍室を設けておりました。その上でなおかつ必要ということで、ここに備品購入費を購入をさせていただいたものでございます。製氷機等、岩江議員のときに説明申し上げましたけど、それが含まれております。

それから、負担金補助及び交付金関係でございますけれども、31万7,000円でございますが、獣肉処理施設に従事される7名の方が先進地の施設で研修を受ける際に必要な負担金及び職員衛生管理者養成講座の受講時に必要な負担金でございます。

以上でございます。

議長（道上 政男君）

岡崎議員。

6番（岡崎 正裕君）

多くは申しませんが、初めてのことで仕方ないかもしれませんが、当然当初予算で上げるべき予算を今、枝の重たくなるような状況まで出してこられるというのは、どうも最初の計画がうまく詰めてなかったというふうにも聞こえますので、これからまたいろいろと予算を組まれる中で十分留意をして、早目早目にこれだけ要るんだということをやっていただくように要望して、質問を終わります。

議長（道上 政男君）

以上で通告者の質疑は終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようですので、これで議案第80号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第81号「平成24年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようですので、これで議案第81号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第82号「平成24年度美作市武蔵の里特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号14番岩江正行議員。

岩江議員。

14番（岩江 正行君）〔質問席〕

議案第82号「平成24年度美作市武蔵の里特別会計補正予算」ですが、歳出、10ページ、需用費の1,223万5,000円の中での燃料費と光熱費、燃料費が666万9,000円、光熱費が400万円。なぜ今ごろこういうふうな補正が出るのか、その辺のところがちょっとお願いします。

議長（道上 政男君）

田園観光部長。

田園観光部長（江見 幸治君）

武蔵の里の需用費、燃料費と光熱費について御説明を申し上げます。

今回当初予算でございますけれども、繰入金ということで6,000万円の繰入金の中で武蔵の里の運営を行っております。今回につきましては、その1年間を通しての予算を組むのじゃなくて、実際に6,000万円の繰入金でやっていけるということを基本といたしまして当初予算を組んだ経緯がございます。その中におきまして、現在いろいろと経営努力をいたしました結果、何とかあと半年もいけるんじゃないかということもあ

りまして、ここでその不足の分を計上をしております。この燃料費につきましては、クアガーデンの武蔵の里の重油代でございます。当初予算で半年分を計上いたしております、今回10月から3月までの6カ月分を計上するというところでございます。

それから、また光熱水費につきましても同様でありまして、当初予算で半年分700万円を組んでおりまして、ここで電気代、上下水道代ということで400万円を計上するというところでございます。

以上でございます。

議長（道上 政男君）

岩江議員。

14番（岩江 正行君）

わかりました。

それで、6,000万円当初予算組んで、これが来年の春には減額できるぐらいに頑張っていたきたい、かように思います。

以上です。

議長（道上 政男君）

続きまして、通告順番2番、議席番号17番絹田和昭議員。

絹田議員。

17番（絹田 和昭君）〔質問席〕

17番絹田です。

歳入の9ページ、事業収入の決算額、21年度につきましては1億5,389万951円、22年度が1億4,110万4,968円と、23年度が1億3,009万564円というふうな、21年度から22年度につきましては1,278万5,000円。22年度から23年度につきましては1,101万4,000円とか、売り上げが減額しているにもかかわらず、今度の補正後の予算見ましたら23年の決算額よりちょっと多くみとるんですけど、この多く入る根拠、繰入金を抑えて歳入ふやしたら組めるのは組めるんですけど、歳入がこれだけふえるこの根拠はどういうもので見られたかということ。

それからもう一つは、もう次に2番目に9ページの賄い材料費の補正後の予算額、当初が4,326万4,000円、それで補正が156万6,000円ですが、この補正後の額が4,483万円ですけど、これが売上金の宿泊料が予算上では1,731万円ですけど、これは宿泊料というのは食料費とそれから宿泊と、食料だけじゃなしにもう宿泊費も入ると思うんでそれを含めて、それから食事代、食事の食事料の補正してあります344万円と当初の5,328万円。これを足しますと5,672万円と。そうなりますとその賄い材料の占めるパーセントが60%ぐらいになるんですけど、これはいつも問題になっとなんですけど、これじゃとても経営が成り立たんと思うんですけど、これをいつも毎年この決算で非常にもめとるし、補正でももめとると思うんですけど、これを同じように60%以上、実質は70%ぐらいになっとなじゃないかと思えますけど、そこら辺のどうしてこういうふうにふえるかということをちょっと説明してもらいたいと思います。

議長（道上 政男君）

田園観光部長。

田園観光部長（江見 幸治君）

それでは、歳入、9ページのほう、事業収入の決算額についての説明を申し上げます。

議員指摘のとおりでございます、年々収入が下がっているのは、平成23年度の収入額1億3,900万円に對しまして補正後の1億3,107万6,000円となることから、98万6,000円の増となります。根拠でございます。

けども、本年の上期実績で前年度収入とそれから本年度実績とを比較しますと98万8,000円の増となりまして、率といたしましては101.6%になります。昨年よりも若干であります、昨年の実績を上回ったということになりまして、このことによりまして補正予算を計上いたしております。

それから、次の②でございまして、歳出の10ページの件でございまして、これは歳出の賄い材料費に含まれておる内容を説明いたしますと、大きく分けて収入といたしまして食事が5,672万円、クアのレストランと五輪坊の食事でございます。

それから、売店収入3,372万円、これもクアの売店と五輪坊の売店、楽市楽座、物産、農産物の販売等でありまして、この宿泊料には賄い材料というのは含まれておりません。この賄い材料でございますけれども、食事料の5,672万円のうち、内訳でございますが、クアレストランが1,472万円、五輪坊が4,200万円でございます、その賄い材料の費用が1,884万3,000円ということでございます、クアレストランが31%、五輪坊が34%ということでございます。その賄い率の合計が平均しますと33%ということでございます、議員が言われとるような60%以上の経営ではない、できないということに対しましてはこういう事情でございます。

以上でございます。

議長（道上 政男君）

絹田議員。

17番（絹田 和昭君）

歳入については上半期の実績に基づいて98万8,000円の増があるということで、確定しとるということでこれから半年も頑張っていたきたい。

それから、とり方によってそういうふうになる、実際の仕入れが仕入単価は3,300万円ほど入るということですから、実質が31%かこの33%ぐらい、トータルでは33%ぐらいの賄い材料の率ということですから、30%になったら健全じゃないかと思えますから頑張っていたきたいと思えます。

以上で終わります。

議長（道上 政男君）

通告者の質疑は終了いたしました。

ほかに質疑をお受けいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようですので、これで議案第82号の質疑を終了いたします。

以上で全ての議案に対する質疑が終了いたしました。

これより議案の委員会付託を行います。

お手元に配付しております審査付託表をごらんください。

お諮りいたします。

ただいままでに上程されております各議案は、審査付託表に記載のとおり、各常任委員会及び決算特別委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

異議なしと認めます。よって、付託表のとおり付託いたします。

日程第3 請願・陳情について

議長（道上 政男君）

日程第3、「請願・陳情について」を議題とし、一括上程いたします。

今定例会までに受理した請願・陳情につきましては、全て配付いたしておりますので、付託表のとおり所轄の委員会に付託いたします。

なお、請願2号につきましては、紹介議員から請願の紹介をお願いいたします。

福島議員。

20番（福島 協君）〔登壇〕

失礼いたします。ただいま上程をいただきました「地域建設業の振興及び中小企業対策の充実に関する請願書」であります。

請願者は岡山県建設業協会美作支部副支部長有友格之助。紹介議員は万殿紘行、岡崎正裕、安東章治、向原伸一、小淵繁之、本城宏道、岩江正行、絹田和昭、西元進一、そして私でございます。

請願の趣旨及び理由につきましては、お手元に配付しております書面でごらんになっていただきたいと思います。

紹介議員の一人として一言御意見を申し上げます。

我が国経済はいまだデフレから脱却ができず、EUの経済危機を初めとした国際経済の荒波の中で円高がすすみ厳しい経済状況にあります。そのような状況の中であって、長年公共事業予算に対する大幅な縮減がなされ、さらに政権交代によってコンクリートから人へという政策転換がなされ、公共事業費が激減したところでもあります。このような公共事業費の大幅減は地方経済に多大な影響を与え、とりわけ建設業に大きな影響を与え、廃業、そして倒産が続いたところでもあります。

美作市においても例外ではございません。美作市経済における建設業は雇用の面を含めて非常に重要な位置を占めております。地域の建設企業は社会資本等の維持管理、除雪、災害応急対策の事業を行っており、地域社会の維持に不可欠な役割を担っておりますが、建設投資の大幅な減少等に伴い、地域維持事業を担ってきた地域の建設企業の減少、小規模化が進んでおり、このままでは事業の円滑かつ的確な実施に必要な体制の確保が困難となりまして、地域における最低限の維持管理までもが困難になることも予想されます。

以上のような状況の中で、市内建設業の振興のために公共事業の執行に当たっては市内業者の優先発注、市内下請業者の優先使用の徹底等、いわゆる地域維持型契約方式の導入等を進めていくことが必要ではないかと思うところでございます。

また、中小企業対策におきましても、市内でも今日弱電企業の下請企業は非常に厳しい状況にあります。操業短縮、さらには解雇というような厳しい状況が続いております。そういう中で、美作市としても中小企業対策が市独自の決めの細かい対策を講じる必要があると思います。

また、小売業におきましても、大店法が導入されて以来、弱小の小売業は淘汰されております。新免議員が一般質問でされましたけども、本当に買い物難民も出ております。やはり小売業の壊滅的な大店法よっての打撃によって小売業がほとんどなくなっていると言っても過言ではございません。こういう中で各市の公共調達におきましても、今以上の配慮をしていただきたいと思います。よろしくお願いをしたいと思います。

以上、紹介議員の一人として意見を申し上げます。最後の最後にこの請願の趣旨を御理解いただきまし

て、御賛同していただけますようお願いを申しまして、私の意見を終わらせていただきます。ありがとうございました。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

再開は25日午前10時からです。

決算特別委員会を開催しますので、議員控室にお集まりください。

大変御苦勞さまでした。

午後 4 時29分 散会

平成24年9月25日

(第 7 号)

1. 議事日程（7日目）

（平成24年第5回美作市議会9月定例会）

平成24年9月25日

午前10時開議

於議場

日程第1 認定第1号～認定第16号、議案第69号～議案第82号、陳情第3号、請願第2号（委員長報告、質疑、討論、採決）

追加日程第1 発議第10号 人権尊重都市宣言について

2. 出席議員は次のとおりである（21名）

1番	山本雅彦	2番	則本陽介
3番	萬代師一	4番	山本重行
5番	尾高誉久	6番	岡崎正裕
8番	本城宏道	9番	安東章治
10番	橋本健二	11番	向原伸一
12番	鈴木悦子	13番	粟井基雄
14番	岩江正行	15番	小淵繁之
16番	万殿紘行	17番	絹田和昭
18番	新免昌和	19番	日笠一成
20番	福島協	21番	内海健次
22番	道上政男		

3. 欠席議員は次のとおりである（1名）

7番 西元進一

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	安東美孝	副市長	皆木照夫
教育長	内海壽志	政策審議監	岩崎清治
総務部長	中西祐司	危機管理監	小林昭文
企画振興部長	大寺剛寅	市民部長	平尾孝之
税務部長	西浦豊照	保健福祉部長	神吉康之
建設部長	春名修治	田園観光部長	江見幸治
上下水道部長	中尾友保	教育次長	福原覚
消防長	森正彦	会計管理者	谷和彦
外-外-建設担当部長	石田薫	田園観光部企業誘致課長	竹田茂雄
総務部ドリームプラン推進課長	今井忠		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	欽先耕二
課長	内藤淳子
主任	谷口宏枝

議長（道上 政男君）

皆さんおはようございます。

いつものことながら携帯電話の電源は切っていただくようお願いいたします。また、傍聴者の方は傍聴規則を遵守していただきますようお願いいたします。

11日に引き続き会議を開きます。

欠席者の報告を行います。7番西元進一議員が入院のため欠席であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 認定第1号～認定第16号、議案第69号～議案第82号、 陳情第3号、請願第2号（委員長報告、質疑、討論、採決）

議長（道上 政男君）

日程第1、「認定第1号～認定第16号、議案第69号～議案第82号、陳情第3号、請願第2号（委員長報告、質疑、討論、採決）」を一括して議題といたします。

これらの議案等につきましては、各常任委員会、議会運営委員会及び決算特別委員会に付託となっております。いずれも各委員会及び特別委員会において審査終了の旨、報告があり、審査結果報告書はお手元に配付のとおりであります。

この際、各常任委員長、議会運営委員長及び決算特別委員長から審査結果の報告を求めることにいたします。

まず、総務委員長報告を求めます。

総務委員長。

12番（鈴木 悦子君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

それでは、これより総務委員長報告を行います。

去る9月14日午前10時より、市役所4階議員控室におきまして、委員全員出席、執行部より副市長、政策審議監を初め担当部課長以下関係職員出席のもと、委員会を開催しました。

本会議において当委員会に付託されました議案7件のほか、請願1件につきまして慎重に審査を行いましたので、その結果を御報告いたします。

まず、議案第70号「訴えの提起について」ですが、その前に税務部長より、本年4月から徴収強化ということで収税系の体制が変わり、参事を班長として特別徴収班を設置した。岡山県に徴収協力依頼を行っていたところ、6月から週に1日ではあるが、2名の職員を派遣してもらっている。今回の訴えの提起も新たな徴収対策として取り組んでいくとの報告がありました。

それでは、議案第70号「訴えの提起について」では、差し押さえ債権取立金請求事件として市税滞納者が貸金事業者に対して有する過払い債権及びこれに対する年5分の割合による利息の支払い請求権を差し押さえたが、相手側が支払わないため、訴えにより支払い命令を求めるものであるとの説明でありました。

委員より、本会議における議案質疑で、過払い金取り立てに係る弁護士依頼は1件当たり2万円のできるとの質問がありました。そのことについての質問では、インターネット等で一般的な弁護士費用を見れば、まず手付金が2万円、報酬が出来高により18%から20%、例えば100万円の過払い金請求で手付金が2万

円、報酬が20万円となり、合計で22万円、こういった事例が一般的な過払い金請求の報酬事例であるとの説明であり、今回、美作市は顧問弁護士である菊池弁護士事務所に依頼しているとの答弁でありました。

次に、委員より、貸金業者が市の支払い請求に応じない背景には何があるのかとの質疑では、貸金業法の第43条にみなし弁済という項目がある。これは貸し手、借り手双方が納得してグレーゾーン金利を任意で払ってもらっているのもので、みなし弁済と認め、美作市への返済義務はないと貸金業者の主張であったが、平成18年1月13日に最高裁判決があり、期限の利益喪失特約付きの契約はみなし弁済とは認められないとの判例が示されたため、今回のような過払い金請求ができるようになったとの答弁でありました。ほかに質疑はありませんでした。

次に、議案第73号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について」は、中谷辺地の市道引谷後山線改良舗装の整備に伴うものであるとの説明であり、委員より、平成22年度の辺地法の延長の条件についての質疑では、辺地法延長の条件については面積5平方キロメートル以上、人口50人以上、点数100点の条件で市内25指定があるとのことで、ほかに質疑はありませんでした。

次に、議案第74号「美作市防災会議条例及び美作市災害対策本部条例の一部を改正する条例について」は、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第75号「美作市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、後山地点での放送施設撤去に伴い、センター施設、受信施設から削除し、受信施設として新たに栄町5番地3を追加するものであるとの説明であり、委員より、センター施設が廃止されたことにより運営体制は合理化されると思うが、どのように変わるのかとの質疑では、今まで東栗倉地域、後山で受信をしていたが、完成から10年が過ぎ、機器の更新の時期になっていること、さらに4月から6月にかけて受信障害があり、市役所に一番近いところで電波状況のよい受信点を選定した。また、運営経費については、東栗倉、後山ですと職員の移動に1時間以上かかっていたが、近くになることから削減できるとの答弁でありました。ほかに質疑はありませんでした。

次に、議案第79号「美作市火災予防条例の一部を改正する条例について」は、電気自動車の普及に際して整備される急速充電設備の設置について規定を整備するものであるとの説明であり、委員より、既存の急速充電設備についての対応はとの質疑では、さらに設置してある急速充電設備については電気工作物の規制により設置しており、一定の安全は確保してあるので、さかのぼって火災予防条例の適用はしないとの答弁でありました。ほかに質疑はありませんでした。

議案第80号「平成24年度美作市一般会計補正予算（第3号）」の所管部分について、議会事務局関係では質疑はありませんでした。

また、消防本部関係についても質疑はありませんでした。

次に、総務部関係では、歳入の関係では、旧みまさか荘の土地、建物の売り払いに伴う代金6,000万円であり、歳出では、ロンドンオリンピックで銀メダルを獲得したなでしこジャパンのメンバーの2人の選手に市民栄誉賞の特別賞を授与するための報奨金、また英田市有住宅の取り壊しに係る工事請負費、東日本大震災の被災地である福島県喜多方市で行う湯郷Be11e選手による支援イベントに係る経費、そして11月25日に予定している防災訓練に係る経費との説明を受け、委員より、質疑ではみまさか荘の土地の面積について質疑がありました。3,882.39平方メートルであるとの答弁であり、ほかに質疑はありませんでした。

続いて、危機管理監より総合防災訓練の概要について説明があり、実施日時が平成24年11月25日曜日、午前9時から12時の予定、場所はバレンタインパーク作東総合グラウンド、訓練の想定は震度6強の直下型地震が発生し、多くの負傷者が発生していることを想定して行う。訓練内容としては2部構成で訓練を行

い、第1部として市民参加訓練、第2部として陸上自衛隊、消防本部、消防団による実務訓練を行う予定であるということでした。参加機関については16団体の予定であるとの報告でありました。

次に、企画振興部関係では、歳出で、ケーブルテレビ運営会社出資金について説明があり、委員より、ケーブルテレビの出資割合について質疑がありました。説明では、テレビせとうちクリエイトと現在協議中であるが、市が9割、テレビせとうちクリエイトが1割程度の出資割合とし、出資金については三、四カ月の人件費を想定していたが、消費税の関係があるので、今後税務署にも確認し、出資金そのものを決めていきたいとの答弁でありました。

また、委員より、現在の委託契約の残期間があると思うが、これは契約の破棄になるのか、切れるのか、委託の不都合な点、株式会社にするることによるメリットは何か、またどのような取り組みの構想を持っているのかとの質疑に対し、本年度を含め残り3年あるが、違約金なしで解約に応じてもらえる、不都合な点についてはテレビせとうちクリエイトが規制をかけているので小回りが一切きかないとのことでありました。メリットとしては、例えば災害支援の状況を撮りたくても調整に時間がかかるが、市の直接経営であれば時間外のこともあるが、すぐに対応ができるとのことでありました。また、放送時間も現在は決まっているが、今後はある程度の融通がきくようになる、さらに出資法人となるので毎年決算を議会に報告し、経営状況を見ていただけるとのことでありました。そして、市民が期待しているみまちゃんネルの充実については、来年4月より新しい会社での運営となることから、この10月より放送内容を改善し、放送内容を毎日変えていくとのことでありました。ただ、現在の契約は30分番組の作成しかしていないので、それ以上はできないとの答弁でありました。

ほかの質疑として、ケーブルテレビの加入戸数について質疑がありました。説明では、平成23年度末で8,326世帯、基本コース600円が4,634世帯、基本コースプラスBS・CSコース1,000円が3,602世帯、集合住宅は1回線分で契約をしているとのことでありました。ほかに質疑はありませんでした。

次に、市民部関係です。戸籍住民基本台帳費では、窓口業務用パソコン等の購入、斎場費では老朽化により大原斎場の焼却ボイラーや電気計装関係の設備更新を行うための追加補正であるとの説明であり、委員から、斎場の補正予算について基金を取り崩しているが、今後基金はどうするのか、斎場の改修内容について当初予算との関連についての質疑では、基金は合併前に大原町、東栗倉村、西栗倉村の運営協議会で管理をしていたもので、このたび基金全てを取り崩し財源に充当するとともに、西栗倉村も負担し整備するもので、今後は大原斎場としての基金は積み立てない予定である。また、工事請負費の補正は、長年の懸案であったボイラーなどの焼却設備や電気計装機器、排気設備等を更新するもので、当初予定の火葬炉の改修工事が完了したことによる入札残や委託料を組み替えて実施するものであるとの説明でありました。ほかに質疑はありませんでした。

次に、税務部関係では、過払い金請求訴訟に係る弁護士費用との説明であり、このことに対して委員より質疑があり、説明では滞納者は2名ということでありました。着手金1人10万円という説明であったが、着手金37万円というのはおかしいのではないかとの質疑があり、2人のうち1人は過払い請求額が少なく、最低額の10万円であるが、もう一人の滞納者の請求額が大きく、報酬基準が過払い金額掛ける5%プラス9万円となり、2人の合計額で37万円になるとの答弁でありました。ほかに質疑はありませんでした。

次に、議案第81号「平成24年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」について、主な内容は貸付金の債権回収を弁護士に委託する経費で、1年以上償還がない長期滞納者に対し弁護士による督促状送付や、未納期間がおおむね10年以上に及ぶ者に対し債権回収を委託する経費であるとの説明であり、委員より、委託予定の弁護士についての質疑では、美作市顧問弁護士である菊池弁護士事務所を予定し

ているとのことであります。また、債権回収により収納した金額を起債の繰上償還にすることができないのかとの質疑では、繰上償還は許可が得られれば可能であるが、資金に余裕があることを理由としての繰上償還は認められていないとの説明でありました。ほかに質疑はありませんでした。

以上が議案第70号、議案第73号から議案第75号、議案第79号から議案第81号について総務委員会に付託された審査内容であり、1件ごとの討論、採決の結果、7議案は全員賛成で可決いたしました。

次に、請願第2号について審査をいたしましたので、御報告いたします。

請願第2号「地域建設業の振興及び中小企業対策の充実に関する請願書」については、請願書は事前に配付されておりますので、朗読を省き、質疑を受けました。

委員から反対意見として、形式上は請願者の住所、氏名、団体名、法人名と印鑑と請願の趣旨があれば書面として成立するが、本会議での紹介は、岡山県建設業協会副支部長の肩書で紹介し、法人の人格部分は紹介されていない。今回はどの人格で請願をされているのかわからない。請願の内容はいいと思うが、個人、法人で請願をしたならば、利益誘導につながることにならないか、また採択されても請願者が明確にならないと取り扱いが難しいと思われる。

次に、趣旨さえ採択すればいいと言われても、請願者がどのような意図を持っているかは非常に大きな関連がある。だから、団体なのか法人なのか確かめている。団体であるならば、当然組織原則にのっとって対応をされないと、紹介議員が趣旨さえよければいいと言われるなら、反社会団体がそれを持ってきたら趣旨がいいから採択しろと言ってこられるのと同じで、それでもいいのかという話になる。その場合、審議する側は反社会的な団体の場合は、幾らいい中身でも絶対だめでしょうとならざるを得ない。団体の請願ですと方向性が出されたので、それだったらなぜ団体の中の支部長という役職の方が名前を書いておられないのか疑問である。

次に、賛成意見として、今回の請願は憲法16条の請願権に基づいて請願をしている。請願者については個人で、業界を代表するものではなしに、大局的に要望されている。請願は業界全体、さらには中小企業の現状を思っただけで請願されている。また、個人の利益を図るといような目的でこの趣旨を歪曲することは非常に問題。疑問を持たれている利益誘導ではない。

次に、請願者のことが議論されているが、請願者の肩書とか誰がしているかは別段構わないと思う。確かに印鑑は法人の代表者印を使っているが、副支部長があつて、個人があつて、法人があるわけだから、それがなぜ問題になるのか、請願は出された人が特定できればいい。請願の審査は、趣旨について審査することであつて、名前、肩書、印鑑が違うことは審査の対象にならない。請願者が特定できないから困るという部分もあるが、趣旨を尊重して審査してほしい等の意見がありました。

討論では、賛成討論として、請願の内容はいいのですが、肩書の部分が腑に落ちない点が多々ある。団体か法人か個人かははっきりしていただかないと、本当の意味から採択しても余り意味がないのではないかとと思う。

次に、反対討論として、趣旨は非常にいいので、それはそれで結構だと思う。紹介議員の中でも組織としての請願だと言われる方、個人としての請願だと言われる方がおられるし、書いてあればそれでいいのではないかとされる方がおられ、総務委員会の中での紹介議員の中がいろいろでした。そうした中で、組織と言われる以上は組織代表者がきちっと対応されないと、美作市議会には名称がついていれば議員が紹介すれば請願として扱うということになるのではまずいだらうと思いますという反対討論でした。

次に、賛成討論です。個人であるのか、団体であるのか、肩書が2つあるのでわかりにくい部分もありますが、ただそこを議論するべきでない。私の知る限り、請願者が反社会的勢力ではないと思われま

次に、反対討論として、趣旨、内容面から見れば本当に立派なことが書いてありますけれど、なぜ支部長が出てこられないのか、団体と言われたり、個人と言われたり、非常に理解が難しい。書面を出す以上は、書面としてきちりしたものを出すべきだと思います。

以上が討論でありました。

請願についての採決は、賛成多数で請願第2号は採択されました。

以上、総務委員長報告といたします。どうぞよろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長。

1番（山本 雅彦君）〔登壇〕

改めましておはようございます。

文教厚生委員会の委員長報告を行います。

去る9月19日午前10時より、4階議員控室において文教厚生常任委員会を開催いたしました。体調不良のため2名の委員が欠席でありましたが、他の委員は出席でありました。執行部からは市長、副市長、教育長、教育次長、保健福祉部長、課長以下の出席でございました。

なお、議員として岡崎議員の傍聴がありました。

まず、保健福祉部関係の審査を行いました。

議案第77号「美作市特定疾患医療附帯療養交通費支給条例の一部を改正する条例について」、説明を受けました。これは特定疾患の対象が従来は45疾患であったものが56疾患に拡大したもので、市内においては対象者が11人増加するという説明でした。また、小児慢性特定疾患、18歳未満が対象ですが、これも11疾患群が新たに追加され、市内においては10人の対象者が増加されるとのことでした。これについて質疑はありませんでした。

次に、議案第80号「平成24年度美作市一般会計補正予算（第3号）」について、社会福祉課、高齢者福祉課、健康づくり推進課それぞれの所管分について説明を受けました。

健康づくり推進課関係分では、委員から、地域医療ミーティングのメンバーと報償費についての質問では、地域医療ミーティング協議会要領を定め、保健医療従事者、行政関係者、その他市長が必要と認める者をメンバーとする。この協議会は、市長の私的諮問機関という位置づけから、報酬ではなく専門家に対する謝金として支出し、講演会の講師謝金も想定しているとの説明でした。さらに、委員からは、報償費は協議会のスタッフの謝金を含むということの内訳はとの質問には、医師等の委員に5,000円掛ける10人掛ける4回分、計20万円であるとの説明でした。

他の委員からは、地域医療ミーティングを行うことの最大のテーマは何かとの質問では、1、医療と介護の連携、2、医療と保健、福祉の連携、3、市民が望む地域医療、4、市内医療機関の現状と課題の4点で、5年から10年後の地域医療のあり方を協議できればとの説明でした。さらに、連携の問題点は何かとの質問では、1、介護は自宅、通所に対応しているが、夜間の緊急対応などの問題がある、医療と行政については今まで話し合いの機会が少なかったので、これを機会に連携を深めたいとのことで、最大のテーマは開業医が高齢化して後継者がいないところが多く、真剣に考えておかないと5年、10年後の医療サービスが不足してしまう危機感があるとの説明でした。

次に、高齢者福祉課関係分では、委員より、大原地域川上地区にできる予定の施設について社会福祉協議会の事業との競合について利用者の負担についての質問では、施設は小規模多機能型居宅介護施設で、利用

者は登録制であること、登録は25名で定員15名のデイサービスと短期宿泊者が9名できる在宅サービスである。事業者は競合することは考えられるが、利用者にとっては選択肢がふえる。利用者の負担については、食費、宿泊料は別途かかるが、負担割合は一定で大きな差はないとのこと。ケアマネジャーはおり、事業所の指定、実地指導については美作市が行うとのことでした。

また、事業所が競合することは利用者にとってよいことではないかとの質問では、利用者にとっては介護サービスを選ぶことができるので優位な立場で利用できるとの説明でした。また、英田圏域、勝田圏域についての計画についての質問では、小規模多機能居宅介護施設の計画は第3期介護保険事業計画から毎年公募をしてきたが、人気がなく整備ができなかった。このたび、大原、東粟倉圏域、英田圏域、勝田圏域について公募したところ、大原、東粟倉圏域で応募があり、整備できるようになったとのこと、引き続き積極的に呼びかけていくとのことでした。

その他の質問はありませんでしたので、保健福祉部関係の審査を終了し、続いて教育委員会関係の審査を行いました。

まず、議案第76号「湯郷地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、説明を受けました。委員からは、地域振興の高揚が大前提での営利目的ということかとの質問では、そのとおりであるとのことでした。また、関連として武蔵武道館は営利目的ができるのかとの質問では、営利目的ができるが、使用料は市外の方が使用する料金の2倍となっているとのことでした。

これ以外の質問はなく、議案第76号の審査を終了し、続いて議案第80号「平成24年度美作市一般会計補正予算（第3号）」について、各課より説明を受けました。委員から、寄附金については何人かとの質問では、1社であるとのことでした。また、体育施設費の緑化苗木はどこに誰が何を植えるのかとの質問では、アリーナの斜面にスポーツフェスティバルのときに参加した子どもたちに植えてもらう、8月に専門の先生に来ていただいて見てもらっていると。まだ報告はいただいていないが、みやわき方式というやり方で、市内に本来からある木を七、八種類植えて自然の森をつくるとの説明でした。そのほかに質問はなく、議案第80号「平成24年度美作市一般会計補正予算（第3号）」の審査を終了いたしました。

続いて、1件ごとに討論、採決に入りました。

議案第76号については討論があり、ぜひとも改正の目的がどんどん向上につながるようお願いをしたいとの賛成討論がありました。反対討論はありませんでした。全員の賛成で議案第76号「湯郷地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は可決されました。

続いて、議案第77号「美作市特定疾患医療附帯療養交通費支給条例の一部を改正する条例について」、議案第80号「平成24年度美作市一般会計補正予算（第3号）」については、討論はなく、全員の賛成により可決されました。

以上、文教厚生委員会の委員長報告を終わります。よろしくお願ひします。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

産業建設委員長。

10番（橋本 健二君）〔登壇〕

おはようございます。

平成24年9月定例会美作市議会産業建設常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

9月18日午前9時より、美作市役所4階議員控室におきまして、議長及び委員7名出席のもと、執行部からは市長、副市長及び各担当部長以下関係職員が出席し、産業建設委員会に付託されました議案第69号、議

案第71号、議案第72号、議案第78号、議案第80号及び議案第82号について慎重に審査をいたしましたので、御報告申し上げます。

議案第69号「訴えの提起について」、建設管理課より市営住宅明け渡し請求事件に関し、訴えの提起をする説明があり、委員から、今までの納付状況、生活保護等の特別な事情がないかとの質問があり、執行部から、平成18年度から断続的に滞納があり、再三の意見聴取にも応じていただけない状況で、生活保護や病気などなく仕事もされている様子であるとの説明がありました。

議案第71号「市道路線の認定について」、建設管理課より2路線の市道路線認定の説明があり、委員からの質問はありませんでした。

議案第72号「市道路線の変更について」、建設管理課より5路線の市道路線変更の説明があり、委員からの質問はありませんでした。

議案第78号「美作市営住宅等整備の基準に関する条例の制定について」、建設管理課より市営住宅等整備の基準に関する条例の制定について説明がありました。委員から、既存の施設もこの基準に適合するように努力するのかとの質問があり、執行部から、大規模な改造を計画する場合には対象になるとの説明がありました。

議案第80号「平成24年度美作市一般会計補正予算（第3号）」について、まず田園観光部より農業振興課から、議案第80号「平成24年度美作市一般会計補正予算（第3号）」について説明がありました。委員より、獣肉処理施設の処理能力と施設建設への補助金が減ったことで市の負担が大きくなるが、備品購入費の節約は考えていないかとの質問があり、年間の処理頭数はイノシシ400頭、鹿600頭で計画している。また、施設の面積、配置等の原案が決まったばかりであり、中身について十分精査し、少しでも無駄を省くよう努力したいと考えている。備品購入についても、必要最小限にとめるよう努力するとの説明がありました。

委員より、建設面積に比べ敷地面積が広過ぎることや、下水への接続についての質問に対しては、施設の建設用地は食肉加工施設の建設を考慮した面積や駐車場のスペース、道路用地が含まれており、この面積となった。また、施設からの排水を下水道に接続することは地元との約束であり、接続方法など内部調整を行い、安価な方法を検討していきたいとの説明がありました。

委員より、民有地への建設計画を断念した理由に中山間地域等直接支払制度の補助金返還の問題があったことについての質問に対して、市が行う公共事業であっても、道路改良などとは違い、この場合は補助金返還の対象となるとの説明がありました。

委員より、建設用地は適地なのかとの質問に対し、これまで候補地として3カ所、その他にも検討していた候補地はあったが、一の岨の建設予定地は管理運営の面や環境面でも適しており、土地開発公社の所有地でもある。また、この土地を使うことで土地開発公社の負債も少なくなることから当地を選定したとの説明がありました。

委員より、搬入される固体に幾ら払うのか、また猟友会との調整はどこまでできているのかとの質問に対しては、猟友会との意見交換を重ねて調整を図っているが、引き続き猟友会との意見交換を重ねて額を提案したいとの説明がありました。

委員より、当初の建設費は1億円であったが、大幅に予算が膨らんでいる。上水、下水、道路工事を含め総額で幾らになるのかとの質問に対しては、当初予算額と補正予算額に道路工事費の3,250万円を加えた額は、2億1,677万8,000円になるとの説明がありました。

委員より、施設の管理運営について7名もの職員が必要なのか、獣肉の販路をどのように考えているのか、利用できない獣肉はどのように処理するのか、近隣市町村との協議はどうなっているのか、加工施設の

費用はどれぐらいを考えているのかとの質問に対して、施設に従事していただく職員7名については、施設管理者1名を含む2名の方を常勤とし、その他の職員は施設管理者と協議し、体制を決定したい。次に、肉の販路については現在彩菜みまさか丼面店を第一として考えており、獣肉料理の試食会を行い、アンケート調査を行う予定である。また、市内の料理店が一番身近な販売先であることから、同様の調査を行うこととしている。次に、搬入される個体については原則として食肉として使えるものだけを受け入れる計画であるが、個体に対する目ききが確実なものとなるよう、施設職員対象に研修を予定している。次に、他の市町村からの搬入は、近隣市町村の担当職員と協議し、施設への個体持ち込み希望について確認しており、4町村から利用希望の意思表示があったが、持ち込み料金等の問題があるため、本市の原案が固まり次第、再度協議をすることになっている。次に、加工施設の予算規模は、加工品によって施設設備が異なることから今後の検討課題であるが、加工施設の建設は将来獣肉処理施設の運営が順調で、皮等の有効活用が図れるならば建設といった構想を持っているが、大規模な施設はできないと考えているとの説明がありました。

委員より、獣肉処理施設は有害獣の減少と個体の放置を減少させることが主目的ではなかったのか、また一の虬地区はどの下水処理施設のエリアになるのかとの質問に対しては、獣肉処理施設設置の目的が変わっているわけではなく、鹿、イノシシの埋設処理されているものの一部を有効利用し、新たな産業につなげることができればと考えている。また、一の虬地区の下水道は平福の農業集落排水施設のエリアであるとの説明がありました。

委員より、猟友会は個体の搬入制限についてどう考えているのかとの質問に対しては、当初は全ての個体を搬入する方向でも検討したが、先進地の取り組み事例を参考に、受け入れた個体の全てを焼却処分するためには解体作業が必要で、それに大きな労力を費やすことから、全ての個体を受け入れることはかなり難しいと考えているが、猟友会との協議でも結論が出ていないため、今後の話し合いで結論を出すという説明がありました。

委員より、イノシシ、鹿による被害の軽減を図るための施設ということであるが、今後の運営形態、赤字幅の財源の投入についてはどの程度まで考えているのかとの質問に対しては、運営形態については市が直営で行う考えは変わっていないが、特別会計とするかどうかは白紙である。また、施設の運営面を考えたとき、黒字にならないという覚悟はしているが、幾らでも財源を投入するといった考えは持っていない。市内には湯郷温泉という地域を抱えており、獣肉を利用した料理レシピの活用で獣肉の利用を促していきたい。施設建設の目的は害獣の駆除を推進することであり、駆除した個体の有効活用法をさらに調査研究し、赤字を少なくする運営方法を模索していきたいとの説明がありました。

委員より、予算が大型化しているのので、上下水道工事や道路工事についても経費の削減を図っていただきたいとの意見がありました。

委員より、ツキノワグマの生態調査について、美作市だけで取り組む問題ではなく、もっと広範囲な取り組みにしないと効果が薄いと思われるので、範囲を広げたほうがよいのではないか、またクマサミットについては、なぜ美作市だけで開催するのかとの質問に対しては、ツキノワグマの生態調査については近隣町村や県との調整も必要であるが、岡山県が動かないので、この調査結果をもって国と直接話をしたいと考えている。その際、市内にどれだけ生息しているのか、データを持っていけないと話にならない。また、クマサミットは第1回を美作市で開催したので、2回目からはどこか近隣町村で開催していただきたいとの話しかけに対し、どこからも手が上がらなかったが、美作市で開催すれば全国からたくさんの方が来られ、経済効果も見込めることから開催することになったとの説明がありました。委員より、近隣市町村とも連携を図り、より広範囲で調査が行えるよう、もっと強く県に働きかけてほしい。また、クマサミットについてはも

っと多くの皆様の声を聞いてもらえるよう配慮してほしいとの意見がありました。

委員より、ツキノワグマの生態調査で機材費が高いのはなぜか、県との調整ができない状態ではよい結果が得られないのではないか、また第2回目のクマサミットはどういう方向で行うのかとの質問に対しては、熊の生態調査に使用する機材はカメラなどを含め、宮崎氏の見積額を計上している。生態調査の方法は宮崎氏からの提案を受け入れることにしており、内容等は報告書としてまとめられることになっている。また、クマサミットは昨年に準じて実施するとの説明がありました。

委員より、ツキノワグマの生態調査はいつごろどこに機材を設置して写真を撮る計画なのかとの質問に対しては、宮崎氏が市内の数カ所で出没の痕跡を確認しており、9月末までにはそのうち10カ所に機材を設置するとの説明を受けている。図面等で詳細な位置は確認していないとの説明がありました。

続いて、商工観光課から、補正予算の内容について説明がありました。委員より、バレンタインホテル及び大芦高原交流村の基金繰り入れの予算を計上しているが、基金残高は補正後幾ら残るのか、また空き店舗対策事業は必要であるが、今までの店舗実績、経営指導等を行っているのか、申請する場所、業種はどのような形態が多いのかとの質問があり、バレンタインホテル運営基金については本年度の基金残高2,508万円全額取り崩す予算である。なお、公益法人解散後の残高については市に寄附し、その額をバレンタインホテル運営基金として積み立てる。また、大芦高原国際交流村の運営基金残高は現在1億2,800万円であり、平成24年度基金繰り入れとして3,400万円、12月補正にて工事費約3,000万円を基金で繰り出した場合、基金残高は約6,400万円となるとの説明を受けました。次に、空き店舗対策について、平成21年度から平成23年度まで合わせて4件、平成24年度事業については補正と合わせ3件となる。また、経営指導については商工会員の経営指導は商工会の役目でもあるので、市と協議しながら商工会が指導していくことになっている。申請業種については飲食店が多く、申請場所についても湯郷地域が最多であり、続いて林野商店街である。空き店舗の申請の範囲については各地域の商店街を基本としているとの説明がありました。委員から、経営指導等確実にいながら事業が成功するよう指導していただきたい、それにより商店街が活性化するよう期待するとの意見がありました。

続いて、建設部各課所管の補正予算の内容について説明がありました。住宅費の工事請負費の内容について質問があり、執行部から土居地内の出合団地にある沈砂池の環境が悪いとの地元からの要望から、埋め立てて排水路を改修する工事と、真加部地内の新今添団地の解体費であることの説明でありました。

議案第82号「平成24年度美作市武蔵の里特別会計補正予算（第1号）」について説明がありました。委員より、この補正予算は当初クアガーデンについては半年分の予算計上をしていたが、ここで10月以降6カ月追加の予算で行うのか、これからどのような考えで事業展開していくのかとの質問がありました。平成23年度の決算では8,900万円と多額の赤字が発生し、このままでは今年度は一部休止もやむを得ないと判断して、当初予算においてクアガーデン、温泉施設、レストラン施設について半年分の経費を計上していたが、経営アドバイザーを委託、また民間の支配人を配置した結果、収入は昨年に比べて微増であるが、1.6%増となり、支出に関しては昨年比10.7%減となっている。8月末現在で2,800万円程度の赤字で推移しているため、1年間オープンしても繰出金6,000万円程度で運営ができると判断したこと、また武蔵の里は地域振興にも重要であると考え、今回補正予算の計上に至ったとの説明がありました。委員から、武蔵の里については大原地域の活性化には欠かせない場所、あわせて雇用の場所でもあるため、今一層経営努力をお願いするとの意見がありました。

続きまして、平成24年9月定例議会産業建設委員会に付託事件の議案説明及び質疑が終了後、討論、採決に入りました。

議案第69号「訴えの提起について」は、討論なく全員賛成、議案第71号「市道路線の認定について」、討論なく全員賛成、議案第72号「市道路線の変更について」は討論なく全員賛成、議案第78号「美作市営住宅等整備の基準に関する条例の制定について」、討論なく全員賛成。

議案第80号「平成24年度美作市一般会計補正予算（第3号）」について、賛成討論がありました。委員から、予算そのものには全体の補正予算がかかわってくるので賛成をせざるを得ないが、今の農業振興費の部分で獣肉処理施設があるわけですが、当初1億円ということで話を進めてきていたわけですが、きょうのいろんな質疑の中で1億円が倍以上かかるということ、一番最初の目的は鳥獣害をいかに減らすかということに主体が置かれておるわけですが、今までとった獣を放棄したり一部処理したりするような状況が続いておるので、もったいないとのことで処理施設をつくらうということになったと思うのですが、それだけでいくと投資効果から見て本当にこれだけの金額をかけてもよいのかという気がする。恐らく市民の多くの方がこれだけのことを明らかにすると、もろ手を上げて賛成することはできないと思われます。質疑の中でもあったが、猟友会との話し合いも十分煮詰まっていないと、処理をした獣肉の販売先も定かでない。経営全体を見ても何とか黒字になるだろうという程度のことであれば、はっきりした見通しがついていない。今後毎年1,000万円ぐらいは投資を続けたいといけなだろうと私には気がします。そういうこととこれにあわせると、新たに出てきております土木費の道路新設改良費の中へ同じく一の此の路線が含まれている、これについてももう一つ疑問が残る気がする。そのことを含めて予算そのものは認めていくけれども、執行についてこれらのものが解決するという見通しがつくまでは執行しないようお願いしたい、討論にかえさせていただきます。

ほかに賛成討論があり、委員からどういうものをつくるのか、どれだけのものを売ることかまだ定かでない。その辺がしっかりしてこないと特に心配するのは、備品の関係が特殊なものだと思うのです。生産量が決まらなると大きなものも決まらな。備品は随意契約だと思うので、値段がわからない状況なので推量せざるを得ない。冷凍、冷蔵のような方法をとるにはどれぐらいかかるのか等、過大設計にならないようにしてもらわないと、後の処理のことを十分踏まえて考えて、予算的にはやむを得ないと思うが、よく協議されることを希望して賛成とします。

ほかに賛成討論があり、基本的には有害鳥獣の処理場の予算が入っております件で賛成はします。有害鳥獣の駆除からスタートいたしまして、副市長のほうから冒頭に、主たる目的が多少動いているのを委員会に相談せず進めましたとのお断りの御挨拶がありました。委員会としては、今後そのようなことのないことをお願いして関係諸団体との協議も丹念に行いながら慎重にこの事業を進めていただきたいと思います。それだけつけ足していただいて討論とします。

ほかに反対討論もなく、討論を終了し、採決を行い、全員賛成によって議案第80号は可決いたしました。

議案第82号「平成24年度美作市武蔵の里特別会計補正予算（第1号）」、賛成討論があり、委員から、賛成ですが、過去、前年度を見ると非常に厳しい予算をされているので、予算を変えないようにしてもらいたい、補正がないように頑張ってください。

他に討論はなく、討論を終結し、採決に入り、議案第82号について全員賛成によって議案第82号は可決されました。

以上、付託された議案の審査は全て終了しました。

審査をよろしくお願ひします。

終わります。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時03分 再開

議長（道上 政男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

18番（新免 昌和君）〔登壇〕

議会運営委員会審査結果についての委員長報告を行います。

議会運営委員会に付託されておりました陳情第3号「人権尊重都市宣言の制定に関する陳情書」は、9月20日に全委員6名の出席のもと、慎重に審議を行いました。

陳情者の要旨では、美作市民はあらゆる偏見や差別問題、さらには今全国で大きな問題になっていますいじめなど人権侵害問題の解消を目指し積極的に取り組まれてきたが、しかし人権侵害事案は減少したとはいえ、今なお発生しているのが現状ですと指摘しています。この指摘された現状のもと、美作市として人権尊重の宣言を行うことにより、全ての市民がより一層安心して暮らせる美作市を築くため、人権尊重都市宣言の制定の陳情を全員賛成で採択することと決しました。

以上、委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

次に、決算特別委員長報告を求めます。

決算特別委員長。

6番（岡崎 正裕君）〔登壇〕

決算特別委員会の委員長報告をいたします。

去る9月11日、本会議終了後、決算特別委員会を開催いたしましたので、その結果を報告いたします。

9月定例会で付託を受けました認定第1号から認定第16号の審査につきましては、協議の結果、継続審査といたしました。

決算審査につきましては、議会閉会中に特別委員会を開催し、12月定例会までに審査を終了する予定であります。

以上で決算特別委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

各常任委員長、議会運営委員長及び決算特別委員長からの審査結果の報告はただいまお聞きのとおりであります。

これより各常任委員長、議会運営委員長及び決算特別委員長の審査報告への質疑を行います。

まず、総務委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようですので、これで総務委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、文教厚生委員長報告に対する質疑はございませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようですので、これで文教厚生委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、産業建設委員長報告に対する質疑を行います。

岩江議員。

14番（岩江 正行君）

一般会計の20ページかな、鳥獣被害の食肉処理場の説明について、ちょっと何点か質問したいと思いません。

委員長の報告の中で非常に細かな委員長報告をしていただきましたんで大体わかつとんですが、イノシシのことについて、時期的なイノシシを今言ようる大体猟期が解禁になるのが11月15日、それから終わるのが大体2月15日、それからちょっと疑問に思うたのが、ぬくうなってきた、鹿の一番時期の肉のええとき、これは大体6月から6、7、8と3カ月じゃということなんじゃけども、1日に4頭ずつ処理するとしたら360なんじゃけども、400頭から600頭というような数字を言われたんじゃけども、本当にその質が悪うなったもんをお客さんが買うてくれるじゃろうかというような感じがするんじゃけども、この400、600という数字はどういうふうな形の中で出たんか、よその全国の先にやつとる施設も皆さん見に行かれとる人もおられる思います。そういう中での調査結果がほんまに3カ月じゃなしに、これだったら5カ月ぐらいになるんじゃけども、これについてのちょっと疑問に思いますので、細かく説明をお願いしたいと思います。

それと、イノシシもこの前、佐用の盛々亭の横に肉屋がございます。美作市の人もイノシシのいいのがとれたらそこへ持っていきらしいです。けれども、大体100キロぐらいのイノシシじゃなからにゃあ要らんというて言うらしいです。今ものすごう生態系が崩れしもうて、前だったらこの冬の寒の時期、霜柱が立ってジャクジャクジャクジャクというて歩いたらザクザクというよなときにイノシシが発情するらしいです。その時分のときに発情して種がついたイノシシは大体藤の花が咲く時分に生まれるらしいです。その時分のイノシシというのは物すごう脂肪がようついて商品が物すごうええんじゃというように言われようりました。

大体ものすごういいやつで、鹿のことは今言ようる1万円じゃ1万2,000円じゃというて言よんじゃけども、いいやつでイノシシだったらどのくらいぐらいで持ち込んだ場合にはどのくらいぐらいで買い取りをするんか。イノシシの頭数だったら、イノシシも1日に4頭ぐらい、あつこで処理してもらえるんか。あそこは鹿だけの施設なんか、その辺のところの説明がなかったんで、今言ようるイノシシだったら100キロだったら大体歩どまりが40%ぐらいらしいです。そじゃから、40%のあとの60というのは要らんようになるわな。要らんようになったり、それから鹿やこうでも持っていった鹿をいいのと悪いのとを分けたときに、悪いというて言うたらほんなら持って帰ってください言われるんか、全部その悪いやつも持ってきても処理するだけの施設が考えられとんか。

それと、やっぱし猟師の人がちょっと言よんのに、奥の山へ持って行って捨てるんじゃと、尻っぼだけ切ったら1万円ほどになるんじゃと、1万円か1万2,000円になるんじゃと。それで、持って出るといっても山から持って出るといふたら大変作業なんじゃと。ほいで、そういうような山へ捨てたりするから、我々は今言ようる1万2,000円ぐらいなやつが市のほうが1万5,000円ぐらいで買っていただいて、肥料にするなり動物園の肉に持っていきなりして、その上に1万2,000円の上に3,000円でも上乘せしたら、今言ようる持っていかもわからんけども、山でおりだけのやつなんか、鉄砲で撃ったやつは一切いけんのか、その辺のこの説明がなかったんで。

ほいで、ええとこだけのやつだったら、ちょっと施設が余りよ過ぎる思うんじゃな、これ。何もかにも処

理するんだったら、今言ようもう少し金が要ってもわしは仕方ねえ思うとんじゃけども、初めの当初の1億円から超えて、今聞きようたら1億円の上、十分上乗せがまだいくというような話をちょっと聞いたんじゃけども、その辺のとこの中身、ちょっとわかったら教えてください。

議長（道上 政男君）

岩江議員、ほかはないですね。

〔14番岩江正行君「ほかはないです」と呼ぶ〕

産業建設委員長。

10番（橋本 健二君）

岩江議員、肉のほうのことはかなり詳しいようなんですが、イノシシ、鹿の頭数については、これは話の中には出ておられませなんだように記憶しておりますが、これは執行部のほうで説明をするようにします。

それから、先ほどの説明の中に、その後の分ですが、個体の搬入ということなんですが、委員長報告の中にも入れておりますが、原則として搬入する個体については、食肉として使えるものだけを受け入れる計画であるということを説明を受けております。そのために個体に対する目ききが確実なものになるよう、施設職員を対象に研修を行っているという報告を受けております。

それから、それぞれの鹿とかイノシシのとれる時期、とる時期、そういったものもいろいろあると思いますが、まだ確実などという体系で進めていくということもはっきりまだ決まっていない状態、それから買い上げ価格についても猟友会との話がまだ続いておるということで、意見交換を重ねて額を提案したいということの説明でありますので、御了解を願いたいと思います。

担当部長、江見部長、あとはよろしく。

議長（道上 政男君）

田園観光部長。

田園観光部長（江見 幸治君）

それでは、岩江議員の御質問でございますけど、まず頭数の件、それから補助金の件でございますけども、この頭数につきましては、交付金の申請を行う場合に400頭、それから600頭という計算をいたしました。鹿が600頭、イノシシが400頭ということで申請のほうをいたしまして、その交付金を得るための数字もある程度含まれております。基本的になりますのが、鹿のほうは23年度が合計で、猟期中、猟期以外を合わせますと3,580頭ぐらいとれております。それから、イノシシのほうは猟期中の奨励事業といたしましては2,318頭とれておまして、それを数字の基本といたしまして上げているという状況でございます。

それから、処理のほうでございますが、当然イノシシと鹿両方を処理するようにしております。猟友会のほうと話をしますと、鹿のほうは今現在継続中でございますけども、鹿のほうは十分入るというふうに私のほうは判断しておりますが、残りはイノシシでございますが、イノシシのほうはある程度の金額を出さないと持ち込みができないというふうなことも伺っております。そのあたりも十分これから猟友会、それからそれぞれの皆様と協議をしながら搬入ができるような形をとっていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（道上 政男君）

岩江議員。

14番（岩江 正行君）

部長、常勤で2人、常時ずっと雇うというのは説明したわな。これ1年間を通じてじゃろう。売れんイノ

シシや売れん鹿をとって、誰が給料を払うんじゃろうか。その辺のどこ、ちょっとようわからんの。今ちょっと言うたじゃろう、イノシシだったら11月のほんまに油ののってないイノシシの肉というのは食べれないんじゃ。そしたら、11月の大体15日、ほんまに言うたものじゃな、猟期が始まるぐらいになったら、祭りが過ぎたら、ドングリや栗を食べようたら油がたくさんつくんじゃと。ほじゃけど、最近は生態系が変わってしもうて、いつでも発情するらしいんじゃ。そがいなもんがそこへ昼の日中に、この間も石井のどこへ昼の白昼に5頭も6頭も出とる、皆猟師がとったわけじゃ、その5頭6頭のイノシシを。ほじゃけど、今のとったイノシシ、食べれなんだというて、全然。ほいで、やっぱし100キロのやつを持って行って、それで100キロぐらいなやつだったら、大体油がぐっと回るとるらしいです。そしたら、その回るとるやつを、100キロぐらいなやつを持っていったら、あそこの肉屋やこうでも5万円から6万円ぐらい、ええやつで6万円じゃというて言よう。1匹が5万円ぐらい出さなんだら、5万円ぐらいで買うてくれるという話。

それから、さっき言うたんじゃけど、6月から6、7、8と3カ月ぐらいな鹿の肉だったら、商品としていい商品じゃと、鹿が。そしたら、その間の冬の鹿というのは食べれんというて言うんじゃな。何のための施設をつくりよんじゃろうか、ちょっと疑問に思うんじゃ。そじゃから、肉の処理だけじゃなしに、ほんならアンテナショップへ持って行って売るのはよろしいですがな、売れらあ、とつとつと売れたら。じゃけども、この間佐用で聞いたのは100頭とったんじゃと、夏。100頭とった中で売れたのは2頭じゃというて言うん。あんだけ佐用は鹿肉コロケじゃなんじゃというてあっちやこっちで物すごう評判しとん。それでも、売れたのは2頭なんじゃと。1日に4頭ずつずつと持ってきて処理して加工して、冷蔵庫に冷凍保存するんかどがあんか知らんけど。そういうふうなものをよう考えて、やっぱしわしは今後まだまだ時間があるわけですから、今建物を建ててしもうたわけじゃねえんじゃから、そういうふうなもんもよく考えて取り組んでいただきたいと、かように思うわけです。

じゃから、産業建設委員会が全員で承認しとるというものをわしが一人でここでわあわあわあわあというて言うて反対討論してする気もありませんけども、とりあえず市民に今言よう理解が得られるように、先ほど言ようたけど委員長が、市民に理解が得られるようなもんでなかったら、あっこへ出とる議会は何しいあっこへ座つとんじゃろうか、毎日というようなことになるんで、ちょっと物だけ言わせてもらいますけども。22人おるけど何も物言うのおりゃへんがなというていうようなことだったら困りますんで、市民に理解が得られるような施設をしていただくということで、それで肉にならない肉はどのような処理、利用方法を考えられとんか、その辺のどこについても十分今後、今ないんだったら、場当たり行政でやられよんだったら、この辺のどこを十分考えてやっていただきたいと。

以上です。

議長（道上 政男君）

委員長、なにかありますか。

[10番橋本健二君「ありません」と呼ぶ]

ほかに。

内海議員。

21番（内海 健次君）

それじゃあ、私のほうからも地元ですので申し上げます。

まず、委員長の中で食肉として使用できるもの、食肉と、こういう委員長報告がありました。食肉として使用できるものというのは、あくまでも鉄砲玉が入ってないものだと思いますし、先ほど岩江議員がおっしゃったように、年間を通して捕獲されたものじゃなくて、本当においしい時期にとれたもの、2つ意味があ

ると思うんです。その辺をひとつ委員長のほうから御答弁を願いたい。

それから、執行部のほうに、年間の捕獲頭数と……。

議長（道上 政男君）

ちょっと内海議員、委員長を通して一度質問してください。

21番（内海 健次君）

委員長のほうからまたお願いしたいと思いますけども、年間の捕獲頭数と猟期の捕獲頭数、それらを総合した後、処理としての頭数は幾らか、そういったものが今後の目標数値になると思いますので、その辺をしっかりと分析をされて今後の展開に活かしていただきたいと思います。

もう一点は予算の関係、当初予算の1億円が倍に膨れ上がったと、これは施設そのものにかかわるとんじやなくて、あくまでも環境整備にかかわったものじゃないかと思います。これは当初の情報収集等で若干の不手際があったと、そういうことですので、処理施設に係る予算は私は当初どおりにほとんど変わらないと思っていますから、その辺はしっかり議会とか市民にほうに説明をお願いしたいと思う。

以上をもって一応私の質問とさせていただきます。あとは委員長、執行部に聞きたいことがありましたら、ぜひお願いします。

議長（道上 政男君）

産業建設委員長。

10番（橋本 健二君）

最初の鹿のとり方というか、鉄砲玉が入った鹿はという意味じゃなしに、結果的にはよその部分というて言い方が悪いか、頭を鉄砲で一つで処理したような状態ならば受け取れる、それとあわせて血抜きが十分できたものということの条件が入ってくるだろうと思います。要は、猟師が困って用意ドンでバババンと打って、どこに当たったかわからんような鹿は要りませんよという意味です。

それから、特に今回もおりを奨励しておりますけども、県のほうの施設の部分では、10頭20頭が入ったときに、画面を見ておりをぼんと落として中へ捕獲していく。そして、その入った獲物は網のような筒状の中を通らせて外へ出るような仕掛けになっておるようです。そのときに、電気をかけて気絶させて血抜きをする。ということは、銃を使わずにやる方法です。それからもう一つ、わなの部分なんかでしたら、当然暴れて物すごくワイヤそのものも4ミリ以上のワイヤということで、切れるおそれもあるし、とめとる分が外れる場合もあるので、銃での処理をせにゃあいけんだろうと思いますが、それについてもやはり一発玉で確実に仕とめてほしいというような獲物でないとは搬入していただいても、そこらうちじゅうに散弾の弾が入っている状態では肉になる確率は少ないというように理解しております。

それから、副議長さんが言われた追加の補正予算ですが、言われたとおりおおむね道路とか敷地の費用がかさんできたということ、それから下水が一応公共下水に継続していくということでの予算措置ということで、これからまだこれに関しては協議が残っておるということで、マックスこれぐらいかかるだろうという予算のようでございます。ということで、当初の予算どおり予算はその施設と備品で、若干備品に不足が出たということで、何が出たかはちょっとは定かではありませんが、心して購入には当たるということの答弁をいただいておりますので、随時委員会のほうにはその旨の報告があると確信しております。

頭数の件に関しては、部長、もう一回答弁してあげてください。

議長（道上 政男君）

田園観光部長。

田園観光部長（江見 幸治君）

頭数の件でございますけども、先ほど岩江議員のときに申し上げましたけども、実質今イノシシが1,000頭弱、それから鹿が3,500頭と申し上げました。その一部分が搬入されるというふうに思っております。それにつきましては少しでもたくさんの方の搬入ができるようにこれから協議を重ねまして、搬入しやすい状況をつくっていきたく思っております。

以上でございます。

議長（道上 政男君）

内海議員。

21番（内海 健次君）

委員長、とり方についてとやかくどいことを私はお聞きするつもりはなかったんです。あくまでも食肉として商品として人が食べる、そして人が舌をもっておいしいものを提供できるものを搬入されるんでしょう。搬入を受けると、こういうことでひとつしっかりと答弁してやってください。

議長（道上 政男君）

産業建設委員長。

10番（橋本 健二君）

私の答弁をいただいたような気がするんで、言われるような方向で検討していきたいと思っております。

[21番内海健次君「よろしい」と呼ぶ]

議長（道上 政男君）

よろしいか。

ほかに。

新免議員。

18番（新免 昌和君）

ただいまの答弁を聞いて質問いたしますが、公共下水との関係で協議が残っているという報告がございました。予定されている一の岨は、農業集落排水で平福特定環境の関連だというふうに思いますが、これの関係ではどのような協議が残るのか、農業集落排水では、家庭排水以外は処理できないということにたしかになっていたと思いますが、これとの関係になってくると、いわゆる下水排水を流す区域がどのように線引きができるのか、変更がどのようにできるのかということの見通しがなければ、この協議というのは調わないと思っております。この見通しについてお尋ねをいたします。どういう議論がされてきたのか。

議長（道上 政男君）

答弁できますか。

産業建設委員長。

10番（橋本 健二君）

協議が残っておるということで、下水のつなぎ込みをおおむね執行部のほうで考えておったのは、当初は農業排水のほうへつなぐという予定ではあったと聞いております。今回、予算が膨らんだのは公共下水のほうへつなぐということで、まだはっきりとした結論が出てないという報告は聞いておりますので、そっち行きますでしょうか。

それじゃあ、皆木副市長のほうから公共下水のほうの関係は答弁してもらいます。

議長（道上 政男君）

副市長。

副市長（皆木 照夫君）

協議を継続中でございますという話をお答えはさせていただいております。今、新免議員言われますように農業集落排水の遠いからというて流せるかどうかという部分もありまして、除害施設をつけた場合に農業の施設でございますので、可能かどうかということの模索はあります。最悪の場合には公共下水道に流すということは、区域変更等もあるということで、これらも含めて調整をさせていただきますということで内部調整を現在は進めておりますので、一つはまだ内部協議ということ。ただ、公共下水道に農業排水施設を接続ということで、市も統廃合計画が進んでおりますので、これらを見た中での方向性を見た中で結論を出したいということでございますので。

議長（道上 政男君）

新免議員。

18番（新免 昌和君）

除害施設をつければ、認定で排水基準が一定の基準をクリアすれば、これは農業集落排水であろうが、公共下水道であろうが、つなぎ込みの許可ができるというふうに私は理解しとんです。そういう点から協議が残っているという点では法的な問題も出てくるでしょうから、その辺は期待をしておりますが、先ほどの議論の中でこの公共下水道つなぎ込みが相当額の予算の増額の要因になっているという委員長報告がありましたので、この点については検討をしていただく必要があるだろう、さらには先ほどの説明の中で委員会の議論の中で予算執行について明確な方向が出るまでは事業そのものを、予算執行についてはストップしたほうがよいのではないかと議論があったということですので、そのことも含めて検討をお願いしておきたいというふうに思います。

以上。

議長（道上 政男君）

いいですか、答弁、委員長の。

[18番新免昌和君「よろしい」と呼ぶ]

よろしい。

ほかに。

岡崎議員。

6番（岡崎 正裕君）

また同じようなことになるんですが、当初の工事請負費が8,000万円だったんですが、今回追加が5,870万円、そのうちの下水に5,220万円ということなんですが、先ほどから議論をされとんですが、この5,220万円の内容ということについてどういうふうな議論があったのか。例えば延長が何メートルでこれぐらいかかるからこれをするんだとか、そういうことの議論がなかったのかあったのか。

それから、私も先般の本会議で聞きましたけれども、備品購入費が当初予算で700万円、それで今回1,050万円と、つちより柄のほうが重たくなったわけなんですけど、こういう補正を組まざるを得なかったというような事情が何かあったのか、そういう議論はされたのかということと、それから3点目は、中山間地域の返還金というのがある場所で生じたというふうに報告があったんですが、その返還金が幾らぐらいになって、それでそこを断念したと、そういう議論はされなかったのでしょうか。その3点をお聞きます。

議長（道上 政男君）

産業建設委員長。

10番（橋本 健二君）

頭の中で覚えとるの、先に行きます。

下水のほうは農業集落排水の公共ますがあるところは、名前を直接言うのはおかしいかわかりませんが、あそこに大きな池があると思うんです、楯原の駅の真ん前、やや南側というか東側、あの池のつけ根というか、一の川のほうに近いところに農業集落排水のところがあありますが、そこから数えて110メートル、1,100ですか、という距離があって、結局そこはマンホールポンプを設置し、2カ所設置して送り込むという工事のようです。それでおおむねそれぐらいの費用がかかるだろうというところの話でした。

それからもう一つ、備品の購入については、当初京丹後のほうの関係する人たちの話を聞いた中で、これぐらいでいいだろうということが当初の予算の額です。それが途中であの施設に見合う関係する備品という形で膨れ上がったという話は、委員会の中では出ておりません、私の聞いた範疇の中ではそういった上乘せのような形になっておるといふ説明は受けた覚えがあります。

それから、ほかのこれは場所的には山口が名乗りを上げておられましたけれども、その辺はどうでしょうか、副市長、詳しい話をそれは聞いておりませんので、部長のほうから答弁してもらいます。

議長（道上 政男君）

副市長。

[10番橋本健二君「ごめんなさい、副市長」と呼ぶ]

副市長（皆木 照夫君）

まず、下水についてですけど、先ほど委員長のほうからお答えがありましたけれども、下水はあくまでも地元との話の中で、地元誘致の中で処理した水はどうされますかということで、下水に流させていただきますという話をしております。したがって、これは地元との約束でございますので、どういう形にせよ、下水に接続をすると。除害施設をつけて農集につなげるかどうか、それから先ほど申しましたように統廃合もあるんだということで、これは県なり国にしっかりお願いをして協議をしていきたいということです。

それから、中山間の話については、金額の算定はしておりませんが、中山間の直接払いは、一つの地域が指定されております。その地域が全て一遍戻してくれということになるんで、計算をする前に地元は山口は来てもいいですよという話があったんですけども、少し民家に近いことと、もう一つ一番大きなネックは、その部分だけではございません、全部を一遍返してという話になるんで、それでは耐えられないだろうということで断念をしたということです。

議長（道上 政男君）

岡崎議員。

6番（岡崎 正裕君）

再質問いたします。

ということは、5,220万円は管渠の1,100メートルやるということで理解をしてよろしいのでしょうか。

それから、備品のことについては明確な御答弁がなかったんですが、私としたりつちより柄のほう为重たいという補正予算というのはいかがなものかと思うところがあったんでお聞きをしました。

それから、中山間地域のことについては、今の副市長の答弁で結構なんですが、1点目の管渠1,100メートルが5,220万円、ほとんどかかるということで理解をしてよろしいのでしょうか。

議長（道上 政男君）

産業建設委員長。

10番（橋本 健二君）

岡崎さん、その件については議案質疑でされておりますね。だから、その議案質疑で執行部答弁があったと思います。再度確認なら執行部にしてもらいますが。

議長（道上 政男君）

ちょっとしばらく休憩いたします。

午前11時38分 休憩

午前11時40分 再開

議長（道上 政男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

橋本委員長、もし答弁ができませんようでしたら、執行部のほうへお聞きするか、できなならできないと。産業建設委員長。

10番（橋本 健二君）

委員長報告以外の話で議題にはのっておりませんので、田園観光部長のほうからでも答弁をしていただきます。

議長（道上 政男君）

できますか。

田園観光部長。

田園観光部長（江見 幸治君）

まず、私のできる範囲で答えさせていただきます。

備品の件でございます。備品の件でございますが、備品の件は当初予算におきまして組んでおりましたけれども、その後いろいろと調査をする中で必要であるということで今回の補正予算を計上していただいたというのを御理解ください。

議長（道上 政男君）

副市長。

副市長（皆木 照夫君）

下水のほうのことを言われましたので、下水については先ほども申し上げましたように、現在協議中ということで内部調整しております。現在組ませていただいたのは、下水の主目的というのは、下水を何のためにするのかというたら、水質汚濁、水質の汚染の防止のためなんで、いわゆる環境防止の見地からやるわけ、環境の保護のそういう見地からやるわけで、これが農集に接続できないという見解を県が示されたので、それでは除害施設をしたらできるんかできないのかとした折に、上下水道部のほうでは上下水道部長のいろいろと走ってくれまして、あの地域が工業誘致等ができるのであれば、区域変更をしてでも公共下水に接続するという場合を考えた折にはマンホールポンプで榎原の駅前まで上げたら接続できる、しかし市の中では農排と公共とが統廃合の計画もあるんだという部分を考えた折に、いろんな部分が出てまいりますので、大変申しわけないんですけども、委員会の審議の中では現在内部調整をしておりますので、もう少しお待ちくださいと申し上げております。

議長（道上 政男君）

岡崎議員、よろしい。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようですので、これで産業建設委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、議会運営委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようですので、これで議会運営委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、決算特別委員長報告に対する質疑ですが、委員会は議員全員で構成され、審査を行っておりますので、質疑はないものと思います。よって、決算特別委員長報告に対する質疑は終了したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

異議なしと認め、決算特別委員長報告に対する質疑を終了いたします。

続きまして、討論、採決に移ります。

討論、採決は1議案ごとに行います。

それでは、認定第1号「平成23年度美作市一般会計決算の認定について」、本案に対する委員長の報告は継続審査ですので、継続審査についての採決を行います。

それでは、認定第1号「平成23年度美作市一般会計決算の認定について」は、委員長の報告どおり継続審査とし、会議規則第104条の規定により、閉会中も引き続き審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（道上 政男君）

全員賛成。よって、認定第1号は委員長の報告どおり継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第2号「平成23年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」、本案に対する委員長の報告は継続審査ですので、継続審査についての採決を行います。

認定第2号「平成23年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」は、委員長の報告どおり継続審査とし、会議規則第104条の規定により、閉会中も引き続き審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（道上 政男君）

全員賛成。よって、認定第2号は委員長の報告どおり継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第3号「平成23年度美作市介護保険特別会計決算の認定について」、本案に対する委員長の報告は継続審査ですので、継続審査についての採決を行います。

認定第3号「平成23年度美作市介護保険特別会計決算の認定について」は、委員長の報告どおり継続審査とし、会議規則第104条の規定により、閉会中も引き続き審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（道上 政男君）

全員賛成。よって、認定第3号は委員長の報告どおり継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第4号「平成23年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について」、本案に対する委員長の報告は継続審査ですので、継続審査についての採決を行います。

認定第4号「平成23年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について」は、委員長の報告どおり継続審査とし、会議規則第104条の規定により、閉会中も引き続き審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（道上 政男君）

全員賛成。よって、認定第4号は委員長の報告どおり継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第5号「平成23年度美作市土地取得特別会計決算の認定について」、本案に対する委員長の報告は継続審査ですので、継続審査についての採決を行います。

認定第5号「平成23年度美作市土地取得特別会計決算の認定について」は、委員長の報告どおり継続審査とし、会議規則第104条の規定により、閉会中も引き続き審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（道上 政男君）

全員賛成。よって、認定第5号は委員長の報告どおり継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第6号「平成23年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について」、本案に対する委員長の報告は継続審査ですので、継続審査についての採決を行います。

認定第6号「平成23年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について」は、委員長の報告どおり継続審査とし、会議規則第104条の規定により、閉会中も引き続き審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（道上 政男君）

全員賛成。よって、認定第6号は委員長の報告どおり継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第7号「平成23年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について」、本案に対する委員長の報告は継続審査ですので、継続審査についての採決を行います。

認定第7号「平成23年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について」は、委員長の報告どおり継続審査とし、会議規則第104条の規定により、閉会中も引き続き審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（道上 政男君）

全員賛成。よって、認定第7号は委員長の報告どおり継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第8号「平成23年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について」、本案に対する委員長の報告は継続審査ですので、継続審査についての採決を行います。

認定第8号「平成23年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について」は、委員長の報告どおり継続審査とし、会議規則第104条の規定により、閉会中も引き続き審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（道上 政男君）

全員賛成。よって、認定第8号は委員長の報告どおり継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第9号「平成23年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について」、本案に対する委員長の報告は継続審査ですので、継続審査についての採決を行います。

認定第9号「平成23年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について」は、委員長の報告どおり継続審査とし、会議規則第104条の規定により、閉会中も引き続き審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（道上 政男君）

全員賛成。よって、認定第9号は委員長の報告どおり継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第10号「平成23年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について」、本案に対する委員長の報告は継続審査ですので、継続審査についての採決を行います。

認定第10号「平成23年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について」は、委員長の報告どおり継続審査とし、会議規則第104条の規定により、閉会中も引き続き審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（道上 政男君）

全員賛成。よって、認定第10号は委員長の報告どおり継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第11号「平成23年度美作市武蔵の里特別会計決算の認定について」、本案に対する委員長の報告は継続審査ですので、継続審査についての採決を行います。

認定第11号「平成23年度美作市武蔵の里特別会計決算の認定について」は、委員長の報告どおり継続審査とし、会議規則第104条の規定により、閉会中も引き続き審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（道上 政男君）

全員賛成。よって、認定第11号は委員長の報告どおり継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第12号「平成23年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」、本案に対する委員長の報告は継続審査ですので、継続審査についての採決を行います。

認定第12号「平成23年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」は、委員長の報告どおり継続審査とし、会議規則第104条の規定により、閉会中も引き続き審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（道上 政男君）

全員賛成。よって、認定第12号は委員長の報告どおり継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第13号「平成23年度美作市愛の村パーク特別会計決算の認定について」、本案に対する委員長の報告は継続審査ですので、継続審査についての採決を行います。

認定第13号「平成23年度美作市愛の村パーク特別会計決算の認定について」は、委員長の報告どおり継続審査とし、会議規則第104条の規定により、閉会中も引き続き審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（道上 政男君）

全員賛成。よって、認定第13号は委員長の報告どおり継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第14号「平成23年度美作市水道事業決算の認定について」、本案に対する委員長の報告は継続審査ですので、継続審査についての採決を行います。

認定第14号「平成23年度美作市水道事業決算の認定について」は、委員長の報告どおり継続審査とし、会議規則第104条の規定により、閉会中も引き続き審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（道上 政男君）

全員賛成。よって、認定第14号は委員長の報告どおり継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第15号「平成23年度美作市病院事業決算の認定について」、本案に対する委員長の報告は継続審査ですので、継続審査についての採決を行います。

認定第15号「平成23年度美作市病院事業決算の認定について」は、委員長の報告どおり継続審査とし、会議規則第104条の規定により、閉会中も引き続き審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（道上 政男君）

全員賛成。よって、認定第15号は委員長の報告どおり継続審査と決定いたしました。

続きまして、認定第16号「平成23年度美作市下水道事業決算の認定について」、本案に対する委員長の報告は継続審査ですので、継続審査についての採決を行います。

認定第16号「平成23年度美作市下水道事業決算の認定について」は、委員長の報告どおり継続審査とし、会議規則第104条の規定により、閉会中も引き続き審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（道上 政男君）

全員賛成。よって、認定第16号は委員長の報告どおり継続審査と決定いたしました。

続きまして、議案第69号「訴えの提起について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

議案第69号「訴えの提起について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（道上 政男君）

全員賛成。よって、議案第69号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第70号「訴えの提起について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第70号「訴えの提起について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（道上 政男君）

全員賛成。よって、議案第70号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第71号「市道路線の認定について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第71号「市道路線の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めま

す。

〔起立全員〕

議長（道上 政男君）

全員賛成。よって、議案第71号は委員長の報告どおり可決されました。
続きまして、議案第72号「市道路線の変更について」、討論に入ります。
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決です。
議案第72号「市道路線の変更について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（道上 政男君）

全員賛成。よって、議案第72号は委員長の報告どおり可決されました。
続きまして、議案第73号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について」、討論に入ります。
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決です。
議案第73号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（道上 政男君）

全員賛成。よって、議案第73号は委員長の報告どおり可決されました。
続きまして、議案第74号「美作市防災会議条例及び美作市災害対策本部条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決です。
議案第74号「美作市防災会議条例及び美作市災害対策本部条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（道上 政男君）

全員賛成。よって、議案第74号は委員長の報告どおり可決されました。
続きまして、議案第75号「美作市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する

条例について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第75号「美作市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（道上 政男君）

全員賛成。よって、議案第75号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第76号「湯郷地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第76号「湯郷地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（道上 政男君）

全員賛成。よって、議案第76号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第77号「美作市特定疾患医療附帯療養交通費支給条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第77号「美作市特定疾患医療附帯療養交通費支給条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（道上 政男君）

全員賛成。よって、議案第77号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第78号「美作市営住宅等整備の基準に関する条例の制定について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第78号「美作市営住宅等整備の基準に関する条例の制定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（道上 政男君）

全員賛成。よって、議案第78号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第79号「美作市火災予防条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第79号「美作市火災予防条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（道上 政男君）

全員賛成。よって、議案第79号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第80号「平成24年度美作市一般会計補正予算（第3号）」について、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第80号「平成24年度美作市一般会計補正予算（第3号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（道上 政男君）

全員賛成。よって、議案第80号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第81号「平成24年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第81号「平成24年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（道上 政男君）

全員賛成。よって、議案第81号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第82号「平成24年度美作市武蔵の里特別会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第82号「平成24年度美作市武蔵の里特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（道上 政男君）

全員賛成。よって、議案第82号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、陳情第3号「人権尊重都市宣言の制定に関する陳情書」について、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

陳情第3号「人権尊重都市宣言の制定に関する陳情書」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（道上 政男君）

全員賛成。よって、陳情第3号は委員長の報告どおり採択されました。

続きまして、請願第2号「地域建設業の振興及び中小企業対策の充実に関する請願書」について、討論に入ります。

ございませんか。

橋本議員。

10番（橋本 健二君）

委員会の中の討論にもありましたが、書面の提出者がどちらともとれない、とれるというような、厳密に言えば副支部長さんか有友工務店か、よくわからないような状態での書類については賛成をしかねます。

以上です。

議長（道上 政男君）

ほかに。

福島議員。

20番（福島 協君）

紹介議員である私が賛成討論するのもおかしいんですが、一応。

皆さん御承知のように、請願権は憲法16条で保障されております。憲法16条の中で、請願主体については

特段は決めておりません。広くという言葉を使っております。これは日本国籍を有するばかりではなく、外国籍を有する人も請願権があります。そして、外国に住んでおられる方も請願権があります。よって、この憲法の趣旨に沿って地方自治法124条の請願の主体については何ら触れておりません。そういうことで、橋本議員がいろいろと言われましたけれども、請願の主体については何らこの請願については問題はないということでございます。

そして、最後に触れておきたいことは、実は請願者から私のほうへ電話がありまして、請願を取り下げるよう圧力をかけられとるということでもございました。それもたびたび請願を取り下げるようにというような話があったということでもございます。私は請願者に、そのような圧力に屈することはありませんと。これは憲法に保障されているわけですから、そういうことでもございます。

以上、そういうことで……。

議長（道上 政男君）

ちょっと福島議員、討論ですから、これの賛成討論ですから。

20番（福島 協君）

はい。ですから、私はそういう意味でこれは賛成に値すると思います。

以上です。

議長（道上 政男君）

ほかに。

内海議員。

21番（内海 健次君）

さまざまな臆測とか推測もあろうかと思えますけれども、議会制民主主義の中で総務委員会が賛成で可決されたということを重く受けとめて賛成に回ります。

以上。

議長（道上 政男君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

請願第2号「地域建設業の振興及び中小企業対策の充実に関する請願書」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（道上 政男君）

賛成多数。よって、請願第2号は委員長の報告どおり採択されました。

この後、休憩に入りますが、1時からこの陳情第2号についての議会運営委員会を開きますので、本会議の再開は午後1時10分から行います。午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時03分 休憩

午後1時10分 再開

議長（道上 政男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の最後に、休憩の前に私のほうから陳情第2号と言いましたが、陳情第3号の間違いでした。訂正いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長より報告をお願いいたします。

議会運営委員長。

18番（新免 昌和君）〔登壇〕

ただいまから議会運営委員会の委員長報告を行います。

先ほど議員控室において、議長、委員、市長、副市長、政策審議監、担当部長出席のもと、議会運営委員会を開催しました。

まず、陳情第3号が採択されましたので、宣言案の内容を審議いたしました。発議第10号「人権尊重都市宣言について」は議会運営委員会委員長外5人の委員で発議いたします。

追加日程第1として日程の最後に追加し、議案上程の後、質疑、討論、採決といたします。

以上、議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、発議第10号「人権尊重都市宣言について」を日程に追加し、追加日程第1とし、議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

異議なしと認めます。発議第10号「人権尊重都市宣言について」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

これより議案を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

〔議案書配付〕

追加日程第1 発議第10号「人権尊重都市宣言について」

議長（道上 政男君）

それでは、追加日程第1、発議第10号「人権尊重都市宣言について」を議題とし、提案者の説明を求めます。

議会運営委員長。

18番（新免 昌和君）〔登壇〕

発議第10号「人権尊重都市宣言について」。

〔以下朗読〕

〔降壇〕

議長（道上 政男君）

提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

追加日程第1、発議第10号「人権尊重都市宣言について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（道上 政男君）

全員賛成。よって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

以上で今議会の日程は全て終了いたしました。

この際、市長より御挨拶をお願いいたします。

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

平成24年第5回9月美作市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、9月3日に開会させていただき、諮問1件、報告7件、承認1件、認定16件、条例の制定、改廃外12件、補正予算3件を提出をさせていただきました。慎重なる御審議をいただき、全ての議案を原案どおり御承認いただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

本年は、今のところ台風の直撃もなく、実りの秋を迎えております。水稻の作況指数は8月15日現在であります。県中北部はやや不良の95から98との予測が出ております。やや不良の原因は5月の低温が影響しているとのことでございます。市内の水田作付面積は平成22年度ベースでございますが、1,510ヘクタール、米を7,520トン収穫をしております。日本人の平均米消費量は、最近の家計調査で金額ベースではパン類に負けておりますけれども、年間1人約60キロを食べておることになります。これで試算をいたしますと、美作市は12万5,000人分の米をつくっていることになります。大きな輸出産業にもなるかなという数字でございます。世界的な穀物不足による食料安保にも、市の単位ではございますけれども、対応ができております。美作市の長所を農業政策に生かしていきたいものだと、収穫の秋を迎え、考えをめぐらせておるところでございます。

女子サッカーなでしこリーグは、ホームゲームを昨日6試合目を終えて、既に昨年を上回り、全観客数は約2万人でございまして、平均観客数が1試合当たり3,000人強となっております。昨年の平均が2,000人ちょっと、2年前が1,000人以下でございますから、データの上でも岡山湯郷Belleが観光面においても大きな貢献をしていることは間違いありません。ホームゲームで残り3試合となりましたが、せっかく美作市にお越しいただいているわけでございますから、7月からスタートしております宇野バス乗車キャンペーンなど公共交通機関の利用促進と、さらに観光客誘致のため、福元、宮間両選手の活躍と岡山湯郷Belleの活動をパネルにした展覧会の開催を考えております。これらを通じて市外の多くの方に美作市のリピーターになっていただくため、さまざまな仕掛けを今後も企画してまいりたいと考えておるところでございます。

5月には、島根県雲南市、広島県安芸高田市、岡山県の真庭市と美作市と立ち上げました交付税研究会は、先般交付税制度研究報告書を取りまとめ、10月には総務省に対して意見書を共同で提出する予定となっております。これは交付税の一本算定において基準財政需要額と一般財源額のギャップがどうなるかを詳細

に分析しております。美作市で申しますと、消防費、社会福祉費、保健衛生費、その他の教育費などで乖離幅が大きいことが判明しております。交付税制度改革を国に要望をしまいたいと考えておるところでございます。

また、市の財政運営は、市の将来をしっかりと見据え、取り組んでまいってきたところでございます。今後もそうした取り組みを続けて、より一層強化しながら取り組んでいきたいというふうに思っておるところでございます。

また、えてして人は未知のことには相当な抵抗感を持つものであります。しかしながら、人類は有史以来、未知にチャレンジして今日の文明を築き上げたものと思っております。今、少子・高齢化の時代、それぞれの自治体がさまざまな工夫をして生き残りを図りながら取り組みを行っておられます。美作市も今後もチャレンジ精神を忘れることなく、一朝一夕でやれるものではありませんが、田園観光都市づくりに邁進をしまいたいと思うところでございます。今議会、議員の皆様方に頂戴した御意見を参考にしながら田園観光都市づくりに邁進してまいりますので、さらなる御意見と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

これから、秋本番を迎えるに当たりまして、議員各位の今後ますますの御健勝と御活躍を心からお祈り申し上げ、定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。〔降壇〕

議長（道上 政男君）

平成24年第5回9月美作市議会定例会の閉会に当たり、私のほうからも一言御挨拶を申し上げます。

9月3日開会以来、本日まで23日間にわたり、終始熱心に御審議を賜り、本日閉会の運びとなりました。心から厚く御礼申し上げます。

市長を初め執行部の皆様には、今定例会で提案され成立しました条例の一部改正を初め補正予算等重要議案につきまして、議員からの質疑あるいは一般質問などの意見等が今後の市政に十分反映されますよう御要望いたします。

議員の皆様には、議会閉会後におきましても平成23年度決算について御審議をいただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

今定例会において人権尊重都市宣言が制定されました。この宣言で、一人一人の人権が尊重され、相互の理解と協力と信頼に根差したまちづくりを目指します。また、議会活性化調査特別委員会では、10月に市民1,000人を対象に市民アンケート調査を実施いたします。市民の皆様にはわかりやすい、より開かれた議会を目指し、議会としてどう活動していくべきか研究をしまっている所存でございます。

この夏一番に心を打たれたのは、先ほども市長が言われましたが、第30回ロンドンオリンピック大会において、サッカー女子の日本代表なでしこジャパンが輝かしい銀メダルを獲得したことでした。中でもなでしこジャパンのメンバーとしてメダル獲得に大きく貢献した宮間あや、福元美穂両選手の活躍は市民を初め多くの人々に大きな夢と熱い感動を与えてくれました。また、アンダー20ワールドカップでは、ヤングなでしこが銅メダルを獲得し、岡山湯郷Belleから横山久美選手が出場し活躍をいたしました。選手の所属する岡山湯郷Belleの地元美作市としては、大きな喜びであり、誇りであります。

この成果は、選手の努力はもとより、議員、執行部の皆様を初め、多くの市民の方々の力強い応援によるものと御推察いたします。美作市議会といたしましても、6月に岡山湯郷Belle市議会サポーターズを設立し、チームの活躍を通じ、市民の一体感、地域の活力向上につながることを目指し、さらに地元岡山湯郷Belleを応援してまいる所存でございます。

厳しい残暑も終わり、これから秋本番を迎えるに当たり、議員、執行部の皆様方には健康に十分留意をいただき、市民生活の向上に向け、なお一層御尽力を賜りますようお願いを申し上げます、今定例会の閉会の御挨拶といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道上 政男君）

異議なしと認めます。

以上をもって平成24年第5回9月美作市議会定例会を閉会いたします。

午後1時27分 閉会

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成24年9月25日

美作市議会議長 道上 政 男

会議録署名議員 絹 田 和 昭

会議録署名議員 新 免 昌 和

そ の 他 資 料

一般質問【平成24年第5回（9月）美作市定例会】

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手
1	19番 日笠一成	1. 地域の活性化について	①地域の活性化には地域の力を活用する必要がある	市 長
		2. 自然との共生・森林の活用と再生について	①森林資源の活用とその波及効果について	市 長
2	10番 橋本健二	1. 人口の減少に歯止めと若者定住対策	①美作市幼児園施設計画は ②若者定住対策計画は ③結婚推進事業の進捗状況は	市 長 担当部長
		2. 江見商業高校跡地利用について	①跡地再利用計画の進捗状況は	市 長
3	2番 則本陽介	1. 市民サービスについて	①コンビニにおける証明書等交付の取組みについて	市 長 政策審議監 担当部長
		2. 教育行政について	①学校教育現場の猛暑対策の現状について ②空調機器の設置を推進する施策について	市 長 教 育 長
4	15番 小淵繁之	1. 獣肉処理施設の進捗状況について	①予算と補助金について ②施設の設置場所について ③猟友会との協議について ④大量捕獲柵の設置について ⑤条例と品質管理について ⑥獣肉の活用方法について	市 長 担当部長
5	21番 内海健次	1. 定住促進の一環として、都市計画の変更及び用途地域の指定見直しについて、更に農振除外を行いやすくする考え方について	①人口増加傾向地域の拡大施策として、都市計画の変更及び用途地域指定見直しの美作市の展望についての考え方 ②①と同様、定住促進施策として、農振除外を行いやすくする美作市の考え方	市 長 担当部長
6	5番 尾高誉久	1. 美作市水道整備計画について	①施設更新のための具体的整備計画について ②簡易水道の進捗と今後の方針について ③水道料金について	市 長 担当部長
7	3番 萬代師一	1. 下水道維持管理について	①下水道施設の統廃合について 市内27施設の統廃合により維持管理費の削減への取組みについて ②下水道使用料金について 消費税増税を使用料金に転嫁について 合併協定目標設定料金の改定について	市 長 担当部長
8	4番 山本重行	1. 過疎化と高齢化が進む地域で集落機能を維持し、住民の安心できる暮らしを守る施策について	①今進めている、地域おこし協力隊の取り組みの現状・同様な他地域への支援について ②お試し住宅の現状と他地域とする予定はどうか ③デマンドバスの現状と他の交通不便地域についての予定はあるか	市 長
		2. 道路改良の予定について	①県道 万善美作線・和気笹目作東線の改良予定はどのようになっているか	市 長
9	14番 岩江正行	1. 街並み環境整備事業	①住宅等の外観の修景整備 ②道路、公園等の整備	市 長 担当部長
		2. 密集住宅市街地整備について	①老朽化建築物の除去 ②防災性の向上と住環境の整備	市 長 担当部長
		3. 防災まちづくりの推進	①避難地の確保 ②避難路の整備	市 長 担当部長
		4. 美観整備と癒しの温泉	①温泉の転地効果について (山、高原、森林、河辺)	市 長 担当部長

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手
		5. 経営者支援とこれからの観光行政	①近隣市町村との連携 ②温泉を利用した健康作りの推進 ③農家との共存、共栄、安全安心のサービスの提供、地産地消	市 長 担当部長
1 0	16番 万殿紘行	1. 市内各小・中学校の児童生徒の現状について	①夏休み中、又二学期の授業の実態、対応	教 育 長
		2. 市内各小・中学校の「いじめ」について	①各小・中学校の「いじめ」の実態、対応	教 育 長
		3. 市内各小・中学校の学力の実態について	①各小・中学校の学力の認識、今後の対応	教 育 長
		4. クリーンセンター建設について	①市民告発について	市 長 副 市 長
1 1	9番 安東章治	1. 子育て支援について	①市営の住宅で新婚家庭向けの住宅付近に、子供の遊び場を確保・簡易遊具の設置は出来ないか	市 長
		2. 新美作クリーンセンター工事の進捗について	①造成工事も進み完成が待ちどろしいが、肝心の本体仕様が見えてこない。環境保全事業団との灰溶融施設を含めてどのような仕様でプロポーザルされるのか	担当部長
		3. 新美作クリーンセンター建設についてのもろもろの動きの説明を求めます	①地元説明はどのように進んでいるのか、反対や意義を唱えている方々の理解は得られてきていますか ②市側が、市民3人を告発されたが慎重さに欠けたと思います。これで美作市にとっていい結果が出ると思われませんか、告発に至った経緯と今後の動向をお聞かせ下さい ③入札・プロポーザルにかかわり、あたかも官製談合が行なわれているような文章が出回っていますが、慎重な対応を望みます。お考えをお聞かせ下さい	市 長
		4. 市内交通について（オンデマンドバス）	①デマンドバス運行の新規路線とその状況をお知らせ願いたい ②又この方法以外に住民の方の利便性や、地域の企業振興を考えてタクシー利用などは考えられていないのでしょうか	市 長 担当部長
1 2	13番 栗井基雄	1. 防災対策について	①自主防災組織に対する取り組み状況と今後の方向性をお尋ねいたします ②「緊急速報メール」の対応について、岡山県及び美作市の現況をお尋ねします	市 長
1 3	1 番 山本雅彦	1. ため池の管理について	①市内のため池の状況（農業用とその他の数等） ②設置されてからの年数 ③改修、未改修の状況	市 長 担当部長
		2. 法定外公共物（里道、水路）について	①現在は市町村の管理になっているが、市内の実態はどうなっているか	市 長 担当部長
		3. がん教育について	①「がん対策推進基本計画」への取り組みについて ②子ども達への「がん教育」について ③集団検診での結果はどうか	市 長 教 育 長 担当部長
		4. うつ病対策について	①平成22年12月議会でとりあげましたが、その後の取り組みはどうなっているか	市 長 担当部長
1 4	17番 絹田和昭	1. 美作市第5期介護保険事業計画について	①国の基本指針として、安心して暮らせるまちづくりを築くために地域包括ケアの推進が挙げられているが美作市として第5期として新たな取り組みは ②地域支援事業（任意事業）としての家庭介護支援事業として介護手当の支給を考えると	市 長 担当部長

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手
		2. 彩菜みまさか箕面店の2号店の計画は、市内出荷農家の拡大について	①彩菜みまさか箕面店の順調な販売高により、市内の出荷農家の収入、就労が増大している、次の2号店の計画は ②美作市内の出荷農家が少なくと聞くが、市町村別の出荷状況を把握しているのか、より市内の出荷農家を増やすためにはどのような施策が考えられるか	市 長 担当部長
		3. 美作市クリーンセンター造成工事の入札についての告発について	①配布されたピラを見た時、副市長と発言をした議員を呼んで事実関係を確認できなかったのか今現在、告発は受理されているのか	市 長
1 5	12番 鈴木悦子	1. 国定公園後山について	①国定公園の指定がされ、また全国に2ヶ所しか残っていない女人禁制の後山を観光地として幅広くPRするお考えについて ②中学2年生が林間学校の体験学習として大山登山をしています、今後後山キャンプ場の利用も含めて後山を活用するお考えはいかがですか ③林道竹の頭線は途中まで整備されていますが、駒の尾山まで林道整備をして登山の拠点にしてはどうかと思いますが、お考えをお尋ねします	市 長 教 育 長
		2. 不妊治療費の助成について	①美作市では10万円の助成を実施していますが不妊で悩んでいる人がどれくらいおられるのかまた助成を受けて何人の人が妊娠して出産したのかお尋ねします ②子供の出来にくい男女に医学的な処置を行い妊娠、出産を助ける治療で、年に何度も受ける人が少なくない状況であります。1回当たり30万～50万円かかるとされる治療費の助成を美作市は1回限り10万円ですが、経済的な不安をなくしてあげ、安心して治療に専念できるよう10万円の助成の回数を増やすべきではないかと考えますがお考えをお聞きます	市 長
1 6	8番 本城宏道	1. 消費税問題について	①消費税増税が3党合意で決まったが、実施は14年4月8%15年10月10%です。法が決定されても国民世論で実施させない、または食料品等非課税にする内容変更等が必要と思うがどう考えますか	市 長
		2. TPPについて	①国の説明は充分出来ていると思われませんか ②市長会等でTPP問題についてどの様に議論され、国への要望等なされているのか経過について説明願いたい	市 長
		3. オスプレイ低空飛行訓練について	①危険きわまりないオスプレイの配備、低空飛行訓練について市長はどう思われますか	市 長
		4. 全国学力テストについて	①岡山県下の状況と美作市の状況について ②原因と今後の指導方針についてお聞かせ下さい	教 育 長
		5. スクールバスについて	①現在の保有台数と使用年数はどの様になっているか ②更新計画について ③運転者の健康管理について	市 長 教 育 長
		6. 改善センターの管理について	①雨もりがひどい状況にあるが早期の改修が必要ではないか	市 長
		7. 美作クリーンセンターについて	①施設の全体構想について説明願いたい ②工事入札について不明朗なうわさが流れているが	市 長

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手
17	7番 西元進一	1. 告発について	①今具体的にはどこまで進んでいますか ②美作市と告発のいちづけを説明してください ③結果についてどのような責任を感じていますか	市 長
		2. いじめ問題について	①美作市の現状とこれからの取り組みについて ②学校と保護者の関係はうまくいっていますか	教 育 長
18	18番 新免昌和	1. 福祉先進のまちづくり	①総合振興計画の基本計画に基づく「すべての人が安心して暮らせるまちづくり」地域福祉施策の充実への取り組み ②障がい者（児）福祉施策の充実を求めます、どう取り組まれますか	市 長
		2. 高齢者の住みよい美作市を	①高齢者の生活実態について現況と課題はどのようなになっていますか ②市は、現時点で理想とする高齢者の住みよい街をどうイメージしていますか	市 長
		3. 買い物弱者対策について	①具体的な取り組みについて 国・県の補助制度の活用	市 長
19	6番 岡崎正裕	1. ラグビーサッカー場へのアクセスについて	①シャトルバスから徒歩への転換を	市 長
		2. 獣肉加工施設について	①現在の進行状況	市 長 担当部長
		3. 名誉毀損について	①現在に至るまでの経過	市 長